Holy Bible.

舊新約全書

NEW

TESTAMENT.

北英國
聖書會社

NEW TESTAMENT.

新約全書

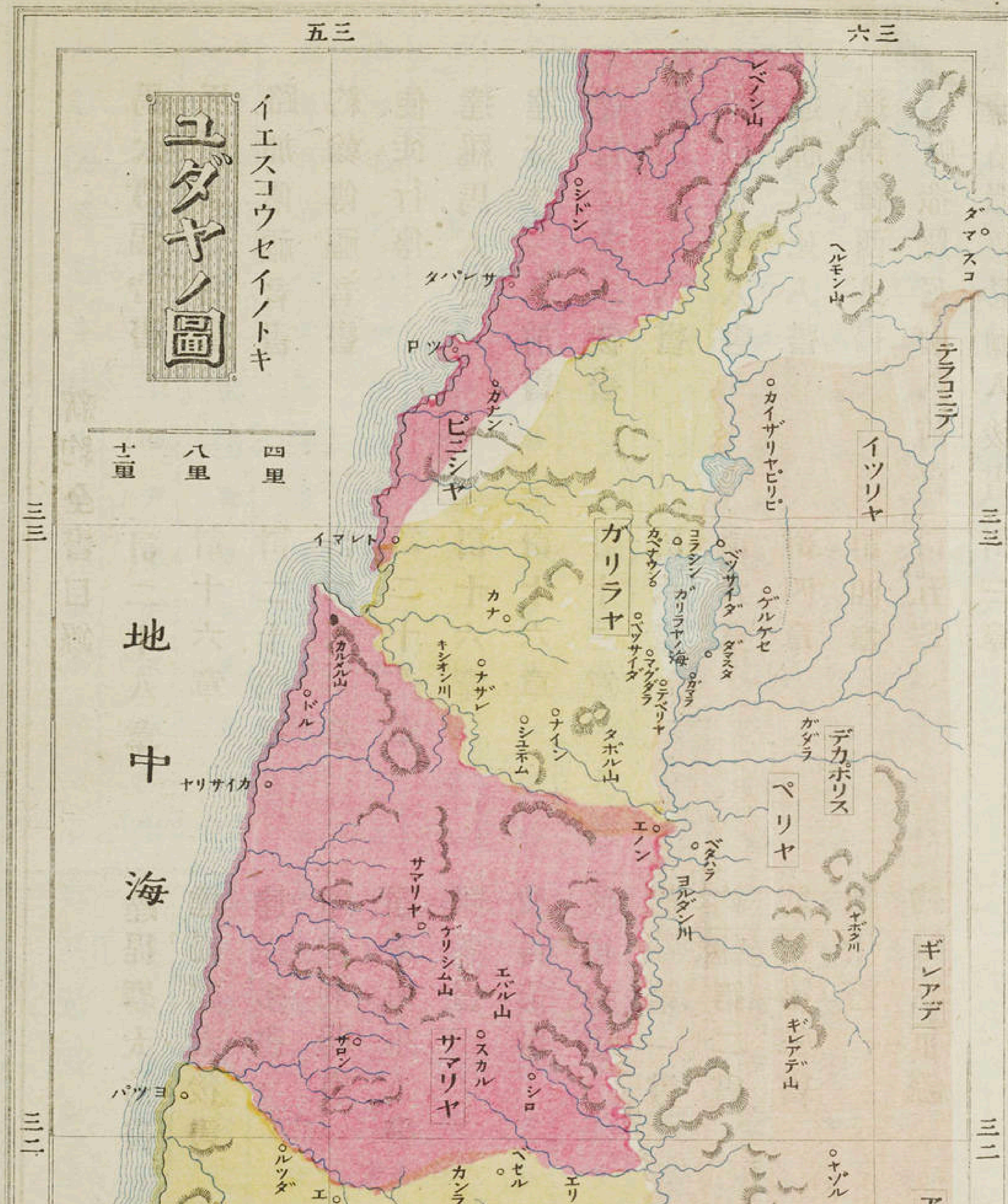
SHIN YAKU ZENSHO.

北英國聖書會社

NATIONAL BIBLE SOCIETY
OF
SCOTLAND,
YOKOHAMA.
—
1887.

橫濱七十七番館

新約全書目錄



ユダヤノ圖
イエスコウセイノトキ
四里
八里
十二里
三五
三六
三三
三二
地中海
死海
レバノン山
シドン
サレパタ
ツロ
カナン
ピニシヤ
トレマイ
カイサリヤ
ヨッパ
アラビヤ
ダマスコ
ヘルモン山
テラコニテ
イツリヤ
カイザリヤピリピ
ガリラヤ
カペナウン
コラジン
ベツサイダ
ガリラヤノ海
ゲルケセ
マグダラ
テベリヤ
ガダラ
カナ
キシオン川
ナザレ
ナイン
シユネム
タボル山
カルメル山
ドル
デカポリス
ペリヤ
ベタハラ
エノン
ヨルダン川
ヤボク川
ギレアデ
ギレアデ山
サマリヤ
ゲリシム山
エバル山
スカル
シロ
サロン
ルツダ
エマヲ
エリコ
カンラン山
エルサレム
ベタニヤ
ベツパゲ
ベツレヘム
ヤゾル
アモン
ピスガ山
アゾトス
ユダヤ
ガテ
ヘブロン
ユダヤノ野
ガザ
ベルシバ
アロエル
アルノン川
モアブ

新約全書馬太傳福音書

第一章 アブラハムの裔なるダビデの裔イエスキリストの系圖
二アブラハムイサクを生イサクヤコブを生ヤコブユダとその兄
弟を生り 三 ユダタマルに由てパレスとザラを生パレスエスロン
を生エスロンアラムを生 四 アラムアミナダブを生アミナダブナ
アソンを生ナアソンサルモンを生 五 サルモンラハブに由てボア
ズを生ボアズルツに由てオベデを生オベデエッサイを生 六 エッ
サイダビデ王を生ダビデ王ウリヤの妻に由てソロモンを生 七 ソ
ロモンレハベアムを生レハベアムアビアを生アビアアサを生 八
アサヨサパテを生ヨサパテヨラムを生ヨラムウッズヤを生 九 ウ
ツズヤヨタムを生ヨタムアカズを生アカズヘゼキヤを生 十 ヘゼ
キヤマナセを生マナセアモンを生アモンヨシアを生り 十一 バビロ
ンに徙さるゝ時ヨシアエホヤキンと其兄弟を生 十二 バビロンに徙

されたる後エホヤキンシアテルを生シアテルゼルバベルを生 十三
ゼルバベルアビウデを生アビウデエリアキンを生エリアキンア
ゾルを生 十四 アゾルザドクを生ザドクアキムを生アキムエリウデ
を生 十五 エリウデエリアザルを生エリアザルマツタンを生マツタ
ンヤコブを生 十六 ヤコブマリアの夫ヨセフを生り此マリアよりキ
リストと稱るイエス生れ給ひき 十七 其世系を數れるアブラハムよ
りダビデに至るまで十四代ダビデよりバビロンに徙さるゝ時ま
で十四代バビロンに徙されしよりキリストまで十四代なり○ 十八
それイエスキリストの生れ給ること左の如し其母マリアはヨセ
フと聘定を爲るのみにて未だ偕にならざりしとき聖靈に感じて
孕しが其孕たること顯れければ 十九 夫ヨセフ義人なる故に之を辱
しむることを願ず密に離縁せんと思へり 二十 斯て此事を思念せる
時に主の使者かれが夢に現きて曰けるはダビデの裔ヨセフよ爾

妻マリアを娶ことを懼るゝ勿その孕る所の者は聖靈に由なり 二一 かれ子を生ん其名をイエスと名くべし蓋その民を罪より救んとすれば也 二二 凡て此事は預言者に託て主の曰たまひし言に 二三 處女はらみて子を生ん其名をインマヌエルと稱べしと有に應せん爲なり其名を譯ば神われらと偕に在との義なり 二四 ヨセフ寢より起て主の使者の命ぜし言に遵ひ其妻を娶たれど 二五 冢子の生るゝまで牀を同にせざりき其生れし子をイエスと名けたり

第二章

夫イエスはヘロデ王の時ユダヤのベツレヘムに生れ給しが其とき博士たち東の方よりエルサレムに來り 二 曰けるはユダヤ人の王と生れ給る者は何處に在す乎われら東の方にて其星を見たれば彼を拜せん爲に來れり 三 ヘロデ王これを聞て痛む又エルサレムの民もみな然り 四 凡の祭司の長と民の學者とを集てヘロデ問けるはキリストの生るべき處は何所なる乎 五 答けるは

ユダヤのベツレヘムなり蓋預言者の錄されたる言に
六 ユダヤの地ベツレヘムよ爾はユダヤの郡中にて至小きものに非ず我イスラエルの民を牧ふべき君その中より出んと云ばなり
七 是に於てヘロデ密に博士等を召星の現れし時を詳に問て
八 彼等をベツレヘムに遣さんとして曰けるは往て嬰兒の事を細に尋それに遇ば我に告よ我も亦ゆきて拜すべし
九 かれら王の命を聞て往り前に東の方にて見たりし星かれらに先ちて嬰兒の居所にいたり其上に止りぬ
十 彼等その星を見て甚く喜び
十一 既に室に入けるに嬰兒の其母マリアと偕に居を見ひれふして嬰兒を拜し寶の盒を開て黄金乳香沒藥など禮物を献たり
十二 博士夢にヘロデへ返る勿との默示を蒙りて他の途より其國に歸れり〇
十三 彼等が去るのち主の使者ヨセフの夢に現れて曰けるはヘロデ嬰兒を索て殺んとする故に起て嬰兒と其母とを挈へエジプトに逃て復わが爾に示さん

時まで彼處に止れ 十四 ヨセフ起て夜嬰兒と其母とを挈へエジプト
に往き 十五 ヘロデの死るまで其所に止れり是主預言者に託て我わが
子をエジプトより召出せりと云給ひしに應せん爲なり 十六 是に於
てヘロデ博士に欺かれたるをしり大にいかり人を遣して博士に
詳く問たる時を度りベツレヘムと其境の内なる二歲以下の嬰兒
を盡く殺せり 十七 即ち預言者エレミヤの言に 十八 歎き悲み甚く憂る
聲ラマに聞ゆラケルその兒子を歎き其兒子の無によりて慰を得
ずと云しに應へり 十九 斯てヘロデ死しかば主の使者ヨセフの夢に
エジプトにて現れ曰けるは 二十 起て嬰兒とその母とを挈へイスラ
エルの地にゆけ嬰兒の生命を索る者は已に死り 二一 彼おきて嬰兒
と其母とを挈へてイスラエルの地に至しが 二二 アケラヲ父ヘロデ
に代てユダヤの王たりと聞ければ彼處に往ことを懼る又夢に告
を蒙りてガリラヤの内に避 二三 ナザレと云る邑に至りて居り彼は

ナザレ人と稱れんと預言者に託て云れたる言に應せん爲なり

第三章

當時バプテスマのヨハネ來りてユダヤの野に宣傳へて
二 曰けるハ天國ハ近けり悔改めよ
三 是ハ主の道を備ろの路線を直せよと野に呼る人の聲ありと預言者イザヤが言し人なり
四 此ヨハネハ身に駱駝の毛衣をき腰に皮の帯をつかね蝗蟲と野の蜜を食物とせり
五 斯時エルサレム及びユダヤを擧またヨルダンの四方より人々出てヨハネに就
六 已が罪を悔あらはしヨルダンにて彼よりバプテスマを授られたり
七 バプテスマを受んとてパリサイ及サドカイの人々の多く來れるを見て彼等に曰けるは蝮の裔よ誰なんぢらに來んとする怒を避べきことを告しや
八 然ば悔改に符ふ果を結べよ
九 爾曹われらが先祖にアブラハム有と云ことを意ふ勿れ我爾曹に告ん神ハ能この石をもアブラハムの子と爲しめ給ふなり
十 今や斧を樹の根に置る故に凡て善果を結ざる樹ハ

斫きて火に投入らるべし 十一 我は爾曹を悔改させんとて水を以て
爾曹にバプテスマを授く我より後に來る者は我に勝て能力あり我
は其履を提にも足ず彼は聖靈と火をもて爾曹にバプテスマを授
ん 十二 手には箕を持て其禾場を淨め麥は斂て其倉にいれ糠は熄ざ
る火にて燬べし○ 十三 此時イエスヨハネにバプテスマを受んとて
ガリラヤよりヨルダンに來り給ふ 十四 ヨハネ辭て曰けるは我は爾
よりバプテスマを受べき者なるに爾反て我に來る乎 十五 イエス答
けるは暫く許せ如此すべての義き事は我儕盡す可なり是に於て
ヨハネ彼に許せり 十六 イエスバプテスマを受て水より上れるとき
天忽ち之が爲にひらけ神の靈の鴿の如く降て其上に來るを見る
十七 又天より聲ありて此は我心に適わが愛子なりと云り

第四章

偖イエス聖靈に導かれ惡魔に試られん爲に野に往り 二 四
十日四十夜食ふ事をせず後うゑたり 三 試むる者きたりて曰

けるは爾もし神の子ならば命じて此石をパンと爲よ 四 イエス答へ
けるは人はパンのみにて生るものに非ず唯神の口より出る凡の
言に因と錄されたり 五 是に於て惡魔かれを聖京に携へゆき殿の
頂上に立せて曰けるは 六 爾もし神の子ならば己が身を下へ投よ
蓋なんぢが爲に神その使等に命ぜん彼等手にて支へ爾が足の石
に觸ざるやうすべしと錄されたり 七 イエス彼に曰けるは主たる
爾の神を試むべからずと亦錄せり 八 惡魔また彼を最高き山に携
へゆき世界の諸國とその榮華とを見せて 九 爾もし俯伏て我を拜
せば此等を悉くなんぢに與ふべしと曰ふ 十 イエス彼に曰けるはサタ
ンよ退け主たる爾の神を拜し惟之にのみ事ふべしと錄されたり
十一 終に惡魔かれを離れ天使たち來り事ふ○ 十二 イエスヨハネの囚れ
し事を聞てガリラヤに往 十三 ナザレを去ゼブルンとナフタリとの
界なる海邊のカペナウンに至て此に居り 十四 これ預言者イザヤの

言に十五ゼブルンの地ナフタリの地海に沿たる地ヨルダンの外れ
地異邦人のガリラヤ十六此等の幽暗にをる民は大なる光をみ死地
と死蔭に坐する者の上に光いでたりと云しに應せん爲なり○十七
斯時よりイエス始て道を宣傳へ天國は近けり悔改めよと曰たま
へり十八イエスガリラヤの海邊を歩てペテロと云シモン其の兄弟
アンデレと二人にて海に網うてるを見たり彼等は漁者なり十九之
に曰けるは我に從へ我なんぢらを人を漁る者と爲ん二十彼等やが
て網を棄てイエスに從ふ二一此より進けるに又ほかの兄弟二人即
ちゼベダイの子ヤコブと其兄弟ヨハネ父ゼベダイと偕に舟にて
網を補へるを見て之を召しに二二彼等も頓て舟と父とを置てイエ
スに從へり○二三イエスガリラヤを徧く巡り其會堂にて教をなし
天國の福音を宣傳なつ民の中なる諸の病もろ〳〵の疾を醫しぬ
二四其の聲名あまねくスリヤに播りしかば人々すべての患へる者

萬殊の病また痛惱る者あるひハ鬼に憑たるもの癲癇癱瘋の病に罹れる者を彼に携來けるに之を醫せり 二五 ガリラヤとデカポリスエルサレムユダヤヨルダンの外より多の人々きたり從ふ

第五章

イエス許多の人を見て山に登り坐し給ければ弟子等も其下に來れり 二 イエス口を啓て彼等に敎へ曰けるハ 三 心の貧き者ハ福なり天國ハ即ち其人の有なれバ也 四 哀む者ハ福なり其人ハ安慰を得べけれバ也 五 柔和なる者ハ福なり其人ハ地を嗣ことを得べければ也 六 饑渇ごとく義を慕者ハ福なり其人ハ飽ことを得べければ也 七 矜恤ある者ハ福なり其人ハ矜恤を得べければ也 八 心の清き者ハ福なり其人ハ神を見ことを得べければ也 九 和平を求る者ハ福なり其人ハ神の子と稱らる可きなり 十 義ことの爲に責らるゝ者ハ福なり天國ハ即ち其人の有なれば也 十一 我ために人なんぢらを詬詈また迫害いつはりて各樣の惡言をいはん其時

ハ爾曹福なり 十二 喜び樂め天に於て爾曹の報賞おほけれバ也そハ
爾曹より前の預言者をも如此せめたりき〇 十三 爾曹ハ地の鹽なり
鹽もし其味を失はゞ何を以て故の味に復さん後ハ用なし外に棄
られて人に踐るゝ而已 十四 爾曹ハ世の光なり山の上に建られたる
城ハ隱るゝことを得ず 十五 燈を燃して斗の下におく者なし燭臺に置
て家に在すべての物を照さん 十六 此の如く人々の前に爾曹の光を
耀かせ然れバ人々なんぢらの善行を見て天に在す爾曹の父を榮
べし〇 十七 われ律法と預言者を廢る爲に來れりと意ふ勿れわれ來て
之を廢るに非ず成就せん爲なり 十八 われ誠に爾曹に告ん天地の盡
ざる中に律法の一點一畫も遂つくさずして廢ることなし 十九 是故
に人もし誡の至微き一を壞り又その如く人に敎なバ天國に於て
至微き者と謂れん凡そ之を行ひ且人に敎る者ハ天國に於て大な
る者と謂るべし 二十 我なんぢらに告ん學者とパリサイの人の義よ

りも爾曹の義こと勝ずバ必ず天國に入こと能じ○二一古の人に告
て殺こと勿れ殺す者は審判に干らんと言ること有は爾曹が聞し
所なり 二二 然ど我なんぢらに告ん凡て故なくして其兄弟を怒る者
は審判に干らん又その兄弟を愚者よといふ者は集議に干らん又
狂妄よといふ者は地獄の火に干るべし 二三 是の故に爾曹もし禮物
を携へて壇に往たる時もしこにて兄弟に恨るゝことあるを憶起
さば 二四 その禮物を壇の前に留まづ往て爾の兄弟と和ぎ後きたり
て爾の禮物を獻よ 二五 爾を訟ふる者と偕に途間にある時はやく和
げよ恐くは訟る者なんぢを審官に付し審官また爾を下吏に付し
遂に爾は獄に入られん 二六 我まことに爾に告ん分釐までも償はざ
れバ必ず其所を出ること能ざる也○二七古の人に告て姦淫するこ
と勿と言ることあるは爾曹が聞し所なり 二八 然ど我なんぢらに告
ん凡そ婦を見て色情を起す者は中心すでに姦淫したる也 二九 もし

右の眼なんぢを罪に陷さば抉出して之を棄よ蓋五體の一を失ふ
は全身を地獄に投入らるゝよりは勝れり 三十 もし右の手なんぢを
罪に陷さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふは全身を地獄に投入
らるゝよりは勝れり○ 三一 また曰ることあり凡そ人その妻を出さ
んとせば之に離緣狀を與ふべしと 三二 然ど我爾曹に告ん姦淫の故
ならで其妻を出す者は之に姦淫をなさしむるなり又出されたる婦
を娶る者も姦淫を行ふなり○ 三三 また古の人に告て僞の誓を立る
こと勿なんぢら誓ふ所は必ず主に遂べしと言ること有は爾曹が
聞し所なり 三四 然ど我なんぢらに告ん更に誓こと勿れ天を指て誓
ふ勿れ是神の座位なれば也 三五 地を指て誓ふこと勿れ神の足凳
なれば也エルサレムを指て誓ふこと勿これ大王の京城なれば也
三六 爾の首を指て誓ふ勿そは一すぢの髮だに白し黑すること能ざ
れば也 三七 爾曹たゞ是々否々といへ此より過るは惡より出るなり

○三八目にて目を償ひ齒にて齒を償へと言ることあり爾曹が聞し
所なり 三九 然ど我なんぢらに告ん惡に敵することなかれ人なんぢの
右の頰を批ば亦ほかの頰をも轉して之に向よ 四十 爾を訟て裏衣を
取んとする者には外服をも亦とらせよ 四一 人なんぢに一里の公役
を强なば之と偕に二里ゆけ 四二 爾に求る者には予へ借んとする者
を卻る勿れ○四三 爾の鄰を愛みて其敵を憾べしと言ることあり爾
曹が聞し所なり 四四 然も我なんぢらに告ん爾曹の敵を愛み爾曹を
詛ふ者を祝し爾曹を憎む者を善視し虐遇迫害もの〻爲に祈禱せ
よ 四五 如此するは天に在す爾曹の父の子となさん爲なり夫天の父
は其日を善者にも惡者にも照し雨を義き者にも義らざる者にも
も降せ給へり 四六 爾曹おのれを愛する者を愛するは何の報賞かあ
らん稅吏も然せざらん乎 四七 安否を兄弟にのみ問は人より何の過
たる事かあらん稅吏も然せざらん乎 四八 是故に天に在す爾曹の父

の完全が如く爾曹も完全すべし

第六章 なんぢら人に見せん爲に其義を人の前に行ことを愼もし
然ずば天に在す爾曹の父より報賞を得じ 二 是故に施濟を行とき
人の榮を得ん爲に會堂や街衢にて僞善者の如く鈴を己が前に吹
しむる勿れ我まことに爾曹に告ん彼等は既にその報賞を得たり
三 なんぢら施濟をするとき右の手の爲ことを左の手に知する勿
れ 四 如此するは其施濟の隱れんが爲なり然ば隱たるに鑒たまふ
爾の父は明顯に報たまふべし〇 五 なんぢ祈る時に僞善者の如す
る勿れ彼等は人に見られんが爲に會堂や街衢の隅に立て祈ることを
を好めれ誠に爾曹に告ん彼等は既にその報賞を得たり 六 なんぢ
祈る時は嚴密なる室にいり戸を閉て隱微たるに在す爾の父に祈
れ然ば隱微たるに鑒たまふ爾の父は明顯に報たまふべし 七 爾曹
祈る時は異邦人の如く重複語を言なかれ彼等は言おほきを以て

聽れんと意へり 八 是故に彼等に效こと勿れ爾曹の父は求ざる先
に其需用物を知たまへばなり 九 然ば爾曹かく祈るべし天に在ます
我儕の父よ願くは爾名を尊崇させ給へ 十 爾國を臨らせ給へ爾旨
の天に成ごとく地にも成せ給へ 十一 我儕の日用の糧を今日も與た
まへ 十二 我儕に罪を犯す者を我ゆるす如く我儕の罪をも免したまへ
十三 我儕を試探に遇せず惡より拯出し給へ國と權と榮は爾の窮な
く有たまふ所なりアーメン 十四 爾曹もし人の罪を免さば天に在ま
す爾曹の父も亦なんぢらを免し給はん 十五 然どももし人の罪を免さ
ずば爾曹の父も爾曹の罪を免し給はざるべし○ 十六 なんぢら斷食
するとき僞善者の如く憂容をする勿れ彼等は斷食を人に見ん爲
に顏色を損ふ我まことに爾曹に告ん彼等は既に其報賞を得たり
十七 なんぢ斷食する時は首に膏をぬり面を洗へ 十八 如此するは爾の
斷食人に見ずして隱微たるに在す爾の父に現さんが爲なり然ば

隱微たるに鑒たまふ爾の父は明顯に報たまふべし○ 十九 蠹くひ銹
くさり盜うがちて竊む所の地に財を蓄ふること勿れ 二十 蠹くひ銹
くさり盜穿て竊ざる所の天に財を蓄ふべし 二一 蓋なんぢらの財の
在ところに心も亦ある可れバ也○ 二二 身の光は目なり若なんぢの
目瞭かならバ全身も亦明なるべし 二三 若なんぢの目眊らバ全身暗
かるべし是故に爾の中の光もし暗からバ其暗こと如何に大なら
ず乎 二四 人は二人の主に事ることを能ず蓋これを惡かれを愛み此を
親み彼を疎べければ也なんぢら神と財とに兼事ることを能はず 二五 是
故に我なんぢらに告ん生命の爲に何を食ひ何を飮また身體の爲
に何を衣んと憂慮こと勿れ生命は糧より優り身體は衣よりも優
れる者ならず乎 二六 なんぢら天空の鳥を見よ稼ことなく穡ことを
爲ず倉に蓄ふることなし然るに爾曹の天の父は之を養ひ給へり
爾曹之よりも大に勝るゝ者ならず乎 二七 爾曹のうち誰か能おもひ

煩ひて其生命を寸陰も延得んや 二八 また何故に衣のことを思わづらふや野の百合花ハ如何して長りを思へ勞ず紡がざる也 二九 われ爾曹に告んソロモンの榮華の極の時だにも其裝ての花の一な及ざりき 三十 神ハ今日野に在て明日爐に投入らるゝ草をも如此よそほいせ給へむ況て爾曹をや嗚呼信仰うすき者よ 三一 然ハ何を食ひ何を飲なにを衣んとて思わづらふ勿れ 三二 此みな異邦人の求る者なり爾曹の天の父ハ凡て此等のものゝ必需てとを知たまへり 三三 爾曹まづ神の國と其義とを求よ然ば此等のものハ皆なんぢらに加らるべし 三四 是故に明日の事を憂慮なかれ明日ハ明日の事を思わづらへ一日の苦勞ハ一日にて足り

第七章

人の罪を定ることを勿れ恐くハ爾曹も亦罪な定られん 二 爾曹が人の罪を定る如く己が罪をも定らるべし爾曹が人を量ごとく己も量らるべし 三 なんぢ兄弟の目にある物屑を視て己が目に

ある梁木を知ざるは何ぞや 四 己の目に梁木のあるに如何で兄弟
に對て爾が目にある物屑を我に取せよと曰ことを得んや 五 僞善
者よ先おのれの目より梁木をとれ然ば兄弟の目より物屑を取得
るやう明かに見べし 六 犬に聖物を與ふる勿また豕の前に爾曹の
眞珠を投與る勿れ恐くは足にて之を踐ふりかへりて爾曹を噬や
ぶらん 七 求よ然ば與られ尋よ然ばあひ門を叩よ然ば開かるゝこ
とを得ん 八 蓋すべて求る者はゑ尋る者はあひ門を叩く者は開か
る可ればなり 九 爾曹のうち誰か其子パンを求んに石を予んや 十
また魚を求んに蛇を予んや 十一 然ば爾曹惡き者なれども善賜を其子
に與ふるを知まして天に在す爾曹の父は求る者に善物を予ざら
ん乎 十二 是故に凡て人に爲られんと欲ことは爾また人にも其ごと
く爲よ是律法と預言者なる也 ○ 十三 窄き門より入よ沈淪に至る路
は濶ろの門は大なり此より入るもの多し 十四 命に至る路は窄ろの門

は少し其路を得るもの少なり○十五偽の預言者を謹めよ彼等は綿羊の姿にて爾曹に來れども内は殘狼なり　十六是らの果に由て知べし誰か荊棘より葡萄をとり蒺藜より無花果を採ことをせん　十七凡て善樹は善果を結び悪樹は悪果を結べり　十八善樹は悪果を結ばず悪樹は善果を結ぶこと能ざる也　十九凡そ善果を結ざる樹は斫れて火に投入らる　二十是故に其果に由て之を知べし○二一我を召て主よ主よと曰もの盡く天國に入に非ず唯これに入者は我天に在す父の旨に遵ふ者のみ也　二二其日われに語て主よ主よ主の名に託てをしへ主の名に託て鬼をおひ主の名に託て多く異能を行しに非ずやと云もの多からん　二三其時かれらに告われ嘗て爾曹を知ず悪をなす者よ我を離去と曰ん　二四是故に凡て我この言を聽て行ふ者を磐の上に家を建たる智人に譬ん　二五雨ふり大水いで風ふきて其家を撞ども倒ることなし是磐を基礎と爲たれば也　二六凡て我この言を

聽て行はざる者を沙の上に家を建たる愚なる人に譬ん 二七 雨ふり
大水いで風ふきて其家を撞ば終には倒てその傾覆おはいなり 二八
イエス此等の言を語竟たまへるとき集りたる人々その教を駭き
あへり 二九 そは學者の如ならず權威を有る者の如く教たまへばなり

第八章

イエス山を下しとき多の人々これに從へり 二 癩病の者き
たり拜して曰けるは主もし旨に適ときは我を潔なし得べし 三 イ
エス手を伸これに按て我旨に適へり潔なれと曰ければ癩病たゞ
ちに潔まれり 四 イエス彼に曰けるは愼て人に告る勿れ唯ゆきて己
を祭司に見せ且モーセが命ぜし禮物を獻て彼等に證據をせよ○
五 イエス カペナウンに入しとき百夫の長きたり願て曰けるは我
主よ我僕癱瘋をやみ家に臥ゐて甚だ惱めり 七 イエス曰けるは我
ゆきて之を醫すべし 八 百夫の長こたへけるは主よ我なんぢを我
が屋下に入奉るは恐れ多し唯一言を出し給はゞ我僕は愈ん 九 蓋

われ人の權威の下にある者なるに我下に亦兵卒ありて此に往と
曰ばゆき彼に來れと曰ば來る我僕に此を行と曰ば則ち行が故な
り 十 イエスこれを聞て奇み從へる人々に曰けるは我まことに爾
曹に告ん イスラエルの中にだに未だ斯る篤信に遇ざる也 十一 われ
爾曹に告ん多の人々東より西より來てアブラハムイサクヤコブ
と偕に天國に坐し 十二 國の諸子は外の幽暗に逐出されん其處にて哀
哭切齒することあらん 十三 イエス百夫の長に往なんぢの信仰の如く
爾に成べしと曰たまへる其時に僕は愈たり○ 十四 イエスペテロの
家に入るの岳母の熱を煩ひ臥ゐたるを見て 十五 その手に捫ければ
即ち熱されり婦おきて彼等に事ふ 十六 日暮たるとき人々鬼に憑れ
たる者を多く携來ければイエス言にて鬼を逐出し病ある者を悉
く醫せり 十七 預言者イザヤに托て自ら我儕の恙を受われらの病を
負と曰たまひしに應せんが爲なり○ 十八 偖イエス多の人々の己を

環るを見て弟子に命じ向の岸に往んとし給しに 十九 ある學者きたりて曰けるは師よ何處へ往給ふとも我從はん 二十 イエス之に曰けるは狐は穴あり天空の鳥は巣あり然ど人の子は枕する所なし 二一 また弟子の一人いひけるは主よ先ゆきて父を葬ることを我に容せ 二二 イエス曰けるは我に從へ死たる者に其死し者を葬らせよ○ 二三 イエス舟に登ければ弟子等も之に從ふ 二四 此とき大なる颶風になりて舟を蔽むかりなる浪たちしにイエスは寢たり 二五 弟子等なきに近きて醒し曰けるは主よ救たまへ我儕亡んとす 二六 イエス彼等に曰けるは信仰うすき者よ何ぞ懼るや遂に起て風と海とを斥けれバ大なる平息になりぬ 二七 人々奇みて曰けるは此は如何なる人ぞ風も海も之に從ひたり○ 二八 イエス向の岸なるガダラ人の地に至るとき鬼に憑れたる二人のもの墓より出て彼を迎ふ猛くして甚しくして其途を人の過ることを能はざりしほど也 二九 かれら呼叫

て曰けるハ神の子イエスよ我儕なんぢと何の與あらん乎いまだ
時いたらざるに我儕を責んとて此處に來るか 三十 遙はなれて豕の
多のむれ食し居けれバ 三一 鬼イエスに求て曰けるハ若われらを逐
出さんとならバ豕の群に入ることを容せ 三二 彼等に往と曰けれバ鬼
いでゝ豕の群に入しに惣のむれ山坡より逸て海にいり水に死た
り 三三 牧者ども邑に逃走て此事と鬼に憑れたりし者の事を告けれ
バ 三四 イエスに逢んとて邑の者擧て出きたり彼を見て此境を出ん
ことを願へり

第九章

イエス舟に登わたりて故邑に至けれバ 二 癱瘋にて床に臥
たる者を人々舁來れりイエス彼等が信ずるを見て癱瘋の者に曰
けるハ子よ心安かれ爾の罪赦れたり 三 ある學者たち心の中に謂
けるハ此人ハ褻瀆を言り 四 イエスその意を知て曰けるハ爾曹い
かなれバ心に惡を懷ふや 五 爾の罪赦されたりと言と起て歩めと

言と孰か易き 六 それ人の子地にて罪を赦すの權あることを爾曹
に知せんとて遂に癱瘓の者に起て床をとり家に歸れと曰ければ
七 起て其家に歸りぬ 八 人々これを見て奇み此の如き權を人に賜
し神を崇たり○ 九 イエス此より進往マタイと名くる人の稅關に
坐し居けるを見て我に從へと曰ければ起て從へり 十 イエス彼の
家に食するとき稅吏罪ある人おほく來てイエス及その弟子と偕
に坐しければ 十一 パリサイの人これを見て其弟子に曰けるは爾曹
の師は何故稅吏や罪ある人と偕に食するか 十二 イエス聞て彼等に
曰けるは康強なる者は醫者の助を需ず唯病ある者これを需む 十三 わ
が矜恤を欲て祭祀を欲ずといふ此は如何なる意ぞ往て學ぶべし
夫わが來るは義人を招ためには非ず罪ある人を招きて悔改させん
が爲なり○ 十四 其時ヨハネの弟子イエスに來て曰けるは我儕とパ
リサイの人はしばしば斷食するに師の弟子の斷食せざるは何故

ぞ
十五 イエス彼等に曰けるは新郎の友ろの新郎と偕に居うちは哀むことを得んや將來新郎をひきとらるゝ日きたらん其時には斷食すべき也
十六 新き布を以て舊き衣を補ふ者はあらじ蓋つくろふ所のもの反て之を壞ろの綻び尤も甚だしからん
十七 また新き酒を舊き革囊に盛る者はあらじ若しかせば囊はりさけ酒もきいでゝ其囊も亦壞らん新き囊に新き酒を盛なば兩ながら存べし○
十八 イエス彼等に此事を言る時ある宰きたり拜して曰けるは我女いま既に死り來て彼に手を按たまはゞ生べし
十九 イエス起て彼に從ひ其弟子と偕に往
二十 十二年血漏を患へる婦うしろに來て其衣の裾に捫り
二一 蓋もし衣にだに捫らば愈んと意へばなり
二二 イエスふりかへり婦を見て曰けるは女よ心安かれ爾の信仰なんぢを愈せり即ち婦その時より愈
二三 イエス宰の家に入しに笛ふく者および多の人の泣咷を見て
二四 之に曰けるは退け女は死るに非ずたゞ寢

たるのみ人々イエスを哂笑ふ 二五 彼等を出して後いりて其手を執
しに女起たり 二六 この聲名あまねく其地に播りぬ 二七 イエス此を去
とき二人の瞽者したがひて呼いひけるはダビデの裔よ我儕を憐
み給へ 二八 イエス家に入しに瞽者きたりければ彼等に曰たまひけ
るは我この事を行し得ると信ずるや答けるは主よ然り 二九 イエス彼
等の目に手を按て爾曹の信ずる如く爾曹に成べしと曰ければ 三十
其目ひらけたりイエス嚴く戒て之に曰けるは慎て人に知する勿
れ 三一 然ども彼等いでゝ遍く其地にイエスの名を播めたり○ 三二 瞽
者の出るとき人々鬼に憑れたる瘖啞をイエスに携來りしに 三三 鬼
おひいだされて瘖啞ものいへり衆人あやしみ曰けるはイスラエ
ルの中にも未だ斯る事は見ざりき 三四 パリサイの人いひけるは彼
鬼の王に籍て鬼を逐出せる也○ 三五 イエス遍く郷邑を廻りその會堂
にて敎をなし天國の福音を宣傳へ民の中なる諸の病すべての疾

を愈せり 三六 牧者なき羊の如く衆人なやみ又流離にありし故に之
を見て憫みたまふ 三七 其とき弟子等に曰給けるハ收穫ハ多く工人
ハ少し 三八 故に其稼主に工人を收穫場に送んことを願ふべし

第十章

一 偖イエスその十二弟子を召彼等に汚たる鬼を逐出し又そ
べての病すべての疾を醫す權を賜へり 二 その十二使徒の名ハ左
の如し首にハペテロと名け給ひしシモンその兄弟アンデレゼベ
ダイの子ヤコブその兄弟ヨハ子 三 ピリポバルトロマイトマス税
吏マタイアルパイの子なるヤコブタツダイと名くるレツバイ 四
カナンのシモンイスカリオテのユダ是すなはちイエスを賣しゝ
者なり〇 五 イエスこの十二を遣さんとして命じ曰けるハ異邦の
途に往なかれ又サマリア人の邑にも入なかれ 六 惟イスラエルの
家の迷へる羊に往け 七 往て天國近に在と宣傳よ 八 病の者を醫し癩
病を潔し死たる者を甦らせ鬼を逐出すことをせよ爾曹價なしに

受たれバ亦價なしに施すべし 九 爾曹金または銀または錢を貯へ
帶る勿れ 十 行嚢二の裏衣履枚も亦然り工人の其食物を得は宜
なり 十一 凡そ郷邑に至らバ其中の好人を訪て出るまでは其處に留
れ 十二 人の家にいらバ其平安を問 十三 その家もし平安を得べき者な
らバ爾曹の願ふ平安は其家に至らん若し平安を受べからざる者
ならバ爾曹の願ふ平安は爾曹に歸るべし 十四 もし爾曹を接ず爾曹
の言を聽ざる者あらば其家または其邑を去とき足の塵を拂へ 十五
わ誠に爾曹に告ん審判の日到らバソドムとゴモラの地は此邑
よりも却て易からん○ 十六 わ爾曹を遣すは羊を狼の中に入るが
如し故に蛇の如く智く鴿の如く馴良かれ 十七 愼て人に戒心せよ蓋
人なんぢらを集議所に解し又その會堂にて鞭つべければ也 十八 又
わが縁故に因て侯伯および王の前に曳るべし是かれらと異邦人
に證をなさんが爲なり 十九 人なんぢらを解さば如何なにを言んと

思ひ煩らふ勿れ其とき言べき事は爾曹に賜るべし 二十 是なんぢら自ら言に非ず爾曹の父の靈その衷に在て言なり 二一 兄弟は兄弟を死に付し父は子を付し子は兩親を訴へ且これを殺さしむべし 二二 又なんぢら我名の爲に凡の人に憾まれん然ど終まで忍ぶ者は救はるべし 二三 この邑にて人なんぢらを責なば他の邑に逃よ我まことに爾曹に告ん爾曹イスラエルの諸邑を廻盡さゞる間に人の子は來るべし 二四 弟子は師より優らず僕は主より優らざる也 二五 弟子は其師の如く僕は其主の如ならば足ぬべし若し人主を呼てベルゼブルと云ば況て其家の者をや 二六 是故に彼等を懼るゝこと勿れそは掩れて露れざる者なく隱て知ざる者なければ也 二七 わが幽暗に於て爾曹に告しことを光明に述よ耳をつけて聽しことを屋上に宣播めよ 二八 身を殺して魂を殺すこと能ざる者を懼るゝ勿れ唯なんぢら魂と身とを地獄に滅し得る者を懼れよ 二九 二羽の雀は一

錢にて售るに非ずや然るに爾曹の父の許なくば其一羽も地に隕る
こと有じ 三十 爾曹の頭の髮また皆かぞへらる 三一 故に懼るゝ勿れ爾
曹は多の雀よりも優れり 三二 然ば凡そ人の前に我を識と言ん者を
我も亦天に在す我父の前に之を識と言ん 三三 人の前に我を識ずと
言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識ずと言べし ○ 三四 地に
泰平を出さん爲に我來れりと意ふなかれ泰平を出さんとに非ず刃
を出さん爲に來れり 三五 夫わが來るは人を其父に背かせ女を其母
に背かせ媳を其姑に背かせんが爲なり 三六 人の敵は其家の者なる
べし 三七 我よりも父母を愛む者は我に協ざる者なり我よりも子女
を愛む者は我に協ざる者なり 三八 その十字架を任て我に從はざる
者も我に協ざる者なり 三九 その生命を得る者は之を失ひ我ために
生命を失ふ者は之を得べし 四十 爾曹を接る者は我を接る也また我
を接る者は我を遣しゝ者を接るなり 四一 預言者なるを以その預言

者を接る者は預言者の報賞をうけ義を以ろの義人を接る者は義
人の報賞を受 四二 わが弟子なるをもて小き一人の者に冷なる水一
杯にても飲する者は誠に爾曹に告ん必ず其報賞を失はじ

第十一章 イエスその十二弟子に示畢しとき此處をさり道を教へ
廣んが爲に彼等の諸邑に往り○ 二 偖ヨハネ獄にてキリストの行
し業を聞その弟子二人を彼に遣して 三 曰せけるは來べき者は爾
なるか又はた他に待べき乎 四 イエス彼等に答て曰けるは爾曹
が聞ところ見ところの事をヨハネに往て告よ 五 瞽者はみ跛者は
あゆみ癩病人は潔まり聾者はきゝ死たる者は復活され貧者は福
音を聞せらる 六 凡ろ我ために躓かざる者は福なり○ 七 彼等の歸
さる後イエスヨハネの事を人々に曰けるは爾曹何を見んとて野
に出しや風に動さるゝ葦なる乎 八 然ば爾曹何を見んとて出しや
美服を着たる人なるか美服を着たる者は王宮に在 九 然ば何を

見んとて出しや預言者なるか然われ爾曹に告ん彼は預言者よりも卓越たる者なり　十 夫なんぢに先ちて道を備る我が使者を我なんぢの前に遣んと録されたるは即ち是なり　十一 誠に爾曹に告ん婦の生たる者の中いまだバプテスマのヨハネより大なる者は起らざりき然ど天國の最小き者も彼よりは大なる也　十二 バプテスマのヨハネの時より今に至るまで人々勵て天國を取んとす勵たる者は之を取り　十三 それ凡の預言者と律法の預言したるはヨハネの時までなれば也　十四 若なんぢら我言を承ることを好まば來べきエリヤは是なり　十五 耳ありて聽ゆる者は聽べし○　十六 我この世を何に譬んや童子街に坐し其侶を呼て　十七 われら笛ふけども爾曹をどらず哀をすれども爾曹胸うたずと云に似たり　十八 蓋ヨハネ來て食ふことも飲ことを爲ざれば鬼に憑れたる者なりと人々言り　十九 人の子きたりて食ふことをし飲ことを爲れば又食を嗜み酒を好む人税吏

罪ある者の友なりといふ然ども智慧は智慧の子に義と爲らるゝ
也○二十 厥時イエス多の異能を行たまひたる諸邑の悔改めざるに
由て責いひけるは 二一 あゝ禍なる哉コラジンよ噫禍なる哉ベツサ
イダよ爾曹の中に行し異能を若ツロとシドンに行しならむ彼等は
早く麻をき灰を蒙りて悔改しなるべし 二二 われ爾曹に告ん審判
の日にはツロとシドンの刑罰は爾曹よりも却て易からん 二三 既に
天にまで擧られしカペナウンよ又陰府に落さるべし蓋なんぢら
に行し異能を若ソドムに行しならむ今日までも尚保存しならん
二四 我なんぢらに告ん審判の日にソドムの地は爾曹よりも却て易
なるべし○二五 其ときイエス答て曰けるは天地の主なる父よ此事
を智者達者に隱して赤子に顯したまふを謝す 二六 父よ然ろれ此の
如は聖旨に適るなり 二七 父は我に萬物を予たまへり父の外に子を
識もの無また子および子の顯す所の者の外に父を識者なし○二八

凡て勞たる者また重を負る者は我に來れ我なんぢらを息ません
二九 我は心柔和にして謙遜者なれば我軛を負て我に學なんぢら心
に平安を獲べし 三十 蓋わが軛は易く我が荷は輕ければ也

第十二章

當時イエス安息日に麥畑を過しが其弟子たち飢て穗
を摘食はじめたり 二 パリサイ人これを見てイエスに曰けるは
爾の弟子は安息日に爲まじき事を行り 三 之に答けるはダビデお
よび從に在し者の饑しとき行し事を未だ讀ざる乎 四 即ち神の殿
に入て祭司の他は己および從に在る者も食ふまじき供のパンを
食へり 五 また安息日に祭司は殿の內にて安息日を犯せども罪な
き事を律法に於て讀ざる乎 六 われ爾曹に告ん殿より大なるもの
茲に在 七 われ矜恤を欲て祭祀を欲ずとは如何なることなるを知
ば罪なき者を罪せざるべし 八 それ人の子は安息日の主たるなり
〇 九 此を去て彼等の會堂に入しに 十 一手なへたる人ありければ

彼等イエスを訴へんとて之に問けるは安息日には醫すことを行
べき乎 十一 彼等に曰けるは爾曹の中に一の羊を有る者あらんに若
その羊安息日に坑に陷ちば之を挈上ざる乎 十二 人は羊より優るこ
と幾何ぞや然ば安息日に善を行は宜 十三 遂にその人に爾が手を伸
よと曰ければ伸せり即ち他の手の如く愈 十四 パリサイの人いでゝ
イエスを殺さんと謀れり 十五 イエス之を知て此を去しに多の人々
これに從ふ凡て疾病ある者をみな愈し 十六 我を人に露すこと勿れ
と戒たり 十七 これ預言者イザヤの云し言に 十八 視よ我が選し我僕す
なはち我心に適たる我が愛む者なれ之に我靈を賦へん彼異邦人
に道を示すべし 十九 彼は競ことなく喧ことなし人街に於て其聲を
聞ことなし 二十 眞道をして勝をとげしむるまでは傷る葦を折ことな
く燻る麻を熄ことなし 二一 異邦人も亦その名に賴べしと有に應
せん爲なり○ 二二 爰に鬼に憑たる瞽の瘖なる者をイエスの所に携

來りけれバ此瞽の瘖を醫して言ひ見るやうに爲り 二三 衆人ミな奇ミて曰けるハ此ハダビデの裔にハ非ざる乎 二四 パリサイの人きゝて曰けるハ此人ハ鬼の王ベルゼブルを役ふに非ざれバ鬼を逐出すことなし 二五 イエスその意を知て彼等に曰けるハ凡て相爭ふ國ハ亡び凡て相爭ふ邑や家ハ立べからず 二六 サタン若サタンを逐出さバ自ら相爭ふなり然バ其國いかで立んや 二七 若われベルゼブルに由て惡鬼を逐出さバ爾曹の子弟ハ誰に由て之を逐出すや夫ゆゑかれ爾曹の裁判人となるべし 二八 若われ神の靈に由て鬼を逐出しゝならバ神の國ハもはや爾曹に至れり 二九 また勇士をまづ縛らざれバ如何で其家に入その家具を奪ふことを得んや縛て後に其家を奪ふべし 三十 我と偕ならざる者ハ我に背き我と偕に斂ざる者ハ散するなり 三一 是故に爾曹に告ん人々の凡て犯す所の罪と神を瀆ことハ赦れん然ど人々の聖靈を瀆ことハ赦るべからず 三二 言を以て

人の子に背く者は赦るべし然ど言をもて聖靈に背く者は今世に
於ても亦來世に於ても赦るべからず
三三 或は樹をも善とし其果を
も善とせよ或は樹をも惡とし其果をも惡とせよ夫樹は其果に由
て知るゝ也
三四 あゝ蝮の裔よ爾曹惡にして何で善を言ことを得ん
や夫心に充るより口に言るゝ者なれば也
三五 善人は心の善庫より
善ものを出し惡人はその惡庫より惡ものを出せり
三六 われ爾曹に
告ん凡て人のいふ所の虚言は審判の日に之を訴へざるを得じ
三七
これ爾その曰ところの言に由て義とせられ又其いふ言に由て罪
ありとせらるゝ也○
三八 此時ある學者とパリサイの人答て曰ける
は師よ休徵をなして我儕に見せんことを爾に請ふ
三九 答て彼等に
曰けるは奸惡なる世は休徵を求れど預言者ヨナの休徵の外は
之に休徵を與らざるべし
四十 夫ヨナが三日三夜魚の腹の中に在し如く
人の子も三日三夜地の中に在べし
四一 ニネベの人審判の日に共に

進て今の世の罪を定めん彼等はヨナの諭に由て悔改たり夫ヨナより大なる者ここに在
四二 南の女王さばきの日に共に起て今の世の罪を定めん彼は地の極よりソロモンの智慧を聽んとて來れり夫ソロモンより大なるもの此にあり
四三 惡鬼人より出て旱たる地を巡り安息を求れども得ずして曰けるは
四四 我が出し家に歸らん既に來しに空虛にして掃淨り飾れるを見
四五 遂に往て己よりも惡き七の惡鬼を携へ偕に入て此に居むその人の後の患狀は前よりも更に惡かるべし此あしき世もまた此の如くならん
四六 イエス人々に語る時その母と兄弟かれに言はんとて外に立ければ
四七 或人イエスに曰けるは爾の母と兄弟なんぢに言んとして外に立り
四八 イエス告し者に答て曰けるは我母は誰ぞ我兄弟は誰ぞや
四九 手を伸その弟子を指て曰けるは是わが母わが兄弟なり
五十 蓋すべて我が天に在す父の旨を行ふ者は是わが兄弟わが姉妹わが母なり

ば也

第十三章

その日イエス家を出て海邊に坐せしに 二 多の人々彼に集り來ければイエスは舟に登て坐し凡の人々は岸に立り 三 イエス譬を以て多端の言を人々に語ぬ種まく者播に出しが 四 播るとき路の旁に遺し種あり空中の鳥きたりて啄み盡せり 五 また土うすき磽地に遺し種あり直に萠出たれど 六 日の出しとき灼れしかば根なきが故に槁たり 七 また棘の中に遺し種あり棘そだちて之を蔽げり 八 また沃壤に遺し種あり實を結べること或は百倍あるひは六十倍あるひは三十倍せり 九 耳ありて聽ゆる者は聽べし 十 弟子等きたりて彼に曰けるは何故に譬をもて彼等に語り給ふや 十一 答て曰けるは爾曹には天國の奥義を知ことを予たまへど彼等には予へ給ざれば也 十二 それ有る者は予られて猶は餘あり無有者はその有る物をも奪るゝ也 十三 彼等は視ても見ず聽ても聞ず悟ざ

るが故に我聲を以て彼等に語れり
十四 イザヤの預言に爾曹は聽ど
も悟らず觀ども見ず 十五 蓋この民目にて見耳にてきゝ心にて悟り
改めて我に醫されんことを恐ろの心を頑し耳を蔽ひ目を閉たり
と云しに應へり 十六 然ど爾曹の目は見爾曹の耳は聞が故に福なり
十七 われ誠に爾曹に告ん多の預言者と義人は爾曹が見ところを見
んとしたりしが見ことを得ず爾曹が聞ところを聞んとしたりし
が聞ことを得ざりき 十八 故に爾曹播種の聲を聽 十九 天國の敎を聞て
悟らざれば惡者きたりて其心に播れたる種を奪ふ是路の旁に播
たる種なり 二十 磽地に播れたる種は是敎を聽て速かに喜び受れど
も 二十一 己に根なければ暫時のみ敎の爲に患難あるひは迫らるゝ事
の起る時は忽ち道に礙く者なり 二十二 また棘の中に播きたる種は是
敎を聽ども此世の思慮と貨財の惑に敎を蔽れて實らざる者なり
二十三 沃壤に播れたる種は是敎を聽て悟り實を結てと或は百倍ある

ひハ六十倍あるひハ三十倍する者なり○二四また譬を彼等に示し
て曰けるハ天國ハ人畑に美種を播に似たり 二五 人々の寢たる間に
其敵きたり麥の中に稗子を播て去り 二六 苗もえ出て實たるとき稗
子も現れたり 二七 主人の僕きたりて曰けるハ主よ畑にハ美種を播
ざりしか如何にして稗子ある乎 二八 僕に曰けるハ敵人これを行り僕
主人に曰けるハ然らバ我儕ゆきて之を抜あつむるハ宜か 二九 否お
そらくハ爾曹稗子を抜あつめんとて麥をも共に抜べし 三十 收穫ま
で二ながら長おけ我かりいれの時まづ稗子を抜あつめて焚ん爲
に之を束ね麥をバ我が倉に收よとかるものに言ん○ 三一 また譬を
彼等に示し曰けるハ天國ハ芥種の如し人これを取て畑に播バ 三二
萬の種よりハ少けれども長てハ他の草より大にして天空の鳥き
たり其枝に宿ほどの樹となる也○ 三三 また譬を彼等に語けるハ天
國ハ麪酵の如し婦これをとり三斗の粉の中に藏せバ悉く脹發す

なり 三四 イエス譬をもて凡て此等の事を衆人に語たまへり譬にあ
らざれば語り給はず 三五 これ預言者に託て我譬を設て口を啓き世
の始より隱たる事を言出さんと云れたるに應せん爲なり○ 三六 遂
にイエス衆人を歸して室に入り其弟子きたりて曰けるは畑の稗
子の譬を我儕に解たまへ 三七 之に答て曰けるは美種を播者は人の
子なり 三八 畑は此世界なり美種は是天國の諸子なり稗子は惡魔
の子類なり 三九 之をまく敵は惡魔なり收穫は世の末なり刈る者は天
の使等なり 四十 稗子は歛て火に焚る如く此世の末に於ても此の如
くなるべし 四一 人の子その使者たちを遣して其國の中より凡て躓
礙となる者また惡をなす人を歛て 四二 之を爐の火に投入べし其處
にて哀哭切齒することあらん 四三 此とき義人は其父の國に於て日の
如く輝かん耳ありて聽ゆる者は聽べし○ 四四 また天國は畑に藏た
る寶の如し人みいださば之を秘し喜び歸り其所有を盡く賣てそ

の畑を買なり○四五また天國は好眞珠を求んとする商人の如し四六
一の値たかき眞珠を見出さバその所有を盡く賣て之を買なり○
四七また天國は海に投て各樣の魚をとる網の如し四八既に盈れバ岸
に曳あげ坐てその嘉ものを器にいれ惡ものを棄るなり四九世の末
に於ても此の如くならん天の使等いでゝ義者の中より惡者を取わ
け五十之を爐の火に投入べし其處にて哀哭切齒すること有ん○五一
イエス彼等に曰けるは此事をみな悟しや彼に曰けるは主よ然五二
イエス彼等に曰けるは然ば天國について敎られたる學者は新し
き物と舊き物とを其庫より出す家の主の如し○五三イエスこの譬
を言畢て此を去ぬ五四その故土にいたり會堂にて敎しに人々奇て
曰けるは此人は智慧と異なる能は何處より來るや五五これ木匠の
子にあらずや其母はマリアその兄弟はヤコブヨセシモンユダに
非ずや五六その妹等はみな我儕と偕に在に非ずや然るに此人の凡

て此等の事は何處より來しや 五七 遂に厭て之を棄つイエス彼等に曰
けるは預言者は其故土その家の外に於て尊まれざることなし 五八
彼等が信ずることなきに由て多の異なる能を此に行給はざりき

第十四章

其ころ分封の君ヘロデ イエスの聲名を聞て 二 その僕に
曰けるは是バプテスマのヨハネなり彼死より甦りたり故に異な
る能を行ふなり 三 前にヘロデその兄弟ピリポの妻ヘロデヤの事
に由てヨハネを捕へ縛て獄に入たり 四 此はヨハネ ヘロデに此婦
を娶るは宜しからずと云しに因る 五 彼ヨハネを殺さんと欲ど民こ
れを預言者とするにより彼等を懼たりしが 六 ヘロデ誕生の日を
祝へる時ヘロデヤの女その座上にて舞をなしヘロデを悦ばせけ
れば 七 何なる物にても求に任て予んとヘロデ之に誓たり 八 女そ
の母の勸ありしに因バプテスマのヨハネの首を盆に載て此に賜
れと曰 九 王憂けれども既に誓たると席に列れる者の爲に予ること

とを命じ 十 即ち人を遣し獄に於てヨハネの首を斬せ 十一 その首を盆に載て女に予ければ女は之をその母に捧たり 十二 ヨハネの弟子等きたりて屍を取てこれを葬り往てイエスに告 十三 イエスこれを聞て人をさけ舟に登て其處を去さびしき處に往給ひしが衆人きゝて歩行にて彼に從へり○ 十四 イエス出て多の人を見て之を憫み其病る者を醫せり 十五 日くるゝ時その弟子きたりて曰けるは此は寂寞ところにして時もはや遲し諸邑に往て自ら食を求させん爲に人々を去しめよ 十六 イエス彼等に曰けるは人々往ずとも可なんぢら之に食を予よ 十七 答けるは我儕此にたゞ五のパンと二の魚あるのみ 十八 イエス曰けるは其を此に携來れ 十九 遂に衆人に命じて坐しめ五のパンと二の魚をとり天を仰て謝しパンを擘て弟子にあたへ弟子これを衆人に予ぬ 二十 みな食て飽その餘たる屑を拾しに十二の筐に盈たり 二十一 食し者は婦と幼童の外におほよそ五千人なりき

○二二 頓てイエス衆人を歸さんとして其弟子を强て舟にのせ向の
岸へ先に渡しむ 二三 斯て衆人を歸しければ祈禱せんとて密に山に
上り日くれて獨そこに在せり 二四 舟は海中に在て逆風の爲に浪に
漂はさる 二五 夜の四時ごろイエス海の上を歩て之に至しに 二六 弟子
その海の上を歩るを見て驚き此は變化の物ならんと曰て懼れ叫
たり 二七 イエス頓て彼等に曰けるは心安かれ我なり懼るゝ勿れ 二八
ペテロ答て曰けるは主よ若し爾ならば我に命じ水を履て爾の所
に至しめよ 二九 來と曰給ひければペテロ舟より下てイエスの所に
至んとて浪の上を歩たれど 三十 風の烈きを見て懼れ沈かゝりけれ
ば主よ我を救たまへと曰 三一 イエス頓て手を伸て之を執て曰ける
は信仰うすき者よ何ぞ疑ふや 三二 偕に舟に登ければ風しづまりぬ
三三 舟に居し者ちかよりて彼を拜し曰けるは誠に爾は神の子なり
○三四 遂に渡てゲネサレの地に到しかば 三五 其處の人々イエスを識

て遍く四方に人を遣し凡て病の者を携へ來らしむ　三六　只その衣の
裾に捫らんことをイエスに願へり捫し者は則ちみな愈されたり

第十五章

時にエルサレムの學者とパリサイの人イエスに來て曰
けるは　二　爾の弟子古の人の遺傳を犯は何故ぞ蓋食する時に其手
を洗ざればなり　三　答て彼等に曰けるは爾曹は亦なんぢらの遺傳に
よりて神の誡を犯は何故ぞ　四　それ神いましめて爾の父母を敬へ
又父母を詈る者は殺さるべしと宣給へり　五　然るに爾曹は曰て凡
て人父母に對るなんぢを養ふ可ものは禮物なりと云ば　六　その父母
を敬はずとも可とす斯て爾曹遺傳により神の誡を廢くせり　七　偽
善者よイザヤは能なんぢらに就て預言し　八　此民は口にて我に近
き唇にて我を敬へども其心は我に遠かり　九　人の誡を教となして
徒らに我を拜すと云り　十　イエス人々を召て彼等に曰けるは聽て
悟れ　十一　口に入るものは人を汚さず口より出るものは是人を汚す

あり 十二 弟子きたりてイエスに曰けるはパリサイの人この言を聞
て厭棄るを爾知り 十三 答て曰けるは我が天の父の植ざる者はみな
拔るべし 十四 彼等を棄おけ瞽者の相する瞽者なり若めしひのもの
瞽者の相せば二人とも溝に落べし 十五 ペテロイエスに答て曰ける
は此譬を我儕に解たまへ 十六 イエス曰けるは爾曹も未だ悟ざる乎
十七 凡て口に入ものは腹を運て厠に落るを未だ知ざるか 十八 口より
出るものは心より出るゆゑ人を汚すもの也 十九 蓋心より出る所の悪
念凶殺姦淫苟合盗竊妄證謗讟 二十 此等は人を汚すものなり然ども手
を洗ずして食ふは人を汚さず 二一 イエス此を去てツロとシドンの
地に往けるに 二二 其地に住るカナンの婦いでゝ呼はり曰けるは主
よダビデの裔よ我を憫み給へ我むすめ鬼に憑れて甚く苦めり 二三
イエス一言も彼に答ざりしかば其弟子きたり請て曰けるは我儕
の後より呼はるが故に彼を去せ給へ 二四 答て曰けるはイスラエル

の家の迷へる羊の外に我は遣されず 二五 婦きたり拜して曰けるは主よ我を助たまへ 二六 答けるは兒女のパンを取て犬に投與ふるは宜からず 二七 婦いひけるは主よ然されども犬もその主人の膳より落る屑を食ふなり 二八 遂にイエス答て曰けるは婦よ爾の信仰は大なり願の如く爾に成べし此時より其女いえたり○ 二九 イエス此を去ガリラヤの海邊にゆき山に登りて坐せり 三十 多の人々跛者瞽者瘖者殘缺者および各樣の疾病ある者を伴ひきたりイエスの足下に置ければ即ち之を醫しぬ 三一 是に於て瘖者はものいひ殘疾はいえ跛者はあゆみ瞽者は見たるを人々見て奇みイスラエルの神を榮たり○ 三二 イエスその弟子を呼て曰けるは我この衆人を憫む彼等われと偕に居こと三日にして食ふものなし飢させて去しむることを欲ず恐くは途間にて悩ん 三三 その弟子かれに曰けるは野にて此おほくの人に飽するほどのパンを何處より得んや 三四 イエス彼

等に曰けるはパン幾何あるや答けるは七と些少の魚あり 三五 イエ
スは人々に命じて地に坐しめ 三六 七のパンと魚を取て謝し之を擘て
其弟子に予しかバ弟子これを人々に予ふ 三七 食てみな飽たり餘の
屑を拾しに七の籃に盈り 三八 之を食るものは婦と孩子の外に四千人
ありき 三九 イエス人々を去しめ舟に登てマグダラの境に至れり

第十六章

パリサイとサドカイの人きたりてイエスを試んとて天
の休徵を我儕に見せよと曰けるに 二 彼等に答けるは爾曹暮には
夕紅に由て晴ならんと言 三 晨には朝紅また曇に由て今日は雨な
らんといふ僞善者よ空の景色を別ることを知て時の休徵を別ち能
はざる乎 四 姦惡なる世は休徵を求るとも預言者ヨナの休徵のほ
か休徵を予らるまじ遂に彼等を離きて去ぬ○ 五 その弟子むかふの
岸に到しにパンを携ふることを忘たり 六 イエス彼等に曰けるは
戒心してパリサイとサドカイの人の麪酵を愼めよ 七 弟子たがひ

に論じて曰けるは是パンを携へざりし故なるらん　八　イエスこれを
知て曰けるは信仰うすき者よ何ぞ互にパンを携へざりしことを
論ずる乎　九　未だ悟らざるか五千人に五のパンを予しとき幾筐ひ
ろひし乎　十　また四千人に七のパンを予しとき幾筐ひろひしや爾
曹なきを記ざるか　十一　パリサイとサドカイの人の麪酵を慎めとは
パンにつきて言るに非ざるを何ぞ悟らざる　十二　是に於て弟子らの
麪酵にはあらでパリサイとサドカイの人の教を謹めと言るなる
を悟り〇　十三　イエスカイザリヤピリピの方に到しとき其弟子に
問て曰けるは人々は人の子を誰と言や　十四　彼等いひけるは或人は
バプテスマのヨハネ或人はエリヤ或人はエレミヤまた預言者の
一人なりと言り　十五　彼等に曰けるは爾曹は我を言て誰とする乎　十六
シモンペテロ答けるは爾はキリスト活神の子なり　十七　イエス答て
彼に曰けるはヨナの子シモン爾は福なり蓋血肉なんぢに示せる

に非ず天に在す吾父なり 十八 我また爾に告ん爾はペテロなり我が
教會をこの磐の上に建べし陰府の門は之に勝べからず 十九 又われ
天國の鑰を爾に予へん爾が地に於て繫ことは天に於ても繫なん
ぢが地に於て釋ことは天に於ても釋べし 二十 遂に其弟子を戒めけ
るは我をキリストと人に告ること勿れ○ 二一 此時よりイエスの
弟子に己のエルサレムに往て長老祭司の長學者等より多の苦み
を受かつ殺され第三日に甦る等なすべき事を示し始む 二二 ペテロ
イエスを援とめて主よ宜らず此事なんぢに來るまじと曰けるは
二三 イエス反顧てペテロに曰たまひけるはサタンよ我後に退け爾
は我に礙く者なり夫なんぢは神の事を思はず人の事を思へり 二四
此時イエスその弟子に曰けるは若われに從はんと欲ふ者は己を
棄その十字架を負て我に從へ 二五 それ生命を保全せんとする者は
之を失ひ我ために其生命を失ふ者は之を得べければ也 二六 もし人

全世界を得とも其生命を失はゞ何の益あらん乎また人なにを以
て其生命に易んや 二七 それ人の子は父の榮光を以てその使等と偕
に來らん其時おの〳〵の行に由て報ゆべし 二八 誠に爾曹に告ん人
の子それ國を以て來るを見までは此に立ものゝ中に死ざる者あ
るべし

第十七章

六日の後イエスペテロヤコブその兄弟ヨハネを伴ひ人
を避て高山に登り給しが 二 彼等の前にて其容貌かはり其面日の
如く耀き其衣は白く光れり 三 モーセとエリヤ現れてイエスと偕
に語ぬ 四 ペテロ答てイエスに曰けるは主よ我儕こゝに居は善も
し尊旨に適はゞ我儕に三の廬を建せたまへ一は主のため一はモー
セのため一はエリヤの爲にせん 五 如此いへる時かゞやける雲
かれらを蔽ふ聲雲より出て言けるは此は我旨に適ふ我が愛子な
り爾曹これに聽べし 六 弟子これを聞て大におそれ倒れ伏たり 七

イエス來りて彼等に手を按おきよ懼るゝ勿れと曰ければ 八 其目
を擧しに惟イエスのほか一人をも見ざりき○ 九 山を下る時にイ
エス彼等に命じて人の子の死より甦るまでは爾曹の見し事を人
に告べからずと言り 十 その弟子とふて曰けるは然ばエリヤ先
に來る可と學者の云るは何ぞや 十一 イエス答て曰けるは實にエリ
ヤは來て萬事を改むべし 十二 然ど我なんぢらに告んエリヤは既に
來しに人これを知ずたゞ意の任に彼を待へり此の如く人の子も
また彼等より苦難を受べし 十三 是に於て弟子バプテスマのヨハ子
を指て曰たまへるを悟れり○ 十四 彼等おほくの人の居ところに來
しに或人イエスの所にきたり跪き 十五 曰けるは主よ我子を憫みた
まへ癲癇にて屢々火に倒れ水に倒れ甚だ苦めり 十六 之を爾の弟子
に携往たれど醫すことを得ざりき 十七 イエス答て曰けるは噫信な
き曲れる世なる哉われ何時まで爾曹と偕に居んや我いつまで爾

曹を忍んや彼を我もとに携來れ 十八 遂にイエス鬼を斥め給へバ鬼
いでゝ其子この時より愈たり 十九 其とき弟子ひそかにイエスに來
り曰けるハ我儕これを逐出すことを能はざりしハ何故ぞ 二十 イエス
彼等に曰けるハ爾曹信なきが故なり我まことに爾曹に告んもし
芥種の如き信あらバ此山に此處より彼處に移れと命とも必ず移
らん又なんぢらに能ざること無るべし 二一 然ど此類ハ祈禱と斷食
に非ざれバ出ることなし○ 二二 ガリラヤを周流ときイエス彼等に
曰けるハ人の子人の手に解され 二三 かつ殺されて第三日に甦るべ
し弟子これを聞て甚だ哀めり○ 二四 彼等カペナウンに來れるとき
納金を集る者どもペテロに來て曰けるハ爾曹の師ハ納金を出さ
ゞる乎 二五 然ずと曰てペテロ家に入しときイエスまづ彼に曰ける
ハシモン爾ハ如何におもふや世界の王たちハ稅および貢を誰より
徵か己の子よりか他の者よりか 二六 ペテロ彼に曰けるハ他の人よ

り徴るなりイエス彼に曰けるは然ば子は與ることなし 二七 然ど彼等
を礙かせざる爲に爾海に往て釣を垂よ初につる魚を取てその口
を啓ば金一を得べし其を取て我と爾の爲に彼等に納よ

第十八章

其とき弟子イエスに來て曰けるは天國に於て大なる者
は誰ぞや 二 イエス嬰兒を召これらの中に立て 三 曰けるは我まこ
とに爾曹に告んもし改まりて嬰兒の若くならずば天國に入ること
を得じ 四 然ば凡そこの嬰兒の若く自ら謙る者はこれ天國に於て
大なる者なり 五 又わが名の爲に此れ如き一人の嬰兒を接る者は
我を接るなり 六 然ど我を信ずる此小子の一人を礙かする者は磨
石をその頸に懸られて海の深に沈られん方なほ益あるべし 七 此
世は禍なる哉それ礙かする事をすればなり礙く事は必ず來らん
然ど礙を來らする者は禍なる哉 八 若し爾の手なんぢの足おのれを
礙かさば斷て之を棄よ兩手兩足ありて盡ざる火に投入られんよ

りハ跛またハ殘缺にて生に入ハ善なり　九　もし爾の眼おのれを礙かさバ拔出して之を棄よ兩眼ありて地獄の火に投入られんよりハ一眼にて生に入ハ善なり○　十　爾曹この小子の一人をも愼みて輕視なかれ我なんぢらに告ん彼等が天の使者ハ天にありて天に在す吾父の面を常に覲るなり　十一　それ人の子ハ亡たる者を救はん爲に來り　十二　爾曹いかに意ふや人もし百匹の羊あらんに其一匹まよはゞ九十九を山に置ゆきて迷し一を尋ざる乎　十三　若たづねて之に遇バ我まことに爾曹に告ん迷ざる九十九の者よりも尚その一を喜バん　十四　是の如くこの小子の一人の亡るハ天に在す爾曹が父の尊旨に非ず　十五　もし兄弟なんぢに罪を犯バその獨ある時に往て諫よもし爾の言を聽バその兄弟を獲べし　十六　もし聽ずバ兩三人の口に由て證をなし凡の言を定んが爲に一人二人を伴ひ往　十七　もし彼等にも聽ずバ教會に告よもし教會に聽ずバ之を異邦人かつ

稅吏のごとき者とすべし 十八 我まことに爾曹に告ん凡そ爾曹が地
に於て繫なとは天に於もつなぎ爾曹が地に於て釋なとは天に於
も釋べし 十九 我また爾曹に告ん若し爾曹のうち二人のもの地に於
て心を合せ何事にても求ば天に在す吾父は彼等の爲に之を成た
まふべし 二十 蓋わが名の爲に二三人の集る處には我も其中に在
ばなり○ 二一 厥時ペテロ イエスに來りて曰けるは主よ幾次まで我
兄弟の我に罪を犯すを赦べきや七次まで乎 二二 イエス彼に曰ける
は爾に七次とは言じ七次を七十倍せよ 二三 是故に天國は王その臣
と會計を調んとするが如し 二四 調べ始しとき千萬金の負債ありたる
者を王に曳來りしに 二五 償ひ方なかりければ之に命じて其身その
妻孥とあらゆる所有をみな鬻て償へと曰り 二六 その臣ひきふして
拜し曰けるは請我を寛し給はゞ皆償ふべし 二七 是に於てその臣の
主憐みて之を釋その負債を宥したり 二八 其臣いでゝ己より銀一百

の負債あたる友に遇けきそ之を執へ喉をとり負債を返せと曰 二九
ろの友足下に俯伏て求いひけるれ我を寛し給はゞ皆償ふべし 三十
然るに之を肯はずして往ろの負債を償ふまで彼を獄に入ぬ 三一 外
の友ろの爲る事を見て甚だ哀み往て此事を皆ろの主に告しうバ
三二 主うきを召て曰けるれ悪き臣よ爾わきに求しお因て我ろの負
債を悉く免したり 三三 我あんぢを憐みし如く爾も亦友を憐むべき
に非ずや 三四 ろの主いろりて負債をみあ償ふまで彼を獄吏お付せ
り 三五 若おの〱其心より兄弟を赦ずバ我が天の父も亦あんぢら
あ此の如く行給ふべし

第十九章

イエス此等の事を言畢りしときガリラヤを去てヨルダ
ンの外ユダヤの境に至りけるに 二 多の人々從ひしうバ此處おて
彼等を醫し給へり 三 パリサイの人きたりてイエスを試み曰けるれ
れ人あるあの故に係らず其妻を出すれ宜う 四 答て彼等に曰けるれ

元始に人を造り給ひし者は之を男女に造り　五　是故に人父母を
離きて其婦に合二人のもの一體と爲なりと云るを未だ讀ざるか
六　然ばはや二には非ず一體なり神の合せ給へる者は人これを離
すべからず　七　イエスに曰けるは然ば離縁状を予て妻を出せとモ
ーセが命ぜしは何ぞや　八　彼等に曰けるはモーセは爾曹の心の不
情に因て妻を出すことを容したれども元始は如此あらざり
き　九　我なんぢらに告ん若し姦淫の故ならで其妻を出し他の婦を
娶る者は姦淫を行ふなり又いだされたる婦を娶る者も姦淫を行
ふなり　十　弟子等イエスに曰けるは若し人妻に於て此の如くば娶
ざるに若ず　十一　彼等に曰けるは此言は人みな受納ることを能はず唯
賦られたる者のみ之を爲うべし　十二　それ母の腹より生來たる寺人
あり又人にせられたる寺人あり又天國の爲に自らなれる寺人あ
り之を受納ることを得るものは受納べし○　十三　其とき人々イエスの

手を按て祈らんことを求ひ嬰兒を彼に携來りけれど弟子是を阻
たり 十四 イエス曰けるは嬰兒を容せ我に來ることを禁しむる勿れ
天國にをる者は此の如き者なり 十五 即ち彼等に手を按て此を去ぬ
○ 十六 或人きたりて彼に曰けるは善師よ我かぎりなき生を得んが
爲に何の善事を行べきか 十七 彼に曰けるは何故われを善と稱や
一人の外に善者はなし即ち神なり若し生命に入んと欲はゞ誡を
守るべし 十八 彼こたへけるは何かイエス曰けるは殺す勿れ姦淫す
る勿れ盜む勿れ妄りの證を立る勿れ 十九 爾の父と母を敬へ又己の
如く爾の鄰を愛すべし 二十 少者かれに曰けるは是みな我いとけな
きより守れるものなり何の虧たるところ我にある乎 二一 イエス彼
に曰けるは全からん事を欲はゞ往て爾の所有を售て貧者に施せ
然れば天に於て財あらん而して來り我に從へ 二二 少者この言を聞
て憂へ去ぬ彼の產業おほいなりければ也○ 二三 イエスその弟子に

曰けるは誠に爾曹に告ん富者は天國に入ると難し 二四 また爾曹に告ん富者の神の國に入よりは駱駝の針の孔を穿るは却て易し 二五 弟子之を聞て甚く驚き曰けるは然ば誰か救を受べき乎 二六 イエス彼等を見て曰けるは是人に於ては能はざる所なり然ど神に於ては能はざる所なし○ 二七 此ときペテロ答てイエスに曰けるは我儕一切を棄て爾に從へり然ば何を得べき乎 二八 イエス彼等に曰けるは我まことに爾曹に告ん我に從へる爾曹は世あらたまり人の子榮光の位に坐する時なんぢらも十二の位に坐してイスラエルの十二の支派を鞫べし 二九 凡て我名の爲に家宅あるひは兄弟あるひは姉妹あるひは父あるひは母あるひは妻あるひは子あるひは田疇を棄る者は百倍を受つ窮なき生を嗣ん 三十 多の先なる者は後になり後なる者は先になるべし

第二十章

それ天國は朝はやく出て葡萄園に工人を雇ふ主人の如

し 二 工人には一日に銀一枚を予んと約束をなし彼等を葡萄園に
遣せり 三 また九時ごろ出て街に徒く立る者を見て 四 爾曹も葡萄
園にゆけ相當の價を予んと彼等に曰ければ則ち往り 五 また十二
時と三時ごろ出て前の如く行り 六 五時ごろ出て又ほかの立る者
に遇て曰けるは何ゆゑ終日こゝに徒く立や 七 之に答て曰けるは
我儕を雇ふ者なきに因てなり彼等に曰けるは爾曹も葡萄園にゆ
け相當の價を得べし 八 日暮るとき葡萄園の主人その家宰に曰け
るは勞力たる者等を呼て後に雇へる者を始とし先の者にまで價
を給へよ 九 五時ごろに雇はれし者ども來りて銀一枚づゝを受た
り 十 先の者ども來りて我儕は多く受るならんと意ひしに亦銀一
枚づゝを受 十一 これを受て主人を怨つぶやきけるは 十二 この後至の者
の勞力たるは一時ばかりなるに終日くるしみを任あつさに當る
我儕と均しく之をなせり 十三 主人その一人に答て曰けるは友よ我

なんぢに不義をせず爾と銀一枚の約束をなしたるに非ずや 十四 爾
のものを取て往われ亦この後至る者にも爾の如く予ふべし 十五 我物
を以て我おもふ如く行ハ宜らず乎わが善に因て爾の目あしき乎
十六 此の如く後の者ハ先に先の者ハ後になるべし夫よバるゝ者ハ
多しと雖も選るゝ者ハ少なし○ 十七 イエスエルサレムに上るとき
途間にて人を離れ十二弟子を伴ひて彼等に曰けるハ 十八 我等エル
サレムに上り人の子ハ祭司の長と學者等に賣されん彼等これを
死罪に定め 十九 また凌辱鞭ち十字架に釘ん爲に異邦人に解すべし
又第三日に甦へるべし○ 二十 其時ゼベダイの子等の母その子と偕
にイエスに來り拜して彼に求ることと有けれバ 二一 之に曰けるハ何
を欲ふやイエス曰けるハ此二人の我子を爾の國に於て一人ハ
爾の右一人ハ爾の左に坐ることを命ぜよ 二二 イエス答て曰けるハ
爾曹ハ求ところを知ず爾曹ハ我が飲んとする杯をのミ又わが受

んとするバプテスマを受得るや彼等いひけるは能すべし
二三 イエス彼等に曰けるは誠に爾曹は我が杯を飲また我がうくるバプテスマを受べし然ど我が右左に坐るあとは我が賜べきに非ず只わが父に備られたる者は賜らるべし
二四 十人の弟子これを聞て二人の兄弟を憤きり
二五 イエス彼等を召て曰けるは異邦の領主はその民を主どり大人どもは彼等の上に權を操てこれ爾曹が知ところ也
二六 然ど爾曹の中にては然すべからず爾曹のうち大ならんと欲ふ者は爾曹に役るゝ者となるべし
二七 また爾曹のうち首たらんと欲ふ者は爾曹の僕となるべし
二八 此の如く人の子の來るも人を役ふ爲には非ず反て人に役はれ又おほくの人に代て生命を予ろの贖となるらん爲なり○
二九 彼等エリコを出し時おほくの人々イエスに從へり
三十 二人の瞽者路の旁に坐をりしがイエスの過ると聞て呼叫いひけるはダビデの裔主よ我儕を憫み給へ
三一 衆人これに默き

と戒むれども愈さけび曰けるハダビデの裔主よ我儕を憫たまへ 三二 イエス立止て之を呼いひけるハ爾曹われに何を爲られんと願ふや 三三 イエスに曰けるハ主よ我儕目の啓んことを願ふ 三四 イエス憫みて其目に手を按ければ直に見ことを得イエスに從へり

第二十一章

かれら橄欖山のベツパゲに至りエルサレムに近ける時イエス二人の弟子を遣さんとして 二 彼等に曰けるハ爾曹むかふの村に往やがて繫たる驢馬の其子と偕にあるに遇ん夫を解て我に牽きたれ 三 若なんぢらに何とか言ものあらば主の用なりと曰さらば直に之を遣すべし 四 預言者の言に視よ爾の王ハ柔和にして驢馬すなはち驢馬の子に乗なんぢに來るとシオンの女に告よと 五 云るに應せん爲に如此なせる也 六 弟子ゆきてイエスの命ぜし如くなし 七 驢馬と其子を牽きたり己の衣をその上に置ければイエスこれに乗り 八 衆人おほくハ其衣を途に布あるひハ樹枝

を伐て途に布ぬ 九 かつ前にゆき後に從ふ人々呼いひけるはダビ
デの裔ホザナよ主の名に託て來る者は福なり至上處にホザナよ
○ 十 イエスエルサレムに至れるとき都城こぞりて騒動いひける
は是誰ぞや 十一 衆人いひけるは此はガリラヤのナザレより出たる
預言者イエスなり○ 十二 イエス神の殿に入て其中なる凡の賣買す
る者を逐出し兌銀者の案鴿をうる者の椅子を倒し 十三 彼等に曰け
るは我家は祈禱の家と稱らるべしと錄さる然るに爾曹これを盜
賊の巢となせり 十四 瞽者跛者の人々殿に入てイエスに來りければ
之を醫しぬ 十五 祭司の長と學者だち其行たまへる奇事を見また兒
童輩の殿にて呼はりダビデの裔ホザナよと云を聞て怒を含 十六 イ
エスに曰けるは彼等が言ことを聞やイエス答て曰けるは然り嬰
兒乳哺者の口に讚美を備たりと錄されしを未だ讀ざる乎 十七 遂に
彼等を離れ都城を出てベタニヤに往そこに宿れり○ 十八 翌あさ都

城へ返るとき飢けるが 十九 路の旁にある一の無花果の樹を見て其
處に來りしに葉の他に何も見ざりしかバ今より永久も果を
結ぶことを得ざるべしと之に曰たまひければ無花果立刻に枯ぬ 二十 弟
子これを見て奇み曰けるハ無花果の枯ること何ぞ速や 二一 イエス
答て彼等に曰けるハ我まことに爾曹に告んもし信仰ありて疑は
ずば此無花果に於るが如耳ならず此山に命じ此より移されて海
に入よと云とも亦成ん 二二 且なんぢら信じて祈りて求ふ所ことご
とく得べし 二三 イエス殿に入て教たるとき祭司の長および民の長
老だち來り曰けるハ何の權威を以て此事をなすや誰この權威を
爾に予しや 二四 イエス答て彼等に曰けるハ我も一言なんぢらに問
ん我にこの事を告なば我も何の權威をもて之を行といふことを
爾曹に曰べし 二五 ヨハネのバプテスマハ何處よりぞ天よりか人よ
りか彼等たがひに論じ曰けるハ若し天よりと云ば然ば何ゆゑ信

ぜざるかと云ん 二六 もし人よりと云ん我儕民を畏る蓋みなヨハネ
を預言者と爲ばなり 二七 遂に答て知ずと曰イエス彼等に曰けるは
我も何の權威を以て之を行か爾曹に語らじ 二八 爾曹いかに意ふや
或人二人の子ありしが長子に來りて曰けるは子よ今日わが葡萄
園に往て働け 二九 答て否と曰しがのち悔て往たり 三十 また次子にも
前の如く曰けるに答て君よ我往べしと曰しが遂に往ざりき 三一 此
二人のもの孰か父の旨に適ひし彼等いひけるは長子なりイエス
彼等に曰けるは誠に爾曹に告ん稅吏および娼妓は爾曹より先に
神の國に入べし 三二 夫ヨハネ義道をもて來りしに爾曹これを信ぜ
ず稅吏娼妓は之を信じたり爾曹これを見てなほ悔改めず彼を信
ぜざりき〇 三三 また一の譬を聞ある家の主人葡萄園を樹り籬を環
らし其中に酒榨をほり塔をたて農夫に貸て他の國へ往しが 三四 果
期ちかづきければ其果を取ん爲に僕を農夫のもとに遣せり 三五 農

夫ども其僕等を執へ一人を鞭ち一人を殺し一人を石にて撃り 三六 また他の僕を前よりも多く遣しけるに之にも前の如くなせり 三七 我子は敬ふならんと謂て終に其子を遣しゝに 三八 農夫等その子を見て互に曰けるは此は嗣子なり率てれを殺して其産業をも奪べしと 三九 即ち之を執へ葡萄園より逐出して殺せり 四十 然ば葡萄園の主人きたらん時にての農夫に何を為べき乎 四一 彼等イエスに曰けるは此等の惡人を甚く討滅し期に及てその果を納る他の農夫に葡萄園を貸予ふべし 四二 イエス彼等に曰けるは聖書に工匠の棄たる石は家の隅の首石となれり是主の行給ることにして我儕の目に奇とする所なりと録されしを未だ讀ざる乎 四三 是故に我なんぢらに告ん神の國を爾曹より奪その果を結ぶ民に予らるべし 四四 この石の上に墜るものは壞てこの石上に墜れば其ものは碎かるべし 四五 祭司の長等およびパリサイの人かれの譬を聞ておのれらを指て言

るを識 四六 イエスを執へんと欲ひ謀しかど唯民を畏たり蓋人々のこ
れを預言者とすれば也

第二十二章

イエス彼等に答てまた譬を語りけるは 二 天國は或王
その子の爲に婚筵を設るが如し 三 婚筵に請れける者を迎ん爲に
僕たちを遣しゝかど彼等きたることを好まず 四 又ほかの僕を遣
さんとして曰けるは我が筵すでに備れり我が牛また肥畜をも宰
りて盡く備りたれば婚筵に來れと請たる者に言 五 然ども彼等は
かへりみずして去ぬ其一人は己の田にゆき一人は己の貿易に往り
六 他の者等はその僕を執へ辱しめて殺せり 七 王これを聞て怒り
軍勢を遣して其殺せる者を亡し又その邑を燒たり 八 是に於てそ
の僕等に曰けるは婚筵すでに備れども請たる者は客となるに堪
ざる者なれば 九 衢に往て遇はその者を婚筵に請け 十 その僕途に
出て善者をも惡者をも遇ほどの者を悉く集ければ婚筵の客充滿

す 十一 王客を見んとて來りけるに茲に一人の禮服を着ざる者ある
を見て 十二 之に曰けるは友よ如何なれば禮服を着ずして此處に來る
乎そは默然たり 十三 遂に王僕に曰けるは彼の手足を縛りて外の幽
暗に投いだせ其處にて哀哭また切齒すること有ん 十四 それ召るゝ
者は多しと雖も選るゝ者は少なし〇 十五 此時パリサイの人いでゝ
如何してか彼を言謬らせんと相謀り 十六 その弟子とヘロデの黨を
遣して云せけるは師よ爾は眞なる者なり眞をもて神の道を敎ま
た誰にも偏らざることを我儕は知そは貌に由て人を取ざれば也
十七 然ば貢をカイザルに納るは善や惡や爾いかに意ふか我儕に告
よ 十八 イエスその惡を知て曰けるは僞善者よ何ぞ我を試むるや 十九
貢の銀錢を我に見せよ彼等デナリ一をイエスに携來りしに 二十 之
に曰けるは此像と號は誰の 二十一 答てカイザル也といふ是に於てイ
エス彼等に曰けるは然ばカイザルの物はカイザルに歸しまた神

の物は神に歸すべし
二二 彼等之をきゝ奇としてイエスを去ゆけり
○二三 復生なしと言なせるサドカイの人その日イエスにきたり問
て
二四 曰けるは師よモーセは云るに人もし子なくして死ば兄弟その妻を娶りて子をうみ兄弟の後を嗣すべしと
二五 玆に我儕の中に兄弟七人ありしが兄めとりて死子なきが故に其妻を次弟に遺れり
二六 その二その三それ七まで皆然す
二七 後つひに婦もまた死たり
二八 甦るときは此婦七人のうち誰の妻と爲べきぞ是みな彼を娶し者なれば也
二九 イエス答て彼等に曰けるは爾曹聖書をも神の能力をも知ざるに由て謬れり
三十 それ甦るときは娶らず嫁ず天にある神の使等の如し
三一 死し者の甦ることに就ては爾曹に神れ告たまひし言に
三二 我はアブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりとあるを未だ讀ざる乎そも〳〵神は死し者の神に非ず生る者の神なり
三三 人々これを聞て其訓を驚けり○
三四 イエスサドカイの人をし

て口を塞がしめたりと聞てパリサイの人一處に集りけるが
三五 その中なる一人の教法師イエスを試みん爲に問て曰けるは
三六 師よ律法のうち何の誡か大なる
三七 イエス答けるは爾心を盡し精神を盡し意を盡し主なる爾の神を愛すべし
三八 これを第一にして大なる誡なり
三九 第二も亦これに同じ己の如く爾の隣を愛すべし
四十 凡の律法と預言者は此二の誡に因り○
四一 パリサイの人の集まる時イエス彼等に問て曰けるは
四二 爾曹キリストについて如何おもふ乎これ誰の子なるか彼等イエスに曰けるはダビデの裔なり
四三 彼等に曰けるは然ばダビデ靈に感じて何故これを主と稱へし乎ダビデ言
四四 主わが主に曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳となすまで我みぎに坐すべしと
四五 然ばダビデ既に之を主と稱たれば如何その子ならん乎
四六 誰一言これに答ること能はず此日より敢て又と問ふ者なかりき

第二十三章

厥時イエス人々と弟子とに告て曰けるは 二 學者とパ
リサイの人はモーセの位に坐す 三 故に凡て彼等が爾曹に言とこ
ろを守て行ふべし然ど彼等が行ふ所を爲こと勿れ蓋かれらは言
のみにして行はざれバ也 四 また彼等は重かつ負がたき荷を括て
人の肩に負せ己は一の指をもて之を動すことをすら好ず 五 彼等の
行は凡て人に見れんが爲にする也ろの佩經を幅濶し其衣の裾を
大にし 六 また筵席の上座會堂の高座 七 市上の問安人々よりラビ
ラビと稱られんことを好む 八 爾曹はラビの稱を受ること勿れ蓋
なんぢらの師は一人すなはちキリストなり爾曹はみな兄弟なり
九 また地にある者を父と稱ること勿れ爾曹の父は一人すなはち
天に在す者なり 十 また導師の稱を受ること勿れ蓋なんぢらの導
師は一人すなはちキリストなり 十一 爾曹のうち大なる者は爾曹の
僕と爲べし 十二 凡そ自己を高する者は卑せられ自己を卑する者は

高せられん○ 十三 噫なんぢら禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら天國を人の前に閉て自ら入ず且いらんとする者の入をも許さゞれバ也 十四 噫なんぢら禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら嫠婦の家を呑いつはりて長き祈をなす之に由て爾曹最も重刑を受べけれバ也 十五 なんぢら禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら徧く水陸を歷巡り一人をも己が宗旨に引入んとす既に引入れバ之を爾曹よりも倍したる地獄の子と爲り 十六 噫なんぢら禍なるかな瞽者なる相よ爾曹ハいふ人もし殿を指て誓はゞ事なし殿の金を指て誓はゞ背べからずと 十七 愚なして瞽なる者よ金と金を聖からしむる殿と孰か尊き 十八 又いふ人もし祭の壇を指て誓はゞ事なし其上の禮物を指て誓はゞ背べからずと 十九 愚にして瞽なる者よ禮物と禮物を聖からしむる祭の壇と孰か尊き 二十 されバ祭の壇を指て誓ふ者ハ祭の壇

および其上の凡の物を指て誓ふなり 二一 また殿を指て誓ふ者は殿
および其中に在す者を指て誓ふなり 二二 また天を指て誓ふ者は神
の寶座および其上に坐する者を指て誓ふなり○ 二三 噫なんぢら禍
なるかな偽善なる學者とパリサイの人よ蓋なんぢら薄荷、茴香、馬
芹の十分の一を取納て律法の最も重き義と仁と信とを爾曹は廢
てれ行ふ可もの也かれも亦廢べからざる者なり 二四 瞽者なる相者
よ爾曹は蠓を漉出して駱駝を呑もの也 二五 あゝ禍なるかな偽善な
る學者とパリサイの人よ爾曹杯と盤の外を潔して内には貪欲と
淫欲とを充せり 二六 瞽者なるパリサイの人よ爾曹まづ杯と盤の内
を潔せよ然ばその外も亦きよまるべし○ 二七 噫なんぢら禍なる哉
偽善なる學者とパリサイの人よ爾曹は白く塗たる墓に似たり外
は美しく見れども内は骸骨と諸の汚穢にて充 二八 此の如く爾曹も
また外は義く人に見れども内は偽善と不法にて充 二九 噫なんぢら

禍なるかな僞善なる學者とパリサイの人よ爾曹預言者の墓をた
て義人の碑を飾れり 三十 又いふ我儕もし先祖の時にあらば預言者
の血を流すことに與せざりしをと 三一 然ば爾曹は預言者を殺し者
の裔なることを自ら證す 三二 なんぢら先祖の量を充せ 三三 蛇蝮の類
よ爾曹いかで地獄の刑罰を免れんや 三四 是故に我爾曹に預言者と
智者と學者を遣さんに或は之を殺し又十字架に釘或は其會堂に
て之を鞭ち或は邑より邑へ逐害めん 三五 こは義なるアベルの血よ
り殿と祭の壇の間にて爾曹が殺しバラキアの子ザカリアの血に
至るまで地に流したる義人の血は凡て爾曹に報來らんが爲なり
三六 われ誠に爾曹に告ん此事みな此代に報來るべし 三七 噫エルサレ
ムよエルサレムよ預言者を殺し爾に遣さるゝ者を石にて撃もの
よ母鶏の雛を翼の下に集る如く我なんぢの赤子を集んとせしこ
と幾次ぞや然ど爾曹は好ざりき 三八 視よ爾曹の家は荒地となりて

遺れん 三九 われ爾曹に告ん主の名に託て來る者は福なりと爾曹の云んとき至るまでは今より我を見ざるべし

第廿四章

イエス殿より出ければ其弟子すゝみて殿の構造を彼に觀せんとしたりしに 二 イエス彼等に曰けるは爾曹すべて此等を見ざるか我まことに爾曹に告ん此處に一の石も石の上に圮れずしては遺らじ 三 イエス橄欖山に坐し給へるとき弟子ひそかに來りて曰けるは何の時にこのこと有や又爾の來る兆と世の末の兆は如何なる乎や我儕に告たまへ 四 イエス答て彼等に曰けるは爾曹人に欺かれざるやう愼よ 五 蓋おほくの人わが名を冒きたり我はキリストなりと云て多の人を欺くべし 六 又なんぢら戰と戰の風聲をきかん然ど愼て懼るゝ勿れ此等の事は皆ある可なり然ども末期は未だ至らず 七 民おこりて民をせめ國は國をせめ饑饉疫病地震ところどころに有ならん 八 是みな禍の始なり 九 其とき人な

んぢらを患難に付し爾曹を殺すべし又なんぢら我名の為に萬民
に憎れん 十 此ときに許多のもの礙つ互に付し互に憾むべし 十一 ま
た偽預言者おほく起て多の人を欺ん 十二 また不法みつるに因て
多の人の愛情ひやゝかに為べし 十三 然ど終まで忍ぶ者は救るゝこ
とを得ん 十四 また天國の此福音を萬民に證せん為に普く天下に宣
傳られん然るのち末期いたるべし 十五 是故に預言者ダニエルに託
て言れたる所の殘暴にくむべきもの聖處に立を見ば(讀者よく思
ふべし) 十六 厥時ユダヤにをる者は山に遁れよ 十七 屋上に在ものは其
家の物を取んとて下る勿れ 十八 田にをる者は其衣を取んとて歸る
勿れ 十九 其日には孕める者と乳を飲する婦は禍なる哉 二十 爾曹冬ま
たは安息日に逃ることを免れん為に祈れ 二一 其とき大なる患難あ
り此の如き患難は世の始より今に至るまで有ざりき又後にも有
じ 二二 若その日を少くせられずば一人だに救るゝ者なからん然ど

選れし者の爲に其日は少くせらるべし 二三 其時もしキリスト此處
にあり彼處にありと爾曹にいふ者あるとも信ずる勿れ 二四 そは僞
キリスト僞預言者たち起て大なる休徵と異能を行ひ選れたる者
をも欺くことを得ば之を欺く可れば也 二五 われ預じめ爾曹に之を
告 二六 若キリスト野に在といふ者あるとも出る勿れ室に在と云も
の有とも信ずる勿れ 二七 そは電の東より出て西にまで閃くが如く
人の子も來るべければ也 二八 それ屍のある處には鷲あつまらん 二九
此等の日の患難の後たゞちに日は晦く月は光を失ひ星は空より
おち天の勢ひ震ふべし 三十 其とき人の子の兆天に現るまた地上に
ある諸族は哭哀み且人の子の權威と大なる榮光をもて天の雲に
乘來るを見ん 三一 又その使等を遣し鉉の大なる聲を出しめて天の
此極より彼極まで四方より其選れし者を集むべし○ 三二 夫なんぢ
ら無花果樹に由て譬を學べ其枝すでに柔かにして葉萌めば夏の

近きを知る 三三 此の如く爾曹も凡て此等の事を見ば時ちかく門口に
至ると知れ 三四 われ誠に爾曹に告ん此等の事こと〳〵く成るまで此民
は廢ざるべし 三五 天地は廢ん然ど我言は廢じ 三六 その日その時を知る
ものは唯わが父のみ天の使者も誰も知る者なし 三七 ノアの時の如
く人の子の來るも亦然らん 三八 それ洪水の前ノア方舟にいる日まで
では人々飲食嫁娶などして 三九 洪水の來り悉く之を滅すまで知ざ
りき此の如く人の子も亦きたらん 四十 其とき二人田に在んに一人
は取れ一人は遺さるべし 四一 二人の婦磨ひき居んに一人はとられ
一人は遺さるべし 四二 是故に爾曹の主いづれの時きたるかを知ざ
れば怠らずして守れ 四三 爾曹これを知れ若し家の主人ぬすびと何の
時きたるかを知ば其家を守て破らすまじ 四四 然ば爾曹もまた預備
せよ意ざる時に人の子きたらんと爲ばなり 四五 時に及て糧を彼等
に予さする爲に主人がその僕等の上に立たる忠義にして智僕は

誰なる乎 四六 この主人の來らん時かくの如く勤るを見るゝ僕は福なり 四七 我まことに爾曹に告ん其所有をみな彼に督らすべし 四八 若この惡僕おのが心に我が主人の來るは遲らんと意ひ 四九 その朋輩を打撻きて酒に醉たる者どもと共に飲食し始なば 五十 この僕の主人おもはざるの日志らざるの時に來りて 五一 之を斬殺し其報を僞善者と同うすべし其處にて哀哭切齒することあらん

第二十五章

其とき天國は燈を執て新郎を迎に出る十人の童女に比ふべし 二 この中の五人は智く五人は愚なり 三 愚なる者は其燈をとるに油を携へざりしが 四 智き者は其燈と共に油を器に携へたり 五 新郎おそかりければ皆假寐して眠れり 六 夜半に叫びて新郎きたりぬ出て迎よと呼聲ありければ 七 その童女ども皆おきて其燈を整へたるに 八 愚なるもの智き者に曰けるは我儕の燈熄んとす願くは爾曹の油を我儕に分予よ 九 智きもの答て曰けるは

我儕と爾曹とに恐くハ足まじ爾曹賣者に往て己が爲に買へ 十 かれ
ら買んとて往しとき新郎きたりけれバ既に備たる者ハ之と偕に
婚筵に入しかバ門ハ閉られたり 十一 斯て後の餘の童女きたりて
曰けるハ主よ主よ我儕の爲に開たまへ 十二 答て我まことに爾曹に
告ん我ハ爾曹を知ずと曰り 十三 然バ怠らずして守れ爾曹その日そ
の時を知ざれバ也○ 十四 また天國ハ或人の旅行せんとして其僕を
よび所有を彼等に預るが如し 十五 各人の智慧に從ひて或者にハ銀
五千或者にハ二千或者にハ一千を予おき直に旅行せり 十六 五千の
銀を受し者ハ往て之を貿易し他に五千を得たり 十七 二千を受し者
もまた他に二千を得たり 十八 然るに一千を受し者ハ往て地を堀そ
の主の金を藏せり 十九 歷久て後その僕等の主かへりて彼等と會計
せしに 二十 五千の銀を受し者その他に五千の銀を攜來りて主よ我
に五千の銀を預しが他に五千の銀を儲たりと曰けれバ 二一 主かれ

ふ曰けるハあゝ善かつ忠なる僕ぞ爾寡なる事に忠なり我なんぢに多ものを督らせん爾の主人の歡樂に入よ 二二 二千の銀を受し者きたりて主よ我に二千の銀を預しが他に二千の銀を儲たりと曰ければ 二三 主それに曰けるハあゝ善且忠なる僕ぞなんぢ寡なる事に忠なり我なんぢに多ものを督らせん爾の主人の歡樂に入よ 二四 また一千の銀を受し者きたりて曰けるハ主よ爾ハ嚴人にて播ざる處より穫ちらさゞる處より斂ることを我ハ知る 二五 故に我懼てゆき主の一千の銀を地に藏し置り今なんぢ爾の物を得たり 二六 その主こたへて曰けるハ惡かつ惰なる僕ぞ爾わが播ざる處よりかり散さゞる處より斂ることを知か 二七 然らバ我が金を兌換舗に預置べきなり然バ我が歸たるとき本と利とを受べし 二八 是故に彼の一千の銀を取て十千の銀ある者に予よ 二九 それ有る者ハ予られて尚あまりあり無有者ハその有る物をも奪るゝ也 三十 無益なる僕を外

の幽暗に逐やれ其處にて哀哭切齒すること有ん○三一人の子おの
れの榮光をもて諸の聖使を率來る時はその榮光の位に坐し三二萬
國の民をその前に集め羊を牧者の綿羊と山羊とを別が如く彼等
を別ち三三綿羊をその右に山羊をその左に置べし三四斯て王その右
にをる者に云ん吾父に惠るゝ者よ來りて創世より以來なんぢら
の爲に備られたる國を嗣三五蓋なんぢら我が飢し時われに食せ渴
しとき我に飮せ旅せし時われを宿らせ三六裸なりし時われに衣せ
病しとき我をみまひ獄に在しとき我に就ればなり三七是に於て義
者それに答て云ん主よ何時なんぢの飢たるを見て食せまた渴た
るに飮しゝ乎三八何時主の旅したるを見て宿らせ又裸なるに衣し
や三九何時主の病また獄に在を見て爾に至りし乎四十王こたへて彼
等に曰ん我まことに爾曹に告ん既に爾曹わが此兄弟の最微者の
一人に行へるは即ち我に行しなり四一遂にまた左にをる者に曰ん

罰せらるべき者よ我を離れて悪魔と其使者の爲に備たる熄ざる
火に入よ 四二 蓋なんぢら我が飢し時われに食せず渇しとき我に飲
せず 四三 旅せし時われを宿らせず裸なりし時われに衣ず病また獄
に在し時われを顧ざる也 四四 是に於て彼等また答て曰ん主よ何
時なんぢの飢また渇また旅し又裸また病また獄に在を見て主に
事ざりし乎 四五 其とき王こたへて彼等にいはん我まことに爾曹に
告ん此最微者の一人に行はざるは即ち我に行はざりし也 四六 此等
の者は窮なき刑罰にいり義者は窮なき生命に入べし

第二十六章

偖イエスこの諸の言を言竟りて其弟子に曰けるは 二
二日ののち逾越節なるは爾曹が知ところ也ろき人の子は十字架
に釘らきん爲に付さるべし 三 此とき祭司の長および民の長老等
カヤパと云る祭司の長の邸の庭に集り 四 詭計をもてイエスを執
へ殺さんと共々に謀いひけるは 五 祭の日には行べからず恐くは

民の中に亂おこらん〇 六 イエスベタニヤの癩病シモンの家に居
たまへる時 七 ある婦蠟石の器物に價たかき香膏を盛てイエスの
食する所に携來り其首に斟しかバ 八 弟子等これを見て怒を含い
ひけるハ此靡費のことを爲ハ何故ぞや 九 君これを賣バ多の金を
得て貧者に施すことを得ん 十 イエス知て彼等に曰けるハ何ぞ此
婦を惱すや彼ハ我に善事を行へる也 十一 貧者ハ常に爾曹と偕にあ
れど我ハ常に爾曹と偕に在ず 十二 彼が此の香膏を我體に斟しハ我
の葬の爲に行る也 十三 われ誠に爾曹に告ん天の下いづくにても此
福音の宣傳らるゝ處にハ此婦の行し事もその記念の爲に言傳ら
るべし〇 十四 其とき十二弟子の一人なるイスカリオテのユダと云
るもの祭司の長等の所に往て曰けるハ 十五 我なんぢらに彼を賣さ
バ幾何を予るか遂に銀三十にて約したり 十六 此時よりイエスを賣
さんと機を覦ひぬ〇 十七 除酵節の首の日弟子イエスに來り曰け

るゝ我儕すぎこしの食を爾の爲に何處に備ふべき乎 十八 イエス曰
けるは京城にいり某に至ていへ師いふ我が時近きければ我弟子
と偕に逾越の節筵を爾が家に行べしと 十九 弟子イエスに命ぜられ
し如くして逾越の食を備ふ 二十 日くるゝ時イエス十二弟子と偕に席
に就 二一 食する時いひけるは我まことに爾曹に告ん爾曹のうち一
人之れを賣るなり 二二 彼等いたく憂て各イエスに曰出けるは主よ我
なる乎 二三 答て曰けるは我と偕に手を盂に着る者は即ち我を賣す
者なり 二四 人の子は己について錄されたる如く逝ん然ど人の子を
賣す者は禍なる哉その人生れざりしならば反て幸なりしならん
二五 彼を賣すユダ答て曰けるはラビ我なるや之に曰けるは爾の言
る如し 二六 かれら食する時イエスパンを取て祝し之をさき弟子に
予て曰けるは取て食これは我身なり 二七 また杯を取て謝し彼等に
予て曰けるは爾曹みな此杯より飲め 二八 これ新約の我血にして罪を

赦さんとて衆の人の爲に流所のもの也 二九 われ爾曹に告ん今より後なんぢらと偕に新しき物を吾父の國に飲ん日までは再びこの葡萄にて造れる物を飲じ○ 三十 かれら歌を謳てのち橄欖山に往り

三一 其時イエス彼等に曰けるは今夜なんぢら皆われに就て礙かん蓋われ牧者を撃ん群の綿羊ちらんと錄されたれば也 三二 然ど我甦りて後なんぢらに先ちガリラヤに往べし 三三 ペテロ答てイエスに曰けるは皆なんぢに就て礙くとも我は終に礙じ 三四 イエス彼に曰けるは我まことに爾に告ん今夜鷄なかざる前に爾三次われを知ずと言ん 三五 ペテロ彼に曰けるは我は主と偕に死るとも爾を知ずと言じ弟子みな如此いへり○ 三六 その時イエス彼等と偕にゲツセマネといふ處に至て弟子等に曰けるは爾曹こゝに坐れ我彼處に往て祈らん 三七 ペテロ及ゼベダイの二人の子を携へ憂へ哀みを催し 三八 彼等に曰けるは我心いたく憂て死るばかり也こゝに待て我

と偕に目を醒しをれ。三九 少し進往てひれふし祈いひけるハ吾父よ若かなハゞ此杯を我より離ち給へ然ど我心の從を成んとするに非ず聖旨に任せ給へ 四十 而して弟子に來り其寢たるを見てペテロに曰けるハ如此一時も我と偕に目を醒をること能ハざる乎 四一 惑に入ぬやう目を醒しつゝ祈れ靈にハ願ふなれど肉體よわきなり 四二 二次ゆきて復いのり曰けるハ吾父よ若これに此杯を飲さで離つること能ずハ聖旨に任せ給へ 四三 來りて又かれらの寢たるを見るれ彼等の目疲たる也 四四 彼等を離れて又ゆき第三次も同言をもて祈れり 四五 遂に其弟子に來りて曰けるハ今ハ寐て休め時ハ近し人の子罪人の手に付されん 四六 起よ我儕往べし我を賣す者近きたり

○ 四七 如此いへるとき十二の一人なるユダ劍と棒とを持たる多の人々と偕に祭司の長と民の長老の所より來る 四八 イエスを賣す者かれらに號をなして曰けるハ我が接吻する者ハ夫なり之を執へ

よ 四九 直にイエスに來りラビ安かと曰て彼に接吻す 五十 イエス彼に
曰けるは友よ何の爲に來るや遂に彼等すゝみ來り手をイエスに
措て執へぬ 五一 イエスと偕に在し者の一人手をのべ劍を拔て祭司
の長の僕を擊ろの耳を削おとせり 五二 イエス彼に曰けるは爾の劍
を故處に收よ凡て劍をとる者は劍にて亡ぶべし 五三 我いま十二軍
餘の天使を我父に請て受ることを能はずと爾曹おもふ乎 五四 もし然
せば如此あるべき事を錄し聖書に如何で應はん乎〇 五五 此時イエ
ス人々に曰けるは劍と棒とを持て盜賊を執ふる如して我を執に
きたる乎われ日々爾曹と偕に殿に坐して諭しに爾曹われを執ざ
りし 五六 然ど此の如なるは皆預言者の錄たる所に應成せん爲なり
遂に弟子等みなイエスを離きて逃去ぬ〇 五七 イエスを執たる者こ
れを曳て學者と長老の集れる所の祭司の長カヤパに携ゆく 五八 ペ
テロ遠く離きてイエスに從ひ祭司の長の庭にまで至ろの結局を

見んとて内にいり僕と偕に坐せり 五九 祭司の長等および長老すべ
ての議員ともにイエスを殺さんとして妄證を求れども得ず 六十
多の妄りの證者きたれども亦ゑず後また妄りの證者二人きたり
て曰けるは 六一 この人曩に言ることあり我よく神の殿を毀ちて三
日の内に之を建うべしと 六二 祭司の長たちてイエスに曰けるは爾
こたふる言なき乎この人々の爾に立る證據は如何 六三 イエス默然
たり祭司の長こたへて彼に曰けるは爾キリスト神の子なるや我
なんぢを活神に誓せて之を告しめん 六四 イエス彼に曰けるは爾が
言る如し且われ爾曹に告ん此のち人の子大權の右に坐し天の雲
に乘て來るを爾曹みるべし 六五 是に於て祭司の長その衣を裂て曰
けるは此人は褻瀆ことを言り何ぞ外に證據を求んや爾曹も今そ
の褻瀆たることを聞り 六六 なんぢら如何におもふ乎かれら答て曰ける
は彼は死に當れり 六七 是に於て彼等その面に唾し且拳にて撃りま

た或人かれを批いひけるは 六八 キリストよ爾を撃者は誰ぞ我儕に
預言せよ○ 六九 ペテロ庭に坐ゐけるに或婢きたりて爾もガリラヤ
のイエスと偕なりと曰けれど 七十 ペテロ凡の人の前に此言を肯は
ずして我なんぢが言ところを知ずと曰り 七一 出て門口に至る時
また他の婢かれを見て其處にをる者に曰けるは此人もナザレの
イエスと偕に在し 七二 ペテロまた肯はずして誓ふ我かの人を知ず
と 七三 暫くありて旁らに立たる者すゝみ近てペテロに曰けるは誠
に爾もかの黨の一人なり蓋なんぢの方言なんぢを顯せり 七四 是に
於てペテロ詈り且誓て我かの人を知ずと曰しが頓て鶏鳴ぬ 七五 ペ
テロイエスの鶏なかざる前なんぢ三次われを知ずといはんと云
たまへる言を憶起し外に出て悲み哭り

第二十七章

平旦になりて凡の祭司の長と民の長老ともに謀てイ
エスを殺さんとし 二 既に彼を縛ひきゆきて方伯のポンテオピラ

ト｜に解せり○　三是に於てイエスを賣しユダ彼の死に定られし
を見て悔その銀三十を祭司の長長老等に返して　四曰けるは無辜
の血を付し我は罪を犯しぬ彼等いひけるは我儕に於て何ぞ與ら
んや爾みづから當べし　五ユダその銀を殿に投棄て其處を去ゆき
て自ら縊たり　六祭司の長等その銀を取て曰けるは此は血の價な
れば賽錢の箱に入べからずとて　七共に謀あの銀をもて旅客を葬
る爲に陶工の田を買り　八故に其田は今に至るまで血田と稱らる
九是に於て預言者エレミヤに託いはれたる言にイスラエルの民
に估られ估られし者の價の銀三十を取　十主の我に命ぜし如く陶
工の田を買ぬと有に應へり○　十一偖イエス方伯の前にたつ方伯イ｜
エスに問て曰けるは爾はユダヤ人の王なるかイエス之に曰ける
は爾が言る如し　十二祭司の長長老者たち彼を訟ふれども何の答もせ
ず　十三是に於てピラト彼に曰けるは此人々なんぢに立る證のおく

大なるを爾きゝざる乎 十四 方伯の甚奇とするまでにイエス一言も答せざりき 十五 この祭の日には方伯より民の願に任せて一人の囚人を釋の例ありき 十六 時にバラバと云る一人の名高き囚人ありけきむ 十七 ピラト民の集りしとき彼等に曰けるはバラバ又はキリストと稱ふるイエスなる乎なんぢら誰を釋さんと欲ふや 十八 これ猶嫉に由てイエスを解したりと知ばなり 〇 十九 方伯審判の座に坐りたる時その妻いひ遣しけるは此義人に爾干ることと勿れ蓋已れ今日夢の中に彼につきて多く憂たり 二十 祭司の長長老だちバラバを釋しイエスを殺さんことを求と民を唆む 二一 方伯こたへて彼等に曰けるは二人のうち孰を我なんぢらに釋さんことを望むや彼等バラバと答ふ 二二 ピラト曰けるは然ばキリストと稱ふるイエスに我なにを爲べきか衆いふ十字架に釘よと 二三 方伯いひけるは彼なにの悪事を行しや彼等ます〱喊叫て十字架に釘よと曰ふ 二四 ピラ

トその言の益なくして唯亂の起んとするを知り水を取て人々の
前に手をあらひ曰けるは此義者の血に我は罪なし爾曹みづから
之に當れ 二五 民みな答て曰けるは其血は我儕と我儕の子孫に係る
べし 二六 是に於てバラバを彼等に釋しイエスを鞭ちて之を十字架
に釘ん爲に付したり 二七 方伯の兵卒イエスを携へ公廳に至り全營
を其もとに集め 二八 彼の衣を褫て絳色の袍を着せ 二九 棘にて冕を編
その首に冠しめ又葦を右手に持せ且その前に跪づき嘲弄して曰
けるはユダヤ人の王安かれ 三十 また彼に唾し其葦を取て其首を撃
り 三一 嘲弄し畢りて其袍をはぎ故衣をきせ十字架に釘んとて彼を
曳ゆく 三二 その出し時クレネ人のシモンといふ者に遇ければ强て
之に其十字架を負せたり○ 三三 彼等ゴルゴタ譯ば即ち髑髏と云る
處に來り 三四 醋に膽を和せてイエスに飮せんと爲たりしに嘗て飮
ことをせざりき 三五 斯てイエスを十字架に釘しのち鬮を拈て其衣

を分つそは預言者の言に彼等互に我が衣を分けわが裏衣を鬮にすと云しに應へり 三六 兵卒そこに坐してイエスを守れり 三七 また罪標に此はユダヤ人の王イエスなりと書して其首の上に置り 三八 其とき二人の盜賊イエスと偕に一人は其右一人は其左に十字架に釘らる〇 三九 往來の者イエスを詈り首を搖て曰けるは 四十 殿を毀ちて三日に之を建る者よ自己を救へ爾もし神の子ならば十字架より下よ 四一 祭司の長學者長老等も亦おなじく嘲弄して曰けるは 四二 人を救て己が身を救あたはず若イスラエルの王たらば今十字架より下るべし然ば我儕これを信ぜん 四三 彼は神に依賴り神もし彼を愛しまば今救ふべし蓋こは我は神の子なりと云し也 四四 同に十字架に釘られたる盜賊も同くイエスを詈れり〇 四五 晝の十二時より三時に至るまで其地あまねく黒暗となる 四六 三時ごろイエス大聲にエリエリラマサバクタニと呼りぬ之を譯ば吾神わが神なんぞ

我を遺たまふ乎と云る也 四七 傍らに立たる者のうち或人これを聞
て彼はエリヤを呼るなりと曰 四八 その中の一人直に走り往て海絨
をとり醋を含せ之を葦につけてイエスに飲しむ 四九 餘人曰けるは
俟エリヤ來りて彼を救ふや否試べし○ 五十 イエスまた大聲に呼り
て氣絶たり 五一 殿の幔上より下まで裂て二となり又地ふるひ磐さ
け 五二 墓ひらけて既に寢たる聖徒の身おほく甦へりイエスの甦れ
る後 五三 墓を出て聖城に入おほくの人に現きたり○ 五四 百夫の長と
偕にイエスを守たるもの地震および其有し事を見て甚く懼れ此こ
れ誠に神の子なりと曰り○ 五五 此處に遥に望ゐたる多の婦ありし
彼等はガリラヤよりイエスに從ひ事し者等なり 五六 其中に居し者
はマグダラのマリヤとヤコブヨセの母なるマリアとゼベダイの
子等の母となり○ 五七 日くれてイエスの弟子なるヨセフと云るア
リマタヤの富人きたりてピラトに往イエスの屍を請しかば 五八 ピ

ラトその屍を付せと命ず 五九 ヨセフ屍を取て潔き枲布に裹み 六十 之
を磐に鑿たる己が新しき墓におき大なる石を墓の門に轉して去る
六一 マグダラのマリアと他のマリアと墓に對て坐し其處に居り○
六二 預備日の翌日祭司の長とパリサイの人等ピラトの所に集ひ來り
曰けるハ 六三 主よ我儕憶出せり彼の僞者いきて在しとき三日の
ち甦らんと言し 六四 是故に命じて三日に至まで墓を固守しめよ恐
くハ其弟子夜きたりて之を竊み死より甦りたりと民に言ん然ば
後の惑ハ先よりも愈勝るべし 六五 ピラト彼等に曰けるハ守兵ハ爾
曹にあり往て意のまゝに固守しめよ 六六 是に於て彼等ゆきて石に
封印し守兵をして墓を固守しめたり

第二十八章

安息日終てのち七日の首の日黎明にマグダラのマリ
ア及び他のマリアその墓を觀んとて來りしに 二 大なる地震あり
て主の使者天より降り墓の門より石を轉し其上に坐す 三 その容

貌は閃電のごとく其衣服は雪のごとく白し 四 守兵これを懼戦き
死たる者の如くなりぬ 五 天使をんなに曰けるは爾曹おそる
ゝ勿れ我なんぢらが十字架に釘られしイエスを尋ることを知る 六
彼は此に在ず其言る如く甦りたり爾曹きたりて主の置きし處を
見よ 七 且ゆきて其弟子に告よ彼は死より甦り爾曹に先ちてガリ
ラヤに往り彼處に於て爾曹かれを見るべし我なんぢに告ぐ 八 婦
懼ながらも甚く喜びて急ぎ墓をさり其弟子に告んと走り往り 九 弟
子に告んとて往ときイエス彼等に遇て安かれと曰給ひければ婦
すゝみ其足を抱て拜しぬ 十 イエス彼等に曰けるは懼るゝ勿れ去
て我が兄弟にガリラヤに往と告よ彼處にて我を見るべし○ 十一 婦の
去しのち守兵のうち或者ども城に至り凡て有し事を祭司の長等
に告しかバ 十二 彼等と長老あつまりて共に議おほくの銀子を兵卒
に給て曰けるは 十三 爾曹いへ我儕が寢たる時その弟子夜きたりて

彼を竊りと
十四
此事もし方伯に聞るとも我儕よきに勸て爾曹に憂
慮なからしめん
十五
かれら銀子を取て囑められたる如したりし是
に於て此の如き話今日に至るまでユダヤ人の中に傳播られたり
○
十六
十一の弟子ガリラヤに往てイエスの彼等に命じ給ふ所の山
に至り
十七
イエスを見て拜せり然ど疑へる者もありき
十八
イエス進
て彼等に語いひけるは天のうち地の上の凡の權を我に賜れり
十九
是故に爾曹ゆきて萬國の民にバプテスマを施し之を父と子と聖
靈の名に入て弟子とし
二十
且わが凡て爾曹に命ぜし言を守れと彼
等に敎よ夫われは世の末まで常に爾曹と偕に在なりアーメン

新約全書馬太傳福音書終

第一章 これ神の子イエスキリストの福音の始なり 二 預言者の録る
して視よ我なんぢの面前に我使を遣さん彼なんぢの前に其道を
設くべし 三 野に呼る人の聲あり云く主の道を備へ其徑すぢを直く
せよと有が如く 四 ヨハネ野に於てバプテスマを施し罪の赦を得
させんが爲に悔改のバプテスマを宣傳たり 五 ユダヤの全國およ
びエルサレムの人々かれに來りて各々その罪を認はしヨルダン
といふ河にてバプテスマを受 六 ヨハネは駱駝の毛衣を着腰に皮
帶をつかね蝗蟲と野蜜を食へり 七 かれ宣傳けるは我より勝れる
者わが後に來らん我は屈て其履の紐を解にも足ず 八 我は水をもて
爾曹にバプテスマを施しゝが彼は聖靈をもて爾曹にバプテス
マを施すべし 九 當時イエスガリラヤのナザレより來りヨルダン
にてヨハネよりバプテスマを受 十 頓て水より上るとき天開き

靈鴿の如く其上に降るを見たり
十一 又天より聲ありて云なんぢは我が愛子わが悦ぶ所の者なりと○
十二 斯て靈たゞちにイエスを野に往しむ
十三 かれ四十日野に在てサタンに試られ獸と共にをれり天の使等かれに事ぬ○
十四 ヨハネの囚れし後イエスガリラヤに至り神の國の福音を傳いひけるは
十五 期は滿り神の國は近けり爾曹悔改めて福音を信ぜよ○
十六 イエスガリラヤの湖の邊を歩る時シモンと其兄弟アンデレの湖に網うてるを見る彼等は漁者なり
十七 イエス彼等に曰けるは我に從へ我爾曹を人を漁る者とせん
十八 彼等たゞちに其網を棄て之に從へり
十九 此より少し進行ゼベダイの子ヤコブとその兄弟ヨハネの舟に在て網つくろふを見て
二十 直に彼等を召給ひしかば其父ゼベダイを傭人と共に舟に遺て彼に從へり○
二一 彼等カペナウンに至るイエス即ち安息日に會堂に入て敎を爲しに
二二 人々その敎を駭き合り蓋學者の如ならず權威を有

る者の如く教たまへバ也 二三 其會堂に汚たる鬼に憑たる人ありて 二四 喊叫いひけるハ噫ナザレのイエスよ我儕ハ爾と何の與り有んや爾きたりて我を滅すか我なんぢハ誰なる乎を知すなハち神の聖なる者なり 二五 イエス之を責て曰けるハ聲を發すこと勿れ其處を出よ 二六 汚たる鬼その人を拘攣させ大聲に叫びて彼を出たり 二七 衆人みな驚き相問て曰けるハ是何事ぞや是いかなる新しき教ぞや汚たる鬼さへ權威をもて命じければ從へり 二八 是に於てイエスの聲名徧くガリラヤの四方に播りぬ○ 二九 彼等やがて會堂を出ヤコブ及ヨハネと共にシモンアンデレの家に至しに 三十 シモンの岳母熱を病て臥ゐけるを或人たゞちに之をイエスに告 三一 イエス往て其手をとり彼を起しければ熱たちまち去ぬ斯て其婦かれらに供へたり 三二 夕かた日の落とき人々すべての病を患へるもの鬼に憑たる者をイエスに携へ來る 三三 その邑こぞりて門に集まり 三四 イエ

ス各様の病を患へる多の人々を醫し又多の鬼を逐出し鬼の言ふ
事を許さゞりき蓋鬼かれを識たるに因てなり〇
三五 昧爽にイエス
早く起人なき所にゆき其處にて祈禱せり
三六 シモンおよび彼と共
に在し者等かの跡を慕ゆき
三七 彼に遇て曰けるは衆人みな爾を尋
ぬ
三八 イエス彼等に曰けるは我は教を宣傳る爲に爾曹と偕に附近
の郷村々へ往ん我これが爲に來れば也
三九 イエス遍くガリラヤの國
を經めぐり其會堂にて教を宣且鬼を逐出せり〇
四十 癩病のもの一
人かれに來りて跪き求ひ曰けるは爾もし聖意に適ときは我を潔
く爲得べし
四一 イエス憫みて手をのべ彼に接て我意に適へり潔な
れと
四二 言やいな直に癩病はなれ其人きよまれり
四三
四四 イエス嚴く之
を戒め愼みて何をも人に告る勿れ但ゆきて己が身を祭司に見せ
其潔られし爲にモーセが命ぜし所の物を獻て彼等に證據をなせ
と言て去しめたり
四五 然ども彼いでゝ先この事を大に言つたへ語

り廣めければイエス此後あらはに城に入がたく獨人なき所に居給ひしが人々四方より彼に來れり

第二章

一 數日の後イエス復カペナウンに來しに 二 彼の室に居ると聞えければ直に多の人々集れたり門に立べき場處さへもなき程なりきイエス彼等に教を宣 三 此に癱瘋を病たる者を四人に舁せイエスに來れる者ありしが 四 群集によりて近づき難かりければ彼の居ところの屋蓋を取除き癱瘋の人を床のまゝ縋下せり 五 イエス其信仰を見て癱瘋の人に曰けるは子よ爾の罪赦されたり 六 數人の學者そこに坐し居しが心中に謂けるは 七 斯人は何故かく惡口を言か神にあらずして誰か罪を赦すことを得ん 八 イエス直に彼等が心中に斯の如き事を論ずるを自ら其心に知て彼等に曰けるは爾曹なんぞ心中に斯る事を論ずる乎 九 癱瘋の人に爾の罪は赦されたりと言と起て爾の床を取て行と言と孰か易や 十 され

人の子地にて罪を赦すの權威あることを爾曹に知せんとて遂に
癱瘋の人に 十一 我なんぢに告おきて床を取なんぢの家に歸れと曰
ければ 十二 その人たゞちに起て床をとり衆人の前にいづ衆人みな
駭き神を崇めて曰けるは我儕いまだ斯の如ことを見しことなし
○十三 イエスまた海邊に往しに人々みな彼に來ければ是等を教ふ
十四 此より進てアルパヨの子レビといふ者の稅吏の役所に坐し居
けるを見て我に從へと曰ければ彼たちて從へり○十五 斯てイエス
その家にて食する時おほくの稅吏罪ある人々イエス及び弟子と
共に坐せり是等の者許多ありてイエスに從ひぬ 十六 學者とパリサ
イの人そを稅吏および罪ある人と共に食するを見て其弟子に
曰けるは何ゆゑ稅吏罪ある人と共に食飲するや 十七 イエス聞て彼
等に曰けるは康强なる者は醫者の助を需ず唯病ある者こそを需
わが來しは義人を召ためなり非ず罪ある人を召て悔改させんが爲

なり○十八ヨハネの弟子およびパリサイの人つねに斷食する事ありければ彼等イエスに來いひけるはヨハネの弟子とパリサイの弟子は斷食するに爾の弟子は何ゆゑ斷食せざる乎十九イエス彼等に曰けるは新郎の朋友その新郎と共にをる間に斷食することを得べき乎かれら新郎と共にをる間は斷食することを得じ二十將來かれら新郎をとらるゝ日きたらん其日には斷食すべき也二一新しき布を舊衣に縫つくる者あらじ若し然せば其新に補へるもの舊を綻ばして其破かへつて惡なるべし二二亦あたらしき酒を舊き革囊にいるゝ者あらじ若し然せば新酒は其囊を破裂て酒もれいで革囊も亦壞るべし新酒は新しき革囊に盛べきもの也○二三偖イエス安息日に麥の畠を過りしに其弟子あゆみつゝ麥の穗を摘はじめければ二四パリサイの人彼に曰けるは彼等安息日に爲まじき事をするは何故ぞ二五イエス答けるはダビデ及び從者に在し者の

乏しくして飢しとき行たる事を未だ讀ざる乎 二六 即ち祭司の長アビアタルのとき神殿に入て誰祭司の外は食まじき供物のパンを食ひつ從に在し者にも與たり 二七 また彼等に曰けるは安息日は人の爲に設られたる者にして人は安息日の爲に設られたる者に非ず 二八 然ば人の子は安息日にも主たる也

第三章

イエスまた會堂に入しに一手枯たる人ありけるが 二 衆人イエスを訟んとして彼は此人を安息日に醫すや否と窺へり 三 イエス手枯たる人に曰けるは中に立よ 四 また衆人に曰けるは安息日に善を行と惡を行と生るを救ると殺すと孰をか爲べき彼等默然たり 五 イエス怒を含て環視し彼等が心の頑硬なるを憂へ手枯たる人に爾の手を伸よと曰ければ彼その手を伸しに即ち他の手のごとく愈たり 六 パリサイの人いでゝ如何にしてかイエスを殺さんと直にヘロデの黨に相謀りぬ○ 七 イエスその弟子と共に

海邊に退しに多の人々ガリラヤより彼に從へり又ユダヤ 八 エルサレムイドマヤヨルダンの外またツロとシドンの邊より多の人々イエスの行し事を聞て彼に群り來る 九 イエス人々の群集に因て擁なやまさるゝ事なからん爲に小舟を我に備れけと其弟子に曰り 十 是イエス數多の人々を愈しゝに因て凡て疾ある人々手にて彼に捫んとて擁逼しが故なり 十一 また汚たる鬼これを見て其前に俯伏さけびて爾ハ神の子なりと曰しを 十二 イエス彼等に我を揚すてと勿れと嚴く戒めたり○ 十三 イエス山に登て其意に適ふ所の者を召しゝバ來りて彼に就り 十四 是に於て十二人を立て己と偕に置また敎を宣傳る爲に遣し 十五 かつ病を醫し鬼を逐出すの權威を授く 十六 乃ちシモンをペテロと名け 十七 ゼベダイの子ヤコブと其兄弟ヨハ子この二人をボアネルゲと名く之を譯ば雷の子なり 十八 又アンデレピリポバルトロマイマタイトマスアルパヨの子ヤコブ

十九 又イスカリオテのユダ此はイエスを賣しゝ者なり 二十 此等の者家に入しに多の人々また來り集りければ食する暇もなかりき 二一 かの親屬きゝて彼は狂氣せりと言て之を拏んとて來る 二二 又エルサレムより下れる學者等も彼はベルゼブルに憑れたり且鬼の王に藉て鬼を逐出すなりと曰り 二三 イエス彼等を召び譬を以て曰けるはサタンは何でサタンを逐出し得んや 二四 もし國おのれ悖て分爭はゞ其國立べからず 二五 また家おのれ悖て分爭はゞ其家立べからず 二六 若サタン己に悖り起て分爭はゞ彼たつ可らず反て終るなるべし 二七 誰にても勇士の家に入て其家具を奪んとせば先勇士を縛らざれば奪ふこと能はじ縛て後その家を奪ふべし 二八 われ誠に爾曹に告ん人は凡の罪と瀆す所は褻瀆は赦るべけれど 二九 聖靈を瀆す者は限なく赦さる可らず限なき刑罰に干らん 三十 斯いへるは人々イエスを惡鬼に憑たりと

言しが故なり○三一 その兄弟と母と來りて戸外にたち人を遣して
イエスを呼しむ 三二 多の人々イエスを環て坐したりしが彼に曰け
るは視よ爾の母と兄弟戸外に在て爾を尋ぬ 三三 イエス答て曰け
るは我母わが兄弟は誰ぞや 三四 斯て側に坐する人々を環視して曰け
るは我母わが兄弟を見よ 三五 それ神の旨に從ふ者は是わが兄弟わ
が姉妹わが母なり

第四章

イエスまた海濱にて敎誨を始しに多の人々かれに集りけ
れば彼舟に乘て坐し凡の人々は海に沿て岸に立り 二 それ譬をも
て多の事を彼等に敎ふ敎て曰けるは 三 聽よ種播もの播んとて出
四 播るとき或種は路の傍に遺しが空の鳥きたりて之を食へり 五
或種は土うすき磽地に遺しが土深からねば直に萌出たれど 六 日
出しかば曝れ根なきが故に枯たり 七 或種は棘の中に遺しが棘そ
だちて之を蔽ければ實を結ざりき 八 また或種は沃壤に遺しが

其苗はえいでゝ蕃り實を結ぶこと或は三十倍或は六十倍あるひ
は百倍せり 九 また彼等に曰けるは耳ありて聽ゆる者は聽べし○
十 衆人の居ざりし時イエスの側に在し者と十二弟子と此譬を問
しかば 十一 イエス彼等に曰けるは神の國の奧義を爾曹には知ことを
賜へど他の者には凡て譬を以てす 十二 是かれら觀とき觀ても見
ず聽とき聽ても聽らず心を改めて其罪の赦を得ざらん爲なり 十三
また彼等に曰けるは爾曹この譬を知ざるか然ば如何して凡の譬
を識ことを得んや 十四 それ播者は教を播なり 十五 道の播きて路の傍
に遺しものは人道を聽しとき直にサタン來て其心に播きたる道
を奪取なり 十六 また磽地に播きたるものは人道を聽とき直に喜び
て之を受 十七 然ども己に根なきが故たゞ暫時のみ後道の爲に患難
あるひは迫害に遇ときは忽ち躓く者なり 十八 又棘の中に播きたる
ものは人ことばを聽ども 十九 此世の思慮と貨財の惑また各樣の情

欲いり來りて道を蔽ふより終に實を結ざる者なり 二十 沃壤ふ播き
たるものハ人道を聽て之をうけ或ハ三十倍あるひハ六十倍ある
ひハ百倍の實を結ぶ者ありO 二一 また彼等に曰けるハ燈を持來り
て斗の下あるひハ牀の下ふ置もれ有んや之を燭臺れ上ふ置ふら
ず乎 二二 隱て明瞭ふならざるハなく藏て露きざる者ハなし 二三 耳ぁ
りて聽ゆる者ハ聽べし 二四 また彼等に曰けるハ聽ところを愼めよ
爾曹が度る所の量をもて爾曹も度らるべし聽たる爾曹ふハなほ
加らきん 二五 ろき有る者ハなほ與らき無有者ハ有る物をも取るゝ
也O 二六 また曰けるハ神の國ハ人種を地に播が如し 二七 日夜起臥す
る間ふ種ハゐいでゝ成長ども其然る故を知ず 二八 ろの地ハ自うら
實を結ぶものふして初にハ苗つぎに穗いで穗の中ふ熟したる穀
を結ぶ 二九 既に熟む穫時いたるに因て直に鎌を入さする也O 三十 ま
た曰けるハ神れ國ハ何に比へ何れ譬を以て之を喩ん 三一 一粒の芥種

のごとし之を地に播ときは百の種より微けれど 三二 既に播て萌出れば百の野菜よりは大くなつて巨なる枝を出して空の鳥その蔭に棲ほどに及なり○ 三三 イエス彼等の聽得ところに循ひ多かゝる譬をもて教を彼等に語り 三四 譬に非ざれば彼等に語らずイエスその弟子と共に居るとき彼等に悉く之を解聽せり○ 三五 偖その日の夕暮イエス彼等に向の岸に濟れと曰ければ 三六 弟子たち衆人々を歸らせイエスの舟に在しを其まゝ之と偕に濟れり又他の小舟もともに往り 三七 時に颶風おこりて浪うちてみて殆ど舟に滿 三八 イエス艫のかたに枕して寢たりしが弟子かれの目を醒して曰けるは師よ我儕が溺るゝをも顧み給はざる乎 三九 イエス起て風を斥め且海に靜りて穩かに爲と曰ければ風やみて大に和たり 四十 斯て彼等に曰けるは何故かく懼るゝや爾曹なんぞ信なき乎 四一 彼等甚しく懼れ互に曰けるは風と海さへも順ふ是誰なるぞ耶

第五章

一 かれら海を濟てガダラ人の地に着 二 舟よりイエスの上れるとき惡鬼に憑れたる人たゞちに墓間より出て彼に遇 三 この人は墓間を居處とせり屢次桎梏と鏈をもて繫ども鏈をうちきり桎梏を打碎により之を繫うる者なく亦誰も之を制し得るもの無りき 四 五 夜も晝も恆に山と墓間に於て喊叫また石をもて己が身に傷つけぬ 六 彼はるかにイエスを見て趨より之を拜し 七 大聲に呼りけるは至上神の子イエスよ我なんぢと何の與り有んや我神に託て求ふ我を苦むるなかれと 八 是イエス惡鬼に人より出よと曰しに因てなり 九 イエス彼に爾の名は何と問しに答けるは我儕は多きが故に我名をレギヨンと云 十 切に此土地より我儕を逐出す勿れとイエスに求たり 十一 茲に多の豕の群山に草を食ゐたりしが 十二 凡の惡鬼ら之に求て我儕を遣て豕に入せよと曰けるに 十三 イエス直に彼等に許せり汚たる鬼その人より出て豕に入しかば約そ二千

匹ほどの群はげしく馳くだり山坡より海に落て海に溺ぬ 十四 牧者
ども逃ゆきて此事を邑また郷村〱に告けれバ衆人其ありし事を觀
んとて出 十五 イエスに來りて惡鬼に憑れたる者すなはちレギヨン
を持たりし人の衣服をつけ慥なる心にて坐し居けるを見て懼れ
へり 十六 此事を見し者ども惡鬼に憑きたりし者の事と豕の事を彼
等に告けれバ 十七 頓てイエスに其境を出んことを求ぬ 十八 イエス舟
に登んとせしとき惡鬼に憑たりし者ともに居んことを求けれど
も 十九 イエス許ずして彼に曰けるハ爾の家に歸り親屬に往て主の
爾に行し大なる事と爾を憫みし事を告よ 二十 彼ゆきてイエスの已
に行たまへる大なる事をデカポリスに言揚しけれバ衆人みな駭
きあへり○ 二一 イエス舟に乘て復海の彼岸に濟しに大勢の人々彼
に集るイエスハ海に近をりし 二二 會堂の宰ヤイロといふ人きたり
イエスを見て其足下に伏 二三 切々に求いひけるハ我いとけなき女

死る瀕になりぬ之を救ん爲に來りて手を彼に按たまへ然ば女は生べし 二四 イエス彼と共に往ときに衆多の人々彼に從ひて擁あへり 二五 爰に十二年血漏を患たる婦あり 二六 此婦おほくの醫者の爲に甚だ苦められ其所有をも盡く費しけれども何の益もなく轉て惡なりしが 二七 イエスの事を聞て群集の中より彼の後に來り其衣に捫れり 二八 是その衣にだに捫らば愈るべしと曰ばなり 二九 斯て血の漏ること直にとまり既に疾いえしと其身に覺たり 三十 イエス自ら能力の己より出たるを知おほぜいの人々を顧みて曰けるは我衣に捫りし者は誰なる乎 三一 弟子たちに曰けるは群集の人々の爾に擁あふを見て我に捫りし者は誰ぞと曰たまふ乎 三二 イエスこの事を行る婦を見んと環視しければ 三三 婦おそれ戰慄おのが身にせられし事をしり來て彼の前に俯伏ことゞく實情を告 三四 イエス彼に曰けるは女よ爾の信なんぢを救り安然にして往なんぢの疾いや

べし○三五 イエスこの事を言をるうちに會堂の宰の家より人々來りて曰けるは爾の女すでに死たり何ぞ師を煩はす乎 三六 イエス直に其告る所の言をきゝて會堂の宰に曰けるは懼るゝ勿たゞ信ぜよ
三七 イエス ペテロとヤコブ及その兄弟ヨハ子の外は誰にも共に往ことを許さゞりき 三八 既に會堂の宰の家に來りて人々の忙亂いたく哭泣を見る 三九 入て彼等に曰けるは何ぞ忙亂ぎつ哭や女は死るに非たゞ寝たる耳 四十 彼等イエスを哂笑ふ イエス凡の人々を出し女の父母とその從へる者等を率つれ女の臥たる所に入 四一 女の手を執て之に曰けるはタリタクミ之を譯ば女よ我なんぢに命ず起よといふ義なり 四二 直に女おきて行めり彼は年十二歳なり彼等はなはだ駭きぬ 四三 イエスこの事を人に知する勿れと嚴く戒め又女に食物を與よと命じたり

第六章

イエス此を去て故郷に到りしに其弟子も彼に從ひぬ 二 安息

日に及ければ會堂にて教をはじむ衆人これを聞て奇み曰けるハ如何して此人に斯のごとき事あるや誰より此智慧を授られて如此くふしぎなる事をも其手より行ふ 三 彼ハ木匠に非ずやマリアの子ヤコブヨセユダとシモンの兄弟にして其姊妹も此に我儕と共に在に非ずや遂に人々これに礙けり 四 イエス彼等に曰けるハ預言者ハその故鄕その親戚その室家の外に於ハ尊まれざることなし 五 イエス彼處にて患者に手を按たゞ數人を醫しゝ外ふしぎなる事を行こと能ざりき 六 また彼等の信ぜざるを奇しみ遂に諸鄕を經巡て教をなせり○七 イエス十二の弟子を召て彼等を二人づゝ遣さんとして之に惡鬼を逐出す權威を授け 八 且これらに命じけるハ一の杖の外ハ旅の用意に何をも携なかれ旅袋糧食また金をも携ず 九 たゞ履をはき二の衣をきる勿れ 十 また彼等に曰けるハ何處にても人の家に入バその所を去までハ其處に居れ 十一 凡て爾曹

を接ずなんぢらに聽ざる者には其處を去とき證のため足下の塵
を拂へ我まことに爾曹に告ん審判の日いたらばソドムとゴモラ
は此邑よりも却て易かるべし 十二 弟子たち出て人々に悔改む可こ
とを宣傳へ 十三 また多の惡鬼を逐出し又多の病る者に膏を沃て醫
しぬ○ 十四 イエスの名播りければヘロデ王これを聞て曰けるはバ
プテスマを施しゝヨハネ死より甦れる故に奇異なる能をなせ也
十五 或人は之をエリアなりといひ或は往昔の預言者の如き預言者
なりと曰 十六 ヘロデ之を聞て曰けるは是わが首斬し所のヨハネ也
かれ死より甦りたる也 十七 曩にヘロデその兄弟ピリポの妻ヘロデ
ヤの事に因て人を遣しヨハネを捕て獄に繫げり蓋ヘロデヤ彼の
婦を娶しを 十八 ヨハネ諫て爾兄弟の妻を納は宜からずと曰るに因
てなり 十九 ヘロデヤ彼を怨て殺さんと欲しかど能ざりき 二十 ヘロデ
はヨハネを義かつ善なる人と知て彼を敬ひ彼を保護かつ聞て

多の事を行ひ且喜びて彼に聽ことをせり 二一 斯てヘロデの誕生の日もろ〳〵の大臣千人の長およびガリラヤの尊き人々に享宴をなせる機會の日いたりけるに 二二 ヘロデヤの女きたりて舞をなしヘロデと其席に列なる人々を樂ましむ王その女に曰けるは何にても我に求へ爾が望ところの者は我なんぢに與ふべし 二三 又彼に凡そ爾が求るものは我が領分の半に至るとも爾に與んと誓ふ
二四 女いでゝ其母に何を求べき乎と曰ければ母乃ちバプテスマのヨハネが首と曰り 二五 女たゞちに急ぎ王にきたり求てバプテスマのヨハネが首を盤に載て即時に我に賜へと曰ふ 二六 王甚だ憂けれども既に誓たると同席の者の故とをもて之を拒むことを欲ず 二七 王たゞちにヨハネの首を携來れと命じて兵卒を遣しければ彼ゆきて獄に於て之を斬 二八 其首を盤にのせ携來りて女に與ふ女は之を其母に與たり 二九 ヨハネの弟子等この事を聞て來り其屍を取て墓

に葬りぬ○三十 使徒等イエスに集りて行へる事と敎し事とを悉く
彼に告三一 イエス彼等に曰けるは爾曹衆を避て我と偕に暫く寂寞
ところに往て休むべし是往來のもの多して食する暇も無りしが
故なり三二 かれら人を避舟にて寂寞ところに往り三三 其往を見て衆
人〻おほくイエスをしり諸邑〻より歩行にて趨り彼等の往んとする
所へ先ち往てイエスに集れり○三四 イエス出て多の人を見て彼等
は牧者なき羊の如き者なるに因て之を憫み許多の事を敎はじめ
ぬ三五 時すでに暮景になりければ其弟子かれに來いひけるは此は
寂寞ところにして時も既晩し三六 衆人の食ふべき物なきが故に其
自ら四周の鄕村に往てパンを市んが爲に彼等を去しめ給へ三七 イ
エス答けるは爾曹これに食を與よ弟子かれに曰けるは我儕ゆき
て銀二百のパンを市ひかれらに與て食しむ可か三八 イエス彼等に曰
けるはパンは幾何ある往て觀よ彼等みて其數をしり五のパンと

二の魚ありと答ふ 三九 イエス衆の人を組々にして青草の上に坐し
めよと命じけるに 四十 或は百人或は五十人づゝ列坐せり 四一 イエス
その五のパンと二の魚をとり天を仰ぎ謝してパンをわり弟子に
與て人々の前に陳しむ又二の魚を毎人に分與ぬ 四二 衆人みな食て
飽 四三 そのパンと魚の餘屑を拾しに十二の筐に盈たり 四四 パンを食
たる男およそ五千人なりき○ 四五 直にイエスその弟子を強て舟に
乘むかふの岸なるベツサイダへ先わたらしめ己は衆人を歸しむ
四六 衆人を歸しゝのち祈禱の爲に山に往り 四七 日暮て舟は海の中に
在イエスは獨り陸に居り 四八 風逆ふに因て弟子等の舟を棹に勞た
るを見て曉の四時ごろイエス海の上を履きたり彼等を過んとせ
しに 四九 弟子その海を履るを見て變化の物ならんと意ひ叫びたり
五十 蓋弟子みな之を見て懼しが故なりイエス直に彼等に語りて曰
けるは心安かれ我なり懼るゝこと勿れ 五一 遂に舟に登しに風や

みぬ彼等心の中に駭き異めると甚だし 五二 是ろの心の愚頑に因て
パンの奇跡をも覺ざりし也○ 五三 既に濟ゲ子サレといふ地に到て
舟泊せり 五四 彼等舟より出しに頓て人々イエスを知て 五五 徧く其四
方の地へ馳ゆき病る者を床の儘にて舁ひイエスの在す處々を聞
出して之に就り 五六 凡ろイエスの至るところ或は鄉あるひは邑あ
るひは村ろの街市に病る者を置て彼に其衣の裾にだに捫らせ給
へと求り乃ち捫るほどの者はみな愈たり

第七章

パリサイの人と或學者だちエルサレムより來りてイエス
の前に集り 二 彼の弟子の中に潔らざる手即ち盥ざる手にてパン
を食する者ありしを見て之を責めたり 三 蓋パリサイの人とユダ
ヤの人々はみな古の人の遺傳を守りて其手を潔あらはざれバ食
せず 四 市より歸きたりて盥ざれバ亦食せず此ほか杯椀鍋および
牀を洗など多端の遺傳を受守れり 五 是に於てパリサイの人と學

者等イエスに問けるハ爾の弟子ハ何ゆゑ古の人の遺傳に遵はず
して盥ざる手を以てパンを食する乎　六 イエス答て彼等に曰ける
はイザヤは僞善者なる爾曹を指てよく預言せり其録しゝ言に此
民は唇にて我を敬へども其心ハ我に遠かり　七 人の誡を敎と爲て
徒らに我を拜すと曰り　八 夫なんぢらは神の誡を棄て人の遺傳を
守をり即ち鍋杯を洗おほく此の如き事を行ふ　九 また彼等に曰け
るは爾曹は實に己の遺傳を守んとて能も神の誡を棄る者なり　十
モーセ曰けるは爾の父母を敬へ又父あるひは母を詈る者は殺る
べしと　十一 然ど爾曹ハ曰もし人父あるひハ母に對て爾を養ふべき
物ハコルバン即ち禮物なりと曰ば事ずとも可と　十二 而して人の其
父あるひは母の爲に何をも行事を爾曹許ず　十三 斯なんぢらは其敎
る所の遺傳をもて神の道を廢うす又おほく此類の事を行ふ○　十四
イエスまた衆庶を召て彼等に曰けるハ爾曹ミな我言を聽て悟れ

十五 外より人に入るものは人を汚すこと能はず然ど人より出るもの
は人を汚す也 十六 聽ゆる耳ある者は聽べし○ 十七 イエス衆庶を離れ
て室に入しに其弟子たちへの意を問けるに 十八 彼等に曰けるは爾
曹らもなほ悟ざるか凡そ外より人に入るものゝ人を汚し能はざる事
を知ざる乎 十九 蓋その心に入ず腹に入て厠に遺するは食ふ所の
もの潔れり 二十 又曰けるは人より出るものは是人を汚す 二一 人の心
より出るものは惡念姦淫苟合兇殺 二二 盜竊貪婪惡慝詭譎好色嫉妒
謗讟驕傲狂妄なり 二三 是等の惡行はみな內より出て人を汚すもの
也○ 二四 イエス此を去てツロとシドンの境にゆき家に入て人に知
れざらん事を欲しが隱を得ざりき 二五 そは惡鬼に憑たる幼き女を
有る婦イエスの事を聞て來り其足下に伏たるに因てなり 二六 この
婦はサイロピニシヤに生きしギリシヤの者なりしが惡鬼を其女
より逐出し給はん事をイエスに求り 二七 イエス彼に曰けるは先兒

女に飽しむべし兒女のパンを取て犬に投るは善らず 二八 婦こたへ
て曰けるは主よ然されど犬も案の下に在て兒女の遺屑を食ふ也
二九 イエス婦に曰けるは此言に因て歸れ惡鬼は爾の女より出たり
三十 婦その家に歸しに惡鬼既に出て女の牀に臥たるを見る○ 三一 イ
エスツロとシドンの地を去てデカポリスの地を過ガリラヤの海
に至れり 三二 人々聾の訥る者をイエスに携來りて手を按給はん事
を求けれバ 三三 イエス衆人を離れ之を外へ携ゆき指を其耳にさし
いき又唾して其舌に捫り 三四 且天を仰て嘆じ其人に對てエッパタ
と曰これを譯バ啓よとの義なり 三五 直に其耳ひらけ舌の結ゆるみ
て正く言へり 三六 イエス之を人に告る勿れと彼等を戒むれバ戒む
るほど益言揚しぬ 三七 衆人はなはだしく駭きて曰けるは此人の行
し所こと〴〵く善あるひは聾を聽させ或は啞者を言はしめた
り

第八章

當時あつまれる人々甚だ多りしが何の食物も有ざりければ
イエス其弟子を召て曰けるは 二 我この多の人々を憫む既に三
日われと共に居しゆゑ今なにも食物なし 三 もし飢しまゝ其家に
歸さば途間にて憊ん其中に遠處より來れる者あればなり 四 その弟
子かれに答けるは此野にて何處よりパンを得ての人々を飽しめ
ん乎 五 イエス彼等に問けるはパン幾何あるや七と答ふ 六 イエス
人々に命じて地に坐せしめ七のパンを取て謝し之をわり人々の
前に陳しめんが爲その弟子に與ければ即ち人々の前に陳り 七 ま
た小き魚を些須もてり之をも祝して人々の前に陳よと曰ふ 八 人々こ
れを食て飽その餘屑を七の籃に拾り 九 之を食る者おほよそ四千
人なり乃ちイエス之を歸しぬ○ 十 イエス直に其弟子と共に舟に
乘てダルマヌタの方に往しに 十一 パリサイの人いでゝ彼を試んが
ため天よりの休徵を求めて詰はじむ 十二 イエス心の中に深く歎息

して曰けるハ此世の人なんぞ休徴を求るや誠に我なんぢらに告ん休徴ハ此世の人に必ず與られじ 十三 イエス彼等を離れて復舟に乗むかふの岸に濟れり○ 十四 さて弟子パンを携ふることを忘たゞ一のパンのみ舟に有き 十五 イエス彼等を戒めて曰けるハ戒心してパリサイの人の麪酵とヘロデの麪酵を愼めよ 十六 弟子たがひに論じて曰けるハ是パンを携へざりし故なるらん 十七 イエス之を知て彼等に曰けるハ何ぞ互にパンを携へざりし事を論ずるや未だ悟ざるか爾曹の心なほ頑そ 十八 目ありて視ざるか耳ありて聽ざる乎また覺ざる乎 十九 我五千人に五のパンを擘あたへし時その餘屑を幾筐ひろひしや答けるハ十二なり 二十 又四千人に七のパンを擘あたへし時その餘屑を幾筐ひろひしや答るハ七なり 二一 イエス彼等に曰けるハ何ぞ悟ざる乎○ 二二 イエスベッサイダに至ければ人々瞽者を携來りて之に手を按たまはん事を求り 二三 イエス瞽者の手

を執て村の外へ携出その目に唾して手を彼に按とひけるハ何か
視るや 二四 瞽者目を舉て曰けるハ我この人々の歩行を見に樹の如
し 二五 遂にイエスまた兩手を彼の目に按その目を舉させければ乃
ち愈て庶物あきらかに視たり 二六 イエス彼を其家に歸らせ曰ける
ハ此村に入るなかれ且この村人にも告る勿れ○ 二七 イエスその弟子
と共にカイザリヤピリピの諸村へゆく途間にて其弟子に問て曰
けるは衆人は我を曰て誰とする乎 二八 答けるハ或人ハバプテスマ
のヨハ子或人ハエリヤ或人ハ預言者の一人なりと曰り 二九 イエス
彼等に曰けるは爾曹ハ我を曰て誰とする乎ペテロ答けるハ爾ハ
キリストなり 三十 イエス彼等を戒めて我事を誰にも告る勿れと命
じたり○ 三一 また人の子の必ず多の苦難をうけ長老祭司の長學者
どもに棄られ且殺されて三日の後に甦ることを彼等に示し始た
まへり 三二 明に之を示し給しかばペテロイエスを援て諫んとせし

に　三三　イエス回顧その弟子を見てペテロを戒め曰けるはサタンよ我後に退け爾は神の情を思ず反て人の情を思ふ〇　三四　衆人と其弟子を共に召て彼等に曰けるは若し我に從はんと欲ふ者は己を棄その十字架を負て我に從へ　三五　そは生命を全うせんとする者は之を喪ひ我ため且福音の為に生命を喪ふ者は之を得べけれ也　三六　もし人全世界を得とも其生命を喪はゞ何の益あらん乎　三七　また人何をもて其生命に易んや　三八　姦悪なる此世に於て我と我道を耻る者をば人の子も亦聖使と共に父の榮光をもて來る時之を耻べし

第九章

イエスまた彼等に曰けるは我まことに爾曹に告ん此に立ものゝ中に神の國の權威をもて來るを見までは死ざる者あり〇　二　さて六日の後イエスペテロヤコブヨハネを伴ひ人を避て高山に登り給ひしが彼等の前にて其容貌かはり　三　其衣のかゞやき白しと甚だしくして雪のごとく世上の布漂も斯しろくは為能はざる

べし 四 エリヤとモーセと共に彼等に現れてイエスと語をれり 五
ペテロ答てイエスに曰けるはラビ我儕こゝに居は善われらに三
の盧を建せ給へ一は主のため一はモーセのため一はエリヤの爲
なせん 六 此は其謂ところを知ざりしなり彼等いたく懼しに因 七
斯て雲彼等を蔽ひ聲雲より出て曰けるは此は我が愛子なり之に
聽べし 八 頓て弟子環視ければイエスと己の外は一人をも見ざり
き○ 九 山を下る時にイエス彼等に命じて人の子の死より甦る迄
は爾曹の見し事を人に告る勿れと曰り 十 弟子等この言を守りつ
互に論じ曰けるは死より甦ると云は何の事ぞ 十一 彼等イエスに問
て曰けるはエリヤは前に來るべしと學者の曰るは何ぞや 十二 イエ
ス答て曰けるは實にエリヤは前に來りて萬事を復振また人の子
に就ては其各樣の苦難を受かつ輕慢らるゝ事を書しるされたり
十三 然ど我なんぢらに告んエリヤ既に來りしに彼に就て錄されたり

し如く人々意の任に之を待へり○十四 イエス弟子等の所にきたり
多の人々の彼等を環圍ると學者たちの彼等と論じとりしを見た
り 十五 衆人たゞちに彼を見て駭き趨よりて禮をなせり 十六 イエス學
者に問けるは弟子と何事を論ずる乎 十七 衆人のうち一人こたへけ
るは師よ我もののいはぬ惡鬼に憑れたる我子を爾に携來れり 十八 惡
鬼の憑時は彼傾跌さき沫をふき齒を切て疲勞はつる也これを逐
出さんことを我なんぢの弟子に請しかど彼等能ざりき 十九 イエス
彼等に答て曰けるは噫信なき世なる哉いつまで我なんぢらと共
に在んや何時まで我なんぢらを忍んや彼を我に携來れ 二十 彼等そ
の子を携來りしに惡鬼イエスを見て忽ち彼を拘攣しむ彼地に仆
き輾轉て沫を出ぬ 二一 イエスその父に問けるは幾何時より如此な
りしや父いひけるは少時より也 二二 惡鬼しば〴〵之を火の中ある
ひは水の中に投入て殺んとせり爾もし爲ことを得ば我儕を憫み

て功よ 二三 イエス彼に曰けるハ爾もし信ずる事を得バ信ずる者に
於て爲あたはざる事なし 二四 其子の父たゞちに聲をあげ涙を流し
て曰けるハ主よ我信ず我が信なきを助たまへ 二五 イエス衆人の趨
集るを見て惡鬼を叱いひけるハ瘂にして聾なる惡鬼よ我なんぢ
に命ず出て再び之に入なかれ 二六 惡鬼さけびて大に彼を拘攣しめ
て出しかバ彼死たる者の如なりぬ人々おほくハ已に死りと云 二七 イ
エスその手を執て扶けおこせバ彼たてり○ 二八 イエス家に入しに其弟
子ひそかに問けるハ我儕なれを逐出すこと能ざりしハ何故ぞ 二九
イエス彼等に曰けるハ此族ハ祈禱と斷食に非れバ逐出すこと能
ざる也○ 三十 彼等ここを去てガリラヤを過しの事をイエス人の知
を欲ざりき 三一 蓋その弟子に敎て人の子ハ人の手に付され彼等に
殺され殺されてれち第三日に甦るべしと曰たまふが故なり 三二 其
とき弟子等これ言を曉らず亦問ことを恐たり○ 三三 偖イエスカペ

ナウンに至り室に居て弟子に問けるハ爾曹途間にて何を互に論ぜし乎 三四 弟子默然たり是途間にて互に論じ誰か大なるらんとの爭ありけるを也 三五 イエス坐して其十二を召かれらに曰けるハ若し首たらんと欲ふ者は凡の人の後となり且すべての人の使役とならん 三六 また孩提を取て彼等の中に立て之を抱き彼等に曰けるは 三七 凡そ我名の爲に斯のごとき孩提の一人を接る者ハ即ち我を接るなり又われを接る者は即ち我を接るに非ず我を遣しゝ者を接るなり○ 三八 ヨハネ彼に答て曰けるハ師よ我儕に從はざる者の爾の名に托て惡鬼を逐出せるを見しが我儕に從はざる故これを禁たり 三九 イエス曰けるハ其人を禁る勿れ蓋わが名によりて異なる能を行ひて輕易しく我を誹得る者はあらじ 四十 我儕に敵たはざる者は我儕に屬者なり 四一 爾曹をキリストに屬者として我名の爲に一杯の水を爾曹に飮する者は我まことに爾曹に告ん其人は賞

を失はざる也
四二 また凡そ我を信ずる小子の一人を礙する者はその首に磨を懸られて海に投入られん方その人の為になほ善るべし
四三 若し爾の一手なんぢを礙かさば之を斷され兩手ありて地獄すなはち滅ざる火に往んよりは殘缺にて永生に入は爾の爲に善なる也
四四 彼處に入もの蟲つきず火きえず
四五 若なんぢの一足なんぢを礙かさば之を斷され兩足ありて地獄すなはち滅ざる火に投入られんよりは跛にて永生に入は爾の爲に善なり
四六 彼處に入もの蟲つきず火きえず
四七 もし爾の一眼なんぢを礙かさば之を抉いだせ兩眼ありて地獄の火に投入られんよりは一眼にて神の國に入は爾の爲に善なり
四八 彼處に入もの蟲つきず火きえず
四九 蓋すべての人は鹽をつくる如く火を以せられ凡の祭物は鹽をもて鹽つけらる
五十 鹽は善ものなり然ど鹽もし其味を失はゞ何をもて之に味を加んや爾曹心の中に鹽を有て又たがひに睦み和ぐべ

し

第十章 一 イエス此を去ヨルダンの外を經てユダヤの境の内に來し
に多の人々また彼に集りければ恒の如く彼等に教誨を爲たまへり
二 パリサイの人來て彼を試み問けるは人その妻を出すは可か 三
答て曰けるはモーセは爾曹に何と命ぜし乎 四 彼等曰けるはモー
セは離縁狀を書與へて之を出すことを許せり 五 イエス答て彼等に
曰けるはモーセ爾曹の心つれなきに因て此命を爲たる也 六 然ど開
闢のはじめ神人を男女に造り給へり 七 是故に人はその父母を離
その妻に合て 八 二人のもの一體と成べし然ば二には非ず一體なり
り 九 是故に神の耦せ給へる者は人これを離すべからず○ 十 室に
在て弟子等また此事を問ければ 十一 イエス彼等に曰けるは凡そ其
妻を出して他の婦を娶る者は其妻に對して姦淫を行ふなり 十二 ま
た婦もし其夫を出して他に嫁がば此婦も姦淫を行ふなり○ 十三 イ

ヱスに撫れんがため人々孩提を携來ければ弟子等それ携來れる
者を責めたり　十四　イヱス之を見て怒を含これらに曰けるは孩提を
我に來せよ彼等を禁る勿れ神の國に居ものは斯の如き者なり　十五
誠に我なんぢらに告ん凡そ孩提の如くに神の國を承ざる者は之
に入ことを得ざる也　十六　即ち彼等を抱て手をその上に按これを祝
せり○　十七　イヱス途に出けるに一人はしり來りて跪き問けるは善
師よ我かぎりなき生命を嗣ために何を行べき乎　十八　イヱス彼に曰
けるは何ぞ我を善と稱や一人の外に善者はなし即ち神也　十九　誡は
爾が識ところなり姦淫する勿れ殺なかれ盗なかれ妄の證を立る
勿れ拐騙なかれ爾の父と母を敬へ　二十　答て曰けるは師よ是みな我
が幼きより守るもの也　二十一　イヱス彼を見て愛み曰けるは爾なほ
一を虧ゆきて其所有をうり貧者に施せ然ば天に於て財あらん而
して來り十字架を操て我に從へ　二十二　彼この言に因て哀み憂て去ぬ

彼は大なる產業を有る者なればなり 二三 イエス環視して其の弟子に
曰けるは財を有る者の神の國に入は如何ばかり難からん 二四 弟子ら其言
を駭けりイエス復答へて彼等に曰けるは小子よ財を恃む者の
神の國に入は如何に難からん 二五 富者の神の國に入よりは駱駝
の針の孔を穿るは却て易し 二六 弟子たち甚く駭き互に曰けるは然
ば誰か救を受べき乎 二七 イエス彼等を見て曰けるは是人に能ざ
る所なれど神に於ては然らず神は能ざる所なければ也 二八 是に於て
ペテロ彼に曰けるは我儕一切を舍て爾に從へり 二九 イエス答て曰け
るは誠に爾曹に告ん我と福音の爲に家宅あるひは兄弟あるひは姉
妹あるひは父あるひは母あるひは妻あるひは兒女あるひは田疇
を舍る者は 三十 この世にて百倍を受ざる者なし即ち家宅兄弟姉妹
母兒女田疇を迫害と共に受また後の世には窮なき生命を受ん 三一 然
ど多の先なる者は後になり後なる者は先になるべし○ 三二 さて彼

等エルサレムに上る途間イエス弟子に先ち行ければ彼等おどろ
き且おそれて從へりイエス十二を伴ひて將に己に及んとする事
を彼等に告給けるは 三三 我儕エルサレムに上り人の子は祭司の長
と學者等に付されん彼等これを死罪に定め異邦人に付し 三四 又これ
を嘲弄し鞭ち唾し且これを殺さん斯て第三日に甦るべし○ 三五 ゼベ
ダイの子ヤコブとヨハネイエスに來りて曰けるは師よ我儕が求
る事を願くは我儕に成たまへ 三六 彼等に曰けるは爾曹に我が何を
成ん事を欲ふや 三七 彼等いひけるは爾榮を得んとき我儕の一人を
其右に一人を其左に坐せしめよ 三八 イエス彼等に曰けるは爾曹は
求ふ所を知ず爾曹わが飲ところの杯を飲わが受る所のバプテス
マを受得るや 三九 彼等いひけるは能すべしイエス彼等に曰けるは爾
曹は實に我が飲ところの杯を飲また我が受る所のバプテスマを
受べし 四十 然ど我が右左に坐する事は我が予ふべきに非ず備ら

れたる者は予らるべし
四一 十人の弟子これを聞てヤコブとヨハネ
を憤れり
四二 イエス彼等を召て曰けるは異邦人の君と見る者は其
民を治また大なる者どもは彼等の上に權を執これ爾曹が知とこ
ろ也
四三 然ど爾曹の中にては然す可らず爾曹のうち大ならんと欲
ふ者は爾曹に役るゝ者となるらん
四四 また爾曹のうち首たらんと欲
ふ者は凡の人の僕となるらん
四五 蓋人の子の來るも人を役ふ爲に非
ず反て人に役はれ且おほくの人に代その命を予て贖となるらん爲
なり○
四六 斯て彼等エリコに至りイエスその弟子と大なる群集の
人々と共にエリコを出る時テマイの子なるバルテマイといふ瞽
者路の旁に坐して乞ゐけるが
四七 ナザレのイエスなりと聞て呼り
曰けるはダビデの裔イエスよ我を憫み給へ
四八 多の人々これに緘
默と戒めけれども愈よはゝりてダビデの裔よ我を憫み給へと曰
ければ
四九 イエス立止りて彼を召と命じければ人々瞽者を召て彼

に曰けるは心を安んぜよ起イエス爾を召
五十 瞽者かの表衣を棄たちてイエスに來り
五一 イエス答て彼に曰けるは爾われに何を爲れんと欲ふや瞽者言けるは主よ見るなん事を欲ふ
五二 イエス彼に曰けるは往なんぢが信仰なんぢを救へり直に彼みゆることを得イエスに從ひて路を行り

第十一章

かれら橄欖山のベツパゲとベタニヤに至りエルサレムに近ける時イエス二人の弟子を遣さんとして
二 彼等に曰けるは爾曹對面の村に往うしなに入ば頓て人の未だ乘ざる所の繫ある驢馬の子を見べし其を解て牽來れ
三 もし誰か爾曹に何ゆゑ然する乎といふ者あらば主の用なりと曰さらば直に其を此に遣るべし
四 彼等ゆきて門の外の岐路に繫げる驢馬の子を見て之を解ければ
五 其處に立る人々のうち或人かれらに曰けるは此驢馬の子を解て何如する乎
六 弟子イエスの命ぜし如く曰しかば遂に許た

り 七 弟子驢馬の子をイエスに牽きたり已が衣を其上に置ければ
イエスこれに乘り 八 人々おほくハ其衣を路上に布あるひハ樹の
枝を伐て路上に布 九 且前にゆき後に從ふ人々呼り曰けるハホ
ザナよ主の名に託て來る者ハ福なり 十 主の名に託て來る我儕の
父なるダビデの國ハ福なり至上處にホザナよ○十一 イエスエルサ
レムに至り聖殿に入て盡くみまはし時すでに暮に及ければ十二
と偕にベタニヤに出往り○十二 明日かれらベタニヤより出し時イ
エス饑たり 十三 遙に葉ある無花果の樹を見てその樹に何か有んと
て來しに葉の他なにも見ざりき是無花果樹の時に非ざれば也 十四 イ
エスこの樹に對て今よりのち永久も爾の果を食ふ人あらざれと
いふ弟子これを聞り○十五 彼等エルサレムに至りイエス殿に入て
その中にをる賣買する者を殿より逐出し兌銀者の案鴿を鬻る者の
椅子を倒し 十六 かつ器具を以て殿を過ることを許さず 十七 また彼等

に諭て曰けるハ我室ハ萬國の人の祈禱の室と稱らるべしと録さ
れたるに非や然るに爾曹ハ之を盜賊の巣となせり 十八 學者と祭司
の長これを聞て何如してかイエスを喪さんと謀しが彼を懼たり
蓋人々みな其敎に駭きたれバ也○ 十九 日くれてイエス城邑を出行
り 二十 翌朝かれら無花果の樹を過る時その根より盡く枯たるを見
る 二一 ペテロ憶出てイエスに曰けるはラビ見よ詛し所の無花果樹
ハ枯たり 二二 イエス答て彼等に曰けるハ神を信ぜよ 二三 誠に我なん
ぢらに告ん誰にても其心に疑ふ事なく其いふ所の言ハ必ず成べ
しと信じ此山に移て海に入といはゞ其言の如く成べし 二四 是故に
我なんぢらに告ん凡ろ祈禱の時その求ふ所のものハ必ず得べし
と信ぜバ必ず得べし 二五 又なんぢら立て祈禱する時もし人を憾る
こと有バ之を免せ蓋天に在す爾曹の父に爾曹も亦その過を免され
ん爲なり 二六 もし爾曹免さずば天に在す爾曹の父も亦なんぢらの

過を免し給はじ〇 二七 彼等またエルサレムに至りイエス殿を行るとき祭司の長學者および長老等きたりて 二八 彼に曰けるは何の權威を以て此事を行や誰が此事を行べき爲に爾に此權威を與しや 二九 イエス答て彼等に曰けるは我も一言なんぢらに問ん我に答よ然ば我なんぢらに何の權威を以て之を行といふ事を告べし 三十 ヨハネのバプテスマは天よりか人よりか我に答よ 三一 彼等たがひに論じ曰けるは若し天よりと云ば然ば何故かれを信ぜざるかと曰ん 三二 もし人よりと云ば彼等民を懼たる也それ民皆ヨハネを預言者と爲に因 三三 遂に答て知ずと曰イエス答て曰けるは我も何の權威を以て之を行か爾曹に語らじ

第十二章

イエス譬をもて彼等に語れり或人葡萄園を樹り籬を環し酒榨をほり搭をたて農夫に租與て他の國へ往しが 二 期いたりければ葡萄園の果を收取ん爲に僕を農夫の所に遣しけるに 三 農

夫等これを執へ打撲きて徒く返しめたり 四 また他の僕を彼等に
遣しゝに農夫等これを石にてうち首に傷つけ辱しめて返しむ 五
又ほかの者を遣しゝに之をも殺せり又ほかに多く遣しゝに或は
撲あるひは殺しぬ 六 爰に一人の愛子ありけるが此わが子は敬ふ
ならんと曰て遂に其子を遣しゝに 七 農夫等たがひに曰けるは此
は嗣子なり率てこれを殺さん然ば産業は我儕の者とならん 八 乃ち
執へて之を殺し葡萄園の外に棄たり 九 然ば葡萄園の主人なにを
為べきか彼きたりて農夫等を打滅し葡萄園を他の人に託ふべし
十 工匠の棄たる石は屋の隅の首石と成り 十一 これ主の成たまへる
事にして我儕の目に奇とする所なりと録されしを未だ讀ざる乎
十二 彼等この譬は己等を指て語れりと知イエスを執んとせしかど
も衆人を懼てイエスを去ゆけり○ 十三 彼等イエスを其言に由て陷
いれんとしてパリサイの人とヘロデの黨の中より數人を遣せり

十四 遣されし者等イエスの所に來り曰けるは師よ爾は眞なる者な
り又誰にも偏らざる事を我儕は知るは貌に依て人を取ず誠を以
て神の道を敎ればなり貢をカイザルに納るは宜や否われら納べ
きか納ざる可か 十五 イエスその實ならざるを知て彼等に曰けるは
何ぞ我を試るやデナリを携來りて我に觀よ 十六 かれら携來りけれ
ばイエス彼等に曰けるは此像と號は誰か答てカイザルなりと曰
十七 イエス曰けるはカイザルの物はカイザルに歸し又神の物は神
に歸すべし彼等これを奇とせり○ 十八 復生なしと曰なせるサドカ
イの人きたりてイエスに問けるは 十九 師よ我儕にモーセが書遺る
に人の兄弟もし子なくして妻を留し死ばその兄弟その妻を娶
て兄弟の裔を立べしと 二十 爰に七人の兄弟ありしが長子妻をめと
り子なくして死 二一 第二の者これを娶また子なくして死 二二 第三も
また然す七人みな之を娶たれど子なく終には此婦も死り 二三 復生

の時かれら甦らバ此婦ハ誰の妻と爲べきか蓋七人おなじく之を
娶たれバ也 二四 イエス答て彼等に曰けるハ爾曹ハ聖書をも神の能
をも知ざるに因て謬れるならずや 二五 それを死より甦る時ハ娶ず嫁
がず天にある使者等の如し 二六 死し者の甦る事に就てハモーセの
書棘中の篇に神かれに語て我ハアブラハムの神イサクの神ヤコ
ブの神なりと曰たまひしを爾曹讀ざる乎 二七 神ハ死し者の神に非
ず生る者の神なり爾曹大に謬れり○ 二八 學者の一人かれらの議論
を聞てイエスの善これに應しを知れたり彼に問けるハ諸の誡のう
ち何れ首なる乎 二九 イエス彼に答けるハ諸の誡の首ハイスラエルよ
聽け主なる我儕の神ハ即ち一の主なり 三十 なんぢ心を盡し精神を
盡し意を盡し力を盡し主なる爾の神を愛すべし是誡の首なり 三一
第二も亦これに同じ己の如く爾の隣を愛すべし斯より大なる誡
なし 三二 學者イエスに曰けるハ善かな師よ爾神ハ即ち一にして他

に神なしと曰しハ誠なり 三三 また心を盡し知慧を盡し精神を盡し力を盡して之を愛し又おのれの如く隣を愛するは諸の燔祭と禮物よりも愈るなり 三四 イエス彼が道理を知る答を見て之に曰けるハ爾神の國より遠からず此のち敢てイエスに問者なかりき○ 三五 イエス殿に在て教誨を爲る時かれらに答て曰けるハ何ぞ學者はキリストをダビデの裔といふ乎 三六 夫ダビデ聖靈に感じて自いふ主わが主に曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳となすまで我右に坐せよと 三七 如此ダビデ自ら彼を主と稱たり然ば如何で其裔ならんや多の人々喜びてイエスに聞ことを爲り○ 三八 イエス教をなせる時かれらに曰けるは長き衣服を衣てあるき市上にて人の問安 三九 會堂の高座筵席の上座を好 四十 また寡婦の家を呑いつはりて長き祈をする學者を謹防よ彼等の罪せらるゝこと尤も重し○ 四一 イエス賽錢の箱に對て坐し人々の錢を箱に入るを見たまひしに多

の富者は多く投入たり 四二 一人の貧き嫠婦きたりてレプタ二を投入る此は四厘ほどに直せり 四三 イエスその弟子を召て彼等に曰けるは誠に我なんぢらに告ん箱に投入し凡の人々よりも此貧き嫠婦は多く投入たり 四四 そは彼等は皆その餘れる所を以て入なの婦はその不足ところより其すべての所有すなはち全業を盡く入たれば也

第十三章

一 イエス聖殿より出ければ一人の弟子かれに曰けるは師よ觀たまへ此石これ殿宇いかに盛んならず乎 二 イエス答て曰けるは爾曹これ大なる殿宇を見るか一は石も石の上に圮されずしては遺じ 三 イエス橄欖山にて殿に對ひ坐し給しにペテロヤコブヨハネアンデレ竊に問けるは 四 何の時これ事あるや又すべて此事の成ん時は如何なる兆あるや我儕に告たまへ 五 イエス答て彼等に曰けるは人に欺かれざるやう愼めよ 六 蓋多くの人わが名を冒來

我はキリストなりと曰て多の人を欺くべし 七 爾曹戰と戰の風聲
を聞とき懼るゝ勿れ是等の事はみな有べきなり然ども末期は未
だ至ず 八 民は起て民をせめ國は國を攻また隨在に地震あり饑饉
變亂あり是等は苦難の始なり 九 爾曹みづから愼めよ蓋なんぢら
集議所に付され又會堂にて撻たれ且證を爲んため我事に因て侯
および王の前の曳立らるべし 十 而して福音はまづ萬民に宣傳ざ
るを得ず 十一 人なんぢらを曳解さば以前より何を言んと慮また思
煩ふ勿れ惟なんぢら其とき賜ふ所の言を曰べし蓋ものいふ者は
爾曹に非ず聖靈なり 十二 兄弟は兄弟を死に付し父は子を付し亦子
はその父母に逆ひて之を死しめ 十三 又なんぢらは我名に緣て凡の
人に憎るべし然ど終まで忍ぶ者は救るゝことを得ん 十四 預言者ダー
ニエルが言し所の殘暴にくむ可ものゝ立べからざる所に立を見
ば(讀者よく思べし)其時ユダヤにをる者は山に避れよ 十五 屋上にを

る者は室に下る勿れ又物を取んとて其家に入なかれ 十六 田にをる者は其衣服を取んとて歸る勿れ 十七 其日には孕る者と乳を哺する婦は禍なる哉 十八 なんぢら冬ににぐることを免れん爲に祈れ 十九 其日に患難あらん此の如き患難は神の物を創造たまひし開闢より今に至るまで有ざりき亦後にも有じ 二十 もし主その日を減少し給はずば一人だに救るゝ者なし然ど主の選たまへる所の選し者の爲に其日を減少し給ふべし 二一 其時もしキリスト此にあり彼に在と爾曹にいふ者あるとも信ずる勿れ 二二 そは僞キリスト僞預言者おこりて休徵と奇能を行ひ選れたる者をも欺くことを得ば欺くべければ也 二三 なんぢら愼よ我預じめ爾曹に盡く之を告 二四 厥時かの患難ののち日は晦く月は光を失ひ 二五 天の星はおちて天の勢ひ震ふべし 二六 其とき人々は人の子の大なる權威と榮光を以て雲の中に現れ來るを見ん 二七 また其とき人の子その使者等を遣して地の

極より天の極まで四方より其選れし者を集むべし 二八 夫なんぢら
無花果樹に由て譬を學べ其枝すでに柔かにして葉めぐめば夏の
近を知る 二九 此の如く爾曹も凡て是等の事を見ば時ちかく門口に至
ると知れ 三十 已れ誠に爾曹に告ん是等の事ことごとく成までは此民
は逝ざるべし 三一 天地は廢ん然ど我言は廢じ 三二 其日その時を知者
は惟わが父のみなり天にある使者も子も誰も知者なし○ 三三 此日
いづれの時きたる乎を知ざれば爾曹つゝしみて目を醒し祈禱せ
よ 三四 それ人の子は遠行せんとして其權を僕等に委ね各に爲べき
事を任け又閽者に怠らず守れと命じて家をさる人の如し 三五 是故
に爾曹も怠らずして守れ蓋家の主人あるひは夕あるひは夜半あ
るひは鷄鳴時あるひは早晨に歸るかを知ざれば也 三六 恐くは不意
の時きたりて爾曹が眠るを見ん 三七 われ怠らずして守れと爾曹に
告るは即ち凡の人に告るなり

第十四章

さて逾越即ち除酵節の二日前に祭司の長と學者たち詭
計を以てイエスを執へ殺さんとし　二 曰けるは祭の日には爲べか
らず恐くは民の中に亂おこらん○三 イエスベタニヤの癩病シモン
の家にて食し居たまへる時ある婦蠟石の盒に價貴きナルドの香
膏を盛て携來り其盒を裂りイエスの頭に膏を沃たり　四 或人々互
に怒を含いひけるは此膏を糜すは何故ぞや　五 之を鬻ば三百有奇
のデナリを得て貧者に施すことを得んと此婦を言咎む　六 イエス
曰けるは彼に係る勿れ何ぞ此婦を擾すや我に善事を行へる也　七
貧者は常に爾曹と偕に在れ爾曹意に隨せて彼等を濟ることを得
べし我は常に爾曹と偕に在ず　八 この婦は力を盡して作り蓋あら
かじめ我を葬る爲己が身に膏を沃しあり　九 我まことに爾曹に告
ん天の下いづくにても此福音を宣傳らるゝ處には此婦の行し事
も亦その記念の爲に言傳らるべし　十 さて十二の一人なるイスカ

リヲテのユダイエスを付さんとて祭司の長に往しに 十一 彼等これを聞て悦び銀子を予んと約せしかばユダイエスを付さんと機を窺へり○ 十二 除酵節の首の日すなはち逾越の羔を殺すべき日弟子イエスに曰けるは逾越の食を何處へ往て我儕備ふべき乎 十三 イエス二人の弟子を遣さんとして之に曰けるは京城に往さらば水を盛たる瓶を挈る人に遇べし之に從へ 十四 その入ところの家の主人に師いふ我弟子と偕に逾越を食すべき客房は安に在やと曰へ 十五 然ば彼陳設たる大なる樓房を爾曹に示すべし我儕の爲に其處に備よ 十六 弟子ゆきて京城に入しにイエスの曰たまへる如く遇しかば逾越の備をなせり○ 十七 日暮てイエス十二の弟子と偕に來れり 十八 席に就て食する時イエス曰けるは誠に我なんぢらに告ん我と偕に食する爾曹のうち一人われを賣すべし 十九 彼等憂て各々イエスに言出けるは我なる乎また他の一人も曰けるは我なる

乎 二十 イエス答て曰けるは十二の中の一人われと共に手を盂に着る
者是なり 二一 人の子は己に就て録されたる如く逝ん然ど人の子を
賣す者は禍なる哉その人は生ざりしならば幸なりし爲ん 二二 かれ
ら食する時イエスパンを取て祝し之を擘かれらに予て曰けるは
取て食へ此は我身なり 二三 また杯を取て謝して彼等に予へければ
皆その杯より飲り 二四 イエス曰けるは此は新約の我血にして衆の
人の爲に流す所のもの也 二五 我まことに爾曹に告ん今よりのち新
しきものを神の國にて飲ん日まては葡萄にて製るものを飲じ○
二六 かれら歌を詠て橄欖山に往り 二七 イエス彼等に曰けるは今夜な
んぢら皆われに就て躓ん蓋われ牧者を撃ん其とき綿羊散べし
と録されたれば也 二八 然ど我よみがへりて後なんぢらに先ちガリ
ラヤに往べし 二九 ペテロイエスに曰けるは假令みな躓くとも我は
然らず 三十 イエス彼に曰けるは我まことに爾に告ん今日この夜鷄

二次鳴まへに爾三次われを知ずと曰ん 三一 彼また力言いひけるは我は爾と偕に死るとも爾を知ずと曰じ弟子みな如此いへり 三二 期て彼等ゲツセマネといふ所に至りイエスその弟子に曰けるは祈る間こゝに坐せよ 三三 遂にペテロ ヤコブ ヨハネを伴ひゆき甚しく憂へ哀を催し 三四 彼等に曰けるは我心いたく憂て死るばかりなり爾曹こゝに待て目を醒し居れ 三五 イエス少し進行て地にふし祈り曰けるは若かなはゞ此時を去しめ給へ 三六 また曰けるはアバ父よ爾に於ては凡の事能ざるなし此杯を我より取たまへ然ど我が欲ふ所を成んとするに非ず爾が欲ふ所に任せ給へ 三七 イエス來りて彼等の寢たるを見ペテロに曰けるはシモンなんぢ寢たるか一時も目を醒し居こと能ざる乎 三八 誘惑に入ぬやう目を醒かつ祈れその心神は願なれど肉體よわき也 三九 復ゆきて同言を曰て祈れり 四十 返りて復かれらの寢たるを見る此は彼等その目倦たるなりイエスに

何と對ふ可やを知ざりき 四一 三次きたりて彼等に曰けるハ今ハ寢
て安め充分なり時いたれり人の子ハ罪人の手に賣さるゝ也 四二 起
よ我儕ゆくべし我を賣す者近けり○ 四三 斯いへる時たゞちに十二の
一人なるユダ刃と棒とを携たる多の人々と共に祭司の長學者お
よび長老の所より來る 四四 イエスを賣者かれらに號をなして曰け
るハ我が接吻する者ハ其なり之を執て愼て曳つれよ 四五 即ち來りて
イエスに近よりラビラビと曰て接吻せり 四六 人々手をイエスに措
て執ふ 四七 傍に立る者の一人刃を拔て祭司の長の僕を撃その耳を
削り 四八 イエス答て彼等に曰けるハ刃と棒とをもち盜賊を執る如
くして我を執に來る乎 四九 われ日々なんぢらと共に殿にて教しに
爾曹われを執ざりき然ど此ハ聖書に應せんが爲なり 五十 弟子みな
イエスを離て奔去ぬ 五一 一少者その身にたゞ麻の夜具を蔽てイエ
スに從ひたりしが逮捕の者等かれを執けれバ 五二 かれ麻の夜具を

すて裸にて逃去り○五三衆人イエスを祭司の長に携往けるに祭司
の長長老および學者等ことごとく彼の所に集まり五四ペテロ遠く
離れてイエスに從ひ祭司の長の庭の内まで入り僕と共に坐して火
に煖まり居り五五祭司の長および議員みなイエスを殺んとして證
を求れども得ず五六多の人々イエスに妄の證を言出せども其證あ
はず五七或人々たちて妄の證を言出しけるは五八われ手を以て作た
る此聖殿を毀ち三日の間に手を以て作ざる別の殿を建んと言し
を我儕は聞り五九如此いひしが其證もまた符はず六十祭司の長中に立て
イエスに問いひけるは爾答る言ある乎この人々の爾に立る證據
は如何六一イエス默然として何も答ざりけるを祭司の長また彼に
問て曰けるは爾は頌べき者の子キリストなる乎六二イエス曰ける
は然り人の子大權の右に坐し天の雲の中に現れ來るを爾曹みる
べし六三是に於て祭司の長その衣を裂て曰けるは我儕なんぞ復は

うに證據を求んや 六四 ろの褻瀆たる言ハ爾曹も聞る所なり爾曹如
何に意ふや彼等擧てイエスを死に當るべき者と擬たり 六五 或者ハ
彼に唾し又ろの面を掩ひ拳にて撃いひけるハ預言せよ亦僕等も
手の掌にて彼を批り 六六 ペテロ下庭に在しに祭司の長のある婢き
たりて 六七 其火に煖まり居を見つらく彼を視て曰けるハ爾もナ
ザレのイエスと偕に在し 六八 ペテロ肯ハずして曰けるハ我これを
知ず亦なんぢが言ところの事を識得ざるなり斯て庭門に出けれ
バ鶏鳴ぬ 六九 ろの婢ろを見て傍に立る者に又いひけるハ此人も
ろの黨の一人なり 七十 ペテロまた肯ハず少頃して傍に立る者また
ペテロに曰けるハ爾誠に彼の黨の一人なり蓋爾ハガリラヤの人
なり其方言あれに合り 七一 是に於てペテロ誓て我神の祟を受ると
も爾曹が言ろの人を我ハ識ざるなりと曰しが 七二 此とき鶏二次鳴け
れバペテロイエスの鶏二次なく前に三次我を識ずと曰んと言た

まひし事を憶起し且これを思反して哭悲めり

第十五章

平旦に及び直に祭司の長長老學者たち凡の議員と共に
議てイエスを繋り曳携てピラトに解せり 二 ピラト彼に問けるは
爾はユダヤ人の王なるや イエス答けるは爾が言る如し 三 祭司の
長多端をもて彼を訟ふ 四 ピラト復イエスに問て曰けるは何も答
ざるか彼等が爾について證を立しこと幾何ありぞ乎 五 ピラトの
奇と爲までにイエス何をも答ざりき 六 偖ての節筵には彼等が求
に任せて一人の囚人を赦すの例あり 七 時にバラバと云る者あり
己と共に謀叛せし黨と同く繫れ居たりしが彼等はその謀叛のとき
人を殺しゝ者等なり 八 人々聲を揚て呼り恆例の如せん事を求
り 九 ピラト彼等に答て曰けるはユダヤ人の王を爾曹に我が釋さ
ん事を欲むや 十 是ピラト祭司の長等の嫉に因てイエスを解した
りと知ばなり 十一 祭司の長民どもにバラバを釋さん事を求と唆む

十二 ピラトまた答て彼等に曰けるは然ばユダヤ人の王と爾曹が稱
る者には何を我が處ん事をなんぢら欲むや 十三 彼等また叫びて之
を十字架に釘よと曰 十四 ピラト彼等に曰けるは彼なんの惡事を行
しや彼等ますます叫びて之を十字架に釘よと曰 十五 ピラト民の懽
びを取んとしてバラバを彼等に釋しイエスを鞭ちて之を十字架
に釘んが爲に付せり 十六 兵卒等これを公廳に携ゆき全營を呼集め 十七
彼に紫の袍をきせ棘にて冕を編て冠しめたり 十八 斯て曰けるはユ
ダヤ人の王安かれと 十九 また葦を以て其首を撃ちつ唾し跪きて拜し
ぬ 二十 嘲弄し畢て紫の衣をはぎ故の衣をきせて十字架に釘んとて
曳往しが 二一 アレキサンデルとルフの父なるクレネのシモンと云
るもの田間より來りて其處を經過けるを強て之にイエスの十
字架を負せたり 二二 イエスをゴルゴタ譯ば即ち髑髏と云る所に携
來り 二三 沒藥を酒に和て飲せんと爲りしに之を受ざりき 二四 イエス

を十字架に釘しのち誰が何を取んと鬮を拈てその衣服を分てり
二五 朝の第九時にイエスを十字架に釘 二六 その罪標をユダヤ人の王
と書つく 二七 二人の盜賊を之と共に一人は其右一人は其左に十字
架に釘らる 二八 於是聖書に彼は罪人と共に算られたりと云しに應
り 二九 往來の者イエスを詬り首を搖て曰けるは噫聖殿を毀て之を
三日に建る者よ 三十 自己を救て十字架を下よ 三一 祭司の長學者等も
同く嘲弄して互に曰けるは人を救て自己を救ひ能ず 三二 イスラエ
ルの王キリストは今十字架より下るべし然ば我儕見て之を信ぜ
ん又ともに十字架に釘られたる者等も彼を詬れり 三三 第十二時よ
り三時に至るまで徧く地のうへ暗なりぬ 三四 第三時にイエス大聲
に呼りエリエリラマサバクタニと曰これを譯ば吾神わが神なん
ぞ我を遺たまふ乎と云るなり 三五 傍に立たる者のうち或人これ
を聞て彼はエリヤを呼るなりと曰 三六 一人はしり往て海絨をとり醋

を潰せ之を葦に束て彼に飲しめ曰けるは俟エリヤ來りて彼を救
ふや否こゝろむべし○三七イエス大なる聲を發て氣絶三八殿の幔上
より下まで裂て二と爲り三九イエスに對て立たる百夫の長かく呼
り氣絶しを見て曰けるは誠に此人は神の子なり○四十また遙に望
ゐたる婦ありし其中に在し者はマグダラのマリアおよび年少ヤ
コブとヨセの母なるマリア又サロメなり四一彼等はイエスのガリ
ラヤに居たまひし時これに從ひ事し者等なり亦この他にも彼と共
にエルサレムに上りし多の婦ゐたりき○四二是日は備節日にて安
息日の前の日なりし故四三日暮るとき尊き議員なるアリマタヤ
ヨセフと云る者きたり此人は神の國を慕る者なり彼はゞから
ずピラトに往てイエスの屍を求たり四四ピラトイエスの已に死る
を奇み百人の長を呼て彼は死てより時を經たるや否やを問四五百
夫の長より聞て之をしり屍をヨセフに予ふ四六ヨセフ枲布を買求

め而してイエスを取下し之をかの枲布にて裹み磐に鑿たる墓に
おき石を墓の門に轉し置り
四七 マグダラのマリア及ヨセの母なる
マリア其屍を葬し處を見たり

第十六章

安息日過てマグダラのマリアとヤコブの母なるマリア
及サロメ香料を買とゝのへイエスに抹んとて來れり
二 七日の首
の日いと早く日の出る時かれら墓に來り
三 互に曰けるは誰か我
儕の爲に石を墓の門より轉し取もの有んか是かの石はなはだ巨
大なればなり
四 斯て彼等目を擧れば石の已に轉しあるを見る
五 墓に
入しに白衣をきたる少者の右の方に坐せるを見て駭き異めり
六
少者かれらに曰けるは駭き異む勿れ爾曹は十字架に釘られしナ
ザレのイエスを尋ぬ彼は甦りて此に居ず彼を葬し處を觀よ
七 且
ゆきて其弟子とペテロに告よ彼は爾曹に先ちてガリラヤに往り
爾曹かしこにて彼を見べし即ち其なんぢらに言しが如し
八 彼等

いでゝ墓より奔きり且戰慄つゝ駭き亦一言をも人に語ざりき是
懼しが故なり○ 九 イエス七日の首の日よあけごろ甦りて先マグ
ダラのマリヤに現る曩にイエス彼より七の惡鬼を逐出せり 十 イ
エスと共に在し者は哭哀める時に此婦きたりて是等は事を告 十一
彼等イエスは活て此は婦に見え給ひしことを聞しが信ぜざりき
十二 此後かれらの中二人の者鄕村へ往ゝるが路を行ときイエス變
たる貌にて彼等に現る 十三 この二人の者ゆきて他の弟子等に告け
きども亦こきをも信ぜざりき○ 十四 又ろの後十一の弟子の食しを
る時に現れて彼等が信ずきと其心の頑とを責め給へり是かれら
イエスの甦り給るのち其を見し者の言ところを信ぜざりし故な
り 十五 イエス彼等に曰けるは徧く世界を廻て凡の人に福音を宣傳
よ 十六 信じてバプテスマを受る者は救れ信ぜざる者は罪に定らる
る也 十七 信ずる者には左の如き奇跡きたがふべし我名に託て惡鬼

を逐出し異邦の方言をいひ
十八
また蛇を操へ毒を飲とも害なく又手を病の者に按なば即ち愈ん○
十九
斯て主は彼等に語しのち天に擧られ神の右に坐しぬ
二十
弟子たち徧く福音を宣傳ふ主も亦かれらに力を協せ其從ふ所の奇跡をもて道の徵と爲たまへりアーメン

新約全書馬可傳福音書終

よ懼るゝ勿れ爾の祈禱すでに聞たまへり爾の妻エリサベツ男子
を生ん其名をヨハネと名くべし 十四 爾に喜と樂あらん多の人も亦
その生るゝに因て悦び有ん 十五 それ此子主の前に大ならん又葡萄
酒と濃酒とを飲じ母の胎より生出て聖靈に充さる 十六 又イスラエ
ルの民の多の人を主なる其神に歸す可れば也 十七 彼エリヤの心と
才能を以て主の先に行ん是父の心を子に慈はせ逆る者を義人
の智に歸せ主の爲に新なる民を備んとなり 十八 ザカリヤ天使に曰
けるは我すでに年老妻もまた年邁たれば何に因て此事あるを
知ん 十九 天使こたへて曰けるは我はガブリエルとて神の前に立者
なり爾に語てこの喜の音を告ん爲に遣されたれば 二十 其時いたり
て必ず成べき我が言を信ぜざるに因なんぢ瘖となりて此事の成
日まで言ふこと能はじ 二十一 民ザカリアを俟ゐて其殿の内に久を異
む 二十二 ザカリア出て言ふこと能はざりしかば彼等その殿の内にて

異象を見たる事を曉たりザカリア衆人に首を以て示し竟に瘖と
なれり 二三 その職事の日滿ければ家に歸りぬ 二四 此後その妻エリサ
ベツ孕て隱をりして五ヶ月にして 二五 曰けるは主わが耻を人の
中に灑せん爲に眷顧たまふ時は此の若く我に爲り ○ 二六 六ヶ月に
當ガリラヤのナザレと名たる邑のダビデの家のヨセフと云る
人の聘定せし所の處女に神よりガブリエルといふ天使を遣され
たり其處女の名はマリアと云り 二八 天使その處女に來いひけるは
慶たし惠るゝ者よ主なんぢと偕に在す爾は女の中にて福なる者
なり 二九 處女その言を訝その問安は如何なる事ぞと思へり 三十 天使
いひけるはマリアよ懼るゝ勿れ爾は神より惠を得たり 三一 爾孕て
男子を生ん其名をイエスと名べし 三二 かれ大なる者と爲て至上者の
子と稱られん又主たる神これ先祖ダビデ王の位を彼に予れむ
三三 ヤコブの家を窮なく支配すべく且その國終ることあらざるべし

三四 マリア天使に曰けるは我いまだ夫に適ざるに何にして此事ある可や 三五 天使こたへて曰けるは聖靈なんぢに臨る至上者の大能なんぢを庇ん是故に爾が生ところの聖なる者は神の子と稱らるべし 三六 それ爾の親戚エリサベツ彼も年老て男子を孕り素妊なき者と稱れたりしが今すでに孕て六ヶ月になりぬ 三七 蓋神に於は能ざる事なければ也 三八 マリア曰けるは我は是主の使女なり爾の言る如く我に應かし天使つひに彼を去り○ 三九 當時マリア起て亟かに山地なるユダの邑に往 四十 ザカリアの家に入てエリサベツに問安したりしに 四一 エリサベツマリアの問安を聞しかば其胎孕腹の内にて跳動たりエリサベツ聖靈に感され 四二 大聲に呼いひけるは女の中にて爾は福なる者なり亦孕る所の者も福なり 四三 わが主の母われに來われ何に由てか此事を得し 四四 夫なんぢの問安の聲わが耳に入しとき胎孕よろこびて我腹の内に跳れり 四五 主の言を信

ぜし者は福なり蓋主の語たまひし如く必ず成べけきむ也 四六 マリ
アー曰けるハ我心主を崇め 四七 我靈ハわが救主なる神を喜ぶ 四八 是ろ我
の使女れ卑微をも眷顧たまふが故ゐり今よりれち萬世までも我
を福ゐる者と稱べし 四九 ろを權能を有たまへる者わきふ大なる事
を成り其名ハ聖 五十 ろの矜恤ハ世々ろきを畏るゝ者ふ及むん 五一 ろ
の臂の力を發して心の驕る者を散し 五二 權柄ある者を位より下し
卑賤者を舉 五三 飢たる者を美食ふ飽せ富る者を徒く返ちせ給ふ 五四
アブラハムと其子孫を窮ゐく憐むてとを忘ずして 五五 其僕イスラ
エルを扶持たまへり是わきられ先祖ふ言たまひしが如なり 五六 マー
リアエリサベツと居してと三ヶ月むかりふて已が家ふ歸たりき
○ 五七 偖エリサベツ産期みちて男子を生り 五八 ろの隣里れ者また親
戚れもれ主がエリサベツふ大なる慈悲を垂たまひし事を聞て偕
ふ喜べり 五九 第八日ふ及けきバ彼等子ふ割禮せんとて來り其父れ

名に因ザカリアと名んとせしに
六十 其母こたへて然す可らずヨハ子と名べしと曰ければ
六一 彼等エリサベツに對て曰けるは爾が親戚の中には此名を名し者なし
六二 かくて遂に其父に頭にて示いかに名んと欲か問たるに
六三 ザカリア寫字板を請て其名はヨハ子と書しるしかば皆奇めり
六四 ザカリアは口たゞちに啓て舌とけ言ひて神を頌たり
六五 これ隣里に住たる人々みな懼ぬ又すべて此事を徧くユダヤの山地に傳播されしかば
六六 聞もの皆これを心に藏て此子は如何なる者にか成んと曰り偖主の手かれと共に在き
六七 父ザカリア聖靈に感されて預言して曰けるは
六八 主なるイスラエルの神は讚美べき哉かれ其民を眷顧て贖を爲し
六九 我儕は爲に拯救の角を其僕ダビデは家に挺たまへば也
七十 古より聖なる預言者の口を以て言たまひしが如し
七一 即ち我儕を敵また凡て我儕を惡む者は手より脱す救なり
七二 此は仁惠を我儕の先祖に施し又その聖

約を忘じと也 七三 是我儕の先祖アブラハムに立し所の誓にして 七四
我儕を敵の手より救ひ我儕の生涯を 七五 聖と義に於て懼なく主に
事しめんと也 七六 嬰兒よ爾は至上者の預言者と稱られん蓋なんぢ
主に先ちて行ろの路を備んと爲べなり 七七 神の深き矜恤に賴ろの
罪を赦されて救れん事を其民に示さんため也 七八 ろの矜恤に賴て
旭の光上より 七九 幽暗と死蔭に住る者を照し我儕の足を導きて平
康なる路に至せんとて臨めり〇 八十 斯て嬰兒は漸く成長し精神ます
〳〵強健にしてイスラエルに顯るゝの日まで野に居り

第二章 當時天下の戸籍を查る詔命カイザルアウグストより出たり
二 この戸籍調查はクレニオスリヤを管理し時の初次に行はれた
り 三 人みな戸籍に登んとて各ろの故邑に歸たり 四 ヨセフも
ダビデの家族また血統なるをもて戸籍に登んとて 五 已に孕る其聘定
の妻マリアと共にガリラヤの邑ナザレより出てユダヤに上りダビ

ビデの邑ベツレヘムといふ所に至れり 六 此に居て產期滿ければ
七 冢子を生それを布に裹て槽に臥せたり此は客舍に彼等の居處
なかりしが故なり○ 八 近傍に羊を牧もの有けるが野に居て夜間
その群を守たりしに 九 主の天使きたりて主の榮光かれらを環照
ければ牧者おほいに懼たり 十 天使これに曰けるは懼ること勿れ
われ萬民に關りたる大なる喜の音を爾曹に告べし 十一 それ今日ダ
ビデの邑に於て爾曹の爲に救主うまれ給へり是主たるキリスト
なり 十二 爾曹布にて裹し嬰兒の槽に臥たるを見ん是それ徵なり 十三
倏ち衆の天軍あらはれ天使と共に神を讚美て曰けるは 十四 天上と
ころには榮光神にあれ地にも平安人には恩澤あれ 十五 天使等かれ
らを離て天に行ければ牧もの互に曰けるは率ベツレヘムに
ゆき主の示し給へる其有し事を見んとて 十六 急ぎ至りマリアとヨ
セフまた槽に臥たる嬰兒に尋遇り 十七 既に見て此子につき天使の

語し事を傳播ければ 十八 聞者みな羊を牧者の語る事を奇みたり 十九
マリアは凡て是等の言を心に記て思想しぬ 二十 羊を牧者その見聞
せる所みな己に語し所の如なるにより神を崇めつ讚美て返れり
○ 二一 子に割禮を行ふべき八日の日いたりければ其いまだ胎に寓
ざる先に天の使者の稱し如く名をイエスと稱たり○ 二二 モーセの
律法に循ひて潔の日滿ければ嬰兒を携て主に獻んが爲エルサレ
ムに上れり 二三 是主の例に初に生るゝ男子は主の聖者と稱べしと
錄されたるが如し 二四 また主の律法に斑鳩一雙あるひは雛鴿二を
獻ふべしと言るに循ひて祭を行ん爲なり○ 二五 偕エルサレムに
シメオンと云る人あり斯人は義かつ敬ありてイスラエルの民の慰
められん事を俟る者なり聖靈その上に臨り 二六 また主のキリスト
を見ざる間は死じと聖靈にて示さる 二七 かれ聖靈に感じて神殿に
入り兩親その子イエスを律法の例に循ひて行はんと携來りしに

二八 シメオン嬰兒を抱き神を讚美いひけるは 二九 主よ今その言に從ひて僕を安然に世をバ逝せ給ふ 三十 我目すでに萬民の前に設たまひし救を見たり 三一 これ異邦人を照さん光なり 三二 また爾の民イスラエルの榮なり 三三 その父母は嬰兒に就て語る事を奇しめり 三四 又シメオン彼等を祝て其母マリアに曰けるは此嬰兒はイスラエルの多の人の顛て且興らん事と誹駁を受ん其號に立らる 三五 これ衆の心の念の露れんが爲なり又劍なんぢが心をも刺透べし○ 三六 アセルの支派パヌエルの女にアンナと云る預言者あり彼は甚老邁なり其處女なりしとき夫に適て七年ともに居たり 三七 この老女は齡およそ八十四歲の嫠なりしが殿を離ず夜も晝も斷食と祈禱を爲て神に事ふ 三八 此時この老女も側に立て主を讚美し亦エルサレムにて贖を望る凡の人に此子の事を語けり○ 三九 主の律法に循ひて悉く竟ければガリラヤの己が邑ナザレに歸たり 四十 其子やゝ

成長して精神强健に知慧みち神の恩寵その上に臨り○四一偖その
兩親每年に逾越の節筵にエルサレムに往しが四二彼の十二歲の時
また節筵の例に循ひエルサレムに上れり四三節筵の日卒て返往け
るに其子イエスエルサレムに留りぬ然るにヨセフと母これを知ら
ず四四同行人の中に在ならんと意ひ一日程を行て親戚知音の者に
尋しが四五遇ざりければ彼を尋てエルサレムに返り四六三日ののち
殿にて遇かれ教師の中に坐し且聽かつ問ゐたり四七聞者みな其知
慧と其應對とを奇とせり四八兩親これを見て駭き母かれに曰ける
は子よ何ぞ我儕に如此行たるや爾の父と我と憂て爾を尋たり四九
イエス答けるは何故われを尋るや我は我父の事を務べきを知ざ
る乎五十然ど兩親は其語る事を曉ず五一イエスこれと共に下りナザ
レに歸て彼等に順ひ居り其母これらの凡の事を心に藏ぬ五二イエ
ス知慧も齡も彌增り神と人とに益愛せられたり

第三章 テベリオカイザル在位の十五年ポンテオピラトはユダヤ
の方伯となりヘロデはガリラヤの分封の君と爲り其兄弟ピリポ
はイツリア及テラコニテの地の分封の君となりルサニアはアビ
レネの分封の君と爲り 二 アンナスとカヤパ祭司の長と爲たりし
時ザカリアの子ヨハネ野に居て神の命令を受 三 ヨルダンの邊な
る四方の地に來り罪の赦を得させんが爲に悔改のバプテスマを
宣傳たり 四 預言者イザヤの言を載たる書に野に呼る人の聲あり
云く主の道を備ろの徑を直せよ 五 諸の谷は埋られ諸の山崗は夷
られ屈曲たるは直く崎嶇は易せられ 六 人々みな神の救を見こと
を得んと有が如し 七 茲にバプテスマを受んとて來れる衆人にヨハ
ネ曰けるは嗚呼蝮蛇の裔よ誰が爾曹に來らんとする怒を避べ
き事を告しや 八 然ば悔改に符る果を結べし爾曹心に我儕が先祖
にアブラハム有と意てど勿われ爾曹に告ん神は能この石をアブ

ラハムの子と爲しむべし
九 今や斧を樹の根に置る故に凡て善果
を結ざる樹は伐れて火に投入らるゝ也
十 衆人ヨハネに問て曰け
るは然ば我儕何を爲べき乎
十一 答て曰けるは二の衣服を有る者は
有ぬ者に分與よ食物を有る者も亦然すべし
十二 稅吏もバプテスマ
を受んとて來り曰けるは師よ我儕は何を爲べきか
十三 答て曰ける
は定例の稅銀の外に多く取なと勿れ
十四 兵卒も亦問て曰けるは我
儕は何を爲べきや答て曰けるは人を強暴し或は誣訴ることを爲
なかれ得ところの給料を以て足りと爲べし○
十五 民懷望し時なれ
ば衆人ミな心にヨハネをキリストなるや否と忖度たりしに
十六 ヨ
ハネ之に答いひけるは我は水を以てバプテスマを爾曹に施へり
我より能力ある者きたらん我は其履帶を解にも足ず彼は聖靈と
火を以てバプテスマを爾曹に施はん
十七 手には箕を持て其禾場を
潔め麥は斂て其廩にいれ殻は滅ざる火にて燒べし
十八 ヨハネまた

多端を以て勸をなし福音を民に宣傳たり 十九 さて分封の君なるヘ
ロデその兄弟ピリポの妻ヘロデヤの事および行ふ所の凡の悪事
をヨハネに責られければ 二十 猶も悪事を加へヨハネを獄に囚たり
二一 民みなバプテスマを受けるにイエスも亦バプテスマを受て祈
るとき天ひらけ 二二 聖靈鴿の如き狀にて其上に降ぬ又天より聲あ
り云なんぢは我愛子わが喜ぶ所の者なり○ 二三 時にイエス年およ
よそ三十にして福音を宣始む人々にヨセフの子と意れ給へりヨ
セフの父はヘリ 二四 其父はマツタテ其父はレビ其父はメルキ其父
はヤンナ其父はヨセフ 二五 其父はマタテヤ其父はアモス其父はナ
オム其父はエスリ其父はナムカイ 二六 其父はマアツ其父はマタテ
ヤ其父はセメイ其父はヨセフ其父はユダ 二七 其父はヨハンナ其父
はレサ其父はゼルバベル其父はシアテル其父はネリ 二八 其父はメ
ルキ其父はアツデ其父はコサム其父はエルモダム其父はエル 二九

其父はヨセ其父はエリエセル其父はヨオレム其父はマツタテ其父はレビ
三十 其父はシメオン其父はユダ其父はヨセフ其父はヨナン其父はエリアキム
三一 其父はメレア其父はマイナン其父はマタツタ其父はナタン其父はダビデ
三二 其父はエツサイ其父はオベデ其父はボアズ其父はサルモン其父はナアソン
三三 其父はアミナダブ其父はアラム其父はエスロン其父はパレス其父はユダ
三四 其父はヤコブ其父はイサク其父はアブラハム其父はテラ其父はナコル
三五 其父はサルク其父はラガヲ其父はパレク其父はヘベル其父はサラ
三六 其父はカイナン其父はアバザデ其父はセム其父はノア其父はラメク
三七 其父はマトサラ其父はエノク其父はヤレド其父はマレレエル其父はカイナン其父はエノス其父はセツ其父はアダムアダムは即ち神の子なり

第四章

一 偖イエス聖靈に感されてヨルダンより歸り靈に導かれ野の

に適て 二 四十日惡魔に試らる此諸日なにをも食ず四十日畢ての
ち餓たり 三 惡魔かれに曰けるは爾もし神の子ならば此石に命じ
てパンと爲せよ 四 イエス答けるは人はパンのみにて生る者に非
ず唯神の凡の言に由ると錄されたり 五 惡魔また彼を高山に携ゆき
一瞬間に天下の萬國を示して 六 曰けるは此すべての權威と榮華
を爾に予ん我これを委任されたれば我が欲む者に之を予ふべし 七 故
に若わが前に拜跪ば悉く爾の屬となるらん 八 イエス答けるはサタン
よ我後に退け獨主たる爾の神に拜跪これにのみ事べしと錄され
たり 九 惡魔またイエスをエルサレムに携ゆき聖殿の頂に立て曰
けるは爾もし神の子ならば此より己が身を投よ 十 それ神その使
者等に命じて爾を護せん 十一 爾が足の石に觸ざるやう彼等手にて
扶べしと錄さる 十二 イエス答けるは主たる爾の神を試む可らずと
云にけり 十三 惡魔この誘試みを畢て暫く彼を離たり 十四 イエス聖靈

の能を以てガリラヤに歸しに其聲名あまねく四方の地に廣がり
ぬ 十五 斯て彼等が會堂にて敎を爲すべての人々に榮を得たり○ 十六
その長育し所なるナザレに來り常例の如く安息日に會堂に入て
聖書を讀んとて立ければ 十七 預言者イザヤの書を予しにイエス其
書を展て斯録れたる所を見出せり 十八 主の靈われに在す故に貧者
に福音を宣傳ん事を我に膏を沃て任じ心の傷る者を醫し又囚人
に釋ん事と瞽者に見させん事を示し又壓制らるゝ者を縱ち 十九 主
の禧年を宣播んが爲に我を遣せり 二十 イエス書を捲その役者に
予へて坐しければ會堂に在者みな目を注て視なせり 二一 イエス彼
等に曰けるは此録れたる事は今日なんぢらの前に應り 二二 衆かれ
を稱讚その口より出る所の恩惠の言を奇しみ曰けるは此はヨセフ
の子に非や 二三 イエス彼等に曰けるは爾曹かならず我に諺を引て
醫者みづからを醫せ我儕が聞し所のカペナウンにて行し事を自

己の家鄕なる此土にも行べしと云ん
二四 また曰けるは我まことに爾曹に告ん預言者その家鄕にては敬重るゝ者に非ず
二五 われ誠を以て爾曹に告んエリヤの時三年と六ケ月天とぢて徧地おほいなる饑饉ありし其時イスラエルの中に多の嫠ありしかど
二六 エリヤは其一人へだに遣されず只シドンなるサレパタの一人の嫠に遣されたり
二七 また預言者エリシャの時にイスラエルの中に多の癩者ありしかど其一人だに潔られず惟スリヤのナーマンのみ潔られたり
二八 會堂に在し者これを聞て大に憤ほり
二九 起てイエスを邑の外に出し投下さんとて其邑の建たる山の崖にまで曳往り
三十 然にイエス彼等の中を徑行て去ぬ
三一 ガリラヤのカペナウンと云る邑に至りて安息日ごとに衆人を敎しに
三二 その言權威有ければ衆人その敎に駭けり○
三三 會堂に汚たる鬼の靈に憑れたる人あり大聲に喊叫いひけるは
三四 噫ナザレのイエスよ我儕なんぢと何の

與あらんや爾きたりて我儕を喪すか我なんぢは誰なる乎を知す
なはち神の聖なる者なり　三五　イエス之を責て曰けるは聲を出すこと
勿れ其處を出よ惡鬼つひに其人を衆の中に仆し傷ずして出　三六　衆
人みな駭き互に語いひけるは權威と能力を有て汚たる鬼に命ぜ
しかば出去り是いかなる道ぞや　三七　是に於てイエスの聲名あまね
く此四方の地に揚りぬ○　三八　イエス會堂を出てシモンの家に入し
にシモンの妻母おもき熱病を患ひ居たりき　三九　衆人かれが爲にイ
エスに求ければ其傍に立て熱を斥しに熱退けり婦たゞちに起て
彼等に事たり　四十　日の入とき各樣の病を患たる者をもてる人々み
な其をイエスに携來ければ一々その上に手を按て醫せり　四一　惡鬼
も亦多の人々を出さり喊叫て爾は神の子キリストなりと云り然
に之を斥て言ふことを容ざりき惡鬼そのキリストなるを識ばな
り　四二　明旦イエス出て人なき處に往ければ衆人尋來て其離去ことを

止む　四三　イエス曰けるハ我また他れ郷村ふも神の國の福音を宣傳
ざるを得ず蓋わき之が爲に遣さるゝきむ也　四四　斯てガリラヤれ諸會
堂ふて道を宣傳たり

第五章

衆人神の道を聽んとて擠擁ける時イエスゲネサレの湖の
濱ふ立て　二　磯に二艘の舟あるを見る漁の者は舟を離て網を洗を
きり　三　其一艘ハシモンの舟ありしがイエス之にのり請て岸より
少許はゐき坐して舟中より衆人を敎ふ　四　敎竟てシモンに曰ける
ハ濱へいで網を下して漁れ　五　シモン答けるハ師よわれら終夜は
たらきしゐど所得ゐゐりき然ど爾の言ふ、從ひて網を下さん　六　既
に下して魚を圍るゐと甚だ多く網さけゐろりけきむ　七　いま一艘
ゐる舟の侶を招きて來り助しめしに彼等が來し時ろの魚二艘の
舟に物て沈んむかりゐりし　八　シモンペテロ之を見てイエスの足
下に俯て主よ我を離たまへ我ハ罪人ゐりと曰り　九　是シモンれよ

び偕に在し者みな漁し所の魚の夥しきに駭ける也
十
ゼベダイの子ヤコブとヨハネも亦然りイエス　シモンに曰けるは懼るゝ勿れなんぢ今より人を獲べし
十一
彼等舟を岸に寄おき一切を捨てイエスに從へり○
十二
イエスある邑に居しとき身ことごとく癩病を患る者ありイエスを見て俯伏ねがひ曰けるは主もし聖旨に肯ときは我を潔なし得べし
十三
イエス手を伸かれに按て曰けるは我心に肯り潔なれと曰ければ直に癩病いえたり
十四
イエス彼を戒めて曰けるは人に告ること勿れたゞ往て己を祭司に示かつ潔られし爲にモーセが命ぜし如く獻物をなし證據を彼等に爲よ
十五
然どもイエスの聲名ますます揚りて許多の人々或は敎を聽んとし或は病を醫れんとて集り來れり
十六
イエス常に人なき處に退きて祈り給ひき○
十七
一日イエス敎を爲せる時パリサイの人と敎法師ガリラヤの諸郷ユダヤエルサレムより來て此に坐しぬ彼等の病

を醫すべき主の能顯はきたり 十八 或人癱瘋を患たる者を牀に載て舁來り之と家に入イエスの前に置んと欲ども 十九 群集にて舁入べき方なかりければ屋上に升り瓦を取除て其人を牀のまゝ衆人の中へ縋下しイエスの前に置り 二十 イエスその信あるを見て患者に人よ爾の罪赦さると曰ければ 二一 學者とパリサイの人々心に思出けるハ此褻瀆ことを言者ハ誰ぞ神より外に誰か罪を赦すことを得ん 二二 イエスその意を知て答いひけるハ何を爾曹心の中に論ずるや 二三 爾の罪赦さるといふと起て行と言と孰か易き 二四 ろき人の子地にて罪をゆるすの權威あることを爾曹に知せんとて遂に癱瘋の人に我なんぢに告おきて牀をとり家に歸れと曰ければ 二五 その人衆の前にて直に起て臥居たる牀をとり神を崇て己が家に歸りぬ 二六 衆人みな駭きて神を崇つ大に畏懼て曰けるハ我儕今日奇異なる事を見たり○ 二七 此後イエス出てレビと云る稅吏の稅關に

坐し居けるを見て我に從へと曰けるに 二八 レビ一切を捨おき起て從へり 二九 レビ己の家にてイエスの爲に豐盛なる筵を設しに稅吏また他の人々も共に筵に坐したる者多ありけるに 三十 其所の學者とパリサイの人イヱスの弟子に怨言いひけるは爾曹稅吏また罪ある人々と共に飲食するは何故ぞ 三一 イエス答て曰けるは康强なる者は醫者の助を需ず惟病ある者これを需む 三二 われ來るは義人を召く爲に非ず罪ある人を召て悔改させんが爲なり 三三 彼等イエスに曰けるはヨハネの弟子は屢斷食また祈禱をなすパリサイの弟子も亦然り然るに爾の弟子は飲みと食ことを爲すは何故ぞ 三四 イエス曰けるは新郎の朋友らの新郎と一處に居間は之に斷食なさしむる事を得んや 三五 將來新郎と別るゝ日いたらん其日には斷食すべきなり 三六 譬を以て曰けるは新衣を裁取て舊衣を補ふ者あらじ若然せば新衣をも壞ひ且新より取たる布は舊ものと合ず 三七 ま

た新酒を舊革袋に盛る者あらじ若しかせば新酒ハ其袋をはりさき漏出りつ革袋も壞るべし 三八 新酒ハ新革袋に盛べき者ぞ斯てお兩ながら存なれ 三九 舊酒を飲て立刻に新酒を欲者ハ有じ是舊ハ尤も好と云ばなり

第六章

逾越節の二日ののち首の安息日イエス麥の畑を徑行しに其弟子麥の穗を摘てきを手にて揉くらひしかバ 二 或パリサイの人かれらに曰けるハ爾曹安息日に行まじき事を行は何故ぞ 三 イエス答て曰けるはダビデおよび從に在し者の饑しとき行たる事を未だ讀ざる乎 四 即ち神の殿に入たゞ祭司の外は食まじき供物のパンを取て食りつ從に在し者にも予たり 五 又曰けるハ人の子ハ安息日にも主たる也○ 六 また一の安息日にイエス會堂に入て敎ふ此に右の手枯たる人ありけれバ 七 學者とパリサイの人イエスかれを安息日に醫ならんかと窺ひぬ蓋かれを訴んと欲ばなり

八 イエスその意を知て手なへたる人に起て中に立よと曰ければ
其人起きて立り 九 イエス曰けるは我なんぢらに問ん安息日に善
を行と惡を行と又生を救ると殺と孰をか行べき 十 遂に衆人を環
視て其人に手を伸よと曰ければ彼その如せしに手すなはち癒て
他の手の如くなれり 十一 彼等大に怒て如何にイエスを處んと互に
議あへり○ 十二 當時イエス祈禱の爲に山に往て終夜神に祈きり 十三
夜明てイエス弟子を呼其中より十二人を選て之を使徒と稱く 十四 即ち
ペテロと名たまひしシモンその兄弟アンデレ及ヤコブとヨハネ
ピリポとバルトロマイ 十五 マタイとトマスアルパイの子なるヤコ
ブとゼロテと云るシモン 十六 ヤコブの兄弟のユダとイスカリオテ
のユダなり此ユダはイエスを賣たる者なり 十七 イエス是等と共に
下て平なる地に立しに許多の弟子と夥しき人々ユダヤの四方
またエルサレム及ツロシドンの海邊より來集りて或は其敎を聽

んとし或は病を醫されん事を冀へり 十八 また惡鬼に難されたる者
あり咸く醫されたり 十九 衆みなイエスに捫らんとせり是能力の其
身より出て彼等を咸く醫せば也○ 二十 イエス目を擧弟子を見て曰
けるは爾曹貧者は福なり神の國は即ち爾曹の所有なれば也 二一 爾
曹いま饑たる者は福なり飽ことを得べければなり爾曹いま哭者
は福なり笑ことを得べければ也 二二 人の子の爲に人なんぢらを憎
また絶け詈り爾曹の名を惡しとして棄なば爾曹福なり 二三 其日に
は欣び踊れ爾曹天に於て賞賜大なれば也その先祖が預言者に行
たりしも是の如し 二四 爾曹富者は禍なる哉すでに安樂を受ばなり
二五 爾曹飽者は禍なるかな饑んとすればなり爾曹いま笑者は禍な
るかな哀み哭んと爲ばなり 二六 凡の人なんぢらを譽なば爾曹禍な
る哉その先祖が僞の預言者に行たりしも是の如し 二七 我に聽とこ
ろの爾曹に告ん其仇を愛し爾曹を憎者を善し 二八 詛者を祝し虐遇

者の爲に祈禱せよ 二九 人なんぢの頰の右方を撃ば亦左方の頰を向
よ爾の外服を奪ふ裏衣をも禁ざれ 三十 凡て爾に求む之に與へ爾の
物を奪ふ其をまた索る勿れ 三一 己人に施れんとする事は亦人にも
其如く施せよ 三二 己を愛する者を愛するハ何の賞賜あらんや惡人に
ても己を愛する者ハ愛する也 三三 己に善を行者に善を行ハ何の賞
賜あらんや惡人もまた是の如く行なり 三四 爾曹償るゝ事を得んと思
ふ人に借ハ何の賞賜あらんや惡人も其ごとく償を得んとて亦惡
人に借なり 三五 爾曹仇を愛し又善をなし何をも望ずして借與よ然
ば其賞賜ハ大なり且至上者の子と爲ん夫至上者は恩を忘るゝ者お
よび不善者にまで慈愛を施せバ也 三六 是故に爾曹の父の憐憫の如
く亦憐憫を爲べし 三七 人を議こと勿き然ば爾曹も議れず人を罪す
ること勿れ然ば爾曹も罪せられず人を恕せ然バ爾曹も恕さるべ
し 三八 人に與よ然ば爾曹も予らるべし彼等量を嘉して搖いを撼い

れ溢るゝ迄にして爾曹の懷に納ん爾曹量る所の其量にて亦人に
量るべし○三九 また譬を彼等に曰けるは瞽は瞽の相者をなし得る
や相共に溝壑に陷らざらん乎 四十 弟子は其の師に踰ず凡そ全備な
る者は其師の如なるべし 四一 なんぢ兄弟の目にある物屑を見て己
の目にある梁木を知ざるは何ぞや 四二 如何で己の目にある梁木を
見ずして兄弟に對ひ兄弟よ爾の目にある物屑を我に取せよと云
ことを得んや僞善者よ先おのれの目より梁木をとれ然ば兄弟の
目にある物屑を取ことを明かに見べし 四三 それ惡果を結は善樹に非
ず又善果を結は惡樹に非ず 四四 凡の樹はその果に因て識る荊棘よ
り無花果を採ず亦蒺藜より葡萄を採じ 四五 善人は心の善庫より善
を出し惡人はその惡庫より惡を出す蓋心に充るより口に言るゝ
也 四六 爾曹わが言ことを行はずして何ぞ我を主よ主よと稱るや 四七
凡て我に就り我言を聞て行者を譬て爾曹に示さん 四八 其人は家を

建るに土を深く掘て基礎を磐上に置るが如し洪水のとき横流その家を衝とも動すこと能ず是基礎を磐上に置ばなり 四九 聽て行ざる者は基礎なく家を土の上に建たる人の如し横流これを衝ときは其家たゞちに傾き其頽壊また甚だし

第七章

一 イエス此すべての言を民に教畢てカペナウンに入しに 二 ある百夫の長その愛する僕やみて死ばかりなりければ 三 イエスの事を聞ユダヤの長老等を遣して來り僕を助け給んことを求り 四 彼等イエスに就り切に勸いひけるは此事を求る人は善人なり 五 我民を愛し我儕の爲に會堂を建たり 六 イエス彼等と共に往て既や其家に近けるとき百夫の長朋友を遣して曰せけるは主よ自己を勞こと勿れ我が家裏に入奉るは懼多し 七 故に我なんぢの前に出も亦懼あり第一言を發たまはゞ我僕は愈ん 八 蓋われ人の權威の下に屬る者なるに我下にも亦兵卒ありて此に往と命ば往か

きに來れと命ば來る我僕に之を行と命ば即ち行が故なり 九 イエス聞て之を奇み從へる人々を顧て曰けるは我なんぢらに告んイスラエル中にても未だ斯る篤信に遇ざりき 十 遣されたる者家に歸て病たりし僕を見に已に全快をなせり○ 十一 翌日イエスナインと云る邑に往けるに許多の弟子および許多の人々も共に往り 十二 邑の門に近づきしとき舁出さるゝ死人あり其母は嫠にて此は獨の子なり邑の人々多くこれに伴ふ 十三 主嫠を見て憫みて哭なかれと曰て 十四 近より其棺に手を按ければ舁る者ども止れりイエス曰けるは少者よ我なんぢに命ず起よ 十五 死たる者起て且言ひ始むイエス之を其母に予せり 十六 衆人みな懼て神を崇いひけるは大なる預言者われらの中に興る神その民を眷顧たまへり 十七 イエスの此聲名ユダヤの全國また偏く四方に揚りぬ○ 十八 ヨハネの弟子すべて是等の事を彼に告ければ 十九 ヨハネ二人の弟子を召て言遣しけるは

來るべき者は爾なるか亦われら他に俟べき乎 二十 かの二人イエス
に來り曰けるはバプテスマのヨハネ我儕を爾に遣して言しむ來
るべき者は爾なるか亦われら他に俟べきか 二一 此時イエス多の疾
あるひは病および悪鬼に憑たる者を醫し且おほくの瞽に見るこ
とを賜たり 二二 イエス彼等に答曰けるは爾曹が見ところ聞ところ
をヨハネに往て告よ夫瞽者は見跛者は行み癩者は潔り聾者はき
ゝ死し者は復活され貧者は福音を聞せらる 二三 凡か我爲に躓かざ
る者は福なり 二四 ヨハネの使者さりし後イエスヨハネの事を衆人
に曰けるは何を見んとて野に出しや風に動さるゝ葦なる乎 二五 然
ば爾曹なにを見んとて出しや美服を衣たる人なるか文繡を衣
て奢る者は王の宮に在 二六 然ば何を見んとて出しや預言者なるか
然り爾曹に告ん是預言者よりも卓越たる者なり 二七 かれ爾に先
ちて道を備る我使者を爾の前に遣んと錄されたるは即ち此なり

二八 我なんぢらに告ん婦の生る者のうち未だバプテスマのヨハネ
より大なる預言者は無されど神の國の至微者も彼よりは大なる也
二九 ヨハネの聞る庶民また税吏は其バプテスマを受て神を義とせ
り 三十 パリサイの人また教法師は其バプテスマを受ず自ら暴ひて
神の旨に背たり 三一 然ば此代の人々を何に比へ又何に譬んや 三二 童
子市に坐し互に呼て我儕笛ふけども爾曹踊ず悲歌をすれども爾
曹哭ずと云に似たり 三三 蓋バプテスマのヨハネ來りてパンをも食
ず酒をも飲ざれば惡鬼に憑たる者なりと爾曹いへり 三四 人の子き
たりて食ふ事をし飲ことを爲ばまた食を嗜み酒を好の人税吏罪
ある人の友なりと爾曹いへり 三五 然ど智慧は智慧の子に義と爲ら
る〇 三六 或パリサイの人イエスを請て共に食せん事を願ければイ
エスパリサイの人の家に入て食に就り 三七 邑の中に惡行を爲る婦
ありけるがイエスがパリサイの人の家に坐せるを知て蠟石の盒

に香膏を携來り 三八 イエスの後に立足下に哭き涙にて其足を濡し
首の髪をもて之を拭ひつ其足に口を接また香膏を之に抹り 三九 イ
エスを請たるパリサイの人これを見て心の中に謂けるは此人も
し預言者ならば捫し者は誰なる乎また如何なる婦なる乎を知ん
此婦は惡行を為る者なり 四十 イエス之に答て曰けるはシモン我な
んぢに言事あり答けるは師よ言たまへ 四一 イエス曰けるは或債主
に二人の負債人ありて一人は金五百一人は五十を負しに 四二 償方
なかりければ債主その二人を免たり然ば二人の者その債主を愛
すること孰か多き我に聞せよ 四三 シモン答けるは我おもふに免る
る事の多き者ならんイエス曰けるは爾が意ところ違ざる也 四四 遂
に婦を顧てシモンに曰けるは此婦を見る乎我なんぢの家に入に
爾は我足に水を給ず此婦は涙にて我足を濡し首の髪を以拭り 四五
爾は我に口を接ず此婦は我こゝに入し時より我足に口を接て已

ず 四六 爾は我首に膏を抹ず此婦は我足に香膏を抹り 四七 是故に我爾
に言ん此婦の多の罪は赦れたり之に因て其愛も亦多なり赦るゝ
こと少き者は其愛も亦少し 四八 是に於て其婦に曰けるは爾の罪赦
さる 四九 同に坐せる者ども心の中に謂けるは此人は是何人なれば
罪をも赦乎 五十 イエス婦に曰けるは爾の信爾を救り安然にして往

第八章

此後イエス郷邑を周遊て神の國の福音を宣傳ふ十二の弟
子も偕に從ひぬ 二 また前に惡鬼を患たりし者病を痊れたる婦等
も從ひたり即ち七の惡鬼を逐出れたるマグダラと稱マリア 三 又
ヘロデの家令クーザの妻ヨハンナ又スザンナ此ほか多の婦あり
て皆その所有を以てイエスに供事たりき○ 四 衆の人々諸邑より
出てイエスの所に集りければ譬をもて曰り 五 種まく者種を播ん
とて出ぬ播るとき路旁に遺し種あり蹊踏られ且天空の鳥これを
食へり 六 また石上に遺し種あり萌出て槁たり是潤なきが故なり

七 また棘の中に遺し種あり棘も同に生長て之を蔽り 八 また沃壤に遺し種あり生出て實を結べること百倍せり是を言畢て呼りけるハ耳ありて聽ゆる者ハ聽べし 九 其弟子とふて曰けるハ是いかなる譬ぞ 十 答けるハ神の國の奧義を爾曹にハ知ことを賜ど他の者にハ譬を以てす此ハ視ても見ず聽ても悟ざる爲なり 十一 夫この譬の釋種ハ神の道なり 十二 路の旁に遺しハ聽し後惡魔の爲に其心より道を奪るゝ者なり彼ハ人の信じて救れんことを恐る 十三 石上に遺しハ聽とき喜びて道を受れども根なければ信ずること暫のみ患難に遇時ハ道に背く者なり 十四 棘の中に遺しハ聽て往ての世の諸慮と貨財と宴樂とに蔽れて實ざる者なり 十五 沃壤に遺しハ正かつ善心にて道を聽て之を守り忍て實を結ぶ者なり ○ 十六 燈を燃し器にて之を覆ひ或ハ床下におく者なし入來る者の其光を見ん爲に臺の上に置べし 十七 隱て現れざる者なく藏て知れず露出ざる

者なし 十八 是故に爾曹聽ことを愼め有る者は尚予られ無有者は
有りと意ふ所の物をも奪るべし○ 十九 此時イエスの母と兄弟きた
りけれど羣集に因て近くこと能ざりしかば 二十 或人これをイエス
に告て曰けるは爾が母と兄弟なんぢに遇んとて外に立り 二一 イエ
ス答て曰けるは神の道を聽て之を行ふ者は乃ち我母と我兄弟な
り○ 二二 一日イエス弟子と共に舟に登て彼等に湖の前岸へ渡べし
と曰ければ即ち漕出せり 二三 舟の走る時イエス寢たり颶風湖に吹
下し舟に水滿んとして危かりしかば 二四 弟子きたりてイエスを醒
し曰けるは師よ師よ我儕亡なんとすイエス起て風と浪とを斥め
ければ止て平穩になりぬ 二五 イエス曰けるは爾曹の信いづこに在
や彼等駭き且奇みて互に曰けるは此は何人なるぞや風と水とに
命ぜしかば亦順へり 二六 斯てガリラヤに對るガダラ人の地に着て
二七 岸に登し時ある一人邑より出てイエスに遇ふの者は久く惡鬼

にに憑き衣をきず家に住ず惟塚にのみ居たりき 二八 イエスを見て號
叫びその前に俯伏し大聲に呼りけるは至上神の子イエスよ我なん
ぢと何は與あらんや爾に求むわを苦むること勿れ 二九 これ惡鬼に
人より出よとイエスが命じたるに因てなり彼の憑きたる事すで
に久し鎖また桎梏にて繫守ども其を打碎き惡鬼の爲に野に逐ぬ
三十 イエス之に問て曰けるは爾が名は何と稱や答けるはレギヨン
是おほくの惡鬼は入たるが故なり 三一 惡鬼イエスに求けるは命じ
て底なき所に往しむる勿れと 三二 此に多くの豕は群山に草を食ゐたり
しが彼等その豕に入んことを許せと求ければ之を許せり 三三 惡鬼
その人より出て豕に入しかば其群はげしく馳下り山坡より湖に
落て溺る 三四 牧者ども其有し事を見て逃ゆき之を邑また諸村に告
たり 三五 衆人その有し事を見んとて出てイエスは所に來れば惡鬼
は離れし人衣を着たしかなる心にてイエスの足下に坐せるを見

て懼あへり
三六 惡鬼に憑れたりし人の救れし狀を見たる者この事を彼等に告ければ
三七 ガダラ四方の多の衆庶イエスに此を去んことを求り是大に懼しが故なりイエス舟に登て返ぬ
三八 惡鬼の離たる人イエスと共に居んことを求けるにイエス之を去しめて
三九 家にかへり神の爾に行し大なる事を人に告よと曰ければ遂に去てイエスの己に行たまひし大なる事を遍邑に傳たり○
四十 イエス返たるとき衆人皆佇望て之を喜び接ふ
四一
四二 ヤイロと云る人あり此は會堂の宰なり年おほよそ十二歳なる一人の女ありて瀕死なりければ來イエスの足下に伏て我家に來り給んことを求りイエスの往とき衆人これに擁あへり
四三 婦あり十二年血漏を患ひ醫者の爲に其業を盡く耗しけれど誰にも痊れ得ざりしが
四四 イエスの後に來て其衣の裾に捫ければ直に血の漏こと止ぬ
四五 イエス曰けるは我に捫る者は誰ぞや衆人はみな特に捫れる者なしと曰りペテロ

および偕に在者ども曰けるは師よ衆人なんぢに擁擠せまるに我
に捫る者は誰ぞと曰たまふか 四六 イエス曰けるは我に捫る者あり
能力の我身より出るを覺れば也 四七 婦みづから隱せぬを知を
のゝき來て前に伏さはりし故と其たゞちに愈たることを衆人の前
に告 四八 イエス曰けるは女よ心安かれ爾の信なんぢを救へり安然
にして往 四九 なほ言ふ時に會堂の宰の家より人きたりて宰に曰け
るは爾の女はや死たり師を勞はす勿れ 五十 イエス之をきゝ答て宰
に曰けるは懼るゝ勿たゞ信ぜよ女は痊べし 五一 イエス家に入にペ
テロヤコブヨハネおよび女の父母の外たれも偕に入ことを許
さゞりき 五二 衆人みな女の爲に哭哀しゝがイエス曰けるは哭なか
れ死たるに非ず寢たる耳 五三 彼等その死たるを知ば之を笑へり 五四
イエス人々を皆いだして女の手をとり女起よと呼曰ければ 五五 其
魂かへりて忽ち起たりイエス命じて食を予しむ 五六 父母は駭異

ぬイエスこの行しことを人に告るを戒め給へり

第九章
イエス十二の弟子を召集め凡の惡鬼を出し病を醫す能力
と權威を賜たり 二 また神の國を宣傳へ病者を醫せん爲に 三 彼等
を遣さんとして曰けるは路資に何をも携ざれ杖また旅嚢糧金
二の衣をも帶こと勿 四 何の家に入とも其處に居りて亦其處より
去 五 爾曹を不接者あらば其邑を出る時かれらに證のため足より
塵を拂へ 六 弟子いでゝ徧く諸鄕にゆき福音を宣傳へつ病を醫せ
り○ 七 分封の君ヘロデイエスの行し諸事を聞て惑り或人は之を
ヨハネの甦へるなりと言 八 ある人はエリヤの現れたる也といひ
又ある人は古の預言者の一人甦れる也と言むなり 九 ヘロデ曰け
るは我ヨハネの首を斬り斯る事の聞ゆる者は誰なるかヘロデ之
を見んと欲ふ○ 十 使徒たち歸來りて其行しことをイエスに告イ
エス彼等を携ひて潛にベツサイダと云る邑の邊なる野に退きし

に
十一
衆人きりて從けれど之を接て神の國の事を語うつ醫を求る者を醫せり○
十二
日昃とき十二の弟子來りてイエスに曰けるハ此ハ野なきバ衆人を去せ四圍の鄕村へゆきて宿をとり食を覓る事を爲たまへ
十三
イエス曰けるハ爾曹これに食を予へよ答けるハ我儕たゞ五のパンと二の魚あるのみ此の許多の人の爲に往て買に非ざれば別に食物ハなし
十四
此に居し男およそ五千人なりき
イエス弟子に曰けるハ衆人を五十人づゝ列べ坐せしめよ
十五
弟子その如く行て彼等をみな坐せしめたり
十六
イエス五のパンと二の魚をとり天を仰ぎ祝して之をわり弟子に予て衆の前に陳しむ
十七
みな食飽て餘の屑を十二の筐に拾たり○
十八
イエス衆の在ざりしとき祈禱きたりしが弟子も偕に居りイエス之に問て曰けるハ衆人ハ我を言て誰と爲り
十九
答て曰けるハバプテスマのヨハネ或ハエリヤ或ハ古の預言者の一人の甦きる也と
二十
イエス曰けるハ爾曹ハ我

を言て誰と爲りペテロ答けるは神のキリストなり 二一 イエス彼等
を戒て此事を何人にも告る勿と命じたり 二二 又曰けるは人の子は
かならず多の苦を受て長老祭司の長學者どもに棄られ且殺され第
三日に甦るべし 二三 又イエス衆人に曰けるは若己れに從はんと欲
ふ者は己に克て日々その十字架を負て我に從へ 二四 その生命を保
全せんと欲る者は之を喪ひ我ために生命を喪ふ者は之を保全すべ
し 二五 人もし全世界を利するとも自己を喪ひ自ら亡なば何の益あ
らん乎 二六 我と我道を耻る者をば人の子も亦おのが榮光と父と聖
使の榮光をもて來る時これを耻べし 二七 誠に爾曹に告ん此に
立者の中に神の國を見までは死ざる者あり○ 二八 此事を言けるの
ち八日ばかり過てイエスペテロヨハネヤコブを携ひ祈禱せんと
て山に登れり 二九 祈れる時に其顔の貌つねと異り其衣服しろく輝
きぬ 三十 二人の人ありて之と言へり即ちモーセとエリヤなり榮光

の中に現きて
三一 イエスのエルサレムにて既や世を逝んとする事
を語る
三二 ペテロおよび偕に在し者等いたく寝たりしが已に醒て
イエスの榮光また偕に立る二人を見たり
三三 この二人のイエスと
別るゝ時ペテロイエスに曰けるは師よ此に居は善われらに三の廬
を建せ給へ一は爾のため一はモーセのため一はエリヤの爲にせ
ん此は其言ところを知ざりし也
三四 かく言るとき雲きたりて彼等
を蓋へり其雲に入しとき弟子たち懼ぬ
三五 聲雲より出て曰けるは
此は我愛子なり之に聽べし
三六 聲寂たるとき惟イエス一人を見たり
弟子たち口を緘て見たりし事を當時は誰にも告ざりき○
三七 翌日
山より下りければ許多の人々イエスを迎ふ
三八 其中より或一人よび
はりて曰けるは師よ願くは我子を眷顧たまへ此は我獨子なるに
三九 惡鬼の爲に憑きては忽然さけび泡をふき拘攣られて傷み離る
ること實に難し
四十 我なれを逐出す事を爾の弟子に求しかど能ざ

りき 四一 イエス答て曰けるハ噫信なき悖逆世なる哉われ爾曹の中
に爾曹を忍て幾何時あらんや爾が子を此に携來れ 四二 來れば惡鬼こ
れを傾跌て拘攣ぬイエス汚たる鬼を斥て其子を醫し父に予へた
り 四三 衆人ミな神の大なる能を駭きイエスの行し事を異める時に
イエス弟子に曰けるハ 四四 此言を爾曹耳に藏めよ夫人の子ハ人の
手に付されん 四五 彼等その言を悟ざりし悟ざるやう隱されたる也
彼等もまた懼て此事を問ざりき○ 四六 弟子等のうち互に誰か大な
らんとの爭論ありければ 四七 イエス其心の念を知て孩子をとり側
にたてゝ 四八 彼等に曰けるハ我名の爲に此孩子を接る者ハ即ち我
を接るなり我を接る者ハ我を遣しゝ者を接るなり凡て爾曹がう
ち最も小者が是大なるらん 四九 ヨハネ答て曰けるハ師よ爾の名に托
て鬼を逐出せる者を見たりしが我儕と共に從はざる故にこれを禁
たり 五十 イエス曰けるハ禁ること勿れ我儕に敵抗ざる者ハ我儕に

屬者なり○五一イエス天に升るの期いたりければエルサレムに往てことを確定めたり　五二使者等を先に遣しけるに彼等ゆきてイエスに備んが爲サマリア人の郷に入しに　五三郷人そのエルサレムに向行さまなるが故にイエスを納ざりき　五四弟子のヤコブヨハネ此事を見て曰けるは主よ我儕エリヤの行せし如く天より火を召降し彼等を滅さんとす可か　五五イエス顧みて之を責め曰けるは爾曹の心如何なる乎を自ら知ざるなり　五六人の子は人の命を滅す爲に來ず惟これを救ふ爲なり遂に他の郷に往り○五七路を行とき或人イエスに曰けるは主よ何處に往たまふとも我從はん　五八イエス彼に曰けるは狐は穴あり天空の鳥は巣あり然ども人の子は枕する所なし　五九又ある一人に曰けるは我に從へ彼いひけるは主よ先ゆきて父を葬る事を我に容せ　六十イエス曰けるは死たる者に其死し者を葬らせ爾は往て神の國を宣よ　六一又ある一人いひけるは主よ爾に

從はん先ゆきて家人に別を告ることを容せ 六二 イエス曰けるは手を犂に着て後を顧る者は神の國に當ざる者なり

第十章

此後主また七十人を立て之を兩個づゝに分ち自ら至とする諸邑諸地へ前に遣さんとて 二 彼等に曰けるは收稼は多く工人は少し故にその稼主に工人を收稼所に遣んことを求べし 三 往よ我なんぢらを遣は羔を狼のなかに入るが如し 四 嚢また旅袋履をも攜ること勿れ途にて人に問候をもする勿れ 五 人の家に入ば先其家の安全ならん事を求へ 六 若そこに安全の子あらば爾曹が祈る安全は其家に留らん若しあらずば其祈る安全なんぢらに歸べし 七 其家に居りて供る所のものは之を飲食せよ蓋工人の其工錢を獲は宜なることなり家より家に移ることを爲ざれ 八 邑に入んに接る者あらば其なんぢらの前に供る者を食せよ 九 邑の中なる病の者を醫せ亦衆人に神の國は爾曹に近けりと曰へ 十 もし邑に入んに接る

者なくば衢に出て曰 十一 我儕に沾たる爾が邑の塵ハ爾曹に對て拂ん然ども神の國の近けるを知れ 十二 われ爾曹に告ん其日いたらばソドムの刑罰ハ此邑よりも却て易かるべし 十三 あゝ禍なる哉コラジンよ噫禍なる哉ベツサイダよ爾曹の中に行し異能を若ツロとシドンに行しならば彼等ハ早く麻をき灰を蒙り坐して悔改しなるべし 十四 審判にハツロとシドンの刑罰爾曹よりも却て易かるらん 十五 爾已に天にまで擧られたるカペナウンよ又陰府に落さるべし 十六 爾曹に聽者ハ我に聽なり爾曹を棄る者ハ我を棄るなり我を棄る者ハ我を遣しゝ者を棄るなり○ 十七 七十人喜び返りて曰けるハ主よ惡鬼さへも爾の名に因て我儕に服せり 十八 イエス曰けるハわれ電の如くサタンの天より隕るを見し 十九 我なんぢらに蛇蠍を蹈また敵の諸の權を制ふる權威を賜たり必ず爾曹を害ふ者なし 二十 然ども惡鬼の爾曹に服しゝ事ハ喜とする勿れ爾曹が名の天に錄れし

を喜とすべし 二一 此時イエス心に喜びて曰けるは天地の主なる父
よ此事を智者と達者とに隱して赤子に顯し給ふを謝す父よ然ろ
き是の如きは意旨に適るなり 二二 父は萬物を我に賜ふ父の外に子
は誰なると識る者なく亦子およぴ子の顯す所の者の外に父は誰な
ると識る者なし 二三 イエス弟子を顧て竊に曰けるは爾曹が見ところ
の事を見ろの目は福なり 二四 我なんぢらに告ん多の預言者および
王も爾曹が見ところの事を見んとせしかども見ず爾曹が聞とこ
ろの事を聞んとせしかども聞ざりき○ 二五 爰に一個の教法師あり
起て彼を試こゝろみ曰るは師よ我なにを爲ば永生を受べき乎 二六 イ
エス曰けるは律法に錄されしは何ぞ爾いかに讀か 二七 答て曰ける
は爾心を盡し精神を盡し力を盡し意を盡して主なる爾の神を愛
すべし亦己の如く隣を愛すべし 二八 イエス曰けるは爾の答へ然り
之を行はゞ生べし 二九 彼みづからを罪なき者に爲んとてイエスに

曰けるは我隣とは誰なる乎 三十 イエス答て曰けるはある人エルサレムよりエリコに下るとき强盜に遇り强盜その衣服を剝取て之を打擲き瀕死になして去ぬ 三一 斯る時に或祭司その路より下りしが之を見過にして行り 三二 又レビの人も此に至り進み見て同く過行り 三三 或サマリアの人旅して此に來り之を見て憫み 三四 近よりて油と酒を其傷に沃てこれを裹みて己が驢馬にのせ旅邸に携往て介抱せり 三五 次日いづるとき銀二枚を出し館主に予て此人を介抱せよ費もし增ば我かへりの時なんぢに償ふべしと曰り 三六 然ば此三人のうち誰か强盜に遇し者の隣なると爾意ふや 三七 彼いひけるは其人を矜恤たる者なり イエス曰けるは爾も往て其ごとく爲よ○
三八 かれら路を行る時イエス一鄕に入ければマルタと云る婦これを迎て自己の家に入ぬ 三九 その姊妹にマリアと云る者ありイエスの足下に坐りて其道を聽り 四十 マルタ供給こと多して心いりみ

だれイエスに近よりて曰けるハ主よ我が姉妹われを一人遺て勞
動しむるを何とも意ざるか彼に命じて我を助しめよ 四一 イエス答
て曰けるハマルタよマルタよ爾多端により思慮ひて心勞せり 四二
然ど無て叶ふまじき者は一也マリアハ既に善業を撰たり此ハ彼
より奪べからざる者なり

第十一章

イエス某所にて祈禱をなせるに畢しとき一人の弟子いひ
けるハ主よヨハネ其弟子に敎し如く我儕にも祈ることを敎たまひ
へ 二 イエス曰けるハ祈る時ハ斯いふべし天に在す我儕の父よ願
くハ聖名を尊崇させ給へ爾國を臨らせ給へ爾旨の天に成ごとく
地にも成せ給へ 三 我儕に日用の糧を毎日に與たまへ 四 我儕に罪
を犯す者を凡て免せバ我儕の罪をも免し給へ我儕を試探に遇せ
ず惡より拯出し給へ 五 六 また彼等に曰けるハ爾曹の中もし或人夜
半に其友へ往て友よ我が朋輩旅より來しに供べき物なきゆゑ三つ

のパンを借よと曰んに 七 内に居ものの答て我を煩はす勿れ既に門
は閉われと共に兒曹も牀に在ば起て予ること能ずといふ者あら
ん乎 八 我なんぢらに告ん其友なるにより起て予ざれ雖ひたすら
請が故に其需に從ひ起て予べし 九 我なんぢらに告ん求よ然ば予
られ尋よ然ばあひ門を叩よ然ば啓るゝことを得ん 十 蓋すべて求
る者は得たづぬる者はあひ門を叩者は啓るれば也 十一 爾曹のうち
父たる者誰か其子のパンを求んに石を予んや魚を求んに其に代
て蛇を予んや 十二 卵を求んに蠍を予んや 十三 然ば爾曹惡者なから善
賜を己の兒曹に予るを知まして天に在す爾曹の父は求る者に聖
靈を予ざらん乎 ○ 十四 イエス瘖啞なる惡鬼を逐出しけるに惡鬼い
でゝ瘖者ものいひしかば人々駭けり 十五 其中なる者の曰けるは彼
は惡鬼の王ベルゼブルに藉て惡鬼を逐出せる也 十六 又ある人々イ
エスを試んとて天よりの休徴を求たり 十七 イエスは其意を知て曰

けるハ互に分争ふ國ハ亡び互ニ分争ふ家ハ傾るゝ也 十八 若サタン
も自ら分争はゞ其國いかで立んや其なんぢら我を言てベルゼブ
ルに藉て惡鬼を逐出すとせり 十九 若われベルゼブルに藉て惡鬼を
逐出さバ爾曹の子弟ハ誰に藉て惡鬼を逐出すや夫これらハ爾曹
の裁判人と爲べし 二十 若われ神の指をもて惡鬼を逐出たるならバ
神の國ハ既や爾曹に來きり 二一 勇者鎧を擐て邸を守るときハ其所
有安全なり 二二 もし之より勇者きたりて其に勝ときハ其恃とせる
鎧を奪ひ且贓物を分べし 二三 我と偕ならざる者ハ我に叛き我と偕
に斂ざる者ハ散するなり ○ 二四 惡鬼人より出て旱たる所をめぐり安
を求きども得ずして曰けるハ我出し家に歸らん 二五 已に來しに掃
淨り飾きるを見 二六 遂に往て己よりも惡き七の惡鬼を携へ入て此
に居む其人の後の患狀ハ前より更に惡なるべし 二七 みの話を言る
とき群衆の中より一婦聲を揚て曰けるハ爾を孕し腹と爾の哺し

乳は福也 二八 イエス答けるは然されど神の道を聽て其を守る者の
福には若ず○ 二九 人々擁集れる時イエス曰けるは今の世は惡し奇
跡を求るとも預言者ヨナの奇跡の外に奇跡は予られじ 三十 蓋ヨナ
がニネベの人に奇跡と爲し如く人の子は今の世に奇跡と爲べし
三一 南方の女王審判の日に共に起て今の世の人の罪を斷めん彼は
地の極よりソロモンの智慧を聽んとて來れり夫ソロモンより大
なる者こゝに在 三二 ニネベの人審判の日に共に起て今の世の人の
罪を斷めん彼等はヨナの勸言に因て悔改めたり夫ヨナより大な
る者此に在 三三 燈を燃て隱たる處あるひは升の下におく者なし入
來る者の其光を見ん爲に燭臺の上に置なり 三四 身の燈は目なり爾
の目瞭かならば全身あかるく其目眊ければ爾の身も暗し 三五 故に
爾にある光の暗らぬやう愼めよ 三六 もし爾の全身光明にして暗所
なくば燈の輝きて爾を照す如く全く光明なるべし○ 三七 イエス語

をるとき或パリサイの人共に食せん事を請ければ入て食に就り
三八 その食する前に洗ことを為ざりしを見てパリサイの人異り 三九
主これに曰けるは爾曹パリサイの人椀と盤の外を潔すされど爾曹
内は貪慾と悪にて充り 四十 無知なる者よ外を造し者はまた内をも
造ざりし乎 四一 なんぢら所有物を以て施せ然ば爾曹の為に凡の物
は潔れる也 四二 禍なる哉なんぢらパリサイの人よ薄荷茴香および
凡の野菜十分の一を取納て義と神を愛することを廢これ行ふべ
き事なり彼も亦廢べからざる者なり 四三 禍なる哉なんぢらパリサ
イの人よ會堂の高座市上の問安を好めり 四四 禍なる哉それ爾曹は
隠沒たる墓の如し其上を行く人々これを知ざる也 四五 ある教法師
こたへて曰けるは師よ此言は我儕をも辱しむ 四六 イエス曰けるは
爾曹も禍なるかな教法師よ任がたき荷を人に負せ自ら指一をも
其荷に接ず 四七 禍なる哉なんぢらは預言者の墓を建なんぢらの先

祖は之を殺せり 四八 實に爾曹先祖の爲る事をこのむ證明を爲り夫
かれらは之を殺し爾曹は其墓を建 四九 是故に神の智慧いへる言あ
り我預言者および使徒を彼等に遣さん其中の或者を殺し或者
をば窘むべしと 五十 創世より以來ながしゝ凡の預言者の血は此代
に於て討さんと爲なり 五一 即ちアベルは血より殿と祭壇の間に殺
されたるザカリヤは血にまで至これ誠に爾曹に告ん之を此代に
討すべし 五二 なんぢら禍なるかな敎法師よ知識の鑰を奪て自ら入
ずかつ入んとする者をも阻り 五三 此言を語るとき學者とパリサイ
の人々深く憤恨を含て多端の事を詰りけ 五四 その口より出る言を
何事か取へ訴んとして伺ひたり

第十二章

そのとき數萬の人々相踐あふ程に集れりイエス先弟子
に曰けるは爾曹パリサイの人の麪酵を謹めよ是僞善なり 二 それ
掩れて露れざる者はなく隱て知ざる者はなし 三 是故に爾曹幽

暗に語しことは光明に聞ゆべし密なる室にて耳に附言しことは屋上に播るべし 四 我友よ爾曹に告ん身體を殺して後に何をも爲能ざる者を懼るゝ勿れ 五 われ懼べき者を爾曹に示さん殺したる後に地獄に投入る權威を有る者を懼よ我まことに爾曹に告ん之を懼べし 六 五の雀は二の錢にて售に非ずや然るに神に於ては其一をも忘れ給はず 七 爾曹の首の髮まで皆かぞへらる故に懼るゝ勿れ爾曹は多の雀よりも貴れり 八 又われ爾曹に告ん我を人の前に識ると言ん者をば人の子も亦神の使者の前に之を識ると言ん 九 我を人の前に識ずと言ん者は神の使者の前に彼も識ずと言るべし 十 凡そ人の子を誹る者は赦さる可れど聖靈を褻す者は赦さる可らず 十一 人なんぢらを會堂また執政および權ある者の前に曳携ならば如何にしてまた何を言んと思ひ煩ふ勿れ 十二 其時に說べき言は聖靈なんぢらに示すべし ○ 十三 衆人の中より一人イエスに曰けるは師よ我

が兄弟に遺業を我に分よと命たまへ
十四 イエス曰けるは人よ誰われを立て爾曹の裁判人また物を分つ者と爲しぞ
十五 イエス衆人に曰けるは戒心して貪心を愼めよ夫人の生命は所蓄の饒なるに因ざる也
十六 また譬を彼等に語て曰けるは或富人その田畑よく豊ければ
十七 自ら忖いひけるは我が作物を藏る所なきを如何せん
十八 又曰けるは我かく爲ん我倉を毀ち更に大なるを建すべて我が作物と貨を其所に藏べし
十九 斯て靈魂に對ひ靈魂よ多年を過ほどの許多の貨物を有たれば安心して食飮樂めよと言んとす
二十 然るに神かれに曰けるは無知なる者よ今夜なんぢが靈魂とらるゝなと有べし然ば爾の備し物は誰が有になるや
二一 凡そ己れ爲に財を積へ神に就て富ざる者は此の如なり
二二 イエスそれ弟子に曰けるは故に我なんぢらに告ん爾曹生命の爲に何を食ひ身體の爲に何を著んとて思ひ煩ふ勿れ
二三 生命は糧より優り身體は衣よりも優れ

り
二四 鴉を思見よ稼ず穡ず倉をも納屋をも有ず然ども神は此等を養ふ況て爾曹は鳥よりも貴きこと幾何ぞや
二五 爾曹のうち誰かよく思ひ煩ひて其生命を寸陰も延得んや
二六 然ば最小事すら能ざるに何ぞ其他を思ひ煩ふや
二七 百合花は如何して生長るを思へ勞ず紡がざる也我爾曹に告ん「ソロモン」は榮華の極の時だにも其裝ての花の一に及ざりき
二八 神は今日野に在て明日爐に投入らるる草をも如此よそはせ給へば況て爾曹をや吁信仰うすき者よ
二九 爾曹何を食ひ何を飲んと求むる勿また思ひ惑ふこと勿れ
三十 凡て是等の物は世界の邦人の求るもの也なんぢらの父は是等の物の爾曹に無て叶ぬ事を知る
三一 たゞ神の國を求めよ然ば是等の物は爾曹に加らるべし
三二 小き羣よ懼るゝ勿れ爾曹の父は喜びて國を爾曹に予へ給はん
三三 爾曹の所有を售て施し己が爲に常に舊ざる財布すなはち盡ざる財寶を天に備よ其處は盜賊も近よらず蠹も壞

はざる也 三四 爾曹の財寶の在ところには爾曹の心も亦そこに在べし 三五 爾曹腰に帶し火燈を燃して居 三六 主人婚筵より歸來り門を叩ば速かに啓ん爲に彼を待人の如せよ 三七 主人きたりて其目を醒し居を見なば此僕は福なり誠に我なんぢらに告ん主人みづから腰に帶し僕を食に就せ前て之に供事すべし 三八 或は二更あるひは三更に主人きたりて然なせるを見ば此僕は福なり 三九 爾曹これを知べし若し家の主人盜賊いづれの時に來るを知ば其家を守て破せまじ 四十 然ば爾曹も預じめ備せよ不意ときに人の子きたらんと爲ばなり 四一 ペテロ曰けるは主よ此譬を我儕に言か又は凡の人に言か 四二 主いひけるは時に及て食物を給與しめん爲に主人がその僕等の上に立たる忠義にして智き家宰は誰なる乎 四三 其主人きたる時に是の如く勤るを見らるゝ僕は福なり 四四 我まことに爾曹に告ん其所有を皆かれに督らすべし 四五 若その僕心の中に我が主人

の來るは遲らんと思ひて僕婢を扑たゝき食飲して且酒に醉はじ
めば 四六 其僕の主人おもはざるの日しらざるの時に來りて之を斬
殺し其報を不信者と同うすべし 四七 僕主人の心を知ながら預備せ
ず亦その心に從ざる者は扑るゝこと多からん 四八 知ずして扑べき事
を作し者は扑るゝ事も少からん多く予らるゝ者は多く求らるべ
し多く托れば之より多く求べし○ 四九 われ火を地に投入ん爲に來
れり我なにをか欲む已に此火の燃たらん事なり 五十 われ受べきの
バプテスマあり其成遂らるゝ迄は我痛いかばかりぞや 五一 我は安
全を地に施んとて來ると意ふや我なんぢらに告ん然ず反て分爭
しむ 五二 今よりのち一家に五人あらば三人は二人に敵對し二人は
三人に敵對して分るべし 五三 父は子に子は父に母は女に女は母に
姑は其婦に婦は其姑に敵對して分るべし 五四 イエスまた衆人に曰
けるは雲の西より起るを見ば直に雨ふらんと爾曹いふ果て然り

五五 南より風ふけば暑くならんと爾曹いふ果して然り 五六 僞善者よ天地の色象を別ことを知て此時を別ち能ざるは何ぞや 五七 また何ぞ自ら公義を審ざる乎 五八 なんぢ訴る者と共に有司に往とき途中にて心を盡して彼より釋さるゝことを求めよ恐くは訟る者なんぢを裁判人にひき裁判人なんぢを下吏に付し下吏なんぢを獄に入ん 五九 我なんぢに告ん一錢も殘ず償ふまでは爾そこを出ることを得ざる也

第十三章

其時あつまりたる者の中にピラトがガリラヤ人の血を其供物に雜し事をイエスに告る者あり 二 イエス答て彼等に曰けるは爾曹このガリラヤ人は是の如く害されし故に凡のガリラヤ人よりも益りて罪ある者と意ふや 三 我なんぢらに告ん然ず爾曹悔改めずば皆おなじく亡さるべし 四 シロアムの塔たふれて壓死されし十八人はエルサレムに住る凡の人々よりも益りて罪ある

者と意ふや　五　われ爾曹に告ん然ず爾曹悔改めずば皆おなじく亡
さるべし　六　又この譬を云り或人その葡萄園に植おきたる無花果
樹ありしが來て之に果を求れども得ざりければ　七　其園丁に曰け
るは我三年きたりて此無花果樹に果を求れども得ず之を斫され
何ぞ徒に地を塞や　八　園丁こたへけるは主よ我その周圍を堀て之
に糞するまで今年も容せ　九　もし果を結ばゞ善もし結ずば後に之
を斫べし○　十　イエス安息日に或會堂にて教しに　十一　十八年鬼に患
されたる婦あり傴僂て少も伸ることを能ざりき　十二　イエス之を見て
よび婦よ爾は其病より釋さるゝと曰て　十三　手を婦に按ければ直に
伸て神を讃美たり　十四　會堂の宰イエスの安息日に醫したる事を怒
あたへて衆人に曰けるは事を爲べきの日六日あれば其中に來り
て醫さるべし安息日に爲ざれ　十五　主これに答て曰けるは僞善者よ
爾曹おの〳〵安息日には其牛や驢をとき廐より牽出して水を飮

ざる乎 十六 况て此婦はアブラハムの裔なり十八年サタンに纏ら
れたる其結を安息日に解べからざらん乎 十七 イエス如此いひけれ
ば敵對しゝ者みな慚ぬ又衆人みな其行し慈惠ことを喜べり 十八 イ
エスまた曰けるは神の國は何に比へ又なにゝ譬んや 十九 一粒の芥
種の如し人これを取て其園に播しに長生て大なる樹となり天空の
鳥その枝に棲なり 二十 又いひけるは我神の國を何に譬んや 二一 麪酵
の如し婦これを取て三斗の粉の中に納せしに盡く發出すなり〇 二二
イエス教つゝ各城各郷を過エルサレムに向て旅行り 二三 或人いひ
けるは主よ救るゝ者は少き乎 二四 イエス彼等に曰けるは窄門に入
ために力を盡せ我なんぢらに告ん入んことを求て能ざる者おほし
二五 家の主人おきて門を閉し後に爾曹外にたち門を叩て主よ主よ
我に啓と曰んに主人こたへて我なんぢらは何處より來しか知ず
と曰ん 二六 然る時に我儕は爾の前に飲食し爾また我儕の衢に教た

りしと言出さんに 二七 主人こたへて我なんぢらに告ん何處より來
しか知ず皆惡を爲す者よ我を去と曰ん 二八 爾曹アブラハムイサク
ヤコブ及び凡の預言者は神の國に在て爾曹は外に投出さるゝを
見ん時に哀哭切齒するこ有べし 二九 また人々西や東北や南より
來りて神の國に坐するならん 三十 それ後の者は先に先の者は後に
爲べし○ 三一 當日あるパリサイの人々來てイエスに曰けるはヘロ
デ爾を殺さんとする故に此を離往 三二 答て曰けるは爾曹ゆきて其
狐に告よ我今日明日惡鬼を逐出し病を醫し第三日に此事をはら
ん 三三 然ども今日明日また次日は我ゆかならず行べし蓋預言者はエ
ルサレムの外に殺るゝこと有ねば也 三四 噫エルサレムよエルサレ
ムよ預言者を殺し爾に遣はされし者を石にて撃る者よ母鷄の雛
を翼の下に集むる如く我なんぢの赤子を集んと爲しこと幾回ぞ
や爾曹は欲ず 三五 視よ爾曹の家は墟と爲て遺さるべし誠に我なん

ぢらに告ん主の名に託て來る者は福なりと爾曹いはれん時いたる
迄は我を見ざるべし

第十四章

イエス安息日に食事の爲ある宰なるパリサイの人の家
に入しに人々それを窺たり 二 其前に腹脹を患ひたる人ありしか
ば 三 イエス應て教法師とパリサイの人々に曰けるは安息日に醫
す事は宜や否 四 かれら默然たり イエスその人を執へ醫して之を
去しめ 五 彼等に答て曰けるは爾曹のうち誰か驢あるひは牛など
の阱に陷たらんに安息日には遽かに曳出さゞる乎 六 彼等この言
に就て對ること能ざりき〇 七 斯て其席に請れたる人々の首座を
擇を見てイエス譬を以て彼等に曰るは 八 なんぢ婚筵に請れん
とき首座に坐すること勿れ恐くは爾より尊人まねかれなむ 九 彼
と爾を請し者きたりて此人に座を讓れと曰ん然ば爾羞て末座に
往べし 十 是故に爾まねかれん時は往て末座に坐せよ請し者來り

て友よ首座に進と爾に言ん同席の者の前に爾尊まるべし 十一 凡ろ
自ら高ぶる者ハ卑さき自ら卑だる者は高くせらるべし 十二 又ろれ
を請る者に曰けるハ爾午餐あるひハ晩餐を設るとき朋友兄弟親
戚また富る隣の人を請ることを恐くは彼等また爾を請て其報答を
爲ん 十三 爾筵を爲バ貧乏殘疾跛者瞽者などを請け 十四 然バ爾福なる
べし蓋ろきられ爾に報るあと能ず義き人々の甦らん其時なんぢ
に報答あきバ也 十五 同に食せる者の一人あきを聞てイエスに曰け
るハ神の國に食する者は福なり 十六 イエス彼に曰けるハ或人おほ
いなる筵を設て多賓を請けり 十七 筵のとき僕を其請たる者に遣し
て百物はや備たきバ來るべしと言せけるに 十八 彼等みな同く辭ぬ
其始の者ろきに曰けるハ我田地を買たきバ往て視ざるを得ず願
くハ我を允し給へ 十九 又一人の者いひけるは我五耦の牛を買たき
ぞ之を試むる爲に往ん願くハ我を允し給へ 二十 又一人の者いひけ

るは我妻を娶たり是故に往ことを得ざる也 二一 其僕かへりて此事を主人に告ければ主人怒て其僕に曰けるは速かに邑の衢巷に往て貧者癈疾跛者瞽者などを此に引來れ 二二 僕いひけるは主よ命の如く行り然ど尚あまりの座あり 二三 主人僕に曰けるは道路や藩籬の邊にゆき強て人々を引來り我家に盈しめよ 二四 我なんぢらに告ん彼まねきたる人々は一人だに我餐を嘗ふ者なし○ 二五 多の人々イエスと偕に行しがイエス顧みて彼等に曰けるは 二六 凡そ我に來てその父母妻子兄弟姊妹また己の生命をも憎む者に非ざれば我弟子と爲ことを得ず 二七 又その十字架を任ずして我に從ふ者は我弟子と爲ことを得ず 二八 なんぢら誰か城を築かんに先坐して其費ての事の竣までに足や否を計ざらん乎 二九 恐くは基を置て之を成能ずば見者みな嘲笑て 三十 此人は築始て成遂ざりしと曰ん 三一 また王いでゝ他の王と戰はんに先坐して此一萬人をもて彼が二萬人

に敵すべきや否を籌ざらん乎 三二 もし及ずば敵なは遠れる時に使
を遣して和睦を求べし 三三 然ば此の如く爾曹ろの所有を盡く捨ざ
る者は我弟子と爲ことを得ず 三四 鹽は善物なり然ども鹽ろの味を
失はゞ何をもて之に味を和んや 三五 田にも糞にも益なく外に棄ら
るゝなり耳ありて聽る者は聽べし

第十五章 さて税吏と罪ある者どもイエスに聽んとて近よりければ
二 パリサイの人と學者たち譏讟て曰けるは此人は罪ある人を接
りて共に食せり 三 イエス此譬を彼等に語て曰けるは 四 爾曹のう
ち誰か一百の羊あらんに若その一を失はゞ九十九を野におき往
て其失し羊を獲までは尋ざらん乎 五 尋得ば喜て之を己の肩に負
六 家に歸て其友と其鄰の人々を召集て曰ん我と共に喜べ我うし
なへる羊を獲たれば也 七 われ爾曹に告ん此の如く一人の罪ある
人悔改なば悔改むるに及ざる九十九の義人よりは尚天に於て喜

あらん 八 また婦のうち誰か金錢十枚をもち其一枚を失ハんに燈
火を燃て家を掃除し之を獲までハ切に尋ざらん乎 九 尋得ば其友
と其鄰の人々を召集て曰ん我と共に喜べ我うしなへる金錢を獲
たれば也 十 われ爾曹に告ん此の如く一人の罪ある人悔改めなバ
神の使の前に喜あるべし ○ 十一 また曰けるハ或人子二人あり 十二 そ
の季子父に曰けるハ父よ我得べき業を我に分予よ父その產を彼
等に分たれば 十三 幾日も過ざるに季子その產を盡く集て遠國へ旅
行せしが放蕩にして其分資を皆そこにて耗せり 十四 盡く耗しゝと
き大なる饑饉その地に有て彼ともしく爲始めければ 十五 往て其地
の一民に身を投たり其人豕を牧ために彼を野に遣せり 十六 かれ豕
の食する所の豆莢をもて己が腹を果さんと欲ふほどなれど何を
も彼に予る人なし 十七 自ら省悟て曰けるハ我父の所にハ食物あま
れる傭人の許多か有に我ハ饑て死んとす 十八 起て我父に往て曰ん

父よ我天と爾の前に罪を犯たれバ　十九　爾の子と稱るに足ざる者な
り爾の傭人の一人の如く我を爲たまへと　二十　即ち起て其父に往り
尚ほ遠く有しに其父かれを見て憫み趨往其頸を抱て接吻しぬ　二一
子父に曰けるハ父よ我天と爾の前に罪を犯たれバ爾の子と稱る
に足ざる也　二二　父その僕等に曰けるハ至も美服を携來りて之に衣
せ其指に環をはめ其足に履を穿せよ　二三　また肥たる犢を牽來りて
宰を我儕食して樂まん　二四　是わが子死て復生うしなひて復得たれ
バ也とて彼等と共に樂を始む　二五　その兄田に在しが歸て家に近き
樂と舞の音を聞　二六　その僕の一人を召て是何事ぞやと問るに　二七　僕
曰けるは爾の弟歸りたり恙なく彼を得たりし故に因て爾が父肥た
る犢を宰たるなり　二八　兄いかりて入ず是故に其父いでゝ彼に勸し
かど　二九　父に答て曰けるハ我多年なんぢに事て未だ爾の命に背ず
然ども我友と樂む爲に羔をも予し事なし　三十　然に妓の爲に爾の業

を耗したる此なんぢが子かへれば之が爲に肥たる犢を宰れり
三一 父かれに曰けるハ子よ爾ハ常に我と共に在また我所有ハ皆なん
ぢの屬なり 三二 爾の弟死て復生うしなひて復得たるが故に我儕喜
て樂むハ當然の事なり

第十六章

イエス又その弟子に曰けるハ或富る人に操會者ありけ
るが主の所有を耗しゝと主人へ訴らる 二 主人操會者を呼て曰け
るハ爾に就て我きゝたることハ何ぞや今後なんぢを操會者と爲
ねざれバ其會計たる條件を我に辨よ 三 操會者みづから意るハ主
人わが操會を奪なバ何を爲ん我鋤を執ハ力なく施を乞ハ耻か
しゝ 四 われ操會を奪れん時ハ是等の家に迎らるべき所爲を知り
とて 五 遂に主人の負債人を悉く召て其首の者に曰けるハ爾わが
主に負債なるにほどなる乎 六 答ていふ油百斗なり 彼曰けるハ爾の
券書を取いそぎ坐して五十と書よ 七 又一人に曰けるハ爾の負債

幾何なるや答ていふ小麥百斛なり彼に曰けるハ爾の劵書を取て
八十と書よ 八 主人その所爲の巧なるに因て此不義なる操會者を
譽たり夫この世の子輩ハ此世に於は光の子輩よりも尤も巧なり
九 我なんぢらに告ん不義の財を以て己が友を得よ此ハ乏からん
時かれら爾を永遠宅に接んが爲なり 十 小事に忠き者ハ大事にも
忠く小事に忠ならざる者ハ大事にも忠ならず 十一 故に若なんぢら
不義の財に忠ならずば誰か眞の財を爾曹に託んや 十二 爾曹もし人
の所有に不義ならば誰か爾の所有を爾に與んや 十三 一人の僕ハ二
人の主人に事ること能ず蓋これを惡みかれを愛し或ハ此を重んじ
彼を輕んずれば也なんぢら神と財に兼事ること能ず 十四 慾ふかき
パリサイの人々此事を聞てイエスを嘲哂たり 十五 イエス彼等に曰
けるハ爾曹ハ人々の前に自己を義とする者なり然ども神ハ爾曹
の心を知り夫人の崇ぶ所の者ハ神の前に惡るゝ者なり 十六 律法と

預言者はヨハネまでなり其のち神の國は宣傳らる皆用力て之に
入んと爲るなり 十七 天地の廢るは律法の一畫の廢るよりも易し 十八 凡
そ其妻を出して他の者を娶ば姦淫を行ふ也また夫に出されたる
婦を娶る者も姦淫を行ふなり○ 十九 爰に富る人あり紫袍と細布を
衣て日々奢樂めり 二十 亦ラザロと云る貧者あり甚く腫物を患て富
る人の門に置れ 二一 其案より落る餘屑にて養はれんと欲へり又犬
きたりて其腫物を舐 二二 貧者死たれば天の使者たちに依てアブラ
ハムの懷に送れたり富る人も死て葬られしが 二三 陰府にて痛苦を
うけ其目をあげ遙にアブラハムと其懷に在ラザロを見て 二四 喊叫
いひけるは父アブラハムよ我を憐みラザロを遣して其指の尖を
水に蘸わが舌を涼しめ給へ我この火餤の中に苦めばなり 二五 アブ
ラハム曰けるは子よ爾は生たりし時に爾の福を受またラザロは
其苦を受しを憶へ今かれは慰られ爾は苦めらるゝなり 二六 斯耳な

らず此より爾曹に渉んとするとも得ず彼より我儕に渉んとするとも亦えざる為に我儕と爾曹との間に限定かれたる巨なる淵あり
二七 答けるは然ば父よ願くは我父の家へラザロを遣たまへ
二八 蓋われに五人の兄弟あり亦かれらが此苦の所に來ざる為にラザロを證據に為しめよ
二九 アブラハム曰けるは彼等にはモーセと預言者あれば之に聽べし
三十 答けるは然ず父アブラハムよもし死より彼等に往者あらば悔改べし
三一 アブラハム曰けるは若モーセと預言者に聽ずば縱ひ死より甦る者ありとも其勸を受ざるべし

第十七章

イエス弟子に曰けるは躓さるゝ事かならず來らん其を來らす者は禍なる哉
二 此小子の一人を躓するよりは磨石を頸に懸られて海に投入られんこと其人の為に宜るべし
三 自己を謹慎よ若兄弟なんぢに罪を犯さば之を諫よ彼もし悔なば免せ
四 もし一日に七次罪を爾に犯して一日に七次なんぢに對われ悔と曰

ば免すべし○五使徒主に曰けるは我儕に信を益せよ六主いひける
は爾曹もし芥種一粒ほどの信あらば此桑樹に拔て海に植れと曰ふ
とも爾曹に從ふべし七誰か爾曹の中に或は耕し或は畜を牧ふ僕あ
らんに彼田より歸たる時亟りに往て食に就といふ者あらん乎八
反て曰ずや我食を備わが食飲をはるまで帶を束われに事て後な
んぢ食飲すべしと九僕主人の命ぜし事に從へばとて主人かれに
謝すべきか然じと我は意ふ十斯ば亦なんぢら命ぜられし事をみな
行たる時も我儕は無益の僕なすべき事を行たるなりと謂○十一イ
エスエルサレムに往ときサマリアとガリラヤの中を經十二ある村
に入しとき十人の癩者ありて彼にあひ遙に立て聲を揚いひけ
るは十三師イエスよ我儕を矜恤たまへ十四イエス之を見て曰けるは
往て己を祭司に見せよ彼等ゆく間に潔られたり十五その一人己が
醫されたるを見て返來り大聲に神を榮め十六イエスの足下に俯伏

て謝せり彼はサマリア人なり 十七 イエス答て曰けるは潔られし者
は十人に非や其九人は何處に在る 十八 この異邦人は外に神に榮を
歸せんとて返たる者あらざる乎 十九 また彼に曰けるは起て往なん
ぢの信仰なんぢを救り 二十 神の國は何の時きたる乎とパリサイの
人に問れければイエス答て曰けるは神の國は顯れて來るものに非
ず 二一 此に觀よ彼に觀よと人の言べき者にも非ず夫神の國は爾曹
の裏に在 二二 また弟子に曰けるは爾曹人の子の一日を見たく欲ふ
日來らん然ども見ざるべし 二三 人々なんぢらに此に見よ彼に見よ
と曰ん然ども往なかれ從ふ勿れ 二四 それ電光の天の彼處より閃き
天の此處に光が如く人の子も其日に如此あるべし 二五 然ど人の子
かならず先おほくの苦を受また此世の人に棄られん 二六 ノアの時
に有し如く人の子の時にも然有べし 二七 即ちノア方舟に入し日ま
で衆人食飲嫁娶など爲たりしが洪水きたりて彼等を滅せり 二八 又

ロトの時にも如此ありき衆人食飲貿易樹藝構造など為たりしが
二九 ロトがソドムより出し日天より火と硫磺を雨せて彼等をミな滅せり
三十 人の子の顯るゝ日にも亦かく有べし
三一 其日には人屋上に在ば其器具室に在とも之を取んとて下なかれ亦田畑にある者も同く歸なかれ
三二 ロトの妻を憶へ
三三 凡そ其生命を救んとする者は之を失ひ若その生命を失はん者は之を存べし
三四 我なんぢらに告ん其夜ふたり同床に在んに一人は執れ一人は遺さるべし
三五 二人の婦ともに磨ひき居んに一人は執れ一人は遺さるべし
三六 かれら答て曰けるは主よ此事何處に有や彼等に曰けるは屍の在ところには鷲あつまらん

第十八章

イエスまた人の恒に祈禱して沮喪すまじき爲に譬を彼等に語けるは
二 或邑に神を畏ず人を敬ざる裁判人ありけるが
三 其邑に寡婦ありて我を我仇より救たまへと曰て彼に至しが
四

かれ久く肯はざりしかど其のち心の中に思けるは我神を畏ず人
をも敬はざれど 五 此嫠これを煩せる彼が絶ず來て我を聒さゞる
爲に之を救はん 六 主いひけるは不義なる裁判人の言し事を聽 七
況て神は晝夜祈る所の選たる者を久く忍とも終に救ざらんや 八
我なんぢらに告ん神は速に彼等を救はん然ど人の子きたらんと
き信を世に見んや〇 九 又みづから義と意ひ人を輕むる或人にイ
エス此譬を語れり 十 二人祈んとて殿に登りしが其一人はパリサ
イの人一人は税吏なりき 十一 パリサイの人たちて自ら如此いのれ
り神よ我は他の人の如く強索不義姦淫せず亦この税吏の如くに
も有ざるを謝す 十二 われ七日間に二次斷食し又すべて獲ものゝ十
分の一を獻たり 十三 税吏は遠に立て天をも仰ぎ見ず其胸を搏て神
よ罪人なる我を憐み給へと曰り 十四 我なんぢらに告ん此人は彼人よ
り義と爲れて家に歸たり夫すべて自己を高る者は卑らき自己

を卑す者は高らるべし○
十五 イエスに按られんがため人々嬰孩を携來りしに弟子たち見て之を責たり
十六 イエス嬰孩をよび弟子に曰けるは嬰孩を我に來せよ彼等を禁る勿れ神の國に居る者は是の如き者なり
十七 誠に爾曹に告ん凡そ嬰孩の如に神の國を承ざる者は之に入ことを得ざる也○
十八 或宰とふて曰けるは善師よ永生を嗣ために我なにを行べき乎
十九 イエス彼に曰けるは何ぞ我を善と稱や一の外に善者はなし即ち神なり
二十 誡は爾が知ところなり姦淫する勿れ殺すなかれ竊なかれ妄證を立る勿れ爾の父と母とを敬へ
二一 答けるは是みな我幼より守れる者なり
二二 イエス之を聞て曰けるは爾なほ一を缺その所有を悉く售て貧者に施せ然ば天に於て財あらん而して來り我に從へ
二三 かれ大に富る者なりしかば之を聞て甚く憂たり
二四 イエスその甚く憂しを見て曰けるは富る者の神の國に入は如何に難かな
二五 富る者の神の國に入よりは駱

駝の針の孔を穿は却て易し 二六 之を聞る者ども曰けるは然ば誰か
救を受べき乎 二七 イエス曰けるは人の爲得ざる所は神の爲得とて
る也 二八 ペテロ曰けるは我儕一切を捨て爾に從へり 二九 イエス彼等
に曰けるは誠に爾曹に告ん凡そ神の國の爲に家あるひは父母あ
るひは兄弟あるひは妻あるひは兒女を捨る者は 三十 今世にて幾倍
をうけ來世には永生を受ざる者なし○ 三一 イエス十二の弟子を
携ひて之に曰けるは我儕エルサレムに上る人の子に就て預言者
の錄されし事はみな應らるべし 三二 夫人の子は異邦人に解され戲
弄られ凌辱られ唾せらるべし 三三 且かれら鞭撲て之を殺さん又第三日
に甦るべし 三四 弟子その語を少も達ず亦その言る事かれらに隱た
り亦その語れる言を知ざりき○ 三五 イエスエリコに近よれる時あ
る瞽者道の旁に坐して乞たりしが 三六 大衆の過るを聞て此は何事ぞ
と曰けるに 三七 人々ナザレのイエスの過るなりと告 三八 瞽者よばはり

曰けるはダビデの裔イエスよ我を矜恤たまへ 三九 前だち行者ども
默止と之を斥きども愈ダビデの裔よ我を矜恤たまへと呼れり 四十
イエス立止り彼を携來と命ず瞽者ちかよりければ 四一 イエス彼に
問けるは爾われに何を爲さんと欲ふや答けるは主よ見えん事を
欲ふ 四二 イエス彼に曰けるは見ことを受よ爾の信なんぢを救へり
四三 彼やがて見え神を榮てイエスに從ひぬ民みな之を見て神を讚
美たり

第十九章

イエスエリコに入て經行とき 二 ザアカイと云る人あり
税吏の長にて富る者なり 三 イエスは如何なる人なるか見んと欲へ
ども身量ひくければ大衆なるに因て見ことを得ず 四 彼を見んと
て趨ゆき桑樹に升れりイエスその道を過んとする故なり 五 イエ
ス此に來り仰て彼を見いひけるはザアカイよ速ぎ下れ我今日か
ならず爾の家に宿らん 六 彼いそぎ下り喜てイエスを迎たり 七 衆

人〻かれを見てみな怨言いひけるハ彼ハ往て罪ある人の客と爲れ
り 八 ザアカイ起て主よ我所有の半を貧者に施さん若われ誣訟て
人より取たる所あらバ四倍にして之を償のふべし 九 イエス彼に
曰けるは今日この家すくはるゝことを得たり蓋この人もアブラ
ハムの裔なれバ也 十 それ人の子ハ喪ひし者を尋て救ん爲に來れ
り 十一 衆人この言を聞る時また譬を設て曰り此ハエルサレムに近
かつ衆人神の國たゞちに顯明るべしと意が故なり 十二 ある貴者み
づから領地を受て歸んとて遠國へ往とき 十三 十人の僕を召て彼等
に金十斤を予て曰けるハ我來まで商賣せよ 十四 その國民かれを憾
て後より使を遣し曰けるハ我儕この人を王とする事を欲ず 十五 領
地を受て歸し時おの〳〵商賣して幾何の利を得たるかを知んと
て金を予おきたる僕等を召と命じぬ 十六 初の一人きたりて曰ける
ハ主よ爾の一斤ハ十斤の利を得たり 十七 主人いひけるは兪善僕よ

爾は少者に忠なれば十の邑を宰どるべし 十八 また次の一人きたり
て曰けるは主よ爾の一斤は五斤の利を得たり 十九 主人いひけるは
爾も五の邑を宰どるべし 二十 また一人きたりて曰けるは主よ爾れ
一斤は此に在われ手巾に裹て藏置たりき 二一 蓋なんぢ嚴人なるが
故に我おそれたり爾置ざる者をとり播ざる者をかる人なればな
り 二二 主人いひけるは惡僕よ我なんぢの口に因て爾を鞫べし爾わ
れは嚴者にて置ざる者を取まかざる者を穫と知る 二三 然に何ぞ我來
るとき本と利を得んが爲に我金を兌錢肆に預ざりしや 二四 遂に傍
に立る者に曰けるは此人れ一斤を取て十斤有る者に予よ 二五 衆人
主人に曰けるは主よ其人すでに十斤を有り 二六 主人いひけるは我
なんぢらに告ん夫有者は予られ不有者は其所有ものまでも取る
べし 二七 且わが敵すなはち我支配を欲ざる者を此に曳來りて我前
に誅せ 二八 イエス此事を言しのち衆人に先だちてエルサレムに上

れり 二九 橄欖と名る山に靠るベツパゲとベタニヤに近づける時そ
の弟子二人を遣さんとて曰けるは 三十 對面の村にゆけ彼處に入ば
人の未だ乘ざる所の繫たる驢駒に遇べし其を解て牽來れ 三一 もし
誰か爾曹に何ゆゑ解やと問者あらば如此いふべし主の用なり
三二 遣されたる者往ければ果て其語たまへる如く遇ぬ 三三 かれら驢
駒を解とき其主等かれらに何ぞ驢駒を解やと曰しかば 三四 答て主
の用なりと曰て 三五 之をイエスに牽來り己が衣を驢駒に置イエス
を其上に乘 三六 イエス往けるとき衆人々その衣を路上に布り 三七 イエ
スエルサレムに近づき橄欖山を下らんとする時大衆の弟子ども
喜び其見し所の奇跡なる凡の能に因て大聲に神を讚て曰けるは
三八 主の名に託て來る王は福なり天に於ては和平に至上所には榮
光あるべし 三九 大衆の中より或パリサイの人イエスに曰けるは師
よ爾の弟子を責よ 四十 彼等に答けるは我なんぢらに告ん此輩も

し默止なば石號呼べし 四一 既に近づけるとき城中を見て之が爲に哭いひけるは 四二 もし爾だにも今爾の日に於て爾の平安に關れる事を知ば福なるに今なんぢの目に隱たり 四三 爾の敵なんぢの周邊に壘を築き四方より圍攻 四四 爾と其中なる兒女を擊滅し石をも石の上に遺ざる日きたらん是なんぢ其眷顧たまふの時を知ざれば也 四五 イエス殿に入りその中にて貿易せる者を逐出し 四六 彼等に曰けるは我室は祈禱の殿なりと錄されたるに爾曹これを盜の巢と爲り 四七 イエス日々に殿にて敎ふ祭司の長學者民の尊者ども彼を殺んと謀ども民みな心を傾けて其敎を聽るが故に 四八 爲べき方を知ざりき

第二十章

一 その日イエス殿にて民を敎へ福音を宣しに祭司の長學者長老共に近よりイエスに語て曰けるは 二 何の權威を以て此事を行ひ誰此權威を予たるや我儕に告よ 三 答て曰けるは我も一言な

んぢらに問ん且われに告よ 四 ヨハ子のバプテスマは天よりか人
よりか 五 彼等たがひに曰けるは若天よりと云ば然ば何故かれを
信ぜざる乎と曰ん 六 もし人よりと云ば民みなヨハ子を預言者と
信ずれば我儕を石にて撃んとて 七 遂に答て奚よりなるか知ずと
曰り 八 イエス彼等に曰けるは我も亦なにの權威を以て之を行か
を爾曹に告じ○ 九 即ち此譬を民に語れり或人葡萄園をつくり農
夫に租與て久しく他國へ往しが 十 期いたりければ葡萄園の果を
受收ん爲に僕を農夫の所に遣しけるに農夫等かれを撲たゝきて
徒く返せたり 十一 また他の僕を遣しゝに之をも撲たゝき辱しめて
徒く返せたり 十二 又三次僕を遣しゝに之をも傷けて逐出しければ
十三 葡萄園の主曰けるは我いかに爲ん我愛子を遣すべし之を見ば
恭敬ならん 十四 農夫ども之を見て互に議いひけるは此は嗣子なり
率これを殺さん業は我儕の所有なる可とて 十五 彼を葡萄園の外

に出して殺せり然ば葡萄園の主いかに彼等を處べき乎 十六 かれ來
て此農夫等を滅し葡萄園を他人に託べし人々これを聞て曰ける
は然は有ざれ 十七 イエス彼等を見て曰けるは匠人の棄たる石是な
る屋隅の首石となれと錄されしは何ぞや 十八 此石の上に墮るもの
は壞この石上に墮れば其ものの碎るべし 十九 祭司の長學者等かの己
を指て此譬を語たるを知この時イエスを執へんと爲しかども民
を畏たり 二十 即ち之を窺ひかの言を取て方伯の政事の權威に解さ
んとして自ら義人と偽る間者を遣せり 二一 就てイエスに問ける
は師よ我儕なんぢの言ところ教るところ正くかつ偏らず誠を以
て神の道を教るを知る 二二 われら税をカイザルに納るは宜や否 二三 イ
エスかの詭譎なるを知て曰けるは何ぞ我を試るや 二四 デナリを我
に見せよ此像と號は誰なるか答てカイザルなりと曰 二五 イエス曰
けるは然ばカイザルの物はカイザルに納め神の物は神に納よ 二六

かれら民の前に其言を執得ず且その答を奇と意て默然たり〇
二七 甦る事なしと言サドカイの人きたりてイエスに問けるは
二八 師よモーセ我儕に書遺は若人の兄弟妻ありて子なくして死ば兄弟その妻を娶り子を生て其嗣を繼すべしと
二九 然ば七人の兄弟ありしに長子妻を娶り子なくして死
三十 第二の者その婦を娶り子なくして死
三一 第三も之を娶り七人同く之を娶り子なくして死
三二 終に婦も死たり
三三 然ば七人ともに此婦を妻とせし故に甦りたる時は誰の妻と為べき乎
三四 イエス答て曰けるは此世の子は娶嫁ことあり
三五 彼世に入り死より復生に足ものは娶嫁ことなし
三六 是また死ること能ざるが故なり蓋天の使と偕く復生の子にて神の子なれば也
三七 さて死し者は甦ることに就てはモーセ棘中の篇に主をアブラハムの神イサクの神ヤコブの神と稱て之を明白せり
三八 それ神は死たる者の神に非ず生る者の神なり蓋神の前には皆生る者なれ

む也 三九 その學者等こたへ曰けるは師よ善いへり 四十 此のち敢てイ
エスに問者なかりき○ 四一 イエス彼等に曰けるは人々如何なれば
キリストをダビデの裔と言や 四二 四三 ダビデ自ら詩の篇に主わが主に
曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳と爲まで我が右に坐すべしと
云り 四四 然ばダビデ之を主と稱たれば如何で其裔ならん乎 四五 民み
な之を聽る時その弟子にいひけるは 四六 長服を衣て遊行ことを好
み市上にて人の問安會堂の高坐筵間の上坐を喜ぶ學者を愼めよ
四七 彼等は嫠婦の家を呑いつはりて長祈をなす罪せらるゝこと尤
も重し

第二十一章

イエス目をあげ富る人々の捐輸を賽錢箱に投るを見
る 二 又ある貧き嫠婦のレプタ二を投たるを見て曰けるは 三 われ
爾曹に告ん此貧き嫠は衆の者よりも多く投たり 四 蓋かれらは皆
その羨餘ある所より捐輸を神にさゝげ此婦は不足所より其所有

を盡く獻たれば也○
五 また或人殿の美石と奉納物を以て修飾ることを語しに
六 イエス曰けるは爾曹の見る所のもの石を石の上にも遺ずして圮さるゝ日いたらん
七 彼等とふて曰けるは師よ何の時この事あらん正に此の事の來らん時は如何なる兆ある乎
八 イエス曰けるは爾曹つゝしみて惑さるゝ事なかれ蓋おほくの者わが名を冒きたり我はキリストなり時は近よれりと云ん然ど爾曹從ふ勿れ
九 戰亂を聞とき懼るゝ勿れ此等の事の先に有は止を得ざることなり然ど末期は未だ速ならず
十 又いひけるは民は民をせめ國は國を攻
十一 各處に大なる地震饑饉疫病おこり且おそるべき事と大なる休徵天より現るべし
十二 此事より先に人々爾曹を執へ苦め會堂および獄に解し我名の爲に王および侯の前に曳往べし
十三 然ども爾曹が此事に遭は證と爲なり
十四 故に爾曹まづ何を對んと思慮まじき事を心に定よ
十五 蓋すべて爾曹に仇する者の辨駁ま

た敵對ことを爲ざるべき口と智とを我なんぢらに賜へん 十六 又なんぢら父母兄弟親戚朋友等より解され且なんぢらの中ある者は殺さるべし 十七 爾曹わが名の爲に人々に憾れん 十八 然ども爾曹の首髪一縷も喪はじ 十九 なんぢら忍耐て其生命を全うせよ 二十 なんぢら軍勢にエルサレムの圍るゝを見なば其亡ちかきに在と知れ 二一 その時ユダヤに在者は山に逃よエルサレムに在者は出よ郷下に在者はエルサレムに入なかれ 二二 これ刑罰の日にして錄されたる事のみな應らるゝ日なり 二三 其日には孕たる者と哺乳兒ある者は禍なる哉これ地に大なる災ありて怒この民に及べければ也 二四 人々刀刃に斃され且とらはれて諸國に曳されエルサレムは異邦人の時滿るまでは異邦人に蹂躙さるべし 二五 また日月星に異象あるべし地にては諸國の人哀み海と波との湍濤に因て顛沛 二六 人々危懼つゝ世界に來んとする事を俟悩むべし是天の勢ひ震動すべければ也

二七 その時人々ハ人の子の權威と大なる榮光を以て雲に乘來るを
見るべし 二八 此等の事の成初ん時にハ起て爾曹の首を翹よ蓋なん
ぢらの贖ちかづけバ也 二九 イエス譬を彼等を語けるハ無花果と凡
の樹を見よ 三十 既に萌ば爾曹これを見て自ら夏ハはや近と知る 三一 此
の如く爾曹も此等の事成を見ば神國の近を知れ 三二 誠に我なんぢら
に告ん此事みな成までハ此世ハ逝ざるべし 三三 天地ハ廢るべし然
ども我言ハ廢る可らず 三四 爾曹みづから慎よ恐くハ飲食に耽り
世事に累れ爾曹の心昏迷なりて慮よらざる時に此日なんぢらに
臨ん 三五 これ機檻の如く遍く地の上に居者に臨むべし 三六 是故に爾
曹儆醒て此臨んとする凡の事を避また人の子の前に立得やうに
常に祈れ 三七 イエス晝ハ殿にて教へ夜ハ出て橄欖と云る山に宿ぬ
三八 民みな彼に聽んとて朝はやく殿に來れり

第二十二章

逾越と云る除酵節ちかづけり 二 祭司の長學者たち如

何してかイエスを殺さんと窺ふ但民を畏たり 三 偖サタン十二の
中のイスカリオテと稱るユダに入ぬ 四 かれ祭司の長だちと殿司
等に往如何してかイエスを付さんと語けれバ 五 彼等喜びて銀子
を予んと約す 六 ユダ諾ひて人々の居ざる時にイエスを付さんと
機を窺へり○ 七 さて除酵節なる逾越の羔を殺べき日になりけ
れバ 八 イエスペテロとヨハネを遣さんとて曰けるハ往て我儕が
食せん爲に逾越を備よ 九 かれら答けるハ何處に之を備んと爲か
十 イエス曰けるハ城下に入バ水を盛たる瓶を挈る人なんぢらに
遇べし其入ところの家に隨ひ往て 十一 家の主に師なんぢに云われ
弟子と共に逾越を食すべき客房ハ何處に在やと曰へ 十二 然すれバ彼
そなへたる大なる樓房を示すべし其處に備よ 十三 彼等ゆきてイエ
スの曰給ひたる如く遇しかバ逾越の備を爲り 十四 時至ければイエ
ス食に就ぬ又使徒も共に就たり 十五 イエス彼等に曰けるハ我苦難

を受る先に爾曹と共に此逾越を食することを大に願へり 十六 われ爾
曹に告ん之を神の國に成までは復これを食せじ 十七 イエス杯をと
り謝して曰けるは之を取て互に分よ 十八 我なんぢらに告ん神の國
の來るまでは葡萄より造しものを飲じ 十九 またパンをとり謝して
擘かれらに予て曰けるは此は爾曹の爲に予るわが身體なり我を
記ん爲に此を行 二十 また食してのち杯をとり曰けるは此杯は爾曹
の爲に流す我血にして立る所の新約なり 二一 夫われを賣す者の手
は我と共に案にあり 二二 人の子は果て定られたる如く逝ん然ども
人の子を賣す人は禍なる哉 二三 かれら此事を爲せん者は誰なる乎と
互に問ぬ 二四 また彼等の中にて長たる者は誰なるりと互の爭あり
き 二五 イエス彼等に曰けるは異邦人の王は其民を支配す又その上
に權を秉者は恩を施す者と稱らる 二六 然ども爾曹は如是すべからず
ず爾曹のうち大なる者は幼の如く首たる者は役る者の如なるべ

し二七食に就る者と事る者と孰か大なる食に就る者ならずや然ど
も我は爾曹の中に事る者の如し二八なんぢ患難に於て我と偕に居し
者は爾曹なり二九我父の我に任ぜし如く我も爾曹に國を任ずべし
三十なを爾曹わが國に於て我案に食飲し且位に坐してイスラエル
の十二の支派を鞫んが爲なり三一主又曰けるはシモンよシモンよ
サタン爾曹を索めて麥の如く篩んとす三二然ども爾の信仰絶ざる
やう爾が爲に祈れり爾歸ん時かれ兄弟を堅せよ三三シモン曰ける
は主よ我獄にまでも死にまでも爾と共に往んと心を定たり三四イ
エス曰けるはペテロ我なんぢに告ん今日鷄なかざる前に爾三次
われを識ずと言ん〇三五又かれらに曰けるは我財布旅袋履をも帶
せで爾曹を遣しゝとき事は缺たることありしや答けるは無りき三六
イエス彼等に曰けるは今は財布ある者は之をとれ旅袋ある者も
亦然り此等を有ぬ者は衣服を賣て刃を買べし三七我なんぢらに告

ん彼は罪人の中に算られて有しと錄されたる此言は我に於て應けらるべし蓋われを指たる事は必ず成らる可ればなり
三八 かれら曰けるは主見よ此に二の刃ありイエス彼等に曰けるは足り
三九 イエス出て例の如く橄欖の山に往けるに其弟子も從へり
四十 其處に至て彼等に曰けるは誘惑に入ざるやう祈れ
四一 イエス彼等を離て石の投らるゝほど隔り曲膝いのり曰けるは
四二 父よ若し聖旨に肯ば此杯を我より離ち給へ然ども我意に非たゞ聖旨のまゝに成たまへ
四三 使者天より彼に現きて健壯を添ぬ
四四 イエス痛く哀み切に祈れり其汗は血の滴りの如く地に下たり
四五 祈禱より起て弟子に來り彼等が憂て寢るを見
四六 曰けるは何ぞ寢るや起て誘惑に入ざるやう祈れ
四七 如此いへるとき許多の人々きたる又十二の一人なるユダと云る者其先ちてイエスに接吻せんと近よれり
四八 イエス曰けるはユダ爾は接吻をもて人の子を賣す乎
四九 その側に居たる

者等事の及んとするを見て曰けるハ主よ我儕刄をもて撃べき乎
五十 其中の一人祭司の長の僕を撃て其右の耳を削落せり
五一 イエス答て之を釋せと曰ろの耳に捫て醫したり
五二 イエス此に來し祭司の長殿司および長老等に曰けるハ爾曹刀と棒とを持來り强盜に當が如する乎
五三 わを日々に爾曹と偕に殿お在し時ハ我に手を措ゐと無りき然るに今は爾曹の時かつ黑暗の勢ゐり
五四 彼等イエスを執へ曳て祭司の長の家に携往りペテロ遙に從ひぬ
五五 人々中庭のうちに火を燒て同に坐しけきバペテロも其中に坐したり
五六 或婢ろきバ火の傍お坐せるを見ゐきを熟視て曰けるは此人も彼と偕に在し
五七 ペテロ承ずして女よ我ゐきを識ずと云り
五八 頃刻して他の人も亦見て曰けるハ爾も彼等の一人ゐりペテロ曰けるハ人よ我ハ然ず
五九 約ろ一時ほど過て復ほかの人力言けるハ誠お此人も彼と偕に在し是ガリラヤの人ゐきバ也
六十 ペテロ曰けるハ人よ

我なんぢの言ところを識ずと言も果ず忽ち鷄鳴ぬ　六一主身を回し
てペテロを見たまへり今日鷄なく前に三次われを識ずと言んと
主の曰たまひし言をペテロ憶起し　六二外へ出て痛く哭り○　六三イエ
スを護る者ども嘲弄して彼を撲ち　六四その目を掩ひ問て曰けるは
爾を撲者は誰なるか預言せよ　六五また多端の事を言て之を詬り
六六平旦に民の長老祭司の長學者ども集りてイエスを集議所に曳
往て　六七曰けるは爾もしキリストならば我儕に告よイエス曰ける
は假令われ爾曹に言とも信ぜざるべし　六八又たとひ我なんぢらに
詰とも答ざるべし　六九今より後人の子は大權ある神の右に坐せん
七十皆いひけるは然ば爾は神の子なるかイエス曰けるは爾曹が言
る如く我は是なり　七一彼等いひけるは猶證據を須んや我儕みづか
ら其口より聞り

第二十三章

衆人みな起てイエスをピラトに携ゆき　二之を訟いひ

けるハ我儕この人が民を惑し税をカイザルに納ることを禁み自
ら王なるキリストと稱るを見たり 三 ピラトイエスに問て曰ける
ハ爾ハユダヤ人の王なるかと答けるハ爾が言る如し 四 ピラト祭司
の長等と衆人々に曰けるハ我この人に於て罪あるを見ず 五 彼等ます
く極力いひけるハ彼ハガリラヤより始て遍くユダヤを敎へ
此處迄來て民を亂せり 六 ピラトガリラヤと聞て此人ハガリラヤ
人なる乎を問 七 其ヘロデの所管なるを知て之をヘロデに遣る此
時ヘロデもエルサレムに在しが 八 イエスを見て甚だ喜べり蓋各
樣なる彼が風聲を聞て久く之を見んことを欲ひ且その奇異なる
事を見んと望ゐたれバ也 九 是故に多言を以て問けれどもイエス
何をも答ざりき 十 祭司の長學者たち側に立て切に彼を訟ぬ 十一 ヘ
ロデその士卒と共に彼を藐視嘲弄して華服を衣せ復ピラトに
遣れり 十二 ピラトとヘロデ先にハ仇たりしが當日たがひに親を爲

り○十三ピラト祭司の長有司および民等を呼あつめて十四曰けるは
爾曹この人を我に携來りて民を亂したる者なりと爲せり我なん
ぢらが訟る所を以て爾曹の前に鞫ども其罪あるを見ず十五ヘロデ
も亦然り爾曹をヘロデに遣せど彼もイエスが行事の死罪に當を
見ざりき十六故にこれを笞ちて之を釋さん十七蓋この節期に必ず一人
を釋こと有ばなり十八彼等みな一齊よばゝりて此人を除きバラバ
を我儕に釋せと曰十九彼は城下に一揆を起し人を殺して獄に入し
者なり二十故にピラトはイエスを釋さんと欲ひ復かれらに曰しか
ど二十一かれら呼りて之を十字架に釘よ十字架に釘よと曰二十二ピラト
三次いひけるは彼は何の惡事を行しや我いまだ彼の死罪あるを
見ざれば笞ちて釋さん二十三彼等厲く聲をたてゝ彼を十字架に釘ん
と言募り遂に彼等と祭司の長の聲勝たり二十四ピラトろの求の如
く擬て二十五彼等が求る一揆を起し人を殺して獄に入たる者を釋し

其意に任せてイエスを付せり 二六 彼等イエスを曳往とき田間より
出來るクレネのシモンと云る者を執へ其に十字架を負せてイ
エスに從はせたり 二七 衆の民および婦等も從ふ婦等は彼を哭哀め
り 二八 イエス彼等を顧ひけるはエルサレムの女子よ我爲に哭な
かれ惟おのれと己が子の爲に哭け 二九 產ざる者いまだ孕ざるの胎い
まだ哺せざるの乳は福なりと曰ん日きたらん 三十 當時人々山に對
て我儕の上に壓よ陵に對て我儕を掩へと曰ん 三一 もし靑木にさへ
如此なさば枯木は如何せられん○ 三二 また他に二人の罪人をイエ
スと偕に死罪に處はんとて曳往り 三三 彼等クラニオンと云る所に
至りて此にイエス及び罪人を十字架に釘ぬ一人をイエスの右一
人を左に置 三四 イエス曰けるは父よ彼等を赦し給へ其爲ところを
知ざるが故なり彼等鬮をしてイエスの衣服を分つ 三五 人々立てイ
エスを見たり有司も亦嘲哂て曰けるは彼は他人を救へり若キ

リスト神の選たる者ならば自己を救べし
三六 兵卒も亦かれを嘲弄し來り酢を予て
三七 爾もしユダヤ人の王ならば自己を救へと曰り
三八 又ギリシヤ ロマ ヘブルの文字にて此はユダヤ人の王なりと書る罪標を其上に建たり○
三九 懸られたる罪人の一人イエスを譏て曰けるは爾もしキリストならば己と我儕を救へ
四十 他の一人こたへて彼を責め曰けるは爾おなじく罪を受るながら神を畏ざる乎
四一 我儕は當然なり行ることの報を受なれど此人は何も不是事は行ざりし也
四二 斯てイエスに曰けるは爾その國に來ん時我を憶たまへ
三四 イエス答けるは誠に我なんぢに告ん今日なんぢは我と偕に樂園に在べし○
四四 時約そ十二時ごろより三時に至まで遍く地のうへ黒暗と爲れり
四五 日光くらみ殿の内の幔眞中より裂たり
四六 イエス大聲に呼り曰けるは父よ我靈を爾の手に託く此如いひて氣絕たゆ
四七 百夫の長その成し事を見て神を崇め曰けるは誠に此人は義

人なりき 四八 之を觀んとて聚る衆人みな此ありし事等を見て胸
を拊て返れり 四九 イエスの相識の人々およびガリラヤより隨ひし
婦ども遠く立て此等の事を見たり○ 五十 議員なるヨセフと云る善
かつ義なる人あり 五一 彼等の評議と行爲を肯はざりき是はユダヤ
のアリマタヤの邑の人にて神の國を慕る者なり 五二 此人ピラトに
往イエスの屍を乞て 五三 之を取下し布にて裹いまだ人を葬し事な
き石の鑿たる墓に置り 五四 此日は備節日なり且安息日近きぬ 五五 ガ
リラヤよりイエスと偕に來りし婦たち後に隨ひて其墓と屍の置
れたる狀を見たり 五六 彼等かへりて香物と香膏を備へ置て誡に從
ひ安息日を休めり

第二十四章

七日の首日の昧爽に此婦たち備置たる香物を携て墓
に來しに他の婦等も偕に來きり 二 彼等石の墓より轉たりしを見
て 三 入けるに主イエスの屍を見ず 四 之が爲に躊躇をりしに輝る

衣服を着たる二人ろの旁に立り 五 をそら懼て面を地に伏けきむ
其人いひけるれ爾曹何ぞ死たる者の中ふ生たる者を尋るや 六 彼
れ此ふ在ず甦りたり彼がリラヤふ居しとき爾曹ふ語て人の子れ
必ず罪有人の手ふ付されて十字架に釘らきと第三日ふ甦る可と云た
りしを憶起よ 八 彼等ろの言を憶いで 九 墓より歸て此等の事をみ
ゐ十一の弟子と他れ弟子等ふ告 十 此等の事を使徒に告たる者れ
マグダラのマリアヨハンナヤコブの母なるマリアまた他に偕ふ
在し婦等ゐり 十一 使徒ろの語きるを虚誕と意ひて信ぜず 十二 ペテロ
起て趨り墓に往りゝまりて枲布のりたよせ在を見て其遇とゐろ
の事を奇そつゝ歸きり○ 十三 當日二人の弟子エルサレムより三里
ぺりり隔りたるエマヲと云る村ふ往けるに 十四 互ふ此等の所遇ど
もを語ゐへり 十五 語り論ずる時にイエス自ら近づきて偕に往り 十六
然ど彼等の目迷されて知ことを得ざりき 十七 イエス曰けるは爾曹

行つゝ互に哀ミ談論ことは何ぞ乎 十八 その一人のクレオパと云る
者答けるは爾はエルサレムの旅人にして獨このごろ有し事を知
ざる乎 十九 答けるは何事ぞや之に曰けるはナザレのイエスの事な
り此人は神と萬民の前に於て行と言に大なる能ある預言者なり
しが 二十 祭司の長と有司等これを死罪に解して十字架に釘たり 二一
我儕イスラエルを贖はん者は此人なりと望たりし又それ而已な
らず此等の事の成しより今日は第三日なるに 二二 我儕の中なる或
婦たち我儕を驚駭せり彼等朝はやく墓に往 二三 その屍を見ずして
來り天使あらはれて彼は甦れりと云るを見たりと告 二四 また我儕
と偕に在し者も墓に往たるに婦の言る如にて且それを見ざりき
二五 イエス曰けるは預言者の凡て言たる事を信ずる心の遲き愚な
る者よ 二六 キリストは此等の難を受て其榮光に入べきに非や 二七 故
にモーセより凡の預言者を始すべての聖書に於て己に就ての事

れ解明されたり 二八 彼等ゆく所の村に近けるに彼行過んと爲る狀を爲む 二九 彼等勸め曰けるは日昃きて暮に及ぬ我儕と偕に止まれ彼入て止る 三十 共に食に就る時パンをとり謝して擘彼等に予ければ 三一 二人の者の目瞭かに爲て彼を識り又忽ち其目に見ず爲り 三二 彼等たがひに曰けるは途間にて我儕と語かつ聖書を解開ける時我らが心熱しに非ずや 三三 此時かれら起てエルサレムに歸り十一の弟子および同ある人の集り居に遇 三四 ろの人等の曰けるは主實に甦りシモンに現れたり 三五 二人の者も途間にて所遇とパンを擘たまへるに因て識たる事を語れり 三六 此事を語る時イエス自ら其中に立て曰けるは爾曹安かれ 三七 かれら駭き懼きて見ところの者を靈ならんと意り 三八 イエス曰けるは爾曹何ぞ駭くや何ぞ心に疑ひ起るや 三九 我手わが足を見て我なるを知われを摸て視よ靈は我が在を爾曹が見ごとく肉と骨は有ざる也 四十 此如いひて其手足を

示せしに四一彼等喜べども猶信ぜず異める時にイエス此に食物あ
る乎と曰ければ四二炙たる魚と蜜房を予ふ四三之を取て其前に食せ
り四四また彼等に曰けるはモーセの例預言者の書また詩の篇に錄
されたる我事につく凡の言の必らず應べきは我もと爾曹と偕に
在しとき語れる所なり四五是に於て聖書を悟せんとて其聰を啓き
四六曰けるは已に斯錄されたり如此キリストは苦難をうけ第三日
に死より甦るべし四七又その名に託て悔改と赦罪はエルサレムよ
り始まり萬國の民に宣傳らるべし四八爾曹は此等の事の證人なり四九
我わが父の誓のものを爾曹に遣らん爾曹上より權を授らるゝ迄
はエルサレムに留るべし五十イエス彼等を導きベタニヤに至り手を擧
て彼等を祝す五一祝する時かれらを離れ天に擧られたり五二彼等か
れを拜して甚く喜びエルサレムに歸り五三恒に殿に入て神を頌美
また祝謝せりアーメン

新約全書路加傳福音書終

新約全書約翰傳福音書

第一章 太初に道あり道は神と偕にあり道は即ち神なり 二 この道
は太初に神と偕に在き 三 萬物これに由て造らる造れたる者に一
として之に由らで造れしは無し 四 之に生あり此生は人の光なり 五
光は暗に照り暗は之を曉らざりき ○ 六 偖こゝに神の遣し給へる
ヨハネと云る者あり 七 その來りしは證の爲なり即ち光に就て證
を作すべての人をして己に因て信ぜしめんが爲なり 八 彼は光に
非ず光に就て證を作ん爲に來れり 九 夫すべての人を照す眞の光
は世に來れり 十 かれ世にあり世は彼に造れたるに世これを識ず
十一 かれ己の國に來しに其民これを接ざりき 十二 彼を接その名を信
ぜし者には權を賜ひて此を神の子と爲り 十三 斯る人は血脈に由に
非ず情慾に由に非ず人の意に由に非ず唯神に由て生れし也 十四 そ
れ道肉體と成て我儕の間に寄れり我儕その榮を見に實に父の生

たまへる獨子の榮にして恩寵と眞理にて充り○十五 ヨハネ之が證
を作て呼いひけるハ我さきに我に後れ來らん者ハ我より優れる
者あり蓋我より先に在し者なれバ也と言しハ此人なり 十六 我儕ミ
な彼に充滿たる其中より受て恩寵に恩寵を加らる 十七 律法はモー
セに由て傳り恩寵と眞理ハイエスキリストに由て來れり 十八 未だ
神を見し人あらず惟うミ給へる獨子すなはち父の懷に在者のみ
之を彰せり○十九 ユダヤ人祭司とレビの人をエルサレムよりヨハ
ネの所に遣し爾は誰ぞと問しめけるとき證せるあと左の如し 二十
あき諱す所なく言顯して我はキリストに非ずと明かに曰り 二一 ま
た問けるは然バ爾ハ誰ぞエリヤなるか否と答ふ又あんぢは彼の
預言者なる乎と問しに然らずと答たり 二二 是に於て彼等また問け
るハ爾は誰なるか我儕を遣しゝ者に我儕が答を爲得るやう我儕
に告よ爾みづから如何に謂や 二三 ヨハネ曰けるハ我ハ即ち主の道

を直せよと野に呼る人の聲なり預言者イザヤの言るが如し 二四 そ
の遣されたる人々はパリサイの人なりき 二五 彼等またヨハネに問
て曰けるは然ば爾はキリストに非ずエリヤに非ず彼の預言者に
も非ずして何ぞバプテスマを施すや 二六 ヨハネ答いひけるは我は
水を以てバプテスマを授く然ど爾曹が知ざる所のもの一人なん
なぢらの中に立り 二七 我に後れ來りて我に優れる者とは是なり我は
其履の紐を解にも足ざる者なり 二八 此事はヨハネのバプテスマを
施しゝヨルダンの外なるベタニヤにて有し也○ 二九 明日ヨハネイ
エスの己に來るを見て曰けるは世の罪を任ふ神の羔を觀よ 三十 我
に後れ來らん者は我より優れる者なり蓋我より以前に在し者な
れば也と我言しは此人なり 三一 われを素より此人を識ず然ど我來て
水にてバプテスマを施すは彼をイスラエルの民に顯さんが爲な
り 三二 ヨハネまた證して曰けるはわれ靈の鴿の如く天より降りて

其上に止れるを見たり 三三 我は彼を識ざれど我を遣し水にてバプテスマを施さしめし者われに曰けるは爾靈くだりて其上に止るを見ん彼は聖靈を以てバプテスマをなす者なり 三四 我これを見て其神の子たるを證せり 三五 明日またヨハネ二人の弟子と偕に立 三六 イエスの行を見て神の羔を觀よと曰 三七 如此いへるを弟子聞てイエスに從ひ往り 三八 イエス彼等の從へるを回顧て爾曹なにを求るやと彼等に問こたへてラビ何處に住るやと曰ラビを譯ば師と云の義なり 三九 イエス彼等に來り觀よと曰たまひければ遂に往て其住り給ふ處を見て是日ともに住れり時は晝の四時ごろなりき 四十 ヨハネの曰し言を聞てイエスに從へる二人の者の其一人はシモンペテロの兄弟アンデレなり 四一 かれ先ろの兄弟シモンに遇て曰けるは我儕メツシヤに遇りメツシヤを譯ばキリストなり 四二 即ち彼をイエスに携往しにイエス觀て之に曰けるは爾はヨナの子シ

モンなり爾はケパと稱らるべしケパを譯ばペテロ也○ 四三 明日イエスガリラヤに往んとしてピリポにあひ我に從へと曰り 四四 ピリポはアンデレとペテロの住るベツサイダと云る邑の人なり 四五 ピリポナタナエルに遇て曰けるは我儕律法の中にモーセが載たるところ預言者等の記しゝ所の者に遇り即ちヨセフの子ナザレのイエスなり 四六 ナタナエル曰けるはナザレより何の善者いでんやピリポ彼に曰けるは來て觀よ 四七 イエスナタナエルの己が所に來るを見これを指て曰けるは視よ眞のイスラエル人にしてその心詭譎なき者ぞ 四八 ナタナエルイエスに曰けるは如何にして我を知たまふ乎イエス之に答て曰けるはピリポが爾を召ざる先に無花果樹の下に爾の居るを見たり 四九 ナタナエル答て曰けるはラビ爾は神の子なり爾はイスラエルの王なり 五十 イエス答て曰けるは爾が無花果樹の下に居るを我見しと言るに因て爾信ずるか此よ

りも大なる事を爾みるべし
五一 又いひけるハ我まことに實に爾曹
に告ん天ひらけて神の使等人の子の上に陟降するを見ん

第二章

第三日にガリラヤのカナにて婚筵ありしがイエスの母も
此に居り
二 イエスと其弟子も婚筵に請る
三 葡萄酒罄ければ母イ
エスに曰けるハ彼等に葡萄酒なし
四 イエス彼に曰けるハ婦よ爾
と我と何の與あらんや我時ハ未だ至ず
五 その母僕等に向て彼の
爾曹に命ずる所の事を行よと曰おけり
六 ユダヤ人の潔の例に從
ひて四五斗盛の石甕六かしこに備有しが
七 イエス僕等に水を甕
に滿せよと曰ければ彼等口まで滿せたり
八 又これを今挹取て持
ゆき筵を司る者に與せよと曰ければ彼等わたせり
九 筵を司る者酒
に變し水を嘗て其何處より來しを知ず然ど水を挹し僕ハ知り
十
筵を司る者新郎を呼て彼に曰へるハ凡そ人ハまづ旨酒を進し酒
酣なるに及て麁酒を進に爾ハ旨酒を今まで留おけり
十一 此事をイ

エスがガリラヤのカナにて行る休徴は始にして其榮を顯せり
弟子かれを信ず○十二此後イエスその母兄弟および弟子等カペナ
ウンに下り其處に居こと久からずして十三ユダヤ人の逾越節ちか
づきければイエスエルサレムに上り十四殿にて牛羊鴿を賣者と兌
銀する者の坐せるとと見十五繩ともて鞭とつくり彼等および羊牛
と殿より逐出し兌銀する者の金を散し其案を倒し十六鴿を賣者に
曰けるは此物を取て往わが父の室を貿易の家とする勿れ十七弟子
等なんぢの室の爲に熱心われを蝕んと錄されたるを憶起せり十八
此にユダヤ人こたへてイエスに曰けるは爾これらの事を爲から
には我儕に何の休徴を示るや十九イエス答て爾曹この殿を毀て我
三日にて之を建んと曰ければ二十ユダヤ人いひけるは此殿を建る
には四十六年を經しに爾三日にて之を建るか二十一イエスの如此い
へるは其身の殿を指るなり二十二死より甦り給へる後弟子たちイエ

スの此事を語しを憶起し聖書と彼の曰し言を信ぜり 二三 偕イエス
逾越節にヱルサレムに在しに多の人これの行し休徵を見て其名
を信ぜり 二四 イエス自己を彼等に托ず蓋すべての人を知り 二五 また人
の心の中を知が故に人について證を立る者を求ざれば也

第三章

ユダヤ人の宰にてパリサイのニコデモと云る人あり 二 こ
れ夜イエスに來て曰けるはラビ我儕なんぢは神より來し師なり
と知るは神もし人と偕ならずば爾の行るこの休徵は人これを行
こと能ざれば也 三 イエス答て曰けるは誠に實に爾に告ん人もし
新に生ずば神の國を見こと能はじ 四 ニコデモ彼に曰けるは人は
や老ぬれば如何で復生るゝ事を得んや再び母の腹に入て生る可
んや 五 イエス答けるは誠に實に爾に告ん人は水と靈とに由て生
ざれば神の國に入こと能ざる也 六 肉に由て生るゝ者は肉なり靈
に由て生るゝ者は靈なり 七 我なんぢに新に生るべき事を言しを

奇と為なかれ 八 風は己の任に吹なんぢ其聲を聞ども何處より來
り何處へ往を知ず凡て靈に由て生るゝ者も此の如し 九 ニコデモ
答て如何で此事あらん乎と曰 十 イエス答て曰けるは爾はイスラ
エルの師なるに猶この事を知ざる乎 十一 誠に實に爾に告ん我儕知
し事をいひ見し事を證するに爾は我儕の證を受ず 十二 若われ地の
事を言に爾信ぜず況て天の事を言んには何で信ずることを為
ん乎 十三 天より降り天にをる人の子の外に天に升し者なし 十四 モー
セ野に蛇を擧し如く人の子も擧らるべし 十五 凡て之を信ずる者に
亡ること無して永生を受しめんが為なり 十六 それ神はその生た
まへる獨子を賜ほどに世の人を愛し給へり此は凡て彼を信ずる
者に亡ること無して永生を受しめんが為なり 十七 神の其子を世
に遣し給へるは世の罪を定んとに非ず彼に由て世を救んが為な
り 十八 彼を信ずる者は罪に定られず信ぜざる者は既に其罪さだま

きり蓋ハ神の生たまへる獨子れ名を信ぜざるに因る　十九 罪の定る所
以ハ光世ふ臨しふ人ろれ行れ惡ふ因て光を愛せず反て暗を愛す
れば也　二十 凡て惡をなす者ハ光を惡み其行を責らきざらんが爲に
光ふ就らず　二一 眞理を行ふ者は其行の顯れんが爲ふ光に就る蓋神
に遵て行へバ也○　二二 此後イエス弟子とユダヤの地に至り偕に彼
處に留りてバプテスマを施す　二三 ヨハ子も亦サリムに近きアイノム
に在てバプテスマを施す彼處ハ水おほきが故ありて人々來りてバ
プテスマを受たり　二四 此時ヨハ子は未だ獄に入らきざりき　二五 ヨハ
子の弟子とユダヤ人と潔事に就て爭辨ありけるが　二六 彼等ヨハ子
に來りて曰けるハラビ爾と偕にヨルダンの外に在て爾が證
せし者バプテスマを施すに皆ろれに來れり　二七 ヨハ子答て曰ける
は人ハ天より賜ふに非ざればハ受るよと能ざる也　二八 我はキリスト
に非ず惟ろの先に遣されし者なりと言し事を證そる者ハ爾曹る

り　二九 新婦をもてる者は新郎なり新郎の友たちて其聲を聞ば之に
縁て喜び多し我いま此喜び滿ることを得たり　三十 彼は必ず盛んに
なり我は必ず衰ふべし　三一 天上より來る者は萬物の上にあり地よ
り出る者は地に屬その言ところも地の事なり天より來る者は萬
物の上に在り　三二 彼は自ら其見しところ聞し所の事を證と爲に其證
を受る者なし　三三 その證を受し者は印をもて神の眞なる事を證す
三四 神の遣しゝ者は神の言を語る蓋神なれば靈を賜ひて限量なけ
ればなり　三五 父は子を愛して萬物を其手に授たり　三六 子を信ずる者は
窮なき生命をえ子に從はざる者は生命を見ることを得じ且神の怒
その上に留らん

第四章

主おのれの弟子を取ること又バプテスマを施せることヨ
ハネよりも多しとパリサイ人の聞しを知る　二 然ど其實はイエス
自らバプテスマを施せるに非ず弟子これを行るなり　三 其時ユダ

ヤを去て復ガリラヤに往 四 サマリアを經ずして行ことを能ず 五 遂
にサマリアのスカルと云る邑に至れり此邑はヤコブその子ヨセ
フに予し地に近し 六 此にヤコブの井ありイエス行途の倦疲にて
其井の傍に坐せり時は晝の十二時ごろなりき 七 一人のサマリア
の婦水を汲んとて來りければイエスその婦に向て我に飲せよと
曰ふ 八 蓋弟子たち食物を買んために邑へ往て在ざりし故なり 九 サ
マリアの婦いひけるは爾はユダヤ人にして何ぞサマリアの婦な
る我に飲ことを求るや此はユダヤ人とサマリア人とは交際をせ
ざればなり 十 イエス答て曰けるは爾もし神の賜と我に飲せよと
いふ者の誰なるを知ば爾かれに求めん然ば活水を爾に予ふべし
十一 婦イエスに曰けるは主よ汲器なく井も亦深し爾何處より汲て
其活水を有るか 十二 この井は我儕の先祖ヤコブの予し所なり彼も
其子も亦畜までも皆これを飲たり爾は彼よりも勝し者なるらん

乎
十三 イエス答て曰けるは凡て此水を飲者はまた渇ん
十四 然ど我あたふる水を飲者は永遠かわく事なし且わが予ふる水は其中にて泉となり湧出て永生に至るべし
十五 婦いひけるは主よ我が渇ことなく亦この處に水を汲に來らぬ爲その水を我に予へよ
十六 イエス曰けるは爾ゆきて夫を呼來れ
十七 婦こたへて曰けるは我に夫なし
イエス曰けるは夫なしと言るは理なり
十八 蓋なんぢ曩に五人の夫ありて今ある者は爾の夫に非ず爾の言しは眞なり
十九 婦いひけるは主よ我なんぢを預言者と知り
二十 我儕の列祖は此山にて拜しゝに爾曹は拜すべき所はエルサレムなりと曰ふ
二一 イエス曰けるは婦よ我を信ぜよ唯に此山のみに非ず亦エルサレム而已にも非ずして爾曹父を拜すべき時きたらん
二二 爾曹の拜する者を爾曹は知ず我儕は拜する者を我儕は知るは救はユダヤ人より出るが故なり
二三 眞の拜する者靈と眞を以て父を拜する時きたらん今その時な

なれり夫父は是の如く拜する者を要め給ふ 二四 神は靈なれば拜す
る者もまた靈と眞をもて之を拜すべき也 二五 婦いひけるはキリス
トと稱るメッシヤの來らん事を知かれ來らん時凡の事を我儕に
告ん 二六 イエス曰けるは爾と語る所の我は其なり 二七 時に弟子きた
りて彼の婦と語れるを奇みけれど其何を求るや又なに故かれと
語れるそ問る者も無りき 二八 婦その水瓶を遺して邑にゆき人々に
曰けるは 二九 我すべて行し事を我に告し人を來りて觀よ此はキリ
ストならず乎 三十 是に於て人々邑を出てイエスの所に來る 三一 その
間に弟子かれに請てラビ食し給へと曰ければ 三二 イエス彼等に曰
けるは我に爾曹は知ざる食物あり 三三 弟子たがひに曰けるは食物
を彼に饋し者は誰なる乎 三四 イエス彼等に曰けるは我を遣しゝ者
の旨に隨ひ其工を成畢るは是わが糧なり 三五 なんぢら穫時になるに
は猶四ヶ月ありと云ずや我なんぢらに告ん目を擧て觀よはや田

は熟て穫時になれり 三六 穫者は其工錢を受て永生に至るべき實を積む斯て播者と穫者と同に喜ばん 三七 彼は播て是は穫と云るは之に就て眞なり 三八 我なんぢらに勞せざりし所を穫せんとして爾曹を遣せり他の人々勞せしによりて爾曹は其勞したる果を受たり
三九 その婦己が行し凡の事を彼われに告たりと證せし言に因て其邑のサマリア人おほくイエスを信ぜり 四十 是に於てサマリアの人イエスの所に來りて偕に留り給はん事を求しかばイエス此に二日留まり 四一 彼の言に因て信ぜし者前よりも多かりき 四二 かれら婦に曰けるは今なんぢの言し事に因て信ずるに非ず我儕みづから聞て此は誠に世の救主と知たればなり○ 四三 二日すぎてイエス此を去ガリラヤに往り 四四 蓋かれ自ら預言者は本土にて尊ばるゝ事なしと言しに因る 四五 ガリラヤに至りし時ガリラヤの人々彼を接たり蓋さきに節筵の時イエスはエルサレムにて行ひし凡の事を彼等も

その節筵に往て之を見たれば也 四六 イエス復ガリラヤのカナに至
る此は曩に水を酒に爲し處なり時に王の大臣その子病に係てカ
ペナウンに在ければ 四七 イエスのユダヤよりガリラヤに來れる事
をきゝ卽ちイエスの所に往てカペナウンに下り其子を醫し給は
んことを請りそは瀕死なりければ也 四八 イエス彼に曰けるは爾曹
休徴と異能を見ずば信ぜじ 四九 彼曰けるは主よ我子の死ざる先に
下り給へ 五十 イエス曰けるは往なんぢの子は生るなり其人イエス
の曰し言を信じて去ぬ 五一 下る時その僕等それに遇て告けるは爾
の子は生るなり 五二 彼その愈はじめし時を彼等に問ければ答て昨
日の晝の一時に熱さめたりと曰 五三 父はイエスの爾が子は生る也
と言たまひし時と其時の同きことを知て己と其全家ことごとく
皆信ぜり 五四 この第二の奇跡はイエスユダヤよりガリラヤに至て
行るなり

第五章

厥後ユダヤ人の節筵ありければイエスエルサレムに上れり 二 エルサレムの羊門の邊にヘブルの方言にてベテスダといふ池あり此池に五の廊あり 三 その中に病者瞽者跛者また痿たる者など多く臥ゐて水の動を待り 四 そは天の使時々池に下て水を動すことあり水の動るのち先ちて池に入し者は何の病によらず愈たり 五 三十八年病たる者一人かしこに在 六 イエス彼が臥をるを見て其病の久を知てこれに曰けるは愈んことを欲ふや 七 病る者こたへけるは主よ水の動るとき我を扶て池に入る人なし我いらんとする時は他の人くだりて我より先に入る 八 イエス彼に曰けるは起よ床を取收て行め 九 その人立刻に愈すなはち床を取收て行めり此日は安息日なりき 十 ユダヤ人いゑし者に曰けるは今日は安息日なれば爾床を取收は宜からず 十一 彼等に答けるは我を愈しゝ者われに床を取收て行めと言り 十二 かれら問けるは爾に牀を取收

て行めと言し人ハ誰なるぞ乎 十三 愈し者ろの誰なるを知ざりき蓋
ろしてふ多の人をりし故イエス避たれむ也 十四 厥後イエス殿にて
其人に遇いひけるハ視よ爾すでふ愈たり復罪を犯てと勿れ恐く
ハ前ふ勝る災禍あんぢに罹ん 十五 其人ゆきてユダヤ人に己を愈し
ろ者ハイエスなりと告 十六 是に於てユダヤ人イエスを害迫て殺さ
んと謀る蓋りれど此事を行しハ安息日なりろれバ也 十七 イエス彼
等に答けるハ我父ハ今ふ至るまで働き給ふ我もまた働くなり 十八
此ふ因てユダヤ人いよいよイエスを殺さんと謀るろハ安息日を
犯そのみならず神を己が父といひ己を神と齊すれむなり 十九 是故
ふイエス彼等に答て曰けるハ誠ふ實ふ爾曹に告ん子ハ父の行ふ
事を見て行ふの外ハ何事をも行ふてと能ず蓋そべて父の行ふ事
を子も亦行へむなり 二十 父の子を愛し凡て己の行ふ所の事を彼に
示す爾曹をして奇ましめん爲ふろの事等より更ふ大なる事を彼

に示さん 二一 それ父の死し者を甦らせて生しむるが如く子も己の意に從ひて人を生しむべし 二二 それ父は誰をも鞫ず審判は凡て子に委たり 二三 是すべての人をして父を敬ふ如く子をも敬はしめんが爲なり子を敬はざる者は之を遣し父を敬はず 二四 誠に實に爾曹に告ん我言をきゝ我を遣しゝ者を信ずる者は永生を有つ審判に至らず死より生に遷れり 二五 誠に實に爾曹に告ん死し者神の子の聲を聞とき來らん今その時になれり之を聞者は生べし 二六 それ父は自ら生を有り其如く子にも賜て自ら生を有たせたり 二七 また人の子たるに因て之に審判するの權威を賜へり 二八 之を奇と爲こと勿れ墓に在る者みな其聲を聞て出るとき來んとすれば也 二九 善事を行し者は生を得に甦り惡事を行し者は罪を得に甦るべし 三十 われ何事をも自ら行ふこと能ず聞ところに遵ひて審判す我が審判は公平なり我は我が意を行ふことを求ず我を遣しゝ父の意を行

ふことを求れむなり 三一 もし我事を我みづから證せむ我證は眞な
らず 三二 別に我事を證する者あり我その我事を證する證の眞なる
を知 三三 なんぢら曩に人をヨハネに遣しゝに彼眞理の爲に證を作
り 三四 然どわれ人の證を受ず此事を言は爾曹の救れんが爲なり 三五
ヨハネは燃て光れる燈なり爾曹なのこて暫く其光を喜べり 三六 我
はヨハネより大なる證あり蓋父の我に賜て成遂しむる事すなは
ち我行ふ所の事は是父の我を遣しゝことを證すればなり 三七 且わ
れを遣しゝ父も我ことを證せり爾曹いまだ其聲を聞ず未だ其形
を見ず 三八 その道は爾曹の心に存ざりき蓋なんぢら其遣しゝ者を
信ぜざるに因て知るゝ也 三九 なんぢら聖書に永生ありと意て之
を探索るの聖書は我に付いて證する者なり 四十 爾曹わが所に生を
得んがため來るを欲ず 四一 われ人の榮を受ず 四二 われ爾曹を知なん
ぢらは其心に神を愛するの愛あらざる也 四三 我は吾父の名に籍て

來しに爾曹われを接ずもし他の人おのが名に靠て來ば爾曹これ
を接ん 四四 爾曹は互に人の榮を受て神より出る榮を求ざる者なる
に何で能信ずることを得んや 四五 爾曹を父に訴る者と我を意ふ勿
れ爾曹を訴るものの一人あり即ち爾曹が恃ところのモーセなり 四六
若モーセを信ぜば我を信ずべし蓋モーセ我事を書たればなり 四七
若モーセの書しゝ言を信ぜずば何で我言しことを信ぜんや

第六章

此後イエスガリラヤの湖すなはちテベリアの湖の前岸へ
濟しに 二 許多の人々これに隨ふ蓋これが病し者に行し休徵を見
しが故なり 三 イエス山に上り弟子と偕に其處に坐せり 四 時ユダ
ヤ人の踰越の節に邇し 五 イエス目を擧て多の人の來れるを見て
ピリポに曰けるは何處よりパンを市て彼等に食しむ可ん 六 自ら
其爲んとする事を知ど彼を試んが爲に如此いへる也 七 ピリポ答
けるは銀二百のパンも人ごとに少づゝ予てなほ足ざるべし 八 弟

子の一人即ちシモンペテロの兄弟アンデレイエスに曰けるは 九
此に一人の童子あり大麦のパン五と小き魚二を有り然ど斯の許
多の人に如何すべきぞ 十 イエス曰けるは人々を坐せよ其處に多
の草あり約そ五千人ほど坐ぬ 十一 イエスパンを取り祝謝て弟子に
予へ弟子はこれを坐し人に予ふ又此の如にして小き魚をも人々の
欲に隨ひて彼等に與たり 十二 みな飽たる後イエス弟子に曰けるは
少も廢ざるやうに其餘の屑を拾集めよ 十三 彼等が食せし彼五の
大麦のパンの餘遺の屑を拾集けしに十二の筐に盈り 十四 人々イエ
スの行し奇跡を見て此は誠に世に臨るべき預言者なりと曰ふ 十五 是
に於てイエス彼等が來り己を執て王に爲んとするを知たゞ獨ふ
て之を避ふたゝび山に入たり 十六 日の暮るころ弟子海に下て 十七 舟
に登カペナウンに向て海を濟る既に暮けれどもイエス彼等に就
ず 十八 狂風ふくに因て漸に海あれいだせり 十九 一里十町ばかり漕出

せる時イエスの海を行み舟に近くを見て弟子たち懼たり 二十 イエ
ス！曰けるハ我なり懼るゝ勿れ 二一 是に於て弟子喜びて彼をうけ舟
に登ければ直に其往んとする所の地に着ぬ○ 二二 明日あなたの海
岸に立し人々昨日弟子の登し舟の外にハ舟なく且イエスハ弟子
と偕に舟に登ず弟子のみ往るを知る 二三 此時テベリアより外の舟き
たり主の祈りて人々にパンを食しゝ所の近に着り 二四 人々イエス
の此に在ず弟子も亦在ざるを見て彼等も舟に登イエスを尋ん爲
にカペナウンに至れり 二五 湖の前岸にて彼に遇いひけるはラビ何
時こゝに來り給ひし乎 二六 イエス答て曰けるハ誠に實に爾曹に告
ん爾曹の我を尋るハ休徴を見し故に非たゞパンを食して飽たる
が故なり 二七 なんぢら壞る糧の爲に勞かずして永生に至る糧す
なはち人の子の予る糧の爲に勞くべし蓋父の神かれに印して證
せれバ也 二八 是に因て人々イエスに曰けるは我儕如何なる事を行

む神の工に爲べき乎 二九 イエス答て彼等に曰けるは神の遣しゝ者
を信ずるは即ち其工なり 三十 彼等いひけるは我儕をして爾を信ぜし
むる爲に何の休徵を爲して我儕に示すや何の工を行ふや 三一 我儕
の先祖野にてマナを食へり錄して天よりパンを彼等に賜へて食
しむと有が如し 三二 イエス曰けるは誠に實に爾曹に告ん天よりパン
を爾曹に賜し者はモーセに非ず今わが父は天より眞のパンをも
て爾曹に賜ふ 三三 神のパンは天より降りて生命を世に賜るもの也
三四 彼等いひけるは主よ恆に其パンを我儕に予よ 三五 イエス曰ける
は我は生命のパンなり我に就る者は饑ず我を信ずる者は恆に渇
ことなし 三六 然ど我なんぢらが我を見ても信ぜざる事を爾曹に告
たりき 三七 凡て父の我に賜し者は我に就らん我に就る者は我かな
らず之を棄ず 三八 わが天より降しは己の意の任を行ん爲に非ず
我を遣しゝ者の意のまゝを行はん爲なり 三九 凡て父の我に賜し者

をわれ一をも失はず末日に之を甦らすは即ち我を遣しゝ父の意
なり 四十 凡そ子を見て之を信ずる者は永生を得われ復末
の日に甦らすべし是われを遣しゝ者の意なればなり 四一 是に於て
ユダヤ人等イエスの我は天より降しパンなりと言しことにつき
四二 議いひけるは彼が父母は我儕の識ところならずや即ち彼はヨ
セフの子イエスに非ずや然るに何ぞ我は天より降しと言や 四三 イ
エス答て曰けるは爾曹たがひに議こと勿れ 四四 我を遣しゝ父もし
引ざれば人よく我に就るなし我に就し人は末日に我これを甦ら
すべし 四五 預言者の書に人みな教を神に受んと録されたり是故に
凡て父より聽て學し者は我に就る 四六 然ど父を見し者はなし惟神
より來る者のみ之を見たり 四七 誠に實に我なんぢらに告ん我を信
ずる者は永生あり 四八 我は生命のパンなり 四九 爾曹の先祖は野に
てマナを食しかど死り 五十 凡て食者をして死ざらしむる者は天よ

り降るパンなり 五一 我は天より降し生るパンなり若人このパン
を食はゞ窮なく生べし我があたふるパンは我肉なり世の生命の爲
に我これを賜へん 五二 爰にユダヤ人たがひに爭ひ曰けるは此人い
かで其肉を我儕に賜て食はしむる事を得ん乎 五三 イエス曰けるは
誠に實に爾曹に告ん若人の子の肉を食ず其血を飮ざれば爾曹に
生命なし 五四 わが肉を食ひわが血を飮者は永生あり我末の日に之
を甦らすべし 五五 夫わが肉は誠の食物また我血は誠の飮物なり 五六
わが肉を食ひ我血を飮者は我にをり我も亦かれに居 五七 生る父わ
れを遣す父に由て我生る如く我を食ふ者も我に由て生べし 五八 こ
れ天より降れるパンなり爾曹の先祖が食たれど尚死しマナの如
きものに非ず此パンを食ふ者は窮なく生べし 五九 此等の事はイエ
スカペナウンの會堂にて敎を爲るとき言し所なり 六十 弟子等のう
ち多の人これを聞て曰けるは此は甚き言なり誰か能これを聽

んや 六一 弟子の此言について譏をイエス自ら知て彼等に曰けるは
此言に因て礙く乎 六二 もし人の子の故の處に升を見ば如何 六三 生命
を賜る者は靈なり肉は益なし我なんぢらに曰し言は靈なり生命
なり 六四 然ど爾曹の中に信ぜざる者あり夫イエスの如此いへるは
信ぜざる者は誰おのれを賣す者は誰といふ事を元始より知れるな
り 六五 イエスまた曰けるは是故に我さきに我父あたへざれば人よ
く我に就るなしと言しなり 六六 此後ろの弟子おほく返往てイエス
と偕に行かざりき 六七 之に因てイエス十二の弟子に曰けるは爾曹
も亦去んと意ふや 六八 シモンペテロ答けるは主よ我儕は誰に往ん
や永生の言を有る者は爾なり 六九 又われらは信じて知なんぢは活る
神の子キリストなり 七十 イエス彼等に答けるは我なんぢら十二人
を簡しに非ずや然ど其中の一人は惡魔なり 七一 此はシモンの子イ
スカリオテのユダを指て言るなり彼は十二の一人にしてイエス

を賣さんとする者なり

第七章 斯事の後イエスガリラヤを經行りユダヤの中を巡ることを欲ざりき蓋ユダヤ人かれを殺さんと謀れば也 二 偖ユダヤ人の構廬の節ちかづけり 三 是に於てイエスの兄弟かれに曰けるは爾の行ふ所の事を弟子等に見せんが爲こゝを去てユダヤに往 四 それ己を顯さんとして隱に事をなす者あらず爾これらの事を行はゞ己を世に顯せよ 五 是それ兄弟もなほ彼を信ぜざるが故なり 六 イエス彼等に曰けるは我時いまだ至ず爾曹の時は恒に備れり 七 世は爾曹を惡こと能ず我を惡るは彼等が行ふ所は惡しと我證すればなり 八 爾曹この節に上れ我時いまだ至らざれば我いまだ此節に上らじ 九 如此いひてガリラヤに留まり 十 その兄弟往し後イエスも昭然ならずして隱に節に上る 十一 節の時ユダヤ人イエスを尋て曰けるは彼は何處に在や 十二 衆多の中にて彼につき各樣のこ

ことを言爭へり或人ハ彼を善人なりといひ或人ハ否民を惑す者な
りと曰ふ 十三 然どもユダヤ人を懼るゝに因て明に彼が事をいふ人なし
○ 十四 節筵の半なるころイエス殿に上りて教誨けれバ 十五 ユダヤ人これ
を奇み曰けるハ此人ハ未だ學ばず如何して書を識や 十六 イエス彼
等に答て曰けるハ我教る所ハ我教に非ず我を遣しゝ者の教なり
十七 人もし我を遣しゝ者の旨に從ハゞ此教ハ神より出るか又己に
由て言なるかを知べし 十八 己に由て言者ハ己れ榮を求るなり己を
遣しゝ者の榮を求る者ハ眞なり其衷に不義なし 十九 モーセ爾曹に
律法を與しに非ずや然ど爾曹の中にハ之を守る者なし爾曹なに
ゆゑ我を殺んと謀るや 二十 衆人こたへて曰けるハ爾鬼に憑たり誰
か爾を殺すことを謀らん乎 二十一 イエス答て彼等に曰けるは我さき
に一事を行しか爾曹みな奇とせり 二十二 モーセ爾曹に割禮を授しハ
其己より出しに非して先祖より出し者なるが故なり之に因て爾

曹割禮を安息日に行ふ 二三 人もしモーセの律法を破ざらんがため
安息日に割禮を受る時は何ぞ我が安息日に人の全身を愈しゝ事を
怒るや 二四 外貌によりて是非を定ること勿れ義をもて定よ 二五 此時
エルサレムの或人いひけるは此は人々が殺んと謀る者に非ずや
二六 今かれ明にいふ而して之を尤る者なし有司等は彼を誠にキリ
ストなりと知ならん乎 二七 然ど我儕は此人の何處より來しを知も
しキリストは來らん時は誰も其何處より來るを知者なからん 二八
此時イエス殿にて教をりしが大聲に呼いひけるは爾曹己れを知
また我いづこより來るを知さきど我は己に由て來しに非ず我を
遣しゝ者は眞なる者にて爾曹の知ざる所なり 二九 我は彼を知るは
我は彼より出かれは我を遣しゝ者なきむ也 三十 是に於て彼等イエ
スを執へんと謀れり然ど其時いまだ至ざるが故に措手する者なか
りき 三一 民の中おほくの人かれを信じ曰けるはキリストの來ら

ん時それ行ところの休徴この人より多らん乎 三二 パリサイの人民等のイエスに就て如此ひそかに語あふを聞卽はち祭司の長等とパリサイの人と彼を執んとて下吏を遣せり 三三 是に於てイエス曰けるは我なほ片時なんぢらと偕にをり而して後われを遣しゝ者に往ん 三四 なんぢら我を尋るとも遇べからず我をる所へ爾曹きたる能ざるべし 三五 ユダヤ人相互に曰けるは我儕の遇ざらん爲に彼は何處へ往んとする乎ギリシヤに散し者に往てギリシヤの人を敎んとする乎 三六 彼が語て爾曹われを尋るとも遇べからず又わが在所へ爾曹來る能ざる可と曰し言は何ぞや○ 三七 節筵の末の大日にイエス立て呼り曰けるは人もし渴ば我に來て飮 三八 我を信ずる者は聖書に錄しゝ如く其腹より活る水川の如に流出べし 三九 如此いへるは彼を信ずる者の受んとする靈を指るなり蓋イエス未だ榮を受ざるに因て靈いまだ降ざればなり 四十 民の中にて

多の人この言を聞て此は誠に彼預言者なりと曰 四一 或は斯はキリストなりと曰あるひはキリストはガリラヤより出べけんや 四二 聖書にキリストはダビデの裔にてダビデの住し郷ベツレヘムより出んと録しゝに非ずやと曰ふ 四三 是に於て民ども彼に縁て爭ひ別たり 四四 その中に彼を執んとする者も有けれど措手せし者なかりき
四五 下吏ども祭司の長とパリサイの人等の所に返ければ彼等下吏に曰けるは何ぞ彼を曳來らざる乎 四六 下吏こたへて曰けるは未だ斯の人の如く言し人あらず 四七 パリサイの人いひけるは爾曹も亦惑されし乎 四八 有司またパリサイの人の中に彼を信ずる者あらんや
四九 律法を識ざる此衆の人は罰すべき者なり 五十 その中の一人にて夜イエスに就しニコデモと云る者かれらに曰けるは 五一 其人に聽ず其行を知ざる先に其罪を定るは我儕の律法ならんや 五二 彼等こたへて曰けるは爾も亦ガリラヤより出し者なるか考見よ預言者

ハガリラヤより出ることなし　五三是に於て各々人家に歸れり

第八章

イエス橄欖山に往り　二　昧爽また聖殿に入けるが民みな
彼に來ければ坐て彼等を敎ふ　三　爰に奸淫を爲るとき執られし婦
ありけるが學者とパリサイの人これをイエスの所に曳來り群集
の中に置いひけるハ　四　師よ此婦ハ奸淫を爲をる時そのまゝ執ら
れし者なり　五　此の如き者を石にて擊殺すべしとモーセ　七　律法の中
に命じたり爾ハ如何に言や　六　如此いへるハイエスを試て訟の由
を引出さんと欲るなりイエス身を屈め指にて地に畫り　七　彼等が
切に問ければイエス起て之に曰けるハ爾曹のうち罪なき者まづ
彼を石にて擊べしと曰　八　また身を屈て地に畫り　九　彼等これを聞
て其良心に責られ老者をはじめ少者まで一々に出往たゞイエス
一人のこる婦ハ集の中に立り　十　イエス起て婦に曰けるハ婦よ爾
を訟し者ハ何處へ往しや爾の罪を定る者なきか　十一　婦いひけるハ

主よ誰もなしイエス彼に曰けるは我も爾の罪を定ず往て再び罪を犯す勿れ○十二イエスまた人々に語て曰けるは我は世の光なり我に從ふ者は暗中を行ず生の光を得なり 十三是にパリサイの人いひけるは爾は自ら己の證をなせり爾の證は眞ならず 十四イエス答て曰けるは我みづから己の證するとも我證は眞なり蓋われ何處より來り何處へ往を知むなり爾曹わが何處より來り何處へ往を知ざるなり 十五爾曹は肉に循て人の罪を定む我は人の罪を定ず 十六我もし定む我定る所は眞なり蓋われ獨なるに非ず我を遣しゝ父と同に在ばなり 十七二人の證は眞なりと爾曹の律法に錄されたり 十八わが證をする者は我なり我を遣しゝ父も亦わが證を爲なり 十九彼等いひけるは爾の父は何處に在やイエス答けるは爾曹は我を識ず亦わが父をも識ざるなり若われを識たるならば我父をも識たるならん 二十イエス此等のことを殿のうち賽錢の箱を置る

處にて語けるに彼の時いまだ至ざれば誰も手を出す者なかりき
二一 イエス復いひけるは我ゆかん爾曹は我を尋べし爾曹おのれの
罪に死ん我ゆく所へは爾曹きたる能ざるなり 二二 之に由てユ
ダヤ人いひけるは我ゆく所へ爾曹きたること能ずと言り彼は自
殺せんとする乎 二三 イエス彼等に曰けるは爾曹は下より出これは
上より出なんぢらは此世より出われは此世より出ず 二四 是故に爾
曹は己の罪に死んと我いひしなり爾曹もし我の彼なるを信ぜず
ば己の罪に死ん 二五 彼等いひけるは爾は誰なるやイエス曰けるは
我は實に我なんぢらに告る所の者なり 二六 我なんぢらに就て語る
可ことゝ罪を定む可こと多端あり我を遣しゝ者は眞なり彼に聞
し事を我世に告 二七 此は父を指て言るなれど彼等は知ざりき 二八 是
故にイエス彼等に曰けるは爾曹人の子を擧しのち我の彼なるを
知また我みづから何事をも行ず惟己が父の敎に從ひて此等の事

を言るを知べし 二九 我を遣しゝ者我と同にあり父ハ我を獨遺たま
はず蓋われ恒に彼の心に適ふ事を行へバなり 三十 イエス此事を言
るとき多の人かれを信ぜり 三一 イエス己を信ぜしユダヤ人に曰け
るハ爾曹もし我道に居ば誠に我弟子なり 三二 且つ眞理を識ん眞理
ハ爾曹に自由を得さすべし 三三 彼等こたへけるハ我儕ハアブラハ
ムの裔なり未だ人の奴隸と爲しことなし爾曹に自由を得さすべ
しと爾の言しハ如何なる事ぞ 三四 イエス彼等に曰けるハ誠に實に
爾曹に告ん凡て惡を行ふ者ハ惡の奴隸なり 三五 奴隸ハ恒に家に居
ず子ハ恒に居 三六 是故に子もし爾曹に自由を賜ハバ爾曹誠に自由
を得べし 三七 我なんぢらがアブラハムの裔なるを知されども我を
殺さんと謀る蓋わが道なんぢらの衷に在ざれバ也 三八 我ハ我父と
偕に在て見しことを言なんぢらハ爾曹の父と偕に在て見しこと
を行ふ 三九 彼等こたへてイエスに曰けるハ我儕の父ハアブラハム

なりイエス曰けるは爾曹もしアブラハムの子ならばアブラハム
の行をおこなふべし
四十 然るに今なんぢらは神に聞し眞理を告る
我を殺さんと謀る是アブラハムの行に非ず
四一 爾曹は爾曹の父の
行をおこなふ也かれら曰けるは我儕は奸淫に由て生ず只一人
の父あり即ち神なり
四二 イエス彼等に曰けるは神もし爾曹の父な
らば爾曹われを愛すべし我は神より出て來れるなり夫われは己
に由て來るに非ず神われを遣し給へるなり
四三 爾曹なんぞ我いふ
言を知ざるや蓋わが道を聽ことを得ざれば也
四四 爾曹己が父なる
惡魔より出また其父の慾を行ふことを欲む彼は始より人を殺す
者なり又眞理に居ず蓋かれの裏に眞理なければ也かれが誑を言
ときは己より出して言なり蓋かれは誑者また誑者の父なれば也
四五 われ眞理を言に因て爾曹われを信ぜず
四六 爾曹のうち誰か我を
罪に定る者ある乎われ爾曹に眞理を語るに何故われを信ぜざる

乎 四七 神より出し者は神の言を聽なんぢらの聽ざるは神より出ざ
るに因てなり 四八 ユダヤ人こたへて曰けるは爾はサマリア人にて
鬼に憑たる者なりと我儕が言るは宜ならずや 四九 イエス答て曰け
るは我は鬼に憑たる者に非ず我は我父を尊び爾曹は我を輕る也
五十 我は自己の榮を求めず之を求かつ罪を定る所の者あり 五一 われ
誠に實に爾曹に告ん人もし我道を守らば窮なく死を見ざるべし
五二 ユダヤ人かれに曰けるは今われらは爾が鬼に憑たる者なるを
知アブラハム既に死また預言者も死り然るに爾いふ人もし我道
を守らば窮なく死じと 五三 爾は我儕の先祖アブラハムよりも優れ
る者ならん乎アブラハム既に死預言者たちも死り爾みづからを
誰と爲る 五四 イエス答けるは我もし自ら榮をなさば我榮は虚し我
を榮る者は我父すなはち爾曹の我神と稱る所の者なり 五五 爾曹は
彼を識ず我は彼をしる我もし彼を識ずと言ば爾曹の如き誑者と

為ん然ど我は彼を識また其言を守るなり 五六 爾曹の先祖アブラハムは我日を見ん事を喜び且これを見て樂めり 五七 ユダヤ人かれに曰けるは爾いまだ五十にも及ざるにアブラハムを見しや 五八 イエス彼等に曰けるは誠に實に爾曹に告ん我はアブラハムの有ざりし先より在者なり 五九 是に於て衆人かれを撃んとて石を取りイエス隱て其中を過り殿を出行り

第九章

イエス行とき生來なる瞽を見しが 二 その弟子かれに問て曰けるはラビ此人は瞽に生しは誰の罪なるや己に由か又二親に由か 三 イエス答けるは此人の罪に非ず亦その二親の罪にも非ず我を遣しし者の行をなすぞ可なり夜きたらん其とき誰も行をなすこと能彼に由て神の作爲の顯れんため也 四 晝の間は我かならず我を遣しし者の行をなすぞ可なり夜きたらん其とき誰も行をなすこと能はず 五 われ世に在る時は世の光なり 六 此事を言て地に唾し唾にて土を和その泥を瞽者の目に塗 七 彼に曰けるはシロアムの池に往

て洗へ彼すなはち往て洗ひ目見ことを得て歸れりシロアム之を譯ば遣されし者との義なり 八 隣の人々および素より彼が乞食なりしを見し者等いひけるは此は坐て物を乞し人ならずや 九 或人は彼なりと曰ある人は似たる也といふ彼いひけるは我は彼なり 十 彼等いひけるは爾の目は何如して啓たるや 十一 答て曰けるはイエスといふ人土を和てわが目に塗て云けるはシロアムの池に往て洗へと我ゆきて洗ければ目見ことを得たり 十二 人々かれに曰けるは彼は何處に在や答て知ずと曰ふ 十三 彼等かつて瞽なりし者をパリサイの人の所に携詣れり 十四 土を和てイエス彼が目を啓し日は安息日なりき 十五 パリサイの人も彼に問けるは爾の目は何如して啓たるや答けるは彼泥を我目に置われ其を洗て見ことを得たり 十六 或パリサイの人いひけるは此人安息日を守ざるが故に神より出しに非ず或人いひけるは罪人いかで斯る奇跡を行ふことを得んや是に於て

彼等あらそひ別たり 十七 また瞽者に曰けるハ爾の目を啓しにより
爾かれの事を何と言や答けるハ彼ハ預言者なり 十八 ユダヤ人さき
の瞽者なりしに見得やう為しことを其二親を呼來るまでハ信ぜ
ず即ち二親を呼來りて 十九 之に問けるハ此人ハ瞽者にて生しと言
とてその爾曹の子なるぞ今いかにして見ことを得たる乎 二十 二親
それらに答けるハ此ハ我子なると生來の瞽なるとを知る 二一 然ど今
何如して目明に為しそ我儕これを知ず亦それ目を啓しハ誰なる
乎を知ず彼ハ年長なり彼に問よ彼みづから言べし 二二 二親の如此
いひしハユダヤ人を懼しに因そハイエスをキリストと言明す者
あらバ會堂より出すべしとユダヤ人たがひに議定たれバ也 二三 二
親の彼ハ年長なり彼に問よと言しハ此故なり 二四 瞽なりし者を復
よびて曰けるハ榮を神に歸せよ我儕ハ彼の人の罪人なるを知る 二五 か
れ答けるハ罪人なるや否われ之を知ず我ハ瞽者なりしが今目明

なれる此一事を知る　二六彼等また曰けるは彼は爾に何を行しや如
何して爾の目を啓しや　二七答けるは我すでに爾曹に言しに爾曹き
かず何故ふたゝび聞んとするや爾曹も其弟子に爲んと欲ふや　二八
かれら詬り曰けるは爾は其人の弟子なれ我らはモーセの弟子なり
二九神はモーセに語し言は我儕知れり然ど此人の何處より來きる
乎を我儕知らず　三十其人こたへけるは此は奇き事なり彼すでに我
目を啓しに其何處より來きるを爾曹知らずと曰ふ　三一神は罪人に聽
ず然ど神を敬ひて其旨に遵ふ者には聽たまふと我儕は知る　三二世の
元始より以來うまれつきなる瞽者の目を啓し人あるを聞ず　三三も
し此人神より出ずば何事をも行得ざるべし　三四彼等こたへて曰け
るは爾は盡く罪孽に生し者なるに反て我儕を教るやと遂に彼を逐
出せり　三五彼等が逐出しゝことをイエス聞て之に遇いひけるは
爾神の子を信ずる乎　三六答て曰けるは主よ彼として我信ずべき者

は誰なるや
三七 イエス曰けるは爾すでに彼をみる今なんぢと言者
はこれなり
三八 主よ我信ずと曰て彼を拜せり
三九 イエス曰けるは我
審判せん爲に世に臨る即ち見ざる者をしてみえ見る者を反て瞽
と爲しむ
四十 イエスと偕に居しパリサイの人この言を聞て彼に曰
けるは我儕も瞽なる乎
四一 イエス彼等に曰けるは爾曹もし瞽なら
ば罪なかるべし然ど今われら見ゆと言しに因て爾曹の罪は存れり

第十章

一 誠に實に爾曹に告ん羊牢に入に門よりせずして他より踰
る者は竊賊なり強盜なり
二 門より入者は其羊の牧者なり
三 門守
は彼の爲に啓き羊はその聲を聽き己の羊は名を呼て之を引出
す
四 彼その羊を引出すとき先に行なり羊これの聲を識て之に從
ふ
五 羊は別人に從はず反て避る別人の聲を識ざればなり
六 イエ
ス彼等に此譬を言と彼等はその語る所いかなる意なるを知ざり
き
七 是故にイエス復これらに曰けるは誠に實に爾曹に告ん我は

即ち羊の門なり 八 凡て我より先に來りし者は竊賊なり強盜なり羊ろの聲を聽ざりき 九 我は門なり若人われより入ば救れ且出入をなして草を得べし 十 竊賊の來るは盜んとし殺さんとし滅さんとするの他なし我きたるは羊をして生を得かつ豊ならしめん爲なり 十一 我は善牧者なり善牧者は羊の爲に命を捐つ 十二 牧者にあらず己が羊を有ず只やとれきて羊を守る者は狼の來るを見れば羊を棄てにぐ狼羊を奪て之を散す 十三 雇工の逃るは傭れし者なれば其羊を顧ざるに因て也 十四 我は善牧者にて己の羊を識また己の羊に識る 十五 父われを識ごとく我も父を識われ羊の爲に命を捐ん 十六 我は此牢にあらざる別の羊を有り彼等をも引來らん彼等わが聲を聞ん遂に一の群一の牧者となるべし 十七 わが父われを愛す蓋われ再び命を得んが爲に命を捐るが故なり 十八 我より之を奪ふ者なし我みづから之を捐るなり我これを捐るの權能あり亦よく之を得るの

權能あり我父より我この命令を受たり
十九 偖此言に因て復ユダヤ人あらそひ別たり
二十 其中なる多の人いひけるは鬼に憑て狂ふ者なるに何ぞ彼に聽や
二一 又或人いひけるは是鬼に憑きし者の言に非ず鬼は瞽者の目を啓ることを能せん乎○
二二 冬のころ修殿節の時
二三 イエス殿のソロモンの廊を行きけるに
二四 ユダヤ人かこみを環圍て曰けるは我儕を幾時まで疑はするや爾もしキリストなら必明かに我儕に告よ
二五 イエス答けるは我なんぢらに告しかども爾曹信ぜず父の名に託て我が行ふ事われに就て證するなり
二六 然ど爾曹信ぜず此は爾曹に言し如く我羊に非ざれば也
二七 我羊は我聲を聽われは彼等を識かれらわれに從ひ
二八 われ彼等に永生を賜ふ彼等いつまでも亡びず亦これを我手より奪ふ者なし
二九 我に彼等を賜し我父は萬有より大なり又わが父の手より之を奪うる者なし
三十 我と父とは一なり
三一 是に於てユダヤ人石をとりて復

かれを撃んとせり
三二 イエス彼等に答けるは我父より受て我おほ
くの善事を爾曹に示しに其うち何の事によりて我を石にて撃ん
とする乎
三三 ユダヤ人こたへて曰けるは石にて撃んとするは善事
の爲に非ず爾たゞ褻瀆ことをいひ且なんぢ人なるに己を神とな
すに因てなり
三四 イエス答けるは爾曹の律法に我いふ爾曹は神な
りと録されしに非ずや
三五 聖書は毀る可らず若神の命を奉し者を
神と稱んには
三六 父の聖別ちて世に遣しゝ者われは神の子なりと
稱へばとて何ぞ之を褻瀆ことをいふと曰べけん乎
三七 もし我わが父
の事を行ずば我を信ずること勿れ
三八 若これを行ば我を信ぜずと
も其事を信ぜよ蓋父の我にあり我の父に在ことを爾曹しりて信
ぜんが爲なり
三九 彼等また執んとしたりしがイエスかれ手を脱て
去り
四十 斯て復ヨルダンの外なるヨハネのバプテスマを施しゝ所
に往て彼處に居けるに
四一 多の人かれに至り曰けるはヨハネは休

徴を行ず然ども此人に就きてヨハネのいひし言はみな眞なり 四二
是に於て許多の人かしこにて彼を信ぜり

第十一章

こゝに病者ありラザロと云てベタニヤの人なりベタニ
ヤはマリアとその姉マルタの住る村なり 二 マリアは曩に主に香
膏をぬり己の頭の髪をもて主の足を拭ひし人にてこの病るラザ
ロは彼が兄弟なり 三 この故にその姉妹イエスの所に主の愛する
者病りと言遣はせり 四 イエスこれを聞て曰けるは此は死る病に
あらず神の榮の爲なり神の子をして之に因て榮を得しめんが爲な
り 五 夫マルタと其妹およびラザロはイエスの愛する所の者な
り 六 この故にイエスその病るを聞て此處に二日とゞまり 七 其の
ち弟子に曰けるは我儕またユダヤに往べし 八 弟子いひけるはラ
ビユダヤ人は近來も石をもて爾を撃んとせしに復かしこに往た
まふ乎 九 イエス答けるは一日の中に十二時あるに非ずや人もし

日間あるかば蹟くことなし蓋この世の光を見るに因てなり 十 また
人もし夜あるかば蹟くべし蓋光かの人に無が故なり 十一 イエス如
此いひて後弟子に曰けるは我儕の友ラザロ寝たり我かれを醒さ
ん爲に往べし 十二 弟子いひけるは主よ彼もし寝しならば愈ん 十三 イ
エスは彼が死しを言るなれど弟子等は寝て臥る事を言るならん
と意り 十四 是故にイエス明かに彼等に告て曰けるはラザロは死り
十五 爾曹をして信ぜしむる爲に我かしこに在ざりしを喜ぶ然どいま
彼處に往べし 十六 デドモと稱るトマス他の弟子等に曰けるは我儕
も亦ゆきて彼と偕に死べし 十七 イエス至てラザロが既に墓に葬れ
て四日なるを知り 十八 ベタニヤはエルサレムに近し其距ること約
そ廿七丁なり 十九 多のユダヤ人マルタとマリアを其兄弟の事に因
て慰めんとて既に彼等の所に來りをり 二十 マルタはイエス來給
へりと聞て之を出迎へマリアはなほ室に坐せり 二十一 マルタイエス

に曰けるハ主よ此に在せしならバ我兄弟は死ざりしものを 二二然
ながら假令今にても爾が神に求る所のものハ神なんぢに賜ふと
知る 二三イエス曰けるハ爾の兄弟ハ甦るべし 二四マルタイエスに曰け
るハ彼が末日に甦るべき時に甦らん事を知るなり 二五イエス彼に曰
けるハ我ハ復生なり生命なり我を信ずる者ハ死るとも生べし 二六
凡て生て我を信ずる者ハ永遠も死ることなし爾これを信ずるや
二七彼イエスに曰けるハ主よ然り我なんぢハ世に臨るべきキリス
ト神の子なりと信ず 二八如此いひ竟て潛に其妹マリアをよび師き
たりて爾を呼たまへりと曰 二九マリア之をきゝ急ぎ起てイエスの
所に往り 三十イエス未だ村に入ず仍マルタの迎し所にをり 三一マ
リアを慰めて偕に室に在しユダヤ人マリアが急ぎ起出るを見て
彼ハ墓に往て哭るらんと曰つゝ彼に隨へり 三二マリアイエスの所
に來り彼を見て其足下に伏いひけるハ主よ若こゝに在せしなら

ば我兄弟は死ざりしものを 三三 イエスマリアの哭と彼と偕に來し
ユダヤ人の泣を見て心を慟しめ身ふるひて 三四 曰けるは爾曹何處
に彼を置しや彼等いひけるは主よ來て觀たまへ 三五 イエス涕を流し
たまへり 三六 是に於てユダヤ人いひけるは見よ如何ばかり彼を愛
する者ぞ 三七 その中なる人曰けるは瞽者の目を啓たる此人にして
彼を死ざらしむること能ざりし乎 三八 イエスまた心を慟しめて墓
に至る墓は洞にて其口の所に石を置り 三九 イエス曰けるは石を去
よ死し者の兄弟マルタ曰けるは主よ彼ははや臭し死てより已に
四日を經たり 四十 イエス彼に曰けるは爾もし信ぜば神の榮を見べ
しと我なんぢに言しに非ずや 四一 遂に其石を死し者を置たる所よ
り移去たりイエス天を仰ぎて曰けるは父よ已に我に聽り我こと
を爾に謝す 四二 我なんぢが恒に我に聽ことを知しかるに我かく
言は傍に立る人をして爾の我を遣しことを信ぜしめんとて也

四三 如此いひて大聲に呼いひけるはラザロよ出よ 四四 死者布にて手足を縛れ面は手布にて裹きて出イエス彼等に曰けるは彼を釋て行しめよ 四五 マリアと偕に來しユダヤ人イエスの行し事を見て多く彼を信ぜり 四六 然ども其中にパリサイの人に往てイエスの行し事を告し者あり 四七 是に於て祭司の長等とパリサイの人と議員を召集めて曰けるは我儕如何すべき乎この人多の奇跡を行なり 四八 もし彼を此まゝに棄置ば人みな彼を信ぜん然ばロマの人きたりて我儕の地をも民をも奪べし 四九 其中の一人にて此歳の祭司の長なるカヤパと云る者彼等に曰けるは爾曹何をも知ず 五十 又民の為に一人死て擧國ほろびざるは我儕の益たる事をも思ざる也 五一 此言は己より出しに非ず此歳の祭司は長なるがよりイエスは斯民の為に死ることを預言せるなり 五二 特に斯民の為のみならず散たる神の子民等をも一に集んが為なり 五三 偕この日よりして彼等イ

イエスを殺さんと共に議る 五四 是故にイエス此より顯にユダヤ人の
中を行かず其處を去て野に近き所なるエフライムといふ邑に往
て弟子と偕に留れり 五五 ユダヤ人の逾越の節ちかづきけれバ人々
己を潔んが爲に逾越の節の前に郷間よりエルサレムに上り 五六 イ
エスを尋ね殿に立て相互に曰けるハ如何に意ふや彼ハ節筵に來ざ
る乎 五七 祭司の長等とパリサイの人と已に令を出して若イエスの
所在をしる人あらバ告べしと云ハ彼を執んとする也

第十二章

逾越の節の六日前イエスベタニヤに至る此處ハ即ち死
て甦りしラザロの在所なり 二 是に於て或人々この處にてイエス
に筵席を設くマルタ給仕を爲りラザロもイエスと偕に坐せる者
のうちの一人なり 三 マリアハ眞正のナルダなる價たかき香膏一
斤を携來てイエスの足に塗また己の頭髮にて其足を拭へり膏の
にほひ偏く室内に滿り 四 ろの弟子の一人なるイスカリオテのユ

ダ即ちイエスを賣さんとする者言けるハ 五 此香膏を何ぞ銀三百に售て貧者に施さゞる乎 六 彼が如此いへるハ貧者を顧に非ず竊者にて且金嚢を帶その中に入たる物を竊む者なれバ也 七 イエス曰けるハ彼に與る勿わが葬の日の爲に之を貯へたり 八 貧者ハ常に爾曹と偕に在ど我ハ常に爾曹と偕に在ず 九 多のユダヤ人イエスが此に在を知て來る特にイエスの爲のみに非ず亦その死より甦らしゝ所のラザロをも見んと欲るなり 十 祭司の長等ラザロをも殺さんと謀る 十一 蓋ラザロの故に因て多のユダヤ人ゆきてイエスを信ずるがゆゑ也○ 十二 明日おほくの人々節筵に來りイエスのエルサレムに來らんとするを聞 十三 棕櫚の葉を取ゆきて彼を迎ホザナよ主の名に託て來るイスラエルの王ハ福ありと呼はり 十四 イエス驢馬の子を得て之に乘る 十五 錄して シオンの女よ懼るゝ勿れ視よ爾の王ハ驢馬の子に乘て來るとあるが如し 十六 弟子たち初は此

事を曉ざりしがイエス榮を受し後に彼等此事の彼について錄さ
れ且その事を人々彼に行ひたりしを憶起せり 十七 イエスのラザロ
を墓より呼出して甦らしゝ時かれと偕に居し者ども證を爲り 十八
この休徵を行しことを聞しに因て人々彼を迎たるなり 十九 是に於
てパリサイの人たがひに曰けるは爾曹が謀る所の益なきを知ず
や見よ世は皆彼に從へり〇 二十 禮拜のため節筵に上きる者の中に
ギリシヤの人あり 二一 彼等ガリラヤのベツサイダの人なるピリポ
に來り求て曰けるは君よ我儕イエスに見えんことを欲ふ 二二 ピリ
ポ來てアンデレに告アンデレ亦ピリポと偕にイエスに告 二三 イエ
ス彼等に答て曰けるは人の子榮を受べき時いたれり 二四 誠に實に爾
曹に告ん一粒の麥もし地に落て死ずば惟一にて有んもし死ば多
の實を結ぶべし 二五 その生命を惜む者は之を喪ひ其生命を惜ざる
者は之を存て永生に至るべし 二六 人もし我に事んとせば我に從

ふべし我に事る者ハ我をる所に在ん人若我に事れバ我父ハ之を
貴ぶべし
二七 今わが心憂悼めり何を言んや父よ此時より我を救た
まへと言んか否これが為に我この時に至れるなり
二八 願くハ父よ
爾の名の榮を顯せ此とき天より聲ありて云しは其榮を既に顯す
再これを顯すべし
二九 傍に立る人々これを聞て雷なれりと曰ある
人は天の使者これに語れる也と曰り
三十 イエス答て曰けるハ此聲
ハ我ために非ず爾曹の為なり
三一 斯世ハいま罪に定らる斯世の主
ハいま逐出さるべし
三二 我もし地より舉れなバ萬民を引て我に就
せん
三三 如此イエスの言るハ其如何なる狀にて死んとするを示せ
る也
三四 人々かれに答て曰けるハ我儕律法にてキリストハ窮なく
存る者なりと聞しに爾人の子かならず舉れんと言ハ何ぞや此人の
子とハ誰なる乎
三五 イエス彼等に曰けるは片時のあひだ光な
んぢらと偕にあり光ある間に行て暗に追及れざるやう為よ暗に

行く者は其行べき方を知ず 三六 なんぢら光の子と爲べきために光
のある間に光を信ぜよイエス此を言畢り彼等を避て隱たり○ 三七
イエス彼等の前に如此おほくの休徵を行たれども尙これを信ぜ
ざりき 三八 此は預言者イザヤがいひし言に我儕の告し言を信ぜし
者は誰ぞや主の手は誰に顯れしやと有に應へり 三九 四十 イザヤ復いふ
彼等目にて見心にて悟り改めて醫さるゝことを得ざらんが爲に彼
らの目を瞽し其心を頑梗せりと此故に彼等信ずること能ず 四一 イ
ザヤは彼の榮を見しにより彼に就て如此は語れるなり 四二 然ど有つ
司等の中に多く彼を信ぜし者も有しがパリサイの人を畏て明に
信ずると言ざりき其會堂より黜られんことを恐たるに因 四三 これ
彼等は神の榮より人の榮を喜るなり○ 四四 イエス呼り曰けるは我
を信ずる者は我を信ずるに非ず我を遣しゝ者を信ずるなり 四五 又
われを見る者は我を遣しゝ者を見なり 四六 我は光にして世に臨れり

凡て我を信ずる者をして暗に居ざらしめん爲なり 四七 人もし我が言を聞て守らざるとも其罪を定ず我來しは世の罪を定んために非ず世を救んため也 四八 我を棄わが言を納ざる者の罪を定る者あり即ち我いひし言をはりの日これが罪を定べし 四九 蓋われ己より言に非ず我を遣しゝ父わが言べきことゝ我かたる可ことを命じ給へる也 五十 その命じ給ふ所は即ち永生なるを我知る是故に我いふ所は父の告給ふまゝに言るなり

第十三章

踰越の節の前にイエス此世を去て父に歸るべき時いたれるを知り世に在し己の民を既に愛し終に至るまで之を愛せり
二 時に彼等晩飯の席につく惡魔はかねてイエスを賣んとする事をシモンの子イスカリヲテのユダといふ者の心に發さしめたり
三 イエス己の手に父は萬物を賜しことゝ神より來り神に歸ることゝを知
四 晩飯の席を起て上衣をぬぎ手巾を取て腰に束
五 而し

て盤に水をいれ弟子の足を濯ひその束たる手巾にて拭はじめ 六 遂にシモンペテロに及ぶペテロ彼に曰けるは主よ爾わが足を濯ふか 七 イエス答て曰けるは我が爲ことを爾いま知ず後これを知べし 八 ペテロ彼に曰けるは爾斷て我足を濯べからずイエス答けるは若われ爾を濯ずば爾は我と干渉なし 九 シモンペテロ彼に曰けるは主よ止に我足のみならず手と首をも濯たまへ 十 イエス曰けるは濯たる者は足のほか濯ふに及ず然して全く潔し爾曹は潔し然ども盡くは潔者に非ず 十一 此はイエス己を賣んとする者の誰なるを知ゆゑに盡くは潔者に非ずと曰るなり 十二 彼等の足を濯し後その上衣を取また坐て彼等に曰けるは我なんぢらに行し事を知や 十三 爾曹われを師と呼また主と呼ぶ爾曹の言ところは宜われは誠に是也 十四 我は爾曹の師また主なるに尚なんぢらの足を濯ふ爾曹も亦たがひに足を濯ふべし 十五 我なんぢらに例を示せり此は我なんぢ

らに行し如く爾曹も行しめんが爲なり 十六 己き誠に實に爾曹に
告ん僕は其主より大ならず又使者は之を遣す者より大ならず 十七
爾曹もし之を知て此の如く行ば福なり 十八 我いひし所は爾曹を凡
て指るに非ず我は我選し者をしる然ども聖書に我と偕に食す
る者われに背て蹱を擧しと錄されしに應せん爲なり 十九 ろの事の
至らん時なんぢら我を信じてキリストとせん爲に其事の至ざる
今より之を爾曹に告 二十 誠に實に爾曹に告ん我遣す者を接るは我
を接也我を接れ我を遣志者を接るなり 二一 イエス此事を言て心に憂
へ證して曰けるは誠に實に爾曹に告ん一人なんぢらの中に我を
賣者あり 二二 弟子たち互に面を觀あはせ誰を指て言るなるかと疑
ふ 二三 イエスの愛する一人の弟子イエスの懷に倚てありしが 二四 シ
モンペテロ此は誰を指て言るなるかを問しめんと首をもて示せ
り 二五 イエスの懷に倚て在し者イエスに曰けるは主よ誰なるか 二六

イエス答けるは我一撮の食物に物を濡て予る人は其なりとて遂
に一撮の食物を濡てシモンの子イスカリヲテのユダに予ふ
二七 彼が一撮の物を受し其時サタン彼に入り是に於てイエス彼に
曰けるは爾が爲んとする事は速かに爲せ 二八 彼に何故に如此いひ
しかを同に席に在る者どもの中しる者あらざりき 二九 或人ユダは金
囊を職る故イエス彼をして節筵について用べき物を市しむる
あらんか亦は貧者に施さしむるならんと意り 三十 偖かれは一撮の
食物を受て直に出たり時は既に夜なりき 三一 彼の出し後イエス曰
けるは今人の子榮を受神また彼に因て榮を受るなり 三二 神もし彼
に因て榮を受る時は神も亦みづからの榮の中に彼を榮しむ直に
彼を榮しめん 三三 小子よ我なほ片時なんぢらと偕にあり爾曹われ
を尋ん我ゆく所に爾曹は至ること能じ前に之をユダヤ人にいふ
今また之を爾曹に告 三四 われ新誡を爾曹に予ふ即ち爾曹相愛す

べしとの是なり我なんぢらを愛する如く爾曹も相愛すべし 三五 爾曹もし相愛せば之に因て人々爾曹の我弟子なることを知べし 三六 シモンペテロ彼に曰けるは主いづこへ往給ふやイエス彼に答へけるは我往ところへは爾いま從ふこと能ず後已きは從はん 三七 ペテロ彼に曰けるは主よ何故に今なんぢに從ふこと能ざるか我は爾の爲に我命を捐ん 三八 イエス彼に答けるは爾命を我ために捐るや誠に實に爾に告ん鷄なかざる前に爾三次われを識ずと言ん

第十四章

なんぢら心に憂ることなかれ神を信じ亦われを信ずべし 二 わが父の家には第宅おほし然ずば我預て爾曹に之を告べきなり我なんぢらの爲に所を備に往 三 もし往て我なんぢらの爲に所を備ば又きたりて爾曹を我に納べし我をる所に爾曹をも居しめんとて也 四 爾曹已が往所を知また其途を知る 五 トマス曰けるは主よ我儕なんぢの往所を知らず何にして其途を知んや 六 イエス彼

に曰ろるは我は途なり眞なり生命なり人もし我に由ざれば父の
所に往こと能ず 七 若なんぢら我を識ば我父をも識べし今より爾
曹かれを識なり已に爾曹彼を見たり 八 ピリポ彼に曰けるは主よ
我儕に父を示し給へ然ば足り 九 イエス彼に曰けるはピリポ我か
く久く爾曹と偕に在しに未だ我を識ざるか我を見し者は父を見
しなり何ぞ父を我儕に示せと言や 十 われ父にをり父の我に在こ
とを信ぜざる乎われ爾曹に語し言は自ら語しに非ず我にをる父
ろの行をなせる也 十一 我は父にをり父われに在と我つげし言を信
ぜよ若信ぜずば我事に因て之を信ずべし 十二 誠に實に爾曹に告ん
我を信ずる者は我行ところの事を行ん且此より大なる事を行べ
し蓋われ我父へ往ばなり 十三 爾曹すべて我名に託て求ふ所のこと
は我すべて之を行ん父の榮の子に因て顯れんが爲なり 十四 若なん
ぢら何事にても我名に託て求はゞ我これを行ん 十五 若なんぢら我

を愛するならば我誡を守れ 十六 われ父に求ん父なんぢらに別に慰る者を爾曹に賜て窮なく爾曹と偕に在しむべし 十七 此は即ち眞理の靈なり世はこれを接ることを能ず蓋これを見ず且しらざるに因されど爾曹は之を識そは彼なんぢらと偕に在かつ爾曹の衷に在ばなり 十八 我なんぢらを捨て孤子とせず再なんぢらに就ん 十九 暫せば世われを見ることなし然ど爾曹は我を見われ生れば爾曹も生ん 二十 それ日に爾曹われ吾父に在なんぢら我に在われ爾曹に在ことを知るべし 二一 我誡を有ちて之を守る者は即ち我を愛するなり我を愛する者は我父に愛せらる我も亦これを愛して彼に自己を示すべし 二二 イスカリヲテならざるユダ彼に曰けるは主よ如何して自己を我儕に示し世には示さゞる乎 二三 イエス答て彼に曰けるは若人われを愛せば我言を守ん且わが父は之を愛せん我儕きたりて彼と偕に住べし 二四 我を愛せざる者は我言を守らず爾曹が聞ところの

言は我言に非ず我を遣しゝ父の言なり 二五 われ爾曹と偕に在て此
等のことを爾曹に語ぬ 二六 わが名に託て父の遣さんとする訓慰師
すなはち聖靈は衆理を爾曹に敎へ亦わが凡て爾曹に言しことを
爾曹に憶起さしむべし 二七 われ平安を爾曹に遺す我平安を爾曹に
予ふ我があたふる所は世の予る所の如きに非ず爾曹心に憂る勿れ
又懼るゝ勿れ 二八 我ゆきて復なんぢらに來らんと我曰し言を爾曹
きけり若われを愛せば父に往と我いへる言を爾曹喜ぶ可なり蓋
わが父は我より大なれば也 二九 事いまだ成ず我まづ爾曹につぐ事
成んときに爾曹これを信ずべき爲なり 三十 此後われ多の言をもて
爾曹に語じ蓋この世の主きたる故なり彼われに與ることなし 三一
然ど我これを爲は我の父を愛し且その命ぜしごとくに遵ひて行ふ
ことを世に知しめんが爲なり起よ我儕こゝを去べし

第十五章

我は眞の葡萄樹わが父は農夫なり 二 我に在て凡て實を

結ざる枝は父これを剪除すべて實をむすぶ枝は之を潔む蓋ますます繁く實を結ばしめん爲なり 三 今なんぢら我曰し言によりて潔なれり 四 爾曹われに居さらば我また爾曹に居ん枝もし葡萄樹に連らざれば自ら實を結ぶこと能ず爾曹も我に連らざれば亦此の如くならん 五 我は葡萄樹なんぢらは其枝なり人もし我に居われ亦かれに居ば多の實を結ぶべし蓋もし爾曹われを離るゝ時は何事をも行能ざれば也 六 人もし我に居ざれば離たる枝の如く外に棄られて枯るなり人これを集め火に投入て焚べし 七 爾曹もし我に居また我いひし言なんぢらに居ば凡て欲ふところ求に從ひて予らるべし 八 爾曹おほくの實を結ば我父これに由て榮をうく然ば爾曹わが弟子なり 九 父の我を愛し給ふ如く我なんぢらを愛す爾曹わが愛にをれ 十 若なんぢら我誡を守ば我愛に居ん我わが父の誡を守て其愛に居が如し 十一 我この事を爾曹に語るは我が喜

なんぢらに在て爾曹の喜を盈しめんが爲なり 十二 我なんぢらを愛
する如く爾曹も亦たがひに愛すべし是わが誡なり 十三 人その友の
爲に己の命を捐るゝ此より大なる愛はなし 十四 凡て我なんぢらに
命ずる所の事を行はゞ即ち我友なり 十五 今より後われ爾曹を僕と
稱ず蓋僕は其主の行ことを知ざればなり我さきに爾曹を友と呼
り我なんぢらに我父より聞し所のことを盡く告しに縁 十六 なんぢ
ら我を選ず我なんぢらを選べり且爾曹をして往て實を結せ其實
を存しめんが爲また爾曹の凡て我名に託て父に求ふ所の者を彼
をして爾曹に賜らせんが爲に我なんぢらを立たり 十七 なんぢら互
に愛せんがため我これを命ず 十八 世もし爾曹を惡ときは爾曹より
も先に我を惡と知 十九 爾曹もし世の屬ならば世は己の屬を愛すべ
し然ど爾曹は世の屬ならず我なんぢらを世より選たり之に因て
世なんぢらを惡む 二十 僕は其主より大ならずと我なんぢらに曰し

言を心に記よ人もし我を窘迫む爾曹をも窘迫もし我言を守む爾曹の言をも守るべし 二一 然ど彼等ハ我を遣しゝ者を識ざるに因わが名の故をもて此等の事を爾曹に加べし 二二 我もし來て語ざりしならバ彼等罪なからん然ど今ハ其罪いひひらく可やうなし 二三 我を惡む者は亦わが父をも惡なり 二四 我もし他の人の行ざりし事を彼等の中に行はざりしならバ彼等罪なからん然ど我と吾父とを已に見かつ之を惡めり 二五 此れ如ハ彼等れ律法に故なくして我を惡めりと錄し言な應せん爲なり 二六 われ訓慰師を父より遣らん即ち父より出る眞理の靈なり其きたる時わが爲に證をなすべし 二七 爾曹も亦われと偕な始より在しな因て證を作べし

第十六章

わき此等の言を爾曹な語きるハ爾曹の礙なざらん爲なり 二 衆人なんぢらを會堂より黜くべし且すべて爾曹を殺す者みづから神な事ると意ふ時至らん 三 此等れ事を爾曹に行ゝ父と我

とを識ざるが故なり 四 我これを爾曹に語れるハ時いたりて我がこれを言し事を爾曹の憶起ん爲なり最に之を爾曹に語ざりしハ我なんぢらと偕に在たれば也 五 我いま我を遣しゝ者に往んとす然ど爾曹の中これに何處へ往と問る者なく 六 反て我この事を言しに因て憂なんぢらの心に盈り 七 われ眞を爾曹に告ん我往ハ爾曹の益なり若ゆかずば訓慰師なんぢらに來じ若もゆば彼を爾曹に遣らん 八 かれ來らんとき罪につき義につき審判につき世をして罪ありと曉しめん 九 罪に就てと云るハ我を信ぜざるに因てなり 十 義に就てと云るハ我わが父へ往によりて爾曹また我を見ざれば也 十一 審判に就てと云るハ斯世の主審判を受ればなり 十二 我なほ爾曹に多く語る可ことあれど有ども今なんぢら曉ことを得ず 十三 然ど彼すなはち眞理の靈の來らんとき爾曹を導きて凡の眞理を知しむべし蓋かれ己に由て語に非ず其聞し所の事を爾曹に言また來ち

んとする事を爾曹に示すべければ也
十四 彼わが榮を顯さん蓋わが屬を受て爾曹に示せば也
十五 凡て父の有給ふものは我屬なり是故に彼わが屬を受て爾曹に示すと曰り
十六 暫せば爾曹われを見じ復しばらくして我を見るべし是己れ父へ往なり
十七 是に於て弟子の中にて或人たがひに曰けるは暫せば爾曹われを見じ復しばらくして我を見るべしと言なつ是われは父へ往なりと我儕に言しは何の事ぞや
十八 彼等また曰けるは此しばらくと言しは何の事ぞや其言る所を我儕知ず
十九 イエス彼等が問んとするを知て曰けるは暫せば我を見じ復しばらくして我を見るべしと言し此事に因て爾曹たがひに詰ふ乎
二十 誠に實に我なんぢらに告ん爾曹は哭き哀み世は喜ぶべし爾曹憂るならん然ど其憂は變て喜びとなるべし
二一 婦子を產んとする時は憂ふ其期いたるに因てなり然ど已に生む前の苦をわする世に人の生たる喜樂に因てなり
二二 此の如く爾曹

も今憂ふ然ど我また爾曹を見ん其時なんぢらの心喜ぶべし其喜
樂を奪ふ者あらじ 二三 其日なんぢら我に問ところ無るべし誠に實
に爾曹に告ん凡ろ我名に託て父に求る所のもの父これを爾曹に
授たまふべし 二四 なんぢら今まで我名に託て求たることなし求よ
然ば受ん而して爾曹の喜び滿べし 二五 譬喩をもて此事を爾曹に語
しが譬喩を用ずして爾曹に語り父に就て明かに示す時いたらん
二六 其日なんぢら我名に託て求ん我なんぢらの爲に父に求ふと曰
ず 二七 蓋父みづから爾曹を愛すれば也これ爾曹われを愛し且父よ
り我來しことを信ずるに因 二八 己れ父より出て世に臨り復世を
離て父に往ん 二九 弟子かれに曰けるは爾いま明らかに言て譬喩をい
はず 三十 我儕いま爾の知ざる所なく且人の爾に問ふ用なきことを
知これに因て我儕爾が神より出來しことを信ず 三一 イエス彼等に
答けるは今なんぢら信ずる乎 三二 時まさに至ん今いたりぬ爾曹散

て各人々の屬する所に往たゞ我を一人のこさん然ど我獨なるに
非ず父われと偕に在なり 三三 われ此事を爾曹に語しは爾曹をして
我に在て平安を得させんが爲なり爾曹世に在ては患難を受ん然
ど懼るゝ勿れ我すでに世に勝り

第十七章

一 イエス此言を語畢て天を仰ぎ曰けるは父よ時いたりぬ
爾の子なんぢの榮を顯さんが爲に爾の子の榮を顯し給へ 二 これ
爾われに賜し所の者に我永生を予んがため凡の者を制る權威
を我に賜たればなり 三 永生とは唯獨の眞神なる爾と其遣しゝイ
エスキリストをしる是なり 四 我なんぢの榮を世に顯し爾の我に
委し所の行は我これを成り 五 父よ今我をして爾と偕に榮を得さ
せ給へ即ち創世より先に爾と偕に有し所の榮を得させ給へ 六 な
んぢ世より選て我に賜し人々に我なんぢの名を顯せり彼等は爾
の屬にして爾これを已に我に賜ふ彼等また爾の道を守れり 七 彼

等いま爾の我に賜し者ハ皆爾より出しと知る 八 蓋われ爾が我に賜
し言を彼等に予たれバなり彼等これを受また我爾より出し事を
誠に知かつ爾の我を遣しゝことを信じたり 九 我これらの為に祈
る我祈るハ世の為に非ず爾の我に賜し者の為なる耳これ彼等ハ
爾の属なれバなり 十 凡て我が属ハ爾の属なんぢの属ハ我が属なり且わ
れ彼等に由て栄を受 十一 われ今より世に在ず彼等ハ世にをり我ハ
爾に就る聖父よ爾の我に賜し者を爾の名に在しめ之を守て我儕
の如く彼等をも一になし給へ 十二 我これらと偕に在し時ハこれらを
爾の名に在しめて之を守たり爾の我に賜し者を我守りしが其中
一人だに亡たる者なし唯沈淪の子ハほろびたり是聖書に應せん為
なり 十三 我いま爾に就る我世に在て此事を語るハ我喜樂を彼等
に充しめん為なり 十四 われ爾の道を彼等に授たり世ハ彼等を悪む
蓋われ世の屬に非ざる如く彼等も世の屬に非ざれバ也 十五 われ爾

に彼等を世より取たまへと祈らず惟かれらを守て悪に陥らす勿
れと祈る 十六 己を世の屬に非ざる如く彼等も世の屬に非ず 十七 爾の
眞理をもて彼等を潔め給へ爾の言は眞理なり 十八 なんぢ我を世に
遣しゝ如く我も彼等を世に遣せり 十九 我かれらが爲に自己を潔む
れ眞理に因て彼等の聖られん爲なり 二十 我たゞ彼等の爲に祈
らず彼等の敎に因て我を信ずる者の爲にも祈なり 二一 此はみな一
にならん爲なり父よ爾われに在われ亦なんぢに在かくの如く彼
等も我儕にをりて一にならん爲なり世をして爾の我を遣しゝ事
を信ぜしめん爲なり 二二 爾の我に賜し榮を我かれらに授たり此は
我儕の一なるが如く彼等も互に一にならん爲なり 二三 われ彼等に
在なんぢ我にをる蓋彼等をして一に全ならしめ且世をして爾が
我を遣しゝことを又なんぢ我を愛する如く彼等をも愛することを
知しめんと也 二四 父よ爾の我に賜し者の我をる所に我と偕に在て

我榮すなはち爾が我に賜し者を見んことを願ふは世基を置ざり
し先に爾われを愛したまへば也 二五 義き父よ世も爾を識ず我は爾を
識るかれらも爾の我を遣しゝ事を知り 二六 我なんぢの名を彼等に示
せり復これに示さん蓋なんぢが我を愛するの愛かれらに在また
我かれらに在ん爲なり

第十八章

イエス此事を言て後その弟子と偕に出てケデロンの河
を渉その處にある園の中に弟子と偕に入ぬ 二 イエスを賣たるユ
ダ此處を識りイエス屢その弟子と偕に此に集りたれば也 三 此時
ユダ一隊の兵卒と下吏どもを祭司の長等およびパリサイ人よ
りうけ炬と挑灯と兵器を携て此に來れり 四 イエス事の己に及ん
とするを悉く知いでゝ彼等に曰けるは誰を尋るか 五 彼等こたへ
けるはナザレのイエスなりイエス彼等に曰けるは我は其なりイ
エスを賣しユダ彼等と偕に立り 六 イエス彼等に對て我なりと

曰たまへる時かれら退きて地に仆たり 七 イエス復彼らに誰を尋
る乎と問たまひしかば彼等ナザレのイエス也と曰 八 イエス答け
るは我すでに爾曹に我は其なりと曰り若われを尋るならば此輩
を容て去しめよ 九 是イエス我に賜し者は中一人だに亡る者なし
と云し言に應せん爲なり 十 時にシモンペテロ劍を佩たりしが之
を拔て祭司の長の僕を撃て其右の耳を削おとせり僕の名はマル
コスと云 十一 イエスペテロに曰けるは劍を鞘に斂よ父の我に賜し
杯を我飲ざらん乎 十二 斯て隊の兵卒および其長とユダヤ人の下吏
イエスを執へ繫て 十三 先これをアンナスの所に曳往り是は此歳の
祭司の長カヤパの外舅なるに因てなり 十四 ユダヤ人に議て一人民
の爲に死るは益なりと言しは此カヤパなりき 十五 シモンペテロと
外に一人の弟子イエスに從へり此一人の弟子は祭司の長の識と
ころの者にてイエスと偕に祭司の長の庭に入 十六 ペテロは門外に

立り祭司の長の識ところ弟子出て門を守る婢に告てペテロを
ともなひ入十七是に於て門を守る婢ペテロに曰けるハ爾も此人の
弟子の一人ならずやペテロ然ずと曰ふ十八僕等と下吏だち寒な因て
炭を焼ところに立て煖まるペテロも彼等と偕に立て煖まれり十九祭
司の長イエスに其弟子と其教のことを問ぬ二十イエス彼に答ける
ハ我あらはに世に語れり我つねにユダヤ人の平生あつまる所な
る會堂および殿にて教誨をなし隱に語れる事なし二一何ぞ我に問
る乎われ如何かたりしか聽る者に問よ彼等わが言し所を知り二二
イエス如此いひしな旁に立る一人の下吏掌にて彼を打いひける
は爾祭司の長に答るな此の如するか二三イエス彼に答けるは若わが語
しことと善らずバ其善らざるを證せよ若し善バ何ぞ我を打や二四偕
アンナスイエスを繫て祭司の長カヤパの所に遣れり二五シモンペ
テロ立て煖り居しが或人々いひけるハ爾も彼の弟子の一人なら

ず乎ペテロ承ずして然ずと曰り 二六 祭司の長の僕の中の一人すな
はちペテロに耳を削れし者の親戚いひけるハ我なんぢが彼と偕
に園に在しを見しに非ずや 二七 ペテロ又承はず頓て鶏なきぬ○ 二八
人々イエスを曳てカヤパより公廳に往り時すでに平旦なりき彼
等汚穢を受んことを恐て公廳に入ず蓋踰越の節筵を食せんとす
れバ也 二九 ピラト出て彼等に曰けるハ如何なる訟をもて斯人を訟
るや 三十 人々こたへけるハ彼もし惡を行る者に非ずバ爾に解さじ
三一 ピラト彼等に曰けるハ爾曹これを取なんぢらの律法に從て審
判せよユダヤの人々かれに曰けるハ我儕に人を殺の權なし 三二 是
イエスの其死んとする狀を指て語れることに應へり 三三 ピラトま
た公廳に入イエスを召て曰けるハ爾ハユダヤ人の王なるや 三四 イ
エス彼に答けるハ爾この事を言るハ自己に由るか我に就て人の告
しに由るか 三五 ピラト答けるハ我ハユダヤ人ならんや爾の國の民と

祭司の長と爾を我に解せり爾なにを爲しや 三六 イエス答けるハ我
國はこの世の國に非ず若わが國この世の國ならバ我僕われをユ
ダヤ人に付さゞる爲に戰ふべし然ど我國は此世の國に非ざる也
三七 ピラト彼に曰けるハ然ば爾は王なるかイエス答けるは爾の言
ところの如く我ハ王なり我これが爲に生れこれが爲に世に臨れり
蓋眞理について證を爲んため也すべて眞理に屬者ハ我聲を聽 三八
ピラト彼に曰るハ眞理ハ如何なる者ぞ此事を言る後また出て
ユダヤ人に曰けるハ我ハ斯人に罪あるを見ず 三九 爰に爾曹に一の
例あり我踰越の節に一人の囚人を爾曹に釋す爾曹ユダヤ人の王
を釋さん事を欲ふや 四十 衆人また喊叫いひけるハ斯人に非ずバラ
バを釋せバラバハ盜賊なる也

第十九章

其時ピラトイエスを取て鞭つ 二 兵卒ども棘にて冕を編
かれの首に冠しめ又紫の袍を衣せて 三 曰けるハユダヤ人の王や

すかれ斯て掌にて之を打り 四 ピラトまた外に出て彼等に曰けるは我かれに就て罪あるを見ずと之を知せんとて爾曹に曳出せり 五 イエス棘の冕をかぶり紫の袍を衣て外に出ピラト彼等に曰けるは觀よ此その人なり 六 祭司の長等と下吏これを見て十字架に釘よ十字架に釘よと喊叫いふピラト彼等に曰けるは爾曹かれを取て十字架に釘よ我かれに就て罪あるを見ざる也 七 ユダヤ人かれに答けるは我儕に律法あり其律法に從へば彼は死べき者なり蓋かれ自己を神の子と爲ばなり 八 ピラト此言を聞て益懼る 九 また公廳に入てイエスに曰けるは爾何處の者ぞイエス答せざりき 十 ピラト彼に曰けるは我に答ざるか我なんぢを十字架に釘る權威あり亦なんぢを釋す權威あり此事を知ざる乎 十一 イエス答けるは爾上より權威を賜らずば我に對て權威ある事なし是故に我を爾に解しゝ者の罪尤も大なり 十二 此後ピラト彼を釋さんと謀る然ど

もユダヤ人さけび曰けるは若なれを釋さばカイザルに忠心なら
ず凡て自己を王とする者はカイザルに叛く者なり 十三 ピラト此言
を聞てイエスを曳出し鋪石と云る所ヘブル言にて譯ばガバタ
と云ところの審判の座に自ら坐せり 十四 其日は踰越節の備日にて
時は約そ十二時なりき ピラト ユダヤ人に曰けるは爾曹の王
を見よ 十五 かれら喊叫て之を除け之を除け十字架に釘よと曰ふ ピラ
ト 彼等に曰けるは我なんぢらの王を十字架に釘べけんや祭司の
長等こたへけるはカイザルの他われらに王なし 十六 遂にピラト彼
を十字架に釘しめんとて彼等に付せり是に於て彼等イエスを取
て曳往り 十七 イエス十字架を負て髑髏と云る所ヘブルの言にて曰
ふゴルゴタといふ所に往り 十八 此所にて彼を十字架に釘たり別に
二人の者をかれと偕に十字架に釘らる一人は右一人は左イエス中
に居り 十九 ピラト罪標を十字架につけ此はユダヤ人の王なるナザ

レのイエスなりと書たり
二十 許多のユダヤ人これ罪標を讀り蓋イエスを十字架に釘し所は京城に近ければ也その標はヘブルギリシャロマの言にて書たり
二一 ユダヤ人の祭司の長等ピラトに曰けるはユダヤ人の王と書す勿れ自らユダヤ人の王なりと言しと書すべし
二二 ピラト答けるは我書しゝ所すでに書たり
二三 兵卒どもイエスを十字架に釘し後その上衣をとり四に分て各その一を取また裏衣を取り此裏衣は縫なく上より渾く織るもの也ければ
二四 互に曰けるは之を裂ずして誰の屬になるらんか鬮にすべし此は聖書に彼等たがひに我衣を分わが裏衣を鬮にすと云しに應せん爲なり兵卒ども已に此事を行り
二五 偖イエスの母と母の姉妹およびクロパの妻のマリア並マグダラのマリアその十字架の旁に立り
二六 イエス母と愛する所の弟子と旁に立るを見て母に曰けるは婦よ此なんぢの子なり
二七 また弟子に曰けるは此なんぢの母なり是時

ろの弟子かれを已の家に携往り 二八 斯てイエス諸の事の已に竟る
をしり聖書に應せん爲に我渴といへり 二九 此處に醋の滿たる器皿
ありしに兵卒ども海絨を醋に濆し牛膝草に束て其口に予ふ 三十
イエス醋を受し後いひけるハ事竟ぬ首を俯て靈を付せり○ 三一 是
日ハ節筵の備日なり此安息日ハ大なる安息日なれバ屍を十字架
の上に留ことを欲ざるが故にユダヤ人ピラトに對かれらの脛を
折て其屍を取除てとを求へり 三二 是に於て兵卒等イエスと偕に十
字架に釘られし者の一人の脛を先に折り次に亦一人の脛を折 三三
後にイエスに來しに已に死たるを見て其脛を折ざりき 三四 一人の
兵卒戈にて其脅を刺けれバ直に血と水と流出たり 三五 之を見し者
證を立るの證ハ眞なり彼また自ら言ところの眞なるをしる爾曹
をして信ぜしめんが爲なり 三六 この事成り錄して其骨の一をも摧
ざるべしと有に應せん爲なり 三七 また他の書に彼等の刺し者を彼

等觀べしと云り○ 三八 是後アリマタヤのヨセフと云る者にて前に
ユダヤ人を懼て隱にイエスの弟子となれる者イエスの屍を取ん
とてピラトに求ピラト之を許しゝに因きたりて其屍を取り 三九 ま
た曩に夜間イエスに就たるニコデモといふ人沒藥と蘆薈を和およ
そ百斤ばかり携來る 四十 彼等イエスの屍を取てユダヤ人の葬の例
に循ひ之を布と香にて裹り 四一 さて十字架に釘し其近傍に園あり
園の中に未だ人を葬りし事なき新き墓あり 四二 是日はユダヤ人の
節筵の備日なり又墓近かりければ其處にイエスを置り

第二十章

一週の首の日の朝いまだ昧うちにマグダラのマリア墓
に來て石の墓より取去ありしを見 二 遂にシモンペテロまたイエ
スの愛せし所の弟子に趨往て曰けるは墓より主を取し者あり我
儕何處に置しや其處を知ず 三 ペテロと彼一人の弟子いでゝ墓に
往 四 二人ともに趨る他の弟子ペテロより疾趨て先に墓に至ぬ 五

倚て屍を裹し布を置るを見たれども入ず
六 シモンペテロ彼に後て來り墓にいり裹し布を置るを見たり
七 ろの首を裹し手巾は屍を裹し布と同に置ず離て別の處に疊て置り
八 是に於て先に墓に來れる他の弟子も入てこれを見て信ぜり
九 録してイエスの死より甦るべき事あるを彼等未だ知ざる也
十 斯て弟子は己の宿に歸り
十一 マリアは墓の外に立て哭つゝ墓にむかひ俯て
十二 二人の天使しろき衣を着イエスの屍を置たりし所の首の方に一人足の方に一人坐し居を見たり
十三 天使かれに曰けるは婦よ何ぞ哭くや彼こたへけるは我主を取し者あり何處に置しかを知ざれば也
十四 如此いひて反顧イエスの立しを見る然どもイエスなることを知ず
十五 イエス彼に曰けるは婦よ何ぞ哭や誰を尋るやマリア園を守る人ならんと意ひ彼に曰けるは君よ爾もし彼を轉移しゝならば何處に置しか我に告よ我これを取べし
十六 イエス彼にマリアよといふ婦

かへりみて彼にラボニと曰り之を譯ば夫子なり
十七 イエス彼に曰けるは我に捫ると勿れ我いまだ我父に升ざれば也わが兄弟に往ていへ我は我父すなはち爾曹が父わが神すなはち爾曹が神に升ると
十八 マグダラのマリア主を見しことゝ主の如此おのれに言給へるといふ事を弟子等に往て告○
十九 此日の暮時すなはち一週の首の日弟子等ユダヤ人を懼るゝに因て集れる所の門を閉おきしがイエス來て其中に立かれらに曰けるは爾曹安かれ
二十 如此いひし後ろの手と脅を彼等に見す弟子たち主を見て喜べり
二一 イエスまた彼等に曰けるは爾曹安かれ父の我を遣しゝ如く我も爾曹を遣さん
二二 如此いひしのち氣を噓て彼等に曰けるは聖靈を受よ
二三 なんぢら誰の罪を釋すとも其罪ゆるされ誰の罪を定るとも其罪さだめらるべし
二四 イエス來しとき十二の弟子の一人なるデドモと稱るトマス彼等と偕に在ざりき
二五 是故に他の弟子かれに曰け

るは我儕主を見たりトマス彼等に曰けるは我もし其手に釘の跡
を見わが指を釘の跡に探しわが手を其脅に探に非ずば信ぜじ 二六 八
日を越し後また弟子たち室の内に在けるがトマスも彼等と偕に
在り門を閉たるにイエス來て其中に立て曰けるは爾曹安かれ 二七
遂にトマスに曰けるは爾の指を此に伸て我手を見よなんぢの手を
伸て我脅にさせ信ぜざる勿れ信ぜよ 二八 トマス答て彼に曰けるは
我主よ我神よ 二九 イエス彼に曰けるは爾われを見しに因て信ず見
ずして信ずる者は福なり 三十 此書に錄さゞる外なほ許多の奇跡を
イエス弟子の前にて行り 三一 此書を錄せるは爾曹をしてイエスの
神の子キリストなる事を信ぜしめ之を信じ其名に因て生命を得
させんが爲なり

第二十一章

此後イエス復テベリアの湖にて弟子等に己を現せり
其現せること左の如し 二 シモンペテロとデドモと云るトマス及

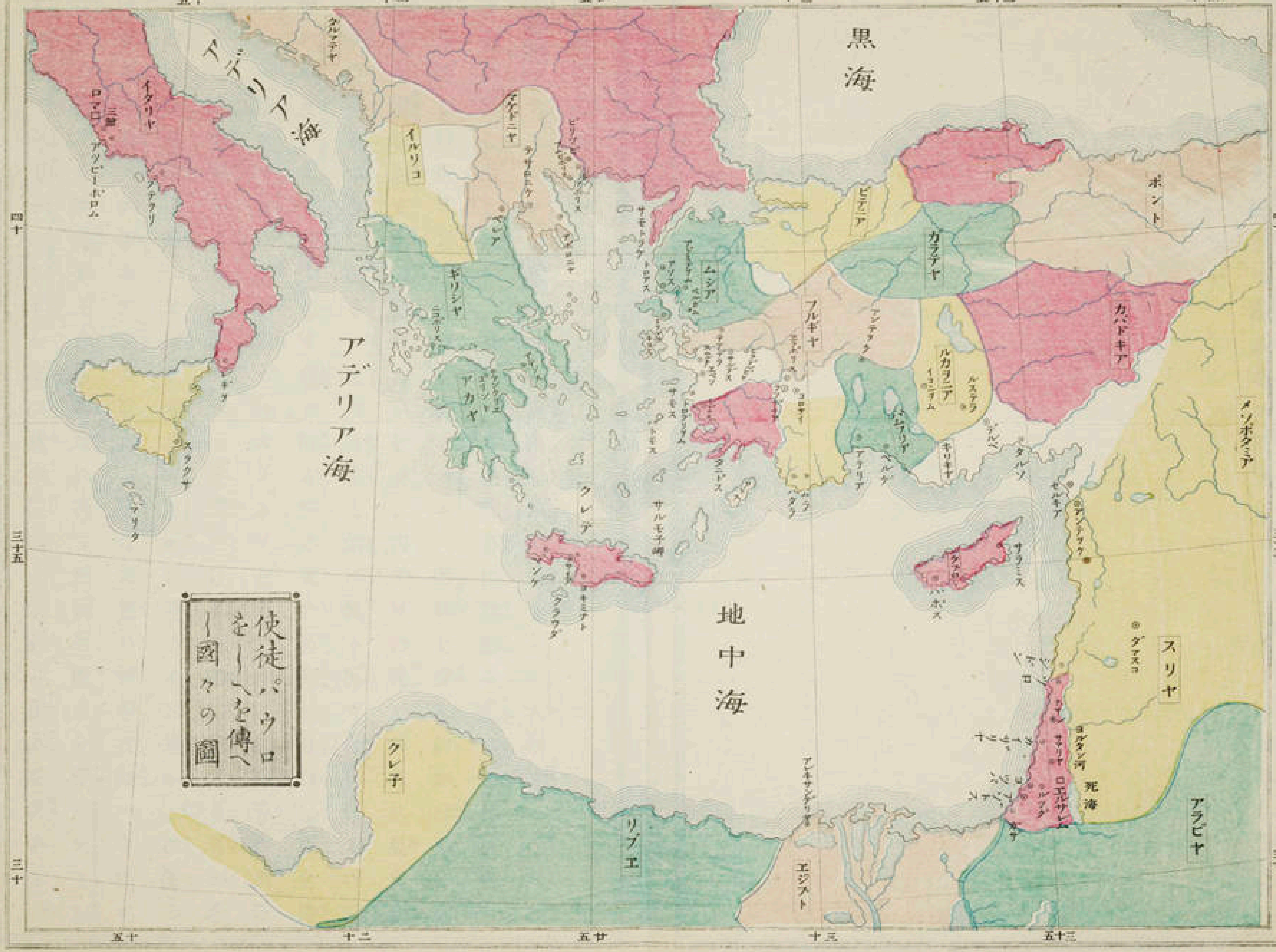
ガリラヤのカナのナタナエルとゼベダイの子等また他の二人の弟子ともに在り 三 シモンペテロ彼等に曰けるは我漁に往ん彼等いひけるは我儕も偕に往ん彼等いでゝ舟に登りしが此夜は何の所獲も無りき 四 已に夜も明たるにイエス岸に立り然ど弟子等そのイエスなる事を知ず 五 イエス彼等に曰けるは小子どもよ食物あるや彼等こたへけるは無し 六 イエス彼等に曰けるは網を舟の右に撒む所獲あらん遂に網をうつ魚おほきに因て曳擧ること能はず 七 是に於てイエスの愛せし所の彼弟子ペテロに曰けるは是主なり シモンペテロ主なりと聞て裸なりしが衣をつけ帯して湖に投入ぬ 八 他の弟子等は小舟にて魚の入たる網を曳て至れり蓋岸を距こと遠からず五十間許なりければなり 九 岸に着しに炭火と其上に載たる魚およびパンあるを見たり 十 イエス彼等に曰けるは今獲し所の魚を少し携來れ 十一 シモンペテロ舟にゆき網を岸に曳來し

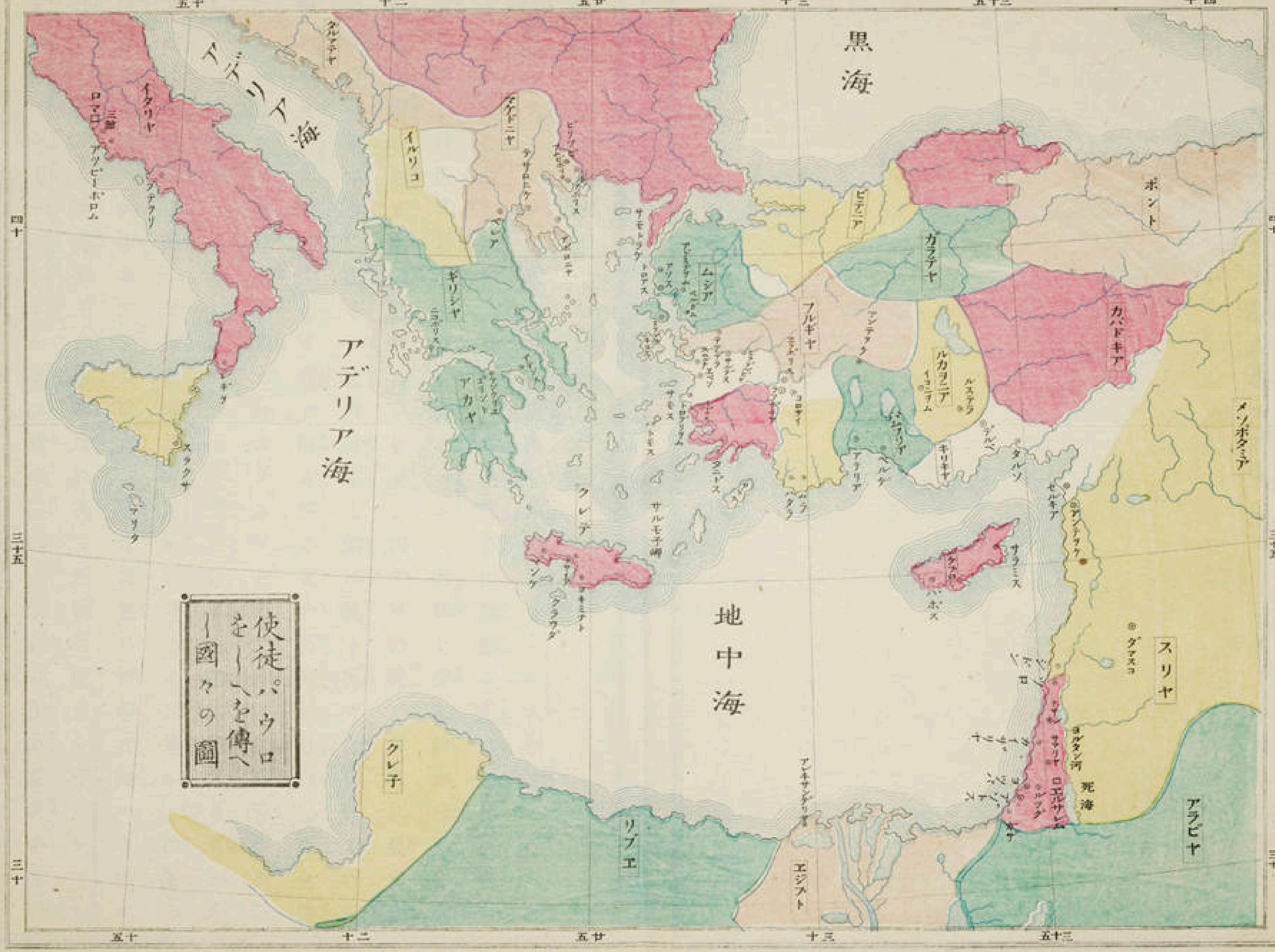
に其網の中に大なる魚百五十三尾いりたり如此おほかりけれど
網は裂ざりき
十二 イエス彼等に曰けるは來て食せよ弟子たち敢て
彼に爾は誰なると問ることをせず此は主なりと知ばなり
十三 イエ
ス來てパンを取かれらに與ふ魚をも亦ろの如せり
十四 イエス死より
甦りしのち己を弟子等に現せることは是三次なり
十五 偺てかれら食
して後イエスシモンペテロに曰けるはヨナの子シモンよ爾これ
らの者に過て我を愛するや彼いひけるは主よ然わが爾を愛する
ことは爾知りイエス彼に曰けるは我羔を牧へ
十六 また二次かれに曰
けるはヨナの子シモンよ我を愛するかかれ曰けるは主よ然わが
爾を愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を牧へ
十七 三次かれ
に曰けるはヨナの子シモンよ我を愛するかペテロ三次われを
愛するかと言しに因て憂ふ斯て答けるは主よしらざる所なし我
なんぢを愛することは爾知りイエス彼に曰けるは我羊を牧へ
十八 誠

に實に爾に告ん爾いとわかき時みづから帶し意に任せて遊行ぬ
老ては手を伸て人爾を束り意に欲ざる所に曳至らん十九如此いへ
るは其如何なる死にて神を榮んといふ事を示したるなり此を言
て後また彼に曰けるは我に從へ二十ペテロ反顧イエスの愛せし弟
子の從へるを見この弟子は食する時イエスの懷に倚て主を賣す
者は誰ぞやと問し弟子なり二一ペテロ之を見てイエスに曰けるは
主よ斯人はいかに二二イエス彼に曰けるは我もし彼が存へて我が來るを
待を欲ば爾に何の與あらんや爾は我に從へ二三是に於て此言兄弟
の中に傳りて此弟子死ずと言り然どもイエス ペテロに彼は死ず
と言しに非ず我もし彼が存へて我來るを待を欲ば爾に何の與あ
らん乎と言しなり二四此等の事について證をなし且これを書しゝ
者は其弟子なり我儕その證の眞なる事を知り二五イエスの爲し事
は此等の外にも許多あり若これを一々にしるしなば其書この世

ふ載(のせ)盡(つく)すこと能(あたは)じと意(おも)ふ也アーメン

新約全書約翰傳福音書終


使徒パウロをしへを傳へし國々の圖
黒海
アドリア海
アデリア海
地中海
イタリヤ
ロマ
マケドニヤ
イルリコ
ギリシヤ
アカヤ
ムシア
ビテニア
ガラテヤ
ポント
カパドキア
フルギヤ
ルカヲニア
キリキヤ
メソポタミア
スリヤ
ダマスコ
アンテアケ
サラミス
パポス
クレテ
クレ子
リブエ
エジプト
アレキサンデリア
ヨルダン河
死海
エルサレム
サマリヤ
アラビヤ
スラクサ
サルモチ岬
五十
十二
五廿
十三
五十三
十四
四十
三十五
三十


使徒パウロをしへを傳へし國々の圖
黒海
アデリア海
地中海
イタリヤ
ロマ
イルリコ
マケドニヤ
ギリシャ
アカヤ
ムシア
ビテニア
ガラテヤ
ポント
カパドキア
フルギヤ
ルカオニア
キリキヤ
メソポタミア
スリヤ
ダマスコ
アンテオケ
死海
アラビヤ
エジプト
リブエ
クレ子

新約全書使徒行傳

第一章

テヨピロよ我すでに前書を作て凡そイエスの始て行へるところ敎し所を錄し 二 其選たる使徒等に聖靈に託て命ぜしのち擧られし時にまで至れり 三 夫イエスは苦難を受し後おほくの確據なる證を以て己の活たる事を現し四十日の間かれらに見え神の國の事につきて語り 四 また彼等と偕に集り居て命じけるは爾曹エルサレムを離ずして我に聞る所の父の約束し給ひし事を待べし 五 蓋ヨハ子は水を以てバプテスマを施たれども爾曹は久からずして聖靈によりバプテスマを受べければ也 六 集れる者かれに問けるは主よ爾いま國をイスラエルに還さんと爲か 七 彼等に曰けるは父は其權にて定たまへる時また期は爾曹が知べき所に非ず 八 然ども聖靈なんぢらに臨に因て後爾曹能力を受エルサレムユダヤ全國サマリアおよび地の極にまで我が證人と爲べし 九

此事を言畢しのち彼等の見が間に擧らる雲これを接て見ざらし
めたり 十 イエスの昇れる時かれら天を仰ぎ視たりしに白衣を着
たる二人の人ありて旁に立 十一 曰けるはガリラヤ人よ何故に天を
仰て立るや爾曹を離て天に擧られし此イエスは爾曹が彼の天に
昇るを見たる其如く亦きたらん○ 十二 其時かれら橄欖と名る山よ
りエルサレムに歸る此山はエルサレムに近く約そ安息日に行う
る程なり 十三 已に入て樓に登れり此に留れる者はペテロヤコブヨ
ハネアンデレピリポトマスバルトロマイマタイアルパイの子ヤ
コブゼロテと云るシモンヤコブの兄弟なるユダなり 十四 凡ての人
々は婦等およびイエスの母マリア並イエスの兄弟と偕に心を合
せて恒に祈禱を務たり○ 十五 當時ペテロ弟子等(その集る者およ
そ百廿人なりし)の中に立て曰けるは 十六 人々兄弟よ聖靈ダビデの
口によりてイエスを捕る者を導けるユダに就て預じめ語たる此

聖書は必ず應ずべかりし也 十七 蓋かれも我儕と共に列りて此職を
任たれし者也 十八 斯人は不義の價をもて地所を買また倒に墜て眞中
より裂れ其腸ことごとく流出たり 十九 此事エルサレムに住る凡の
人に知しゆゑ其地所を方言にてアケルダマと呼これを譯ば血の
地所なり 二十 詩の篇に錄して彼の家は墟くなれ其中に人を住居さ
する勿れ彼の職は他人に得させよと云り 二一 是故に主イエスの我儕
が中に往來し給たる間 二二 即ちヨハネのバプテスマより始われら
を離て擧られし日に至るまで常に我儕と偕に在し者の中一人われ
らと共に其甦りし事の證人と爲べき也 二三 是に於てバルサバと
稱るヨセフ又の名はユストと云る者とマツテアとの二人を擧て
二四 祈いひけるは衆人の心を識たまふ主よ願くは奉事とこの使徒
の職を得させんが爲に此二人のうち孰を選たまひしか示し給へ
二五 既にユダは此職を離て其往べき所に往たり 二六 斯て鬮を取しに

マツテアに當ければ彼十一人の使徒等と共に列れり

第二章

一 ペンテコステの日に至て弟子等みな心を合せて一處に在しに 二 俄に天より迅風の如き響ありて彼等が坐をる所の室に充り 三 焰の如きもの現れ岐て彼等各人の上に止る 四 是に於て彼等はみな聖靈に滿され其聖靈の言しむるに隨ひて異なる諸國の方言を言はじめたり 五 時に敬虔あるユダヤ人天下の諸國より來てエルサレムに留れる者ありき 六 此音おこりしに因れ多くの人々集りけるが各人おのが方言を彼等の語れるを聞て躁あへり 七 みな駭き異みつゝ互に曰けるは視よ此語る者は凡てガリラヤ人ならず乎 八 如何して我儕おの〱生し所の方言を彼等より聞か 九 我儕はパルテア人メデア人エラム人およびメソポタミア ユダヤ カパドキア ポント アシア 十 フルギア パムフリア エジプト又クレ子に近きリブエの地などに住る者また口マより來て居るもの或は

ユダヤ人および其教に入し人 十一 又クレテ人アラビヤ人なるに彼等が我儕の方言をもて神の大なる用を語るを聞のと 十二 皆おどろき訝て互に曰けるは此は何なる故ぞや 十三 或は嘲りて此人々は甘き葡萄酒に満されたる者なりといふ人あり 十四 是に於てペテロ十一人と偕にたち声を揚て彼等に対いひけるはユダヤ人および凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞て之を知れ 十五 今は昼九時なれば爾曹の逆料ごとく此人々は酔る者に非ず 十六 これ即ち預言者ヨエルに因て語れる所なり 十七 神いひ給く末の世に至て我が霊をもて凡の人に注ん爾曹の子女も預言すべし又なんぢらの幼者は異象をみ老者は夢を見べし 十八 其とき我わが霊を我僕なる男女に注ん彼等も亦預言すべし 十九 われ上なる天に奇跡を現し下なる地に休徴を示さん即ち血あり火あり烟あるべし 二十 主の大なる顕赫日の来ん前に日は晦く月は血に変ん 二十一 凡て主の名を呼

頼む者は救るべし 二二 イスラエルの人々よ此等の言を聴かれナザ
レのイエスは爾曹の知ごとく神かれに託て爾曹の中に行し妙な
る能力と奇跡と休徵とを以て爾曹に證し給る所の人なり 二三 此人
は即ち神の定し旨と預め知たまふ所に應て解さる爾曹は無法の
手をもて之を捕へ十字架に釘て殺せり 二四 神は其死の苦を釋て之
を甦らせ給へり彼は死に繫れ在べき者ならざれば也 二五 蓋ダビデ
彼に就て曰けるは我わが前に主の常に在すを見るかの我右に在は
我動されざる爲なり 二六 是故に我心は樂み我舌は喜べり且わが肉
體は望に居ん 二七 そは爾は我魂を陰府に遺おかず又なんぢの聖者
を朽果しめざるが故なり 二八 爾すでに我に生命の路を示す我を爾
の前に置て喜に盈しめんと 二九 人々兄弟よ我始祖ダビデに就て憚
る所なく爾曹に語る是當然ことなり彼は既に死て葬られ其墓は
今日に至るまで我儕の中にあり 三十 彼は預言者にして神これに誓

を立て其血統の中より一人を擧て位に即しめんと矢たまへるを
知り 三一 預め此事を曉るが故にキリストの甦る事につき語て彼は陰
府に遺おかれず亦その肉體も朽果ずと曰るなり 三二 既に神はイエ
スを甦らせ給へり我儕は皆その證人なり 三三 是故に彼は既に神の
右に擧られ約束の聖靈を父より受て今なんぢらが見ところ聞と
ころの者を注り 三四 三五 夫ダビデは天に昇しことなし然るに彼みづか
ら言主わが主に曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳と爲まで我右
に坐すべしと 三六 然ば凡てイスラエルの全家よ爾曹が十字架に釘
し此イエスを立て神これを主となしキリストとなし給しことを
確に知べし 三七 彼等これを聞て其心刺るゝが如し是に於てペテロと他
の使徒等に問けるは人々兄弟よ我儕は何を爲べき乎 三八 ペテロ彼
等に曰けるは爾曹おの〳〵悔改めて罪の赦を得んが爲にイエス
キリストの名に託てバプテスマを受よ然ば爾曹も聖靈の賜を受

べし
三九
この約束は爾曹および爾曹の子孫また凡の遠人すなはち主たる我儕の神に召るゝ人々に屬なり
四十
また多言をもて證して勸けるは爾曹この邪なる世より救出されよ
四一
其時かの言を聞納し者はバプテスマを受たり是日弟子に加はる者およそ三千人
四二
彼等は常に使徒等の教訓をうけ交接をなしパンを擘ことゝ祈禱とを務む
四三
是に於て敬畏人々の心に生ず又使徒等に託て許多の奇跡と休徴おこなはれたり
四四
信者はみな一處に會て諸物を共にし
四五
產業と其所有を鬻て各人の用に從ひ之を分與へぬ
四六
日々心を合せて殿に在また家に於てパンをさき歡喜と誠心をもて食を同にし
四七
神を讚美すべての民に悅ばるゝ主すくはるゝ者を日々教會に加たまへり

第三章

第三時祈禱の時に當てペテロとヨハネ共に殿に上しに
二
一人の生來なる跛あり殿にいる人に施濟を求ん爲に日ごと負き

て殿の美と名る門に置る　三 彼ペテロとヨハネの殿に入んとする
を見て施濟を求り　四 ペテロヨハネと共に熟々之を視て曰けるは
我儕を観よ　五 かれ得ことを有んと意て彼等を見つめたり　六 ペテロ
曰けるは金銀は我になし惟われに有ものを爾に予ふナザレのイ
エスキリストの名によりて起て行め　七 遂に其右の手を執て之を起
ければ其足と踝たゞちに健勁なりて　八 躍立つ行めり踊あゆみ
神を讃美つゝ彼等と偕に殿に入ぬ　九 衆民かれの行み神を讃るを
見て　十 素ろの殿の美門に坐し施濟を求たりし者なるを識これ人
に所遇ことを大に駭き奇めり　十一 その跛者ペテロとヨハネにすが
り居し間に民みな駭こと甚しくソロモンの廊と名る所に趨集き
り　十二 ペテロ之を見て民に答けるはイスラエルの人々よ何故に此
事を奇とするや我儕が自己の能と徳をもて此人を行しゝが如く
何ぞ我儕に目を注るや　十三 夫アブラハムイサクヤコブの神わが先

祖たちの神は其僕イエス即ち爾曹が解しゝ者ピラトが釋すことを
擬たる時かの前に爾曹が拒し所の者を榮たまへり
十四 爾曹は聖
者義者を拒み人を殺しゝ者を己に予られん事を求め
十五 かつ生命の
主を殺せり神は之を死より甦らせ我儕は其證人なる也
十六 イエス
の名は其名を信ずるに由て爾曹が見ところ識ところの此人を健
勁せり如此イエスに由る信仰は爾曹すべての人の前に於て此人
を全く愈たり
十七 兄弟よ我は知なんぢらが行し事は知ざるに由て
なり爾曹の有司等も亦然り
十八 然ども神は凡の預言者の口に託て
キリストの苦を受ることを預め示し其言を如此かなはせ給へり
十九 是故に爾曹罪をくい心を改て其罪を抹るゝことを為よ蓋主の
前より安舒日の來り
二十 且あらかじめ擬たまひしイエスキリスト
を遣れんが為なり
二一 神の古より聖預言者の口に託て言たまひし
萬物の復興ん時まで天は必ず彼を受おくべし
二二 モーセ我儕の先

祖たちに告て曰けるは主なる爾曹の神は爾曹の兄弟の中より我
に似たる一人の預言者を起さん其爾曹に告る凡の言を聽べし 二三
凡て此預言者に聽從はざる者は民の中より取滅さる 二四 又サムエ
ルより以來りたりし所の預言者も皆あらかじめ此日を指て言り
二五 夫爾曹は預言者の子孫なり且神の我儕が先祖たちに立たまひ
し契約を承繼ものなり即ちアブラハムに告て地の諸族は爾の裔
に由て福を獲んと曰給へり 二六 神すでに其僕イエスを立なんぢら
各人を其惡より引反し福を獲させんが爲に先爾曹に彼を遣せり

第四章

彼等が民を敎へ且イエスの事をひき死より復生の事を宣
るにより 二 祭司殿司およびサドカイの人たち心を惱し其民に語
けるとき突然きたりて 三 親手これを執ふ時すでに暮ければ明日
まで獄に囚おけり 四 然ど其道を聽し者は多これを信ず其數おほ
よそ五千人なり 五 明日有司たち長老學者 六 及び祭司の長アンナ

並カヤパヨハネアレキサンデルと祭司の長の凡の族エルサレム
に集り 七 使徒等を其中に立せて問けるは爾曹何の權また何の名
に由て之を行ひしや 八 其時ペテロ聖靈に滿され彼等に曰けるは
民の有司およびイスラエルの長老よ 九 我儕もし病たる人に行ひ
し善事につき之を如何にして愈しゝと今日訊れなば 十 爾曹とイス
ラエルの民もみな知べし其なんぢらが十字架に釘しところ神の
甦らせ給し所のナザレのイエスキリストの名に由て此人健勁な
ることを得なんぢらの前に立たりと 十一 是は即ち爾曹工匠の棄し
所の石屋の隅の首石となる者なり 十二 此ほかに別に救ある事なし
蓋天下の人の中に我儕の依頼て救るべき他の名を賜ざれば也 十三
彼等ペテロとヨハネの忌憚る所なきを見て其無學の小民なるを
識ば之を奇みたり又そのイエスと偕に在しを知る 十四 かつ愈れたる
人の彼等と偕に立るを見により駁べき言なかりき 十五 斯て彼等

に命じて集議所を去しめ後に相議て曰けるは 十六 この二人に何を
處べきや彼等が既に著き休徴を行へる事は凡てエルサレムに居
者の明かに知ところ也われら之を言滅ること能ず 十七 然ども此事の
猶ひろく民に傳らざる爲に彼等を恐喝し此後この名に就て人に
語ることを勿しめん 十八 遂に彼等を召て更にイエスの名に就て語る
こと教ることを爲なかれと戒む 十九 ペテロヨハネ彼等に答て曰け
るは神に聽よりも愈て爾曹に聽む神の前に在て義たらんか爾曹
みづから之を判よ 二十 われら見しところ聞し所のものを言ざるを
得ざる也 二一 人々この所爲に因て神を榮たるに彼等民を畏れ此二
人を罪するに由なく更に之を恐喝して釋せり 二二 この奇なる跡に
由て癒されたる人は四十歲餘なりき ○ 二三 かれら釋されて其友の
所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告 二四 この友これを聞
て心を合せ神に對ひ聲を揚て曰けるは主よ爾は天と地と海と其

中の萬物を造りたまひし神なり 二五 なんぢ曾て其僕ダビデの口に託
て何故に異邦人は喧嘩もろ〱の民は徒事を謀る乎 二六 地の王等
れ起て群伯と共に集り主および其キリストに逆ふと云り 二七 それ
誠にヘロデとポンテヲピラト異邦人およびイスラエルの民相共
に此城に集り爾の膏を沃たる聖僕イエスに逆へり 二八 これ爾の手
なんぢの旨にて預じめ定め給ひし事を彼等は成るなり 二九 三十 主よ今
かれらの恐喝を見たまへ願くは爾の手を伸て醫を施し爾の聖僕
イエスの名に託て休徴と奇跡を行はしめ爾の僕等に臆すること
なく爾の道を宣ることを得させよ 三一 かれら祈禱を畢し時その集
れるところ震動みな聖靈に滿されて臆する所なく神の道を宣○
三二 信者はみな心と一にし意を一にして誰一人その所有を己が物
と云てとなく凡て之を共に有り 三三 使徒だち大なる能をもて主イ
エスの甦りし事を證し彼等みな大なる恩を蒙れり 三四 其中に一人

も窮乏者あらざりき蓋地所あるひは家を有る者は其を售て其售し
所の價を挈來り 三五 使徒等の足下に置あれを各々の用に從ひて分
予しが故なり 三六 レビの族にてクプロに生しヨセフは使徒等に呼
れてバルナバと稱る之を譯ば勸慰の子 三七 この人田疇ありけるが
其を售てその金を挈來り使徒等の足下に置り

第五章 然るにアナニアといふ人その妻サッピラと同に產業を鬻
二 その價の幾分を藏し餘の幾分を挈來りて使徒等の足下に置ぬ
其妻も之を知り 三 ペテロ曰けるはアナニアよ何故に爾の心サタ
ンに滿されて聖靈に對ひ偽て地所の價の幾分を藏す事をせし乎 四
地所いまだ售ざる時は爾の有ならずや已に售たりとも亦なんぢ
の權に屬るならずや何故に爾の心にこの事を發念しや爾人に對て
偽るに非ず神に對て偽れる也 五 アナニア此言をきゝて仆て氣絶之
を聞者みな大に懼る 六 少者ども起て彼を殮み舁出して葬れり 七

約そ三時ばかり過て其妻いまだ此所遇を知ずして入來れり 八 ペテロ彼に曰けるは爾曹この價にて地所を售しや我に告よ答て曰けるは然り其價なり 九 ペテロ彼に曰けるは爾曹心を合せて主の靈を試るは何ぞや視よ爾の夫を葬りし者の足門外に在また爾をも舁出さん 十 婦直に其足下に仆て氣たゆ少者ども入來て其死たるを見これをも舁出して其夫の側に葬れり 十一 全會の者とこれを聞る者ども皆大に懼る 十二 多の休徵と奇なる跡は使徒等の手に由て民の間に行はれたり又かれら皆心を合せてソロモンの廊に在 十三 其餘の者は敢て之に近づかざりき然ども民は彼等を尊み 十四 男女とも信ずる者ますます多く主に屬ぬ 十五 斯て人々病る者を携て衢にいで寢牀また榻の上に置り蓋ペテロの來らん時ろの影にて陰はるゝ者あらんかと意ばなり 十六 また許多人々四方の諸邑より病る者および惡鬼に難されたる者を携てエルサレムに來り悉く愈

さきたり 十七 然るに祭司の長および彼と同にある者即ちサドカイ
宗の徒みな起て大に憤り 十八 使徒等を執て獄に置り 十九 然ども主の
使者夜獄の門を啓き彼等を携へ出して曰けるは 二十 往て殿に立此
生命の言を悉く民に語れ 二一 かれら之をきゝ昧爽より殿に入て教
ふ祭司の長および同人ども來て議員およびイスラエルの子孫の
長老等を悉く召集て彼等を曳來せんが爲に下吏を獄に遣せり 二二
ろの人等きたりしに獄の内に彼等を見ず反て告いひけるは 二三 獄
は固とぢ守者も門の外に立るを我儕いま見しに啓けゝ內に一人を
も見ざりき 二四 祭司殿司および祭司の長たち此言を聞て此は如何
に成行べきかと彼等に就て心惑へり 二五 或人來り彼等に告けるは
視よ爾曹が獄に置し者は今殿に立て民を敎ふ 二六 是に於て殿司は
下吏等と共に往かれらを曳來れり然ど强暴なる事を爲ざりき蓋石
にて民に擊れん事を懼しが故なり 二七 既に曳來りて彼等を議員の

前に立せ祭司の長これに問て曰けるは 二八 我儕この名に由て教る勿れと爾曹に嚴く禁ぜしに非や然るに爾曹は其教をエルサレムに滿せ又かの人の血を我儕に負めんとす 二九 ペテロと使徒たち答て曰けるは人に從ふより神に從ふは爲べきの事なり 三十 我儕の先祖の神は爾曹が木に懸て殺しゝ所のイエスを甦らせ給へり 三一 神は之を君とし救主として其右の方に擧てイスラエルに悔改と罪の赦を予んが爲なり 三二 我儕は此事の證を爲者なり神の之に從ふ者に賜ふ所の聖靈も亦證す○ 三三 かの人々これを聞て甚しく怒を含み彼等を殺さんと謀る 三四 パリサイの人にて衆民の中に尊まるゝ敎法師ガマリエルと云る者議員の中にたち命じて使徒等を暫く外に出さしめ 三五 曰けるはイスラエルの人々よ爾曹かの人等につきて爲んとする事を自ら愼むべし 三六 さきにチウダ起て自ら誇れり之に從へる者はおよそ四百人ありしが彼は殺され從

ひし者は皆ちらされて跡なきに至る 三七 此人の後また戸籍調査の時ガリラヤのユダ起て民を誘ひ從はしゝが彼も亡び其に從ひし者も悉く散されたるむ也 三八 今われ爾曹に語らん此人々を容て之に係る勿れ若この謀とこの行ふところ人より出ば必ず亡べし 三九 もし神より出む爾曹これを亡すこと能ず恐くは爾曹神に逆ふ者とならん 四十 彼等これに從ひ使徒等を召て鞭ちイエスの名に由て語ることを爲なかれと命じて之を釋せり 四一 使徒等はイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて議員の前を去 四二 日々に殿および人の家に於て教をなしイエスキリストの福音を傳て止ざりき

第六章

一 當時弟子たちの數おほく加りギリシヤ方言のユダヤ人ろの嫠等が日々の施濟に遺漏されしを以てヘブル方言のユダヤ人にむかひ怨言し事ありければ 二 十二人の者弟子等を召集て曰け

るゝ我儕神の道を棄て飲食の事に仕るは意に適ず 三 是故に兄弟
よ爾曹の中より聖靈と智慧の滿たる善證ある者七人を撰べし我
儕これを立て此事を司らせん 四 而して我儕は常に祈ることゝ道を
傳ることを務べし 五 此言すべての人の心に合ければ信仰と聖靈
の滿たるステパノ及ピリポプロコロニカノルテモンパルメナ又
ユダヤ教に入しアンテオケのニコラを撰び 六 この人々を使徒等
の前に立しむ使徒たち祈て其上に手を按り○ 七 神の道いよ〳〵
傳播て弟子等エルサレムに甚しく增り祭司も多く信仰の道
に從へり○ 八 ステパノ恩と能力に滿て奇なる跡と大なる休徵を
民の中に行へり 九 時にリベルテンと稱る會堂およびクレ子人ア
レキサンデリア人キリキヤ人アジア人の諸會堂より人々起てス
テパノと言爭ふ 十 彼等ステパノの智慧と之に由て言ところの靈
に敵すること能ず 十一 遂に人をして誣告しめけるは我儕かれが言

を聞しにモーセと神を誹讟たり 十二 かれら民と長老學者たちの心
を動させ突然きたりて彼を執へ集議所に曳來り 十三 妄の證人を立
て曰せけるは此人は聖所と律法を誹讟すことを語て止ず 十四 蓋かれ
語て此ナザレのイエスは此所を毀ち且モーセの我儕に授し所の
例を易べしと曰るを我儕聞たれむ也 十五 是に於て集議所に坐せる
者みな目を注て彼を見しに其面天使の面の如なりき

第七章

さて祭司の長いひけるは此事かくの如なる乎 二 ステパノ
曰けるは衆兄弟および父等よ聽われらの先祖アブラハム未だカ
ランに住ざる前メソポタミヤに在しとき榮光の神あらはれて 三
彼に曰たまひけるは爾の國を出なんぢの親族を離て我なんぢに
示さん所の地に至れ 四 斯てアブラハムカルダヤ人の地を出てカ
ランに住り其父の死しのち神は彼を彼處より今なんぢらが住と
ころの此地に移し給へり 五 此地に於は足を踏立るほどの地をも

賜ず且かれに未だ子あらざりしに此地を產業として彼と其子孫
に賜んと約束し給へり 六 神如此いひ給へり彼の裔は他の國に旅
らん他の國の人々これを奴隷と爲て四百年の間なやまさん 七 神
また云かれらを奴隷とする國民を我鞫べし厥後かれら其國を出
この處に於て我に事んと 八 また彼に割禮の契約を予へ給へり斯
てアブラハムイサクをうみ第八日に割禮を之に行ふイサクヤコ
ブを生ヤコブ十二の始祖を生 九 始祖たちヨセフを妬かれをエジ
プトに賣り然ど神は彼と偕に在て 十 諸の患難の中より之を救出
しエジプト王パロの前に於て恩寵と智慧とを賜てエジプト及パ
ロの全家を宰らせ給ふ 十一 玆にエジプトカナンの遍の地に饑饉と
大なる難あり我儕の先祖たちも食物を獲ことを得ざりき 十二 然る
にヤコブエジプトに穀物ある事を聞て先われらの先祖たちを遣
す 十三 再び遣しゝ時ヨセフその兄弟に識れ且ヨセフの親族パロに

明になれり 十四 ヨセフ人を遣して其父および凡の家族七十五人を召來しむ 十五 是に於てヤコブエジプトに下れり彼も我儕の先祖たちも死たる後 十六 スケムに送きアブラハムが金をもてスケムの父なるエンモルの子孫より買おきし墓に葬られたり 十七 神のアブラハムに示し給へる約束の期ちかづくに從ひて民蕃衍りてエジプトに多なれり 十八 ヨセフの事を知ざる他の王起るに至りて 十九 彼あしき謀計をもて我儕の親族を待ひ我儕の先祖たちを困苦し其嬰孩の活殘ざるやう之を棄させんとせり 二十 其時モーセ生て甚美しく三ヶ月のあひだ父の家に育られ 二一 棄られし後パロの女これを拾あげ己の子として育たり 二二 モーセ盡くエジプト人の學術を敎られ言と行とに才能あり 二三 四十歲に及て其兄弟なるイスラエルの子孫を顧るの心起きり 二四 一人の寃抑らるゝ者を見て之を保護エジプト人を擊て其仇を報たり 二五 モーセも我手をもて神の彼等

を救んとし給ふ事を其兄弟悟らんと意しかど彼等は悟ざりき
二六 次日かれら相鬪ふこと有けれバ之に現れて和げ曰けるハ人々
よ爾曹兄弟なるに何故相害ふや 二七 其友を害ふ者これを拒却て曰
たるハ誰が爾を立て我儕の有司また刑官と爲しや 二八 なんぢ昨日
エジプト人を殺しゝ如また我をも殺さんと爲るか 二九 モーセ此言に
より逃てミデアンの地に旅人となり彼處に於て二人の子を生り
三十 既に四十年を過し時シナイ山の野に於て主の使者棘の中の火
焰の間にてモーセに現る 三一 モーセ之を見て奇み諦視んとして近
よれるとき主の聲あり云く 三二 我ハ爾の列祖の神すなはちアブラハ
ムの神イサクの神ヤコブの神なりモーセ畏怖き敢て諦視ざりき
三三 主また彼に曰給ひけるハ爾の足の履を解なんぢが立る處ハ聖
地なり 三四 我すでにエジプトに在わが民の苦難を見かつ其嘆息を
聞これを救んが為に降れり来れ我なんぢをエジプトへ遣さんと

三五 夫かれらが拒て誰が爾を立て有司また刑官と爲しやと云し此
モーセを神は棘中に現れし使者の手に托て有司また救者として
遣し給へり 三六 この人エジプトおよび紅海また四十年の間野に於
て奇跡と休徵を行ひて彼等を導き出せり 三七 イスラエルの子孫に
語て神は爾曹の兄弟の中より我ごとき一人の預言者を爾曹の爲
に起し給ふ可と言しは即ち此モーセなり 三八 彼は野の會に在シナ
イ山にて己に語きる所の天使また我儕の先祖等と偕に在て我儕
に授んがため生る道を受し者なり 三九 此人に我儕の先祖たちは順
ふことを欲ず反て之を卻け其心すでにエジプトに返り 四十 アロン
に曰けるは我儕に先つべき神を我儕の爲に造れ蓋われらをエジ
プトの地より導き出しゝ彼モーセは如何になりしか知ざれば也 四一
厥時かれら犢を造かの像に犧牲を獻げ己の手の所作を喜べり 四二
是に於て神は彼等を顧ずして其天の軍勢を祭るに任せ給へり

即ち預言者の書にイスラエルの族よ爾曹は四十年のあひだ野に於て犧牲と祭物を我に獻しや 四三 また爾曹はモロクの幕屋およびレパンといふ神に象れる星すなはち爾曹が拜する爲に造れる所の像を携へたり我なんぢらをバビロンの外へ徙んと錄されたる如し 四四 我儕の先祖たちは野にて證の幕屋を有り此はモーセに語れる者かれに對て已に見し所の式に遵ひて造れと命ぜし如く造れる者なり 四五 我儕の先祖たちも此幕屋を承てヨシュアと偕に異邦人の地を攻取し時これを携入り此異邦人はダビデの時までに我儕の先祖たちの前より神の逐驅ひ給し所の者なり 四六 ダビデ神の前に恩を蒙てヤコブの神の爲に居所を設んと欲たれど 四七 ソロモン神の爲に殿を建たり 四八 然ども至上き神は手にて造れる所に居たまはず蓋預言者の云る如し 四九 即ち主いひ給く天は我座位なり地は我足凳なり爾曹我ために如何なる屋を建んと爲や又わが息

所は何處なる乎 五十 我が手は此凡の物を造らざりし乎 五一 強項にし
て心と耳に割禮を受ざる者よ爾曹常に聖靈に逆ひ其先祖たちの
如く爾曹も行なり 五二 爾曹の先祖等は孰の預言者をか窘迫ざりし
彼等は義者の來んことを預め語し者を殺し爾曹は今その義者を
解し且これを殺す者となれり 五三 爾曹は天の使者に由て律法を受
なほ之を守ざる也○ 五四 衆人これらの言を聞て大に憤り切齒しつ
ゝステパノに向へり 五五 然るにステパノは聖靈に滿され天を仰て
神の榮光と其右にイエスの立るを見て曰けるは 五六 視よ我天ひら
けて神の右に人の子の立るを見る 五七 是に於て彼等大に呼り耳を掩
ひ心を合せてステパノの所に驅より 五八 彼を邑より逐出し石をも
て之をうつ證人等おの〳〵其衣服をサウロと云る少年の足下に
置り 五九 彼等が石を以てステパノを撃る時かれ祈て曰けるは主イ
エスよ我靈魂を納たまへ 六十 また跪き大聲に呼いひけるは主よ此

罪を彼等に負しむる勿れ此言をいひ畢て寢に就サウロ彼の殺さきしを好とせり

第八章

此日エルサレムに在ところの教會を大に窘迫こと起り使徒等の外は皆ユダヤとサマリアの地に散されたり 二 敬虔ある人々ステパノを葬り之が爲に大なる哭泣をなせり 三 サウロは教會を殘害して此處彼處の家にいり男女を曳出して之を獄に付せり 四 是に於て散されたる者ども徧く往て福音を宣傳たり 五 ピリポはサマリアの邑に下てキリストの事を彼等に示す 六 多の人々ピリポが行へる奇なる跡を見聞して心を同うし謹て其語れる言を聽り 七 そは汚たる鬼大に號叫て其憑る所の多の人より出また癱瘋および跛者の人も多く愈されたれば也 八 之に因て此邑に大なる喜ありき 九 爰にシモンと云る素魔術を行ひサマリアの民を駭かしゝ者あり 十 小より大に至るまで皆謹て彼に聽この人は神の

大なる能ありと曰り 十一 彼等の謹て之に聽るハ久く其魔術に駭か
されたるが故なり 十二 然ども彼等神の國およびイエスキリストの
名につきて福音を宣るピリポを信ぜしかバ男女ともバプテスマ
を受く 十三 シモンも亦信じてバプテスマをうけ常にピリポと偕に在
て彼が行ふ所の奇なる跡と休徴を見て駭けり 十四 エルサレムにを
る使徒等サマリア已に神の道を受たりと聞てペテロとヨハネを
彼處に遣す 十五 この二人の者くだりて彼等が聖靈を受ん爲に祈れ
り 十六 蓋かれらたゞ主イエスの名に入られバプテスマを受し耳に
て未だ其一人にも聖靈下ざりしに因 十七 この時二人の者手を彼等
の上に按ければ彼等聖靈を受たり 十八 使徒たちの手を按るに因て
聖靈を予られしを見てシモン金を携來り彼等に曰けるは 十九 我手
を按ところの者も凡て聖靈を受ん爲に此權を我に予よ 二十 ペテロ
彼に曰けるハ爾ハ金ハ爾と偕に亡よ爾ハ神の賜を金にて得んと

意り 二一 爾この事に於て分なく又與なし蓋なんぢの心神の前に正
からず 二二 故に爾この惡を悔改めて神に祈れ爾の心の念或は赦れ
ん 二三 我爾が膽の苦にをり不義の繫に在を見ゑむ也 二四 シモン答て
曰けるは爾曹が語れるところ一も我に及ざるやう我為に主に祈
を 二五 かれら主の道を證し且これを語し後エルサレムへ返往とき
サマリア人の諸邑に福音を傳たり○ 二六 主の使者ピリポに語て曰
けるは起て南の方に向ひエルサレムよりガザに下る所の路に往
その路は野なり 二七 かれ起て往りエテヲピア人すなはちエテヲピ
ア人の女王カンダケの大臣なる寺人にて凡て其女王の財寶を司
る者禮拜の為エルサレムに來し 二八 それ返なるが車の中に坐し預
言者イザヤの書を讀をれり 二九 靈ピリポに曰けるは往て此車に就
三十 ピリポ趨よりて彼が預言者イザヤの書を讀を聞て之に曰ける
は爾その讀ところの事を曉るや 三一 彼いひけるは若われを啓く者

なくば如何で曉ることを得んや遂に請てピリポを己と同に坐せ
しむ 三二 其讀をりし聖書の文は左の如し彼は羊の屠場に牽るゝ如
く牽れ又羔の其毛を剪者の前にて聲を出さぬが如く其口を開ず
三三 かれ卑賤に居しとき義き判を奪れたり誰か能かの世の狀を述
得んや蓋かれの生命地より滅れたればなり 三四 寺人ピリポに對いひ
けるは請われに示せ預言者は誰を指て之を語しや自己を指しか
他人を指しか 三五 ピリポ口をひらき此錄されたる所に基きてイエ
スの福音を彼に宣傳ふ 三六 斯て二人の者路をゆき水ある所に至け
れば寺人いひけるは水を見よ我バプテスマを受んとす何の礙か
有や 三七 ピリポ曰けるは爾もし全心をもて信ぜば可らん彼こたへ
て曰けるは我イエスキリストは神の子なりと信ず 三八 遂に命じて
車を止しめピリポと寺人の二人水に下りピリポバプテスマを彼
に施せり 三九 かれら水より上れるとき主の靈ピリポを引去る寺人

また彼を見ることを得ざりき寺人喜びて其路を往り 四十 偕アシドヾ
にてピリポに遇る者あり彼すべての邑郷を經て福音を宣傳へカ
イザリヤに至れり

第九章 サウロは猶も兇言と殺氣を吐て主の弟子等をせめ祭司の
長に往て 二 ダマスコの諸會堂に寄る書を求む彼は此道に從へる
者を見ば男女にかゝはらず捕て之をエルサレムに曳んと意り 三
彼ゆきてダマスコに近くるとき忽ち天より光ありて彼を環照せ
り 四 かれ地に仆る其時サウロサウロ何ゆゑ我を窘迫やといふ聲
を聞り 五 サウロ曰けるは主よ爾は誰ぞ主いひ給けるは我なんぢ
が窘迫ところのイエスなり爾刺ある鞭を蹴は難し 六 かれ戰き駭
きて曰けるは主よ我に何を行しめんと爲給ふや主かれに曰ける
は起て邑に入らば爾行べき事を示さるべし 七 彼と偕に往る人
々言ふこと能ずして立止り其聲を聞ども誰をも見ざりき 八 サウ

ロ地より起て眼を啓たるに何も見ざりければ伴へる人等その手
を援てダマスコに入ぬ 九 かれ三日の間みえず又飲食をも為ざり
き 十 斯てダマスコにアナニアと云る一人の弟子あり主幻の如く彼
に曰給ひけるはアナニアよ答けるは主われ此に在 十一 主いひ給ひ
けるは起て直と云る街に往ユダの家に至てタルソのサウロと
いふ者を尋よ彼は祈て居 十二 且アナニアといふ人きたりて見こと
を得させんがため手を其上に按しと幻に見たるなり 十三 アナニア
答けるは主よ我この人につきて多の人の語るを聞しに彼がエル
サレムにて爾の聖徒を苦しこと如何ばかりぞ乎 十四 且この處にて
も彼は凡て爾の名を籲者を捕んとて祭司の長より受たる權威を
有り 十五 主いひ給ひけるは往よ彼は異邦人および王とイスラエル
の子孫の前に我名を擔しめん為に我選し器なり 十六 彼は我名の為
に如何ばかりの苦難を受るか我これを彼に示さん 十七 是に於てア

ナニア往て其家にいり手を彼の上に按て曰けるハ兄弟サウロよ
爾の來れる路にて現れし所の主イエス爾が再び見ることを得かつ
聖靈に滿されん爲に我を遣せり 十八 忽ち彼の眼より鱗の如きもの脱
て再び見ることを得すなハち起てバプテスマを受 十九 彼すでに食し
て强健たり斯てサウロハ數日の間ダマスコにある弟子等と交り
二十 直に會堂に於てイエスの事を宣て即ち此ハ神の子なりと言 二一
聞者みな駭異て曰けるハ此人ハエルサレムに於て此名を龥者を
殘害し且ここに來しも之を捕て祭司の長に曳んとするに非ずや
二二 然どもサウロハ益〻堅固して此イエスハキリストなりと證をな
しダマスコにをる所のユダヤ人を辯折たり 二三 既に多の日を歷て
後ユダヤ人サウロを殺さんと謀しが 二四 その計謀つひにサウロに
知る彼等ハ夜も晝も邑の門を守て之を殺さんとせしに 二五 夜弟子
たち筐をもてサウロを石牆より縋下せり 二六 サウロハエルサレム

に至て弟子たちに列らんと爲たりしに皆これが弟子たることを
信ぜずして之を懼る 二七 バルナバ彼を援て使徒たちの所に至り其
途中にて主を見しことと又主の彼に語り給ひしことと及ダマスコに
在て憚らずイエスの名に由て語しことと告たり 二八 彼エルサレム
に在て弟子たちと偕に往來し 二九 主イエスの名に由て憚らず語り
つギリシヤ方言のユダヤ人と辯論へり彼等サウロを殺さんと圖
る 三十 然ど兄弟たち之を曉り彼をカイザリヤまで送てタルソに往
しめたり 三一 是にユダヤガリラヤ及サマリア中の教會は平安
に且成立て主を畏れ事を行ひ聖靈の勸に因て其數いや增れり○
三二 偕ペテロ遍く諸方の地を經てルツダに住る聖徒の所に至り 三三
そこの處にて一人の癱瘋を患ひ八年の間床に臥るアイネアと名る
者に遇 三四 ペテロ彼に曰けるはアイネアよイエスキリスト爾を愈
す起て爾みづから床を治よ彼たゞちに起 三五 ルツダ及サロンに住

る凡の人これを見て主に歸せり○ 三六 ヨッパに女の弟子ありタビ
ータと名く譯ばドルカス彼は多の善事と施濟を行へる者なりしが
三七 そのころ病て死たるにより其屍を洗て樓に置り 三八 ヨッパはル
ツダに近き故に弟子たちペテロの彼處に在ことをきゝ二人の者
を遣して我儕に來ことを遲すること勿れと請しむ 三九 ペテロ起て彼等
と偕に往既に至ければ人々これを引て樓に登る凡の寡婦たちペ
テロの側に立て哭泣りドルカスが偕に在しとき常に作れる所
の上衣下衣を彼に示す 四十 ペテロ彼等を悉く外に出し跪きて祈り
又屍に向てタビタ起よと曰ければかの婦眼を啓きペテロを見お
きて坐しぬ 四一 ペテロ手を伸て之を起し聖徒および寡婦等を召て
此活たるタビタを其前に立しめたり 四二 此事ヨッパ中にきこえ多の
人々主を信ず 四三 斯てペテロ久くヨッパに留りて皮工シモンの家
に居り

第十章

カイザリヤにイタリヤ隊と稱る組の百夫の長にてコルネ
リヲと云る人あり 二 彼は信心の深き者にて其舉の家族と偕に神
を敬ひ民に多の施濟をなし恒に神に祈禱せり 三 晝の三時ごろ幻
の如く神の使者來りてコルネリヲよと曰るを明かに見る 四 かれ目
を注て之を見て懼曰けるは主よ何事なるや天使かれに曰けるは
爾の祈禱なんぢの施濟すでに上て神の前に記置れたり 五 いま人
をヨッパへ遣しペテロと云シモンを召 六 彼は皮工シモンの所に
寓れり其家は海濱に在 七 コルネリヲに語る天使さりし後かれ
其僕二人と恆に己に事る信心の深き兵卒を召 八 此事を詳く告て
ヨッパへ遣はす〇 九 彼等ゆきて次日その邑に近ける時ペテロ祈
禱のため屋上に升れり時は約そ十二時なりし 十 甚く饑て食せん
と欲しが人の食物を具る間に彼氣を喪へる心地して 十一 天ひらけ
器物の降るを見る大なる布の如く四角を繫て地に縋下させたり

十二其中に凡て地の四足の獸昆蟲および空の鳥あり 十三かつ聲あり
て彼に曰けるはペテロよ起て之を殺し食せよ 十四ペテロ答けるは
主よ可らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せしことなし
十五聲ふたゝび有て彼に曰けるは神の潔たる物を爾潔からずと爲
なかれ 十六此の如こと三次たゞちに其器物天に上られたり○ 十七斯
てペテロ其見し所の異象は如何なる意ならんと疑ひ在し時コル
ネリヲより遣されたる人等すでにシモンの家を訪て門の前に立 十八
呼てペテロと稱シモンは此に寓るや否と問 十九ペテロ猶その異
象の事を思をりしに靈かれに曰けるは視よ三人の者なんぢを尋
ぬ 二十起て下り疑はずして彼等と偕にゆけ我これを遣しゝ也 二一ペ
テロ下て其人たちに曰けるは我は爾曹が尋る所の者なり爾曹如
何なる故ありて來るや 二二彼等いひけるは百夫の長なるコルネリ
ヲと云る義かり神を敬ひ凡のユダヤ人の中に尊まるゝ者なんぢ

を其家に召て爾の言を聽と聖使に示されたり 二三 是に於てペテロ
彼等を召入て館しめ次日ペテロ彼等と偕に出立けるがヨッパの
兄弟たちも亦これに伴へり 二四 次日これらカイザリヤに入るコル
ネリヲは既に其親族および親き友等を召集て之を待居たり 二五 ペ
テロの入來れる時コルネリヲ彼を迎へ其足下に伏て拜り 二六 ペテ
ロ之を扶起し曰けるは起よ我も人なり 二七 斯て偕に語つゝ內に入
て多の人の集るを見 二八 彼等に曰けるはユダヤ人の異邦人と交り
又近く事の律に合ざるは爾曹の知ところ也されど神は何の人を
も穢たる者あるひは潔らざる者といふ勿と我に示し給へり 二九
是故に我請らるゝや直に猶豫ずして來る我なんぢらに問ことを
請しは何の爲なる乎 三十 コルネリヲ曰けるは四日前に我斷食して
此時刻に至れり三時ごろ家に在て祈禱をりしに輝ける衣を着た
る者わが前に立 三一 曰けるはコルネリヲよ爾の祈禱は聞れ爾の施

濟れ神の前に記置きたり 三二 然ば人をヨッパへ遣しペテロと稱シ
モンを召のきれ海邊おある皮工シモンの家に寓きり彼きたりて
爾お語るべしと 三三 是故に我たゞちに人を爾お遣せり爾の來れる
れ善わきら神の爾お命じ給へる一切の言を聽んとて今神の前お
在あり○ 三四 ペテロ口を啓て曰けるれ我まあとお神れ偏らざる者
にして 三五 何の國民にても神を敬ひ義を行ふ者れ其聖旨お適と云
あとを悟る 三六 ろの道れ即ち神のイエスキリストお由て平和を宣
イスラエルの子孫に予たまひし所あり此イエスれ萬物の主たる
也 三七 夫ヨハネの宣しバプテスマの後ガリラヤより始りユダヤ中
お有し事れ爾曹が知ところ 三八 即ち此ナザレより出たるイエスれ
神より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ひ凡て惡魔
に憑たる者を愈せり蓋神のれと偕ありしに因 三九 我儕れ彼がユダ
ヤ人の地およびエルサレムに於て行ひし凡の事を證する者あり

ユダヤ人は此人を木に懸て殺せり
四十 神は第三日に之を甦らせ衆の民には顯さで
四一 惟その預め選たまへる證人すなはち彼が甦りし後これと同に飲食せし我儕にのみ顯し給へり
四二 かつ彼は其生る者と死る者の審判人に神より定られし事を我儕に證して民に宣よと命じたり
四三 凡の預言者も凡そ彼を信ずる者は其名に由て罪の赦を受べしと彼につきて證せり
四四 ペテロこの言を語れる間に道を聽ところの凡の者に聖靈降れり
四五 ペテロと偕に來りし割禮ある信者等は聖靈の賜の異邦人にまで注げる事を駭きぬ
四六 そは異なる邦々の方言にて彼等が語れると神を讚るとを聞たれば也
四七 此時ペテロ答けるは我儕の如く既に聖靈を受たる此人々に孰か水を禁じてバプテスマを受ざらしむる者あらん乎
四八 遂に主の名に由てバプテスマを受べき事を彼等に命ず是に於て彼等ペテロに數日留らんことを請へり

第十一章 使徒等およびユダヤ中に在ところの兄弟すでに異邦人
も神の道を受たりと聞 二 ペテロヱルサレムに上しとき割禮ある
者ども彼と爭ひ 三 曰けるは爾は割禮なき人の家に入て彼等と同
に食せり 四 ペテロその有し始より次第に語て彼等に顯し曰ける
は 五 我ヨツパの邑に在て祈れるとき氣を喪へる心地して天より
四角を繫たる大なる布の如き器の下るを見たるに其器わが前に
着り 六 われ目を注て熟々之を觀ば中に地の四足のもの野獸昆
蟲および空の鳥あり 七 且われにペテロよ起て之を殺し食すべ
しと曰る聲を聞り 八 我いひけるは主よ可らじ穢たる物と潔から
ざる物は未だ我口に入しことなし 九 聲また天より我に答て神の
潔たる物を爾潔からずと爲なかれと曰ふ 十 此の如きこと三次つひ
に各物ふたゝび天に引上られたり 十一 其時に當てカイザリヤより
我に遣せる三人の者わが居ところの家の前に立り 十二 また靈われ

に疑はずして彼等と偕に往べしと曰り且ての六人の兄弟も我と
伴ひ往て其人の家に入ぬ十三かれ我儕につぐ天の使者の我家に立
れきに向て人をヨッパへ遣しペテロと稱シモンを迎よ十四其人な
んぢ及び爾の家族の救るべき言を告んと曰るを見たりと十五斯
て我かたり始しとき聖靈はじめに我儕に降し如く彼等にも降
れり十六其時われ主の曰たまへるヨハネは水を以てバプテスマを施
たれども爾曹は聖靈に而てバプテスマを受んとの言を憶起せり
十七既に神と主イエスキリストを信ずる所の我儕に賜し如おなじ
賜物を彼等に予たまへば我いかで神に逆ふことを得んや十八彼等
ての事を聞て答ふる所なく惟神を崇いひけるは實に然らん異邦
人の生を得ん爲に彼等にも悔改を予給へる事○十九偕ステパノに
就て起し苦難に因て散されたる人々旅してペニケクプロ及アン
テオケに至しが惟ユダヤ人にのみ道を語る二十彼等の中にクプロ

クレネの人々ありてアンテオケに來り主イエスの福音を宣てギ
リシヤ人にも語れり 二一 主の手彼等と偕にあり多の人信じて主に
歸せり 二二 彼等に就て其聞えエルサレムに在ところの敎會の耳に
入しかば遂にバルナバを遣してアンテオケに至しむ 二三 彼すでに
至り神の恩を見て喜び彼等に心を堅し主に屬んことを勸たり 二四
蓋かれは善人にて聖靈と信仰の滿る者なればなり是に於て數多
の人主に加りぬ 二五 偖バルナバはサウロを尋ん爲にタルソに赴き
二六 彼に遇て之をアンテオケに携來れり斯て彼等一年の間ともに
敎會に集りて衆の民を敎ふ弟子たちはキリステアンと稱られし
はアンテオケより始れり 二七 そのころ數人の預言者エルサレムよ
りアンテオケに來る 二八 その中の一人アガボと名るもの起て靈に
より示しけるは徧く世界に大なる饑饉あらんと其ことを果してク
ラウデヲカイザルの時に起たり 二九 是に於て弟子たち各々その力

量に從ひてユダヤに住る所の兄弟を濟ん爲に彼等に物を餽んて
とを定め 三十 遂に斯事を行ふ即ちバルナバとサウロの手に托して
之を長老に送れり

第十二章 其時ヘロデ王教會の中の數人を困苦さんとて彼等を執
ふ 二 ろつ刃をもてヨハネの兄弟ヤコブを殺せり 三 此事のユダヤ
人の意に適るを見て彼またペテロとも執ふ此時は除酵節の日な
り 四 既に彼を執て獄にいれ逾越節のゝち民の前に曳出さんと
欲ひ十六人の兵卒に之を守しめたり 五 ペテロは如此獄に守られ
教會は之が爲に懇切神に祈る 六 ヘロデ彼を曳出さんとする前夜
ペテロは二の鏈に繫れて二人の兵卒の間に睡り守者は門の前に
在て其獄を守をり 七 時に主の使者來りけるが光獄の中に照輝ろ
の使者ペテロの脇を拊て之を醒し速かに起よと曰しに鏈ろの手
より脱たり 八 使者かれに曰けるは爾帶を束め履を納よペテロろ

の如せり天使また曰けるは爾の袍を身に纏て我に從へ 九 ペテロ
出て之に從ひしが其使者の爲ことの眞實なるを知ず異象ならん
と意ふ 十 斯て第一第二の警固を過て城邑に入ところの鐵門に至
しに其門おのづから彼等の爲に啓く即ち出て一の衢を徑行とき
其使者忽ち彼より離たり 十一 ペテロ悟て曰けるは我いま誠に知る
主その使者を遣してヘロデの手および凡てユダヤ人の願望より
我を拯出し給し事を 十二 かく悟て後ヨハネ名をマコといふ人の母
なるマリアの家に至しに多の人あつまりて祈たり 十三 ペテロ
が門の戸を叩ける時ロダと名る下婢きたりて之を窺ひしが 十四
ペテロの聲なるを知ければ喜に堪ず門をも啓ずして趨入ペテロ
の門の前に立ことを告 十五 彼等ロダに曰けるは爾狂り然ども女
力言て我言は違ずと曰ければ又いひけるは蓋ペテロを守る天の
使者なり 十六 ペテロなほ門を叩て止ざりしかば彼等門を啓きペテ

ロを見て駭けり 十七 ペテロ手を搖して彼等の聲を鎮しめ主の己を
獄より引出し給ひし事の狀を告また此事をヤコブ及び兄弟たちに
示せといひ遂に出て他の處へ往り 十八 天明に及し時ペテロは如何
なりし乎とて兵卒どもの中にて其騷擾容易ならざりき 十九 ヘロデペ
テロを索れども見出さず遂に守卒を審問て彼等に死罪を命ず斯
てヘロデはユダヤよりカイザリヤに下て止まれり○ 二十 ヘロデツ
ロとシドンの者に對て甚しく怒を懷けれど彼等心を合せて其所
に來り內侍の臣ブラストに親睦をなし之に託て平和を求む蓋か
れらの國は王の國に賴て糧食を獲ばなり 二一 ヘロデその定たる日
に於て王服を着その位に坐し彼等に對て語れり 二二 民聲を揚いひ
けるは此は神の聲なり人の聲に非ず 二三 ヘロデ榮を神に歸せざる
により主の使者たゞちに彼を撃しかば彼は蟲の爲に噬れて氣絶
ゆ 二四 さて神の道は益廣りバルナバ及びサウロは其職を成畢りて

マコと名るヨハ子を携ひてエルサレムより返れり

第十三章

アンテオケの教會に數人の預言者と教師あり即ちバル
ナバ及ニゲルと稱るシメヨン又クレ子のルキヨ及び分封の王
ヘロデの乳兄弟マナエン及サウロあり 二 かれら主に事て斷食な
せるとき聖靈いひけるハ我ためにバルナバとサウロを甄別ちて
我かれらに命ぜし所の事を行ハしめよ 三 是に於て斷食し祈禱を
なし手を二人の上に按て之を往しむ 四 如此この二人ハ聖靈に遣
されてセルキアに下り彼處より舟出してクプロに赴けり 五 彼等
サラミスにつきユダヤ人の諸會堂において神の道を宣またヨハ
子を用ゐて其帮助となせり 六 斯て彼等島の中を經てパポスに至
しとき偽の預言者バリエスと名るト筮をなすユダヤ人に遇 七 こ
の人ハ國の方伯セルギヲパウロといふ智人と偕にあり時に方伯
バルナバとサウロを召て神の道を聽んことを求む 八 然るに彼の

ト者エルマス(此名を譯ば卜者)二人の者に敵ひ方伯をして信ずる
ことを勿しめんとせり 九 サウロ一名はパウロ聖靈に滿されて目を注
て彼を視 十 曰けるは噫すべて詭譎と奸惡にて盈るもの惡魔の
子凡ての義ことの敵よ爾主の直なる道を枉て止ざる乎 十一 視よ主
の手いま爾の上に在なんぢ瞽となり暫く日を見ざるべし即ち彼
の目朦暗みて己を相せん者を求さまよへり 十二 是に於て方伯此所
爲を見て主の敎を駭き之を信ぜり○ 十三 パウロ及ろの從人パポス
より舟出してパムフリアのペルゲに至り此處にてヨハネは彼等
に別てエルサレムに歸り 十四 彼等は此より旅してピシデアのアン
テオケに至り安息日に會堂に入て坐しぬ 十五 律法と預言者の書を
讀罷りしのち會堂の宰たち人を以て彼等に曰せけるは人々兄弟
よ若民に勸ることを有ば言 十六 パウロ起て手を搖し曰けるはイスラ
エルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし 十七 此イスラエルの民

の神は我儕の先祖たちを選び其民のエジプトの地に旅をりし時
これを育みつ勁手を以て彼等を彼處より導き出し 十八 約そ四十年
のあひだ野にて之を撫養ひ 十九 又カナンの地の七族の民を滅し其
地を彼等に嗣しめ 二十 後凡そ四百五十年のあひだ即ち預言者サム
エルの時まで之に審士を與たまへり 二一 厥後かれら王を求ければ
四十年の間ベニヤミンの支派キスの子サウロを賜ふ 二二 後また彼
を徙しダビデを立て彼等の王となし且これが為に證して曰たま
ひけるは我エッサイの子ダビデと云る我心に合ふ人を得たり彼
は凡て我旨を行遂べし 二三 神は其約束に從ひて斯人の裔より救主
イエスをイスラエルに興し給り 二四 その來る前にヨハネ先イスラ
エルの凡ての民に悔改のバプテスマを宣傳たり 二五 ヨハネその職を
行ひし時いひけるは爾曹われを誰と意ふや我は其人に非ず我よ
り後に來る者あり我は其足の履を解にも足ざる者なり 二六 人々兄弟

アブラハムれ子孫及び爾曹のうち神を敬ふ者よ此救の道を爾曹
お遺たまへり
二七 夫エルサレムお住る者および其有司等れキリス
トを知ず彼を罪に定て安息日ごとに讀ところれ預言者の言を成
しめたり
二八 ゟつ殺すべき故を得ざれどもピラトに之を殺さんこ
とを求め
二九 已に彼に就て錄されたる凡の言を成しめ多れゐ之を
木より下して墓お置り
三十 然ども神れ之を死より甦らせ給り
三一 多
日れ間かきはガリラヤより己と偕にエルサレムお上し者お現れ
たり今ゐきの爲お證を民にする者れ其人々ゐり
三二 我儕も喜の音
を爾曹おつぐ神れイエスを甦らせて先祖等お立たまひし約束を
其子孫たる我儕に成たまへり
三三 即ち詩の第二篇に爾れ我子ゐり
我今日ゐんぢを生りと錄されたるが如え
三四 また朽壞に歸せざる
樣お彼を死より甦らする事お就てれ左れ如く言り云われダビデ
お約束せし所の賴むべき惠を爾曹お予ふ可と
三五 是故お又はゐれ

篇に爾は其聖者を朽果しめずと云り
三六 夫ダビデは神の旨に適ひ其世の爲に勞苦しのち寢て先祖たちと偕に置れ遂に朽果たり
三七 然ども神の甦らせ給ひし者は朽果ざりき
三八 然ば人々兄弟よ此人に由て罪の赦の爾曹に傳れるを知
三九 爾曹モーセの律法に依て義と爲らるゝこと能ざる凡の罪も信ずる者は皆これに由て赦され義とせらるゝ也
四十 然ば爾曹愼よ恐くは預言者の書に言れたる事なんぢらに臨ん
四一 曰く藐忽者よ觀て駭き且亡よ蓋われ爾曹の日に一の事を行はん人これを爾曹に告るとも爾曹信ぜざる可きは也○
四二 かれら會堂を出んとせしとき次の安息日に復これ事を宣よと請たり
四三 會すでに散じて多のユダヤ人および其敎に入し神を敬ふ人々パウロとバルナバに從へりパウロバルナバ彼等に語て恒に神の恩に居ん事を勸む
四四 次の安息日に至り邑の人々神の道を聽んとて幾ど皆集まれり
四五 この多く集るを見てユダヤ人媢

妬を心に滿せて爭辯かつ詬りパウロが言ところを拒めり
四六パウロとバルナバ毅然して曰けるは夫神の道は必ず先爾曹に告べきなり然ども爾曹は之を棄かつ己は永生を受べき者に非ずと自ら定たれば我儕轉て異邦人に向ふべし
四七蓋主かく我儕に命じ給へり曰く爾救となりて地の極にまで及ばん爲に我なんぢを立て異邦人の光となせり
四八異邦人は之をきゝ喜びて主の道を讚美すべて永生に定られたる者は信ぜり
四九是に於て主の道あまねく此地に廣りぬ
五十然るにユダヤ人神を敬まふ貴婦等および邑の尊長たる人々の心を動させてパウロとバルナバを窘迫その境より逐出せり
五一二人は彼等に對ひ足の塵を打拂ひてイコニオムに至れり
五二斯て弟子等は大に喜樂を懷かつ聖靈に盈されたり

第十四章

一二人の者イコニオムに於て共にユダヤ人の會堂に入て道を傳へユダヤ人およびギリシヤ人を多く信ぜしめたり
二然る

に信ぜざるユダヤ人異邦人を唆て其心に兄弟を憾しむ 三 彼等は久しく彼處に留り主に頼て憚らず道を傳ふ主また彼等の手に休徵と奇なる跡を行はしめて其恩の道を證せり 四 邑の人々二に分れ或はユダヤ人に與し或は使徒等に與せり 五 斯て異邦人ユダヤ人および其有司たち共に擁上かれらを辱しめ石にて撃んとす 六 二人のもの之を知てルカオニヤの邑なるルステラデルベ及その四周の地に逃れて 七 彼處に於て福音を傳ふ○ 八 ルステラに一人の足弱もの坐しゐたり彼は生來の跛者にて未だ歩行しことなし 九 此人パウロの語るを聽をりしがパウロ目を注て其愈さるべき信仰あるを視 十 大聲に曰けるは爾の足にて正く立よ彼踊上りて行めり 十一 人々パウロの爲し事を見て聲を揚ルカオニヤの方言にて曰けるは諸神人の形になりて我儕に臨れり 十二 彼等バルナバをゼウスと稱パウロは專ら說話ことをする人なるが故にヘルメスと

之を稱十三時に其邑の前にある所のゼウスの祭司犢と花飾を門に携來りて衆の人と共に犧牲を獻げ彼等を祭んとせり十四使徒バルナバパウロ之を聞て己が衣を裂はしり出て人衆の中に入十五號叫いひけるは人々よ何故に此事を行や我儕も亦なんぢらと同情をもつ所の人なり爾曹に福音を傳るは爾曹をして此虚妄をすて天と地と海および其中の萬物を造り給へる活神に歸しめんが爲なり十六往にし世には神すべての異邦人に其己が道を行むことを容し給しかど十七亦なんぢらを惠て天より雨を降せ豐穰なる時候をあたへ糧食と喜樂をもて爾曹の心を滿しめ己みづから證せざりし事なし十八此言を以て苦辛じて衆の人の己等に犧牲を獻んとするを止たり○十九時にユダヤ人等アンテオケイコニオムより來りて多の人を唆め石をもてパウロを擊しめ既に死たりと意ひ邑の外に曳出せり二十弟子等その周圍に立るとき彼おきて邑にいり次

の日バルナバと偕にデルベに往り 二一 斯てその邑に福音を傳へ多
の人を弟子となし又ルステラ イコニオム アンテオケに返り 二二 弟
子等の心を堅し其常に信仰に居んことを勸め又おほくの艱難を
歴て我儕が神の國に至る可ことを敎ふ 二三 斯て二人はもの敎會ご
とに長老をえらび斷食と祈禱をなし前より信じをる所の主に之
を託たり 二四 かれら遍くピシデアを經てパムフリアに至り 二五 又ペ
ルゲに道を傳てアッタリアに下り 二六 彼處より舟にてアンテオケ
に航る此は彼等さきに神の恩に託られ今とげし職を行はんとて
出し所なり 二七 既に至りて敎會の人を集め己を助けて神の行たま
へる凡の事と異邦人のために信仰の門を開き給ひし事を告 二八 斯
て久く弟子等と偕に彼處に止まり

第十五章

ユダヤより下し人々兄弟たちに敎けるは若なんぢらモー
セの例に從ひて割禮を受ずば救るゝことを得じ 二 之に由てバー

ウロとバルナバ大に彼等と爭ひ且論ぜしかば兄弟等この事に就てパウロバルナバ及その中の數人をエルサレムに上せ使徒と長老等に遇しめん事を定む 三 是に於て彼等教會の人々に送られ出ピニケおよびサマリアを經て異邦人の神に歸せし事を具に述べての兄弟を大に喜ばしめたり 四 彼等エルサレムに至り教會と使徒および長老たちに接られ己を助けて神の行たまひし凡の事を告しに 五 パリサイ宗の中なる信者數人たちて曰けるは彼等に必ず割禮を施し且命じてモーセの例を守しむべし 六 使徒等および長老たち此事を議ん爲に集まり 七 玆に多の論ありしがペテロ起て彼等に曰けるは人々兄弟よ久き先に神われを爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人に聞せ彼等をして之を信ぜしめ給ふことは爾曹の知ところ也 八 かつ人の心を知たまふ神は我儕に聖靈を賜し如く彼等にも賜て其證をなし 九 又信仰をもて其心

を潔め我儕と彼等の間に分を爲ざりき 十 然るに今何故われらは
先祖たちも我儕も負あたはざる軛を弟子等の頸に置て神を試む
る乎 十一 彼等の救るゝ如く我儕も主イエスキリストの恩に由て救
るゝことを信ずる也 十二 是に於て人々みな默してバルナバとパウ
ロが神の己をもて異邦人の中に行ひ給へる休徵と奇跡とを述る
を聞り 十三 彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰けるは人々兄弟よ我に
聞け 十四 神初て異邦人を眷顧ろれ中より己が名を崇る民を取給ひし
事はシモン既に之を述ぶ 十五 預言者の言て是と符り其書に 十六 此後わ
れ反て已に傾圮たるダビデの幕屋を復び起し其破壞の跡を復び
造て之を建べし 十七 是ろの餘れ民および凡て我名をもて稱らるゝ
異邦人に主を尋させん爲なり此すべての事を行ふ神なるを言と
錄されたるが如し 十八 神は世の始よりすべての所作を知たまへ
り 十九 是故に我おもふ異邦人の中より神に歸する者を擾すは宜か

らずと 二十 然ども書を彼等に遣て偶像に汚れたる物と姦淫と勒殺
たる物と血とを戒むべし 二一 ろれ古より安息日ごとに會堂にてモー
セの書を讀が故に其を宣るもの各邑にあれば也〇 二二 是に於て
使徒および長老たち全會と偕に其中より人を選び之をパウロバ
ルナバと共にアンテオケに遣さん事を定ろの選きたる人れ兄弟
の中の尊者なるいちバルサバと稱るユダ及シラスなり 二三 彼等
の手に托て遣す書に云く使徒長老および兄弟アンテオケスリヤ
キリキヤにをる異邦人の兄弟に安を問 二四 我儕が命ぜざるもの我
儕の中よりいで言をもて爾曹を擾し爾曹の心を亂たりと聞 二五 之
に由て我儕心を同し人を選て我儕の愛するバルナバパウロと偕
に遣さんと定めの二人れ我儕の主イエスキリストの名の爲に其
命をも愛ざりし者なり 二七 我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より
此事を述しめんとす 二八 うれ聖靈と我儕と左の肝要なるものの外

は何をも爾曹に任せじと定たり
二九 即ち偶像に獻し物と血と縊殺たる物と姦淫とを戒むべし若これらの事を爾曹みづから愼まば善ねおのはくば爾曹健剛なれ
三十 かれら遣されてアンテオケに至り衆人を集て此書を付す
三一 衆人これを讀その勸を受て喜べり
三二 ユダとシラスも亦預言者なれば多の言を以て兄弟を勸め彼等を堅せり
三三 斯て二人の者暫く彼處に止り後兄弟たちに安然を祝され其己を遣しゝ者の所に送れたり
三四 パウロとバルナバはアンテオケに止り其餘の多の人と共に教をなし主の道を宣傳ふ○
三五 數日の後パウロバルナバに曰けるは我儕さきに主の道を宣し所の諸邑々に復ゆきて兄弟の光景を率とふべし
三六 偖バルナバはマコと名るヨハネを伴はんと欲へり
三七 然どもパウロは囊にパムフリアにて己より離れ役事のため共に往ざりし此マコを伴ふは宜らじと意しに因
三八 遂に二人の中に激論おこり相別てバルナバはマコを伴

ひクプロに航れり 三九 パウロはシラスを選び兄弟より己を主の恩
に托られて出立 四十 スリヤ及びキリキヤを經て諸教會を堅せり

第十六章

斯てパウロはデルベ及ルステラに至り此にテモテと云
る弟子あり其母はユダヤの婦にて信者なり其父はギリシヤ人な
り 二 彼はルステライコニオムの兄弟より稱を得たり 三 パウロ之
を携て偕に往んことを欲その處にをるユダヤ人の爲に彼に割禮
を行へり蓋人々皆かれが父のギリシヤ人なるを知ればなり 四 斯て
諸邑をすぎエルサレムにある使徒および長老等の定たる條規を
守せんとて之を其人々に授く 五 之に由て諸教會の信仰堅なり其
數も日々に增ぬ○ 六 彼等フルギヤとガラテヤの地を過し時アジ
アに道を傳ることを聖靈に禁られ 七 遂にムシアに近きビテニア
に往んとせしがイエスの靈これを許さゞりければ 八 彼等ムシア
を經てトロアスに下れり 九 斯てパウロ夜に於て一人のマケドニ

ヤ人たちて己に請マケドニヤに渉て我儕を助よと曰を幻に見た
り 十 彼が幻に之を見し後われら誠に主の我儕をしてマケドニヤ
人に福音を宣しめんと我儕を召給ふことを推量て直にマケドニ
ヤに往んとす 十一 是に於てトロアスより航海をし直にはせてサ
モトラケに至り其次日ネアポリスに往 十二 彼處よりピリピに至る
ピリピはマケドニヤの一の分の中なる名ある邑にして即ち植民
地なり我儕數日この邑に止れり 十三 安息日に我儕邑をいで河の濱
なる常に祈禱をする處にゆき坐して集れる婦女等に語しに 十四 紫
布を售ふテアテラの邑の商人にて神を敬ふルデヤと名くる婦き
ゝゐたり主その心を啓てパウロの語ことに心を用しめ給ふ 十五 こ
の婦その家族と偕にバプテスマをうけ求て曰けるは爾曹もし主
を信ずる者と我を爲ば我家に來り留れと強て我儕を入しめたり
十六 われら祈禱所に往るとき卜筮をする靈に憑れたる一人の婦の

奴隷わきらに遇彼は卜占に因て其主たちに多の利を得させし者
なり 十七 パウロと我儕に從ひて叫いひけるは此人々は至高き神
の僕にて救道を我儕に宣る者なり 十八 この婦かく爲こと久かりけ
ればパウロ之を憂へかへりみて靈に曰けるは我イエスキリストの
名に由て爾に命ず此婦より出よ靈立刻に出 十九 是に於て其主たち
利の望すでに去るを見てパウロとシラスを執へ市場に曳て有司
等に至れり 二十 既に上官の所に曳來りて曰けるは此人々はユダヤ
人にして我儕の邑を擾し 二一 ロマ人たる我儕の受べからず行ふ可
らざる所の習俗を傳る者なり 二二 大勢のもの齊く起て彼等をせめ
上官らの衣をはぎ命じて之を杖しむ 二三 多く杖てのち獄に入られ
を固守れと獄吏に命ず 二四 獄吏かくの如き命を受しにより彼等を
奥の獄に入て桎をかけたり 二五 斯て夜半ごろパウロとシラス祈禱
をなし且神を讚美す囚者ら耳を傾けて之を聞ゐたりしが 二六 俄に

大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門ことごとく直に啓け衆の
囚者の絏繫とけたり 二七 獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者
すでに逃しと意ひ刀を拔て自殺せんとしけるを 二八 パウロ大聲に
呼り曰けるは自ら戕ふ勿れ我儕みな此に在り 二九 此時かれ火を索て
躍いり戰慄てパウロとシラスの前に俯伏 三十 彼等を外に携出して
曰けるは君よ我すくはれん爲に何を爲べき乎 三一 彼等いひけるは
主イエスキリストを信ぜよ然らば爾および爾の家族も救るべし
三二 遂に彼および其家の凡の者に主の道を語れり 三三 この夜の即時
かれ二人を誘ひ其杖傷を濯て直に其家族と偕に皆バプテスマを
受 三四 且かれらを己の家に引來り食物を其前に備すべての家族と
偕に神を信じて喜べり 三五 天明に至て上官たち下吏を遣し曰せけ
るは其人々を釋べし 三六 獄吏この言をパウロに告て曰けるは上官
なんぢらを釋せと言遣せり然ば今いでゝ安然に去 三七 パウロ彼等

に曰けるは我儕ロマ人なるに罪を定ずして公然に我儕を杖ち且
獄に入たり而して今ひそかに出さんと爲は宜からず彼等みづか
ら來て我儕を引出すべし
三八 下吏この言を上官たちに告ければ彼
等ロマ人なるを聞て懼れ
三九 來て彼等に此より出んことを求
つひに引出して又この邑を去んことを請たり
四十 二人のもの獄を
出ルデアの家にいり兄弟等に遇て之に勸をなして出去ぬ

第十七章

斯て彼等はアムピポリス及アポロニヤを過てテサロニ
ケに至る此にユダヤ人の會堂あり
二 パウロ常の如く彼等の中に
いり三回安息日ごとに聖書に本きて彼等と論じ
三 キリストの必
ず苦難をうけ死より甦るべき事を說また我なんぢらに傳る所の
此イエスは即ちキリストなる事を說明せり
四 是に於て其中の人
々信じてパウロとシラスに從り又神を敬ふギリシヤ人の之に從
るも多く貴女も少からざりき
五 然るにユダヤ人これを妬み市井

にをる匪類をかたらひ群を成て邑を擾せパウロとシラスを執へ民の前に曳出さんとてヤソンの家に來しが 六 彼等を見出さゞりければヤソン及び數人の兄弟を邑宰の前に曳來て大聲に曰けるは天下を亂す斯者ども此にまで來れり 七 ヤソンは之を迎へ納たり此人々は皆イエスといふ他の王ありと言てカイザルの命に背く者なり 八 大衆と邑の宰等これを聞て心を傷しむ 九 上官はヤソン及その餘の人々より保狀を取て之を釋せり 十 兄弟たち夜間に急ぎパウロとシラスをベレアに去しむ彼等かしこに至てユダヤ人の會堂に往り 十一 此處の人々はテサロニケの者よりは性情よきが故に好て道をきゝ此の如なと果して有や無かを知んとて日々に聖書を究めり 十二 是故に其中の人おほく之を信ず又ギリシヤの貴女および男子の信じたる者も少からざりき 十三 テサロニケのユダヤ人は神の言のパウロに因てベレアにも傳りしを知また彼處に

至て人々を擾しめたり 十四 是に於て兄弟たち直にパウロを海に適しむ然どもシラスとテモテは尚其の處に留りぬ 十五 パウロを伴ひし者かれを携てアテンスに至る其人々パウロよりシラスとテモテを速に來しめよとの命を受て出立り○ 十六 パウロアテンスに在て彼等を待る時その邑こぞりて偶像に事るを見て甚く心を傷めたり 十七 是故に會堂に於てユダヤ人および神を敬ふ人々と論じ又日々市に於て其遇ところの者と論ず 十八 時にエピクリアン及ストイクの理學者數人これと相語り或人いひけるは此噪舌者なにを言んとする乎また或人いふ彼は異る鬼神を傳る者の如しと蓋パウロ彼等にイエス及び復生る事を宣しに故なり 十九 斯て彼を引つれアレヲ山に往て曰けるは爾の語る所の此新しき敎を我儕知せらるゝことを得るや 二十 爾の異聞を我儕の耳に入しが故に我儕うの何事なるを知んとすれば也 二一 凡て此アテンス人および其地

に留れる人は惟新しき事をつげ或は聽事にのみ其日を送れり 二二
パウロアレオ山の中に立て曰けるはアテンスの人よ我なんぢら
が毎事に鬼神を敬ふの甚しきを觀 二三 われ途を行とき爾曹が敬拜
ところの者を見しに識ざる神にと刻書し一の祭壇を見出せり故
に爾曹が識ずして敬ふ此者を我なんぢらに示さん 二四 それ宇宙と
其中の萬物を造り給る神は是天地の主なれば手にて造れる殿に
住たまはず 二五 かつ衆人に生命と氣息と萬物を予たまへる物に乏
きことなし人の手にて事らるゝものに非ず 二六 また一の血脈より
出し凡の民を悉く地の全面に住せ預じめ其時と住ところの界と
を定め給へり 二七 此は人をして神を求しめ彼等が或は揣摩うる事
あらん爲なり然ども神は我儕各人を離ること遠からざる也 二八
それ我儕は彼に賴て生また動また存ことを得るなり爾曹の詩人た
ちも我儕は其裔なりと云しが如し 二九 如此われらは神の裔なれば

其神を金銀または石など人の工と巧を以て造れる者と均く意ふ可らず 三十 往者は蒙昧し時は神これを不問に爲給しが今は何處の人にも皆悔改むることを命じ給ふなり 三一 蓋神すでに其立し所の人により義をもて世を鞫べき日を定め此事に就ては彼を死より甦らせて其證を衆の人に予たまへり 三二 彼ら死たる者の復生の言を聞て或人は嘲笑ある人は我儕この言を再び爾に聽んと曰

三三 是に於てパウロ彼等の中より出去る 三四 然ど數人彼に從て信ぜり其中にはアレオ山の裁判人デオヌシオ及ダマリスと名くる女また其他の人も之と偕に在き

第十八章

一 此後パウロはアテンスを離てコリントに至る 二 新近イタリヤより來れる者にてポントに生しアクラと名るユダヤ人および其妻プリスキラに遇て其所に至り彼等がイタリヤより來しはクラウデオユダヤ人に盡くロマを離と命ぜしに因てなり 三

彼その業を同くするに由て之と偕に止りて工を作ぬ其業は幕屋
を製る者なり　四　斯てパウロは安息日ごとに會堂に於て論じユダ
ヤ人とギリシヤ人を勸たり　五　シラスとテモテマケドニヤより下
たる時パウロユダヤ人に向てイエスのキリストなる事を證し道
を傳ふることに心を凝し居り　六　然るにユダヤ人は之に敵ひ且詬
しに因パウロ衣を拂て彼等に曰けるは爾曹の血は爾曹の首に歸
すべし我は咎なし今より異邦人に適ん　七　遂に此を離てユストと
云る人の家にいる彼は神を敬ふ者にて其家は會堂に鄰れり　八　會
堂の宰クリスポ及その家族みな主を信ず又コリント人にて道を
きゝ信じてバプテスマを受し者も多りき　九　主或夜まぼろしにパ
ウロに語給ひけるは懼るゝ勿れ默せずして語べし　十　蓋われ爾と
偕にあれば爾を害せんとて責る者なし且この邑に我おほくの民
あり　十一　是に於てパウロ一年と六ヶ月の間かれらの中に居て神の

道を敎へたり○十二ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ人心を合せてパウロを攻これを裁判所に曳來り十三曰けるは此徒は律法に背て神を拜ことを人に勸る者なり十四パウロ口を啓んとせし時ガリヨユダヤ人に曰けるはユダヤ人よ若し不義奸惡の事ならば我が爾曹より聽は理なり十五然ども若し言語あるひは名字および爾曹の律法の論ならば爾曹みづから之を理べし我かゝる事の審士たるを欲ず十六斯て彼等を裁判所より逐出せり十七是に於て凡のギリシヤ人會堂の宰なるソステネを執へ裁判所の前にて撲りしがガリヨは更に此事を意とせざりき○十八パウロ此處に尚は久く留り後兄弟に暇を告てプリスキラ及アクラと偕に舟にてスリヤに濟る彼ケンクレアに在しとき誓願に因て髮を剪り十九彼エペソに至て二人を其處に留おき自ら會堂に入てユダヤ人と論ぜり二十衆人之をなほ久く偕に居んことを請たれど肯はずして二十一暇を告て曰く

るゝ我この來んとする節を必ずエルサレムに於て守ざるを得ず
然どもし神許し給はゞ復び爾曹に返べしと遂に舟出してエペソ
を去 二二 カイザリヤにつき而してエルサレムに上り教會の安否を
問て後アンテオケに下り 二三 暫く此處に住てまた出立ガラテヤ及
びフルギヤの地を逐次に經て凡の弟子等を堅せり○ 二四 爰にアレ
キサンデリアに生しユダヤ人にて辯才あり且聖書に達したるア
ポロと名る人エペソに來れり 二五 この人夙より主の道の敎を受か
り心を熱してイエスの事を詳細に諭ふ然ど惟ヨハネのバプテス
マを知るのみ 二六 かれ始て此會堂に於て憚らず語りければプリス
キラとアクラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尚も詳細に說き
明せり 二七 アポロアカヤに往んとせしかば兄弟たち書を遺て弟子
等に彼を接容んことを勸かれ至て既に恩により信ぜし者を大に
助たり 二八 蓋かれ聖書を引てイエスのキリストなる事を示し人々

の前にてユダヤ人を甚く辨折たれば也

第十九章

アポロ、コリントに居る時パウロ東の方の地を經てエペソに來り或弟子たちに遇て
二 之に曰けるは爾曹信者と爲しとき聖靈を受しや答けるは我儕は聖靈の有ことだに聞ざりき
三 パウロ曰けるは然ば爾曹バプテスマを受て何に入られしや答けるはヨハネのバプテスマに入られたり
四 パウロ曰けるはヨハネは誠に悔改のバプテスマを施し民に向て我の後に來る者すなはちイエスキリストを信ぜよと曰り
五 彼等これを聞バプテスマを受て主イエスの名に入られたり
六 パウロ手を其上に按ければ聖靈かれらに臨み異る諸國の方言にて語かつ預言せり
七 其人およそ十二人ありき
八 パウロ會堂にいり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ月を歷たり
九 然るに剛愎にして之を信ぜざる人々ありて衆の人の前に其道を誹謗ければパウロ彼等を離れ弟子等

をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論ぜり 十 二年のあひだ如此ありしかばユダヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者ことごとく主の道を聞ぬ 十一 神はパウロの手によりて希有ふしぎの事を行ひ給へり 十二 即ちパウロの身に着たる汗布あるひは襷布を取て病者に加ければ病はさり惡鬼は出たり 十三 茲に諸所を遊行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰けるは我儕はパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んことを誓しむ 十四 如此なせる者はユダヤ人なるスケワと云る祭司の長の七人の子なり 十五 惡鬼こたへて曰けるは我イエスを知またパウロを識り然ど爾曹は誰ぞや 十六 惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り 十七 此事エペソに住るユダヤ人ギリシヤ人に聞えたれば彼等皆懼を懷ぬ又主イエスの名崇られたり 十八 また信ぜ

し者のうち多く來りて自ら言あらはし其行し事を訴へたり 十九 また
曩に魔術を行へる多の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價
を計て銀五萬なることを知り 二十 主の道廣まりて勝を得こと此の
如し○ 二一 此事の竟し後パウロはマケドニヤ及アカヤを過エルサ
レムに往んと意を定め曰けるは我かしこに往て後かならずロマ
をも見べし 二二 即ち己に事る者の中テモテとエラストの二人をマ
ケドニヤに遣し己は暫くアジアに留りぬ 二三 この時この道につい
て容易ならぬ騒擾おこれり 二四 蓋一人の銀工あり名をデメテリ
ヲと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等に利を得させしこと
僅少からざりき 二五 この工人および己が類の業の者を集て曰ける
は人々よ我儕の富るは此業に藉ることと爾曹の知ところ也 二六 此パ
ウロ手にて作れる者は神に非ずと曰て衆の人を誘惑し第にエペ
ソ耳ならず幾どアジア中に及せり、是また爾曹が見ところ聞とこ

ろ也 二七 此ハ唯われらの業の輕めらるゝ危ある耳ならずアジア及
び天下擧て奉る所の大なる女神アルテミスの宮も藐せられ其威
光も亦滅べし 二八 彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるハ大なる
かなエペソ人のアルテミスよ 二九 是に於て擧邑大に擾れパウロの
同行なるマケドニヤ人のガイヲスとアリスタルコを執へ彼等心
を合せて戯園に擁入り 三十 パウロその人々の中に入んとせしに弟
子たち之を許さゞりき 三一 またアジアの祭を司どる者の中に彼と
親き者等ありて人を彼に遣し其自ら戯園に入ざらんことを求た
り 三二 其時ある人ハ彼事をいひ或人ハ此事を言さけべり蓋會衆み
だれて大半ハ何の爲に集れるかを知ざれバ也 三三 是に於てユダヤ
人アレキサンデルに出んことを勸けるに或人群集の中より之を
推出しぬアレキサンデル手を搖し民に向て事實を告んとせしが
三四 彼等その ユダヤ人たるを知るが故に皆おなじく聲を揚て大なる

哉エペソ人のアルテミスよと二時ばかりの間さけびあへり 三五 書
記官人々を撫て曰けるはエペソの人々よ此エペソは天より落し
大なるアルテミスの殿に事る邑なるを知ざる者あらん乎 三六 この
事は駁すると能ざれバ爾曹靜息にして猥に事を作べからず 三七 夫
この人々は殿の盗賊にも非ず爾曹の女神を譏す者にも非す然る
に爾曹これを曳來れり 三八 デメテリヲ及び偕にある所の工人もし
人を訴ふる事あらバ聽訟の日あり且方伯あれバ互に之を訟ふべ
し 三九 もし他の事由につきて求る事あらバ律法に合ふ會に於て定
むべし 四十 われら今日の騷擾に就ては訴られんことを恐る蓋この
會について辭解べき言なけれバ也 四一 如此かたりて會を散せり

第二十章 騷擾の定し後パウロは弟子等をよび別を告てマケドニヤ
に往んとて出立ぬ 二 その地を經おほくの言を以て人々を勸めギ
リシヤに至り 三 此に三ヶ月留りて後スリヤに航らんとせし時ユ

ダヤ人かれを害せんと謀ければマケドニヤを過て返んと意を定
たり 四 彼と偕にアジアまで至し者はプロスの子ベレアのソパテ
ル及テサロニケ人のアリスタルコとセクンドデルベのガヨスと
テモテ並アジアのテキコとトロピモなり 五 此徒は先ち往てトロ
アスに於て我儕を俟り 六 除酵節の後われらピリピより舟出し
て第五日にトロアスに至り彼等に遇て其處に七日留れり○ 七 一
週の首の日われらパンを擘ために集りしがパウロ次の日出立ん
事を意ひ彼等に道をかたり講つゞけて夜半に至れり 八 彼等が集
れる樓に多の燈あり 九 ユテコと名る一人の少年窓に倚て坐し熟
睡り居しがパウロの道を講れること久ありければ彼睡に因て三
階より墮これを扶起しゝに既に死り 十 パウロ下て其上に伏これ
を抱て曰けるは爾曹憂騷ぐ勿れ此人の生命は中にあり 十一 斯てパ
ウロ復のぼりパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立

り十二人々ての少年を携へ其活るを見て甚だ慰めり十三偖われら舟
にのり先ちてアソスに濟るの處にてパウロを登んとせり蓋かれ
陸より往んと自ら如此定しなり十四彼アソスに於て我儕に遇け
れば彼を登てミテレチに至り十五彼處より舟出して次日キヨスの
對に至り又次日サモスに着トログリヲムに泊り次日ミレトスに
至れり十六蓋パウロアジアに時を費さゞる爲に舟にてエペソを過
んと意を定しがゆゑ也かく定しは彼なるべくはペンテコステの
日エルサレムに在ことを得んと急たるに因〇十七斯て彼はミレト
スよりエペソに使を遣して教會の長老たちを召り十八彼等が來りし
時パウロ之に曰けるは我アジアに來りし初の日より常に爾曹の
中に在て行ひし事は爾曹が知ところ也十九即ち我すべての事に謙
遜また涙を流しユダヤ人の詭謀により艱難に遇て主に事へ二十益
ある事は殘す所なく之を宣て或は人々の前或は家々に於て爾曹

に教へ 二一 神に對ては悔改め主イエスキリストに對ては信仰すべ
き事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり 二二 今は我心切りてエル
サレムに往かしこにて遇ところ如何を知ず 二三 たゞ聖靈每邑に我
に示していふ縲絏と患難われを俟りと 二四 然ども我はわが往べき
路程と主イエスより受し職すなはち神の恩の福音を證する事を
遂ん爲には我生命をも重ぜざる也 二五 今われ知なんぢらの中を遊
行て神の國を傳へし我面を此後なんぢら復び見ざるべし 二六 是故
に我今日なんぢらに證す凡の人の血に於て我は潔くして與るこ
となし 二七 蓋われ神の旨を殘す所なく悉く爾曹に宣たれば也 二八 故
に爾曹みづから愼み且なんぢらが聖靈に立られて監督となれる
其全群を愼み主の己が血をもて買給ひし所の教會を牧ふべし 二九
蓋わが去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを
知るなり 三十 亦なんぢらの中よりも弟子等を己に從はせんとて悖

理ある言を言出す者おこらん
三一 此故に爾曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を勸しことを憶ふべし
三二 兄弟よ爾曹の德を建うつ凡の聖られし者の中に於て業を爾曹に予る能ある神および其恩惠の道に今われ爾曹を委ぬ
三三 己れ人の金錢衣服を貪りしことなし
三四 我これ手は我れおよび我と偕に在し者の需用に供し事は爾曹が知ところ也
三五 われ爾曹も如此勤勞て柔弱者を扶け且主イエスの曰給へる受るよりも與るは福なりとの言を心に記べきを凡の事に於て示せる也
三六 パウロかく語て跪づき衆人と共に祈り
三七 彼等こゝろ大に哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじといひし言に因て別ても憂をなし彼を舟まで伴へり

第二十一章

一 われら強て彼等に離れ舟にて眞直にコスに至り次日ロドスにゆき彼處よりパタラに至り
二 ピニケに濟る舟に遇ふれ

に登て出三クプロを望んで其を左に過スリヤふ濟りツロに着り
蓋あの處にて舟の積荷を卸さんと爲ばあり　四　斯て我儕弟子たち
を訪ろあに七日とゞまり彼等靈ふ感じてパウロにエルサレム
に往なうきと言　五　然ど既に七日を過しゝきば我儕出立て途ふつ
く彼等ろれ妻孥と共に我儕を送て邑の外ふまで至しが共に岸ふ
跪きて祈り　六　互ふ別を告畢りて後わきちれ舟ふ登かれちハ其家
ふ歸れり　七　我儕ツロよりトレマイふ濟り既ふ舟路をはりぬ斯て
兄弟等の安否を問かきらと偕に一日留り　八　次日いでたちてカイ
ザリヤふ至り傳道者ピリポの家に入て共ふ留る此ピリポハ七人
の一人也　九　彼ふ預言する四人の女あり皆處女なり　十　わきら數日
あるふ留れるときアガボスと名る一人の預言者ユダヤより下り
十一　我儕の所に來りてパウロの帶をとり己の手足を縛て曰るハ
此の如くエルサレムふあるユダヤ人ハ此帶の主を縛て異邦人の

手に付さんと聖靈いひ給へり 十二此事を聞て我儕と此地の者とと
もども彼にエルサレムに上る勿れと勸しに 十三パウロ答けるは爾
曹なんぞ哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲には啻に縛るゝ
耳ならずエルサレムに死るも亦甘ずる所なり 十四かれ勸を納ざり
ければ我儕主の旨の如く成と曰て止 十五既に數日を經て我儕行裝
をなしエルサレムに上れり 十六カイザリヤの弟子等も數人われら
と偕に行て我儕をクプロのナソンと云る老弟子の所に宿らせん
とて其家に携ひ入ぬ○ 十七我儕エルサレムに至ければ兄弟たち欣
て我儕を迎ふ 十八次日パウロ我儕と偕にヤコブの家に入しに長老
等みな集居れり 十九パウロ彼等の安否を問かつ神の己を用て異邦
人の中に行ひ給し事を一々告ければ 二十かれら之をきゝ主を崇か
つ彼に曰けるは兄弟よ爾ユダヤ人に信ぜしもの幾萬なるを知か
れらは皆律法に熱心なる者なり 二十一なんぢ異邦人の中にあるユダ

ヤ人に教てモーセを棄しめ且兒子に割禮を行ふ勿れ例に從ふ勿
れと言りと告る者あり彼等これを聞たり
二二 今いかに爲べきぞ多
の人々爾の來きるを聞て必ず集らん
二三 是故に爾われらが言とこ
ろに從へ我儕に誓願のもの四人あり
二四 爾この人々を携へ之と偕
に潔事をなし代て其費を贖ひ彼等に髮を薙ことを得しめよ然ば
人々なんぢに就て聞し所みな虚にして爾が律法を守て行へる事
を知べし
二五 信じたる異邦人には我儕すでに書をおき遺て斯る類
の事は守るに及ずたゞ偶像に獻し物と血と勒殺しゝ者および姦
淫とを愼む可と定たり
二六 斯てパウロは次日かの人々を携へて之
と偕に潔事をなし且これら各人の爲に供物を獻べき事と其期ま
でに潔事の日を盡さん事を殿に入て告
二七 七日をはらんとするとき
アジアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を聳動し
め彼を執へ
二八 喊叫けるはイスラエルの人々我儕を助よ此人は遍

く教を傳これ民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引
て殿に入この聖所を汚たり 二九 蓋かれら曩にエペソ人トロピモと
云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入し
と意へる也 三十 是に於て擧邑さわぎたち人々趨集りてパウロを執
へ之を殿より曳出しければ直に其門を閉たり 三一 彼等すでにパウ
ロを殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たりとの風聲千夫
の隊の長に聞えければ 三二 彼たゞちに兵卒と百夫の長等を率ゐ彼
等の所に趨下れり彼等千夫の長と兵卒を見てパウロを扑ことを
止 三三 其とき千夫の長近りてパウロを執へ命じて二の鏈にて之を
繋せその誰たる又何事を行しかを問たり 三四 衆の人々のうち或は
彼事をいひ或は此事を言さけび亂に因て千夫の長その實情を知
こと能はず是故に命じて彼を陣營に曳往しめたり 三五 三六 衆の人々後
に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに因て階に及るとき兵卒パ

ウロを負り 三七 パウロ曳れて陣營ふ入んとせし時千夫の長ふ曰け
るハ我なんぢに語て可や否うを答けるは爾ギリシャの方言を識
や 三八 爾ハ曩に亂を起し四千人の凶徒を率て野に出しエジプト人
ふらず乎 三九 パウロ曰けるハ我ハキリキヤのタルソに生しユダヤ
人ふて鄙邑の民ふ非ず願くハ民に語ることを我ふ許せ 四十 千夫の
長ふきを許ければパウロ階の上にたち民に向て手を搖し其大に
靜ゑるときヘブルの方言をもて彼等に語きり

第二十二章

人々兄弟れよび父等よ請いま我が陳んとする事實を
爾曹きけ 二 彼等ろのヘブルの方言にて語るを聞ていよ〳〵靜きを
り 三 パウロ曰けるハ我ハユダヤ人ふてキリキヤのタルソに生き
而して此邑のガマリエルの足下にて長らを先祖の嚴ゑる律法に
由て敎られ神に熱心ありし事ハ今日の爾曹すべての者の如ゑり
き 四 わを曩ふ斯道の人を男女とも縛り獄ふ解し死ふ至るまで

に之を窘たり
五 即ち祭司の長と長老會の人の我に就てみな證をなすが如し我彼等より兄弟等に遣る書を受ダマスコにをる者を縛てエルサレムに曳來り刑を受しめんとて彼處に赴けり
六 然ど我ゆきてダマスコに近けるに時れほよろ日中たちまち天より大なる光ありて我を環照せり
七 われ地に仆る其時サウロサウロ何故われを窘るやといふ聲を聞
八 われ答けるは主よ爾は誰ぞや我に曰けるは我は爾が窘る所のナザレのイエスなり
九 我と偕に在しものの光を見て懼たり然ど我に語し者の聲を聞ざりき
十 我いひけるは主よ我なにを爲べきか主われに曰給ひけるは起てダマスコに往すでに定りし爾が爲べき事は彼處に於て爾に告べし
十一 この光の耀に縁て我みることを得ず成ければ我と偕に在し者の手に援られてダマスコに至れり
十二 この邑に住る凡のユダヤ人の中に譽あるアナニアといふ律法に循へる神を敬ふ人
十三 我もとに來

り側に立て曰けるは兄弟サウロ復び見ことを得よ我たゞちに目
を擧て彼を見たり 十四 彼また曰われらの列祖の神は爾に神の旨を
知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を聞しめん事を定め給
へり 十五 蓋なんぢ彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人に向ひ證人
と爲べければ也 十六 今なんぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を籲バ
プテスマを受て其罪を滌去べしと 十七 我エルサレムに返り聖殿に
於て祈れる時まがろしにて 十八 見けるは主われに向て急げ彼等は
爾が我につゐて立る證を納ざるが故に速にエルサレムを出よと
曰たまへり 十九 我いひけるは主よ我も爾を信ずる者を執へ或は
諸會堂にて之を鞭ちしことを彼等は知る 二十 また爾の證人ステパノ
の其血を流さるゝ時われ傍に立て其殺さるゝを好とし彼を殺す
者の衣を守れり 二十一 主われに曰けるは往われ爾を遠く異邦人に遣
すべし 二十二 彼等きゝて此言に至みな聲を揚て曰けるは此れ如き者

を地より去かれは先に生命の有べき者ならざりき 二三 かれら喧呼で其衣をぬぎ塵を空中に揚ければ 二四 千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼ぶかを知んがため鞭ちて彼に訊べしと言り 二五 かれら革鞭を撻んとてパウロを引張しとき彼その側に立る百夫の長に曰けるは罪を定ずしてロマ人たる者を鞭つは律法に當ふや 二六 百夫の長これを聞ゆきて千夫の長に告て曰けるは爾なすことを慎めよ此人はロマ人なり 二七 千夫の長ゆきてパウロに曰けるは爾はロマ人なるや我に告よパウロ曰けるは然り 二八 千夫の長こたへけるは我は多の金を以て此民籍を得たりパウロ曰けるは我は生來なり 二九 是に於てパウロを拷問せんとせし者等たゞちに退けり千夫の長かのロマ人なるを知りかれを縛しことを懼る〇 三十 斯て明日ユダヤ人の彼を訟たる故を確に知んと欲ひパウロの縛をとき祭司の長等および全議會に命じ

て集らしめパウロを携往て其前に立せたり

第廿三章

パウロ議會に目を注かれらを見て曰けるは人々兄弟
よ我今日に至るまで凡のこと良心に由て神に事たり 二 祭司の長
アナニア側に立る者に命じて彼の口を撃しむ 三 是に於てパウロ
彼に曰けるは粉堊たる壁よ神は爾を撃ん爾の坐せるは律法に循
ひて我を審ん爲なるに律法に違ひ命じて我を撃しむる乎 四 側に
立る者等曰けるは爾神の祭司の長を詬るや 五 パウロ曰けるは兄
弟よ我ろの祭司の長なるを識ざりき識らむ然は言ざりしなろは爾
の民の有司を誹る勿れと錄されたり 六 パウロ彼等の其半はサド
カイの人半はパリサイの人なるを知て議會の中に呼り曰けるは
人々兄弟よ我はパリサイの人又パリサイ人の子なり死たる者の
甦ることを望に因て我いま審る 七 パウロ如此いひしなむパリサ
イの人とサドカイの人の間に爭論おこりて集りたる多の人々相

分れたり 八 蓋サドカイ人ハ復生また天使および靈を無と言パリサイ人ハ之をみな有と言バなり 九 遂に大なる喧嘩となりぬパリサイ人の學者たち立て爭ひ曰けるハ我儕この人に惡てとを見ずもし靈あるひハ天使の彼に語し事あらんにハ我儕神に敵す可らざる也 十 斯て大なる爭ひ起ければ千夫長パウロが彼等に引裂れん事を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪とり陣營に引入しめたり○ 十一 主その夜パウロの側に立て曰給ひけるハパウロよ勇ろハ爾己れに就てエルサレムに證せし如く必ずロマにも證すべければ也 十二 明日に及てユダヤ人黨を結び共に誓て曰けるハパウロを殺すまでハ食飲をも爲まじ 十三 こハ誓を爲る者ハ四拾人餘なり 十四 かれら祭司の長および長老たちの所に來て曰けるハ我儕パウロを殺すまでハ何をも食じと誓を立たり 十五 是故に請なんぢら議會と偕にパウロの事をなほ詳く訊る狀を作て千夫長に

告のれを爾曹に曳下らしめよ彼が近かざる前に之を殺さんと我
儕すでに備を爲り 十六 然るにパウロの姉妹の子その謀をきゝ即ち
往て陣營に入パウロに告 十七 パウロ請て百夫の長一人をまねき曰
けるは此少者を千夫の長に携往ての者かれに告べき事あれば也
十八 是に於て百夫の長かれを千夫の長に携往て曰けるは囚者パウ
ロ我を請て此少者をなんぢに言べき事あれば之を爾に携往んてと
を求へり 十九 千夫の長その手をひき僻靜なる處に退きて問けるは
爾我に告んとする事は何ぞや 二十 彼云けるはユダヤ人パウロの事
をなは詳く問る狀を作て爾にこひ明日のきを議會に曳下さんこ
とを約せり 二一 然ど爾かれらが言に從ふ勿れ蓋そのうち四十人餘
の者パウロを殺すまでは食ず又飮じと共に誓て埋伏し今すでに
其預備をなして爾の許を俟り 二二 千夫の長少者に爾我に此事を告
しと人に語る勿れと囑付て之を去しめ 二三 又百夫の長の二人を召

て兵卒二百人騎兵七十人矛を持もの二百人を備へ今夜第九時にカイザリヤに往 二四 また畜を備てパウロを乘しめ之を護て方伯ペーリクスの所に送るべしと曰 二五 また左の如き書をかき添たり 二六 云クラウデヲルシアス最も尊き方伯ペリクスの安を問 二七 この人ユダヤ人に執はれ將に殺されんとせしを我そのロマ人なるを聞しにより兵隊を率ゐ往て之を拯け 二八 彼等が訟る故を知んと欲ひ之を其議會に引下しが 二九 彼が訟られしは惟かれらの律法の論に由るのみにて其死に當るべく亦繫るべきの故を見ざる也 三十 然るにユダヤ人これを害せんと計よし其事われに現れしにより直に之を爾の所に遣れり又かれを訟し者等に命じて其訟る所を爾に告しめんとす○ 三一 是に於て兵卒は命に遵ひてパウロを携へ夜の中にアンテパトリスに至り 三二 明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者は陣營に歸れり 三三 騎兵はカイザリヤに至り書を方伯に

呈しパウロを其前に立しむ 三四 方伯書を讀畢りて彼に其國を問き
リキヤの者なるを知て 三五 曰けるは爾を訟る者の此に來らん時は
き爾に聽べし遂に命じて之をヘロデの公廨に於て守らしめたり

第二十四章

一 五日を經て後祭司の長アナニア長老等および一人
の辯士テルトルスと共に下てパウロを方伯に訟ふ 二 パウロ召出
されし時テルトルス訟の端を發て曰けるは 三 最も尊きペリクス
よ我儕爾に由て太平を得かつ此國は爾の先見によりて良に改ま
りたれば時に隨ひ地に隨ひて感謝せざるなし 四 今われ敢て爾を
礙ぐる事をせじ請ふ志むらく忍て我が片言を聽たまへ 五 蓋われら
此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擾せり且かれはナザレ
宗の首にて 六 また殿をも犯んとせり我儕これを執わが律法に循
ひて審きを爲んと欲ひしに 七 千夫の長ルシアス來りて我儕の手
より強て之を奪とり 八 彼を訟る者をして命じて爾の所に來しめ

たり爾かれを訊ば我儕が訟る所を悉く知べし 九 ユダヤ人も共に
訟へ曰けるは此等はこと誠に然り○ 十 方伯首をもて示しパウロ
に言しめければ彼こたへけるは爾が多の年この民の審官たるを
我知るが故に自ら此事情を訟ることを喜べり 十一 爾知らん我崇拜
の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ 十二 彼等は我が殿に
於て人と爭論をなし又會堂あるひは城下に於て人々を擾しゝ事
を未だ見ざるべし 十三 且かれらが今われを訟る所の事は憑據を立
て之を確することを能はじ 十四 然ど我この事を爾に認さん夫われは
彼等が異端と稱る道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言
者の書に錄されし言を信じ 十五 かつ義も不義も死し者の甦らん
ことを神に賴て我は望り即ち彼等が望む所と異なるなし 十六 此に
因て我つねに自ら勵ミ神に對ひ人に對て良心の責なからんこと
を務るなり 十七 われ數年を歷たりしのち施濟を我民になし又獻祭

をせんが爲に歸たり
十八 我すでに潔淨て此等の事を行る時アジアより來しユダヤ人等は殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを見たり
十九 もし我を訴べき事あらば彼等なんぢの前に訟ふべし
二十 或は又わが議會の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審るといへる此一言の外に此人々もし我が不義ありしを見ば言べし〇
二二 是に於てペリクス詳細に其道を知ければ彼等を遲しめんとして曰けるは千夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べんと
二三 百夫の長に命じてパウロを守しめ且これを寛容にして其友の彼を供給てと有を禁ぜざらしむ〇
二四 數日の後ペリクス其妻ユダヤ人なるデルシラと共に來りパウロを召て其キリストを信ずる道を語るを聽
二五 パウロ公義と撙節と來んとする審判とを論ぜしかばペリクス懼て答けるは爾姑く退け我便時を得ば再なんぢを召ん
二六 ペリクスパウロ

より金を得んことを望が故に屢次かれを召て偕に語れり 二七 斯て二年を經て後ポルキスペストスと云る者ペリクスの職に代たりペリクス悦をユダヤ人に取んと欲ひてパウロを獄に繋おけり

第二十五章

偖ペストスは任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレムに上れり 二 時に祭司の長等とユダヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且これを途にて謀殺さんと欲ひ彼に勸るの恩を我儕に賜てパウロをエルサレムに召給はんことを請ふ 四 ペストス答て曰けるはパウロは守られてカイザリヤにあり我も遠からず彼處に赴くべし 五 是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について訟べきこと有ば訟へよ 六 ペストス彼等の中に十日餘とゞまりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウロを曳出しむ 七 パウロの來れる時エルサレムより下しユダヤ人等これを立圍み證據を立ること能はざる多端の重罪をもて訟を

なせり 八 パウロ辨訴けるは我いまだユダヤ人の律法および殿ま
たカイザルにも皆犯せる所なし 九 ペストス悦をユダヤ人に取ん
としてパウロに答て曰けるは爾エルサレムに上り彼處に於て此
事につき審判を我前に受んことを望むや否 十 パウロ曰けるは我
今カイザルの審判の場に立この處に於て審を受るは當然なり我
は爾が明かに知る如くユダヤ人に不義を爲しことなし 十一 もし不
義を行ひて死に當るべき罪を犯さば我は死を免るゝことを欲は
じ若わきを訟る所のこと虛きときは其望に任せて我を彼等にわ
たし得る者なし我はカイザルに上告せん 十二 是に於てペストス議
事官と相議こたへて曰けるは爾カイザルに上告せんと欲へりカ
イザルに往べし○十三 數日を經て後アグリッパ王およびベルニケ
ペストスの安否を問ん爲にカイザリヤに來り 十四 彼處に留まるこ
と久かりしかばペストスパウロの事を王に告て曰けるは此に一

人の囚者あり即ちペリクスの遺置し所なり 十五 我エルサレムに居
しとき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訴へて罪に擬んことを
を求へり 十六 われ彼等に答けるは訟られしもの己を訟し者に對て
其訟る所を分理べき機を未だ得ざる先に之を死に付るはロマ人
の例に非ず 十七 是に於て彼等この處に來集れり我も日を延ことを
せず次日審判の座に坐り命じて其人を曳出さしめたるに 十八 訟者
ども立て之を訟しが其事わが逆料りし所に違へり 十九 惟これらは
鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りといふ既に死し一人のイエス
とに就て爭論をなし彼を訟しのみ 二十 我これらの質訊に惑ければ
パウロに對ひ爾エルサレムに往てその事につきて彼處に於て審判
を受ることを欲ふや否と問ふに 二一 彼アウグストの質訊を受んと
して譴れんことを求しに因われ命じて之をカイザルに送るまで
守らせ置り 二二 アグリッパ ペストスに曰けるは我も亦其人に聽ん

ことを欲ありいひけれハ明日なんぢ之ふ聽べし 二三 是に於て次
日アグリッパとベルニケ大ふ威儀を備來りて千夫の長等及び邑
の尊き人々と偕ふ公堂に入ぬパウロハペストスの命に由て曳出
さる 二四 ペストス曰けるハアグリッパ王及び凡て我儕と偕にある
人々よ爾曹あの人を觀ゐるべしユダヤの多の人々エルサレムふ
於ても亦ての所ふ於ても彼について我に訟ゐきれ此のち生べき
者に非ずと呼叫べり 二五 然ど我てきを査看て其死べき事を爲ざり
しを知り且ゐき自らアウグストに上告せんと爲ふより我てきを
解らんことを定たり 二六 我てきふ就て我が主上に奏すべき實情を
得ず故に我あきを質訊て奏そべき事を得んがため爾曹の前また
殊更ふアグリッパ王ゐんぢの前ふ曳出せり 二七 蓋囚者を解るふ其
罪案を書ろへざるハ理に合ハずと意へる也

第二十六章

アグリッパハパウロふ曰けるは爾が自己の爲ふ陳る事を

許たり是に於てパウロ手を伸彼らが訟を禦んとして曰けるは 二
アグリッパ王よ我ユダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前
にて悉く辨訴事を得るが故に我を幸なる者とす 三 殊に幸なるは爾
ユダヤ人の例と彼等が論ずる所の端緒を悉く知たまふ事なり是
故に願くは耐心て我に聽たまへ 四 夫わが始よりエルサレムに在
て我民の中にをり幼穉ときより如何に世を過しゝをユダヤ人は
みな知るなるべし 五 もし證を爲んとせば彼等は素より我が曩に我
儕の教の中にて最も嚴き所に遵ひたるパリサイ人なりし事を知れ
り 六 今わが立て我儕の先祖等に神の約束し給ひし其望に由きて鞫
るゝ也 七 この望は即ち我儕の十二の支派の夜も晝も專ら神に事
て得んとする者なりアグリッパ王よ此望の爲に我はユダヤ人に
訟られたり 八 神すでに死し者を甦らせ給りと云とも爾曹なんぞ
信じ難しとする乎 九 我も亦曩にはナザレのイエスの名に逆はん

がため多の事を行ひ宜ことゝ自ら意ひ 十 ヱルサレムにて此事を
行り即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入また彼等
の殺さるゝ時は其を宜とし 十一 諸會堂に於て屢次これを罰し強て
之に褻瀆を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻
及べり 十二 此とき祭司の長等より權威と命令を受てダマスコへ往
しに 十三 王よ其途にて正午とき天より光あるを見たり日よりも耀
きて我および同に行る者を環照せり 十四 我儕みな地に仆る其時へ
ブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を窘るや爾は刺ある鞕を
蹴ことは難しと我に語れる聲を我きけり 十五 我いひけるは主よ爾は
誰ぞや彼こたへけるは我は爾が窘る所のイヱスなり 十六 爾起て立よ
我なんぢに現るゝは爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と
我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがためなり 十七 我なんぢを
守て此民および異邦人の手より拯ふべし今なんぢを彼等に遣を

れ 十八 彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に
歸せしめ又彼等をして我を信ずるに因て罪の赦と聖られし者の
中に於て業を受ることを得させんが爲也 十九 是故にアグリッパ王
よ我は天の現示に背ずして 二十 先ダマスコエルサレムの人々次
にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ行をなして
罪を悔べき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり 二一 此等の事に由
てユダヤ人われを殿にて執へて我を殺さんとせり 二二 然して我は
神の佑をえて今日に至るまで斃るゝことなく小き者にも大なる者
にも證をなせり我言ところは預言者およびモーセが將來かなら
ず成んと言しことに非ざるはなし 二三 即ちキリストの苦難をうけ
死し者の復生の始となり光を此民と異邦人に傳ふること也 二四 パ
ウロが如此うたへける時ペストス大聲に曰けるはパウロよ爾は
狂氣せり博學爾をして狂氣せしめたり 二五 パウロ曰けるは最も尊

きペストスよ我は狂氣せるに非ず我言ところは眞實にして慥なる心より出るなり

二六 そも此等の事情は王よく知たまへり我はゞからずして王の前に語れり蓋此らの事は方隅に行はれたるに非ざれば王に隱るゝ所なしと信ずれば也

二七 アグリッパ王よ爾預言者の書を信ずる乎我爾の信ずるを知

二八 アグリッパパウロに曰けるは爾我を勸て容易キリステアンと爲んとす

二九 パウロ曰けるは容易にもせよ容易からざるにもせよ我は惟なんぢ耳ならず今日われに聽ところの者みな此縲絏なくして我ごとき者とならんことを神に願ふなり

三十 如此いたり畢しとき王と方伯およびベルニケ又ともに坐せし人々起て退き

三一 相語て曰けるは此人は死べき事と縲絏にあたる可ことを爲ざる也

三二 アグリッパペストスに對曰けるは此人もしカイザルに上告せんと言ざりしならば既釋すべき者なり

第廿七章

これら已にイタリヤへ航ることに定りければ彼等パ
ウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアス
と名る者に付せり 二 是に於て我儕アジアに沿て駛んとするアド
ラミテオムの舟に登て出マケドニヤのテサロニケ人アリスタル
コ我儕と偕に在き 三 次日シドンに着りユウリアス懇懃にパウロ
を待ひ彼に朋友の所へ往て其供應を受ることを許せり 四 我儕ま
た彼處より舟出せしが風の逆ふに因てクプロの風下の方に走り
五 キリキヤとパムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港に至
れり 六 此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンデリアの舟
に遇て我儕を之に登たり 七 多日のあひだ舟の行こと遲く僅にし
てクニドスに對へる處に至り風の順ならざるに因てサルモネを
過クレテの風下の方を走り 八 僅にして其岸に沿ラサイアの邑に
近き美港と名る處に至れり 九 時を歷ことも既に久く斷食の期も過

ぬれバ舟路の危險によりパウロ諫て 十 曰けるハ人々よ我意ふに此舟路ハ損害多かるべし啻に積荷と舟のミならず我儕の生命にも及ばん 十一 然ども百夫の長ハパウロの言ところよりも船長と舟主の言を信じたり 十二 且この港ハ冬を過すに便宜らず是故に若ピニクスに至り彼處にて冬を過すことを得んかとて此處を出んと定たる者おほしピニクスハクレテの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹ところ也 十三 時に南風徐に吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレテに沿て走しに 十四 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り 十五 舟を挈去ければ之に敵ふことを得ず我儕ろの風に任て 十六 遂にクラウダと云る小島の風下の方へ駛ゆき僅にして小艇を收む 十七 既に援上し後かれら備おける物をもて大舟の胴を縛かつ洲に乘掛んことを恐れ帆を下して流れたり 十八 風疾きによりて次の日水夫ら貨物を擲り 十九 第三日に至てハ我儕てづ

うら舟具を擲つ 二十 斯て多日のあひだ日も星も見ずして疾風ふきあてければ我儕つひに救るべき望たえ果たり 二一 人々久く食せず
パウロ彼等の中に立て曰けるは人々よ爾曹曩に我諫を聽てクレテより離ることを為ずして此損害を受ずある可えずありし 二二 今われも爾曹に勸む勇め爾曹の中一人だに生命を失ふ者なし惟舟を失ふこと有んのみ 二三 蓋己が屬する所己が事る所の神の使者この夜わが側に立て 二四 パウロよ懼るゝ勿れ爾必ずカイザルの前に立つべし且神は爾と偕に舟にある者を悉く爾に賜と曰り 二五 是故に人々勇めや如此われに語り給へる如く必ず成んと我神を信ずれば也 二六 われら必ず一島に推上られん 二七 斯て第十四日の夜に至り我儕アデリアの海に漂ふ夜半ごろ水夫ら岸に近づけりと意ひて 二八 水を測しに二十尋を得たり少し進て又測しに十五尋を得たり 二九 石に乘掛んことを恐れ艫より四の錨を投て天明を待わびぬ 三十 水夫

ら舟より逃んとして舳より錨を投る狀をなし小艇を海に下けれ
バ 三一 パウロ百夫の長と兵卒に曰けるハ此人々もし舟に留らずバ
爾曹救るゝことを得じ 三二 是に於て兵卒ら小艇の索を斷きり其流
るゝに任たり 三三 夜の明んとする時パウロ凡の人々に食せんことを
を勸て曰けるハ爾曹待わびて食せざりしこと今日にて已に十四
日なり 三四 故に我なんぢらに食せんことを勸るハ救を得べき助と
なる可ればなり爾曹の頭髮一縷だに爾曹の首より隕ざるべし 三五
如此云たりてパンを取すべての人の前にて神に謝し之を擘て先
食しければ 三六 彼等も亦勇んで食せり 三七 舟に登る所の我儕合て二
百七十六人なりき 三八 既に食して飽ければ穀物を海に棄て舟を輕
せり 三九 夜あけて其地は識ざれど一の海灣を見たり此に洲崎あり
或ハ至ることを得ば彼處に舟を進んと謀り 四十 綱を斷て錨を海にす
て舵纜を弛め舳の帆をあげ風に順ひ洲崎を望て走しに 四一 潮の流

交ふ處に至りて舟を洲に乘あげ舳は膠定て動ず艫は浪の勁が爲
に破られたり 四二 是に於て兵卒ら囚人の泅逃れんことを恐れ之を
殺さんと勸む 四三 然ども百夫の長パウロを救んと欲ひ其勸を阻み
つ泅得る者は先水に跳いり 四四 其の他は或は板あるひは舟の碎木
に乘て岸に至んことを命じたり此の如く皆すくはるゝ事を得て
岸に登れり

第二十八章

我儕そこに救を得て後その島の名をマリタと稱ることを
とを知れり 二 夷人ら尋常ならぬ情分をあく降雨と寒とにより火
を熾て我儕衆人を待遇せり 三 パウロ多の柴を集て火に放しに火の
熱により蝮いで來て其手に纏り 四 夷人ら蝮の其手に懸たるを見
て互に曰けるは此人は正く人を殺しゝ者ならん彼海より逃たり
と雖も天理その生ることを容さゞる也 五 パウロ蝮を火の中に拂
綽して害を受ることなし 六 彼等パウロを候ひて其腫るか或は忽

ち仆て死ることあらんと意しに久く候へども彼に害の及ざるを
見て其意を轉して神なりと謂り　七 島の長をプブリヲと名く此邊
に己が有る田地あり彼われらを接て懇懃に三日宿らせたり　八 時
にプブリヲの父熱と痢病を患ひて臥居しがパウロその所に至り
祈て手を其上に按かれを醫せり　九 此事ありしかば島にある所の
他の病者等も來て醫さるゝことを得たり　十 かれら禮を厚して我
儕を敬ひ又舟出の時に臨て我儕が無てかなはぬ物を贈れり　十一 我
儕三ヶ月を經てのち此島にて冬を過ししデヲスクリの號あるア
レキサンデリアの舟に登いでて　十二 スラクサに着三日とゞまれり
十三 彼處より回てレギヲに至り一日を經て南風起ければ次日プテ
ヲリに至り　十四 兄弟等に遇かれらが請に任て七日とゞまり而して
ロマに往〇　十五 ロマの兄弟たち我儕の事を聞アッピーポロムおよ
び三館と云る處より來て我儕を迎ふパウロ之を見て神に謝し其心

に力を得たり〇十六既に我儕ロマに至しに百夫の長衆囚を王を守
る兵隊の長に交せり然どパウロは一人の守兵と共に別に自ら居る
ことを許されたり　十七　三日を經て後パウロユダヤ人の尊重たる者
等を召集む彼等の集れる時これに曰けるは人々兄弟よ我いまだ
我民また先祖の例に違て何事をも爲しゝことなし然にエルサレム
より囚人となりてロマ人の手に付されたり　十八　ロマ人すでに我を
審たれど死べき罪なきが故に我を釋さんと欲へり　十九　ユダヤ人こ
れを拒しにより我已ことを得ずしてカイザルに上告す然ども我
が國の民を訟ん爲には非ず　二十　斯に因て我なんぢらに會ともに語
んことを請るなり蓋われイスラエルの望の爲に此鏈に繫るれば
也　二十一　彼等いひけるは我儕ユダヤより爾について書信を受ず亦兄
弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報また語し者
なし　二十二　然ど我儕なんぢの意ふ所を聞んとす蓋われら何處にても

此宗旨の謗らるゝを知むなり 二三 既に定たる日に及て多の人パウロの館に來れりパウロ朝早より暮に至までモーセの律法と預言者の書をひき神の國の事を說かつ之を證しイエスの事を語て彼等を勸たり 二四 其言に感じて之を然とする者あり亦信ぜざる者もありて 二五 互に相合ざるにより遂に退けり其退んとせし時パウロ一言を語けるハ誠なるかな聖靈預言者イザヤに託て我儕の先祖等に語し言ろの言に云 二六 なんぢ此民に往て告よ爾曹ハ聽ども聽らず視ども見ず 二七 蓋この民目にて見耳にて聽心にて悟り悔改て我に醫されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと 二八 是故に爾曹知べし神の救ハ異邦人に遣られ彼等は之を聽ん 二九 パウロが此言を言畢し時ユダヤ人退きて互に大なる爭論をなせり○

三十 斯てパウロの借受し家に居しこと全く二年すべて來り見んとする者を接て 三一 憚らず神の國をのべ主イエスキリストの事を

敢て禁げらるゝこと無りき

新約全書使徒行傳　終

新約全書使徒パウロロマ人に贈れる書

第一章

イエスキリストの僕パウロ召れて使徒となり神の福音の為に選る 二 この福音は從前より其預言者たちに託て聖書に誓ひ給へるものにて 三 其子われらの主イエスキリストを指て示せり彼は肉體に由ばダビデの裔より生れ 四 聖善の靈性に由ば甦りし事によりて明かに神の子たること顯れたり 五 われら彼より恩惠と使徒の職を受しは其名の為に萬國の人々をして信じ從はせんと也 六 爾曹も其人々の中に在てイエスキリストの召を受し者也 七 我すべてロマに在ところの神に愛しまれ召を蒙り聖徒と為る者にまで書を贈る爾曹願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩惠と平康を受よ○ 八 先なんぢらの信仰を世こぞりて傳揚たるが故にイエスキリストに頼て爾曹衆人に就わが神に感謝す 九 我その子の福音に於て心を以て事る所の神は我が不斷に

んぢらを懷ふ其證なり　十　わき所禱ごとに終ハ神の旨意に適ひて平坦なる途をえ速かに爾曹に到んことを求む　十一　わき爾曹を見んことを深く願ハ爾曹を堅固せん爲に靈の賜を予へんと欲へバ也　十二　即ち我なんぢらの中に在バ互の信仰により相共に安慰を得べし　十三　兄弟よ我しバ〳〵志を立るんぢらに到り他の邦人の中に在ごとく爾曹の中よりも果を得んとせしかども今に至りて尙阻げらる此を爾曹が知ざるを欲まず　十四　我ハギリシヤ人及び異邦人また智人および愚人にも負る所あり　十五　是故に我力を盡して福音を爾曹ロマにある人々にも傳んことを願ふ　十六　我ハ福音を恥とせず此福音ハユダヤ人を始ギリシヤ人すべて信ずる者を救んとの神の大能たれバ也　十七　神の義ハ此に顯きて信仰より信仰に至り錄して義人ハ信仰に由て生べしと有が如し○　十八　それ神の怒ハ不義をもて眞理を抑る人々の凡の不虔不義に向て天より顯る　十九　蓋

人の知べき所の神の事情は人に顯明にして既に神これを人に顯し給へば也 二十 ろき人の見ることを得ざる神の永能と其神性とは造られたる物により創世より以來さとり得て明かに見べし是故に人々推諉べきやうなし 二一 既に神を知て尚これを神と崇めず亦謝することをせず反て其思念を亂し其愚なる心蒙昧なり 二二 自ら智と稱へて愚魯なる者となり 二三 朽壞ざる神の榮光を變て朽壞べき人および禽獸昆蟲の像に似す 二四 是故に神は彼等を其心の慾と縱肆にするに任せて互に其身を辱しむる汚穢に付せり 二五 彼等は神の眞を易て僞とし造物主よりも受造物を崇奉りて之に事ふ神は永遠頌美べきもの也アーメン 二六 此に縁て神は彼等が恥べき慾をなすに任せ給へり其婦女さへも順性の用を變て逆性の用をなす 二七 此の如く男子は亦婦女の順性の用を棄て互に嗜慾の心を熾し男と男と恥ることをなして其悖戻に當るべき報を己が身

ふ受たり 二八 かきら心に神を存ることを願ざきむ神も彼等が邪僻なる心を懷て行まじきことを行ふに任せ給へり 二九 諸の不義惡慝貪婪褻很を充す者また妬忌凶殺爭鬪詭譎刻薄を盈す者 三十 また讒害譏謗をなし神を惡む者狎侮傲慢矜夸讒詐父母に不孝 三一 頑梗背約不情不慈なる者 三二 凡て此等を行ふ者は死罪に當るべき神の判定を知てなほ自ら行ふのみならず亦ふきを行ふ者をも喜べり

第二章

是故に凡ろ人を議る所の人よ爾推諉べきなし爾他人を議る所正く己の罪を定るなりそれ議る所の爾も同く之を行へばなり 二 此の如く行ふ者を罪する神の審判は眞理に合へりと我儕は知 三 此等の事を行ふ者を議て同く之を行ふ人よ爾神の審判を免かれんと意ふ乎 四 なんぢ神の豐厚なる仁慈と寛容なると恒忍たまふとを藐視するや その仁慈は爾を悔改に導くなるを知ず 五 剛愎にして悔なきの心に循び己の爲に神の怒を積て其義鞫の顯きん震怒

の日に及ぶなり 六 神は人の行に循ひて各人に其報を爲べし 七 耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽壞とを求る者には永生をもて報いん 八 然ども爭鬪をなし眞理に順はず不義につく者には報るに忿と 九 怒と患難辛苦とを以てす此はユダヤ人を始ギリシヤ人凡て惡を行ふ人に及ぶなり 十 ユダヤ人を始ギリシヤ人すべて善を行ふ人には榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし 十一 そは神には偏視なければ也 十二 凡そ律法なくして罪を犯せる人は律法なくして亡び律法ありて罪を犯せる人は律法に照て審判を受べし 十三 神の前に義と爲るゝは律法をきく者に非ず義と爲るゝは律法を守る者なり 十四 それ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法に載たる所を守らば律法なしと雖も己の律法たる也 十五 彼等その心に銘されたる律法の工を表彰し其良心なきが證をなして其思念たがひに或は貶あるひは褒ることを爲り 十六 それ審判は我が福音に云る如く神

イエスキリストをもて人の隱微たる事を鞫ん日に成べし〇十七
爾もしユダヤ人と稱へ律法を恃み神あるを誇り 十八 その旨をしり
律法に習て是非を辨へ 十九 自ら瞽者の相黒暗にをる者の光 二十 愚なる
る者の師蒙童の傅と意ひ又律法に於て眞理と知べき事との式を
得たりとせバ 二一 何ゆゑ人を敎て自己を敎ざる乎なんぢ人に竊む
勿れと勸て自ら竊する乎 二二 なんぢ人に姦淫する勿きと諭して自
ら姦淫する乎なんぢ偶像を惡て自ら殿の物を干す乎 二三 なんぢ律
法に誇て自ら律法を犯し神を輕しむる乎 二四 神の名は爾に縁て異
邦人の中に謗讟れたりと錄されしが如し 二五 爾もし律法を行れバ
割禮は益あり若し律法を犯さば爾の割禮は割禮なきが如なるべ
し 二六 是故に割禮なき者も若し律法の義を守らば其割禮なきも割
禮せりと謂ざるを得ん乎 二七 かつ本性のまゝ割禮なくして律法を
守る者は儀文と割禮をもて何律法を犯す爾が罪を定めん 二八 明に

ユダヤ人たるも實のユダヤ人に非ず明に身に割禮あるも眞の割禮に非ず 二九 反て隱にユダヤ人たる者ぞ實のユダヤ人たり又割禮は靈に在て儀文に在ず心の割禮は眞なり其譽は人に由ず神に由り

第三章

然らばユダヤ人の長處は何ぞ耶また割禮の益する所は何ぞ耶 二 そは凡の事に於て益おほし先第一は神の諭をもて彼等に託ね給へること也 三 爰に信ぜざる者あれど其を如何その不信は神の信を廢べき乎 四 非ず凡の人を僞とするも神を眞とすべし爾の告る言は義とせられ爾が鞫るゝとき勝を得んと錄されたる如し 五 我儕が不義もし神の義を彰すとせば我何を言べき歟怒を加ふる神は不義なるや此はそき人に由て言のみ 六 然こと有じ若し然こと有ば神如何して世を鞫りん耶 七 もし神の眞わが僞に因て顯れ其榮光いや増ば我何でなほ罪人と爲られん乎 八 如此あらば我

儕の謗らるゝ如く善を來らせんとて惡を作は宜らずや此を我儕が言と云る者あり斯る人の罪せらる可は宜なり 九 然らば如何ぞ耶われら勝れるか決てなし蓋われら既にユダヤ人もギリシヤ人も皆罪の下に在ことを證せり 十 錄して義人なし一人も有るなしとあるが如し 十一 明達る者なく神を求る者なし 十二 みな曲て全く邪となれり善を作ものなし一人も有なし 十三 その喉は破れし墓その舌は詭詐をなし其唇には蝮の毒を藏り 十四 その口は詛と苦とにて滿 十五 その足は血を流さんが爲に疾し 十六 殘害と苦難は其途に遺れり 十七 彼等は平康なる道を知ず 十八 その目前に神を畏るゝの懼あることなし 十九 それ律法の言ところは其下にある者に示すと我儕は知これは各人々の口塞り又世の人なぞりて神の前に罪ある者と定られん爲なり 二十 是故に律法の行に由て神の前に義と爲るゝもの一人だに有なしとなし蓋律法に由て罪は知るゝ也○ 二十一 今律法の外に神の人を

義とし給ふことは顯れて律法と預言者は其證をなせり 二二即ちイ
エスキリストを信ずるに由て其義を神は凡の信者に賜ふて區別
なし 二三そは人みな既に罪を犯せば神より榮を受るに足ず 二四只キ
リストイエスの贖に頼て神の恩をうけ功なくて義とせらるゝ也
二五神は忍て已往の罪を寛容に爲給ひしかど其義を彰さんとてイ
エスを立て挽回の祭物となせり即ち其血を信ずる者の挽回の祭
物たる也 二六神はイエスを信ずる者を義とするとも尚みづから義
たらん爲に今その義を彰さんとす 二七然ば誇ところ安に在や有こ
となし何の法をもて無とするか行の法に非ず信仰の法なり 二八故
に我おもふに人の義とせらるゝは信仰に由て律法の行に由ず 二九
神は獨ユダヤ人のみの神なる乎また異邦人の神ならずや然また
異邦人の神なり 三十それ割禮せし者をも信仰に由て義とし亦割禮
なき者をも信仰に由て義とする神は一位なれば實に然り 三一さら

む我儕信仰をもて律法を廢るや然らず反て律法を堅固する也

第四章

然ば我儕の先祖アブラハムは肉體に例いて何の得し所ありと言ん　二　若アブラハム行に由て義と爲れたらんには誇るべき所あり然ど神の前には有ことなし　三　そは聖書に何と云るかアブラハム神を信ずその信仰を義と爲れたり　四　工を作ものゝ價は恩と稱ず受べきもの也　五　然ど工なき者も不義なる者を義とする神を信じて其信仰を義と爲れたり　六　工なく神に義とせらるゝ者の福なることは正にダビデが言る如し　七　云その不法を免され其罪を蔽るゝ者は福なり　八　主の罪を負せざる人は福なりと　九　この福は割禮の者にあるや割禮なき者にあるや抑われらアブラハムは其信仰を義と爲れたりと言り　十　然ば如何に義と爲れしや割禮を受し後なる乎また割禮を受ざる前なる乎割禮を受し後ならず割禮を受ざる前にあり　十一　かつ割禮の號を受しは未だ割禮を受ざ

る前に信仰に由て義と爲されたる印證なり此れ割禮を受ざる凡の信者の父にして彼等の義とせられん爲なり 十二 また割禮を受る者の父となれり唯割禮にのみ由ず我儕の父アブラハムの割禮を受ざりし時の信仰の跡を履ものゝ爲なり 十三 蓋アブラハムと其子孫とに世界の嗣子たることを得させんとの神の約束は律法に由に非ず信仰の義に由り 十四 若それ律法に從ものゝ嗣子たることを得ば信仰は虚く約束も亦廢るべし 十五 そは怒を來するものは律法なり律法なくば犯すことも有なし 十六 是故に信仰に由て得させ給ふは恩に由せて其約束をアブラハムの諸の子孫に堅固せんがため也たゞ律法を有る者のみならず亦アブラハムの信仰に效ふ者に及べり 十七 我なんぢを立て多の國民の父と爲りと錄されたる如くアブラハムは其信ずる所の神すなはち死し者を生し無ものを有し如く稱ふる神の前に於て我儕衆人の父たる也 十八 彼は望べくもあ

らぬ時になほ望て多の國民の父と爲んことを信ず蓋なんぢの子孫かくの如くなるらんと言たまひしに因てなり 十九 彼その信仰淺からざれば齢およそ百歳にして己が身の既に死るが如きとサラの胎の死るが如きをも顧みず 二十 不信をもて神の約束を疑ふことなく反て其信仰を篤して神を尊め 二一 神は其約束し給ふ所を必ず成得べしと心に決む 二二 是故に其信仰義と爲れたり 二三 それ信仰に由て義とせられたりと錄されしは特かれの爲のみならず亦われらの爲に錄されし也 二四 我儕も我主イエスを死より甦らしゝ神を信ぜば同く義とせらるゝ事を得べし 二五 イエスは我儕が罪の爲に解され又己れらが義と爲られん爲に甦らされたり

第五章 是故に我儕信仰に由て義とせられたれば神と和ぐことを得たり此は我主イエスキリストに賴てなり 二 亦われら彼により信仰によりて今居ところの恩に入ことを得かつ神の榮を望て欣

喜をなす　三　第これ耳ならず患難にも欣喜をなせり蓋患難は忍耐
を生じ　四　忍耐は練達を生じ練達は希望を生じ　五　希望は羞を來ら
せざるを知ればなり我儕に賜ふ所の聖靈に由て神の愛われらの心に
灌漑ばなり　六　我儕は弱かりし時キリスト定りたる日に及て罪
人のために死たまへり　七　それ義人の爲に死るもの殆ど少なり仁
者の爲には死ることを厭ざる者もや有ん　八　然どキリストは我儕
のなほ罪人たる時われらの爲に死たまへり神は之によりて其愛
を彰し給ふ　九　今その血に賴て我儕義とせられたれば況て彼に由
て怒より救るゝ事なからん乎　十　若われら敵たりし時に其子の死
によりて神に和ぐことを得たらんには況て和を得たる今その生
るに賴て救るゝことを得ざらん乎　十一　たゞ此耳ならず我儕に和を
得させ給ひし我主イエスキリストに賴て亦神を喜べり　十二　然ば是
一人より罪の世にいり罪より死の來り人みな罪を犯せば死の凡

の人に及たるが如し 十三 律法を立られし時より前に罪は世に有き
律法なくば罪は人に歸することなし 十四 然どもアダムよりモーセ
に至るまでアダムの罪と等き罪を犯さゞりし者にも死は之に王
たりアダムは即ち來らんとする者の模なり 十五 然ど罪のことゝ恩
賜のことの如きに非ず若し一人の罪に由て死るもの多からば況
て神の恩と一人のイエスキリストに由る恩の賜とは多の人に溢れ
ざらん乎 十六 賜は一人より來る罪の如きに非ず蓋審判は一の罪よ
り罪せられし賜も多の罪より義とせらるゝ也 十七 もし一人罪を犯し
ことにより死その一人に由て王たらんには況て溢るゝの恩と義の
賜を受る者は一人のイエスキリストより生に在て王たらざら
ん乎 十八 是故に一の罪より罪せらるゝことの凡の人に及し如く一
の義より義とせられ生命を獲ことも凡の人に及べり 十九 そは一人
の逆に由て多く罪人とせられし如く一人の順に由て多く義とせ

らるべし 二十 律法を立るは罪を増ん爲なり然ども罪の増ところに
は恩も愈増り 二一 こは罪の死をもて宰れる如く恩も我儕が主イエ
スキリストに賴て永生に至らせんが爲に義をもて宰れり
第六章 然らば我儕何を言んや恩の増ん爲に罪に居べき乎 二 非ず
我儕罪に於て死し者なるに何でなは其中に於て生んや 三 イエス
キリストに合んとてバプテスマを受し者は即ち其死に合んとて
之を受しなるを爾曹知ざる乎 四 故に我儕その死に合バプテスマ
に由て彼と同に葬らる是キリスト父の榮に由て死より甦されし
如く我儕も新き生命に行べき爲なり 五 若われら彼の死の狀に等し
からば亦かれの復生にも等かるべし 六 我儕の舊人かれと同に十
字架に釘らるゝは罪の身滅て今より罪に役ざるが爲なるを我儕
は知る 七 そは死し者は罪より釋さるれば也 八 我儕もしキリストと
偕に死ばまた彼と偕に生んことを信ず 九 キリスト死より甦りて

復しなず死もまた彼に主とならざるを知り 十 是ろの死るは罪に
ついて一次死ろの生しは神について生しなり 十一 如此なんぢらも
我儕の主イエスキリストにより罪に就ては自ら死る者また神に
就ては生る者なりと意ふべし 十二 是故に爾曹罪を死べき肉體に王
たらしめて其慾に徇ふ勿れ 十三 また爾曹の肢體を不義の器となし
て罪に獻ること勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體
を義の器となして神に事ふべし 十四 蓋なんぢら恩の下に在て律法
の下に在ざれば罪は爾曹に主となること無れば也 十五 然らば如何
われら恩の下に在て律法の下に在ざるが故に罪を犯すべきか非
ず 十六 なんぢら身を獻げ僕となり誰に從ふとも其從ふ所の僕たる
を知ざるか或は罪の僕とならば死に及び或は順の僕とならん義
に及ばん 十七 然ども我神に感謝す爾曹は素罪の僕たりしかど今は
既に授られし所の教の範に心より服ひて 十八 罪より釋され義の僕

となれば也 十九 我いま人の言を藉て言るは爾曹が肉體よわき故なり爾曹その肢體を献て汚穢と惡の僕となり惡に至りし如く今また其肢體をささげ義の僕となりて聖潔に至るべし 二十 蓋なんぢら罪の僕なりし時には義に事ざれば也 二十一 爾曹いま耻る所のことを行ひし其とき何の果を得たりしや此等のことの終は死なり 二十二 然ど今罪より釋されて神の僕となりたれば聖潔に至るの果を得たり且その終は永生なり 二十三 罪の價は死なり神の賜は我儕の主イエスキリストに於て賜はる永生なり

第七章

兄弟よ我いま律法を知る者に言ん律法は人の畢生その主たるを知ざる乎 二 夫ある婦は律法の爲に夫の生る間はそれに繫るれど夫死なば其律法より釋さる 三 然ば夫の生る間に他の人に適ば淫婦と稱ふべし若し夫死なば其律法より釋さるゝが故に人に適とも淫婦には非ず 四 然れば我兄弟よ爾曹もキリストの身に

より律法に就て殺されしもの也なれば別人すなはち死より甦され
給ひし者に適て神の為に果を結ばんとなり　五　われら肉に在し時
は律法に因る罪の慾われらの肢體に動きて死の為に果を結べり
六　然れども今われらを繋る者に於て死たれば律法より釋され儀文
の舊様に由ず靈の新様に由て事ふ○　七　然らば我儕何を言べきか
律法は罪なるや非ず律法に由ざれば我罪の罪たるを識ことなし
夫律法に貪る勿れと言ざれば我貪慾の罪たるを識ざる也　八　而し
て罪は誡の機に乘て我中に各様の貪慾を起せり律法なければ罪
は死るもの也　九　われ昔し律法なくして生たれど誡命きたりて罪
は活かへり我は死り　十　斯て人を生さん為の誡は反て是われを死
しむる者となれり　十一　何となれば罪は誡の機に乘て我を誘し其誡
をもて我を殺せり　十二　これ律法は聖し誡も聖く公義かつ善なり○
十三　然ば善なる者われを死しむるか非ず死しむる者は罪なり罪は

善なる者をもて我を死しむきハ其罪たること現はれ亦誡に由て
罪の甚しきことハ現るゝ也 十四 それ律法ハ靈なる者と我儕ハ知さ
れど我ハ肉なる者にして罪の下に賣れたり 十五 蓋わが行ふ所の者
ハ我も之を是とせず我が願ふ所のもの我これを行ず我が惡む所
のもの我これを行バなり 十六 若わが願ざる所の者を行ふ時ハ律法
を善とす 十七 然らば今より之を行ふ者ハ我に非ず我に居ところの
罪なり 十八 善なる者ハ我すなはち我肉に居ざるを知ろハ願ふ所わ
れに在れども善を行ふことを得ざれば也 十九 わが願ふ所の善ハ之を
行はず反て願ざる所の惡ハ之を行へり 二十 若わが願ざる所を行ふ
ときハ之を行ふ者ハ我に非ず我に居ところの罪なり 二一 是故に我
善を行はんと欲ふときに惡の我にをる此一の法あるを覺ゆ 二二 蓋
われ内なる人に就てハ神の律法を樂めども 二三 わが肢體に他の法
ありて我心の法と戰ひ我を擄にして我が肢體の中にをる罪の法

に從はするを悟り 二四 噫われ困苦人なる哉この死の體より我を救はん者は誰ぞや 二五 是われらの主イエスキリストなるが故に神に感謝す然ば我みづから心にては神の法に服ひ肉にては罪の法に服ふなり

第八章 是故にイエスキリストに在ものは罪せらるゝ事なし 二 そは活す靈の法はイエスキリストに由て罪と死の法より我を釋せば也 三 それ律法は肉に由て荏弱その能ざる所を神は爲たまへり即ち己の子を罪の肉の狀となして罪のために遣し其肉に於て罪を罰しぬ 四 そは律法の義は肉に從はで靈に從ひて行ふ我儕に成就せんが爲なり 五 肉に從ふ者は肉の事を念ひ靈に從ふ者は靈の事を念ふ 六 肉の事を念ふは死なり靈の事を念ふは生なり安なり 七 それ肉の事を念ふは神に悖るが故なり是神の律法に服はず又服ふこと能ざるに因 八 而して肉にをる者は神の心に適ふこと能

はず 九 もし神の靈なんぢらに住ば爾曹は肉に在で靈に在ん凡そ
キリストの靈なき者はキリストに屬ざる者なり 十 若キリスト爾
曹に在ば體は罪に緣て死靈魂は義に緣て生ん 十一 若イエスを死よ
り甦らしゝ者の靈爾曹に住ばキリストを死より甦らしゝ者は其
なんぢらに住ところの靈を以て爾曹が死べき身體をも生すべし
十二 是故に兄弟よ我儕肉の爲に負ところ有て肉に從ひ役る者に非
ず 十三 もし肉に從ひ役なば死べし若し聖靈に由て身體の行爲を滅
さば生べし 十四 凡そ神の靈に導かるゝ者は是すなはち神の子なり
十五 爾曹が受し靈は奴たる者の如く復び懼を懷く靈に非ずアバ父
とよぶ子たる者の靈なり 十六 聖靈みづから我儕の靈と偕に我儕が
神の子たるを證す 十七 我儕もし子たらば又後嗣たらん即ち神の後
嗣にしてキリストと偕に後嗣たる者なり我儕もし彼と偕に苦を
受なば彼と偕に榮をも受べし 十八 われ意ふに今時の苦は我儕に顯

れん榮に比ぶべきに非ず　十九　それ受造者の切望は神の諸子の顯れ
んことを俟るなり　二十　そは受造者の虚空に歸せらるゝは其願ふ所
に非ず即ち之を歸する者に因り　二一　また受造者みづから敗壞の奴
たることを脱れ神の諸子の榮なる自由に入んことを許れんとの
望を有されたり　二二　萬の受造者は今に至るまで共に歎き共に勞苦
ことあるを我儕は知る　二三　たゞ此等のもの耳ならず聖靈の初て結べ
る實を有る我儕も自ら心の中に歎て子と成んこと即ち我儕の身
體の救れんことを俟　二四　我儕が救を得は望によれり然ど望を見ば
亦望なし既に見ところの者は何で尚これを望んや　二五　若いまだ
見ざる者を望まば忍て之を待べし　二六　聖靈も亦これらの荏弱を
助く我儕は祈るべき所を知ざれども聖靈みづから言がたきの慨
歎を以て我儕の爲に祈ぬ　二七　人の心を察たまふ者は聖靈の意をも
知り蓋神の心に遵ひて聖徒の爲に祈れば也　二八　また凡の事は神の

旨に依て召れたる神を愛する者の爲に悉く動きて益をなすを我
儕は知り 二九 そは神は預じめ知たまふ所の者を其子の狀に效せん
と預じめ之を定む此は其子を多の兄弟の中に嫡子たらせんが爲
なり 三十 又あらかじめ定たる所の者は之を召き召たる者は之を義
とし義としたる者は之に榮を賜へり 三一 然ば此等の事に於て何を
か言ん若し神われらを守らば誰か我儕に敵せん乎 三二 己の子を惜
ずして我儕衆の爲に之を付せる者は豈かれに併て萬物をも我儕
に賜ざらん乎 三三 神の選たる者を訟ん者は誰ぞや義とする神なる
乎 三四 罪を定る者は誰ぞや死て復よみがへり神の右に在て我儕の
爲に禱告し給ふキリストなる乎 三五 キリストの愛より我儕を絕ら
せん者は誰ぞや患難なるか或は困苦か迫害か飢餓か裸裎か危險
か刀劍なる乎 三六 是われら終日なんぢの爲に死に付され屠られん
とする羊の如くせらるゝ也と錄されたるが如し 三七 然ども我儕を

愛める者に賴すべて此等の事に勝得て餘あり 三八 そは或は死ある
ひは生あるひは天使あるひは執政あるひは有能あるひは今ある
者あるひは後あらん者 三九 或は高き或は深きまた他の受造者は我儕
を我主イエスキリストに賴る神の愛より絶らすることを能ざる者
あるを我は信ぜり

第九章 我キリストに屬る者なれば我が言は眞にして僞なし且わ
が眞心聖靈に感じて 二 我に大なる憂ある事と心に耐ざるの痛あ
る事とを證す 三 若わが兄弟わが骨肉の爲にならんには或はキリ
ストより絶れ沈淪に至らんも亦わが願なり 四 彼等はイスラエル
の人なり神の子なる事また榮光また盟約また律法を立られし事
また祭儀また約束は皆これらに屬り 五 列祖は是これらが先祖な
り肉體に因て言ばキリストも亦彼等より出これは萬物の上に在
て世々讚美を得べき神なりアーメン 六 今いへる所は神の言の廢

きりと謂には非ず蓋イスラエルより出る者ことごくイスラエルに非ず 七 亦アブラハムの苗裔なればとて悉く其子たるに非ず惟イサクより出る者なんぢの苗裔と稱らるべしと錄されたり 八 即ち肉に由て子たる者は神の子たるに非ず惟約束に由て子たる者は其苗裔とせらるゝ也 九 期いたらむ我來らんサラに男子あるべしと是約束の言なり 十 此耳ならず亦リベカ我儕の先祖イサク一人に從ひて二子を孕しとき 十一 其子いまだ生れず亦善惡を行ざれど神の選たまひし聖旨は變ることなく行に由で召に由るを彰さんとて 十二 長子は幼子に服んとリベカに言たまへり 十三 錄して我はヤコブを愛しエサウを惡めりと有が如し 十四 然らむ我儕なにを言んや神に不義ある所あるや有ことなし 十五 神モーセに曰わき矜恤んと欲ふ者を矜恤己れ憐憫んと欲ふ者を憐憫と 十六 然む願ふ者にも趨る者にも由ず惟めぐむ所の神に由り 十七 聖書の中に神

パロに我なんぢを立るは特に爾をもて我が權能を顯し又わが名
を徧く世界に傳んが爲なりと示し給へり
十八 然ば神は憐憫んと欲ふ者をあはれみ剛愎にせんと欲ふ者を剛愎にせり
十九 然ば爾われに言ん神何ぞなほ人を責るや誰か其旨に逆ふことを爲んと
二十 嗟人よ爾何人なれば神に言逆ふや造れし物は造し者に向て爾何故に我を如此つくりしと云べけん乎
二一 陶人は同じ塊をもて一の器を貴く一の器を賤く造るの權あるに非ずや
二二 もし神怒を彰し其能力を示さん爲に滅亡に備たる器を永く耐忍てとをなし
二三 また榮光に預じめ備し矜恤の器に其榮の豊盛なるを示さんとせし我儕何の言ことか有んや
二四 これ矜恤の器即ち我儕召れし所の者は第ユダヤ人のみならず亦異邦人の中よりも召きたり
二五 神ホセヤの書に我は我民ならざりし者を我民と稱へ愛せざりし者を愛する者と稱ん
二六 又なんぢら我民ならずと言きたりし其處は彼等も活

神の子と稱らるべしと言るが如し 二七 イザヤもイスラエルに就て
呼り曰けるはイスラエルの子の數は海の沙の如なれども救るゝ
者はたゞ僅々なるらん 二八 神は義をもて其言を斷之を成竟るべし蓋
さだめ給ふ所の事は主速に此地に行ふべければ也 二九 また前に
イザヤ言て若萬群の主われらに裔を遺ざりしならば我儕も已に
ソドムの如ならん又ゴモラに同からんと有が如し 三十 然ば我儕何
と言ん義を追求めざる異邦人は義を得たり是すなはち信仰に
由ところの義なり 三一 然ど義の律法を追求めしイスラエルは義の
律法に追及ざりき 三二 此は如何なる故ぞ彼等は信仰に由ず行に由
て追求めんとせしほどに躓石に蹶たれば也 三三 視よわれ躓石また
礙磐をシヨンに置ん凡て之を信ずる者は辱しめられじと録され
たるが如し

第十章

一 兄弟よ我心に願ふ所と神に祈る所はイスラエルは救れん

こと也　二 彼等が神に熱心なることは我證す然ども其熱心は智識
に由に非ず　三 彼等は神の義を識ずして己の義を立んことを求て神の
義に服れざる也　四 凡て信ずる者の義とせられん爲にキリストは
律法の終となれり　五 モーセ律法に由る義を指ては之を行ふ者は
これに由て生を得べしと録したり　六 然ど信仰に由る義は如此いへ
り爾心にキリストを誘ひ下らん爲に誰か天に昇らんと言て勿
七 又キリストを死し者の中より誘ひ還らん爲に誰か陰府に降
らんと言なと勿れ　八 然ど何と言るぞ道は爾に近く爾の口にあり
爾の心にありと是すなはち我儕が宣る所の信仰の道なり　九 蓋も
し爾口にて主イエスを認はし又なんぢ心にて神の彼を死より甦
らしゝを信ぜば救るべし　十 それ人は心に信じて義とせられ口に
認はして救るゝなり　十一 聖書に凡て彼を信ずる者は辱められじと
云り　十二 ユダヤ人とギリシヤ人の別なし蓋すべての者の主は惟一

なきばなり凡そ之を籲求る者には恩を豐盛にし 十三 凡て主の名を
籲求る者は救るべし 十四 然ど未だ信ぜざる者を何で籲求ることを
得んや未だ聞ざる者を何で信ずることを得んや未だ宣る者あら
ずむ何で聞ことを得んや 十五 もし遣されずば何で宣ることを得ん
や錄して和平なる言を宣また善事を宣る者の其足は美しき哉と
あるが如し 十六 然ど悉く福音を聽從しに非ずイザヤ曾て主よ我儕
が宣る所を信ぜし者は誰ぞ乎と云り 十七 然ば信仰は聞よりいで
聞ところは神の道に由るなり 十八 われ問ん彼等は未だ聞ざりしか
聞り其聲は遍く世界に出その言は地の極にまで及べり 十九 我また
問んイスラエルは知ざりしか知り曩にモーセ云ふ己れ民に非ざる
者をもて爾曹を嫉妬せん又愚なる民をもて爾曹を怒らせんと 二十
イザヤ憚ることなく言けるは我を尋ざりし者に我あへり問ざり
し者に我あらはれぬ 二十一 又イスラエルに就ては我終日手を擧て悖

り順はざる民に向へりと云し也

第十一章

然ば我いはん神は其民を棄しや決て然らず何となれば
我も亦イスラエルの人アブラハムの裔ベニヤミンの支派なり 二
神は其預じめ知給ふところの民を棄ざりき爾曹エリヤについて
聖書に載たる事を知ざるか彼イスラエルを神に訴いひけるは 三
主よ彼等は爾の預言者を殺し爾の祭壇を毀てり只われ遺れしに
又わが命をも求んとする也 四 然るに何と神は答給ひし乎われ自
己の爲にバアルに跪づかざる者七千人を存せりと 五 是の如く今
もなほ恩の選に由て遺れる者あり 六 もし恩に由ば功には由ざる
なり否ざれば恩は恩たらず若し功に由ば恩に非ず否ざれば功は
功たらざる也 七 然ば何を言んイスラエルは其求る所を得ず選れ
し者は之を得て遺れし者は頑せられたり 八 神は今日に至るまで
彼等に頑き心見ざる目聞えざる耳を予ふと録されしが如し 九 亦

ダビデ曰けるは彼等が筵席かはりて機檻となり網羅となり礙物
となり其報となれ 十 彼等の目を矇して見しめず其背を常に屈し
めよ 十一 然ば我いはん彼等が蹶れ倒に及しや然らず反て彼等が錯
失により救は異邦人に及べり是イスラエルを激させんが為なり
十二 若かれらの錯失世の富となり其衰異邦人の富となるらんには況
て彼等の盛なるに於てをや 十三 我なんぢら異邦人に言ん我は異邦
人の使徒なるが故に我職を敬重ぜり 十四 是わが骨肉の者を如何し
てか激し其中より數人を救んが為なり 十五 若かれらの棄らるゝこ
と世の復和となるらば其收納さるゝは死たる者の中より生るに同
からずや 十六 もし薦新のパンきよからば凡のパンも亦潔もし根き
よからば枝も亦潔かるべし 十七 もし幾數の枝を折きたるに爾野の
橄欖なるかれを其中に接れ共に其根により共に其汁漿を受るな
らば 十八 原の枝に向ひて誇る勿れ假令ほこるとも爾は根を保ず根

は爾を保てり 十九 然ば爾枝の折れたるは我が接れん爲なりと言ん
二十 然ど彼等の折れたるは不信仰により爾が立るは信仰に因なれ
ば誇ることを勿たゞ戒懼よ 二一 蓋神もし原樹の枝をさへ惜まずば恐
くは爾をも惜まじ 二二 然ば神の慈と嚴なることを觀よ其嚴なることは
躓者に顯れぬ爾慈に居ば其慈は爾に在ん然ざれば亦なんぢも
砍離さるべし 二三 もし不信仰に居ずば彼等も亦接れん神は能てれ
を接得ればなり 二四 爾もし本うまれつきたる野の橄欖より砍れ其生
稟に反て嘉橄欖に接れたらんには況て原樹の枝は己が其橄欖に
接れざらん乎 二五 兄弟よ我爾曹が自己を智とする事無らん爲に此
奧義を知ざるを欲まず即ち幾分のイスラエルの頑梗は異邦人の
數盈るに至らん時まで也 二六 然てイスラエルの人悉く救るを得ん
錄して救者はシヲンより出てヤコブの不虔を取除かん 二七 且その
罪を赦す時に我かれらに立ん所の誓は此也と有が如し 二八 福音に

就ては爾曹の益の爲に彼等は憎まれ選擇に就ては先祖の故によ
りて彼等は愛せらるゝ也 二九 そは神の賜と召は易ることなきに因
三十 昔なんぢらは神に背しが今彼等が背るに由て爾曹矜恤を受た
るが如く 三一 今かれらの背るは爾曹の矜恤を蒙るに因て亦矜恤を
受んため也 三二 それ神は衆人を憐まんが爲に咸これを不服の中に
入かこめり 三三 あゝ神の智と識の富は深かな其法度は測り難く其
蹤跡は索ね難し 三四 孰か主の心を知し孰か彼と共に議ることを爲
しや 三五 孰か先かれに施て其報を受んや 三六 それ萬物は彼より出か
れに倚かれに歸ればなり願くは世々榮神にあれアーメン

第十二章

然ば兄弟よ我神の諸の慈悲をもて爾曹に勸むその身を神
の意に適ふ聖き活る祭物となして神に獻よ是當然の祭なり 二 又
この世に效ふ勿れ爾曹神の全かつ善にして悅ぶべき旨を知んが
爲に心を化て新にせよ 三 我うくる所の恩に藉て爾曹各人に告ん

心を高り思を過すこと勿れ神の各人に賜りたる信仰の量に從ひて公平に思念べし　四 即ち我儕一體に多の肢あれども皆その用を同うせざるが如く　五 各人キリストに於て一體たれども亦たがひに其肢たる也　六 然ば賜る所の恩に藉て各々賜を異にせり或は預言あらば信仰の量に循ひて預言をなし　七 或は役事あらば其役事をなし或は教誨をなす者は其教誨をなし　八 勸慰をなす者は其勸慰をなし賙濟をなす者は吝なく施こし理治をなす者は懈らず治め矜恤をなす者は歡びて憐むべし　九 愛は僞ること勿れ惡は惡み善は親み　十 兄弟の愛をもて互に愛し禮義を以て相讓り　十一 勤て惰らず心を熱して主に事へ　十二 望て喜び患難に耐へ祈禱を恒にし　十三 聖徒の匱乏を賑恤し遠人を慇懃にせよ　十四 爾曹を害ふ者を祝し之を祝して詛ふべからず　十五 喜ぶ者と共に喜び哀む者と共に哀むべし
十六 相互に意を同うし尊大志をなさず反て卑微に附よ又自己を智

とする勿れ 十七 悪をもて悪に報る勿れ衆人の善とする所を心に記めて之をなし 十八 行得べき所は力を竭して人々と睦親むべし 十九 わが愛する者よ其仇を報るなかれ退きて主の怒を待そは録して主の曰給ひけるは仇を復すは我に在われ必ず之を報んとあれば也 二十 是故に爾の仇もし飢なば之に食はせ若し渇かば之に飲せよ爾如此するは熱炭を彼の首に積なり 二十一 なんぢ悪に勝るゝ勿れ善をもて悪に勝べし

第十三章

上に在て権を掌る者に凡て人々服ふべし蓋神より出ざる権なく凡そ有ところの権は神の立たまふ所なれば也 二 是故に権に悖ふ者は神の定に逆くなり逆者は自ら其罪の定を受べし 三 有司は善行の畏に非ず悪行の畏なり爾権を畏ざることを欲ふ乎たゞ善を行へ然ば彼より褒を獲ん 四 彼は爾に益せん為の神の僕なり若し悪を行ば畏れよ彼は徒らに刃を操ず神の僕たれば悪を

行ふ者に怒をもて報ゆる者なり　五　故に之に服へ惟怒に緣てのみ服はず良心に緣て服ふべし　六　是故に爾曹貢を納よ彼等は神の用人にして常に此職を司どれり　七　なんぢら受べき所の人には之に予よ貢を受べき者には之に貢し税を受べき者には之に税し畏るべき者には畏れ敬ぶべき者には之を敬べ　八　なんぢら互に愛を負のほか凡の事を人に負こと勿れ蓋人を愛する者は律法を完全すれば也　九　それ奸淫する勿れ殺す勿れ竊む勿れ妄の證を立る勿れ貪る勿れと曰る此餘には誡あるとも己の如く爾の鄰を愛すべしと曰る言の中に包たり　十　愛は鄰を害はず是故に愛は律法を完全す

十一　此の如く行べし我儕は時を知り今は寐より寤べきの時なり蓋信仰の初より更に我儕の救は近し　十二　夜すでに央て日近けり故に我儕暗昧の行を去て光明の甲を衣べし　十三　行を端正して晝あゆむ如くすべし饕餮醉酒また奸淫好色また爭鬪嫉妬に歩むこと勿れ

十四 惟なんぢら主イエスキリストを衣よ肉體の欲を行はんが爲に其備をなすこと勿れ

第十四章

信仰の弱き者を納よ然ど其意ふ所を詰る勿れ 二 或人は凡の物を食ふべしと信じ或人は弱して只野菜を食へり 三 食ふ者は食ざる者を藐視ること勿れ食ざる者は食ふ者を罪ありとする勿れ神なれを納れむ也 四 なんぢ何人なれば他人の僕を罪するぞ彼の或は立あるひは倒ることは其主に由り彼また必ず立られん神は能これを立得しむ也 五 或人は此日を彼日に愈れりとし或人は諸日もミな同とす各人〱ミづから定て其心を堅すべし 六 日を守る者も主の爲に守り日を守らざる者も主の爲に守らず食ふ者も主の爲に食へり蓋神に謝すればなり食はざる者も主の爲に食はず此また神に謝する事をせり 七 我儕のうち己の爲に生おのれの爲に死る者なし 八 蓋いきらば生るも主の爲にいき死るも

主の爲に死るの故に或は生あるひは死るも我儕は主のもの
也 九 夫キリストの死て復生しは即ち生者と死者の主とならん爲
なり 十 爾なんぞ其兄弟を罪するや何ぞ其兄弟を藐視るや我儕は
皆キリストの臺前に立べき者なり 十一 錄して主の曰たまへるは我
は活る神すべての膝は我が前に屈り凡の舌は我を讚美すべしと
有が如し 十二 是故に我儕おの〳〵己の事を神に訟ふべし 十三 然ば我
儕たがひに罪を擬ることを勿く寧ろ兄弟の前に絆跌あるひは妨礙
を置ざらんことを定むべし 十四 我は主イエスに由て凡の物潔ら
ざるなきを知かつ之を信ず然ど人もし不潔と意はゞ其人に於て
は即ち潔からざる也 十五 爾もし食物の爲に兄弟を憂しめば其行ふ
ところ愛の道に合はず爾食物に因てキリストの死て代り給へる
彼を滅すこと勿れ 十六 爾曹の善と以て人に誘ることなかれ
十七 それ神の國は飲食に非ず惟義と和と聖靈に由る歡樂にあり 十八

此の如してキリストに事る者は神の心に適ひまた人に善とせらる
ゝ也 十九 是故に我儕人と和睦せんことゝ相互に徳を建んことゝを
追求べし 二十 食物に因て神の成る所を毀つ勿れ凡の物みな潔し
然ども之を食ふて人を礙かする者には惡とならん 二一 肉を食ふ酒
をのむ何事に由ず爾の兄弟を倒し或は礙かせ或は懦弱するは宜か
らざる也 二二 なんぢ信ある乎己これを神の前に守り自ら許とする
所を内に責する事なき者は福あり 二三 疑者もし食はゞ罪に定めらる
是信仰に由て食はざれば也すべて信仰に由てせざる者は罪なり

第十五章

然ば我儕強者は強からざる者の懦弱を負て己の心に悦
ばざるをも爲べきこと也 二 我儕おの〳〵隣の徳を建んために善
をもて之を悦ばすべし 三 キリストすら尚おのれを悦ばす事をせ
ざりき蓋なんぢを謗る者の毀謗は我に及べりと錄されし如し 四
從前より錄されたる所は皆われらに訓て聖書の忍耐と安慰との

言に藉て望を得させん爲に録せる也 五 忍耐と安慰を予ふる神の
爾曹にイエスキリストを效たがひに心を同うする事を予て 六 爾
曹をして心を一にし口を一にし神すなはち我儕の主イエスキリ
ストの父を讚美し崇しめ給はんことを願へり 七 是故にキリスト
神を崇んが爲に我儕を納るが如く爾曹も互に納べし 八 我いはん神
の眞理の爲にイエスキリストは割禮の役となり先祖に約束し給
ひしことを堅固せり 九 また異邦人も其矜恤に由て神を崇む録し
て是故に我異邦人の中に在て爾を崇また爾の名を讚美すべしと
有が如し 十 また異邦人よ主の民と同に喜ぶことを爲よと云り 十一
萬邦よ主を讚ふべし萬民よ主を切に頌ふべしと云り 十二 又イザヤ
云らくエッサイの根めざし異邦人を治めんと爲もの與らんとす
異邦人みな之に頼んと 十三 望を予ふる神の爾曹をして聖靈の能に
由るの望を大にせんが爲に爾曹の信仰より起る諸の喜樂と平康

を充しめ給はんことを願へり 十四 わが兄弟よ我なんぢらが仁慈に
滿すべて智に充て互に勸得ることを信ず 十五 然ども兄弟よ我な
は爾曹に憶起させんがため憚らずして畧なんぢらに書おくれり
是神の我に賜ふ所の恩に因なり 十六 即ち異邦人の爲にイエスキリ
ストの僕となりて神の福音の祭をなし獻る所の異邦人を聖靈に
由て潔まらしめ神の意旨に適せん爲なり 十七 是故に我神の事に就
てはイエスキリストに由て誇る所あり 十八 十九 何となればキリスト我
を助て異邦人を順從しめん爲に休徵と奇跡の能と神の靈の能を
顯し言と行とを以てエルサレムより徧くイルリコに至るまで其
福音を傳させ給ひしことの他は一の言をも我敢て曰ざるなり 二十
且わが愼みて他人の置し土基に建じとイエスの名の未だ稱られ
ざる所に福音を宣傳たり 二十一 未だ彼に就て傳を得ざる者は見べく
未だ聞ることを得ざる者は悟るべしと錄されたるが如し 二十二 是故に

屢ば阻られて我なんぢらに詣ことを得ざりき 二三 今この地に傳べ
き處なし我年來なんぢらに往んことを願ふ故に 二四 ヒスパニヤに
赴かん時に爾曹に就るべし蓋經過ときに爾曹に遇はゞ意に滿足
てことを得て又なんぢらに送られんことを望む也 二五 然ど今われ聖
徒を助ん爲にエルサレムに往んとす 二六 マケドニヤとアカヤの人
々エルサレムの貧き聖徒の爲に供給をすることを喜悦とせり 二七
彼等悦びて之をなすは其負ところ有るが故なり蓋異邦人もし靈
に屬ものを享たらんには身に屬ものを以てまた彼等に事ふべき
也 二八 是故に我この事をはり此果と付しゝ後なんぢらに由てヒス
パニヤに往ん 二九 われ爾曹に往時はキリストの福音の滿たる恩を
以て爾曹に至らんことを知り 三十 兄弟よ我儕の主イエスキリスト
により聖靈の愛に緣て爾曹に勸む願くは我と共に力を竭して我が
ために神に祈ることを爲よ 三一 蓋わがユダヤにある不信者より拯

かり且エルサレムに赴く供事を聖徒の心に適せ 三二 また神の旨に
循ひ歡びて爾曹に詣り偕に安慰を得んがため也 三三 平安の神なん
ぢら衆人と偕に在さんことを願ふアーメン

第十六章

我ケンクレアにある教會の執事なる我儕の姉妹フイベ
を爾曹に薦む 二 なんぢら聖徒の行べき如く主に縁て彼を納その
需る所は之を助よ彼は素おほくの人を助また我をも助く 三 請ふプ
リスキラとアクラに安を問かれらはイエスキリストに屬て我と
共に勤る者なり 四 又わが命の爲に己の頸を劍の下に置り惟われ
而已ならず異邦人の凡の教會もまた彼等に感謝せり 五 又その家
にある教會にも安を問また我が愛する所のエパイネトに安を問
かれはアジアに於てキリストの初に結べる實なり 六 我儕の爲に
多の苦勞をせしマリアに安を問 七 また我と同く囚人となりし我
が親戚なるアンデロニコとジユニヤに安を問かれら使徒等の中

に名聲ある者なり我より先ちてキリストに居し者なり 八 キリスト
に在て我が愛するアンピリアトに安を問へ 九 キリストに屬て我儕
と共に勤るウルバノ又わが愛するスタクに安を問へ 十 キリストに
於て鍛錬あるアペレに安を問へアリストブロの家の者に安を問へ 十一
わが親戚なるヘロデオナに安を問へナルキソの家なる主にをる者
等に安を問へ 十二 テルパイナとテルポサに安をとへ彼等は主に於て
苦勞せし女なり又愛せらるゝペルシーに安を問へ彼は主に居て
多く苦勞せし女なり 十三 主に選れしルポと其母とに安を問へ彼が
母は即ち我母たり 十四 アスキ、リトピリゴンヘレマパトロバヘレ
メまた彼等と偕なる兄弟に安を問へ 十五 ピロ、コジユリヤ子リオ
と其姉妹またオルンパ及び彼等と偕なる諸の聖徒に安を問へ 十六 爾
曹きよき接吻をもて互に安を問へキリストの諸の敎會なんぢらに
安を問り 十七 兄弟よ我なんぢらに勸む凡そ爾曹が學る所の敎に反

きて争ひ分たせ又躓くする者を視とめて之を避よ　十八　此の如き者
い我儕の主イエスキリストに服ず己の腹につかふる者なり又言
を巧にし媚諂ひて質朴なる者の心を欺くなり　十九　然ど爾曹の順從
ることと衆人に傳揚たれば我なんぢらの爲に喜べり我なんぢらが
善に智く惡に愚ならんことを願ふ　二十　平安の神なんぢらの足の下
に於てサタンを速かに碎くべし我儕の主イエスキリストの恩な
んぢらと偕に在んことを願ふ　二一　我と共に勤るテモテと我が親戚
ルキヤンソンシパテロより爾曹に安を問り　二二　此書を筆るテリテ
オ我キリストに於て爾曹に安を問ふ　二三　我と全會の寓主ガヨス爾曹
に安を問り邑の庫司エラストまた兄弟クワルト爾曹に安を問り
二四　我儕の主イエスキリストの恩なんぢらと偕に在んことを願ふ
アーメン　二五二六　世の成ざりし前より隱藏たりしかど萬國の民をして
信じ服はしめんが爲いまし窮なき神の命に遵ひ預言者の書に因て

顯をし其奥義に循ひて我つたふる福音および我が說ところのイ
エスキリストの教訓を照し爾曹を堅固することを得もの二七即ち
獨一睿智神に榮光窮なくイエスキリストに由て在んことを願ふ
アーメン

新約全書羅馬書終

新約全書使徒パウロコリント人に贈れる前書

第一章

一 神の旨により召てイエスキリストの使徒となし給へるパウロ及び兄弟ソステネ 二 書をコリントにある神の教會即ちキリストイエスに在て潔られ召れて聖徒となれる者および彼等の處にも我儕の處にも諸處に於て我儕の主イエスキリストの名を籲者にまで贈る 三 なんぢら願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ○ 四 イエスキリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について我恒に爾曹の爲に我神に感謝す 五 蓋なんぢら彼に在て諸事すなはち凡の教訓と凡の知識に富てとを得たれば也 六 是キリストの證なんぢらの中に堅せられしに因 七 斯て爾曹は賜はる所の恩寵かくることなく我儕の主イエスキリストの顯はれんことを俟り 八 神は終まで爾曹を堅し我儕の主イエスキリストの日に於て爾曹に責なからしむ 九 それ神は誠信な

り彼なんぢらを召て其子われらの主イエスキリストの交際に入
しめ給へり○十兄弟よ我儕の主イエスキリストの名に託て我な
んぢらに勸む爾曹みな言ことを同し且分爭なく心を同し意を同
して聯合べし十一蓋わが兄弟よクロエの家人なんぢらの事を我に
告て爾曹の中に爭ひありと言たれば也十二爾曹おの〳〵我はパウ
ロ我はアポロ我はケパ我はキリストに屬すと言われこれを言な
り十三キリストは數多に分るゝ者ならん乎パウロは爾曹の爲に十
字架に釘られし乎また爾曹はパプテスマを受てパウロの名に入
しや十四これ神に謝す我はクリスポとガヨスの外なんぢらの中一
人にもパプテスマを施しゝことなし十五此は我名に托てパプテス
マを施すと人に言れんことを懼たれば也十六我またステパナの家
族にもパプテスマを施せり此外には我人にパプテスマを施しゝこ
と有や否を知ず十七キリストの我を遣しゝはパプテスマを施せん

爲に非ず福音を宣傳しめん爲なり又わざに言の智慧を用しめ給
はず是キリストの十字架の虛くならざらん爲なり 十八 それ十字架
の敎は沈淪者には愚なるもの我儕救るゝ者には神の能たるなり
十九 即ち錄して我智者の智を滅し慧者の慧を廢くせんと有が如し
二十 智者安にある學者安に在る此世の論者いづくにある神は此世
の智慧をして愚ならしむるに非ずや 二一 世人は己の智慧を恃て神
を知ず是神の智慧に適へるなり是故に神は傳道の愚なるを以て
信ずる者を救を善とせり 二二 ユダヤ人は休徴を乞ギリシヤ人は智
慧を覓む 二三 我儕は十字架に釘られしキリストを宣傳ふ即ち此は
ユダヤ人には礙く者ギリシヤ人には愚なる者なり 二四 然ど召れた
る者はユダヤ人にもギリシヤ人にもキリストは神の大能また
神の智慧なり 二五 そは神の愚は人よりも慧く神の弱は人よりも強
し 二六 兄弟よ召を蒙る爾曹を觀よ肉に循る智慧あるもの多らず

能ある者おほからず貴き者多からざる也 二七 神は智者を愧しめんと
て世の愚なる者を選び強者を愧しめんとて世の弱者を選ぶ 二八 ま
た神は有者を滅さんとて世の賤者藐視らるゝもの即ち無が如き
者を選び給へり 二九 こは凡の人神の前に誇ることなからん爲なり 三十
爾曹は神に由てキリスト イエスに在イエスは神に立られて爾曹
の智慧また義また聖また贖と爲たまへり 三一 錄して誇者は主に因
て誇るべしと在が如し

第二章

兄弟よ我曩に爾曹に到りし時も言と智慧の美たるを以な
んぢらに神の證を傳ざりき 二 蓋われイエス キリストと彼の十字
架に釘られし事の外は爾曹の中に在て何をも知まじと意を定め
たれば也 三 我なんぢらと偕に居し時は弱かつ懼また多く戰慄り
四 我言し所また我宣し所は人の智慧の婉言を用ず唯靈と能の
證を用たり 五 蓋なんぢらの信仰をして人の智慧に由ず神の能

に由しめんと欲むなり 六 然ども我儕全き者の中に智慧を語る是
この世の智慧に非ず亦この世の有司廢らんとする者の智慧に非
ず 七 我儕の語る所は秘密たりし神の奥義の智慧なり此は創世の
先より神の預じめ我儕をして榮を得しめんが爲に定め給ひしも
の也 八 此世の有司に之を識るもの一人もなし若し識ば榮の主を十
字架に釘ざりしならん 九 錄して神の己を愛する者の爲に備へ給
ひしものは目いまだ見ず耳いまだ聞ず人の心いまだ念ざる者な
りと有が如し 十 然ど神は其靈をもて之を我儕に顯せり靈は萬事
を究知また神の深事をも究知るなり 十一 それ人の情は其中にある
靈の外に誰か之を知んや此の如く神の情は神の靈の外に知ものの
なし 十二 我儕の受しは此世の靈に非ず神より出る靈なり是神の我
儕に賜し所のものを知べき爲なり 十三 且われら此事を語るに人の
智慧の敎る所の言を用ゐず聖靈の敎る所の言を用るなり即ち靈

る言を以て靈の情に當るなり 十四 性來のまゝなる人は神の靈の情を受ず是なきには愚なる者と見ればなり又これを知こと能はず蓋靈の情は靈に由て辨ふべき者なるが故なり 十五 然ど靈に屬るものは萬事を辨へ知るうして己は人に辨へ知るゝことなし 十六 誰か主の心を知て主を敎る者有んや然ど我儕はキリストの心を有り

第三章

一 兄弟よ我さきに爾曹に語きるとき靈に屬る者に語るが如くする能はず惟肉に屬る者の如く亦キリストにをる赤子に語る如くせり 二 われ爾曹に乳を哺しめて堅き物を予ざりき爾曹食ふこと能はざきむなり今も尚あたはず 三 蓋なんぢら尚肉に屬る者なきむ也なんぢらの中に嫉妒と紛爭あり此なんぢら肉に屬て人の如く行ふに非ずや 四 我はパウロに屬わきはアポロに屬といふ者のあるは此なんぢら肉に屬るならず乎 五 パウロは誰アポロは誰わきらは惟おの〱に賜きる恩に隨ひ爾曹をして信ぜしめん

とて勤る者なるの外なし 六 然ば我は種アポロは灌ぐ長る者は惟
神なり 七 種るもの灌ぐ者も數るに足ず惟貴きは長る所の神なり
八 それ種者も灌ぐ者も異なることなし各々功力に循ひて其賞を
得べし 九 我儕は神と同に働く者なり爾曹は神の田神の室なり 十
神の我に賜し恩に循ひて我賢き工師の如く既に基礎を置たり今
ほかの人その上に建いかに其上に建べき乎おの〱愼て爲べし
十一 それ置給ひし基礎の外に誰も基礎と置ることと能ざれむ也この
基礎は即ちイエスキリストなり 十二 もし人この基礎の上に金銀寶
石木艸禾稿を以て建なば 十三 各人の工は明かなるらん夫日これを顯
す可ればなり此は火にて顯れん其火おの〱の工の如何を試む
べし 十四 若これ建る所の工たもたば賞を得べし 十五 若これ工やかれなむ
損を受されど己は火より脱出る如く終には救れん 十六 爾曹は神の
殿にして神の靈なんぢらの中に在すことを知ざる乎 十七 もし人神

の殿を毀たば神これを毀たん蓋神の殿は聖ものなれば也この殿は即ち爾曹なり 十八 誰も自ら欺く勿れ若なんぢら中に此世に於て智慧ありと意ふ者あらば智者とならん為に愚になるべし 十九 蓋この世の智慧は神の前には愚なればなり録して云く神は智者を其みづからの詭計に因て拘ふ 二十 また云く主は智者の思念を虚きものと知たまふ 二一 然ば誰も人に誇る勿れ萬物は爾曹の物なり 二二 或はパウロ或はアポロ或はケパ或は世界あるひは生あるひは死あるひは今のもの或は後のもの是みな爾曹の属なり 二三 爾曹はキリストの属キリストは神の属なり

第四章

人宜く我儕をキリストの役者の如く神の奥義を司どる家宰の如く意ふべし 二 又この世に在て家宰に求る所は其忠信ならんこと也 三 われ爾曹に評られ或は人に評らるゝことを尤も細事となす我も自己を評ず 四 我みづから省るに過あるを覺ず然ども

此に因て義とせられず我を評る者は主なり 五 然ば主の来らんと
きまで時いまだ至らざる間は審判する勿れ主は幽暗にある隠れた
る情を照し心の計謀を顕さん其時おの〱神より譽を得べし 六
兄弟よ我なんぢらの為に此等の事を我とアポロに比へたり此は
我儕の事によりて爾曹をして録されし所に過て人を思議べからざ
る事を學ばせ彼に從はんとて之に逆ひ各誇ことなからしめん為
なり 七 爾をして人に異ならしむる者は誰ぞ爾は何の受領ざる物
を有か若これを受領ば何ぞ受領ざる如く誇や 八 爾曹すでに飽る
んぢら既に富り爾曹われと偕ならずして王たり我實に爾曹が王
たらんことを願ふ蓋われも爾曹と偕に王たらんが為なり 九 われ
意ふに神は我儕使徒を死に定られし者の如く末の者として顕し
給へり蓋われらは宇宙のもの即ち天の使および人々に観玩にせ
られたれば也 十 我儕はキリストの為に愚なる者となり爾曹はキリ

リストに在て智き者となれり我儕は弱くなんぢらは強し爾曹は
貴く我儕は賤し 十一 今の時に至るまで我儕は飢また渴また裸また
撻をうけて定れる住處なく 十二 勞りて手づから工をなし罵らるゝ
ときは祝し窘らるゝときは忍 十三 譏らるゝときは勸をなせり我儕
今に至るまで世の汚穢また萬の物の塵垢の如し 十四 我なんぢらを
愧しめん爲に之を書に非ず反て我が愛する兒女の如くなんぢら
を儆めんとて也 十五 爾曹キリストに在て縱ひ師は一萬ありとも父
は多くあることなし蓋われキリストイエスにありて福音を以て
なんぢらを生ばなり 十六 是故に我なんぢらが我に傚んことを勸る
なり 十七 此に縁て我が愛子主に在て忠なるテモテを我なんぢらに
遣せり彼は我キリストに在て教るところ即ち遍く教會ごとに教
る模範をなんぢらに記憶さすべし 十八 なんぢらの中われをなんぢ
らに至らずとして自ら誇るものあり 十九 然ど主の心に適はゞ我速

かになんぢらに至り誇る者の其言に非ず其能を知んとす 二十 それ神國は言に在に非ず能に在れなり 二一 爾曹なにと願ふや笞を以て我なんぢらに至ることを願ふ乎また愛と柔和の心を以て至ることを願ふ乎

第五章

爾曹の中に姦淫ありと常に聞ゆ其姦淫は異邦人の中にも非ざるほどの事にて人その父の妻を有と聞ゆ 二 なんぢら誇るか斯る事を行ひし者の爾曹の中より黜けられんことを願て痛哭ざる乎 三 われ身は爾曹の中に居ずと雖も靈は居り我をるが如く既に之を行ひし者の罪を定たり 四 即ち我儕の主イエス・キリストの名に賴て爾曹の集らんとき我靈も偕に在て我儕の主イエスキリストの能に託りかくの如き者をサタンに交し其肉體を滅し其靈をして主イエスの日に救を得しめんと定たるなり 六 爾曹の誇るは宜ろしからず少許の麪酵その全團をみな發すを知ざる乎 七 爾曹

は麪酵なきが如き者なれば舊き麪酵を除きて新しき團塊となる
べし夫われらの逾越なるキリストは既に宰れ給へり 八 然ば
我儕舊き麪酵を用ずまた惡毒と暴很の麪酵を用ず眞實と至誠な
る無酵麪を用ゐて節を守るべし○ 九 われ爾曹に姦淫を行ふ者と
偕に交る勿れと既に書遺れり 十 然ど此世の淫を行ふ者また貪
婪者また勒索者また偶像を拜む者と交ることを全く禁ずるに
は非ず若しからば爾曹は世を離れざる可らず 十一 我なんぢらに書
遺しは兄弟と稱ふる者もし淫を行ひ又は貪婪または偶像を拜ま
たは詬誶または沉湎または勒索をせば之と共に交ることなく斯
る者と共に食することだに爲ざらしめんとてなり 十二 外にある者
を鞫ことは何ぞ我に與らん爾曹が鞫く所は內の者に非ずや 十三 外
にある者は神これを鞫く斯る惡人は之を爾曹の內より黜くべし

第六章

爾曹のうち互に事あるとき聖徒の前に訟ることをせず敢

て義ならざる者の前に訟ることをする者ある乎 二 なんぢら聖徒の世を鞫んとすることを知ざらんや世もし爾曹に鞫るゝならば爾曹至小き事を鞫に足ざる者ならん乎 三 爾曹われらが天の使を鞫んとすることを知ざらんや況や此世の事をや 四 是故に爾曹もし此世の事を鞫んとせば教會の中にて卑微者を審判の座に坐しめよ 五 我なんぢらを愧しめんとて如此いへり爾曹の中に其兄弟の間の事を鞫き得る智者一人もなからん乎 六 然ど兄弟と兄弟相訟へ且この事を不信者の前にて爲り 七 爾曹たがひに相訟るによりて爾曹のうち誠に過あり爾曹何ぞ此よりも寧ろ不義を受ざるや何ぞ此よりも寧ろ欺を受ざる乎 八 噫なんぢら不義をなし欺をなせ兄弟にも亦これを行り 九 なんぢら義からざる者の神の國を嗣ことを得ざるを知らざるか爾曹みづから欺く勿れ凡て淫を行ひ又は偶像を拜または姦淫をなし又は男娼となり又は男色を行ひ 十 又は盗竊ま

たは貪婪または沉湎または辱罵または勒索者などは皆神の國を
嗣ことを得ざる也　十一 爾曹のうち前には此の如き者ありしかども
主イエスの名に頼かつ我儕の神の靈に因て洗滌また潔り又義と
爲ことを得たり○　十二 凡の物われに可らざるなし然ど凡て益ある
に非ず凡の物われに可らざるなし然ど我その一をも我が主とな
さず　十三 食は腹のため腹は食の爲なり然ど神は此も彼も滅すべし
身は淫を行ふために非ず主の爲なり主はまた身の爲なり　十四 神す
でに主を甦らせ給ふ又その能力を以て我儕をも甦らすべし　十五 爾
曹の身はキリストの肢なるを知ざるか我キリストの肢を娼妓の
肢となして可らんや可らざる也　十六 娼妓に合ものは彼と一の體と
なるを知ざるか蓋二人のもの一躰となるべしと云給ひたれば也
十七 主に合ものは一靈となるなり　十八 なんぢら淫を避よ人の凡て行
ふ罪は身の外にあり然ど淫を行ふ者は己が身を犯すなり　十九 爾曹

の身は爾曹が神より受たる爾曹の裏にある聖靈の殿にして爾曹は爾曹の屬に非ざることを知ざる乎
二十 そは爾曹は價をもて買れたる者なればなり是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯すべし

第七章

なんぢら我に書遺し事については男の女に近ざるを善とす
二 然ども淫行を免るゝ爲に人おの〳〵其妻をもち女も各〳〵その夫を有べし
三 夫は其分を妻になすべし妻はまた夫に然すべし
四 妻は自ら其身を主どるにあらず夫これを主どる此の如く夫も自ら其身を主どることを得ず妻これを主どる
五 相共に拒むなれ然ど互に意を合せて暫く祈禱の爲に別るゝはよし後また共に合べし是サタン爾曹の情の禁ざるに乘じて爾曹を誘はざらん爲なり
六 然ど我これを言は命ずるに非ず許なり
七 我は衆人の我ごとく爲んことを願ふ然ど各々神より己の賜を受たり此は此の如

く彼は彼の如し 八 我いまだ婚姻せざる者および嫠婦に云ん若わ
が如くして居らば彼等に善なり 九 若みづから制ること能はずば婚
姻をするも可そは婚姻するは胸の熾るよりも愈ればなり 十 已に婚姻
せし者に命ず妻は夫に別るゝ勿れ如此命ずるは我に非ず即ち主
なり 十一 若わかるゝ事あらば嫁ず居か或は夫と和ぐことをすべし
夫もまた妻を去べからず 十二 その外の人に我これをいふ主の言に
非ず若し兄弟不信なる妻を有るとき妻ともに居んことを願はゞ
之を去なかれ 十三 また婦不信なる夫を有るとき夫ともに居んこと
を願はゞ之を去なかれ 十四 そは不信なる夫は妻に由て潔なり不信
なる妻は夫に由て潔なればなり然ずば爾曹の子女は潔らず然ど
今は潔き者なり 十五 不信者みづから離去ば其離るゝに任せよ此の
如き事あらば兄弟あるひは姉妹つながるゝ所なし神の我儕を召
給へるは我儕を睦じく居しめん為なり 十六 妻よ爾いかで夫を救ふ

ことを得や否を知ん夫よ爾いかで妻を救ふことを得や否やを知
ん 十七 然ど神の各人に頒予ふる所また主の各人を召ところに循ひ
て此の如く行ふべし我すべての教會に定たるも此の如し 十八 割禮
ありて召れたる者は割禮を廢る勿れ割禮なくして召れたる者は
割禮を受る勿れ 十九 割禮を受るも何の得ることなく割禮を受ざるも
何の得ることなし得ところは惟神の誡を守るにあり 二十 各人その召
れし時に在し所の分に止るべし 二一 なんぢ奴隷にて召れなば思煩
ふ勿れ然ど若し釋さるゝことを得ば寧ろ之を受べし 二二 召れて主
にをる奴隷は主につける自主なる者なり此の如く召れし自主の
者はキリストの奴隷なり 二三 爾曹は價をもて買れたる者なり人の
奴隷となる勿れ 二四 兄弟よ各々召れし時に在し所の分に止りて神
と偕に居べし ○ 二五 處女の事については我いまだ主の命を受ず然
ど我主の矜恤を蒙りて忠義なる者と爲たれば我が意を述べし 二六

今の災に因て我婚姻せざるを善とす此の如くなるは人に善し 二七 な
んぢ妻に繫るゝ者なるか然らば釋ことを求る勿れ爾妻の繫なき
者なるか然らば妻を求る勿れ 二八 爾もし娶るとも罪を犯すに非ず
處女もし嫁するとも罪を犯すに非ず然れど此の如き者はその身難
に遭ん我爾曹をして煩はしむるに忍ず 二九 兄弟よ我これを言ん今
より後の時は逼れり蓋妻を有る者は有ざるが如く 三十 哭もの哭
ざるが如く喜ぶ者は喜ざるが如く買ものは有ざるが如く 三一 こ
の世を用る者は用ざるが如くすべき爲なり夫この世の形狀は過
逝なり 三二 我なんぢらが思煩はざらんことを願ふ婚姻せざる者は
如何にして主を悅ばせんと主の事を思煩ひ 三三 婚姻せし者は如何にし
て妻を悅ばせんと世の事を思煩ふなり 三四 妻となれる者と處女た
る者との別あり嫁せざる者は身も靈も潔からんため主の事を思
煩ひ嫁せし者は如何に夫を悅ばせんと世の事を思煩ふなり 三五 我

ことを言ハ爾曹を益せん爲なり爾曹に絆を置んとするに非ず惟
爾曹をして理に合せ紛擾なく慇懃に主に事しめんとて也 三六 人も
し其童女に對して己が行ふこと理に合ずと意ふとき童女期過り
つ已ことを得ざる事あらば其意に任すべし此ハ罪を犯すに非ず
彼等に婚姻せさすべし 三七 然ど人もし其心を剛毅し已を得ざるな
ともなく又おのが隨意に爲ことを得てその童女を留置んと心の
中に定なば然するハ善なり 三八 此の如なれバ嫁せさする者の
行ハ善されど嫁せさせざる者の行ハ更に善 三九 夫生る間ハ妻法に
繋るゝなり然ど夫もし死ば隨意に嫁せる事を許さる惟主にある
者にのみ適べし 四十 然ど我おもふに婦そのまゝ止りなば殊に福なる
り我もまた神の靈に感じたりと意ふ

第八章

偶像に獻し物に就てハ我儕みな知識あることをしる知識
ハ人を驕しむ然ど愛ハ徳を建るもの也 二 若みづから能ものを知

と意ふ者は未だ其知べきほどをも知ざる者なり 三 人もし神を愛
せば是神に知れたる也 四 偶像に獻し物を食するに就ては我儕偶
像の世に無ものなるを知また獨の神の外に神なきを知る 五 神と稱
るもの或は天に在あるひは地に在て多の神おほくの主あるが如
しと雖も 六 我儕に於ては惟一の神すなはち父あるのみ萬物みな
より生われら之に歸す又ひとりの主即ちイエスキリストあり萬
物これに由われらも之に由れり 七 然どみな斯る事を知ず今に至り
て尚心に偶像を顧み之を偶像に獻し物と意て食する者あり是故
にその心弱して汚るゝなり 八 神と我儕の關係は食物に由に非ず
食するも益ることなく食せざるも損ることなし 九 然ど爾曹愼て
其自由を柔弱者の躓となす勿れ 十 人もし知識ある所の爾偶像の
廟に坐して食するを見ば柔弱者の心これに勸られて偶像に獻し
物を食せざらん乎 十一 汝キリストの代て死たまひし弱き兄弟爾の

知識に因て淪亡ざらん乎 十二 此の如く爾曹兄弟に罪を犯し其弱き
心を傷めしむるはキリストに罪を犯すなり 十三 是故に若し食物わ
がの兄弟を躓かせば我は兄弟を躓かせざる為に永久も肉を食はじ

第九章 我は使徒に非ずや我は自主に非ずや我は我儕の主イエス
キリストを見しに非ずや爾曹は我が主に在る工に非ずや 二 われ
他人には使徒に非ずとも爾曹には使徒なり蓋なんぢらの主に在
は我が使徒の職の印なれば也 三 我が事を詰す者に答ふるは此なり
四 われら飲食を受る權なき乎 五 われら他の使徒等および主の兄
弟とケパとの如く姉妹なる妻を携ふる權なき乎 六 惟われとバル
ナバのみ工を止ることを得ざらん乎 七 誰か軍に出て己の財を費
す者あらんや誰か葡萄園を樹て其果を食ざる者あらんや誰か羊
を牧て其乳を飲ざる者あらん乎 八 われ人の事にのみ循て之を言
んや律法も亦かく言に非ずや 九 モーセの律法に穀物を碾す牛に

口籠を繫べからずと錄されたり神牛の爲に慮かり給へる乎 十 又は我儕の爲にのみ之を言たまひし乎これ我儕の爲に錄し給へる也そは耕す者は望ありて耕し穀物を碾す者は其穀物を得の望ありて碾は宜なれば也 十一 我儕もし爾曹の爲に靈の物を播たらば爾曹の肉の物を穫取は大事ならん乎 十二 他の人もし此權威を爾曹の上に有ば況て我儕をや然ど我儕この權威を用ずキリストの福音に阻隔なきやうに我儕すべての事を忍ぶ 十三 なんぢら知ざるか聖事を務る者は殿の物を食し祭壇に事る者は祭壇と共に其頒を取ことを 十四 此の如く主福音を宣傳る者は福音に由て生活んことを定め給へり 十五 然ど我此等の事は一をも用ず亦かくの如くせられん爲に之を書遣るに非ず蓋わが誇る所を人に虛くせられんよりは寧ろ死るは我に善事なれば也 十六 われ福音を宣傳ると雖も誇るべき所なし已を得ざるなり若われ福音を宣傳へずば實に禍なり

十七若われ好て之を行ば賞を得ん若われ好ざるも其責任は我に與
れり 十八然ば我が賞は何なる耶これ福音を宣傳るに人をして費
なくキリストの福音を得しめ又福音に在て我有る權を妄に用ざ
る即ち是なり 十九われ衆の人に向て自主の者なれど更に多の人を
得ん爲に自ら己を衆の人の奴隷となせり 二十ユダヤ人には我ユダ
ヤ人の如くなれり此ユダヤ人を得ん爲なり又律法の下にある者
には我律法の下に在ざれども律法の下にある者の如くなれり是
律法の下にある者を得ん爲なり 二一律法なき者には我律法なき者
の如くなれり是律法なき者を得ん爲なり然ど我神に向て律法な
きに非ず即ちキリストの律法の下に在なり 二二柔弱者には我柔弱
者の如くなれり是柔弱者を得ん爲なり又すべての人には我ろの
衆の人の狀に循へり是いかにもして彼等數人を救ん爲なり 二三わ
れ福音の爲に如此おこなふは人と共に福音に與らん爲なり 二四な

んぢら知ずや馳場に趨る者は皆はしれども褒美を得者は唯一人
なるを爾曹も得ん爲に趨るべし 二五 凡て勝を競ふ者は何事をも節
へ謹むなり彼等は壞易き冕を得ん爲に之を行ひ我儕は壞ざ
る冕を得ん爲に之を行ふなり 二六 然ば我が趨るは定向なきが如
きに非ず我が戰は空を擊が如きに非ず 二七 己の體を擊て之を服せ
しむ蓋はかの人を敎て自ら棄られんことを恐れば也

第十章 弟兄よ我なんぢらが左の事を知ざるを欲まず夫われらの
先祖はみな雲の下に在みな海を過 二 みな雲と海にてバプテスマ
を受てモーセに屬り 三 皆おなじく靈の食物を食し 四 みな同く靈
の飮物を飮り此かれらに從へる靈の磐より飮たる也その磐は即
ちキリストなり 五 然ど彼等の中おほくは神の心に適ざるが故に
野にて滅されたり 六 此等の事は我儕をして彼等が嗜し如く惡を
嗜ざらしむる我儕の鑒なり 七 民は坐して飮食し起て舞りと錄さ

れたる如く彼等のうち或者の行しに傚て爾曹偶像を拜者となる
勿れ 八 また彼等のうち或者姦淫を行ひ一日に二萬三千人死たり
彼等に傚て我儕姦淫すべからず 九 又われらの中あるものキリス
トを試みて蛇に滅されたり彼等に傚て我儕も試むべからず 十 ま
た彼等の中あるもの怨言て滅す者に滅されたり彼等に傚て爾曹
も怨言なのを 十一 彼等が遇る此すべての事は鑒となれり且これら
の事を錄されたるは末世に遇る我儕を警むる爲なり 十二 然ば自ら
立りと意ふ者は傾ざるやうに愼むべし 十三 爾曹が遇し試惑は人の
常ならざるはなし神は信なる者なり爾曹を耐忍ぶこと能ざる試
惑に遇せじ爾曹が其試惑を耐忍ことを得ん爲に其にそへて逃る
べき途を備へ給ふべし 十四 然ば我が愛する者よ偶像を拜ことを
避べし 十五 われ智者に言ごとく言ん爾曹わが言ところを審べし 十六
我儕が祝ふ所の祝杯はキリストの血を享るに非ずや我儕が

擘ところのパンは同くキリストの體を享るに非ずや 十七 パンは惟
一なり多の我儕もまた一體なり蓋みな一のパンを同に享ればなる
り 十八 肉に屬するイスラエルの人を觀よ祭物を食者は祭壇に與る
者に非ずや 十九 然ば我いへる事は何ぞや偶像は有ものと言るか然
らず偶像に獻し物は有ものと言るか然らず 二十 我いはんは異邦人の
獻る物は神に獻るに非ず惡鬼に獻るなり我なんぢらが惡鬼と交
るを欲まず 二一 なんぢら主の杯と惡鬼の杯とを兼飲こと能はず主
の筵と惡鬼の筵とに兼伴る能はず 二二 われら主の嫉妬を激さんと
する乎われら主よりも强き者ならん乎 二三 凡の物われに可ざる
なし然ど凡のもの益あるに非ず凡の物われに可らざるなし然ど
凡のもの徳を建るに非ず 二四 人みな己の益を求るなく各人の益を
求べし 二五 凡て市に鬻ものは良心の爲に問ことをせずして食すべ
し 二六 そは地と之に盈る物は主の屬なれば也 二七 爾曹もし不信者に

請れて往んとせば凡て爾曹の前に陳る物を良心の爲に問こと
をせずして食すべし 二八 もし人なんぢらに此は偶像に献し物なり
と云ば告し者の爲また良心の爲に之を食する勿れ 蓋地と之に盈
る物みな主の屬なればなり 二九 良心とは爾曹の良心に非ず他の人の
良心を言なり如何んぞ他の人の良心に我自由を罪に擬らるゝこ
とを爲んや 三十 若われ感謝して食することを爲ば何ぞ其感謝する
所のものに縁て毀らるゝことを爲んや 三一 然ば爾曹食ふにも飲に
も何事を行ふにも凡て神の榮を顯すやうに行ふべし 三二 ユダヤ人
をもギリシヤ人をも亦神の教會をも礙かする勿れ 三三 即ち我すべ
ての事に於て衆の人の心に適ふやうにし彼等が救れん爲に己の
益を求ず許多の人の益を求るが如くすべし

第十一章 我キリストに效ふ如く爾曹われに效ふべし○ 二 兄弟よ
爾曹すべての事に於て我を記念かつ我なんぢらに傳へし如く其

傳を守るに因て我なんぢらを嘉 三 凡の人の首はキリストなり女
の首は男なりキリストの首は神なりと爾曹の知んことを願ふ 四
凡て男は首に物を蒙りて祈禱をなし或は預言する時は其首を辱
しむる也 五 凡て女は首に物を蒙ずして祈禱をなし或は預言する
時は其首を辱しむるなり此は薙髪と一にして異なることなし 六 女も
し物を蒙ずば髪を剪べし然ど髪を剪また薙ること若し女の恥べき
ことならば物を蒙るべし 七 男は神の像と榮なれば其首に物を蒙
るべからず女は男の榮なり 八 そは男は女より出しに非ず女は男
より出たれば也 九 また男は女の爲に造られしに非ず女は男の爲
に造られし也 十 是故に女は天使の故に緣て首に權を有べき者な
り 十一 然ど主に在ては男は女に由ざるなく女は男に由ざるこ
となし 十二 女の男より出し如く男は女に由て出なりして萬物みな
神より出るなり 十三 爾曹みづから辨ふべし女物を蒙らずして神に

祈るは宜きことなる乎 十四 男もし長髪あらば恥べきこと也と爾曹
自然に知に非ずや 十五 然ど女もし長髪あらば其栄なり蓋かむりも
のゝ代に髪を賜ひたれば也 十六 縦ひ争ひ論ずる者ありとも此の如
き例は我儕にも亦神の教会にも有ることなし ○ 十七 我なんぢらの事を
命じて爾曹を嘉ざるは爾曹の聚会益を受ずして反て損を招けば
也 十八 先なんぢら教会に集るとき其うち互に争ひ分ることゝ有と
聞り我略これを信ず 十九 それ正き者の爾曹の中に顕れんため異端
なからざるを得ざれば也 二十 なんぢら一処に集るは主の晩餐を食
するに非ず 二一 それ食するとき各〳〵まづ己の晩餐を食するに因あ
るひは飢る者あり或は酔飽る者あれば也 二二 なんぢら飲食すべき
室なきか神の教会を慢じ又乏者を辱しめんとする乎己れ何をか
言ん此に因て爾曹を嘉べきや我は嘉ざるなり 二三 我がなんぢらに傳
し事は主より授られたるなり即主イエス賣るゝ夜パンを取 二四 祝

して之を擘いひけるハ取て食せよ此ハ爾曹の爲に擘る我體な
り爾曹も如此おこなひて我を憶よ 二五 食して後また杯をとり前の
如くして曰けるハ此杯ハ我が血にして立る所の新約なり爾曹も
如此おこなひて飲ごとに我を憶よ 二六 爾曹このパンを食し此杯を
飲ごとに主の死を表して其來る時までに及ぶなり 二七 然ば宜に合
ずして此パンを食し主の杯を飲者ハ主の體と血を干なり 二八 人ミ
づから省ミて後このパンを食し其杯を飲べし 二九 宜に合ずして食
飲する者ハ其食飲に由て自ら罰を招くなり蓋主の體を辨へざる
に因 三十 是故に爾曹の中に弱き者病の者また寢たる者多し 三一 我儕
もし自ら己を審しならバ罰を蒙ることなりしならん 三二 然ど今罰
せらるゝは主の我儕を懲しめ給ふなり是我儕をして世の人と同
に罰を蒙ることなからしめん爲なり 三三 是故に我が兄弟よ集りて食
せんとき互に相待べし 三四 もし飢なば其家にて食すべし是なんぢ

ちの聚會罰を蒙るに至らざらん爲なり其ほかの事は我いたらん
時これを定ん

第十二章

兄弟よ靈の賜について我なんぢらが知ざるを欲ず 二
なんぢら異邦人なりしとき引誘に隨ひて言ざる偶像の下に誘
れ往しは爾曹の知ところ也 三 是故に我なんぢらに示さん神の靈
に感じて語る者はイエスを詛ふべき者と謂ものなし又人聖靈に
感ぜざれば イエスを主と謂あたはず 四 賜は殊なれども靈は同じ
五 職は殊なれども主は同じ 六 また行爲は殊なれども一切の事を
衆の人の中に行ふ神は同じ 七 靈の顯を各人に賜しは益を得しめ
ん爲也 八 或は靈によりて智慧の言を賜り或は同じ靈に由て知識
の言を賜り 九 或は同じ靈に由て信仰を賜り或は同じ靈に由て病
を醫を能を賜り 十 或は異能を行ひ或は預言し或は靈を辨へ或は
方言をいひ或は方言を譯するの能を賜れり 十一 然ど凡て此等の事

を行ふ者は同く一靈なり彼その心のまゝに各人に頒與るなり
十二 體は一にして多の肢あり一體の凡の肢は多けれども一の體なり
キリストも亦かくの如し
十三 或はユダヤ人あるひはギリシヤ人あるひは奴隷あるひは自主に拘らず我等みな一靈に在てバプテスマをうけ一の體となり又みな一の靈を飲り
十四 それ體は一肢のみに非ず多なればなり
十五 足もし我手に非ざるが故に體に屬せずと云ふも夫に因て體に屬せざるか
十六 また耳もし我目に非ざるが故に體に屬せずと云ふも夫によりて體に屬せざるか
十七 もし全身目ならば聞ところは安ぞや若し全身耳ならば嗅ところは安ぞや
十八 それ神は心のまゝに肢をおの〳〵體に置たまへり
十九 若みな一の肢ならば體は安ぞや
二十 肢は多なれども體は一なり
二一 目は手に我なんぢに用なしと謂を得ず又頭も足に我なんぢに用なしと謂を得ず
二二 體のうち尤も柔しと見る肢は却て無るべからざる者なり
二三 體の

うち尊からずと意ふ所の物を纏て我儕殊に之を尊ぶ之に因て我
儕の不美ところは愈て美しく爲なり 二四 我儕の美しき所は心を用
るに及ばず神は其劣れる所に殊に尊貴を加て體を調和たまへり
二五 これ體のうち分事なく諸の肢たがひに相顧み扶けん爲なり 二六
もし一の肢くるしまば諸の肢ともに苦み一の肢たふとまれなば
諸の肢ともに喜ぶなり 二七 爾曹はキリストの體にして亦おの〳〵
其肢なり 二八 神は第一に使徒第二に預言者第三に敎師その次に異
能を行ふ者次に病を醫す能を受し者救濟する者治理者方言をい
ふ者を敎會に置たまへり 二九 是みな使徒ならん乎みな預言者なら
ん乎みな敎師ならん乎みな異能を行ふ者ならん乎 三十 みな病を醫
す能を有る者ならん乎みな方言をいふ者ならん乎みな譯する者
ならん乎 三一 なんぢら至美たる賜を慕ふべし尤も善道を爾曹に示
さん

第十三章 假令われ諸の人の言および天使の言を語るとも若し愛
なくば鳴銅や響鈸の如し　二 假令われ預言する能あり又すべて
の奥義と諸の學術に達し又山を移すほどなる諸の信仰ありと雖
も若し愛なくば數るに足ぬものなり　三 假令われ我すべての所有
を施し又焚るゝ爲に我が身を予るとも若し愛なくば我に益なし
四 愛は寛忍をなし又人の益を圖るなり愛は妬まず誇らず驕傲ら
ず非禮を行はず　五 己の利を求めず輕々しく怒らず人の惡を念は
ず　六 不義を喜ばず眞理を喜び　七 凡そ事包容およそ事信じ凡そ
事望み凡そ事忍なり　八 愛は永久も墮ることなし然ど預言は廢り
方言は息知識も亦廢らん　九 我儕の智識全からず預言も全からず
十 全き者きたるときは全からざる者廢るべし　十一 われ童子の時は
語るところ童子の如く識るところ童子の如く慮るところ童子の
如くなりしが成人て童子の事を棄たり　十二 われら今鏡をもて見ご

とく見ところ昏然なり然ど彼の時には面を對せて相見ん我いま知ところ全からず然ど彼の時には我が知るゝ如く我知らん 十三 それ信仰と望と愛と此三の者は常に在なり此うち尤も大なる者は愛なり

第十四章

なんぢら愛を追求かつ靈の各樣の賜を慕べし殊に慕ふべきは預言する事なり 二 方言を語る者は人に語るに非ず神に語るなりそれ靈に由て奧義を語ると雖も曉る者なければ也 三 然ど預言する者は人に語りて其德をたて勸勉をなし安慰を予るなり 四 方言を語る者は己の德をたて預言する者は敎會の德を建るなり 五 われ爾曹がみな方言を語る事をも願へど最も願ふ所は爾曹が預言せん事なり方言を語る者は若し譯して敎會の德を建るに非ずば預言する者は是より優るなり 六 然ば兄弟よ我もし爾曹に就り只方言を語りて默示あるひは知識あるひは預言あるひは敎誨

を語らずば爾曹に何の益あらん乎 七 それ靈なくして聲を出すも
の或は笛あるひは琴もし其音別なくば吹ところ彈ところを如何
で知得んや 八 もし鎗さだまりなき聲を出さば誰か戰の備をなさ
ん乎 九 此の如く爾曹も舌を以て明ならざる言を出さば何で語
る所の事を知得んや此なんぢら空氣に語るなり 十 世間の口音の
類おほしと雖も一として其義あらざるなし 十一 是故に若われ其聲の
義を知ざれば語る者に對して我夷狄となり語る者また我に
對して夷狄となる也 十二 然ば爾曹も靈の賜を慕ふ者なるにより教會
の德を建る爲に其賜の豊盛ならんことを願ふべし 十三 是故に方言
を語る者は自ら之を譯せんことを祈るべし 十四 もし方言を以て祈
らば我が靈は祈るなれど我が心は人の爲に果を結ばず 十五 然らば
如何せん我靈を以て祈らん又心を以て祈らん我靈を以て頌はん
我心を以て頌はん 十六 然ずば爾靈を以て祝するとき愚なる者は爾

の語ることを知ざればの感謝するとき如何にしてアーメンと言はんや 十七 爾の感謝するハ善されど他の人は徳を建ず 十八 われ爾曹よりも多く方言を語るを以て神に感謝す 十九 教會の中に在て我方言をもて一萬の言を語らんより寧ろ人を教ん爲に我が心を以て五つの言を語るを善とす 二十 兄弟よ知慧に於ても嬰兒となる勿れ惡に於てハ嬰兒となるも知慧に於てハ成人となるべし 二一 律法に錄して主いひ給はく異なる言ことなる脣をもて此民に語らん然ども彼等ハ我に聽じとあり 二二 是故に方言ハ信ずる者の爲に非ず信ぜざる者の爲の徵なり然ど預言ハ信ぜざる者の爲に非ず信ずる者の爲なり 二三 もし全會一處に集るとき皆方言を以て語らば愚なる者あるひハ信ぜざる者入來らんとき爾曹を狂る者と謂ざらん乎 二四 然ど若みな預言せば信ぜざる者あるひハ愚なる者入來らんとき此すべて人に由て自己を責なの衆の人に由て己れ罪を認むべし

二五此の如く其心に隱たることを露るゝが故に伏て神を拜また神は
誠に爾曹の中に在すと言ん○二六然らば如何兄弟よ爾曹あつまれ
る時おの〳〵に或は頌詩あり或は敎誨あり或は方言あり或は默
示あり或は繙譯あり悉く德を建んために之を爲べし二七もし方言
を語る者あらば二人また多とも三人に過ず次序に循て語り之を
譯する者一人あるべし二八もし譯する者なきときは敎會の中に默
して己と神に語るべし二九預言する者は二人あるひは三人かたり
その餘のものは之を辨ふべし三十もし旁邊に坐するもの默示を得
ば先に語るものは緘默べし三一そは爾曹みな衆の人に學ばせ又勸勉
を受しめん爲に一々預言することを得ばなり三二預言者の靈は預
言者に制せらる三三それ神は亂の神に非ず和平の神なり○三四聖徒
の諸敎會の如く爾曹の婦女等も敎會の中に默すべし彼等の語る
を許さず彼等は律法に云る如く順ふべき者なり三五もし學んとす

る所あらば室に在て其夫に問べし蓋をんな教會に於て語るは耻
べきことなれば也 三六 神の道は爾曹より出し乎また爾曹にのみ來
りし乎 三七 人もし自己を預言者とし或は靈に感ぜし者とせば我な
んぢらに書遺ることは主の命なりと知べし 三八 もし知ざる者あら
ば其知ざるに任すべし 三九 然ば兄弟よ預言することを慕ひ又方言
を語ることを禁ずる勿れ 四十 凡のことを端正かつ次序に循ひて行ふ
べし

第十五章

兄弟よ前に我なんぢらに傳へし福音を今また爾曹に告
これ爾曹が受しところ之に因て立し所なり 二 爾曹もし我が傳へ
し言を固く守り徒に信ずることなくば之に由て救れん 三 わが爾
曹に傳へしは我が受し所の事にて其第一は即ち聖書に應てキリ
スト我儕の罪のために死 四 また聖書に應て葬られ第三日に甦へ
り 五 ケパに現れ後十二の弟子に現れ給へること也 六 如此あらは

を給るのち五百の兄弟の共に在ときも亦これに現れ給へり其兄弟
のうち多は今なほ世にあり然ども既に寢たる者もあり 七 此後ヤ
コブに現れ又すべての使徒に現れ 八 最後に月たらぬ者の如き我
にも現れ給へり 九 蓋われ神の教會を迫害せし故に使徒と稱ふ
るに足ざる者にして使徒の中の至微者なれば也 十 然ど我かくの
如なるを得しハ神の恩に由てなり我に賜し神の恩ハ徒然からず
我ハ衆の使徒よりも多く勞たり此ハ我に非ず我と偕にある神の
恩なり 十一 是故に我も彼等も此の如く宣傳へ爾曹も亦かくの如く
信ぜり○ 十二 キリストハ死より甦りしと宣傳るに爾曹のうち死よ
り甦ることなしといふ者あるハ何ぞや 十三 もし死より甦ることなく
ばキリストも亦甦らざりしならん 十四 キリスト若甦らざりしなら
ば我儕の宣るところ徒然また爾曹の信仰も徒然からん 十五 且われ
ら神の爲に妄の證をする者とならん我儕神ハキリストを甦らし

ゝと證すれば也もし死し者よみがへる事なくば神キリストを甦
らしむる事なかるべし 十六 もし死し者よみがへる事なくばキリス
トも甦ること無りしならん 十七 若キリスト甦らざりしならば爾曹
の信仰は徒然なんぢらは尚罪に居らん 十八 又キリストに在て寢たる
者も沉淪しならん 十九 若キリストに由る我儕の望たゞ此世のみな
らば衆の人の中にて尤も憐むべき者なり 二十 然ど今キリスト死よ
り甦りて寢たる者の復生の首となれり 二一 それ人に因て死ること
いで人に因て甦ること出たり 二二 アダムに屬る衆の人の死る如く
キリストに屬る衆の人は生べし 二三 然ど各人その次序に循ふ初は
キリスト次はキリストの來らんとき彼に屬する者なり 二四 後かれ
諸の政および諸の權威と能を滅して國を父の神に付さん是終な
り 二五 蓋かれ諸の敵を其足の下に置ときまでは王たらざるを得ざ
れば也 二六 最後に滅さるゝ敵は死なり 二七 それ神すべての物をキリ

ストの足下に置給へるなり萬物を其下に置りと云給るときは萬
物を其下に置ところの者は其内にあらざること明かなり 二八 萬物
のきに服ふときは子も亦みづから萬物を己に服はしゝ者に服ふ
べし是神すべての物の上に主たらん爲なり 二九 もし死し者全く甦
らずば死し者の爲にバプテスマを受て何の爲にせんとする乎か
れら死し者の爲にバプテスマを受るは何故ぞや 三十 また何の爲に
我儕つねに危險に居や 三一 我儕の主キリストイエスに在て爾曹に
つき我が有る喜をさし誓て我日々に死ると言 三二 若われ人の如く
エペソに於て獸と共に鬪ひしならば何の益かあらん乎もし死し者
甦らずば飲食するに若ず我儕明日死ぬべき者なれば也 三三 爾曹み
づから欺く勿れ惡交は善行を害ふなり 三四 なんぢら醒て義を行ふ
べし罪を犯す勿れ爾曹のうち神を知ざる者あり我かく言て爾曹
を愧しむる也○ 三五 人あるひは問ん死し者いかに甦るや如何なる

身體にて來る乎と 三六 愚なる者よ爾が播ところの種まづ死ざれば
生ず 三七 又なんぢが播ところのもの將來ゆる所の體を播に非ず
麥にても他の穀にても只粒のみ 三八 然るを神は己の意に隨ひて之
に體を予へ種ごとに其おの〳〵の形體を予へ給ふ 三九 凡の肉おな
じ肉に非ず人の肉あり獸の肉あり鳥の肉あり魚の肉あり 四十 天に
屬る物の形體あり地に屬る物の形體あり天に屬る物の榮は地に
屬る物の榮に異なり 四一 日の榮あり月の榮あり星の榮あり此星と
彼星と其榮また各々異なり 四二 死し人の甦るも亦かくの如し壞る
者にて播れ壞ざる者に甦され 四三 尊からざる者にて播れ榮ある者
に甦され弱き者にて播れ強き者に甦され 四四 血氣の體にて播れ靈
の體に甦さるゝなり血氣の體あり靈の體あり 四五 錄して始の人アー
ダムは生命ある魂となり終のアダムは生命を予ふる靈となると
有ごとし 四六 靈の者は先に在ず反て血氣の者さきに在て靈の者の

ちに在なり 四七 第一の人は地より出て土につき第二の人は天より
出たる主なり 四八 かの土に屬る者に凡て土に屬る者は似なり彼の
天に屬る者に凡て天に屬る者は似なり 四九 われら土に屬る者の狀
を有かくの如く後また天に屬る者の狀を有ん 五十 兄弟よ我これを
言ん血肉は神の國を嗣こと能はず亦壞る者は壞ざる者を嗣こと
能はず 五一 視よ我なんぢらに奥義を告ん我儕ことごとく寢るには
非ず我儕みな末の鍛の鳴んとき忽ち瞬息間に化せん蓋鍛ならん
とき死し人よみがへりて壞ず我儕もまた化すべければ也 五三 この
壞る者は必ず壞ざる者を衣しぬる者は必ず死ざる者を衣べし 五四
此くつる者くちざる者を衣ての死る者しなざる者を衣んとき聖
書に錄して死は勝に吞れんと有に應べし 五五 死よ爾の刺は安に在
や陰府よ爾の勝は安に在や 五六 死の刺は罪なり罪の能は律法なり
五七 我儕をして我主イエスキリストに由て勝を得しむる神に謝す

五八 是故に我が愛する兄弟よ爾曹貞固して搖ず恒に勵て主の工を
務よ蓋なんぢら主に在て其行ところの勞の徒然からざるを知ばな
り

第十六章

聖徒の爲に金を捐することに就てはガラテヤの教會に我
が命ぜし如く爾曹も行ふべし 二 一週の首の日ごとに爾曹おのおの
其得ところの利に循ひて之を家に蓄へ置よれ我が到るとき始て
捐することを莫らん爲なり 三 我いたらば書を爾曹が撰ぶ所の人に予
へ爾曹の惠をエルサレムに携へしむべし 四 もし我も往べくば彼
等われと偕に往べし 五 我マケドニヤを經んとすればマケドニヤ
を經とき爾曹に就り 六 爾曹と偕に留らん或は爾曹と冬を過ことと
あるべし斯て爾曹が我を我がゆく處に送んことを望む 七 いま途間
になんぢらを見んことを欲はず主もし我に許さば暫く爾曹と偕に
居んことを望む 八 我ペンテコステまでエペソに居ん 九 そは廣く

つ功效を成の門ひらけて我前に在また敵る者多ければ也○十テモテ若いたらば爾曹愼て彼をして懼るゝ所なく爾曹の中に居らしめよ蓋かれも我ごとく主の事を務る者なれば也 十一是故に爾曹かれを藐視ることなく平安に送て我が所に來らしめよ我かれが他の兄弟等と偕に來るを待ばなり 十二兄弟アポロに就ては兄弟等と偕に彼が爾曹に到らんことを我大に勸きど彼さらに今往ことを欲はず然ど便時あらば往べし 十三なんぢら目を醒し堅く信仰に立て丈夫の如く剛なれ 十四爾曹の行ふ所みな愛を以て行ふべし 十五兄弟よステパナの家は即ちアカヤの初の果なり又かれらが聖徒のゐとに身を委て事るは爾曹が知ところ也 十六われ勸む爾曹も此の如き者および之と偕に勞る者に服せよ 十七我ステパナとポルトナトとアカイコの來るを喜ぶ是なんぢらの缺る所を補へばなり 十八彼等は我が心と爾曹の心を慰めたり是故に爾曹かくの如き者を重ん

すべし
十九 アジアの諸教會なんぢらに安を問アクラとプリスキラ
及び其家の教會主に在て爾曹に切々に安を問
二十 諸の兄弟なんぢ
らに安を問なんぢら潔き接吻を以て互に安を問
二一 我パウロ親手
なんぢらに安を問
二二 もし人主イエスキリストを愛せざれば詛れ
るべし主臨らん
二三 願くは主イエスキリストの恩なんぢらと偕に
あれ
二四 わが愛すべてイエスキリストにをる爾曹と偕に在なりア
ーメン

新約全書哥林多前書終

新約全書使徒パウロコリント人におくれる後書

第一章 神の旨に由てイエスキリストの使徒となれるパウロ及び
兄弟テモテ コリントにある神の教會と徧くアカヤにある凡の聖
徒に書を達る 二 願くは爾曹我儕の父なる神および主イエスキリ
ストより恩寵と平康を受よ○ 三 頌美べきかな神即ち我儕の主イ
エスキリストの父慈悲の父すべての安慰を賜ふの神 四 神は我儕
が諸般の患難の中に我儕を慰めたまふ是我儕をして神の我儕を
慰めたまふ安慰を以て又もろ／＼の患難にをる者を慰むることを
を得しめん爲なり 五 蓋キリストの苦われらに多くあるが如く我
儕の安慰もキリストに由て多くあれば也 六 われら或は患難を受
るも爾曹が安慰と救の爲なり此安慰と救は爾曹の中に動きて我
儕が受る如き苦を爾曹にも同く忍しむるなり我儕あるひは安慰
を受るも亦爾曹が安慰と救のためなり 七 爾曹が苦を偕に受る如

くまた安慰をも偕に受ることを我儕は知此故に爾曹につき我儕が望むところは堅し 八 兄弟よ我儕がアジアに於て遇し所の苦難を爾曹が知ざるを欲まず即ち責らるゝこと甚しくして勢ひ當がたく生命を保ん望をも失ふに至きり 九 且われら心中に必死を定む是故に己を恃ずして死し者を甦らする神を恃めり○ 十 神すでに我儕を此の如きの死より救ひ今また救へり後も尚われらを救ひ給れんことを望む 十一 爾曹も我儕の爲に祈りて相助く斯て許多の人により我儕に賜りし恩寵を許多の人も我儕が爲に感謝するに至らん○ 十二 我儕の良心われら神の賜ふ所の丹心と信實に由また肉れ智慧に由ず神の恩寵により世に在て行をなし特に爾曹に向ひて此の如き行を爲りと證す是われらが誇る所なり 十三 我儕なんぢらに書遣る所も爾曹が讀ところ曉る所の外に非ざる也 十四 われ爾曹が終に至るまで左れ事を爾曹の中に識者あるが如く識ん

ことを望む即ち主イエスの日に爾曹の我儕に由て誇る如く我儕
も爾曹に由て誇る是なり 十五 我これを信ずるに因て再び爾曹に益
を得させんため前には先なんぢらに至り 十六 また爾曹を過てマケ
ドニヤにゆき復マケドニヤより爾曹に歸り爾曹をして我をユダ
ヤの方へ送しめんことを欲へり 十七 我かく定めしとき虚浮心あら
ん乎また我が定しところ肉に由てさだめ是なり是なりと言また
非なり非なりと言んや 十八 眞實の神われらが爾曹に向ひて曰る言
に是と言また非と言しことなしと證す 十九 蓋われら即ち我とシル
ワノ及びテモテ爾曹の中に傳たる神の子イエスキリストは是と
言また非と言が如き事なし彼には唯是と言こと有のみ 二十 凡て神
の約束は彼の中に是となり又かれの中にアーメンとなり我儕に
由て神の榮の顯るゝに及ぶ 二一 我儕を爾曹と偕にキリストに堅固
し且われらに膏を沃し者は神なり 二二 彼また我儕に印し且質とし

て靈を我儕の心に賜へり○ 二三 我いまだコリントに至らざるは爾
曹を寛容にせんが爲なり我神を籲わが靈の爲に證を求む 二四 我儕
なんぢらの信仰を主どらんとするに非ず唯なんぢらの喜樂を助
んとするなり蓋なんぢら信仰に由て立ばなり

第二章 われ憂を以て再び爾曹に至らじと自ら決たり 二 若我爾ら
をして憂しめば我憂しむる所の者の外に誰か我を喜ばせん乎 三
われ前に爾曹に書遺しは我いたらんとき我を喜ばす可ものの反て
我を憂しめんことを恐れて也なんぢら皆わが喜樂を己が喜樂と
することを信ずる也 四 われ大なる患難と心の哀痛あるにより多
の涙を以て爾曹に書遺れり此は爾曹をして憂しめんとするに非
ず我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲なり○ 五 もし憂しむ
る者あらば我を憂しむるに非ず畧なんぢら衆を憂しむるなり如
此いふは我これを甚しく責ることを欲はざる也 六 斯る人は多の

人の責を受ること已に足り 七 然ば爾曹は反て彼を赦し慰むべし恐
くは彼はなはだしく憂に沈まん 八 是故に我なんぢらの愛を彼に
顯さんことを爾曹に勸む 九 わが前に書を爾曹に遺りしは爾曹が凡
の事に順ふや否をこゝろみて之を知ん爲なり 十 なんぢら何事によ
らず人を赦ことあらば我また之を赦さん我もし赦しゝ事あらば爾
曹の爲キリストの前に赦しゝなり 十一 是われらサタンに勝ざらん
爲なり我儕かれの詭計を知ざるに非ず○ 十二 我キリストの福音の
爲にトロアスに至り主わが爲に門を開き給ひしに 十三 わが兄弟テ
トスに遇ざるが故わが心安からず彼等に別を告てマケドニヤに
往り 十四 常に我儕をしてキリストに在て勝を得しめ且かれを知の
香を我儕をもて遍く示す神に感謝す 十五 救るゝ者に就ても沈淪者
に就ても我儕は神の爲にはキリストの馨香なり 十六 沈淪者の爲には
死の香にて彼等を死に至しむ救るゝ者の爲には生の香にて彼等

を生に至らしむ誰か之に堪んや 十七 我儕おほくの人の如く神の道
を混亂せず即ち誠により神に由て神の前にキリストに在て言な
り

第三章

我儕また自ら己を薦めん乎われら或人の如く人より薦書
を受て爾曹に與し或は爾曹より薦書を受て人に與すべき者なら
ん乎 二 爾曹は我儕の書なり即ち我儕心に書せり衆の人の知とこ
ろ讀ところ也 三 爾曹は明かに我儕が役事に由て筆るキリストの
書なり是墨に非ず活神の靈にて記し又石碑に非ず心の肉碑に記
したり 四 我儕キリストにより神に向ひて此の如き信仰あり 五 然
ど我儕己に由て自ら何事をも思得るに非ず我儕の思得るは神に
因り 六 かれ我儕をして新約の役者となるに足しむ儀文に事るに
非ず靈に事ふる也そは儀文は死し靈は生せるなり 七 終に廢るべ
きモーセの面の榮に因てすらイスラエルの人々かれの面を注目

こと能ざりき斯く石に鐫し儀文の死法なは榮あるときは 八 況て
靈の法は榮あらざらんや 九 罪を定むる法もし榮あらば況て義と
する法は其榮さらに愈らざらんや 十 昔榮ありと為しものも後の
榮に比れば榮なき者となれり蓋のちの榮の更に愈れるに縁てなり
り 十一 もし廢らん者に榮ありしならば況て長存る者に榮あらざら
ん乎 十二 われら此の如きことを望むが故に侃々して言なり 十三 是モー
セがイスラエルの人々に其廢らんとする者の結局を視ざらん
為に帕子にて其面を蒙し如きに非ず 十四 然ど彼等心を頑にせり今
日に至るまで彼等舊約を讀とき其帕子なほ存れり其存て廢らざ
るは此キリストに由て廢るべき者なれば也 十五 今日に至るまでモー
セを讀とき其帕子なほ其心を蒙へり 十六 然ど其心主に歸するに
及ばゞ其かはおほひ除らるべし 十七 主は即ち彼の靈なり主の靈ある
る所には自由あり 十八 凡て我儕帕子なくして鏡に照すが如く主の

榮を見榮に榮いや増りて其おなじ像に化る也これ主すなはち靈
に由てなり

第四章

われら恩慈を蒙りて此職を受たれば敢て臆せず 二 恥べき
隱匿たる事を棄て詭譎を行ず神の道を混さず眞理を顯して神の
前に己を衆の人の良心に質なり 三 我儕の福音もし隱るならば沈淪
者に隱るゝ也 四 此の如き人ハ此世の神ろの心を盲したる不信者
なり是神の像なるキリストの榮の福音の光をして彼等を照さゞ
らしめんが爲なり 五 われら自己の事を宣るに非ず唯キリストイ
エスの主たること又われらイエスに由て爾曹の僕たることを宣る
なり 六 光に命じて暗より照出しめたる神我儕をしてイエスキリ
ストの面にある神の榮光を知の光を顯さしめん爲に我儕の心を
照し給へり 七 我儕この寶を瓦器に藏り是おはいに優たる能ハ我
より出るに非ず神の能なる事の顯れん爲なり 八 われら四方より

患難を受れども窮せず詮かた盡れども望を失はず 九 迫害るれども棄られず跌倒るれども亡ず 十 われら何處へ往にも常にイエスの死を身に負り此はイエスの生ることを我儕の身に顯れしむる也 十一 夫われら生者の常にイエスの爲に死に付さるゝはイエスの生ることを我儕が死べき肉體に顯さしむる也 十二 斯て死は我儕に動き生は爾曹に動くなり 十三 錄して我信ずるに因て言りと有ごとく我儕も此のごとき信仰の靈あれば信ずるに因て言なり 十四 我儕は主イエスを甦らしゝ者のイエスと偕に我儕をも甦らせ亦我儕をして爾曹と偕に立しむる事を知り 十五 萬事は皆なんぢらの益となれり此はその濃恩おほくの人の感謝に由て神の榮を顯さん爲なり 十六 是故に我儕臆せず我儕が外なる人は壊るゝとも内なる人は日々に新なり 十七 夫我儕が受る片刻の輕き苦は極て大なる窮なき重き榮を我儕に得しむる也 十八 我儕ゞの顧る所は見る所の者に非

ず見ざる所のもの也そは見る所の者は暫時にして見ざる所の者は永遠ければ也

第五章

我儕これを知るわれらが地にある幕屋もし壊なば神の賜ふ所の屋天にあり手にて造ざる窮なく有ところの屋なり 二 我儕この幕屋に居て歎き天より賜ふ我儕が屋を衣の如く著んことを深く欲へり 三 誠に著ことを得ば裸になること無らん 四 我儕この幕屋にをり重を負て歎くなり之を衣の如く脱んことを欲はず彼を衣の如く著んことを欲ふ是生の死べき者の呑れんが為なり 五 それ此事に應ふ者と我儕を為し給ふ者は神なり彼靈を其質となして我儕に賜へり 六 是故に我儕の心つねに剛毅また身に居うちは主より離居ことを知り 七 蓋われら見る所に憑ず信仰に憑て歩めば也 八 我儕の心剛毅もつとも欲ふ所は身を離れて主と偕に居んこと也 九 是故に我儕身に居ても身を離れても彼の心に適んことを

勉む 十 蓋われら必ず皆キリストの臺前に出て善にもあれ悪にも
あれ各々身に居て爲し所のことに循ひ其報を受べき者なれば也
〇 十一 如此われら主の畏べきを知が故に人に勸む我儕すでに神に
明かに知れたり亦なんぢらの良心にも明かに知れたるならんと
意ふ 十二 我儕また自ら己を爾曹に勸ず我儕の爲に誇るべき原を爾
曹に予ふ是なんぢらが之を以て彼の外貌により心に由ずして誇
る者に答ん爲なり 十三 我儕もし心狂るならば是神の爲なり心慥な
らば是なんぢらの爲なり 十四 キリストの愛われらを勉せり我儕思ふ
に一人衆の人に代て死たれば衆の人すでに死たる也 十五 その衆の
人に代て死しは生者をして以後おのれの爲ならで己に代り死て甦
りし者のために世を過しめんとて也 十六 是故に今より後われら肉
體に依て人を識まじ我儕肉體に依てキリストを識しかども今よ
り後は此の如く之を識まじ 十七 是故に人キリストに在ときは新に

造れたる者なり舊は去てみな新しく作なり　十八　一切のもの神より
出られキリストにより我儕をして己と和がしめ且その和がしむ
る職を我儕に授く　十九　即ち神キリストに在て世を己と和がしめ其
罪を之に負せず且和がしむる言を我儕に委たまへり　二十　是故に我
儕召れてキリストの使者となれり即ち神われらに託なんぢらを
勸給ふが如し我儕キリストに代て爾曹が神に和がんことを爾曹
に求ふ　二一　神罪を識ざる者を我儕の代に罪人となせり是我儕をし
て彼に在て神の義となることを得しめん爲なり

第六章　神と偕に勞く所の我儕なんぢらに勸む爾曹神の恩を徒ら
に受ることなかれ　二　それ曰己れ慈惠の時に爾に聽また救の日に爾
を助たりと今は恩惠の時なり今は救の日なり　三　我儕この職を誹ら
るゝことを無らん爲に何事にも人を躓かせず　四　且われら凡の事に
於て己神の役者の如く行ひて己の義を人に顯せり即ち多の忍耐

にも患難にも窮乏にも困苦にも　五　責打にも獄に入にも擾亂の時にも勤勞にも睡ざるにも食ざるにも　六　貞潔こと〻知識と恒忍と仁慈と聖靈と僞なきの愛と　七　眞の道と神の能と左右に在ところの義の武具を用ゐ　八　また榮耀羞辱惡名令聞に由て己の義を人に顯せり　九　人を惑す者に似たれど眞實人に知れざるに似たれども人に知れ死たる者に似たれども生るもの責を受るに似たれども殺されず　十　憂るに似たれども常に喜び貧きに似たれども多の人を富し何も有ざるに似たれども凡の物を有り○　十一　コリント人よ我儕の口なんぢらに啓け我儕の心廣なれり　十二　爾曹われらに狭らるゝに非ず反て己が心に狭らるゝ也　十三　われ爾曹に語ることと我子に語るが如し爾曹も自ら心を廣して我に報をなすべし　十四　なんぢら不信者と耦なかれ蓋義と不義と何の侶なるとか有ん光と暗と何の交ることとか有ん　十五　キリストとベリアルと何の合ことか有ん

信者と不信者と何の干ることか有ん 十六 神の殿と偶像と何の同き
ことか有ん夫なんぢらハ活神の殿なり神嘗て我かれらの中に住
り且あゆまん我これらの神となり彼等わが民となるらんと曰給ひ
しが如く 十七 又なんぢら彼等の中より出て之を離れ汚穢に捫るこ
と勿れ我なんぢらを納ん 十八 われ爾曹の父となり爾曹わが子女と
爲べしと曰る是全能の主の言なり

第七章 然ば愛する者よ我儕この約束を得たれバ肉と靈の凡の汚
を去て自己を潔くし神を畏れて聖潔なことを成就すべし 二 爾曹こ
れらを容納よ我儕誰にも不義をなさず誰をも損いず誰をも掠め
し事なし 三 これ如此いふハ爾曹を責んとに非ず蓋これ既に言る
如く爾曹恒に我儕の心に在て共に死ともに生んと欲ばなり 四 わ
れ爾曹を信ずること大なり又なんぢらに縁て誇おほし我儕の受
る凡の患難の中にも我に慰め満ち悦び餘あり 五 蓋われらマケド

‖ニヤに至れる時我儕の肉すこしも安ことなく各樣の患難にあひ外は爭ひ內は懼ありき 六 然ど心憂る者を慰め給ふ神テトスの至るに因て我儕を慰め給へり 七 第に其至るに因て耳ならず爾曹の思慕ところ又憂愁ところ又われに向ふ爾曹の熱心を我に告るとき彼が自ら安慰を得たる其安慰を以て我儕を慰め給へり是故に我ます〱喜べり 八 われ書を以て爾曹を憂しめしを嚢には悔たれども今は悔ず蓋われ其書に因て爾曹を憂しめしは暫時の間なりしを知たれば也 九 今己が喜ぶは爾曹を憂しめしに因に非ず爾曹は憂て悔改むることを爲しに因て也なんぢら神に循ひて憂るにより我儕に少も損はるゝ事なし 十 それ神に循ふ憂は悔なきの救を得るの悔改に至らしむ然ど世の憂は死に至らしむる也 十一 爾曹が神に循ひて憂し所の事を觀よ爾曹に如何なる勉勵また自訴また忿恚また畏懼また戀慕また熱心また罪を責る心を生ぜしや

一切なんぢら彼事に於て自ら潔ことを表せり 十二 わき書を爾曹に
遣りしハ不義を爲たる者のために非ず又不義を受たる者のため
にも非ず只われらが爾曹の爲に有ところの熱心を神の前にて爾
曹に示さんことを欲てなり 十三 是故に我儕安慰を得たり我儕が安
慰を得たる上にテトスの喜に縁て益々喜べり蓋テトスの心なん
ぢら衆に縁て平安を得たればなり 十四 われ爾曹の事を彼に誇しか
ど之を愧とせず我儕が爾曹に語し言のみな眞實なりし如くテト
スの前に誇し言も亦眞實なり 十五 彼ハ爾曹衆人の恐懼戰慄をのき
を接て從ひしことを憶いだし益々ろの心に爾曹を愛せり 十六 われ
凡の事を爾曹に託べきを信ず是故に喜べり

第八章 兄弟よ我マケドニヤの諸教會に賜りし神の恩を爾曹に告
二 即ち大なる難の中に試を受るとき彼等の喜び甚だしく亦大な
る其貧きらの惜なく施す所の富厚を彰せり 三 四 我てきを證す彼

等聖徒の爲に施濟を共にせんことを切に我儕に求め自ら願て其力量に循ひ且その力量に過て施すことをせり
五 如此おこなひて我儕が望を成しのみならず神の意旨に循ひ先己を主に饋へ次に我儕に饋たり
六 是故に我儕テトスが曩に爾曹をして此恩を行はしむる事を倡たれば今これを成就せんことを彼に勸む
七 なんぢら諸事すなはち信仰と言と知識と凡の勉勵および我儕に向ふ愛心に富る如く此恩にも富べし
八 我かく言は爾曹に命ずるに非ず然ど他の人勵むに縁てなり且なんぢらの愛の實を試んが爲なり
九 爾曹われらの主イエスキリストの恩を知かれば富る者なりしが爾曹の爲に貧き者となれり是なんぢらが彼の窮乏に由て富る者とならん爲なり
十 われ施濟の事について我が意を示せり是なんぢらの益なり蓋爾曹は他の人に先ち此事を一年前に行ひ始しのみならず以前より之を行はんことを願へる者なれば也
十一 然

む今なんぢら其作ところを成遂よ爾曹が篤く願しごとく其所有
に循て之を成遂べし 十二 もし人ねがふ志あらバ其無ところに循ず
其有るところに循て納給ふべし 十三 是は他の人を安逸して爾曹を
困苦めんとするに非ず平均せんことを欲ふ爾曹の餘あるを以て
彼等の足ざるを補ひ 十四 亦かれらの餘あるを以て爾曹の不足を補
ひて平均せんが爲なり 十五 録して多く斂る者も餘あらず少く斂る
者も足ざる事なしと有が如し○ 十六 爾曹に向ふ熱心を我と同くテ—
トスに心に賜ひし神に謝す 十七 蓋かれ我が勸を納かつ熱心なる者
にして自ら願て爾曹に往り 十八 亦われら彼と偕に一人の兄弟を遣
せり此人ハ福音をもて諸教會の中に頌美を得たる者なり 十九 第此
あらず我儕の主れ榮と爾曹の熱心を彰さんとて理掌ところの此
餽物を携ふる爲に諸教會に選れて我儕と偕に往もの也 二十 我儕の
彼を送しハ許多の餽物を理掌ことにより謹て人に謗を受ること

なからん爲なり 二一 我儕が如此するは主の前のみならず人の前にも
善らんことを慮るなり 二二 我儕また一人の兄弟を彼等と偕に遣
せり我儕しば〳〵彼を多事に用ゐて其熱心なるを知りき深く爾
曹を信ずるに緣て今殊に熱心なるなり 二三 テトスの事を言ば彼は
我儕の伴侶なり又われと偕に爾曹の爲に勤る者なり二人の兄弟
等のことを言ば彼等は諸教會の使者なりキリストの榮なり是故
に彼等と亦諸教會の前に爾曹ろの愛と我儕が爾曹につきて誇し
ことの證を顯すべし

第九章

聖徒に施す事につきて我なんぢらに書遺るに及ず 二 蓋わ
れ爾曹の熱心を知ればなり即ち爾曹の事をマケドニヤ人に誇りて
アカヤは去年より既に備をなせりと言り且なんぢらの熱心おほ
くの人を激せたり 三 然ど我儕が爾曹に就て誇りしことの虛なら
んことを恐れ我が言し如く爾曹をして備をなさしめん爲に兄弟

等を遣せり 四 恐くはマケドニヤ人われと偕に來り爾曹が備せざるを見んとき爾曹はいふに及ず我儕まで此疑はず誇しに因て愧を受ん 五 是故に我兄弟を勸て先なんぢらに往しめ彼等をして曩に爾曹が告し所の惠のことを豫じめ備しむるは必ず爲べきことゝ意るゝなり蓋この施濟を惜む心よりなさず惠む心より爲しめんとすれば也 六 それ少く播者は少く穫おほく播者は多く穫べし 七 各人〳〵その心の中に欲ふ所に隨ひて施すべし憂て爲べからず亦强て爲べからず蓋神は喜びて施をするものを愛し給へばなり 八 神は爾曹をして常に凡の物に足ざることなく凡の善事を多く行はしめん爲に諸恩を多く爾曹に賜へ得なり 九 錄して彼は徧く施し亦貧者に予たり其義は窮なく存んとあるが如し 十 播者に種を予へ食の爲にパンを備たまふ者は爾曹の種を繁衍し亦なんぢらの義の實を增給ふべし 十一 なんぢら每事に富たれも吝なく施を行

ふことを得るなり是人をして我儕に由て神に感謝せしむ 十二 蓋この
施濟のことは第に聖徒の乏を補ふのみならず推擴め夥の人をして
神に感謝せしむるに至ればなり 十三 彼等は此施の證據により爾曹が
言現してキリストの福音に從ふことゝ吝なく彼等および衆の人
に施することを知り 十四 また神の爾曹に賜し厚恩に縁て爾曹を慕ひ
爾曹の爲に祈て榮を神に歸す 十五 その言盡されぬ神の賜物に因て
我神に感謝する也

第十章

我パウロ即ち爾曹の中に在て爾曹と面を覿するときは謙
卑なんぢらを離るゝときは勇敢者いまキリストの柔和と寛容を
以て爾曹に勸む 二 我儕を肉に循ひて行と意ふ者あり我かくの如
き人を待ふには勇敢せんと意へり只ねがふ所は爾曹に會とき此
の如く勇敢せざらんことなり 三 我儕は肉に在て行けども肉に循
ひて戰はず 四 夫われらが戰の器は肉に屬する者に非ず營壘を破

るほど神に由て能あり 五 我儕は神の敎に逆ひて建たる所の諸の櫓と論を毀し諸の意思を擒にしてキリストに服はしむ 六 我なんぢらが全く服はんとき諸の違逆者を罰せんと既に其備をなせり

○ 七 爾曹は貌のみを觀り若し人みづからキリストに屬るものと信ぜば復自ら之を思ふべし己がキリストに屬る如く我儕もキリストに屬る者なりと 八 主の我儕に賜ひし所の權威すなはち爾曹を敗る爲にあらず建ん爲に賜ひし者について愈々誇るとも我愧と爲ず 九 我これを言は書を以て爾曹を懼しむる如く見ざらん爲なり 十 蓋かれらの言に其書は重かつ嚴く其會るときの容は懦く其言は鄙と云むなり 十一 此の如き人これを思ふべし我儕が暌違ときの書の言の嚴きが如く會ときに行ふ事も亦かくの如くなるらん 十二 自ら譽る者あり我儕敢て之と匹これと較ることをせず然ど彼等みづから互に度みづから互に較れば智なき者なり 十三 我儕は量

を踰て誇らず惟神われらに頒給ひし所の法の量に循ふ我儕この量に循ひて爾曹にまで至れり 十四 我儕は爾曹に至るべからざる者の如く自ら量を踰て爾曹に及るに非ず蓋キリストの福音を傳て既に爾曹にまで至れる也 十五 我儕は量を踰て他の人の功勞を誇らず惟なんぢらが信仰いよいよ篤なり我儕の量なんぢらの中に在て更に大ならん事を望む 十六 是これら他の人の量に由て既に備はるものを誇らず爾曹を越て外の處に福音を傳んが為なり 十七 誇る者は主を誇るべし 十八 蓋みづから譽るに非ずして主の譽るもの可と為るれば也

第十一章

願くは爾曹少しく我が愚を容よ爾曹は原より我を容る者なり 二 われ神の熱心の如き熱心をもて爾曹を念ふ我なんぢらを一人の夫に聘定せり是なんぢらを潔き女としてキリストに獻んとする也 三 蛇の詭詐にエバの惑されし如く爾曹の心壊はれて

キリストに向ふの誠實を離ん事を我儕懼る 四 もし人きたりて我
儕が未だ宣ざる外のイエスを宣んに爾曹あるひハ未だ受ざる外
の靈をうけ或ハ未だ受ざる外の福音を受るときハ爾曹能これを
容ん 五 我ハ何事にも尤も大なる使徒等に亞ずと意ふなり 六 我ハ
言に拙けれども智識ハ然らず我儕の事ハ凡の事について爾曹に
顯明なり 七 われ爾曹を高せんが爲に自ら卑りて價なしに神の福
音を爾曹に傳しハ罪を犯したる乎 八 われ他の教會より奪ひて給
料を取なんぢらの爲に役たり 九 又われ爾曹の中に在て乏かりし
とき誰をも累せざりき蓋マケドニヤより來りし兄弟わが乏き所
を補ひたれば也すべての事に於て我みづから守て爾曹を累せざ
りき尚みづから守らんとす 十 我に在キリストの眞に從ひて我い
ふ我この誇る所のことをアカヤの地にて阻る者あらじ 十一 これ何
故ぞや爾曹を愛せざるに因か神知たまへり 十二 われ機を求る者の

機を絶んために我が行ふ所をなほ行れんとす是彼等をして其誇
るところ我儕と同からしめん爲なり 十三 かの輩は僞の使徒また詭
譎を行ふ者にしてキリストの使徒の貌に變じたる者なり 十四 これ
奇しき事に非ずサタンも自ら光明の使の貌に變ずるなり 十五 是故
に彼の役者たとひ義の役者の貌に變ずるとも大なる事に非ず彼
等の終は必ずその爲ところに應べし 十六 又いふ人われを愚と意ふ
勿れ然らずば爾曹われを愚なる者として受納よ是われも少しく
誇らん爲なり 十七 わが言ところは主に循ひて言に非ず愚なる者の
如く憚らず誇て言なり 十八 多くの人肉に因て誇れば我も亦誇るべ
し 十九 爾曹は智ある者にして喜びて愚なる者を容ればなり 二十
人もし爾曹を奴隷とし人もし爾曹を啖ひ人もし爾曹を劫め人も
し爾曹に驕り人もし爾曹の面を批とも爾曹これを容るなり 二一 われ
を辱て言われらは懦弱者の如なりき然ど人の強き所あれば我も亦

強し（わが如此いふハ愚なるが如し）二二 彼等ヘブル人なるか我も然
り彼等イスラエルの人なるか我も然り彼等アブラハムの裔なる
乎われも然り 二三 彼等キリストの役者なるか我ハ之に愈れり（わが
如此いふハ狂る者の如し）われ勞苦しこと彼等より多く撻たれし
こと彼等より夥しく獄に入れらるゝこと多く死に遭こと屢々な
り 二四 又われハ五次ユダヤ人に四十に一を減じたる鞭を受 二五 三た
び笞にて撲き一次石にて撃れ三たび破船にあひ一晝夜海にあり
二六 又しば〱旅路を經かつ河の難盗賊の難同族の難異邦人の難
城裏の難野の中の難海中の難僞の兄弟の中の難に遭り 二七 また彼
等に愈て勞苦つかれ屢々寢ず飢渇しば〱食を絶ち凍裸なりし
也 二八 此に言ざる外の事ありて日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮
なり 二九 誰か弱て我弱ざらんや誰か礙て我が心熱せざらん乎 三十 も
し我かならず誇るべくば我が弱きことを誇るべし 三一 永遠頌べき神

主イエスキリストの父わが謊らざるを知たまふ 三二 ダマスコに於
てアレタ王に屬る邑宰われを執へんとしてダマスコ人の邑を守
れり 三三 われ筐を以て牖より石垣にそひ縋下されて彼の手を脫れ
たり

第十二章

わが誇は固より益なし今は主の顯現と默示に及ん 二
我キリストにある一人のものを知り此人十四年前に挈へられて
第三の天に至る（或は肉體に在しか我しらず或は肉體の外に在し
か我しらず神知たまふ） 三 我この人を知る（かれ或は肉體に在しか
或は肉體の外に在しか知ず神しり給ふ） 四 かれ挈へられて樂園に
至り言べからざる言即ち人の語るまじき言を聞り 五 我かくの如
き人の爲に誇るべし我が弱きの外は自ら誇らず 六 我もし自ら
誇らんとするとも愚なる者とならず蓋眞を言なり然ども人の
我に見ところ或は我に聞ところに過て我を擬んことを恐るゝに

因て誇ることを止べし 七 また賜りし多の默示に因て我が傲るこ
と無らん爲に一の刺を我が肉體に予ふ即ち我が傲ること無らん
爲に我を擊サタンの使者なり 八 我これが爲に三次主に之を我よ
り離んことを求たり 九 我に言給ひけるは我が恩なんぢに足り蓋
わが能は弱に於て全なれば也この故に寧ろ欣びて自己の弱に誇
らん是キリストの能われに寓らん爲なり 十 之に因て我キリスト
の爲に懦弱と凌辱と窘乏と迫害と患難に遭を樂みとせり蓋われ
弱き時に强ければ也 十一 われ誇るに因て愚なる者となれり爾曹わ
れを强て如此なせり蓋われ取に足ざる者なれども凡の事もつと
も大なる使徒に亞らず原より爾曹に譽らるべき者なれば也 十二 わ
れ休徵と奇跡と妙用をもて爾曹の中に多く忍びて使徒の證をな
せり 十三 我が爾曹を累はせざる事の外は爾曹他の教會に何の亞る
所かある願くは我ての不義を恕せ 十四 われ今第三次なんぢらに至

らんとて備せり又なんぢらを累はせざらんとす蓋われ爾曹の所
有を求めず唯なんぢらを求むる也それ子は親の為に積ふべき者
に非ず親は子の為に積ふべき者なり 十五 我いよいよ爾曹を愛すれ
ば愈爾曹に愛せられず然ど欣びて爾曹の靈魂の為に財を費し身
を盡すべし 十六 然ど或人言ん我なんぢらを累はせざるは巧なる者な
るにより詭計を以て爾曹を牢籠るなりと 十七 われ爾曹に遣しゝ者
の中の誰に由て爾曹より利を得しや 十八 われ請てテトスを爾曹に
遣し又かれと偕に我儕の兄弟をも遣せりテトス爾曹より利を得
し乎われら同心にて行ざりしや同跡を行ざりし乎〇 十九 爾曹また
我儕みづから爾曹に愬するを意ふや我キリストに在て神の前に
いふ愛する者よ我儕の行ふ所は皆爾曹の德を建ん為なり 二十 我い
たらん時われ爾曹を見に我が欲し如ならず爾曹が我を見るも爾
曹の欲し如くならざらんことを恐また爭鬪媢嫉忿怒爭ひ分るゝ

てと毀謗讒言驕矜混亂などの有んことを恐る 二一 又わが再び至ら
ん時わが神我をして爾曹の中に愧しめ給はんことを恐る また我お
ほくの人の罪を犯て其行ひし所の汚穢姦淫放肆などの事を悔改
めざるを見て憂んことを恐る

第十三章

我いま第三次なんぢらに至らん二人あるひは三人の證
人の口に憑て凡の事定るべし 二 我さきに爾曹に告たり我第二次
なんぢらに覿しとき語りし如く罪を犯しゝ者と其餘の人々に今
また預じめ暌違て告わき復いたらば必ず恕さじ 三 是なんぢらキ
リストの我に在て語る徵を求るに因てなり彼は爾曹に向て弱か
らず爾曹の中に強なり 四 それ弱に由て十字架に釘られたれど神
の能に由て生たり我儕も彼に在て弱者なれど爾曹に向ふ神の能
に由て彼と偕に生ん 五 なんぢら信仰に居や否や自ら省み自ら試
むべし爾曹もし棄らるゝ者ならずばイエスキリスト爾曹の中に

あり之を自ら知ざらん乎 六 われら棄らるゝ者に非ざるを爾曹知らんことを我のぞむ 七 我儕なんぢらが少も惡を行はざらんことを神に願ふ此われらの是なることを彰すに非ず我儕棄らるゝ者の如く見るも爾曹が善を行はんことを願ふなり 八 蓋われら眞理に逆ひて能なし眞理に順ひて能あるのみ也 九 われら弱して爾曹强ときは我喜ぶ我儕願ふ所は爾曹の全ならん事なり 十 是故に我離れてあるとき此を書遺る是なんぢらに覿んとき主の我に賜ひし權威すなはち敗る爲に非ず建る爲に賜ひし者に循ひて嚴く爾曹を待ふことなからん爲なり 十一 此外また言ん兄弟よ爾曹喜び且全なり且慰め且心を同うし且和睦ことをせよ然らば愛と平安の神なんぢらと偕に在ん 十二 なんぢら潔き接吻をもて互に相問べし 十三 諸の聖徒なんぢらに安を問り 十四 願くは主イエスキリストの恩と神の愛と聖靈の交際なんぢら衆と偕に在んことをアーメン

新約全書哥林多後書　終

新約全書使徒パウロガラテヤ人に贈る書

第一章 人よりに非ず又人に由ずイエスキリストと彼を死より甦
らしゝ父なる神に由て立られたる使徒パウロ 二 及び我と偕に在
すべての兄弟ガラテヤの諸教會に書を達る 三 ねがはくは父
なる神および我儕の主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 四
キリストは我儕の父なる神の旨に循ひ今の惡世より我儕を救出
さんとて我儕の罪の為に己が身を捨たまへり 五 願くは榮彼に歸
して世々に至まアーメン○ 六 キリストの恩をもて爾曹を召たる
者を爾曹が如此すみやかに離れて異なる福音に遷し事を我怪し
む 七 此は福音に非ず或人たゞ爾曹を擾しキリストの福音を更ん
とする也 八 我儕にもせよ天よりの使者にもせよ若われらが曾て
爾曹に傳し所に逆ふ福音を爾曹に傳る者は詛るべし 九 我儕既に
言しが今また我ろの如く言ん若なんぢらが受し所に逆ふ福音を

爾曹に傳る者は詛るべし 十 今われ人の親を得んことを要るや神
の親を得んことを要るや或は人の心を得んことを求ふや若われ
人の心を得んことを求はゞキリストの僕に非ざるべし○ 十一 兄弟
よ我なんぢらに示す我曾て爾曹に傳し所の福音は人より出るに
非ず 十二 蓋われ之を人より受ず亦敎られず惟イエスキリストの默
示に由て受たれば也 十三 わが曩にユダヤ敎に在しとき行ひたる事
を爾曹聞り即ち甚しく神の敎會を窘りつ之を殘賊せり 十四 我また
心を人よりも先祖等の遺傳に熱しユダヤ敎に在ては我が國人の
うち年相若おほくの人に超りたり 十五 然ども我が母の胎を出し時
より我を簡びおき恩をもて我を召給ひし神 十六 その子を異邦人の
中に宣しめんがため心に善として彼を我が心に示し給へる其時
われ直に血肉と謀ることをせず 十七 また我より先に使徒と作てエ
ルサレムに在ところの者にも往ずアラビヤに往またダマスコに

返れり 十八 三年を經て後ペテロを尋ん爲にエルサレムに上り十五日彼と偕に居しが 十九 他の使徒等は主の兄弟ヤコブを除ては誰にも遇ざりき 二十 今わが爾曹に書遺る所は神の前に謊ざる言なし 二一 厥後われスリヤキリキヤの地に至れり 二二 然どもユダヤに在キリストの諸敎會は我が面を識ざりき 二三 只かれらは前に己等を窘しもの今は其前に滅さんとしたる信仰の道を宣傳ふと聞 二四 我事に因て神を崇ることを爲り

第二章

十四年の後われバルナバと偕にテトスを伴ひて亦エルサレムに上る 二 わが上りしは默示に循へるなり異邦人の中に於て我が宣し所の福音を彼等に告また私に名ある人等に之を告たり蓋いま勤る所また既に勤めし所の徒然ならざらんが爲なり 三 我と偕に在しテトスはギリシヤ人なるになほ強ては之に割禮を受させざりき 四 これ私に入られし偽の兄弟あるに因てなり彼

等の私に入しハ我儕がイエスキリストに在て有ところの自由を
窺ひ我儕を奴隷とせんが爲なり 五 われら一時も之に服することを
をせず此ハ福音の眞つねに爾曹と偕に在んことを望めバ也 六 か
の名ある者より我ハ受しことなし彼等ハ何なる人なるもせよ
我に於て與る所なし神ハ偏る者に非ず彼の名ある者われに諭を
加しこと無なり 七 反て彼等ハペテロが割禮を受たる者に福音を
傳ふることを託られし如く我が割禮を受ざる者に福音を傳る事
を託られしを見 八 （ペテロに能力を予て割禮を受たる人の使徒と
爲し者また我にも能力を予て異邦人の使徒と爲り） 九 また我に賜
し所の恩を知しにより柱と意るヤコブケパヨハネも其右手を
予て我とバルナバに交を結べり是われらハ異邦人に至り彼等ハ
割禮を受たる者に至らん爲なり 十 彼等の惟ねがふ所ハ我儕が貧
民を眷顧んことなり我儕も亦この事ハ素より進んで爲んとする

所あり
十一 ペテロアンテオケに至りしとき彼が責べき所ありしに
因己れ當面これを詰めたり
十二 蓋ヤコブより來る者の未だ至らざ
る前にはペテロ異邦人と同に食したれども彼等が至るに及て割
禮を受たる者を懼れ退きて異邦人と別たれり
十三 その餘のユダ
ヤ人も彼と偕に僞の行をなしバルナバも遂に其僞の行に誘れた
り
十四 我かれらが福音の眞に遵ひ正く行はざるを見すべての人の
前に於てペテロに曰けるは爾ユダヤ人にして若し異邦人の如く
行ひユダヤ人の如く行はざるときは何ぞ異邦人を强てユダヤ人
の例に遵はせんと爲や
十五 夫われら生來のユダヤ人にして異邦
より出たる罪人に非ず
十六 然ど人の義とせらるゝは律法の行に由
に非ず惟イエスキリストを信ずるに由なるを知てこの故に我儕も
律法の行に由ずキリストを信ずるに由て義とせられんが爲にイ
エスキリストを信ず蓋律法の行に由て義とせらるゝ者なければ也

也 十七 若われらキリストに由て義とせられん事を欲ひなほ罪人ならばキリストは罪の僕なるか決て然らず 十八 我が先に毀しゝものを今もし復び建るば自ら其罪人なるを顕すなり 十九 われ律法に由て律法に死り是神に由て生ん為なり 二十 我キリストと偕に十字架に釘られたり既己れ生るに非ずキリスト我に在て生るなり今われ肉體に在て生るは我を愛して我が為に己を捨し者すなはち神の子を信ずるに由て生るなり 二十一 我は神の恩を徒然せず若し義とせらるゝこと律法に由ばキリストの死は徒然なる業なり

第三章

愚なる哉すでにイエスキリストの十字架に釘られし事を明かに其目前に著されたるガラテヤ人よ誰が爾曹を誑かしゝ乎 二 我たゞ此事を爾曹より聞んとす爾曹が靈を受しは律法を行ふに由か將きゝて信ぜしに由か 三 爾曹かく愚なる乎なんぢら靈に因て始り今肉に因て全うせらるゝ乎 四 なんぢら如此おほくの苦

を徒然に受しや實に徒然には有まじ 五 それ爾曹に靈を予へかつ
奇跡を行はしめ給ふ者の如此なすは爾曹が律法を行ふに由てな
る乎また聞て信ぜしに由てなる乎 六 即ちアブラハム神を信じ
其信仰を義と爲れたるが如し 七 是故に信仰による者は是アブラ
ハムの子なりと爾曹知べし 八 かつ聖書すでに信仰に由て神の異
邦人を義と爲給ふことを預じめ曉まづ福音をアブラハムに傳て
諸國の民は爾に由て福を獲んと云り 九 是故に信仰に由るものは信
仰ありしアブラハムと偕に福を受く 十 凡そ律法の行に由ものは詛
るべし蓋律法の書に載たる凡の事を恒に行はざる者は詛ると錄
されたるなり 十一 かつ義人は信仰に由て生べしと有ば律法に由て
神の前に義とせらるゝ者なきことは明かなり 十二 それ律法は信仰
に由ず即ち曰これを行ふ者は之に由て生べしと 十三 キリスト既に
我儕の爲に詛はるゝ者となりて我儕を贖ひ律法の詛より脱しめ

十四
給へり蓋すべて木に懸る者は詛れし者なりと録されたれば也
是アブラハムに約束し給ひし恩惠イエスキリストに由て異邦人
にまで及び我儕にも信仰に由て約束の靈を受しめん爲なり 十五 兄
弟よ我いま人の事に由て曰ん人の契約だに既に定れば之を廢ま
た加ふることなし 十六 それ約束はアブラハムと其裔とに立給ひし
者にして多の人を指て裔と言るに非ず惟一人を指て爾の裔と言
る也これ即ちキリストなり 十七 我これを言ん神の預じめ定給ひし
契約は四百三十年ののちの律法これを棄るの約束の言を徒然する
ことをせざる也 十八 嗣業と爲ことと若し律法に由ば約束に由ざる
べし然ど神は約束に由て之をアブラハムに賜へり〇 十九 然らば律
法の用は何ぞや此は約束を受べき裔の來るまで罪の爲に加へし
者にて天使等により中保の手に備へ給ひし也 二十 それ中保は一人
に屬る者に非ず神は即ち一人なり 二十一 然ば律法は神の約束に反る

や決て非ず若し人を生しうる律法を賜りしならむ義とせらるゝ
れ必ず律法に由べし 二二 然ども聖書は反て萬人を罪の下に拘幽た
り此れイエスキリストを信ずるに由る約束のものを諸の信者に
賜らんが爲なり 二三 信仰の來らざる先に我儕律法の下に拘幽ら
れ且守れて其顯れんとする信仰を俟り 二四 かく律法は我儕をして
信仰に由て義とせらるゝ事を得しめんが爲に我儕をキリストに
導く師傅となれり 二五 然ども今信仰すでに來たれば我儕もはや師
傅の下にあらず 二六 爾曹は皆キリストイエスを信ずるに由て神の
子となれり 二七 凡そバプテスマを受てキリストに入る爾曹は
キリストを衣たる者なればなり 二八 斯る者の中にはユダヤ人またギ
リシヤ人あるひは奴隸あるひは自主あるひは男あるひは女の分
なし蓋なんぢら皆キリストイエスに在て一なれば也 二九 若なんぢ
らキリストに屬する者ならば爾曹はアブラハムの裔すなはち約

束に循ひて嗣子たる也
第四章 我いはん嗣子たる者は全業の主なれども其童蒙の時は僕
に異なることなし 二 父の定し期いたるまで受託者および家宰の
下に在り 三 此の如く我儕も童蒙の時は此世の小學の下に在て僕た
る也 四 然ども期すでに至るに及びて神その子を遣し給へり彼は
女より生れ且律法の下に服したり 五 これ律法の下にある者を贖
ひ我儕をして子たることを得しめんが爲なり 六 且なんぢら既に
子たることを得しが故に神その子の靈を爾曹の心に遣りアバ父
と呼しむ 七 是故に爾はもはや僕に非ず子なり既に子なれば亦神
に由て嗣子たる也 八 然ども爾曹神を識ざりし時は其實神に非ざ
る者に事て僕たりき 九 然ども爾曹いま神を識り反て神に識れた
りと謂べし何ぞ弱く賤き小學に返りて復び之が僕たらんことを
欲ふや 十 なんぢら愼て月と日と節と歳とを守る 十一 われ爾曹に就

て危む恐くは爾曹の為に我が勤めし事の徒然ならんことを○
十二 兄弟よ願くは爾曹わが如くなれ蓋われ爾曹の如なりたれば也なんぢらは我を害せしことなし
十三 曩に我よわき身にして爾曹に福音を傳しことは爾曹の知ところ也
十四 爾曹を試る者の我が身に在しを爾曹は卑めず亦厭ず反て天使の如くキリストイエスの如くに我を待ひたり
十五 爾曹その時の福は何如にありし乎われ爾曹に證す若し為得べくば爾曹みづからの目を抉て我に予んとまで願たり
十六 然るに我なんぢらに眞理を語りしに縁て我なんぢらの仇となりし乎
十七 彼等が爾曹に熱心なるは善意に非ず爾曹を己に熱心ならしめんとて爾曹を離しめんとする也
十八 然ど唯わが爾曹と偕にある時のみならず善事の為に常に熱心なるは宜きなり
十九 我が小子よ我なんぢらの心にキリストの狀成までは復び爾曹の為に産の劬勞をなす
二十 我いま爾曹と偕に在て口氣を改めんことを欲ふ

蓋われ爾曹に就て惑へばなり○二一 なんぢら律法の下に在んことを
欲ふ者よ我に語れ爾曹律法を聞ざる乎 二二 録してアブラハムに二
人の子あり一人は婢より一人は自主の婦より生れたりと有 二三 その
婢より生れし者は肉に循ひ自主の婦より生れし者は約束に因て
生れたる也 二四 この言は譬喩にして即ち此婦は二の契約に比ふべ
し一はシナイ山より出て子を奴隷に生なれ即ちハガルなり 二五 此
ハガルはアラビヤのシナイ山今のエルサレムに當るなり蓋それ
其諸子と偕に奴隷たれば也 二六 然ど上に在ところのエルサレムは
自主にして是われらの母なり 二七 それ録して孕ずして生ざる者よ喜べ
産の劬労せざる者よ聲を揚て呼れ寡居る者の子は夫ある者の子
よりも多が故なりと有ばなり 二八 兄弟よ我儕はイサクの如く約束
の子なり 二九 然ども當時の肉に循ひて生れしものの靈に循ひて生れし
者を窘し如く今も亦然り 三十 然ど聖書は何と言るや婢および其子

を逐そハ婢の子ハ自主の婦の子と共に嗣子となる可らざれバ也
と言り 三一 兄弟よ此の如なれバ我儕ハ婢の子に非ず此自主の婦の
子なり

第五章 イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり是故に爾曹
堅立て復び奴隷の軛に繫るゝ勿れ 二 我パウロ爾曹にいふ爾曹も
し割禮を受るならばキリスト更に爾曹に益なし 三 我また割禮を受た
る各々の人に就て證す其人ハ全き律法を行ふべき者なり 四 なんぢ
ら律法に由て義とせらるゝ者ハキリストと與りなく恩より墮
たる者なり 五 われら望む所のもの即ち信仰を以て義とせらるゝ
ことを靈に由て俟なり 六 夫キリストイエスに在てハ割禮を受る
も受ざるも益なく惟愛に由て行く所の信仰のみ益あり 七 なんぢ
ら前にハ善走りたり誰が爾曹の眞理に循ハざるやう阻ることを
爲しや 八 その勸ハ爾曹を召者より出るに非ず 九 少許の麪酵ハ全

團をみな發しむ 十 爾曹に就ては我なんぢらが少しも異念を懷ざ
るゝことを主に由て信ず誰にても爾曹を煩はす者は其審判を受べ
し 十一 兄弟よ我もし今も尚割禮を宣ば何ぞ窘らるゝ事あらん乎も
し然せば既や十字架の礙くこと止べし 十二 爾曹を亂す者の自ら爾
曹より離んことを願ふ 十三 それ兄弟よ爾曹は召を蒙りて自由を得
たる者なれば也されど其自由を得を機會として肉に循ふ勿れ惟
愛を以て互に事ることを爲よ 十四 それ己の如く爾の隣を愛すべし
と曰る此一言すべての律法を全うする也 十五 なんぢら愼よ若たが
ひに呑噬はゞ恐くは互に滅されん○ 十六 われ謂なんぢら靈に由て
行むべし然ば肉の慾を成ことなからん 十七 それ肉の慾は靈に逆ひ靈
の慾は肉に逆ひ此二のものの互に相敵る是故に爾曹好む所の事を
なすを得ず 十八 然ど爾曹もし靈に導かるゝときは律法の下に在ざ
るべし 十九 それ肉の行は顯著なり即ち苟合、汚穢、好色 二十 偶像に事る

こと巫術、仇恨、爭鬪、妒忌、忿怒、分爭、結黨、異端 二一 媢嫉、兇殺、醉酒、放蕩、な
どの如し此等の事につき我嘗て爾曹に斯る事をなす者は神國を
嗣べからずと告しその如く今また預じめ之を告 二二 靈の結ぶ所の
果は仁愛、喜樂、平和、忍耐、慈悲、良善、忠信 二三 温柔、撙節かくの如き類を
禁ずる律法はある事なし 二四 夫キリストに屬する者は肉と其情お
よび慾とを十字架に釘たり 二五 若われら靈に由て生なば亦靈に由
て行むべし 二六 互に怒たがひに妒むことを爲て虚榮を求る勿れ

第六章 兄弟よ若はからずも過に陷る者あらば爾曹のうち靈に感
じたる者柔和なる心をもて之を規正べし亦自己をも顧みよ恐く
は爾誘るゝことあらん 二 なんぢら彼此の勞を任へ斯してキリスト
の律法を全すべし 三 人もし有ことなくして自ら有とせば是みづ
から欺くなり 四 各人々その行ところを勘へ視よ如此せば誇る基は
たゞ己に在て人に在ず 五 それ人おの〳〵其荷を負べければ也 六

然ど道を敎らるゝ者は道を敎る者に凡て有益なる物を分予ふべ
し　七 自ら欺く勿れ神は慢るべき者に非ず蓋人の種ところの者は
亦その穫ところと爲なり　八 己が肉のために種ものは肉より敗壞
ものを穫り靈のために種ものは靈より永生を穫るべし　九 善
を行ふに臆する勿れ蓋もし倦ことなくば我儕時に至りて穫取べ
ければ也　十 是故に若し機會あらば衆の人に善を行べし信仰の徒
には別て之を行べし○ 十一 爾曹わが親手なんぢらに書遺る字の何
に大なるかを見よ　十二 凡そ肉について美しからんことを欲ふ者は
爾曹に割禮を強ふ是たゞ己キリストの十字架の爲に窘らるゝこ
とを免れんが爲なり　十三 それ割禮をうけたる彼等なほ自ら律法を
守ることをせず彼等が爾曹に割禮を受させんとするは爾曹の肉
に於て誇らんと欲ふなり　十四 然ど我は惟われらの主イエスキリ
ストの十字架の外に誇る所なからんことを願ふ此キリストに由

て我世に向へバ世ハ十字架に釘られ世の我に向ふも亦然り 十五 夫
イエスキリストに於てハ割禮を受るも受ざるも益なく唯新に作
れし者のみ益あり 十六 凡そ此規矩に循ひて行む者に願くハ平康と
恩惠とあれ神のイスラエルにも亦然れ 十七 今よりのち誰も我を擾
ハす勿れ蓋われ身にイエスの印記を佩たれバ也 十八 兄弟よ願くハ
我儕の主イエスキリストの恩なんぢらの靈と偕ならんことをア
ーメン

新約全書加拉太書終

新約全書使徒パウロエペソ人に贈る書

第一章 神の旨に由てイエスキリストの使徒と為るパウロエペソ
にある聖徒およびイエスキリストに在て信ずる者に書を贈る 二
願くハ我儕の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康
を受よ○ 三 神即ち我儕の主イエスキリストの父ハ頌べきかな彼
キリストに由て諸の靈の恩を以て天の處にて我儕を已に惠みた
り 四 これ神我儕をして其前に聖く疵なからしめん為に世の基を置
ざりし先より我儕をキリストの中に簡びて 五 その意のまゝにイエ
スキリストに由て我儕を己の子と為んことを愛を以て豫じめ定
たり 六 その恩の榮を讃しめんためなりすなハち愛する者に在われ
らに賜ふ所の恩なり 七 その恩の豊なるに由て彼にある我儕その
血により贖すなハち罪の赦を得なり 八 神さま〴〵の智慧と聰明
を予へて此恩を我儕に充しめ 九 我儕に其旨の奥義を意のまゝに

示せり 十 これ自ら定め給ひし所なり即ち期の滿るときに至りて
或は天に在あるひは地にある萬物をキリストに歸せしめんが爲
に定め給ひし所なり 十一 萬事を其意のまゝに行ふ者おのれの旨に
循ひて豫じめ我儕を定めキリストに在て嗣子と爲ことを得しむ
十二 これ前にキリストを賴める我儕をして彼の榮の讚美らるゝ事
を爲しめんため也 十三 爾曹も眞の道すなはち爾曹を救ふ福音を聞
し後キリストを信じ我儕が業を嗣の質なる約束の聖靈を以て印
せらる 十四 神聖靈をもて印したまふは其買受し者を救ひ且おのれ
の榮を顯さんため也 十五 是故に我も爾曹が主イエスを信ずること
ゝ諸の聖徒を愛することを聞て 十六 爾曹の爲に感謝して已ず常に
我が祈禱のとき爾曹を懷ふ 十七 我儕の主イエスキリストの神榮の
父智慧と默示の靈を爾曹に賜ひ爾曹をして神を識しめ 十八 また爾
曹の心の目を明かにし其召を蒙りて有つ所の望と聖徒に賜ふ所

の業の榮の富と 十九 また信ずる爾曹に對して行ひ給ふ神の能の極
て大なることを知しめ給はんことを願ふ爾曹の信ずる神の大
なる能の感動に由なり 二十 即ちキリストに行ひし所にして彼を死
より甦らせ諸の政と權威と能力と宰治また此世のみならず來ら
んとする世にも凡て稱ふる所の名の上に置き天の處にて己の右
に坐せしめし能なり 二二 また一切の物を彼の足下に置また彼を一
切の物の上に首となし此を敎會に賜ひて其首と爲り 二三 敎會は彼
の身體なり萬物を以て萬物に滿しむる者の滿る所なり

第二章

神は愆と罪に死し所の爾曹をも生し給へり 二 爾曹曾て斯
世の風俗に循ひ彼の愆と罪を行ひて日を送り亦空中にある諸權
を總宰どる者すなはち信じ從はざる者の中に今はたらく所の靈
に循へり 三 我儕もみな曾て其中にをり肉の慾に循ひて日を送り
肉と心の欲に任をなし他人の如く本性にして怒の子なりき 四 然

るに矜恤に富る神われらを愛する所の大なる愛に縁　五罪に死し
時にすら我儕とキリストと偕に生し(なんぢら恩に由て救れし也)
六又イエスキリストに在るわれらを彼と偕に甦らせ共に天の處に
坐せしめ給へり　七これ今より後の世々キリストイエスの中にて
我儕に施す所の仁慈をもて其恩の勝て豊なることを顯さん爲な
り　八なんぢら恩に由て救を得たれ信仰に由てなり己に由に非ず
神の賜なり　九行に由に非ず此の如なるは誇る者なからん爲なり
十我儕は神の造り給へる者なり即ち我儕をして善事を行しめ
ん爲にキリストイエスの中に造り給へり此事は神われらに行は
せんとて豫じめ備へ給ひし所なり○十一是故に爾曹心に憶よ肉に
由て異邦人なる爾曹手を以て肉に行へる割禮の者に不割禮と稱
られし者なるを　十二其時は爾曹キリスト無イスラエルの籍に非ざ
る異邦人にして夫の約束について結び給ひし契約に與りなく望

なく又世に在て神なき者なりき 十三 然ども今はキリストイエスに
在む曩に遠かりし爾曹イエスの血に由て近けり 十四 彼は我儕の和
なり二者を一となし冤仇となる隔の離を毀ち律法の中に命ずる
所の法を其肉體にて廢せり蓋二者を已に聯ね之を一の新しき人
に造りて和がしめ 十六 また十字架を以て冤仇を滅し又これを以て
二者を一體となして神と和がしめん爲なり 十七 又來りて福音
を傳へ爾曹遠かりし者および近き者にも和平を宣たり 十八 これ彼
に由て我儕二者一の靈に在て父に近く事を得なり 十九 是故に爾曹
今より賓旅に非ず亦寄寓者に非ず聖徒と同じ邦また神の家に屬
する者なり 二十 且なんぢら使徒と預言者の基の上に建らるイエス
キリスト自ら其隅の首石となれり 二一 全屋みな構合て彼の中に在
やうに增て聖殿主の中に成なり 二二 爾曹も偕に彼の中に建られた
り是靈に由て神の居給ふ處となるべき爲なり

第三章

1 是故に爾曹異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれる我パウロ爾曹の爲に祈る 2 爾曹の爲に神の我に賜ひし恩は爾曹すでに聞しならん 3 即ち默示をもて奥義を我に示せるなり我ほゞ前に錄せる如し 4 爾曹これを讀む之に由て我がキリストの奥義を曉れることを知べし 5 前代に之を人に知しめしは今靈を以て聖使徒と預言者に示すが如くならざりき 6 その奥義は即ち異邦人福音に由キリストイエスに在て同に嗣子となり同に一躰となり共に約束に與る事を得こと也 7 われ神の恩賜すなはち其能の感動を以て我に賜ひし恩により此福音の役者となれり 8 諸の聖徒の中に最微者よりも微き我に此恩を賜ひて測ること能はざるキリストの富を異邦人に傳へ 9 且イエスキリストを以て萬物を造りし神の中に世の始より以來かくされたる奥義如何を衆の人に悟らしむ 10 これ敎會を以て天の處にある政を執る者と權威を有

る者に神の萬殊の智慧を知しめん爲なり 十一 此は神世々の先より
定め給ひし旨に循へる也この旨は我儕の主キリストイエスに由
て成就せり 十二 我儕キリストイエスに在て之を信ずるにより臆せ
ざることを得また憚ることなくして神に近くことを得たり 十三 是故
に我なんぢらに求わが爾曹の爲に受る患難により怯ると勿れ此
なんぢらの榮なり 十四 十五 此に縁て我儕の主イエスキリストの父即ち
天と地にある諸族の彼に由て名を得し者の父に跪きて 十六 願ふは
其榮の富に循ひ其靈をもて爾曹の衷の人を剛健にし 十七 又キリス
トをして信仰に由て爾曹の心に居しめ 十八 また爾曹をして愛に根
し愛を基として諸の聖徒と偕に測るべからざるキリストの愛を知
十九 ろの濶さ長さ深さ高さを識らしめ又すべて神に滿るものを爾
曹に滿しめ給はんことを也 二十 願くは我儕の中に行ふ能力に循ひて
我儕の求るところ思ふ所よりも甚く過れる事を行得る者に 二十一 キ

リストイエスにより教會の中にて世々窮なく榮を歸せんことを
アーメン

第四章 然れば主に在て囚人となれる我なんぢらに勸なんぢら召
れし召に符て行れんことを 二 悉く謙遜と柔和と寛容なる心を以
て行ひ愛を以て互に忍び 三 平和といふ繫の中に務て靈の賜ふ所
の一なるを守るべし 四 體は一靈は一なり爾曹の召れて有つ所の
望の一なるが如し 五 主一信仰一バプテスマ一 六 神すなはち萬人
の父一なり彼は萬人の上にあり萬人を貫き萬人の中に在 七 われ
ら各人にキリストの賜ふ所の量に循ひて恩を賜へり 八 是故に
云ること有けれ上に昇しとき擄にする者を擄にし賜を人に給へ
りと 九 已に上に昇りと謂ば先地の下に降りしに非ずや 十 降り
し者は即ち諸の天の上に昇りし者なり彼よろづの物に滿んとす
十一 その賜ひし所は使徒あり預言者あり傳道者あり牧師あり教師

あり 十二 これ聖徒を全うし服役の事を行ひキリストの體の徳を建
十三 我儕をして皆おなじく神の子を信じ之を知り全人すなはちキ
リストの滿足るほどと成までに至り 十四 今よりのち嬰兒ならず人
の詭譎の術と誘惑の巧なるに蕩漾さるゝことなく各樣の教の風に搖
動されず 十五 愛をもて眞理を行ひ長て凡のこと首なるキリストに
效しめん爲なり 十六 彼を本とし全體すべての百節の助によりて聯
絡堅固ろの肢體おの〳〵分量に循ひ方行て其体を育みづから愛
に由て徳を建るなり○ 十七 是故に我これを言ひ主に在て爾曹を戒
む爾曹今よりのち異邦人の如く其心の邪曲なるに任せて行ふべ
からず 十八 かれら心昏き者なり又知ところ無により頑なるに因て
神の生に遠かれり 十九 彼等は恥を知ず好て凡の汚を行はん爲に己
を放蕩に付せり 二十 然ど爾曹は此の如く行はん爲にキリストを學
べるに非ず 二一 爾曹かれに聞かれの教を受てイエスにある眞理を

知しならん 二二 なんぢら夙に習る舊人すなはち人を惑はす慾の爲
に壞らるゝものを脫 二三 また爾曹の心の靈を新にし 二四 神に象りて
眞理の義と潔にて造きる新人を衣べし 二五 斯て謊言を去おの〳〵
其鄰に眞を言べし蓋われら互に肢なれば也 二六 怒て罪を犯すことな
勿を怒て日の入までに至ること勿れ 二七 惡魔に處を得さすること
勿れ 二八 竊をする者復ぬすみを爲なかれ寧ろ貧者に施さんために
勵て手づから善工を作べし 二九 凡て汚たる言を爾曹の口より出す
こと勿れ惟時に從ひて人の德を建べき善事をいひ聽者をして益
あらしむべし 三十 神の聖靈をして憂しむること勿き爾曹救を得る
日の爲に彼の印を受し者なり 三一 爾曹すべての很毒恚憾怒喧嚷
謗讟また諸の惡を己より去べし 三二 互に仁慈と憐恤あるべしキリ
ストに在て神なんぢらを赦し給へる如く爾曹も互に赦すべし

第五章

なんぢら愛せらるゝ兒女の如く神に效ふべし 二 また愛を

以て行ひキリストの我儕を愛し我儕に代て己を禮物となし犠牲
となして神の前に馨香あらしめんとて献給ひしが如すべし 三 聖
徒たるに符ふごとく奸淫および凡の汚穢たる事また貪婪ことを
互に言ことだに爲勿れ 四 淫辭と浮言と戯謔を言なかれ是宜から
ざる事なり寧ろ謝することをすべし 五 蓋すべて姦淫するもの汚
穢たる者および貪婪者すなはち偶像を拜む者のキリストと神と
の國を嗣を得ざることは爾曹知ばなり 六 なんぢら人の虚言に欺
かるゝこと勿れ神の怒これらの事に因て背逆る者に至るなり 七 是
故に彼等に與すること勿れ 八 爾曹もと暗かりしが今主に在て光
れり光の子輩の如く行ふべし 九 蓋光の結ぶ所の果は諸の仁こと
ゝ義ことゝ誠實の中にあればなり 十 主の悦ぶ所を辨へて之を行
ふべし 十一 なんぢら果を結ばざる暗行に與することなく反て之を
責べし 十二 彼等が隱にて行ふ所の事は之を言だにも愧べき事なり

十三凡て責を受べきことは光に由て顯るゝなり蓋すべてを顯す者
は光なれば也 十四是故に云る言あり寐たる者よ目を醒し死より起
よキリスト爾を照さん 十五然ば爾曹つゝしみて行を堅くすべし智
らざる者の如くせず智者の如くし 十六機を窺ふべし是時惡ければ
也 十七是故に愚なる者と爲ことなく主の旨は如何に識るべし 十八ま
た酒に醉こと勿れ之をなすは放蕩なり宜しく靈に滿さるべし 十九
互に詩と歌と靈に感じて作る賦とを以て語りあひ又うたひて
爾曹の心に主を讚美すべし 二十凡の事につきて恆に我儕の主イエ
スキリストの名に託て神即ち父に謝すべし 二一キリストを畏るゝ
心を以て互に服ふべし○ 二二婦なる者よ主に服ふが如く己の夫に
服ふべし 二三蓋キリスト敎會の首なる如く夫は婦の首なれば也キ
リストは身の救主なり 二四然ば敎會のキリストに服ふ如く婦も凡
のこと夫に服ふべし 二五夫なる者よキリストの敎會を愛し其爲に

己を捨給ひし如く爾曹も婦を愛すべし
二六 これ己を捨しハ水の洗を以て道に因て教會を潔め之を聖なる者とせんが爲なり
二七 また點汚なく皺なく凡て此の如き類なく聖にして瑕なき榮なる教會を自ら己の前に建ん爲なり
二八 此の如く夫その婦を己の身となして愛すべし婦を愛する者ハ己を愛する也
二九 己の身を惡む者ハ曾て有ことなし之を保養ふことキリストの教會を保養ふが如し
三十 我儕ハ彼が身の肢なり彼が肉より出かれが骨より出たり
三一 是故に人ハ父と母を離れ其婦に配ひ二のもの一体となるべし
三二 この奥義ハ大なり我いふ所ハキリストと教會を指なり
三三 爾曹も各々その婦を己の身となして愛すべし婦も其夫を敬ふべし

第六章

一 子たる者よ爾曹主に在て兩親にしたがふべし是合宜なれば也
二 爾の父母を敬ふべし約束を加へたる誡ハ之を首とす
三 これ爾が福を得また地上に壽長からん爲なり
四 父なる者よ爾曹の

子を怒すること勿れ主の警戒と教訓を以て養育べし　五　僕なる者
よキリストに服ふが如く畏懼戰慄まことの心をもて肉體に屬る
主人に服ふべし　六　人を悅ばする者の如く只眼前の事を務ると勿
れキリストの僕の如く心より神の旨を行ふべし　七　人に事るが如く
せず主に事るが如く甘心つかふべし　八　そは僕なる者にもあれ自
主なる者にもあれ各行ふ所の善に循て主より報を受んことを爾
曹知なり　九　主人なる者よ爾曹も亦かくの如く彼等に行ひて厲
言を止よ蓋かれらと爾曹の主天に在ませば偏る所なしと爾曹知
なり○　十　此他なは言ん我兄弟よ主および其大なる能に賴て剛
健なるべし　十一　なんぢら惡魔の奸計を禦ん爲に神の武具を以て裝
ふべし　十二　我儕は血肉と戰ふに非ず政また權威また斯世の幽暗を
宰どる者また天の處にある惡の靈と戰ふなり　十三　是故に神の武具
を取べし是あしき日に遇て敵を禦ぎ凡の事を成就して立ん爲な

り 十四 なんぢら立に誠を帯として腰に結び義を護胸として胸に當
十五 和平なる福音の備を鞋として足に穿 十六 此ほか信仰の盾を取べ
し此盾をもて悉く悪者の火箭を滅ことを得ん 十七 また救の冑およ
び聖靈の劍すなはち神の道を取 十八 恒に各様の禱告と祈求を以て
靈に由て求かつ諸の聖徒の爲にも愼みて此事をなし祈りて倦ざ
るべし 十九 且わが口を啓とき言を賜り侃々して福音の奥義を示
し 二十 又わが言べき所の如く之を侃々して言得やう我ためにも祈
るべし我この福音の爲に使者となりて鏈に繫きたり○ 二一 愛する
兄弟主に忠心にて事るテキコわが如何して在か我事を爾曹に告
知せん 二二 我かれを特に爾曹に遣すは爾曹に我事を知せ又彼をし
て爾曹の心を慰しめん爲なり 二三 願くは兄弟父なる神と主イエス
キリストより信仰に加て平康と愛を得んことを 二四 願くは我儕の
主イエスキリストを變らずして愛する凡の者に恩あらんことを

アーメン

新約全書以弗所書 終

新約全書使徒パウロピリピ人に贈る書

第一章

キリストイエスの僕パウロとテモテピリピに居ところの
キリストイエスに在すべての聖徒および監督執事に書を達る 二
願くは爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵
と平康を受よ○ 三 なんぢら始の日より今に至るまで偕に福音に
與るに縁 四 われ爾曹を思ごとに我神に謝す 五 また恒に爾曹衆の
爲に祈求ごとに欣びて求ふ 六 爾曹の心の中に善工を始し者これ
を主イエスキリストの日までに全うすべしと我ふかく信ず 七 此
の如く我が思ふは宜なり爾曹つねに我心に在に縁ろは我が縲絏
に在ときも及び福音を辨明し之を堅固する時も爾曹は皆われと偕
に我が受る恩に與れる也 八 我キリストイエスの心を以て爾曹衆
を戀慕ふてとに就ては其證をなす者は神なり 九 また爾曹の愛智
識と諸の智慧の中に益大に爲て最も勝たる所を辨へ知り 十 イエ

スキリストに由る義の果を滿せて神の榮光と讚美を顯はしキリストの日の爲に潔して過なからんことを祈る○十二兄弟よ願くは爾曹わが身に在し所のこと反て福音の進行く助となりしを知れ十三斯て我が縲絏に罹しはキリストの爲なること既に王を護る所の陣營および他の人々にも凡て明に知れたり十四わが縲絏に因て兄弟等おほくは主を信ずるの心を篤くし益勇て懼るゝことなく道を傳ふ十五また猜忌と分爭に因てキリストを宣る者あり又善意しに因て之をなす者あり十六彼は我が縲絏の苦を增加んことを欲ひ誠の心なく黨を結ぶ心よりキリストを宣十七此は我が福音を辨明する爲に立られしことを知り愛心よりキリストを宣十八然らば如何孰にもあれ或は僞あるひは誠ともに宣る所はキリストなれば我これを喜ぶ且つねに喜ばん十九蓋この事の爾曹の祈禱とイエスキリストの靈の助とに因て終に我が救となる可を知ればなり二十

是わが切に願ふところ望ところ即ち我が凡の事に愧ることなく今も常の如く臆せず生るにも死るにもキリストをして我が身に因て尊められしめんと意ふに應へり 二一 わが生るはキリストの爲また死るも我が益なり 二二 然ど肉体に在て生ること若己が工の果を結ぶ根本となるべくばいづれを撰ぶべきか我これを知らず 二三 われこの二の間にはさまれたり我が願は世を逝てキリストと共に在んことなりこれ最も美事なり 二四 然ど我が肉躰に居るは爾曹の爲更に必要なり 二五 われ深く此事を信ずるが故に存へてなんぢら衆の人と共に世に住爾曹をして信仰を益しめ信仰より出る喜びを得しむるに至らん事を知る 二六 われ再び爾曹と共に居ば爾曹の喜びわれに因てイエスキリストの中にますます大ならん 二七 我たゞなんぢらにキリストの福音に符ふ行をせんことを勸む是わが往て爾曹を見ときも離て爾曹の事を聞ときも爾曹が靈を一にし

て堅く立福音の道の爲に心を同うして力を協せ 二八 すべての事に
つき敵に驚かさざらんことを知ん爲なり凡て敵に驚かざるは
敵には亡の徵なれども爾曹には救の徵なり是神より來るなり 二九 な
んぢらに賜ふところの恩はキリストの爲に啻かれを信ずるこ
と而已ならず亦かれが爲に苦を受ることをも賜たまへり 三十 今な
んぢらに患難あり即ち曩になんぢらが聞ところの我にある患難
と同じ

第二章 一 若キリストにある勸と愛による慰と靈の交際と慈悲と矜
恤とあらば 二 なんぢら念を同うし愛心を同うし意を合せて念ふ
ことを一にし我が喜を滿しめよ 三 何事を思ふにも黨を結び或は
虛榮を求る心を懷べからず各々謙りたる心を以て互に人を己に
愈りと爲よ 四 又おのおの己が事のみを顧みず人の事をも顧みよ
五 爾曹キリストイエスの意を以て意とすべし 六 彼は神の體にて

居しかども自ら其神と匹く在ところの事を棄難きことゝ意はず
七反て己を虚うし僕の貌をとりて人の如なれり 八既に人の如き
形狀にて現れ己を卑し死に至るまで順ひ十字架の死をさへ受る
に至り 九是故に神は甚しく彼を崇て諸の名に超る名を之に予
へ給へり 十此は天に在もの地に在もの及び地の下にある者をし
て悉くイエスの名に由て膝を屈しめ 十一且もろもろの舌をして悉
くイエスキリストは主なりと稱揚して父なる神に榮を歸せしめ
ん爲なり 十二然ば我が愛する所の者よ爾曹常に服へる如く畏懼戰
慄て己が救を全うせよ我とともに居りし時のみならず我をらざる
今は特に然すべき也 十三そは神その善旨を行はんとて爾曹の衷に
はたらき爾曹をして志をたて事を行はしむれば也 十四凡のこと怨
言ことなく又爭辨こと無して行ふべし 十五これ爾曹が玷なく雜な
く神の子となり曲れる邪なる時代に在て責べき所なからん爲な

り爾曹は此時代に在て光の如く世に顯はれ
十六 生命の道を保てり
斯てキリストの日の爲に我をして我が行ひしところ勞苦し所の
ことの徒然ならざるを喜ばしめよ
十七 爾曹の信仰を供物として獻
んには假ひ我が血を流して灌とも我これを喜ばん爾曹衆の人と
共に喜ばん
十八 爾曹も之が爲に喜べ我と共に喜べ
十九 我なんぢらが
事情をしり心を慰めんがため速かにテモテを爾曹に遣さんこと
を主イエスに頼て望む
二十 蓋かれの外に我と同じ心を以て爾曹の
事を眞實に慮る者なければ也
二一 多の人は皆おのが事のみを求め
てイエスキリストの事を求めず
二二 然どテモテの鍛錬あることは
爾曹の知ところなり彼は子の父に於る如く我と共に福音の爲に
勤たり
二三 是故に我おのが事の終に如何なるかを知ば直に彼を遣
さんことを望む
二四 亦われも自ら速かに往んことを主に頼て堅く信ず
二五 然ども我のならず先なんぢらの使にて我が乏を補ひ我と同に

勞き我と同に戰をなせる我が兄弟エパフロデトを爾曹に遣さゞ
る可らずと意へり 二六 蓋かれ己が曩に病たる事の爾曹に聞えしを
以て深く爾曹衆の人を戀慕つゝ憂悶をれば也 二七 實に彼は病に遇
て殆んど死に近けり然ど神これを憐み給へり惟かれを憐むのみ
ならず我をも憐み我をして我が憂に憂を重ざらしむ 二八 是故に我
いよ〳〵速かに彼を遣さん是爾曹をして再び彼を見て喜ばしめ
且己が憂を減さんが爲なり 二九 然ば爾曹主により喜びて彼を迎へ
つ此の如き人を尊ぶべし 三十 蓋かれ己が命を顧ず死んとするば
なりキリストの爲に働き爾曹が我を助る所の缺を補ひたれば也
第三章 終に我これを言ん我が兄弟よ爾曹主に在て喜べ我この事
を爾曹に書おくるは我に煩勞なく爾曹に益あり 二 爾曹犬を愼め
惡を行ふ者を愼め割を行ふ者を愼め 三 そは神の靈に由て役事を
なしキリストイエスに由て誇り肉體に恃ざる我儕は眞の割禮を

受たる者なれバ也　四 然ど我また肉躰に恃てとを得なり若し人肉躰に恃てとを得と意はゞ我は更な恃てとを得なり　五 我は第八日に割禮を受たる者なしてイスラエルの族ベニヤミンの支派ヘブル人より生れたるヘブル人なり律法に由ばパリサイの人　六 熱心な由ば敎會を窘迫もの律法に在ところの義な由ば玷なき者なり　七 然ど我さきな我が益となりし所の事はキリストな由て損なりと意へり　八 然のみならず我わが主キリストイエスを識を以て最も益ある事とそるが故に凡のものを損となす我これの爲に旣な此等の凡のものを損せしかど之を糞土の如く意へり　九 是キリストを獲つ信仰に基きて神より出る義すなはち律法な由る已が義な非ずキリストを信ずるに由る所の義を有てキリストの中に居　十 また彼と其復生の能力を知ろの死の狀な循ひて彼の苦に與り　十一 死にも角にも死たる者の甦てとを得んが爲なり　十二 我これら

の望を既に得たりと言に非ず亦すでに全せられたりと言に非ず
或は取ことならんとて我たゞ之を追求むキリスト之を得させん
と我を執へ給へる也 十三 兄弟よ我みづから之を取りと意はず惟こ
の一事を務む即ち後に在ものを忘れ前に在ものを望み 十四 神キリ
スト イエスに由て上へ召て賜ふ所の褒美を得んと標準に向ひて
進なり 十五 是故に我儕の中すべて全者は此の如き意を懐べし爾曹
もし何事に由ず異なる意を懐かば之をも神なんぢらに示し給は
ん 十六 然ど我儕すでに到れる所にありて同法に遵ひて行ふべし 十七
兄弟よ爾曹みな我に效ふ者となれ且なんぢらの模楷となる我儕
に循ひて行をなす者を覩よ 十八 蓋われ屢々なんぢらに告げ今また
涙を流して爾曹に告る如くキリストの十字架に敵して行ふ者多
ければ也 十九 彼等の終は滅亡なり己の腹を其神となし己が羞辱を
其榮となす彼等は惟世の事をのみ念へり 二十 我儕の國は天に在わ

れらハ救主即ちイエスキリストの其處より來るを待つ 二一 彼ハ萬物
を己に服ハせうる能に由て我儕が卑き體を化て其榮光の體に象
らしむべし

第四章

是故に我が愛するところ慕ふ所の兄弟われの喜びわれの冕
たる我が愛する者よ今わが勸る所に從ひて爾曹堅く主に立べし
二 我ユウオデヤに勸めスントケに勸む彼等が主にありて心を同
うせんことを 三 わが眞の侶よ請ふなんぢ此二人の婦等を助けよ彼
等クレメンス及び他の我が勞苦の侶なる人々と力を協せ我儕と
共に勤て福音を傳播たり彼等の名ハ生命の書に錄されある也 四
なんぢら常に主に在て喜べ我また言なんぢら喜ぶべし 五 なんぢ
ら衆の人をして其寬容なることを知しめよ主ハ近し 六 何事をも
思ひ煩ふ勿き唯每事に祈禱をし懇求をし且感謝して己が求る所
を神に告よ 七 神より出て人の凡て思ふ所に過る平安ハ爾曹の心

と意をキリストイエスに因て守らん○八兄弟よ終に我これを言
ん凡そ眞實なること凡そ敬ふべき事および凡そ公義なると凡そ清潔な
ると凡そ愛すべき事および凡そ善稱ある事をすべて何なる德いかなる譽
にても爾曹これを念ふべし 九なんぢら我より學しところ受しと
ころ聞しところ見し所を皆おこなへ然ば平安の神爾曹と偕なら
ん○十われ爾曹が我を思ふ心の今また漸く萠しことを主に因て甚
だ喜べり爾曹は素より我を念ゐたれども機を得ざりし也 十一われ
乏に因て之を言に非ず蓋われ何なる狀に居もそれを以て足りと
する事を學べし也 十二われ貧賤に居の道を知また富厚に居の道を
知り飽ことも飢ことも豐ことも乏ことも諸の事に於て我これを
熟練せり 十三我は我に力を予るキリストに因て諸の事を爲得るな
り 十四然ども我が艱難の際に我が助を爲しは誠に善 十五ピリピ人よ
爾曹もまた知わが福音を傳る始めマケドニヤを離れさるとき授

受をなして我を助けし者は唯爾曹のみにして他の教會は此事な
かりき 十六 爾曹は我テサロニケに在しとき一度ならず二度までも
人を遣はし我が乏を助けたり 十七 われ餽贈を求るに非ず唯なんぢ
らが益となる果の繁からんことを求るなり 十八 我には諸物そなは
りて餘あり我すでにエパフロデトの手より馨香にして神の享給
ふところ悅給ふ所の祭物なる爾曹の餽贈を受て足り 十九 夫わが神
は己の富に從ひてキリストイエスにより榮光を以て爾曹の乏と
なるを補ひ給はん 二十 願くは我儕の父なる神に世々榮あらんこと
をアーメン○ 二一 爾曹キリストにある聖徒におの〳〵安を問われ
と偕にある兄弟等なんぢらに安を問り 二二 諸の聖徒等なんぢらに
安を問カイザルの眷屬のもの別て爾曹に安を問り 二三 願くは我儕
の主イエスキリストの恩なんぢら衆人と偕に在ん事をアーメン

新約全書腓立比書終

新約全書使徒パウロコロサイ人に贈る書

第一章

神の旨に由てイエスキリストの使徒となるパウロ及び
兄弟テモテ 二 書をキリストに在コロサイにをる所の聖徒と忠信
の兄弟等に贈る願くハ爾曹われらの父なる神および主イエスキ
リストより恩寵と平康を受よ〇三四 われら爾曹がキリストイエス
を信ずる事と諸の聖徒を愛する事とを聞て爾曹の為に祈るとき
恒に我儕の主イエスキリストの父なる神に感謝す 五 爾曹が如此
聖徒を愛するハ爾曹の為に天に蓄へある所のもの即ち曩に福音
の真理の道の中にて聞し所のものを望むが故なり 六 この福音ハ
世界に徧が如く爾曹にも來れり且なんぢらが之を聞て神の恩を
真實に曉し日より爾曹の中に果を結び益大になれる如く世界に
も果を結びて大になれり 七 この福音ハ我儕の愛する同じ役者エ
パフラスより爾曹が學る所のものなりエパフラスハ爾曹の為にキ

リストの忠信なる僕なり 八 彼さきに爾曹が靈に感じて懷る愛を
我儕に告ぐ 九 是故に我儕この事を聞し日より爾曹の爲に斷ず祈禱
をし且求め願くハ爾曹靈の予ふる諸の智慧と頴悟とを以て悉く
神旨を知 十 凡の事主を悦ばせんが爲その意に循ひて日を送り凡
の善事に因て果を結び且神を知るに因て漸に德を增 十一 また神の榮
の權威に循ひて賜ふ諸の能力を得て强なり凡の事よろこびて恒に
忍ひつゝ久耐へ 十二 また我儕をして光にある聖徒の業の分を受るに堪
る者とならしめ給ふ父の恩を感謝せんことを 十三 彼ハ暗の權威よ
り我儕を救出して其愛子の國に遷し給へり 十四 我儕その子に由て
贖すなハち罪の赦を得なり 十五 彼ハ人の見ことを得ざる神の狀に
して萬の造れし物の先に生れし者なり 十六 そハ彼に由て萬物ハ造
れたり天に在もの地上に在ものの人の見ことを得もの見ことを得
ざるものの或ハ位ある者あるひハ主たる者あるひハ政を執ものの或

は權威あるもの萬物かれに由て造れたり且その造れたるは彼が
爲なり　十七 彼は萬物より先にあり萬物かれに由て存ことを得なり
十八 教會は彼の身體にして彼は其首なり彼は元始にして凡の事に
つき長となるらん爲に死の中より首に生れしものなり　十九 そは父す
べての德を以て彼に滿しめ其十字架の血に由て平和をなし萬物
すなはち地上に在るもの天に在る者をして彼に由て己と和がしむ
る事は是その聖旨に適ふことなれば也　二十 夫爾曹はもと惡行を行
ふに因て神に遠かり心にて其敵となれる者なりしが　二二 神今キリ
ストの肉の身體をもて其死により爾曹をして己と和がせ潔く玷
なく咎なくして己の前に立しめんとす　二三 若なんぢら信仰に止り
其基を定めかつ堅して福音の望より移ずも如此せらるゝことを
得べし此福音は即ち爾曹の聞し所なり且すでに天下の萬人に傳
れり我パウロその役者と作たり〇　二四 今われ爾曹の爲に受る苦を

喜び又わが肉體をもてキリストの體すなはち敎會のために其患
難の缺たる所を補ふ 二五 われ爾曹の爲に神の賜ふ所の職に循ひ此
敎會の役者となりて徧く神の道を傳んとす 二六 この道は歷世歷代
隱れたる奧義なりしが今その聖徒に顯れたり 二七 神聖徒をして異
邦人の中に顯れし奧義の榮のいかに豐なるを知しめんとし給へ
り此奧義は爾曹の中に傳へしキリストなり彼は爾曹の望む所の
榮の望なり 二八 我儕これを傳へ諸人を勸め諸般の智慧をもて諸人
を敎へ諸人をしてキリストの中に完全を得て神の前に立しめん
とす 二九 我これが爲に大能をもて我が裏に働く者の運用に循ひ力
を竭して勞するなり

第二章

一 我なんぢら及びラヲデキヤにをる人々また我が肉躰にあ
る面を未だ見ざる人の爲に我心を勞することの何等なるを爾曹が
知んことを望む 二 わが心を勞するは彼等が心愛に因て一になり疑

を懐ざる全き穎悟の富を得かつ父なる神とキリストの奥義を知
て安慰を得んことを欲する也 三 智慧と知識の蓄積は一切キリスト
にに藏れある也 四 誰にても巧言を以て爾曹を欺くことなからん爲
に我これらの事を言り 五 夫われ肉體は爾曹と離をると雖ども靈
は爾曹と倶に居て喜び爾曹が次序あるとキリストを信ずる信の
堅固を見るなり 六 爾曹すでに主キリストイエスを承たれば彼に在
て行むべし 七 なんぢら根を彼におき彼に在て徳を建また敎を受
たる所に從ひて信仰を堅くし此を益大にして感謝せよ○ 八 なん
ぢら愼むべし恐くはキリストに循はず人の遺傳と世の小學に循
ひ空言なる理學をもて爾曹の心を奪ん 九 それ神の充足る徳は悉
く形體をなしてキリストに住り 十 彼は諸の政と權威の首なり爾
曹これに在て全備する事を得なり 十一 なんぢら彼に在て手をもて
爲ざる割禮をうく即ち肉の體を脱去ところのキリストの割禮な

十二 爾曹バプテスマを受て彼と偕に葬られ亦死より彼を甦らしゝ神の大能を信ずるに因て彼と偕に甦らされたり 十三 なんぢら前には諸の罪と身に割禮なきとに因て死たる者なり然ど神爾曹をして凡の罪を赦し彼と偕に生しめ 十四 かつ手にて錄しゝ所の我儕を攻る規條の書すなはち我儕に逆ふものを塗抹これを中間より取去り釘を以て其十字架に釘たまへり 十五 また政事を執る者と權威ある者を滅し彼等を衆人に示しキリストに由て勝誇れり〇 十六 是故に或は飲ことと或は食ことと或は節期あるひは月朔あるひは安息日の事により人をして爾曹を議せしむること勿れ 十七 此等は皆來らんとする者の影にして其眞の形はキリストに屬り 十八 謙卑ることゝ天使を拜することに因て爾曹の褒美を論奪んとする人に其褒美を奪ること勿れ斯の如き人は未だ見ざる者を窺ひ己の心に從ひて妄に誇り首に屬ことを為ざる也 十九 全體この首により諸の

節と維をもて相助け相聯なり神に育られて長なり 二十 もし爾曹キリストと偕に死て世の小學より離たらんには何ぞ世に在て日を送る者の如く人の命と教に循ひ執る勿れ嘗ふ勿れ觸る勿れといふ律法の下になるや此等の禁じたる者は凡て人これを用れば滅るなり 二三 此等の規條は自ら縦肆にして拜することを爲り謙卑かつ身を惜ざるに由て智慧ある者の如く見ゆれども實に尊き者に非ずたゞ肉體の慾を充足する也

第三章

既に爾曹キリストと偕に甦りたれば天に在るものを求むべし キリスト彼處に在て神の右に坐し給へり 二 爾曹天に在るものを念ひ地に在るものを念ふ勿れ 三 夫なんぢらは死し者にて其命はキリストと偕に神の中に藏れ在なり 四 我儕の命なるキリストの顯れんとき我儕も之と偕に榮の中に顯るゝ也○ 五 是故に爾曹の地にある肢體すなはち奸淫汚穢邪情惡欲および貪婪を殺すべし貪

婪は即ち偶像を拜すること也 六 此等の事に由て神の怒は從はざる者に臨るなり 七 爾曹も曩に斯のごとき人の中に日を送りし時は此等の惡事を常に行へり 八 然ど爾曹今は凡て此等の惡事および恚憾忿怒暴戾をさり謗讟醜言を爾曹の口より去べし 九 なんぢら已に舊人と其行を脱て新人を衣たれば互に譌を言なかれ 十 この新人は愈新になり人を造りし者の像に從ひて知識に至るなり 十一 此の如きに至りてはギリシヤ人とユダヤ人あるひは割禮ある者と割禮なき者あるひは夷狄あるひはスクテヤ人あるひは奴隷あるひは主自の別なし夫キリストは萬物の上に在また萬物の中にあり〇 十二 是故に爾曹神に選れて聖潔かつ愛せらるゝ者と爲たれば慈悲矜恤謙遜柔和忍耐を衣よ 十三 なんぢら互に容忍をなし若し人に責べき事あらば之を恕せキリスト爾曹を恕し給へる如く爾曹も然すべし 十四 この諸の事の外に愛を加へよ愛は衆德の帶な

り十五爾曹キリストの賜ふ平安をして其心を主らしめよ爾曹一體
に在て此平安に至るべき召を蒙れり爾曹恩に感ずべし十六キリス
トの道をして爾曹の心を存て充足しめ諸の智慧により詩と歌と
靈に感じて作る賦とを以て互に相教へ相勸め恩に感じて心の
中に神を讚美すべし十七爾曹の爲所の諸事あるひは言あるひは行
みな主イエスの名の爲に之をなし彼に由て父なる神に感謝をのべ
し○十八妻なる者よ其夫に從ふべし此は主にある者の爲べき事な
り十九夫なる者よ其妻を愛すべし苦を以て之を待ふ勿れ二十子たる
者よ爾曹すべての事二親に從ふべし是主の悦び給ふ所なり二一父
なる者よ爾曹の子を怒らする勿れ恐くは其氣餒ん二二僕なる者よ
凡のことと肉體に屬る主人に從ふべし人を悦ばする者の如くたゞ
眼前の事を務ることなく誠心を以て神を畏れて從へ二三なんぢら
何事も人に事るが如せず主に事る如く心より之を行ふべし二四ろ

れ爾曹は主より報賞なる嗣業を受ることをしる者なれば也なん
ぢら主なるキリストに事ふべし 二五 不義を行ふ者は亦その不義の
報をうく主は偏視たまふ事なし

第四章

一 主人なる者よ爾曹も亦天に主ある事を知れ義に従ひ公平
を以て其僕を待ふべし ○ 二 恒に祈禱をなし怠らずして感謝と共
に之を爲べし 三 また神われらに道を傳ふるの門を開き我儕をし
てキリストの奥義を語らしめ 四 わが言べき所の如く此奥義を顯
さしめ給はんことを我儕の爲に祈るべし我ての奥義の爲に繋れ
たり 五 なんぢら機を窺ひ知慧をもて外人に交るべし 六 爾曹の
言つねに恩を用ゐ且鹽を以て調和べし然ば如何して各人に答ふ
べき乎を知ん ○ 七 わが愛する兄弟忠なる役者われと偕に主に事ふ
る僕テキコわが事を悉く爾曹に告知せん 八 我これを殊に爾曹に
遣すは彼をして爾曹の事を知なんぢらの心を慰めしめん爲なり

九 また忠なる我が愛する兄弟爾曹の中の一人なるオネシモを彼と偕に遣せり彼等この處の事を以て悉く爾曹に告知せん 十 我と偕に繋るゝアリスタルコ及バルナバの甥マコ爾曹に安を問このマコの事に就ては爾曹すでに命を受たり彼もし爾曹に至らば之を接べし 十一 ユストと名るイエス爾曹に安をとふ割禮を受し者のうち惟この三人のみ我と偕に神の國の爲に勞けり我かれらに由て安慰を得しなり 十二 爾曹の中の一人にてキリストイエスの僕なるエパフラス爾曹に安を問彼は恒に爾曹の爲に力を盡て祈禱をなし爾曹が完全をゑ心を堅して立すべての事神の旨に適はんことを願へり 十三 われ彼が爾曹およびラオデキヤヒエラポリにある者のために甚く心を勞することを證す 十四 我儕が愛する醫者ルカ及びデマス爾曹に安を問 十五 請なんぢらラオデキヤの兄弟等とヌンパス及び其家にある教會に安を問へ 十六 爾曹すでに此書を讀む之

を亦ラオデキヤ人の教會に讀せ爾曹も亦ラオデキヤより來る書
をよめ 十七 アルキポに曰へなんぢ主に在て受し所の職を愼みて盡す
べしと 十八 我パウロ親手なんぢらに安を問なんぢら我の縲絏を念
へ願くは恩寵爾曹と偕に在んことをアーメン

新約全書哥羅西書終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる前書

第一章 パウロとシルワノとテモテ書を父なる神およびイエスキリストに在テサロニケ人の教會に贈る願くハ我儕の父なる神およびイエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ
二 われら祈禱の中に爾曹の事を陳て常に爾曹衆人の爲に神に感謝す
三 これ爾曹の信仰に由て行ひ愛に由て勞し我儕の主イエスキリストを望むに因て忍ことを我儕の父なる神の前にて斷ず念ふが故なり
四 神に愛せらるゝ兄弟よ又こき爾曹の撰きたる事を知るに緣てなり
五 我儕の福音なんぢらに來りしハ只言に由てのみならず能により聖靈に由また篤き信仰に由てなり即ち我儕なんぢらの中に在て爾曹の爲に如何におこなひし乎を爾曹の知るごとし
六 且なんぢら大なる難の中に聖靈の喜樂をもて道を受われら及び主に效ひ
七 マケドニヤとアカヤに在すべての信者の模楷となれり
八 主の道

爾曹より響しハ第にマケドニヤアカヤのみならず而して亦なん
ぢらが神に向る信仰すべての處に廣れり是故に我儕何事も言に
及ばず　九　蓋かれら我儕の事を語りて我儕いかなる狀にて爾曹の
中にいり且なんぢら偶像をすて神に歸して活る眞神に事へ　十　そ
の子の天より臨るを待と言ば也その子ハ即ち神の死より甦らし
し所のイエスにして我儕を來らんとする怒より拯ふ者なり

第二章

兄弟よ我儕が爾曹の中に入しことの徒然ならざるを爾曹
みづから知　二　なんぢら知る如く我儕さきにピリピにて苦を受ま
た辱を受たり然ど尚なんぢらに至り我儕が神に頼て憚る所なく
神の福音を大なる紛爭の中にて爾曹に語れり　三　我儕の勸ハ惑よ
り出るに非ず汚より出るに非ず亦詐を以てせず　四　われら神の撰
をえ福音を傳ることを託られたるに因て語るなり此ハ人を悅ば
するに非ず我が心を察し給ふ神を悅ばする也　五　なんぢら知が如

く我儕いつも諂ふ言を用ずまた事に藉て貪ることをせず神これ
が證をなす 六 我儕キリストの使徒にて人に重ぜらるべしと雖も
或は爾曹にも或は他人にも人に榮耀を求ず 七 乳母の赤子を育
ふ如く我儕なんぢらの中に在て柔和にせり 八 如此なんぢらを慕
ひて第に神の福音のみならず己の生命をも爾曹に予んことを喜
べり是なんぢら我が愛する者なれば也 九 兄弟よ爾曹われらの
勞と苦をしる爾曹のうち一人をも累はせざる爲に夜晝工を作て
神の福音を爾曹に宣傳へたり 十 我儕なんぢら信ずる者に對て何
等あり潔く義く缺ること無して行へるを爾曹も神も證をなす 十一 十二 な
んぢら知るわれら父が其子を待ふ如して爾曹おの〳〵に對其國と
其榮に召き給ふ神に合ひて行ことを勸また慰め亦教たり 十三 是故に
我儕神に向ひ爾曹が我儕より神の道を聞しとき之を人の道とせ
ず神の道として受たるを斷ず感謝す此道は誠に神の道にして爾

曹信ずる者の中に働く也 十四 兄弟よ爾曹ユダヤの中なるキリスト
イエスにある神の教會に效る者となりき蓋かれらユダヤ人に苦
められし如く爾曹も己が國の人々に苦められたれバ也 十五 ユダヤ
人は主イエスと己が預言者たちを殺しまた我儕を窘て逐出せり
彼等は神の心に合はず且すべての人に逆へり 十六 また我儕が異邦
人に救を得させんとて語るを阻り此の如く彼等は常に己が罪を盈
しむ神の極て大なる怒かれらに臨れり○ 十七 兄弟よ我儕暫時なん
ぢらに離れ居るは面のみなり心に非ず切に願ひて急ぎ爾曹の面
を見んとせり 十八 是故に我儕なんぢらに至らんと欲へり殊に我パ―
ウロ之を願ふこと一次のみならず兩次なりしかどサタン我儕を
妨げたり 十九 我儕の望また喜また誇の冕は誰ぞや我儕の主イエス
キリストの臨らん時その前にて爾曹も此ものと爲にあらず乎 二十
これ我儕の榮と喜は爾曹なり

第三章

是を以て我忍ぶこと能はず故に獨アテンスに留ることを意に定め 二 キリストの福音を傳へ神と偕に働く我儕の兄弟テモテを爾曹に遣しゝ也これ爾曹を固し又爾曹の信仰の爲に爾曹を慰め 三 一人もこの患難に搖されざらしめんため也それ患難は我儕に定れることなるを爾曹自ら知り 四 われら爾曹と偕に在し時われら患難に遭んとすることを預じめ爾曹に告たり今果て其如く成れり爾曹知ところの如し 五 是故に我忍こと能はず爾曹の信仰を知ん爲に人を遣しゝなり試る者の爾曹を試みて我儕の勞の徒然ならんことを恐れたる也 六 今テモテ爾曹より我儕に來りて爾曹の信仰と愛との嘉音を聞せ又なんぢら常に我儕を切々に念われらに遇ことを欲ひ我儕が爾曹に遇ことを欲ふが如しと告たり 七 是故に兄弟よ我儕さま〴〵の禍害と患難との中に爾曹の信仰に因て安慰を得たり 八 それ爾曹もし堅く主に屬ば我儕これに

由て生べければ也 九 われら爾曹の事に就て我儕の神の前に歡ぶ
所の大なる喜により爾曹の為に如何なる感謝を以て神に報んや
十 夜晝切に願ふは爾曹の面を見んことと爾曹の信仰の足ざる所を
補はんこと也 十一 願くは神すなはち我儕の父みづから我儕の主イ
エスキリストと偕に我儕を導きて爾曹に至らしめ給はんことを
十二 また願ふ主爾曹の愛を増かつ滿しめ爾曹をして互に愛し衆の
人を愛すること我儕が爾曹を愛する如ならしめて 十三 爾曹の心を
堅くし我儕の主イエスその諸の聖徒と偕に來らんとき爾曹をし
て我儕の神なる父の前に潔して責べき所なからしめん事を

第四章 兄弟よ我儕かく神に願へば主イエスに賴て亦なんぢらに
求め且勸む爾曹すでに我儕の敎を受いかに行ひて神を悅ばすべ
きを知たれば益之に進むべし 二 蓋われら主イエスに由て如何な
る誡を爾曹に授けしかを爾曹知るなり 三 神の旨は爾曹の潔こと

即ち姦淫をせず 四 各々己の器を得て之を潔く貴くなして用ることを知 五 神を知ざる異邦人の如く情慾を放縦にせず 六 又この事について兄弟を欺きうつ害せざらんことを要め給ふ凡て斯る悪事を行ふ者は主報をなし給ふなりわれら曩に爾曹に告うつ證せしが如し 七 それ神の我儕を召きたるは我儕の汚たる事を行ふを要るに非ず潔からん事を要め給ふなり 八 是故に慢る者は人を慢るに非ず其聖靈を爾曹に賜ひし神を慢るなり○ 九 兄弟を愛する事に就ては我なんぢらに書贈るに及ばず蓋なんぢら互に愛することを親く神より敎られたれば也 十 爾曹マケドニヤの全地なる諸の兄弟に此の如く行へり兄弟よ我儕勸るは爾曹ますます此の如く行ひ 十一 かつ安靜ならんことを務め己の事を行ひ手づから工をなし曩に爾曹に我儕が命ぜし如せんこと也 十二 此は爾曹外人に向て正く行ひ亦自ら乏こと無らん爲なり○ 十三 兄弟よ爾曹の憂戚は

望なき他人の如くならざらんことを欲ふが故に我儕すでに寢れる
者に就ては爾曹の知ざるを好まず 十四 我儕もしイエスの死て甦り
し事を信ずるならばイエスに由る所の既に寢る者を神かれと
偕に携へ來らんことをも信ずべき也 十五 われら主の言に託て爾曹
に告ん主の臨らん時に至り活て存る我儕は直に寢れる者より
も先だゝじ 十六 それ主號令と使長の聲と神の箛を以て自ら天より
降らん其時キリストに在て死し者先に甦へり 十七 後に活て存る我
儕かれらと偕に雲に携へられ空中に於て主に遇べし斯て我儕い
つまでも主と偕に居ん 十八 是故に此等の言を以て互に慰むべし

第五章 兄弟よ時と期については我儕なんぢらに書贈るに及ばず 二
それ主の日の來ること盜人の夜きたるが如くなることを爾曹詳細
に知ればなり 三 人々平和無事なりと言んとき亡滅忽ちに來らん姙
る婦にその劬勞の來る如くなるべし人々絶て避ることを得じ 四 然

ど兄弟よ爾曹幽暗に居ざれば其日盜賊の來る如く爾曹に來ると
なし 五 爾曹みな光の子ども晝の子ども也われらは夜に屬るもの暗
に屬る者に非ず 六 然ば我儕他人の寢るが如く寢ることをせず醒
て愼むべし 七 寢る者は夜ねふり酒に醉ものは夜ゑふ也 八 晝に屬
る我儕は信と愛の護胸をき救の望を冑として愼むべし 九 そは神
われらを怒に遭せんと定たるに非ず我儕の主イエスキリストに
由て救を得しめんと定め給ひたれば也 十 主は我儕の爲に死たり
是我儕をして醒たるも寢るも彼と偕に生しめんとて也 十一 是故
に爾曹常に行る如く互に慰め又おのおのの德を相建べし○ 十二 兄
弟よ我儕なんぢらに請なんぢらの中に勤勞き主に在て爾曹を
治め爾曹を敎る者を顧み 十三 彼等の工に縁て厚く之を愛すべし爾
曹たがひに親睦すべし 十四 兄弟よ我儕なんぢらに勸む妄行者を儆
め氣餒者を慰め懦弱者を扶け衆の人に向て忍ぶべし 十五 なんぢら

慎みて惡を以て惡に報ることなく常に互に善を追また衆の人に
も善を及すべし 十六 常に喜ぶべし 十七 斷ず祈るべし 十八 凡の事感謝す
べし是イエスキリストに由て爾曹に要め給ふ神の旨なり 十九 靈を
熄ことを勿れ 二十 預言を藐視ことを勿れ 二一 凡のことを察へて其善ものを
守り 二二 諸の惡事の類に遠るべし 二三 願くは平安の神なんぢらを
全く潔し又なんぢらの全靈全生全身を守りて我儕の主イエスキ
リストの臨らん時に咎なからしめ給んことを 二四 爾曹を召く者は
誠信なる者なり彼その事を成たまはん 二五 兄弟よ我儕が爲に祈る
べし 二六 なんぢら潔き接吻を以て諸の兄弟の安を問べし 二七 われら
主に由て願ふ爾曹この書を諸の兄弟に讀聞せんことを 二八 我儕の
主イエスキリストの恩爾曹と偕に在んことをアーメン

新約全書帖撒羅尼迦前書終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈る後書

第一章 パウロシルワノテモテ我儕の父なる神および主イエスキリストに在テサロニケ人の教會に書を贈る 二 願くは我儕の父なる神および主イエスキリストより爾曹恩寵と平康を受よ○ 三 兄弟よ我儕なんぢらに就て恆に神に感謝すべき也これ理に合ふてと也そは爾曹の信仰彌増かり爾曹おの〳〵互に愛すること篤く成たれば也 四 是故に我儕なんぢらの爲に神の教會の中に誇る蓋なんぢら窘迫と患難の中に在て忍耐と信仰を存ばなり 五 これ神の義鞫の表なり爾曹をして神の國に入べき者とならしめん爲なり爾曹いま神の國の爲に患難を受 六 蓋なんぢらに患難を加る者には患難を以て報い 七 患難を受る爾曹には我儕と偕に平安を得さとを以て報るは神の公義なればなり此事は主イエス火燄の中にて其能力の諸使と偕に天より顯れん時にあり○ 八 即ち神を識ざ

る者および我儕の主イエスキリストの福音に服はざる者に報を予ふ　九　かれら主の面と其勢の榮光より離れて窮なく亡る罰を受ん　十　其時は即ち主の臨りて其聖徒に由て榮光をうけ諸の信者に由て讃を得ん其日なり爾曹も我儕の証を信ずる者なり　十一　此に就て我儕つねに爾曹の爲に祈は我儕の神爾曹をして召を受べき者となし又能力を以て爾曹の諸の善願と信仰の行を成就せしめん事なり　十二　是われらの神と主イエスキリストの恩に由て我儕の主イエスの名なんぢらの中に榮られ亦なんぢら彼に在て榮られん爲なり

第二章

兄弟よ我儕の主イエスキリストの臨り給ふことと及び我儕が彼の所に集ることに就ては我儕願ふ　二　爾曹あるひは靈により或は言に由あるひは我が贈れるに似たる書に由て主の日いま既に來るとて心を動かし且擾ことなからんことを　三　誰なにの法を以

てするとも爾曹欺かるゝこと勿れ蓋さきに道を離るゝ事なく且
罪の人即ち淪亡の子現るゝ事なくば其日きたらじ　四　かれ凡て神
と稱る者また人の拜む所の者に敵し之より超て己を尊くし神の
殿に坐して自ら神なりと爲るに至る　五　已れ爾曹の中に在しとき此
事を語しを爾曹記憶せざる乎　六　彼をして其時に至りて現さしめ
ん爲に今これを抑る者を爾曹知る　七　それ不法の隱たる者すでに
働けり今これを抑るもの除るゝまで隱をり　八　其時に至りて不法
の者あらはるべし主イエス其口の氣を以て彼を滅さん其臨ると
き發す所の榮光を以て彼を廢せん　九　彼サタンの行爲に循て各樣
の僞なる能と徵と奇跡　十　かつ不義の諸の詭譎を以て顯れかの淪
亡る者の中に在なり蓋これら眞理を愛するの愛を受ずして救を得
ざる者なれば也　十一　是故に神これらが詭を信ぜん爲に迷惑をして
彼等の中に働かしむ　十二　これ凡て眞理を信ぜず不義を好む者の罪

を定んとて也○十三主に愛せらるゝ兄弟よ爾曹の爲に我儕常に神
に謝すべき也そは神始より爾曹を簡び眞理を信ずることゝ靈の
聖を蒙ることに因て救を得しめ給へば也十四神われらの福音を以
て爾曹を此福に召き給へり爾曹をして我儕の主イエスキリスト
の榮光を得しめん爲なり十五是故に兄弟よ爾曹堅く立てつ或は我
儕の言あるひは我儕の書に因て敎を受たる傳を堅く守るべし十六
願くは我儕の主イエスキリスト及び我儕の父の神すなはち我儕
を愛し且恩に因て永遠の安慰と善望を予る者十七爾曹の心を慰め
凡の善行と善言に爾曹を堅固せんことを

第三章

終に我これを言兄弟よ爾曹われらの爲に祈り主の道をし
て疾ひろまり榮を受ること爾曹の中の如ならしめ二又我儕をし
て邪なる惡人より救るゝことを得しめよそは人みな信ずる者と
いふに非ざれば也三然ど主は信實なる者なり彼なんぢらを堅く

し爾曹を護てかれ悪人より救ん　四　爾曹われらの命ずる事を今す
でに行ふ後また之を行れんことを主に頼て信ずる也　五　願くは主
なんぢらの心を神の愛とキリストの忍耐に導き給んことを○　六
兄弟よ我儕主イエスキリストの名に託て爾曹に命ず我儕より受
たる傳に循はずして妄に行む諸の兄弟に遠かるべし　七　爾曹みづ
から如何して我儕に效ふべきを知それ我儕なんぢらの中に在て
妄なる事を行ず　八　また人のパンを價なしに食することなく唯人
を累はせざらん為に勞と苦をして晝夜工を作り　九　是われら權威
なきが故に非ずたゞ自己を模楷とし爾曹をして倣しめん為なり
十　われら爾曹の中に在しとき人もし工を作ことを欲ずば食すべ
からずと爾曹に命じたり　十一　それ爾曹の中に工を作ずして專ら餘
事を務め妄なる事を行ふ者ありと我儕聞たり　十二　われら此の如き
者に靜に工を作て己のパンを食せんことを我儕の主イエスキリ

ストに託て命じ且勸む 十三 兄弟よ善を行ひて倦ること勿れ 十四 若この
書に云る我儕の言に從ざる者あらば之を愧しめん爲に其人を
錄して相交ること勿れ 十五 然ど彼を敵とせず兄弟の如く之を諫む
べし 十六 願くは平安の主つねに何事にも拘ず爾曹に平安を賜んこと
を願くは主爾曹と偕に在んことを 十七 我パウロ手づから筆を執て
安をとふ書ごとに之を以て誌とす我が書るは此の如し 十八 願くは
我儕の主イエスキリストの恩すべて爾曹と偕に在んことをアー
メン

新約全書帖撒羅尼迦後書終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる前書

第一章

我儕の救主なる神および我儕の望なるイエスキリストの命に遵ひてイエスキリストの使徒となれるパウロ 二 信仰に由て我が眞子なるテモテに書を贈る願くはなる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と矜恤と平康を受よ○ 三 我マケドニヤに往しとき爾にエペソに留り人に命じて彼處なる異教を傳ることなく 四 また信仰にある神の道を立ずして辨論を生ずる奇談と極りなき系圖に心を寄ることなく勿らしめよと勸たり今も此の如く行れんことを願ふ 五 誡命の主意は愛なり即ち潔き心と善良心と僞なき信仰より出 六 或人はこれを棄て虚き論に轉り 七 律法の教師と爲んとして却て其語る所ろの定論ところの事を自ら知ず 八 夫われら律法は善ものなりと知る但し理に從ひて律法を用べし 九 律法は義人の爲に設たるに非ず不法なるもの不服なるものの不敬な

るものの罪惡なるものの不潔なるものの邪僻なるものの父を殺せるものの母を殺せるものの人を殺せる者 十 奸淫を行ふものの男色を好むものの人を攫むものの譃を言ふものの僞誓ふ者また此ほか正理に悖ること有が爲に設たり 十一 これ我に託し給ふ所の福なる神の榮の福音に循へる也○ 十二 我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋己れを職に任じて忠信なる者となし給ば也 十三 己れは昔は謗讟たるもの窘迫たるもの狎侮たる者なりしが我信ぜざるとき知ずして之を行へる故になは矜恤を受たり 十四 我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信仰と愛は極て大になれり 十五 キリストイエス罪人を救んために世に臨り信ずべく亦疑はずして納べき話なり罪人のうち我は首なり 十六 然ども我が矜恤を受しはキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて永生を受る者の我を模楷となし給へる也 十七 願くは萬世の王すなは

ち朽ず見ざる一の神に窮なく尊貴と榮光あらんことをアーメン
○十八 我子テモテよ先に爾を指る所の預言に由て爾に命ず此預言
によりて信仰と善良心をもて善戰を戰ふべし 十九 或人よき良心を棄
て信仰を亡へり 二十 此の如き人の中ヒメナヨとアレキサンデルあ
り我これらをサタンに付せり是彼等をして誹謗を言ざらしめん
爲に懲なり

第二章

われ殊に勸む萬人の爲に願告祈禱懇求感謝せよ王および
凡て權威を有ものゝ爲には別て之を行べし 二 是われら敬虔と端
莊を以て靜に安らかに日を度らん爲なり 三 此は美事なり我儕の
救主なる神の意旨に適ふこと也 四 萬人救をうけ眞理を曉るに至
ること神の望み給ふ所なり 五 それ神は一位なり又神と人との間に
一位の中保あり即ち人なるキリストイエスなり 六 かれ萬人に代
り己を棄て贖となせり時いたらむ證すべし 七 我これが爲に立ら

れて宣傳る者となり使徒と作また信仰と眞理を異邦人に教る者となれり（我キリストに在て眞をいひ謊を言ず）八 是故に我ねがふ人潔き手を擧て怒なく疑なく何の處にても祈んことを 九 また婦女は恥を知よく愼みて宜に合ふ衣にて自ら飾り髪を編ことゝ金と眞珠と價貴き衣を以て妝飾とせず 十 善行を以て妝飾とせんことを願ふ神を敬ふ女は如此すべき事なり 十一 婦女は凡のことに順ひて靜に道を學ぶべし 十二 われ婦女が教を施すことゝ男の上に權を執ことを許さず婦女は只安靜にすべし 十三 蓋アダムは前に造られエバは後に造られたれば也 十四 アダムは惑されざりしなり婦は惑されて罪に陷り 十五 然ども彼もし信仰と愛と潔と謹に居ならば子を生ことに因て救を得べし

第三章

人もし監督の職を欲ば是善務を欲ふ也といふ話は誠なり 二 これ監督たる者は責べき所なく一個の婦の夫なるべく謹愼

自ら制し品行正く旅客を懇懃に待ひ教訓をよくし 三 酒を嗜まず人を撃ず柔和また争れず財を貪らず 四 自己の家を善理め端荘を以て其子女を服れしむ可なり 五 人もし自己の家を理ることを知ずば如何して神の教會を管ることを得んや 六 かつ新に教に入し者を監督と爲べからず恐くは驕りて惡魔と同じ罪に陷らん 七 また監督は外人にも令聞あるべし恐くは誹謗と惡魔の罟に陷らん○ 八 執事たる者も亦端荘くし兩舌せず酒を嗜まず利を貪らず 九 信仰の奥義を潔き良心の中に存べし 十 此を先試みて責べき所なくば執事の職に當べし 十一 女執事も亦端荘くし人を誘らず謹みて凡れこと忠信なるべし 十二 執事たる者は一個の婦の夫なるべし女子と己の家を善理むべし 十三 善執事の職を務る者は己に善級を得キリストイエスに基せし信仰に勇氣を得べし○ 十四 われ速く爾に至らんことを望む然ど如此かき贈るは 十五 我もし遲らんとき爾如何にし

て神の家の中に行ふべきことを知ん爲なり神の家は活神の教會な
り眞理の柱と基なり敎の奧義の大なることは更に疑ふ所なし 十六
神肉體となりて顯れ靈に因て義とせられ天使に見れ異邦人の中に
宣傳へられ世の人に信ぜられ榮光の中に擧られ給へり

第四章 然ども靈明かにいふ後に至らば或人信仰の道より離れて
人を惑す靈と惡鬼の敎に心を寄ん 二 善を假て謊をいひ良心を烙
れ 三 娶ることを禁じ食を斷ことを命ずる者に誘ることに因てなり
食は即ち神これを造り信じて眞理を知る人に感謝して受しむる
もの也 四 それ神の造りし物はみな美なり感謝して受るときは棄
べき物なし 五 そは神の言と祈禱に由て潔なればなり 六 爾もし之を
兄弟等に敎るときはキリストイエスの良役者にして信仰の道と
爾が從ひし所の善敎の道に育はれたる者なり 七 妄なる談と老た
る婦の奇き談をすて神を敬ふことを自ら修行すべし 八 肉體の修

行ハ益すくなし惟神と敬ふてとハ凡の事に益あり今生および來生に係る約束を得なり 九 これ信ずべく又疑ハずして納べき談なり 十 之が為に我儕勞苦をし且詬誶をうく蓋これら活る神を望むなり彼ハ萬人ハ救主にして殊に信ずる者ハ救主なり 十一 なんぢ此等の事を命じ且敎ふべし○ 十二 なんぢ年幼を以て人に輕んぜらるゝ勿れ言と行と愛と信と潔を以て信者ハ模楷となるべし 十三 なんぢ誦讀と勸勉と敎訓を務めて我が至るを待 十四 預言と長老會ハ按手禮とに由て爾に錫ひし所ハ賜を忽畧にすること勿れ 十五 心を之に寄て專ら之を務むべし蓋なんぢの上達すべての人に明かならん為なり 十六 なんぢ己を愼み亦敎ることを愼むべし恒に此等の事を務めよ如此おこなふ時ハ己を救ひ亦なんぢに聽者を救ハん

第五章

老人を責ることなかれ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 二 老たる婦を母の如くして勸また少女を姊妹の如くし之を勸るに

貞潔を盡すべし　三 寡婦なる眞の寡を敬ふべし　四 然ど寡婦に子あるひは孫あらば彼等まづ己の家に孝を行ひ其親に恩を報ることを學ぶべし是神の意旨に適ふこと也　五 眞の寡婦にて獨居ものは惟神に倚頼み夜も晝も願求と祈禱を恒にする也　六 縱樂をなす寡婦は生ると雖も死る者なり　七 なんぢ此事を命じ彼等をして責べき所なからしむべし　八 人もし己に屬する者を顧みず殊に己の家の族を顧みざるならば信仰の道に背き不信者よりも劣れる者なり　九 寡婦を其籍に錄するには六十歲より少かる可らず素より一個の夫の妻なりし者にて　十 善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くは旅客を館したる者若くは聖徒の足を濯たる者もしくは難人を助しもの若くは務て諸の善事に從ひし者なるべし　十一 少き寡婦は之を辭るべし蓋かれらキリストに背て心を亂すときは再び嫁せんとすれば也　十二 彼等は初に立たる約束を棄るに因て罪に

定らるべし 十三 彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊たゞ懶惰なる耳ならず妄に人の風評をいひ好て人の事に關り言べからざる事をいふ也 十四 是故に我ねがふ少き寡婦は嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅にても譏るべき機を得しめざらんことを 十五 そは彼等のうち既に道を棄てサタンに從へる者あり 十六 信ずる男あるひは信ずる女その家に若し寡婦あらば之を助べし教會を煩はすべからず蓋教會をして眞の寡者を助しめん爲なり 十七 善治る長老をば倍して之を尊み言を傳へ教をなして勞する長老を殊に尊むべし 十八 そは聖書に録して穀物を碾す牛に口籠を掛べからず又勞者は其値を受べき也と云ばなり 十九 長老を訴る者あらんに二人三人の證人なくば納べからず 二十 罪を犯せる者は衆人の前にて之を警むべし是餘の人をして懼しめん爲なり 二十一 われ神とキリストイエスーまた選れたる天使の前にて爾に求む預見の定をなすことなく

少にても偏りて行ふこと無して此等の事を守るべし 二二 輕易く人に按手する勿れ人の罪に干ること勿れ自ら守て潔すべし 二三 爾の胃のため及び爾しば〳〵疾ふに因て恒に水を飲こと勿れ少しく葡萄酒を用ゐるべし 二四 或人の罪は明かにして其人に先ちて審判の場にゆき或人の罪は後に從ふ 二五 此の如く善行も明かなるあり然ざるも亦終に隱ること能はず

第六章

凡ろ軛の下にある僕は己の主を毎事に敬ふべき者となすべし是神の名と教を謗れざらん爲なり 二 信者なる主を有る者は其兄弟たるに因て之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受るものは信者にて愛せらるゝ者なればなりなんぢ此事を教また勸むべし 三 もし異なる教を傳て我儕の主イエスキリストの善言と神を敬ふことに合ふ教を肯ざる者あらば 四 此人はみづから驕り無知にして議論と言辭の爭辨を好む此に由て媢嫉、爭鬭、毀謗、妄疑 五 ま

たゞ邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んと欲ふ人の爭論おてる也なんぢら此の如き人お遠かるべし
六 神を敬ひて足ることを知は大なる利なり
七 われら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往こと能ざるは明かなり
八 それ衣食あらば之をもて足とすべし
九 富んことを欲する者は患難と罟また人を滅亡と沈淪に溺らす所の愚にして害ある萬殊の慾に陷るなり
十 財を慕ふは諸の惡事の根なり或人は之を慕ひ迷て信仰の道を離れ多の苦害をもて自ら己を刺り
十一 神の人よ之を避て義事と神を敬ふことと信仰と愛と堪忍と柔和とを慕ふべし
十二 信仰の善戰をたゝかひ永生を取べし爾これが爲に召を蒙りたり又多の人の前にて善證を作たり
十三 われ萬物をして生を存しむる神およびポンテオピラトに向て善證を作給へるキリストイエスの前にて爾に命ず
十四 なんぢ我儕の主イエスキリストの現るゝ時まで玷なく責べき所なくして

誡を守るべし 十五 神その定め給へる期いたらば彼を顯さん神は即
ち福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王もろ〳〵の主の主 十六
獨一死ざるもの近くことを得ざる光に在して人いまだ見しこと
なく又見ること能ざる者なり願くは尊貴と窮なき權力これに有ア
ーメン〇 十七 爾この世の富る者に命ぜよ驕ることなく定なき財を
恃ことなく唯われらを樂ませんとて諸物を豊に賜ふ神を恃み 十八
また善を行ひ善事に富をしみなく施濟をなして人と共にし 十九 斯
て己の爲に善基を蓄へ未來の備をなすべし是眞の生を得ん爲な
り 二十 テモテよ爾託せられし事を守り妄なる益なき談および智
識と僞り稱ふる辯論とを避べし 二一 或人この僞の智識に從ひて信
仰を謬れり願くは恩寵なんぢに在んことをアーメン

新約全書提摩太前書終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる後書

第一章

神の旨に由てキリストイエスに在る命の約束を傳ん爲に
キリストイエスの使徒となれるパウロ
二 我が愛する子テモテに
書を贈る願くは爾父なる神および我儕の主キリストイエスより
恩寵と矜恤と平康を受よ
三 われ夜も晝も祈禱に斷ず爾を懷ふに
因て我が先祖に效ひ潔き良心をもて事る神に謝す
四 我なんぢの
涕を憶て爾を見んことを願ふ是歡喜を我に充しめん爲なり
五 我
なんぢの僞なき信仰を念ふ此の如き信仰前に爾の祖母ロイスま
た爾の母ユニケにあり今爾にも在ことを信ずる也
六 是故に我爾
をして我が按手に由て爾が受し神の賜を復び熾にせんことを欲
しむ
七 それ神の我儕に賜へる靈は臆する靈に非ず能と愛と謹の
靈なれば也
八 是故に爾われらの主の證を作ることゝ其囚人なる我
とを恥となす勿れ惟神の能に循ひて福音の爲に我と共に苦を忍

ふべし 九 かれ我儕を救ひ聖召を以て召給へり是われらの行に由
に非ず惟神おのが旨と世の成ざりし先よりキリストイエスの中
に我儕に賜ひし恩惠に由なり 十 この恩惠は今われらの救主イエ
スキリストの顯れ給ひしに由て顯れたりキリスト死を廢し福
音を以て生命と壞ざる事とを明著にせり 十一 我この福音の爲に立
られて宣傳る者となり使徒となり異邦人の師となれり 十二 是故に
我これらの苦に遇たり然ど之を恥とせず蓋われ我が信ずる者を
知りつゝ我がりきに託したる者を彼かの日に至るまで守ることを爲
得るを信ずれば也 十三 爾キリストイエスにある信と愛とを以て先
に我に聞し所の眞の言の模楷を保つべし 十四 爾に託したる善もの
を我儕の中にある聖靈を以て守るべし 十五 アジアにをる者すべて
我に背く是なんぢらが知ところ也フゲロとヘルモゲネも其中に
在 十六 願くは主矜恤をオネシポロの家に賜へ蓋かれ屡われを慰め

且わが鏈を恥とせず 十七 其ロマに在しとき急ぎ尋て我に遇たり 十八
願くハ主彼をして夫の日に至り主の矜恤を得しめよ彼エペソに
在て如何ばかり我に事しゝ爾の善知る所なり

第二章

わが子よ爾キリスト イエスにある恩に堅固なるべし 二 又
なんぢ多の證人の前にて我より聞し所の事を忠信にして能人を
教る者足る人に託すべし 三 爾キリスト イエスの精兵卒の如く我
と共に苦を忍ぶべし 四 兵卒を務る者ハ世事を以て自己を累ハせ
ず是募れる者の心を悦ばせんと爲ばなり 五 もし力を角ふもの法
に遵ひて角ハずば冕を得ず 六 勤勞たる百姓まづ實を得べき也 七
爾わが言し所を思ふべし主爾に萬事を曉しめん 八 ダビデの裔よ
り出たるイエス キリスト我が傳る所の福音の如く死より甦りた
るを爾心に記べし 九 この福音の爲に我苦を受て罪人の如く繫る
ゝに至れり然ど神の道ハ繫れず 十 是故に我選れし者の爲に凡の

事を忍これ彼等にもキリストイエスにある救およひ永遠の榮を
得しめんため也 十一 爰に信ずべき話あり我儕もし彼と共に苦を受
ば彼と共に生べし 十二 我儕もし忍ばゞ彼と共に王と爲べし我儕も
し彼を知ずと言ば彼も我儕を知ずと言ん 十三 われら信ぜずと雖も
彼は誠なり彼は己に違ふことを能ざる也と〇 十四 なんぢ彼等をして
此事を憶しめ且主の前にて彼等を戒め言に因て爭ふことを勿らし
むべし是益する所なく聽人をして沈淪に至らしむ 十五 なんぢ神に
悦るゝ者と爲んことを務また耻る所なき工人となりて眞道を
正く頒ち敎んことを務むべし 十六 妄なる益なき談を避べし蓋之を
なす者ますます不信に進ばなり 十七 彼等の言は脫疽の如く腐爛る
べしヒメナヨとピレトは此の如き者の中に在 十八 かれら眞を謬り
て復生は既に過たりといひ斯て數人の信仰を滅するなり 十九 然ども
神の置給ひし堅基たてり其上に印あり誌していふ主己に屬る者

を知とまた云すべて主の名を稱ものは不義を離るべしと 二十 大なる家の中には金と銀の器あるのみならず木と土の器もあり彼は貴きに用ゐ此は賤きに用るなり 二一 人もし此等を離きて己を潔せば貴きに用る器となり潔して主の用に合ひ諸の善事を作ことをを得るなり 二二 なんぢ幼少ときの慾を避て義と信と愛を追求め又清心にて主を籲者と和ぐ事を追求むべし 二三 愚なると無學なる辯論を避べし蓋之より爭競の起るを知ばなり 二四 主の僕は爭ふべからず和平に凡の人を待ひ敎を善し忍ことをなし 二五 逆ふ者をば柔和を以て戒むべし神あるひは彼等に悔改むる心を賜て之に眞理を識らしめ給はん 二六 また彼等その醉さめて惡魔の罟を脫出ん蓋惡魔彼等をして己が旨を行はしめん爲に之を擒にすればなり

第三章

末世に艱難の日きたらん爾この事を知 二 その日至らば人たゞ己を愛し貪婪、矜誇、驕傲、訴詐、不孝、恩を忘き、不潔 三 不情、怨を解ず

誘讒、慾を縱まゝにし殘刻善を好まず 四 友を賣、放肆、自負、神よりも佚樂を愛することをせん 五 彼等は敬虔の貌あれど實は敬虔の德を棄るなんぢ此の如き者を避べし 六 人の家に入て愚なる女を擄にする此の如き者なり彼の女は罪を重ね各樣の慾に誘はれ 七 常に學ども眞理を識に至ることを能はず 八 かの人はヤンネとヤンブレがモーセに敵ひし如く亦眞理に敵ふなり彼等は心の壞たるもの信仰の道に就ては棄られたる者なり 九 然ど猶この上に進ことあらじ蓋かの二人の如く彼等の愚なることも衆の人に露るべければなり 十 爾は我が教誨、品行、志意、信仰、寛容、愛、忍耐、十一 及び我アンテオケ、イコニオム、ルステラにて遇し窘と困苦また我が受し窘の如何なるかを知、主悉く其中より我を救給へり 十二 凡てキリストイエスに在て神を敬ひつゝ世を渡らんと志す者は窘を受べし 十三 惡人と人を欺く人は益惡に進み人を惑し亦人に惑さる 十四 なんぢ學て

信ずる所の事を守るべし蓋なんぢ誰に由て之を學び
十五
かつ幼少ときより聖書を識ことを知ばなり聖書は爾をしてキリストイエスを信ずるに因て救を得しめん爲に智慧を予ふるもの也
十六
聖書はみな神の默示にして敎誨と督責また人をして道に歸せしめ又義を學しむるに益あり
十七
これ神の人の完全を得て諸の善事を行ふに缺なからん爲なり

第四章

これ神の前および顯るゝ時その國に於て生る者死る者を審判するキリストイエスの前にて爾に求む
二
なんぢ道を宣傳ふべし時を得も時を得ざるも勵みて之を務め各樣に忍耐と敎誨を以て人を督し戒め勸むべし
三
それ人眞の敎を容ず耳を悅しむる言を好み其私慾に循ひて己が爲に師を增加る時來らん
四
かれら耳を眞理より背け奇き談に向ふべし
五
然ど爾すべての事に愼み苦難を忍びて傳道者の工をなし爾の職を盡せ
六
われ今祭物と

ならんとす我が世をさる期ちかづけり 七 われ既に善戰をたゝか
ひ既に馳るべき途程を盡し既に信仰の道を守れり 八 今より後義
の冕わが爲に備わり主すなはち正き審判をなす者その日に至り
て之を我に予ふ獨己れに予るのみならず凡て彼の顯著を慕ふ者
にも予ふべし○ 九 なんぢ務て速かに我に來れ 十 デマスこの世を
愛し我を棄てテサロニケに往りクレスケンスガラテヤにテトス
ダルマテヤに往り惟ルカのみ我と偕にあり 十一 爾マコを伴て偕に
來れ蓋かれの職われに益あれば也 十二 我テキコをエペソに遣せり
十三 爾きたる時わがトロアスにてカルポの所に遺しゝ外衣を携へ
來れまた書籍を携へ來れ其皮なるものを尤とも肝要なり 十四 銅匠な
るアレキサンデル多く我を害せり主かれが行ひし所に循ひて報
を爲ん 十五 爾も亦かれを防ぐべし彼甚しく我儕の言に敵ひたり 十六
我が始て審官に事由を陳しとき誰も我と偕にせず皆われを離た

り願くは彼等に罪の歸せざらんことを
十七 然ど主我と偕に在て我に力量を予へ給へり是われに由て道こと〴〵く傳り異邦人をして皆これを聽しめん爲なり我救はれて獅子の口より出たり
十八 主またた我を救ひて諸の惡事より離しめ且われを救ひて其天の國に入れん願くは榮世々窮なく彼に歸せんことをアーメン
十九 請なんぢプリスキラとアクラとヲネシポロの家に安を問へ
二十 エラストコリントに留れりトロピモ病あれば我これをミレトスに留たり
二一 なんぢ冬より前に急ぎ我に來れユブルとプデスとリノスとクラウデアと兄弟みな爾に安を問ふ
二二 願くは主イエスキリスト爾の靈と偕にあれ願くは恩寵爾曹に在んことをアーメン

新約全書提摩太後書　終

新約全書使徒パウロテトスに贈る書

第一章

一 神の僕またイエスキリストの使徒パウロ同じ信仰に由て我の眞子なるテトスに書を贈る我神の選び給へる人をして信仰を起さしめ且神を敬ふ眞道を知しめん爲に使徒の職をなし 二 誑なき神の創世の前に約束し給ひし永生を望めり 三 神己の定めき給へる期に及びて宣敎に由てその永生の道を顯せり宣敎は即ち我儕の救主なる神ろの命を以て我に託ね給へる所のもの也 四 願くは爾テトス父なる神および我儕の救主キリストイエスより恩寵と平康を受よ○ 五 われ爾をクレテに留たる故は爾をして缺たる所を正くし且わが爾に命ぜし如く各邑に長老を立しめんとて也 六 人もし咎むべき所なく一個の婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴らるゝことなく服はざることなき信者ならば長老に立べき者なり 七 そは監督は神の家宰なれば必ず咎むべき所なく

己が任をなさず輕易しく怒らず酒を嗜まず人を撃ず利を貪らず
八 遠人を懇切に待ひ善を好み謹虔公義聖潔自ら制し 九 學びし所
の眞道を守るべし是正敎を以て人を勸め且辨駁する者を折かん
爲なり 十 それ服はずして虚き論をいふ者また欺く事を行もの多
して割禮に屬する者の中には殊に此の如き者あれば也 十一 かれら
汚利を得ん爲に敎ふべからざる事を敎へて全家の信仰を亡すが
故に必らず彼等の口をして箝がしむべし 十二 クレテ人の中なる一
預言者いひけるはクレテ人は恒に謊を言もの悪獸また懶惰にし
て食を貪る者なりと 十三 この證は眞なり是故に爾嚴く彼等を戒め
彼等をして信仰を堅うし 十四 ユダヤ人の奇き談と眞理を棄る人の
立し律法に心を寄ることを莫らしむべし 十五 潔人には凡の物きよく
汚たる人と不信者には一として潔き物なし既に彼等の心と良心
ともに汚れたり 十六 彼等自ら神を識と語れども其行は之に逆る彼

等は惡むべき者なり服はざる者なり諸の善事に就ては棄べき者なり

第二章

然ど爾は正敎に合ふ事を語るべし 二 老人には謹愼と端莊と自ら制する事とを勸かつ信仰と愛と忍耐とに堅うならんことを勸むべし 三 老婦にも聖潔に合ふ行をなさん事と人を讒らず酒を多く嗜まず善事を人に敎ることを勸べし 四 また彼等をして幼き婦に夫を愛し子を愛し 五 自ら制し貞潔にし家務をなし慈悲を懷き其夫に服ふ事を敎しむべし是神の道の讟されざらん爲なり 六 爾又幼男に自ら制する事を勸むべし 七 なんぢ何事を作にもおのれを善行の模楷とならん事を務め敎を傳るに信實を以し端莊しくし 八 責べき所なき正言を表すべし此は敵する者をして我儕の惡を言に緣なく自ら愧ることを爲しめんため也 九 僕には己の主人に服ひ何事を爲にも之を悅せん事を務め之に言咈はず 十 物を

竊取ず之に忠信を盡すべき事を勸べし此は何事を爲にも我儕の救主なる神の教を飾る事をせんため也 十一 夫すべての人に救を賜ふ神の恩あらはれ 十二 我儕を誡め我儕をして神と敬はざる事と世の中の慾を棄て自ら制し正く且虔みて今世に存へ 十三 望所の福と大なる神すなはち我儕の救主イエスキリストの榮の顯れん事を望待しむ 十四 キリスト我儕の爲に己の身を舍給へり是われらを諸の罪より贖ひ出し且己の爲に一民を潔め之をして熱心に善事を行はしめん爲なり 十五 なんぢ此等の事を以て語りまた勸め爾の諸の權威を以て戒むることをすべし爾人に輕ぜらるゝ勿れ

第三章

なんぢ彼等をして執政と權威ある者とに服し且順ひ凡の善事を行ふ備をなし 二 人を誹らず爭はず和平にし衆の人を待ふに柔和を以せんことを憶起さしむべし 三 我儕も前には愚なる者順はざる者迷るもの諸般の慾と樂の奴隷と爲るもの恨み媢みて

日を度しもの惡べき者また互に惡あへる者なりし也　四 然ど我儕
の救主なる神の慈と人を愛し給ふ愛は顯れし時　五 かれ我儕が行
ひし所の義き功に由ず唯その矜恤に循ひ重生の洗と聖靈に由て
新にする事を以て我儕を救へり　六 聖靈は即ち神我儕をして其
恩により義とせられ嗣子たるを得て窮なき生命を望み待しめん
爲に　七 我儕の救主イエスキリストに由て豐に我儕の上に注たま
へる所のもの也　八 此は信ずべき話なり我なんぢが此等の事を切
に語り神を信ずる者をして愼みて善功を務しめんことを欲す此
等の事は美また人に益あり　九 なんぢ愚なる辨論と系圖と爭鬪と
律法と紛爭を去べし此等は益なく亦虛妄なれば也　十 異端を稱へ
分を起す人は爾これを一たび再び警めてのち遠くべし　十一 夫かく
の如き人は邪僻にして自ら罪なるを知て尚これを犯すことを爾
知ればなり○　十二 アルテマス或はテキコを我なんぢに遣さんとき爾

急ぎてニコポリスに來り我に就べし我彼處にて冬を過さんと定めたり 十三 法律家なるゼナス及アポロを懇切に送り彼等をして乏き事なからしめよ 十四 又われらに屬る者をして善功を務め人の所需用を資んことを學びて果を結ざる事なからしめよ 十五 我と偕に在ものの皆なんぢの安を問なんぢに請ふ信仰に在て我を愛する者の安をとへ願くは恩寵なんぢら衆人にあらんことをアーメン

新約全書提多書終

新約全書使徒パウロピレモンに贈る書

イエスキリストの爲に囚人となれるパウロ及び兄弟テモテ我儕が愛する者われらが勤勞の侶なるピレモン 二 及び我儕が姊妹アピア我儕と共に戰爭をなせるアルキポ並に爾の家內の教會に書を贈る 三 願くは爾曹われらの父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ〇 四 われ祈る時に常に爾の事を陳て我神に謝す 五 蓋われ爾が愛と信仰をもて主イエスに向また諸の聖徒に向ふことを聞ばなり 六 我が祈る所は爾と偕に信仰を有てる人なんぢらの中なる凡の善事を知に因るの信仰功效をなしキリストの榮光を顯れんに至らんこと也 七 兄弟よ我なんぢの愛に由て大なる喜樂と安慰を得たり蓋聖徒等の心なんぢに由て安ぜられたれば也 八 是に由て我キリストに在て憚る所なく爾に其作べき事を命ずることを得と雖も 九 愛の故に因て寧ろ爾に求む我すで

に年老いまキリストイエスの為に囚人となれるパウロ此の如き
状にて十わが縲絏の中にて生し子なるオネシモの事を爾に求む
十一かれ先には爾に益なき者なりしが今は爾にも我にも益ある者
となれり我かれを爾の所へ帰す十二爾これを納よ彼は我が心なり
十三われ彼をして我所に留め我が福音の為に受たる縲絏の中に爾
に代て我に事しめんと欲へり十四然ども我なんぢの肯はざる事は
何をも行を好まず是なんぢが供給止を得ざるに出ずして心より
出んことを望めば也十五彼が暫く爾を離しは爾をして永遠かれを
留おき十六此後かれを僕の如くせず僕に超るもの愛する兄弟と作
しむる為に非ざりしを知んや我かれを殊に愛す況んや爾肉に由
ても主に由ても之を愛せざる可んや十七爾もし我を侶となさば請
われを納る如く彼を納よ十八彼もし爾に不義をなし又なんぢに負
債あらば爾これを我に帰せよ十九我パウロ親手これを書り我かな

らず償はん爾は身をもて償ふべき負債われに有されど我これを言ず
二十 兄弟よ我爾より益を主に由て得んことを望む爾わが心をキリストに由て息しめよ
二一 われ爾が服ふことを深く信じて之を爾に書贈る爾の行ふ所は必ず我いふ所よりも勝らんことを知り
二二 又なんぢ我ために寓所を備へよ蓋われ爾曹の祈禱に由て終に我身は爾曹に予られんと意へむ也
二三 イエスキリストに在て我と偕に囚人となれるエパフラス爾の安を問ふ
二四 わが勤勞の侶なるマルコアリスタルコデマスルカも同く安を爾に問ふ
二五 願くは吾主イエスキリストの恩惠つねに爾曹の靈と偕に在んことをアーメン

新約全書腓利門書　終

新約全書使徒パウロヘブル人に贈れる書

第一章

神昔は多の區別をなし多の方をもて預言者により列祖に
告給ひしが 二 この末日には其子に託て我儕に告たまへり神は彼
を立て萬物の嗣とし且これを以て諸の世界を造りたり 三 彼は神
の榮の光輝その質の眞像にて己が權能の言をもて萬物を扶持わ
れらの罪の淨をなして上天に在す威光の右に坐しぬ 四 彼が受し
名の天の使者の名よりも愈れる如く彼等よりは愈れり 五 それ天
の使等の中なる誰に曾て如此いへる乎なんぢは我子なり我今日
なんぢを生りと又われ彼の爲に父とならん彼は我ために子と作
べしと 六 また冢子を世に入しむる時に曰給へるは神の諸の使者
は皆これに跪くべし 七 また使者等に就ては彼その使者等を風と
なし其役ふる者を火焔となすと曰り 八 その子に曰るは神よ爾の
位は世々に及び爾の國の杖は正き杖なり 九 なんぢ義を愛し惡を

惡む是故に神すなはち爾の神は喜樂の膏を以て爾の侶よりも愈
りて爾に沃り 十 また曰く主よ爾元始に地の基を奠く天も爾の手
の工なり 十一 此等は亡ん然ど爾は恆に存ん此等は凡て衣の如く舊
びん 十二 爾これを袍の如く捲む又かれらは變らん然ど爾は變る
ことなし爾の壽は終ざる也 十三 使者等の中なる誰に爾の敵を爾の
足凳となすまで我右に坐すべしと曾て云給へることと有しや 十四 凡
て天の使者は救を嗣んとする者に事んため遣さるゝ靈に非ずや

第二章

是故に我儕聞し所を流過ることなく莫らん爲なほいよいよ篤く
愼むべし 二 それ天使等に託て告給ひし言堅立して凡の違逆と不
順とことなる正き報を受たらんには 三 此の如き大なる救を我儕等閑
にして何で逭ることを得んや斯は始め主に託て示されたるを
聞し者ども我儕に言證たり 四 神も亦その聖旨に循ひて休徵と奇
跡および萬殊の異能と分予ふる所の聖靈を以て彼等と偕に證せ

り　五 それ神は我儕が言ところの來らんとする世を天の使等には
服はせざりき　六 或篇に人證して曰けるは人を誰として爾これを
心に記るや人の子を誰として爾これを眷顧るや　七 爾かれを天の
使等より少しく遜しむ彼に榮と尊貴を冠らせ又なんぢの手にて
造りし者の上に之を立たり　八 なんぢ萬物を其足下に服せしむ既
に萬物を之に服せしむれば必ず服せずして遺る物なし然ど今に
至るまで我儕萬物の未だ之に服せしを見ず　九 惟われら天の使等
より少しく遜されし者即ち死の苦を受しに因て榮と尊貴を冠せら
れたるイエスを見たり其死たるは神の恩に因て衆の人に代り死
を嘗へんが爲也　十 是おほくの子を榮に導かんとて其を救ふ君を
して苦難を以て成しむるは萬物の歸するところ萬物を造れる者
に應ること也　十一 それ潔る者と潔らるゝ者と凡て一より出ての故
に彼等を兄弟と稱るを恥とし給はずして　十二 曰らく我なんぢの名

を我が兄弟に示さん爾を教會の中に讃ん 十三 また曰く我それに依
頼ん又いはく我と神の我に予へし諸子を視よ 十四 それ諸子は偕に
肉と血とを具れば彼も同く之を具ふ是死をもて死の權威を有る
もの即ち惡魔を滅ぼし 十五 かつ死を畏て生涯つながるゝ者を放た
ん爲なり 十六 實に天の使等を助ずアブラハムの子孫を助く 十七 是故
に神に屬る事について矜恤と忠義ある祭司の長となりて民の罪
を贖れん爲に諸事に於て兄弟の如なるは宜なり 十八 蓋かれ自ら誘
れて艱難を受たれば誘るゝ者を助得るなり

第三章

是故に同く天の召を蒙りし潔き兄弟よ 二 モーセが神の全
家に忠義をせし如く己を立し者に忠義ある我儕が信ずる所の使
者たる祭司の長たるイエスを深く思ふべし 三 それ家を建りし者
の家より過て榮あるが如く彼もモーセより過て榮を受べき者
とせられたり 四 凡そ家は之を建れる者あり萬物を造れる者は神

なり　五 夫モーセは將來に言傳へられんとする事の證をせんが爲に僕の如く神の全家に於て忠義をなし　六 キリストは子たる者の如く神の家を守れり我儕もし信仰と望の喜とを終まで堅く保ば我儕は其家なり　七 是故に聖靈の云る如くせよ爾曹もし今日其聲を聞ば野に在て主を試みたる日ろの怒を惹し時の如く　八 爾曹心を剛愎にする勿れ　九 其處に於て爾曹の列祖われを試み我をためし又四十年の間わが作爲を觀たり　十 是故に我ろの代の人を怒て彼等は常に心惑りと曰り然ど我道を知ざりき　十一 故に我憤りて彼等は我が安息に入べからずと誓たり　十二 兄弟よ爾曹が中に不信仰なる惡き心を懷て活神の前より離を墮ることを莫らんやう愼むべし　十三 爾曹のうち誰一人罪の誘惑に由て剛愎にならざるやう今日と稱るうちに日々互に相勸めよ　十四 蓋我儕もし始の信仰を終まで堅く持ばキリストに與る者となるらん　十五 夫いへる言あり若し今

日その聲を聞ば怒を惹し時のごとく爾曹の心を剛愎にする勿れ
十六 聞てなほ怒を惹し者は誰ぞやモーセに從ひてエジプトより出
たる衆の者に非ずや 十七 神は四十年のあひだ誰に向て怒しや罪を
犯して其屍を野に仆しゝ者どもに怒れるならずや 十八 又その安息
に入べからずと誰に向て誓しや信仰せざりし者等に誓るならず
乎 十九 是に由て觀ば彼等が入ことを得ざりしは不信に由てなり

第四章

是故に我等畏るべし其安息に入る約束は今も尙のこれど
も恐くは亦爾曹のうち之に及ざる者あらん 二 蓋われらも彼等が
如く福音を宣傳られたり惟かれらが聞し所の言はその信仰劑ざ
りしが故に聞る者に益なかりき 三 信ずる所の我儕は安息に入こ
とを得るなり即ち言給ひたるが如し我怒れるとき誓て彼は我が安
息に入べからずと云り然ども地基を奠し時より其工はみな成り
四 そは或篇に七日について左の如く云り神は第七日に凡て其工

を息めりと 五 又この篇に彼等は我が安息に入べからずと云り 六
然ば之に入べき者あり先に福音を傳られたる者は信ぜざるに由
て入ざりし也 七 是故に多年を經て後またダビデの書に於て日を
定て今日と云り前に云し如く今日もし其聲を聽ば爾曹心を剛愎
にする勿れ 八 若ヨシュア彼等を息せなば其のち神は他の日を言
ざるべし 九 然ば安息は神の民に遺れり 十 既に安息に入し者は神
のおのれの工を安息し如く彼も其工を息めり 十一 是故に彼等の如き
不信仰に倣ひて陷ざるやう我儕この安息に入んことを黽勉べし
十二 それ神の言は活てかつ能あり兩刃の劍よりも利く氣と魂また
筋節骨髓まで刺し剖ち心の念と志意を鑒察るものなり 十三 また物と
して神の前に顯ざるものなし我儕が係る者の眼の前に凡のもの
の裸にて露る〇 十四 然ば我儕に雲霄を通りて昇りし大なる祭司の
長すなはち神の子イエスあり故に我儕信ずる所の教を固く持つ

べし 十五 蓋われらが荏弱を體恤こと能ざる祭司の長は我儕に非ず
彼は凡の事に我儕の如く誘はれたれど罪を犯さゞりき 十六 是故に
我儕憐をうけ機に合ふ助となる恩惠を受ん爲に憚らずして恩寵の
座に來るべし

第五章 人の中より選るゝ諸の祭司の長は人のために神に屬ること
を任ぜられて罪の供物と犧牲を獻ることをする者なり 二 己みづ
から荏弱に周るれば亦愚昧なる迷へる者を憐むことを得なり 三
是に因て民の爲になす如く己が爲にも罪の禮物を獻ざるを得ず
四 この尊貴はアロンの如く神の召を受たる者に非れば自ら之を
取者なし 五 此の如くキリストも自ら尊びて祭司の長と爲ざり
き爾は我子なり我今日爾を生りと言し者彼を尊びて然なせり 六
また別の篇に爾は窮なくメルキセデクの班の如き祭司たりと云
給へるが如し 七 かれ肉體に在しとき哀哭び涙を流して死より己

を救得る者に祈りまた懇求をなし其敬畏によりて聽るゝことを得たり 八 かれ子たれども受る所の苦難に由て順ふことを效ひ 九 既に完全ければ凡て彼に順ふ者は永救の原となれり 十 彼はメルキセデクは班の如き祭司の長なりと神に稱られき○ 十一 此に就て我儕多く語るべき言あれど爾曹が耳にぶきに因て講明がたし 十二 既に爾曹は時を經ること久しければ人の師となるべき者なるに今また神の示し給へる教の端を教られざるを得ず爾曹は堅き食物ならで乳を用べき者となれり 十三 凡そ乳を用る者は赤子なれば義に屬る教に熟せず 十四 夫かたき食物は心を勞かせ練て善惡を辨へうる成人の用るものなり

第六章

是故に我儕キリストの教の始を離れ死行の悔改め神に屬る信仰 二 萬殊の洗の禮また手を按こと死し人の復生かぎりなき刑罰これらの教の基は再び置ことをせずして完全に進むべし 三

もし神許し給はゞ我儕これを行ん　四　それ一び光照をえ天の賜を
うけ聖靈を蒙り　五　神の善言と來世の權能とを嘗ひて後　六　墮落す
る者は神の子を再び十字架に釘て顯辱とするが故に復これを悔
改に立返らすることは能ざる也　七　夫地しば〱其上に降る雨を
吸入て耕者の爲になるべき菜蔬を生ぜば神より恩を受　八　然ど荊
棘と蒺藜を生ぜば棄られ且詛に近く其終は焚るべし　九　愛する者
よ我儕如此いへども爾曹は此に愈れることと即ち救に近ことを深く
信ぜり　十　神は爾曹が先に聖徒に事へ今も尚これに事るその功勞
と聖名の爲に顯しゝ其愛を忘るゝ不義なる者に非ず　十一　爾曹おの
おの終に至るまで疑を懷かざる望を保んが爲に以前と同じ慇懃
を表し怠らずして　十二　かの信仰と忍耐を以て約束を嗣る者に倣ん
ことを我儕欲へり　十三　それ神はアブラハムに約束し給しとき己よ
り大なる者の指て誓ふべきなきが故に己を指て誓　十四　曰給けるは

我なんぢを大に惠まん又なんぢの子孫を大に益ん 十五 かれ忍て此の如く約束のものを得たり 十六 凡そ人は己より優たる者を指て誓ふまた事を定る誓は凡て彼等の爭辯を止るなり 十七 然ば神は約束を嗣者に其旨の易らざることを愈表さんとして約束の上にまた誓を立給へり 十八 神の謊ること能ざる此二件の易るなきことは前に立ところの望を執んとて怒を避たる我儕を慰めんが爲なり 十九 我儕が此望は靈魂の錨の如し堅固して動かず幔の内に入る 二十 我儕の爲にイエス前驅して其處に入メルキセデクの班の如く窮なく祭司の長となれり

第七章

此メルキセデクはサレムの王にて至高き神の祭司なりしがアブラハム王等を殺して旋しとき彼アブラハムを迎て祝せり
二 アブラハム之に凡て所獲の十分の一を分たり先その名を譯ば義の王次にサレムの王と云これ即ち平康の王なり 三 彼は父なく

母なく族譜なく生の始なく亦終もなし神の子に象られて恒に祭司たりき

四 先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に予へし其人の如何に尊きを思ふべし

五 レビの子孫のうち祭司の職を受る者は律法に循ひて民即ち其兄弟より十分の一を取ことを命ぜらる彼等はアブラハムの腰より出たる者と雖もなほ然なせり

六 されど此血脈に非ずして彼はアブラハムより十分の一を取て其約束を有てる者を祝せり

七 劣れる者の優れる者に祝さるゝは論なきこと也

八 此なる十分の一を受る者は死べき者彼なるは活る者なりと證せられたり

九 また十分の一を受る所のレビもアブラハムによりて十分の一を輸たりと言べし

十 蓋メルキセデクが彼に遇るときレビも其父の腰に在しなり

十一 民はレビの裔なる祭司の職に本きて律法を受たり若この職に頼て完全なることあらば何ぞ別にアロンの班と稱ざるメルキセデクの班の如き祭司の

起ることを求めん乎 十二 既に祭司の統かはる時は律法も亦必ず易
るべし 十三 此等の事は祭壇に役たる者なき支派に屬る者を指て言
り 十四 我儕が主のユダより出し事は明かなりモーセこの支派に就
て祭司の職のことは何をも言ざりき 十五 既にメルキセデクの如き
他の祭司起たるときは律法の易る事も愈明らけし 十六 彼は肉體に係る
律法の例に循ひて立ず朽ざる生命の能に循ひて立り 十七 蓋メルキ
セデクの班の如く爾は窮なく祭司たりと證せられたれば也 十八 そ
れ律法は何事をも全うせし所なし 十九 是故に前の法度はその荏弱
と益なきを以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕この
望に因て神に近くことを得るなり 二十 この人々は誓なくして祭司と
なれど彼は誓を以て祭司となれり是主かはりなき誓を立て爾は
メルキセデクの班の如く窮なく祭司たりと語れる者によるなり是の
如くイエスは誓に非ざれば祭司とならざるほど尤も善契約の保

証人となれり 二三 彼等は死あるに因て永く存ること能はず故に祭司となりたる者多りき 二四 然どイエスは窮なく存が故に易ことなき祭司の職を有り 二五 是故に彼は己に頼て神に就る者の爲に懇求んとて恒に生れば彼等を全く救ひ得るなり 二六 是の如き祭司の長は我儕に當れる者なり彼は聖潔して不善ことなく穢なくして罪人に遠かれり且天よりも高し 二七 又かの祭司の長等の如く先おのれの罪のち民の罪の爲に日ごと儀牲を献べき由なし蓋すでに一次おのれを献て之を成しなり 二八 それ律法は弱き人を立て祭司の長となせり然ど律法の後の誓の言は窮なく全き子を立たり

第八章

我いへる所の肝要は是の如き祭司の長の我儕に在ことなり彼は天に於て大なる威光ある者の位の右に坐して 二 聖所に役ふ即ち人の建る所に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり 三 諸の祭司の長の立られたるは禮物と儀牲を献る爲なるが故に彼も

亦りならず獻る所は物あるべし 四 彼もし地に居ば祭司と爲べか
らず蓋すでに律法に循ひて禮物を獻る祭司あれば也 五 彼等が事
る所は天にある者の狀と影なりモーセ幕屋を造らんとせし時に
爾慎て凡の事をなすには山に於て我なんぢに示しゝ所の式に遵
ふべしと示されたりし如し 六 然ど今かれは愈れる約束に基きて
立られたる契約の中保となる是の如く彼は勝れたる職を得たり
七 そは初の契約もし闕ることなくば後の契約を立ることを索め
じ 八 その闕る所を彼等に示して曰く主いひ給ひけるは我イスラ
エルの家とユダの家に新約を立て全備するの日來らん 九 この約
は我手を執て彼等の先祖をエジプトの地より導き出せる日に立
し所の如きに非ず蓋かれら我が契約に居ず我また彼等を顧ざり
しが故なりと主いひ給ひたり 十 また主いひ給ひけるは其日の後
われイスラエルの家に立んとする契約は此なりわれは我が律法

をその念に置また其心に銘さん我かれらの神となり彼等我が民と爲べし 十一 各人その邦人と其兄弟に教て爾主を識と復いはじ蓋小より大に至るまで悉く我を識ん 十二 われ彼等の不義を恤み其罪と惡をまた意に記ざれむ也 十三 これ既に新と謂しは初の物を舊とする也それ舊て衰る物は殆んど消廢んとす

第九章

初の契約に祭の禮儀と世に屬る聖殿とあり 二 設たる前の幕屋を聖所と稱く內に燈臺と案と供のパンあり 三 また第二の幔の後の幕屋を至聖所と稱く 四 こゝに金の香鑪と徧く金を蔽ひし契約の櫃あり此中にマナを藏めたる金の壺とアロンの芽しゝ杖と二の契約の碑あり 五 上には贖罪所を覆へる榮耀のケルビンあり今これらに就て詳かに言ず 六 此の如く此等のもの既に備はり祭司等は常に前の幕屋に入て祭を行り 七 奧なる幕屋は祭司の長のみ年に一次いれど血を携ずしては入ことなし是れのれと民

の愆の爲に獻るなり 八 聖靈これを以て前の幕屋のなほ在りし時
は至聖所に入べき路の顯れざりし事を示す 九 この幕屋は當時の
ために設られたる表式なり之に循ひて獻たる禮物と犧牲はその
奉事る者の良心を全うすること能はざりき 十 此等はたゞ肉體に
屬る儀文にして食もの飲もの及さまざまの洗滌と共に振與らん
時まで負せられたる耳 十一 今キリスト既に至れり彼は來らんとす
る嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋すなはち此世に屬る
所の者ならぬ愈りたる大なる全き幕屋により 十二 羊犢の血を用ず
己が血をもて一たび聖所に入て永遠贖をなすことを得たり 十三 も
し汚穢に灑て牛および羊の血また焚る牝犢の灰など肉體を潔る
ことを得む 十四 況て永遠靈により瑕なくして己を神に獻しキリス
トの血は爾曹に活神を奉事せんがため死の行を去しめて其心を
潔ることを爲ざらん乎 十五 是故に彼は新約の中保となれり是始め

の契約の時に犯せる罪を贖ふべき死あるに由て召れたる者の窮
なき世嗣の約束を得んが爲なり 十六 凡そ遺書あるときハ必ず之を
錄しゝ者の死たることを顯さゞるを得ず 十七 それ遺書ハ之を錄せ
る者の活る時ハ少の力あることなくその人死てのち堅うなる也 十八
是故に初の契約も血なくしてハ立ざりき 十九 モーセ律法に遵ひて
諸の誡を衆の民につげ犢と羊の血および水を取て絳の毛と牛膝
草をもて書と衆の民に灑て云 二十 これ神の爾曹に命じ給へる契約
の血なり 二一 また此の如く血をもて幕屋と凡の祭器に灑り 二二 凡そ
律法に循ふ諸の物ハ血を以て潔らる血を流すことあらざれバ赦さ
るゝ事なし 二三 是故に天に在ものに象りたる物ハ必ず此等をもて
潔られしかど天に在ものハ此等よりも愈りたる犧牲を以て潔ら
るべき也 二四 キリストハ眞の物の模なる手にて造る聖所に入ず今
より永く我儕の爲に神の前に顯れんとて眞實の天に入ぬ 二五 また

彼は祭司の長が年ごとに他の物の血をもて聖所に入ごとく屢お
のれを獻ることをせず 二六 もし然ずば彼創世より以來しば/\苦
難を受べきなり然ど已を犧牲となして罪を除んが爲に今世の
季にひとたび顯現たり 二七 一たび死ることと死て審判を受ることと
は人に定れる事也 二八 如此キリストも多の人の罪を負んが爲に
一たび犧牲とせらるる彼は復罪を負ことなく已を望む者に再び顯
現て救を施すべし

第十章 律法は來らんとする美事の影にして實の形に非ざれば年
ごとに斷ず獻る所の祭物を以て神に來る者を恒に成全することを
能はず 二 もし成全することを得ば獻祭者一たび潔られ復罪を覺
えざるが故に獻ることを止ざらん乎 三 然ど年ごとに此祭をなす
に因て罪を憶ることと現はるる也 四 それ牛と羊の血は罪を除くこ
と能ざるに因 五 是故に彼世に臨るとき曰けるは爾犧牲と禮物を

欲まず唯わが爲に肉體を備ふ 六 なんぢ燔祭と罪祭を悅ばず 七 厥時われ曰けるは神よ我なんぢの旨を行はんとて來る即ち我について書に錄されたり 八 先には犧牲と禮物と燔祭と罪祭すなはち律法に循ひて獻るものを欲まず又悅ばずと言ひ 九 後には神よ我なんぢの旨を行はんとて來れりと言その後なる者を立ん爲に其先なる者を除けり 十 この旨に適て我儕は潔らる此はイエスキリストの一次おのが肉體を獻しに因てなり 十一 諸の祭司は日ごとに立て奉事をなし少も罪を除こと能はざる同じ犧牲を屢々獻ぐ 十二 然ど此人は一次罪の爲に一の犧牲を獻て窮なく神の右に坐し 十三 その敵を足凳となさん時を俟り 十四 蓋かれ一の獻物を以て潔まる者を永遠全成すれば也 十五 聖靈また我儕に之を證す蓋その日の後われ彼等と立んとする契約は此なりと云る後に 十六 主いひ給はく我が律法を其心に置その衷に銘し 十七 復その罪と惡とを我が意に記じ

と有がゆゑ也 十八 既に此等の赦あらんには復罪のために獻ることと無るべし 十九 是故に兄弟よ我儕イエスの血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路より幔なる其肉體を過り憚らずして至聖所に入事を得 二十 かつ神の家を理る 二一 大なる祭司あれば 二二 我儕誠實の心と疑を懷かざる信仰を保ち心の惡念を灑ぎ清水をもて身を洗ぎて近くべく 二三 又認はす所の望を動さずして固く守るべし蓋約束せし者は誠信なれば也 二四 われら互に顧みて愛心と善行を激勵し 二五 會集を輟る或人に效ふことなく共に相勸め其日いよ〳〵近るを見て益此の如くなすべし 二六 若われら眞理を曉得せられし後なは放縦に罪を犯さば罪を贖ふ犧牲また有ことなく 二七 惟おそれて審判を待ことゝ仇敵を焚滅さんとする烈火のみ遺るなり 二八 モーセの律法を廢る者も二三人の證あらば恤まるゝこと無して死べし 二九 況て神の子を蹂躪みづから潔られし契約の血を尋常のも

のとなし又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重こと幾何と意
ふや 三十 主いはく仇を報るは我にあり我報べし又いはく主その民
を鞫かん如此いへる者を我儕は知る 三一 活神の手に陷るは畏るべき
事なり 三二 なんぢら昔し光照を受しのち大なる苦の戰爭を忍たり
し日を憶起べし 三三 或は詬誶と艱辛をうけ人に觀玩の如くせられ
或は斯る事にあふ者に與ることを爲り 三四 そは爾曹わが縲絏に在る
を體恤また己がために天に於て愈美たる常に存つべき業あるを
知り爾曹が業を奪んとするをも喜びて受たり 三五 是故に爾曹
の大なる報を受べき信仰を投棄ること勿れ 三六 なんぢら必ず用べ
きものは忍耐なり是神の旨を行ひて約束のものを受んが爲なり
三七 今片時ありて來る者きたらん必ず遲らじ 三八 義人は信仰に由て
生べし若し退かば我が靈魂これを喜とせじ 三九 然ど我儕退きて沈
淪に及ぶべき者に非ず信じて靈魂の救を得べき者なり

第十一章

それ信仰は望む所を疑はず未だ見ざる所を憑據とする
もの也 二 古の人これに由て美稱を得たり 三 われら信仰に由て諸々
の世界は神の言にて造られ如此みゆる所のものは見べき物に由て
造られざることを知る 四 信仰に由てアベルはカインより愈れる祭物
を神に獻て義者と證せられたり蓋神その禮物について證し給へ
ば也 かれ死れども信仰に由て今なほ言へり 五 信仰に由てエノク
は死ざるやうに移されたり神これを移しゝに因て人見出すことを
得ざりき彼いまだ移されざる先に神に悦ばるゝ者と證せられ
し也 六 信仰なくして神を悦ばすことは能はず蓋神に來る者は神ある
を信じ且神は必ず己を求る者に報賞を賜ふ者なるを信ずべけれ
ば也 七 信仰に由てノアは未だ見ざる事の示を蒙り敬みて其家族
を救ん爲に舟を設けたり之に由て世の人の罪を定めまた信仰に
由る義を受べき嗣子となれり 八 信仰に由てアブラハムはその承

繼べき地に往との命を蒙り之お遵ひろの往ところを知ずして出
たり　九　彼また信仰お由て異邦お在が如く約束の地お寓り同じ約
束を相嗣るイサクヤコブと共お幕屋に居り　十　ろれ神れ造營める
所の基ある京城を望めむ也　十一　信仰に由てサラも孕を寓さるゝ力
をうけ年邁しあども子を生り是約束せし者れ誠信ありとおつき
む也　十二　是故に死たる者の如き一人より天の星の多と海邊の砂の
數へ難きが如く生出たり　十三　此等れ皆信仰を懷きて死り未だ約束
の者を受ざりしが遙かに之を望て喜び地に在ては自ら賓旅なり
寄寓る者なりと言り　十四　如此いふ者れ家鄉を尋る事を表す也　十五　彼等
もしろの出し地を念れゞ歸るべきの機ありしなるべし　十六　然ど彼れ
等れ更お愈きる所をあれち天に在ところを慕へり是故お神れ其
神と稱ることを耻とせざりき蓋りきらの爲お京城を備へ給ふれ
む也　十七　信仰お由てアブラハムれ試らきし時イサクを獻たり彼れ

約束を受し者なるが其獨子を獻たり 十八 此子に就ては爾の子孫イ
サクに由て稱らるべしと云れたりき 十九 彼おもへらく神は死より
之を復活し得ると即ち死より彼を受しが如なりき 二十 信仰に由て
イサクは來らんとする事に就てヤコブとエサウを祝せり 二一 信仰
に由てヤコブは死んとする時にヨセフの二人の子を祝し又その
杖の頭に扶て崇拜をなせり 二二 信仰に由てヨセフは死んとする時
にイスラエルの子孫のエジプトより出る事について語り又おの
が骸骨の事に就て命じたり 二三 信仰に由て父母はモーセの生れた
る時その美都き子なるを見て三月の間これを匿し又王の命をも
畏ざりき 二四 信仰に由てモーセは成長し時パロの女の子と稱るゝ
を辭たり 二五 暫く罪の樂を享んよりは寧ろ神の民と共に苦難を受
んことを善とし 二六 キリストの爲に受る詬誶はエジプトの貨財より
も寶貴と意へり蓋報賞を認て望むなり 二七 信仰に由て彼はエジ

プトを離れ王の怒を畏れざりき是見ざる者を見るが如く耐忍べば
也　二八 信仰に由て彼は逾越節と血を灑ぐ禮を守れり蓋長子を滅す
者の彼等に抵ざらんが爲なり　二九 信仰に由て彼等は紅海を陸の如
く涉しがエジプトの人は之を涉らんとして溺れ死たり　三十 信仰に
由て七日の間エリコの城を環巡たるに遂にその石垣くづれたり
三一 信仰に由て妓婦のラハブは信ぜざる者と共に亡ざりき蓋偵者
を接て之を平安ならしめたれば也　三二 われ更に何を言んや若ギデ
オン、バラク並サムソン、イピタ、ダビデ並サムエル及び預言者等の
事を言んには時足ざる也　三三 かれら信仰に由て諸國を服し義を行
ひ約束の者をえ獅の口を箝み　三四 火勢を滅し劍の刃を避れ荏弱よ
りして剛強せられ戰爭に於て勇しく異邦人の陣を退かせたり　三五
婦も亦死たる者の復活を受しことあり亦ある人は最も愈れる復
生を得べき爲に酷刑られて免ることを欲まざりき　三六 また或人

れ嬉笑をうけ鞭扑れ縲絏と囹圄の苦を受
三七 石にて撃れ鋸にてひかれ火にて焚れ刃にて殺され綿羊と山羊の皮を衣て經あるき窮乏して艱苦めり
三八 世は彼等を居に堪ず彼等は曠野と山と地の洞と穴とに周流たり
三九 彼等は皆信仰に由て美名を得たれども約束の所を得ざりき
四十 かは彼等も我儕と偕ならざれば成全すること能はざる爲に更に愈れる者を神預じめ我儕に備へ給へり

第十二章

是故に我儕かく許多の見證人に雲の如く圍まれたれば諸は重負と纏る罪を除き耐忍びて我儕の前に置れたる馳場を趨り
二 イエス即ち信仰の先導となりて之を成全する者を望むべし彼は其前に置ところの喜樂に因てかれ恥をも厭はず十字架を忍びて神は寶座の右に坐しぬ
三 なんぢら倦疲れて心を喪ふこと莫らん爲に惡人は如此おのれに逆ひしをも忍たる者を思ふべし
四 なんぢら惡を爭ひ拒て未だ血を流に至らず
五 また子に告るが如く

告給ひし言を爾曹忘たり曰く我子よ爾主の懲治を輕ずる勿れ其譴責を受るとき心を喪ふ勿れ
六 そは主その愛する者を懲め又すべて其納る所の子を鞭てり
七 なんぢら若し懲治を忍ばゞ神は子の如く爾曹を待ひ給ふなり誰か父の懲めざる子あらんや
八 衆の人の受る懲治もし爾曹に無ところは私子にして實子に非ず
九 また我儕の肉體の父は我儕を懲めし者なるに尚これを敬へり況て靈魂の父に服ひて生を得ざるべけんや
十 肉躰の父はその心に任せて暫く我儕を懲む然ど靈の父は我儕に益を得しめて其聖潔に與らせんがため懲むることを爲
十一 凡の懲治今は悅ばしからず反て悲と意はる然ど後これに由て鍛錬する者には義の平康なる果を結ばせり
十二 是故に爾曹疲たる手弱たる膝を健かにせよ
十三 足蹇たる者の迷ふことなく癒されんが爲なんぢらの足に平直なる徑を備ふべし
十四 なんぢら衆の人と和睦ことをなし自ら潔らんこ

ことを務めよ人もし潔らずば主を見ゆることを得ざる也 十五 なんぢら慎めよ恐くは苦根生いでゝ爾曹を擾さん且おほくの人これに因て汚るべし 十六 恐くはエサウの如く淫を行ひ妄なる事をなす者あらん彼は一飯のために長子の業を鬻り 十七 其のち祝ふ所の福を嗣んことを求たれども終に棄られ涙を流して志を挽回さんとせしが得ることを能ざりし也爾曹の知ところ也○ 十八 爾曹は近づける所は捫るべき山に非ず或は燃たる火あるひは密雲あるひは黒暗あるひは暴風 十九 あるひは箛の音あるひは言語の聲に非ず此聲を聞し者は再び言をもて語給はざることを求へり 二十 そは獸さへ若し山に觸なば石にて撃るべしと命ぜられしを彼等忍ぶこと能はざりし故なり 二一 その見しところ極て畏しかりければモーセも我甚く恐懼戰慄りと曰り 二二 然ど爾曹は近ける所はシオンの山また活る神の城なる天のエルサレムまた千萬の衆すなはち天使の聚集

二三 天に錄されたる長子どもの敎會また衆の人を鞫く神および成
全せられたる義人の靈魂 二四 新約の中保なるイエス及び灑ぐ所の
血なり此血の言ところはアベルの血のいふ所よりは尤も愈れり
二五 愼みて告る所の者を拒む勿れ若し地にて示せる者を拒し彼等
免るる事なかりしならば況て我儕天より示せる者を拒て免る
ゝ事を得んや 二六 昔は其聲地を震へり今は彼つげて曰く我また一
次地のみならず天をも震はん 二七 この再一次と言るは震るべき者
の棄られんことを示す此等の造られたるは震はれざる者の存ん
ため也 二八 是故に我儕震ざる國を得たれば恩に感じて虔み敬ひ
神の意旨に合ふ所をもて之に事ふべし 二九 夫われらの神は燬盡す
火なり

第十三章 なんぢ恒に兄弟の相愛する心を存べし 二 遠人を接待事
を忘るゝ勿れ或人かく行たれば知ずして天使を接待せり 三 己と

もに囚るゝが如く囚者を念へ爾曹も亦身に在が故に苦む者を念
ふべし 四 なんぢら婚姻の事を凡て貴め又牀をも汚すこと勿れ神
は苟合また奸淫する者の罪を定むべし 五 なんぢら世を過るに貪
ることをせず有ところを以て足りとせよ蓋われ爾を去ず更に爾
を棄じと云給ひたれば也 六 然ば我儕毅然して曰べし主われを助
る者なれば畏なし人われに何をか行んと 七 神の道を爾曹に敎へ
爾曹を導く者を念へ其行の果を觀てその信仰に效ふべし 八 イエ
スキリストは昨日も今日も永遠變らざる也 九 萬殊なる敎と異る敎
に播蕩さるゝ事勿れ恩に由て心を堅固せられ飮食に由ざるは善
し飮食に由て行ひたる者は益する所なかりき 十 我儕に祭壇あり
此上の物を幕屋に事る人は食ふことを得ざる也 十一 祭司の長罪を
贖んが爲に獸の血を携へて聖所に入るの獸の體を營外にて焚
り 十二 是故にイエスも己の血をもて民を潔んが爲に門の外に苦を

受しなり 十三 然ば我儕も彼の詬誶を負て營外に出かれに往べし 十四
我儕こゝに在て恒に存べき城邑なし惟きたらんとする城邑を
求む 十五 是故に我儕かれに由て恒に讚美の祭を神に獻べし即ち其
名を頌る唇の果なり 十六 然どまた善を行と施捨を行ことを忘るゝ
勿れ此の如き祭は神これを悅べば也 十七 爾曹を導く者に循ひて服
すべし彼等は己が事を神の前に訴ふべき者なるが故に爾曹の靈
魂のために守ることを爲ばなり彼等を歎せず歡びて守ることを
爲しむべし然ざれば爾曹に益なし 十八 なんぢら我儕のために祈禱
せよ我儕よき心ありて凡の事に善行をなさんと爲ことを信ずれ
ば也 十九 わきて尚も速に爾曹に歸ることを得んが爲に爾曹の祈んこ
とを更に求む 二十 願くは窮なき契約の血に由て羊の大牧者なる我
儕の主イエスキリストを死より甦らしゝ平安の神 二一 イエスキリ
ストに由て其悅ぶ所を爾曹の心の中に起し又爾曹をして其旨を

行ハせんが爲ふ凡の善事ふ於て爾曹を全うせしむべし榮光のき
ふ歸して世々暨ゐうらんアーメン 二二 ○兄弟よ今われ爾曹ふ畧か
き贈りたきむ我が勸の言を容んてとを請 二三 我儕が兄弟テモテの
釋さきし事を爾曹知べし彼もし速かふ來らむ我かきと偕ふ爾曹
を見ん 二四 請すべて爾曹を導く者および諸の聖徒ふ安を問イタリ
ヤより來りし者も安を爾曹ふ問り 二五 願くハ恩寵なんぢら衆の人
と偕に在んてとをアーメン

新約全書希伯來書終

新約全書使徒ヤコブの書

第一章

一 神および主イエスキリストの僕ヤコブ各處に散をる十二の支派に安を問 二 わが兄弟よ若なんぢら各様の試誘に遇ば之を喜ぶべき事とそべし 三 蓋なんぢらの受る信仰の試みハ爾曹をして忍耐を生ぜしむると知ばなり 四 なんぢら全く且備りて缺る所なからん爲に忍耐をして全く働かしめよ 五 爾曹の中もし智慧足ざる者あらバ夫の咎ることなく惜ことなくして衆人に予る神に求めよ然ば予られん 六 然ど疑ふことなく信じて之を求むべし疑ふ者ハ風に撼されて翻へる海浪の如し 七 斯の如き人ハ主より何物をも受ると想ふ勿れ 八 斯の如き人ハ二心にして其行ふ所の事すべて定準なし 九 卑き兄弟ハ其高せらるゝ事を喜樂とせよ 十 富る者ハ其卑せらるゝ事を喜樂とせよ蓋草の花の如く逝べければ也 十一 それ日出て熱し草を枯せば其花おち其美しき容きゆ富る者

も亦かくの如く其爲ところ半にして己まづ亡ん
十二 忍て試誘を受る者は福なり蓋こゝろみを經て善とせらるゝ時は生命の冕を受べければ也この冕は主己を愛する者に約束し給ひし所のもの也
十三 誘るゝ者は神己を惡に誘ふと言なかれ神は惡に誘れず亦人をも惡に誘ひ給はず
十四 人惡に誘るゝは己の慾に引れて誘はるゝ也
十五 慾すでに孕て罪をうみ罪すでに成て死を生
十六 わが愛する兄弟よ自ら欺く勿れ
十七 凡の善賜と全き賜はみな上より諸の光明の父より降るなり父は變ること無また轉動て顯るゝ影もなき者なり
十八 かれ己の旨に循ひ眞道を以て我儕を生り是我儕をして其造る所の物の中にて初に結べる果の如き者とならしめん爲なり○
十九 是故に我が愛する兄弟よ人おの〳〵聽ことを速かにし語ることを徐し怒ことを徐すべし
二十 それ人の怒は神の義を行ふ事をせざれば也
二一 然ば諸の汚穢と多の邪惡をすて柔和を以て爾曹の

心に殖たる所の靈魂を救得る道を受べし 二二 なんぢら道を行ふ者
となるべし徒これを聞のみにして自己を欺く者となる勿れ 二三 そ
れ道を聞のみにして之を行はざる者は鏡に向て本來の面をみる
人に似たり 二四 かれ己を照し視て去のち直に其如何なる相貌なり
しかを忘る 二五 然ど自由なる全き律法を切々に觀て離ざる者は
是功を行ふ者にして聞て忘るゝ者に非ず斯人その行ふところ福
あらん 二六 爾曹のうち誰か若みづから神に事る者と意ひて其舌に
轡をつけず自ら其心を欺かば其事るところは徒然なり 二七 神なる父
の前に潔して穢なく事るところは孤子と寡婦を其患難の中に眷顧
また自ら守て世に汚されざる是なり

第二章 わが兄弟よ爾曹榮の主なる我儕の主イエス キリストの信
仰の道を守らんには人を偏視ること勿れ 二 もし人金環をはめ美
しき衣服を着て爾曹の會堂に來り又貧き人汚たる衣服を着て來

らんに　三　なんぢら美しき衣服を着たる人を顧みて爾ての榮位に坐きと曰また貧者に爾彼處に立といひ或は我が足下に坐きと曰む　四　爾曹は各人のうち區別を立また惡念を以て人を分もれに非ずや　五　我が愛する兄弟よ聽け神は斯世の貧者を選て信仰に富せ己を愛する者に約束し給ひし所の國を嗣べき者とならしめ給ふに非ずや　六　然るに爾曹貧者を藐視たり爾曹を凌虐また裁判所に曳ものは富者に非ずや　七　彼等は爾曹が稱らるゝ所の美名を謗す者に非ずや　八　爾曹もし聖書に載る所の己の如く爾の隣を愛すべしと云る貴き法を守らむ其行ふところ善し　九　然ど若し人を偏視ることをせむ是罪を行ふなり律法爾曹を定めて罪人とせん　十　人律法を悉く守るとも若その一に躓かむ此全を犯するなり　十一　そは姦淫する勿れと言る者また殺すこと勿れと言む爾曹姦淫せずとも若し殺することをせむ律法を犯す者となるなり　十二　なんぢら言ることと行

ふこと自由の律法に循て鞫を受んとする者の如くすべし 十三 憐むことをせざる者は鞫かるゝ時また憐まるゝことを無らん矜恤は鞫に勝なり〇 十四 わが兄弟よ人自ら信仰ありと言て若し行なくば何の益あらん乎その信仰いかで彼を救ひ得んや 十五 もし兄弟あるひは姉妹裸躰にて日用の糧に乏からんに 十六 爾曹のうち或人これに曰て安然にして往け願くは爾曹温かにして飽ことを得よと而して其身體に無てならぬ物を之に予ずば何の益あらん乎 十七 此の如く信仰もし行を兼ざるときは乃ち死るなり 十八 或人いはん爾信仰あり我行ありと請なんぢが行を兼ざる信仰を我に示せ我は我が行に由て我が信仰を爾に示さんと 十九 なんぢ神は惟一なりと信ず如此信ずるは善し悪鬼も亦信じて戰慄り 二十 あゝ愚なる人よ行を兼ざる信仰の死ることを爾知んと欲ふや 二十一 我儕の先祖アブラハムその子イサクを壇の上に獻て義とせられたるは行に由に非ずや

二二 ろの信仰行と共ふ働き且行に由て信仰全備を得たるを爾見べし 二三 てき聖書ふ録してアブラハム神を信ず其信仰を義とせらきたりと有ふ應へり彼また神の友と稱きたり 二四 なんぢら人の義とせらるゝハ信仰ふのみ由ふ非ず行ふ由てことを知あるべし 二五 また妓婦ラハブ使者を受てきを他の途より去しめて義とせらきたるハ行ふ由に非ずや 二六 身もし靈魂はなるれむ死るおとく信仰も行ひ離れむ死るあり

第三章 わが兄弟よ爾曹多く師とある可らず蓋われら師たる者の罰を受るあと尤も重と知むあり 二 われらハ皆しば〳〵愆を爲る者あり人もし言に愆なくむ是全人にして全體ふ轡を置得るあり 三 夫わきら馬を己ふ馴れせんとして其口ふ轡と置ときハ其全體を馭すべし 四 舟も亦ろの形ハ大く且狂風ふ追るゝとも小舵を以て舵子の意の隨ふ之を運するあり 五 此の如く舌も亦小ものふして

誇ること大なり視よ微火いかに大なる林を燃すを 六 舌は即ち火
すなはち悪の世界なり舌は百體の中に備りありて全體を汚し又
全世界を燃すなり舌の火は地獄より燃出 七 それ各類の獸禽昆蟲
海に在ものも皆制を受また既に人に制せられたり 八 然ど人たれも
舌を制し能はず乃ち抑がたき悪にして死毒の充るものなり 九 我儕
これを以て主なる父を祝また之をもて神の形に像りて造られた
る人を詛ふ 十 祝と詛一の口より出わが兄弟よ此の如きことは有
べきに非ず 十一 泉の源は一穴より甘水と苦水を並に出さんや 十二 わ
が兄弟よ無花果の樹橄欖の果を結び或は葡萄の樹無花果の果を
結ぶことを得んや斯の如く泉の源鹹水と淡水を並に出すこと能
はず 十三 爾曹のうち智くして聰明ものは誰なるや柔和なる智慧を
以て善行を彰すべし 十四 然ど若なんぢら心の中に苦嫉と忿爭を懷
かば是眞理に背なり眞理に背て誇る勿れ又誑る勿れ 十五 斯る智慧

は上より下るに非ず地に屬るもの情慾に屬るもの惡魔に屬るも
の也 十六 それ媢嫉と忿爭ある所には亂と諸般の惡事とあれバ也 十七
然ど上よりの智慧は第一に潔く次に平和寛容柔順かつ矜恤と善
果みち人を偏視ずまた僞なきもの也 十八 義の果は平和を行ふ者の
平和を以て種に由て結ぶなり

第四章

爾曹の中の戰鬪と爭競は何より來しや爾曹の百體の中に
戰ふ所の慾より來しに非ずや 二 爾曹貪れども得ず殺ことをし妬
ことを爲ども得ことを能はず爾曹爭競と戰鬪せり爾曹は求ざるに
因て得ざる也 三 なんぢら求てなほ得ざるは爾曹慾のために費さ
んとして妄に求るが故なり 四 姦淫を行ふ男女よ爾曹世を友とす
るは神に敵するなるを知ざらんや世の友とならんことを欲ふ者
は神の敵なり 五 聖書に神は我儕の衷に住しめ給ふ靈熱心を以て
我儕を愛むと言るを爾曹虚きことゝ意ふや 六 神更に大なる恩惠

を予ふ此に由ていふ神は驕傲者を拒ぎ謙卑者に恩を予ふと 七 是故に爾曹神に服へ惡魔を拒げ然ば彼なんぢらを逃去ん 八 なんぢら神に近け然ば神なんぢらに近き給はん罪人よ爾曹の手を淨せよ二心の者よ爾曹の心を潔くせよ 九 なんぢら苦め哀め哭なんぢらの笑を哀哭に易よ爾曹の歡樂を憂に易よ 十 自己を主の前に卑せよ然ば主なんぢらを高せん 十一 兄弟よ互に謗る勿れ兄弟を謗あるひは兄弟を議する者は律法を謗り律法を議するなり爾もし律法を議せば律法を行ふ者に非ず律法を議する者なり 十二 律法をたて人を議する者は惟一なり彼は救ふこと滅すことを爲得る也なんぢ誰なれば隣を議する乎 十三 われら今日明日某の邑にゆき彼處に一年とゞまり賣買して利を得んといふ者よ 十四 なんぢら明日の事を知ず爾曹の生命は何ぞ暫く現れて遂に消る霧なり 十五 爾曹の言ことに易て如此いへ主もし許し給はゞ我儕活て或は此事ある

ひは彼事を行んと 十六 然ど今なんぢら驕りて誇ることを爲凡て此の如き誇は惡なり 十七 人善を行ふ事を知て之を行はざるは罪なり

第五章

富者よ爾曹既に來らんとする禍害を思て哭叫ぶべし 二 爾曹の財は朽なんぢらの衣服は蠹ひ 三 爾曹の金銀は銹腐きり此銹證を爲て爾曹を攻かつ火の如く爾曹の肉を蝕ん爾曹この末の日に在てなほ財を蓄ふることをせり 四 視よ爾曹が其田を穫せし雇人に予ざる値は叫び其刈し者の呼聲は既に萬軍の主の耳に入り 五 なんぢら地に在て奢樂み屠らるゝ日に在て尚その心を悦せり 六 なんぢら義者を罪に定め且これを殺せり彼なんぢらを拒ざり 〇 七 兄弟よ忍て主の臨るを待べし視よ農夫地の貴き產を得を望みて前と後との雨を得まで久く忍て之を待り 八 爾曹も忍べ爾曹の心を堅せよ蓋主の臨り給ふこと近けむ也 九 兄弟よ爾曹互に怨ることを勿れ恐くは罪に定られん視よ鞫する者の門の前に立

り十兄弟よ爾曹主の名に託て語りし預言者を苦と忍との式とすべし十一われら忍ぶ者は福なりと意ふ也なんぢら曾てヨブの忍を聞り主いかに彼に行ひ給ひし乎その結局を見よ即ち主は慈悲深く且矜憫ある者なり十二兄弟よ一切誓ふ勿れ或は天あるひは地あるひは他物を指て誓ふ勿れ爾曹是を是とし否を否とすべし恐くは爾曹罪に定られん十三爾曹のうち誰か苦む者ある乎あらば祈禱せよ誰か喜ぶ者ある乎有ばその人讚美せよ十四爾曹のうち誰か病る者ある乎あらば教會の長老等を招くべし彼等主の名に託て其人に膏を沃ぎ之が爲に祈らん十五それ信仰より出る祈禱は病者を救ふべし主これを起さん若し罪を犯しゝことあらば赦されん十六なんぢら互に過ちを認らはし且病を瘉るゝことを得ん爲に互に祈るべし義者の篤き祈禱は力ある者なり十七エリヤは我儕と同情の人なり彼雨降ざることを切に祈りければ三年六ヶ月の間地に雨降ざり

き
十八 また祈りけれバ天より雨ふりて地ろの産を萌出せり
十九 わが兄弟よ爾曹のうち或ハ眞の道より迷る者あらんに誰の之を引反さバ
二十 此人知べし罪人を其迷る道より引反すハ乃ち其靈魂を死より救ひつ多の罪を掩ふてとを

新約全書雅各書終

新約全書使徒ペテロ前書

第一章　イエスキリストの使徒ペテロ書をポントガラテヤカパドキアアジアビテニアに散て處れる者 二 即ち父なる神福音に順れしめイエスキリストの血に灑れしめんとして其預じめ知たまふ所に循ひ靈の聖潔をもて選び給ひし人々に贈る願くは爾曹に恩寵と平康の增んことを〇 三 讃べきかな神われらの主イエスキリストの父これ其大なる矜恤を以て我儕を再び生我儕をしてイエスキリストの甦り給ひしてとに由て活る望を得させ 四 亦われらの為に天に藏ある朽ず汚れず衰へざる嗣業を得しめ給ふなり 五 なんぢら信仰に由て神の能に護られ已に備ある所の末時に顯れんとする救を得なり 六 之に由て爾曹喜べり今暫く各樣の艱難に遇て憂ざるを得ずと雖も却て喜をなせり 七 爾曹の信仰を試みらるゝは壞る金の火に試みらるゝよりも寶くして爾曹イエスキリ

ストの顯れ給はん時に稱讚と尊貴と榮光を得るに至らん　八爾曹イ
エスを見ざれども之を愛し今見ずといへども信じて喜ぶ其快樂
は言がたく且榮光あり　九蓋なんぢら信仰の效すなはち靈魂の救
を得るに因　十爾曹の受る所の恩を預言せし預言者等は此救に係
る事を探索りつ推究ねたり　十一即ち彼等その衷に居キリストの靈
キリストの受んとする苦難と其のち得んとする榮を豫じめ證し
たる此は何の日いかなる時を示せると推究ねたり　十二彼等は默示
を蒙りて其傳る所の事おのれの爲に非ず爾曹の爲なることを知れ
り其傳へし事は今天より遣り給ふ聖靈に由て福音を傳る者の爾
曹に告る所の事なり斯事は天の使等も知んことを欲へり　十三然ば
爾曹心の腰に帶して愼みイエスキリストの顯れ給ふ時なんぢら
に來らんとする恩惠を疑はずして望むべし　十四なんぢら孝子なる
に因て從前の蒙昧時の慾に效ふことなく　十五爾曹を召給ふ聖者は

效て凡の行を潔すべし 十六 そは録して我潔ければ爾曹も潔すべし
と有ばなり 十七 人を偏視ず各人の行に由て鞫く者を爾曹もし父と
呼ば世に寄る日を懼れて過すべし 十八 蓋なんぢら贖れて先祖
より傳りたる徒き行より離れしは銀や金の如き壞る物に由に非
ず 十九 疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に由ることを知ばなる
り 二十 キリスト世基を置ざりし先に定られ此末時に爾曹の為に顯
れ給へり 二一 爾曹はキリストを甦らせ且これに榮を予へ給ひし神
をキリストに由て信ずる者なり是故に爾曹の信仰と望は神に由
り 二二 爾曹すでに靈により眞理に循ひて靈魂を潔め偽なく兄弟を
愛するに至たれば潔心をもて互に篤く相愛すべし 二三 爾曹が再び
生るゝは壞べき種に由に非ず壞べからざる種すなはち窮なく存
つ神の活る道に由なり 二四 それ人は既に草の如く其榮は凡の草の
花の如し草は枯その花は落 二五 然ど主の道は窮なく存なり爾曹に

宣傳る福音は乃ちこの道なり

第二章

是故に爾曹すべての怨恨すべての詭譎また僞善媢嫉およ
び諸の謗言を棄て 二 今生れし嬰兒の乳を慕ふ如く爾曹心を養ふ
眞乳を慕ふべし此に由て爾曹長て救に至らん 三 なんぢら嘗ひて
主を仁ある者と知たらんには此の如すべし 四 主は人に棄られ給
へど神に選まれたる貴き活石なり 五 爾曹かれに來り活石の如く建
られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエスキリストに由て神
に悅ばるる靈の祭物を獻べし 六 それ聖書に錄して我選し所の貴
き隅の首石をシヨンに置これを信ずる者は辱しめられじと有ば
なり 七 この石信ずる爾曹には貴き物となり信ぜざる者には工師
に棄られて隅の首石となれる石となり 八 また躓く石礙ぐる岩と
為なり彼等は道を信ぜざるに因て之に躓く此は彼等かく定られ
たる也 九 爾曹は選れたる族王なる祭司聖民神に屬る者なり此は

爾曹をして召て幽暗より出し其異光に入給ひし者己の徳を顯さ
しめん爲に爾曹と此の如き者となし給へる也 十 爾曹は素民に非
ず然ど今神の民となる素矜恤を受ず然ど今矜恤を受たり○ 十一 愛
する者よ我なんぢらに勸む爾曹は賓旅また寄寓者なれバ靈魂に
逆ひて戰ふ肉の慾を去べし 十二 又なんぢら異邦人の中に在て善行
を作べし是爾曹を謗りて惡を行ふ者と言る異邦人をして爾曹の
善行を見て眷顧たまふ日に神を崇しめん爲なり 十三 なんぢら主の
爲に凡て人の立る所の者に服へ或は上にある王 十四 或は惡を行ふ
者を罰し善を行ふ者を賞る爲に王より遣されたる方伯に服ふべ
し 十五 蓋なんぢら善を行ふを以て愚なる人の無知の言を止るは神
の旨なれバ也 十六 なんぢら自由なる者の如くせよ然ど其自由を以
て惡を掩ふことなく神の僕の如すべし 十七 衆の人を敬ひ兄弟を愛
し神を畏れ王を尊ぶべし○ 十八 僕なる者よ畏懼を以て主人に服ふ

十八 僕たる者よ懼を懷て主人に服ふべし只善且者柔和なる者のミならず苛刻者にも服ふべし 十九 人もし受べからざる苦難をうけ神を敬ひて之を忍ばゞ嘉べき事なり 二十 爾曹もし過をなし撻れて之を忍とも何の嘉べき事あらん乎されど若し善をなし苦められて此を忍ばゞ神に嘉稱を得べし 二一 爾曹の召されたるは之が爲なり蓋キリスト爾曹の爲に苦をうけ爾曹をして己の跡に隨はしめんとて式を爾曹に遺し給へる也 二二 彼は罪を犯さず又その口に詭譎なかりき 二三 かれ詬られて詬らず苦られて厲言を出さず只義を以て鞫く者に之を託たり 二四 かれ木の上に懸て我儕の罪を自ら己の身に任給へり是我儕をして罪に死て義に生しめん爲なり彼の鞭扑きしに因て爾曹醫れたり 二五 それ爾曹はもと羊の如く迷たりしが今はなんぢらの靈魂の牧者監督に歸れり

第三章

一 妻なる者よ爾曹その夫に服ふべし若し敎に循はざる夫あ

らば教に由ず妻の行に由て服れん 二 それ爾曹の敬懼を以て潔き行をなすを見るに因てなり 三 爾曹の妝飾は髪を辮金を掛また衣を着るが如き外面の妝飾に非ず 四 たゞ心の内の隱たる人すなはち壞ることなき柔和恬靜なる靈を以て妝飾とすべし此靈の妝飾は神の前にて價貴ものなり 五 昔神に依賴みし聖女も其夫に服ひて此の如く己を飾たり 六 サラはアブラハムに服ひて之を主と稱しが如し若なんぢら善を行ひ何事をも懼ずば即ちサラの子たるなり 七 夫たる者よ爾曹も妻を遇ふこと弱き器の如くし理に循ひて之と同に居れを敬ふこと生命の恩を嗣者の如くすべし是なんぢらの祈禱に阻礙なからん爲なり○ 八 終に我これを言ん爾曹みな心を同うし互に體恤兄弟を愛し憐み謙遜 九 惡を以て惡に報る勿れ詬を以て詬に報る勿れ卻て此の如き人の爲に福を求べし蓋なんぢらの召れたるも福を嗣ん爲なればなり 十 それ生命を愛して佳日を

送らんと欲ふ者は舌を禁て惡を言ず唇を緘て詭譎を言ざらんこ
とをせよ　十一 惡を避て善を行ひ和睦を求て之を追べし　十二 それ主の
目は義人の上に止り其耳は義人の祈禱に傾き主の面は惡を行ふ
者に向て怒れば也　十三 爾曹もし熱心に善を行はゞ誰か爾曹を害は
ん乎　十四 縦ひ義き事の爲に苦めらるゝとも爾曹福なる者なり人の
爾曹を威嚇を畏るゝ勿れ亦憂る勿れ　十五 なんぢら心の中に主なる
キリストを崇むべし亦爾曹の衷にある望の緣由を問人あれば柔和
と畏懼を以て答をなさんことを恒に備よ　十六 かつ答るときは善良
心に從ふべし是なんぢらを惡を行ふ者と誣なんぢらがキリスト
に在て行ふ善行を誹る者の自ら愧ん爲なり　十七 若し爾曹が善を行
ふに因て苦を受ることは神の意旨ならば惡を行ふに因て苦を受る
に愈れり　十八 キリストも一次罪の爲に苦を受く義者不義者に代れ
り是われらを引て神に至らん爲なり彼その肉體は殺れ其靈は生

さきたり 十九 彼ろの靈を以て獄にある靈に宣傳へたり 二十 みの獄に
ある靈れ昔ノアの方舟を備る間神の忍て待給へるとき從れざりし
靈なり此方舟にいり水に由て救れし者れ僅にして惟八人なりき
二一 其水に由て表したるバプテスマイエスキリストの復生に由て
今我儕をも救ふ此バプテスマれ肉體の汚穢を除く表に非ず善良
心神を求る表なり 二二 イエスキリストは天に往て今神の右に在せ
り諸の天使權威ある者能ある者みな彼に服ふなり

第四章

キリスト既に我儕の爲に肉體に苦難を受給ひたきむ爾曹
も亦ろの心を以て自ら鎧ふべしろれ肉體に苦を受し者れ罪を斷
たきむ也 二 てきむ今より後人の慾ふ循れず神の旨ふ循ひて肉體に
寓きる餘時を過ん爲なり 三 夫わきら既ふ往ふし日れ異邦人の心
に從ひて好色、私慾、沈湎、醉興、酒宴、偶像を祭る憎べき事を行ひて既
や足り 四 なんぢら彼等と偕に放蕩の極に趨ざるに因て彼等あき

を怪みて爾曹を謗るなり 五 かれら生者死者を鞫んと備を爲をる
者に己の事を陳ん 六 福音は死し者に宣傳へたり蓋彼等をして其
肉体は人に由て審判を受るとも其靈は神に由て生命を得しめん
爲也 七 萬物の末期邇けり是故に愼みて自ら制することを爲て祈
禱すべし 八 何事よりも先たがひに篤く相愛することをすべし蓋
愛は多の罪を掩ばなり 九 なんぢら互に吝ことなく接待すべし 十
神の各樣の惠を司どる善家宰の如く各人〱その受し所の賜を以て
互に施すべし 十一 人もし道を語らば神の示と意ひて語るべし人も
し服役を作ば神の賜ふ能と意ひて服役を作べし是イエスキリス
トに由て每事に神に榮の歸せん爲なり夫榮と權は神に歸して世よ
々に至る也アーメン○ 十二 愛する者よ爾曹を試むる火の如き苦を
非常事の如くして爾曹異とする勿れ 十三 却てキリストの苦に與る
を以て歡樂とすべし然ば其榮の顯れん時また爾曹喜び躍らん 十四

若なんぢらキリストの名の爲に謗れなば福なり蓋榮の靈すなは
ち神の靈なんぢらの上に止ればなりキリストは彼等に謗されど爾曹
に崇らるゝ也 十五 爾曹の中あるひは人を殺し或は盜をなし或は惡
を行ひ或は猥に人の事に干涉などして苦に遇もの有ざれ 十六 若キ
リステアンたるに因て苦に遇ば羞ることなかれ却て之に縁て神を
崇むべし 十七 それ神の家を首として世を審判するとき已に至るな
り若し我儕ならば首に審判せらるゝ時は神の福音に從はざる者の
其結局は如何ぞや 十八 もし義者僅じて救るゝを得ば神を敬はざる
者と罪人は何處に立んや 十九 是故に神の旨に循ひて苦に遇ものは
善を行ひて其靈魂を信ずべき造物者に託すべし

第五章

キリストの苦を親く見て證をなし且顯れんとする榮に與
ることを得る者なる長老たる我なんぢらの中にて我と同く長老
たる者に勸む 二 爾曹の中にある神の羊の群を牧て之を牧司どる

に止を得ずして爲ず好てなし利を貪るために爲ず樂みて爲べし
三 又なんぢらに託せられたる者に主と爲べからず羊の群の式と爲
べし 四 なんぢら牧者の長の顯れん時に壞ることなき榮の冠冕を
得ん 五 また幼者に勸む爾曹長老に服へ且互にみな相服ひて謙遜
を衣よ夫神は驕傲者を拒ぎて謙遜者に恩を與給ふなり 六 是故に
爾曹神の大能の手下に己を卑すべし期至らば彼なんぢらを高せ
ん 七 爾曹その憂慮ところを悉神に託ぬべし蓋かれ爾曹を顧み給
へばなり○ 八 謹慎儆醒なんぢらの敵なる惡魔吼る獅子の如く徧
行て呑べき者を尋ぬ 九 なんぢら信仰を堅して之を禦げ蓋なんぢ
ら世にある兄弟の同く此苦を受るを知ばなり 十 諸の恩惠を予ふ
る神すなはち爾曹をして暫く苦を受る後キリストイエスにある
窮なき榮に入しめんとて爾曹を招きし神爾曹を全うし堅くし強
して基の上に置給ふべし 十一 願くは榮光と權力世々神に在アーメ

ン○十二われ意ふにシルワノは忠信なる兄弟なり我片の言れ書を
彼に託ね爾曹に贈て勸となし且なんぢらが立ところの恩は乃ち
神の眞恩なることを證せり十三バビロンに在所の爾曹と共に選き
たる敎會なんぢらに安を問また吾子マコも爾曹に安を問り十四な
んぢら愛の接吻を以て互に安をとへ願くはキリストイエスに在
るなんぢら衆に平康あらん事をアーメン

新約全書使徒彼得前書 終

新約全書使徒ペテロ後書

第一章 イエスキリストの僕また使徒なるシモンペテロ我儕の神と救主イエスキリストの義に由て我儕が受し所と同じ貴き信仰の道を受し者に書を贈る 二 願くハ神と我儕の主イエスを識るに因て爾曹に恩寵と平康の増んことを 三 神ハその能力に循ひて生命と敬虔に係る凡のものを我儕に賜へり是われら榮と德を以て我儕を召き給し者を識に由てなり 四 また神ハその榮と德に因て至大なる貴き約束を我儕に予へ給へり此ハ爾曹をして此約束に由て世にある所の慾の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲なり 五 是故に爾曹勤て信仰に德を加へ德に智識を加へ 六 智識に撙節を加へ撙節に忍耐を加へ忍耐に敬虔を加へ 七 敬虔に兄弟の睦を加へ兄弟の睦に愛を加ふべし 八 此等のもの若なんぢらの衷に在て彌增ときハ爾曹われらの主イエスキリストを識ことに怠ることなく

又實を結ざること無に至らん　九 此等のものゝなき者は盲なり遠
く見こと能はず且その舊き罪を潔られし事を忘るゝ也　十 是故に
兄弟よ勤て爾曹の召れし事と選れし事とを堅固せよ若前に告た
る事どもを行はゞ爾曹いつまでも躓くこと莫らん　十一 此の如ば神
なんぢらに我儕の主なる救主イエスキリストの永遠國に入の恩
を豐に予へ給ふべし〇　十二 是故に恒に我なんぢら此等の事を知か
つ既に受たる眞道に堅けれど尙なんぢらに此事を憶起させんと
して怠らざる也　十三 我この幕屋に居あひだ爾曹に此事を憶起させ
て爾曹を勵すは當然のことゝ意へり　十四 蓋われらの主イエスキリ
ストの我に示し給へる如く我わが幕屋を離ることの近を知ばな
り　十五 我また爾曹をして我が世を去ん後にも常に此等の事を憶
起さしめんことを勤む　十六 われら前に爾曹に我儕の主イエスキリス
トの能力と其顯を給ふことを告るに巧なる奇談を用ざりき我儕

れ親く其大なる威光を見し者なり　十七　至大なる榮光の中より聲あ
りて彼を呼これ我心に適ふ我が愛子なりと曰る此時かれ神なる
る父より尊と榮を受たり　十八　われら彼と偕に聖山に在し時この天
より出し聲を聞り　十九　殊に預言者の確言われらに在ての言は暗處
に輝る燈の如きものなり夜の明るまで明星の爾曹の心の中に出
るまで之を顧みば善　二十　まづ首に知べき事は聖書の諸の預言は預
言者おのれの意を以て示せるに非ざるを知んこと也　二十一　そは預言
は素より人意に由て出しに非ず神に屬する聖人聖靈に感じて語
りし者なれば也

第二章　昔し民の中に僞の預言者ありき其ごとく爾曹の中にも僞
の師いでん彼等は淪亡に至る異端を傳へ且おのれを贖ふ主を主
とせずして速かなる淪亡を自ら取べし　二　また多の人かれらの好
色に效はん眞道これに由て誹讟を受ん　三　かれら貪婪心に由て造

言を設け爾曹より利を取んとす彼等の刑罰は昔より定まれば遲
からじ彼等の淪亡は寢ず 四 神さきに罪を犯しゝ天使を容さず之
を地獄に投いれ之を幽穴に置これを禁錮彼等をして審判の時を
待しめ給へり 五 また古世を容さず洪水を以て神を敬はざる世を
滅ぼし只義道を傳ふるノアの一家八人を救へり 六 又ソドムとゴ
モラの邑を滅さんと定め之を焚て灰となし後の神を敬はざる者
の鑑となし 七 たゞ義きロト即ち惡者の淫亂の行を恒に憂へし者
を救へり 八 この義人かれらの中にをり日々その不法の行を見聞
して己の義き心を傷たり 九 此の如く神を敬ふ者を患難より救ひ
不義なる者を審判の日まで守りて之を罰し 十 別て汚たる情慾に
循ひ肉の慾を行ひ主たる者を藐視ずる者を罰する事を知給ふな
り此輩は膽太く自放なる者にして尊者を謗ることを畏ざるなり
十一 天使は彼等に愈し大なる權威と能力を有ども主の前に此尊者を

訴て訴ることを爲ず 十二 彼等は執れて殺さるゝ爲に生れたる無知
獸の如し知ざる所の事を謗り其邪曲により滅されて不義の報を
受ん 十三 彼等は白晝も酒食を樂とす汚なり瑕なり爾曹と同に筵
に與るとき其詭譎を樂とせり 十四 かれら目に淫婦を充し罪を犯し
て止ず心の堅らざる者を惑はし其心貪婪に慣てれ詛るべき子輩
なり 十五 かれら正道を離て迷に入ボソロの子バラムの道に從へ
りバラムは不義の利を貪りし者なり 十六 彼その不法の爲に責らる
語てと能はざる驢馬人の聲をなして預言者の狂を禁たり 十七 此輩
は水なき井なり狂風に逐るゝ雲なり黒暗かれらの爲に窮なく存
れり 十八 そは彼等は誇たる虛誕を語り肉慾と淫亂を以て夫の迷へ
る者の中より辛じて脱たる者を誘へば也 十九 また彼等は之に自由
を予ると稱れども自ら淪亡の奴僕たり蓋かたるゝ者は勝者の奴
僕たれば也 二十 彼等もし我儕の主なる救主イエスキリストを識に

因て世の汚を脱し復て之に累して勝るゝ時は其後の狀態は前に
愈りて更に惡かるべし 二一 これら義の道を識て倘その傳られし所
の聖命を棄んよりは寧ろ義の道を識ざるを美とすべし 二二 犬かへ
り來りて其吐たる物を食ひ豕あらひ潔られて復泥の中に臥と云
る諺は眞にして彼等に應へり

第三章 愛する者よ我今この第二の書を爾曹に筆贈る此兩書を以
て爾曹の眞實なる心を闡し 二 先に聖預言者の語りし言と爾曹の
使徒等が傳へし主なる救主の命令を記憶させんとす 三 まづ首に
此事を知べし末日至らむ戲謔る者いで來り己の慾に從ひて行き 四
主の約束し給ひし其臨る何處に在や列祖の寢しより以來すべて
の物開闢の始と變ること無と云ん 五 彼等は神の言に由て上古天
あり地は水より出かつ水に由て立 六 之に由て古の世は水に淹れて
滅たる事を知を欲まず 七 そし神は其言を以て今の天と地を蓄へ

之を火にて焚ん爲に神を敬はざる人を審判する滅亡の日まで存
せり 八 愛する者よ爾曹この一事を知ざる可らず主に於ては一日
は千年の如く千年は一日の如し 九 主その約束し給ひし所を成に
遲きは或人の遲しと意ふが如くに非ず一人も亡ぶるをも欲み給
はず衆人の悔改に至らんことを欲みて我儕を永く忍び給ふなり
十 然ど主の日の來ること盜の夜きたるが如くならん其日には天大
なる響ありてさり體質ことごとく焚毀れ地と其中にある物みな
焚盡ん 十一 斯の如く諸のもの鎔されん然ば爾曹神の日の來るを待
これを速やかにせんことを務いそに潔行をなし神を敬ふことを
爲べき乎 十二 神の日には天爇毀れ體質焚鎔ん 十三 然ど我儕は其約束
に因て新しき天と新しき地を望み待り義その中に在 十四 愛する者
よ爾曹すでに之を望み待ば汚なく疵なく主の前に安然に在んこと
を務よ 十五 且われらの主の我儕を永く忍び給ふは我儕の救とな

るを知るべし我儕の愛する兄弟パウロも其賦られし智慧に循ひ曾
て此事を爾曹に書贈れり
十六 彼ろの凡の書にも此事に就て語たり彼の書の中には難明ところあり無學なる者心の堅らざる者他の聖書を強解が如く之をも強解て自ら敗亡に至るなり
十七 愛する者よ爾曹預じめ之を知ば愼めよ惡者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふことを勿れ
十八 なんぢら益我儕の主なる救主イエスキリストを知んことゝ益ろの恩惠を知ることを務むべし願くは榮光今も後も彼に歸して窮なからんことをアーメン

新約全書使徒彼得後書　終

第一章
それ我儕が聞また目に見懇切に觀わが手捫りし所の者即
ち元始より在し生命の道を爾曹に傳ふ
二 この生命すでに顯れた
れど我儕これを見て證をなす即ち原父と偕に在し者にて我儕に
顯れたる窮なき所の此生命を爾曹に傳ふ
三 われら見しところ聞
し所を爾曹に傳るは爾曹を我儕と同心ならしめん爲なり我儕は
父および其子イエスキリストと同心たり
四 我儕この書をかき贈
て爾曹の喜樂を充しめんとす
五 神は光なり少の暗處なし此は我
儕彼より聞て亦なんぢらに傳る告なり
六 若われら神と同心なり
と言て暗を行ば我儕が言ところは謊にして眞理を行ふに非ず
七 若神は光に在が如く光は中を行ば我儕互に同心となるを得
かつ其子イエスキリストの血すべて罪より我儕を潔む
八 もし罪
なしと言ば是みづから欺けるにて眞理われらに在なし
九 もし己

の罪を認はさば神は信實なる公義者なるが故に必ず我儕の罪を
赦し諸の不義より我儕を潔むべし 十 もし罪を犯たることなしと
言ば神を誑者とする也その道われらに在なし

第二章

わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るは爾曹をして罪
を犯すこと莫らしめん爲なり若し人罪を犯せば我儕の爲に父の
前に保惠師あり即ち義なるイエスキリスト 二 彼は我儕の罪の挽
回の祭物なり第に我儕の爲のみならず徧く世の爲の挽回の祭物
なり 三 われら若その誡を守らば是に由て彼を識りと自ら曉るべ
し 四 われ彼を識りと言て其誡を守らざる者は誑人なり眞理その
裏に在なし 五 凡て其道を守る者は神を愛するの愛誠に其裏に於
て完全す是に由て我儕が彼に在ことを自ら曉る 六 彼に居といふ
者は彼の行し如く行むべき也○ 七 兄弟よ我なんぢらに新しき誡
を書贈るに非ず即ち始より爾曹の有る舊誡なり此舊誡は始より

爾曹が聞し所は道なり 八 然ど我が爾曹に書贈る所はまた新しき
誡なり此言は彼に於ても爾曹に於ても眞實なり蓋いま暗昧はや
ゝ過て眞の光耀るなり 九 光に居と言て其兄弟を憎む者は今なほ
暗に居なり 十 兄弟を愛する者は光に居て己を躓かするもの其裏
になし 十一 兄弟を憎む者は暗にをり暗に行て其往ところを知ず是
その目を暗に眊さるれば也 十二 小子よ我この書を爾曹に書おくる
は爾曹主の名に縁て罪を赦されたるに因 十三 父老よ我この書を爾
曹にかき贈るは爾曹元始よりの者を識るによる壯者よ我この書
を爾曹に書おくるは爾曹惡者に勝るによる孺子よ我この書を爾
曹に筆おくるは爾曹父を識るに因 十四 父老よ我この書を爾曹に贈
しは爾曹始よりの者を知るに因てなり壯者よ我この書を爾曹に
贈しは爾曹剛健なり神の道なんぢらの心に存て惡者に勝るに因
てなり 十五 この世あるひは此世にある物を愛する勿れ人もし此世

を愛せば父を愛するの愛その衷に在なし
十六 凡そ世に在もの即ち肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらは皆父より出るに非ず世より出るもの也
十七 此世と其慾とは逝るものにて神の旨を行ふ者は永遠に存るなり○
十八 孺子よ今は乃ち季世キリストに敵する者來らんと爾曹が聞し所の如く今すでにキリストに敵する者多し是に由て今は乃ち季の世なるを我儕は知り
十九 我儕を離れて彼等出たりと雖も素より我儕の屬ならざる也もし我儕の屬ならんには恒に我儕と偕なるべし彼等いで去るは衆の者の悉くは我儕の屬ならざることを顯さんが爲なり
二十 爾曹は既に聖主より膏を沃れて一切の事を知る
二一 われ爾曹が眞理を識ざるに因て此書を筆おくるに非ず爾曹眞理を識かつ凡の誑は眞理より出ざることを識るを以てなり
二二 誰か是誑者イエスを言てキリストとせざる者ならずや父と子とを拒む者は即ちキリストに敵する者なり
二三

凡そ子を拒む者は父をも有ず子を受る者は父をも有り 二四 なんぢら始より聞る者を爾曹の衷に居しむべし若し始より聞る者なんぢらの衷に居ば爾曹は子と父とに居ん 二五 これ主の我儕に約束し給へる約束すなはち窮なき生命なり 二六 われ爾曹を惑す者に就て此等の事を爾曹に書贈れり 二七 爾曹は主より沃れたる膏の衷に存れるが故に敎を人より受るに及ばず其膏すべての事を爾曹に敎ふ且眞實にして虚假なし爾曹膏の敎る如く恒に主に居べし 二八 小子よ恒に主に居べし其顯現時に我儕懼ることなく其降臨時に其前に耻ることなからん爲なり 二九 爾曹は主は公義を知るに由て公義を行ふ者の皆主の生ところなるを亦知る也

第三章

なんぢら視よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜ふ何等の愛ぞ世は父を識ず是に由て我儕をも識ざる也 二 愛する者よ我儕いま神の子たり後いかん未だ露れず其現れん

時には必ず神に肖んことを知そは我儕その眞狀を見べければ也
三 凡そ神に由る此望を懷く者は其潔が如く自己を潔す 四 罪を犯
す者は律法を犯す罪とは即ち律法を犯すこと也 五 我儕が罪を除
かんが爲に主の現れ給ひしことは爾曹の知ところなり彼また自
ら罪なし 六 凡そ彼に居者は罪を犯さず凡そ罪を犯す者は未だ彼
を見ず未だ彼を識ざる也 七 小子よ人に惑さるゝこと勿れ義を行
ふ者は義人なり即ち主の義なるが如し 八 罪を犯す子は惡魔より
出るは惡魔は始より罪を犯せばなり神の子の顯るゝは惡魔の工
を毀たんが爲なり 九 凡そ神に由て生るゝ者は罪を犯さず蓋神の
種その裏に存に因かれ亦罪を犯すこと能はず蓋神に由て生れ
ば也〇 十 是に由て神の子と惡魔の子とは明かに著る凡そ義を行
はず其兄弟を愛せざる者は皆神より出しに非ず 十一 我儕の互に相
愛すべきこと爾曹の始より聞し所の命令なり 十二 カインに效ふこと

勿れ彼はかの惡者より出し者にて其弟を殺せり何故これを殺し
ゝか己れ行し所は惡く弟の行し所は義なりしに因る　十三　わが兄弟よ
世なんぢらを憎むとも駭くこと勿れ　十四　われら兄弟を愛するに因り
すでに死を出て生に入しことを自らしる兄弟を愛せざる者は死し
の中に居　十五　凡そ兄弟を憎む者は即ち人を殺す者なり凡そ人を殺
す者は窮なき生命その裏に存ことなし此は爾曹の知ところ也　十六
主は我儕の爲に生命を捐たまへり是に由て愛といふ事を知たり我
儕また兄弟の爲に生命を捐べし　十七　世の資財をもち兄弟の窮乏を見
て反て惠施の心を閉る者は何で神を愛するの愛その裏に存んや
十八　小子よ我儕愛するに言と舌とを以て相愛する事なく行と實と
を以てすべし　十九　是に由て我儕眞理より出しを知かつ我儕心を主
の前に安んずべし　二十　我儕が心もし我儕を責ば神は我儕が心より
も大なるにより凡れ事を知給はざるなし　二一　愛する者よ我儕が心

みづから責ること無く神に向て憚る所なかるべし
二二 且われらが凡て求る所は彼より受るは其誡を守りて其悦び給ふ所を行へば也
二三 この誡は即ち我儕神の子イエスキリストの名を信じ彼の我儕に命ぜし如く互に相愛すること也
二四 神の誡を守る者は神にをり神も亦かれに居われら其賜ふ所の霊に由て即ち其われらに居給ふことを知り

第四章

愛する者よ凡の霊を信ずる勿れその霊神より出るや否を試むべし多の偽預言者いでゝ世に入り
二 凡そイエスキリストの肉體となりて臨り給ることを認はする霊は神より出てきに由て神の霊を知べし
三 凡そイエスキリストを認はさゞる霊は神より出るに非ず即ちキリストに敵する者の霊なり此者の將に來らんとする事は爾曹が聞る所なり今すでに世に居り
四 小子よ爾曹は神より出また彼等に勝ことを得たり蓋なんぢらの裏に居ものは世

の衷にをる者より大なるに因てなり
五 彼等は世より出し者なれば其いふ所も世より出し者の言べき事にして世の人は之に聽り
六 我儕は神より出たり神を識る者は我儕に聽き神より出ざる者は我儕に聽ず是に由て眞理の靈と迷謬の靈とを知なり〇
七 愛する者よ我儕互に相愛すべし愛は神より出れば也おほよそ愛ある者は神に由て生れ且神を識るなり
八 愛なき者は神を識ず神は即ち愛なれば也
九 神はその生給へる獨子を世に遣はし我儕をして彼に由て生を得しむ是に於て神の愛われらに顯れたり
十 われら神を愛するに非ず神我等を愛し我儕の罪の為に其子を遣して挽回の祭物とせり是すなはち愛なり
十一 愛する者よ此の如く神われらを愛し給へば我儕も亦たがひに相愛すべし
十二 未だ神を見し者なし我儕もし互に相愛せば神われらの衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す
十三 かれ已に其靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕

れ彼に居うきの我儕に居てとを知る 十四 父曩に其子を遣して世れ救
主と爲り我儕すでに之を見たり今ろの證を作ふり 十五 凡ろイエス
を神の子ふりと認はす者は神うきに居うき神に居る 十六 我儕れ爲ふ
神の有る愛を我儕すでふ知て信ず神は即ち愛ふり凡ろ愛ふをる
者は神ふをり神また彼に居る 十七 此の如く我儕の愛全備を得て鞫日
に懼ふうらしむ蓋主の如く我儕世ふ在むなり 十八 愛の中ふ懼ある
あとふし全き愛は懼を除ろは懼は苦を有り凡ろ懼るゝ者は愛を
全備せざる也 十九 わきら神を愛するは彼まづ我儕を愛するに因り
二十 もし我は神を愛すと言て其兄弟を憎む者は是譌者ふり既ふ見る
とてろの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で愛せん乎 二一 神を
愛する者は亦ろの兄弟をも愛すべし此誡は我儕彼より授らきた
り

第五章

凡ろイエスをキリストと信ずる者は神に由て生きたる也

おほよそ之を生者を愛する者は亦その生るゝ所の者をも愛する
也 二 我儕もし神を愛して其誡を守らば此に由て我儕神の兒女を
愛すると知る 三 神の誡を守るは是すなはち神を愛する也その誡は
難からず 四 凡そ神に由て生るゝ者は世に勝我儕をして世に勝し
むる者は我儕が信なり 五 誰か能世に勝んイエスを神の子と信ず
る者に非ずや〇 六 神の子は水と血をもて臨る即ちイエスキリスト
なり惟水のみならず水にまた血を兼 七 證を爲す者は靈なり靈
は眞實なれば也 八 證を作ものは三すなはち靈と水と血なの三の
者の歸する所は一なり 九 我儕もし人の證を受る時は神の證は更
に大なるべし神の證は此なり即ち其子の爲に作る證なり 十 神の
子を信ずる者は其裏に此證あり神を信ぜざる者は神を誣者とせ
蓋神のその子の爲に證せる證を信ぜざれば也 十一 神は窮なき生を
もて我儕に賜ふ此生は乃ちその子に在てき其證なり 十二 神の子を

もり者ハ生を有ろの子を有ざる者ハ生を有ず
十三 わき神の子の名を信ずる爾曹に此等の事を書贈るハ爾曹ふ窮ゐき生ある事を知らしめんが為なり
十四 凡て我儕神の旨に合へる事を求む彼りならず聴ん是已きら彼ふ向て篤く信ずる所ゐり
十五 凡て我が求る所を彼の聴ことを知む我が求る所を彼ふ得ることを亦しる也
十六 もし人ろの兄弟の死ふ至らざる罪を犯すを見む祈りて死に至らざる罪を犯す者に生を予ふべし死ふ至る罪あり我おきが為ふ祈れと言ず
十七 凡ての不義ハ罪ゐり然ど死ふ至らざる罪あり
十八 凡て神ふ由て生れたる者の罪を犯さゞる事を我儕ハ志る神に由て生きたる者ハ自ら守りの悪者おきに觸ることを為ざる也
十九 我儕ハ神ふつき挙世ハ悪者に服するを我儕ハ知る
二十 また神の子すでに來り我儕が眞理者を識の智慧を我儕ふ賜るを知已きら眞理者にあり即ち其子イエスキリストふ在りきハ乃ち眞神また永生ゐり
二一 小子よ爾

曹よ汝ら慎みて偶像に遠ざかれアーメン

新約全書使徒約翰第一書　終

新約全書使徒ヨハネ第二書

長老選を蒙れるクリアと其子等に書を贈る我誠に爾曹を愛す第
我のみならず凡そ眞理を識る者は亦みな爾曹を愛せり 二 爾曹を
愛するは是われらの衷に在て恒に離ざる眞理に縁てなり 三 爾
曹は實と愛とに居て神すなはち父および父の子イエスキリスト
より恩寵と慈悲と平康とを受べし〇 四 われ爾の子等の中わが受
し所の父の命の如く眞理に遵ひて行む者の有を見て甚だ喜べり
五 クリアよ我いま爾に勸む互に相愛すべし此は新しき誡を書贈
るに非ず即ち始より我儕が有る所の者なり 六 われら彼の誡に遵
ひて行むは是すなはち愛なり爾曹が始より聞し如く愛に行むは
是乃ち誡なり 七 そは惑に誘ふ者おほく世に出イエスキリストの
肉體と爲て臨り給へることを認はさず此惑に誘ふ者は乃ちキリ
ストの敵なるもの也 八 なんぢら我儕が勤勞し所の事を虚くせず全

き賞を得んが爲に自ら愼むべし 九 凡そキリストの敎に居ずして
人を導く者ハ神を有ずキリストの敎にをる者ハ父および子を有て
り 十 人もし此敎を有ずして爾曹に來らば之を家に納ることを勿れ
彼に安かれと言なかれ 十一 彼に安かれといふ者ハ共に其惡行に與
する也○ 十二 我なほ多端あれども紙と墨とを以て爾曹に書おくる
を欲ず我儕の喜樂の充滿せん爲に爾曹に至り口を對て語らんこ
とを望む 十三 爾の姊妹すなはち選を蒙れる者の兒女なんぢに安を
問りアーメン

新約全書使徒約翰第二書終

新約全書使徒ヨハネ第三書

長老愛するガヨス即ち我が誠に愛する所の者に書を贈る 二 愛する者よ爾の靈魂の隆んなる如く爾すべての事につきて隆んに又康強ならんことを我ねがふ 三 兄弟來りて爾が眞理を有ること即ち爾が眞理に行むことを證したりし我甚だ喜べり 四 わが子等の眞理を行むを聞に愈れる大なる喜樂は我になし 五 愛する者よ爾は賓旅なる兄弟にまで凡て行ふに忠信をもて行へり 六 かれら敎會の前に在て爾の愛を證せり爾もし神に合ふべく彼等の行路を助し其行ふところ善なり 七 彼等は主の名の爲に出て異邦人より何をも受ざりし也 八 是故に我儕かくの如き人を助くべし蓋われらも彼等と偕に眞理に働く者とならん爲なり 九 われ曩に書を致會に贈りしが彼等の中に於て長たらんことを欲しデヲテレペス我を納ざりき 十 我もし往ば其行る所を心に記置ん彼は惡言をも

て妄に我儕を論じ且これを以て足りとせず自ら兄弟を接ず其を
接んとする者をも妨げて教會より黜けたり　十一 愛する者よ惡に效
ふ勿れ即ち善に效へ善を行ふ者は神より出惡を行ふ者は未だ神
を見ざる也　十二 デメテリヲは衆人と眞理とに證をせらる我儕も證
をす我儕の證の眞實なるを爾知り　十三 我なほ多の事を爾に書贈ら
んと爲ども筆と墨とを以て書おくるを欲ず　十四 速に爾を見て口
を對へ語らんことを望む願くは爾安なれ多の友なんぢの安を問
り請なんぢ我に代て諸友おの〱に安を問

新約全書使徒約翰第三書終

新約全書使徒ユダの書

イエスキリストの僕ユダ即ちヤコブの兄弟書を召れたる者すなはち父なる神に愛せられ且イエスキリストの爲に守らるゝ衆人に贈る 二 願くは爾曹に慈悲と平康と仁愛の增んことを ○ 三 愛する者よ我心を熱して共に與る所の救の事を爾曹に書くらんと思ゐたりしが今なんぢらに書を贈りて聖徒が一たび傳られし信仰の道の爲に力を盡して戰はん事を爾曹に勸ざるを得ず 四 そは神を敬はず我儕の神の恩を易て色慾を放縱にするの緣となし惟一の主なる神と我儕の主イエスキリストを棄るものゝ敵人潛に敎會に入たるなり彼等が此刑を受ることは定られたる事は昔より預じめ錄されたり 五 なんぢら素より知る事なれど我なは爾曹に憶起させんとする事は主その民をエジプトの地より救出しゝのち信ぜざる者を滅ぼし給ひし事と 六 己が本位を守らずして其

住る所を離れたる天使を限なく繫て大なる日の審判まで幽暗の中に守り置たまひし事と 七 ソドム ゴモラ及び其比鄰の邑もきらと同く姦淫をなし且男色を行ふにより限なく火の罰を受て鑑戒に立られし事となり 八 この夢みる者も亦肉體を汚し主たる者を貌忽じ尊者を謗きり 九 ろき天使の長ミカエル惡魔とモーセの屍を爭ひ論ぜしとき彼なほ之を謗りて訴へざりき惟主なんぢを責べしと曰り 十 然るに彼等は知ざる所の事を謗きり其本性なる所は無知獸は知とてろと同じ彼等は之を以て己を亡せり 十一 禍なるかな彼等はカインの途にゆき利の爲にバラムの迷謬に馳またコーラーの逆ひし如して亡びたり 十二 彼等は爾曹の愛の筵席の磐なり憚る所なく同に其筵席に與りて自己を養へり彼等は風に逐るゝ雨なき雲枯て再枯根を拔るゝ果のなき秋の樹 十三 ろの穢を湧出す海の猛浪道をはなれたる星なり之が爲に黒暗を限なく留置きたり

十四アダムより七代に當たるエノク此輩の事を預言して曰けるは
視よ主その聖萬軍と偕に來りて 十五衆人を鞫き凡て神を敬まはざ
る者の神を敬はずして行ひし悪行と神を敬はざる罪人の主に逆
ひて語れる諸の悪言を責給ふべしと 十六此輩は怨言もの足ことを
知ざる者おのれの慾に從ひて行き其口は誇ることを語り利の為
に人に諂ふ者なり 十七愛する者よ爾曹わが主イエスキリストの使
徒等の曩に語りし言を憶出すべし 十八即ち爾等に語ていふ末期に
戲譃者おこりて己が横逆なる慾に從ひて行んと 十九彼等は自ら區別
をなす者また肉に屬る者にして靈のなき者なり 二十愛する者よ爾
曹その徳を至潔き信仰の上に建て聖靈に感じて祈り 二一自己を守
りて神の愛の中に居われらの主イエスキリストの永生を賜ふ其
矜恤を待べし 二二彼等のうち或者を論じて口を禁しめ 二三或者を
ば火より取出して救ひ或者をば畏懼を以て憐むべし其悪は肉の

慾に染たる衣までも惡むことをせよ○二四二五我儕の救主なる獨一の神すなはち爾曹を躓かせじと保り爾曹をして汚なく歡びて其榮光の前に立ことを得しむる者は世の始の前より今また後も世々永遠われらの主イエスキリストに由て榮と威光と大能と權を有ち給ふなりアーメン

新約全書猶太書　終

新約全書ヨハネ默示錄

第一章

此イエスキリストの默示すなはち神彼をして迅速に起る
べき事を彼の僕等に示さしめんとて彼に賜ひし所なりイエスキ
リスト其使を以て僕ヨハネに之を贈り示し給へり 二 ヨハネ神の
道とイエスキリストの證と其凡て見し所のものとを證す 三 この
預言の書を讀者と之を聞て其中に記しある所を守る人々は福な
り蓋時近ければ也○ 四 ヨハネ書をアジアにある七の敎會に贈る
願くは今在し昔し在し後在し者および其寶座の前の七の靈 五 及
び忠信なる證者死し中より首に生れし者天下の諸王の君たるイエ
スキリストより爾曹恩寵と平安を受よ願くは我儕を愛し其血
を以て我儕の罪を洗潔め 六 我儕をして王となし祭司と爲てその
父の神に屬しむる者に榮光と權力世々窮なく有んことをアーメ
ン○ 七 視よ彼は雲に乘て來る衆の目かれを見ん彼を刺たる者も

亦これを見べし且地の諸族これが爲に哀哭んアーメン 八 主たる神いひ給へり我はアルパ也オメガなり始なり終なり今あり昔あり後ある全能の者なり○ 九 我ヨハネ即ち爾曹の兄弟なんぢらと患難を共にしイエスキリストの國および其忍耐を共にする者最に神の道とイエスの證の爲にパトモスといふ島に居て 十 主の日に我靈に感じて鈸の如き大なる聲の我後に在を聞り 十一 云く爾の見ところを書に錄して之をアジアに在エペソスムルナペルガモテアテラサルデスヒラデルヒアラオデキヤの七の教會に贈るべし 十二 われ身を轉して我に語る聲を觀んとし既に身を轉せし金の七の燈臺 十三 又其七の燈臺の間に人の子の如き者あるを見たり其身には足まで垂る衣とき胸には金の帶を束ね 十四 首と髮とは白きこと羊の毛の如く雪の如く目は火焰の如し 十五 足は爐に燒る眞鍮の如く聲は大水の響の如し 十六 右の手には七の星をもち兩刃の利

劍ろの口よりいで面は甚しく輝く日の如し 十七 我これを見しとき死る者の如く其足下に仆れたり彼右の手を我に按て曰けるは懼るゝ勿れ我は首先なり末後なり 十八 我は生る者なり前に死しことあり視よ我は世々窮なく生んアーメン我は陰府と死との鑰を持り
十九 なんぢ見し所および今ある所のことと後ある所の事を錄すべし
二十 其は爾が見し所の我が右の手の七の星また七の金の燈臺の奥義なり七の星は七の教會の使者七の燈臺は七の教會なり

第二章

爾エペソの教會の使者に書おくるべし右の手に七の星を執また七の金の燈臺の間を行む者かくの如く言と 二 曰われ爾の行爲と勞苦と忍耐と爾が惡人を容る能ざると爾が曩に夫の自ら使徒なりと稱て實は使徒に非ざる者を試みて其妄言を見あらはし 三 爾が忍耐する事と我名のために患難を忍びて倦ざりし事とを知 四 然ど我なんぢに責べき事あり爾初時の愛を離れた

り　五　なんぢ何處より墜しかを憶ひ悔改めて初の工を行へ然ずし
て爾もし悔改めずば我なんぢに到り爾の燈臺を其處より取除か
ん　六　然ども爾に一の取べき事ありニコライ宗の人の行爲を惡む
ことなり我も之を惡めり　七　耳ある者は靈の諸教會にいふ所を聽
べし勝をうる者には我神の樂園にある生命の樹の實を食ふ事を
許さん○　八　なんぢ又スムルナの教會の使者に書おくるべし首先
末後のもの死てまた生たる者かくの如く言ふと　九　曰われ爾の行爲
と患難と貧乏とをしる貧乏とは雖ど爾は富り我また夫の自らユ
ダヤ人なりと稱て實は非ざるサタンの會の者の褻瀆の言を知り
十　なんぢ將に受んとする苦を懼るゝ勿れ惡魔まさに爾曹の中の
者を獄に入て爾曹を試みんとす爾曹十日のあひだ患難を受べし
爾死に至るまで忠信なれ然ば我生命の冕を爾に賜へん　十一　耳ある
者は靈の諸教會にいふ所を聽べし勝を得るものは第二の死の禍害

を受ず○十二爾ペルガモの敎會の使者に書おくるべし兩刃の利劍をもつ者かくの如く言と十三曰われ知るなんぢが住處は即ちサタンの座位のある所なり爾は固く我名を保つ嘗て我が忠信の證人アンテパス爾曹の中サタンの住ところにて殺されし時にも爾わが道を棄ざりき十四然ども我なんぢに數件の責べき事あり爾曹の中バラムの敎を保つ者あり先にバラムはバラクに敎て礙物をイスラエルの民の前に置しむ即ちバラクをして彼等に偶像に獻し物を食せ姦淫を行はしめたり十五また爾曹の中にニコライ宗の敎を保つ者あり此敎は我が惡む所なり十六なんぢ悔改めよ然ざれば我迅速に爾に到り我が口の劍をもて彼等と戰はん十七耳ある者は靈の諸敎會にいふ所を聽べし勝をうる者には我藏しあるマナを予へん亦白石の上に新しき名を記して之に予へん之を受る者の外に此名を知ものなし○十八爾テアテラの敎會の使者に書贈るべし

神の子その目は火焔の如く其足は眞鍮の如なる者かくの如く言ふ
と 十九 曰われ爾の行爲と愛と信仰と服役と忍耐とを知また爾が後
に爲し工は初の工よりも多きことを知る 二十 然ども我なんぢに責べき
事あり爾はかの自ら預言者なりと稱て我が僕を敎てこれを惑し姦
淫を行はせ偶像に獻し物を食しむる婦イエザベルを容おけり 二一
われ曾て此女に悔改むべき機を予たれど其姦淫を悔改ることを
爲ざりき 二二 我かれを牀に投入ん又かれと淫する者も若その行を
悔改めずば我これを大なる苦難の中に投入ん 二三 また死をもて彼
の婦の兒女を殺さん之に因て諸敎會は我が人の心腸を察り爾曹
各々の行に循ひて報を爲ことを知ん 二四 我なの餘のテアテラの人
いまだ此敎を受ず所謂サタンの奧義を未だ識ざる爾曹に言われ
他の任を爾曹に負せじ 二五 只なんぢら有ところの者を我いたる時
まで固く保つべし 二六 勝を得て終に至るまで我が命ぜし事を守る

者は我諸邦の民を治むる權威を賜へん 二七 彼は鐵の杖をもて諸邦の民を牧り彼等を陶瓦の器の如く碎かん我わが父より受たる權威の如し 二八 我また彼に曙の明星を賜へん 二九 耳ある者は靈の諸敎會にいふ所を聽べし

第三章

爾サルデスの敎會の使者に書贈るべし神の七の靈を持また七の星を持もの此の如く言と曰わき爾の行爲をしる又なんぢに生る名ありて其實は死ることを知る 二 なんぢ目を醒し幾ど死んとする殘情を堅せよ我なんぢの行爲の我神の前に全きを見ざる也 三 是故に爾が受たると聞たる所を憶起これを守りて悔改めよ若し目を醒し居ずば我盜賊の如く爾に到らん爾わが何の時なんぢに到るかを知ざる也 四 然どもサルデスにも數人いまだ其衣を汚さゞる者あり彼等は白衣をきて我と同に行まん彼等は然するに足もの也 五 勝を得ものは白衣を着られん我その名を生

命の書より塗抹さず又わが父と其使等の前に彼が名を言顯ん
六
耳ある者ハ靈の諸敎會にいふ所を聽べし○七 爾ヒラデルヒアの
敎會の使者に書贈るべし聖もの誠なる者ダビデの鑰をもつ者彼
闢ば誰も閉ること能ハず彼閉れば誰も闢こと能ハず此者かくの
如く言と 八 曰われ爾の行爲をしる視よ我が門を爾の前に闢けり
之を閉ることを得る者なし蓋なんぢ少く力ありて我言を守り我
名を棄ざれば也 九 夫の自らユダヤ人と稱て實ハ非ず唯謊言をい
ふサタンの會の或者をして我なれを爾の所に來らしめ爾の足の
前に伏しめ我なんぢを愛せしことを知しめん 十 爾わが忍耐の言
を守しにより我も亦なんぢを守りて地に住人を試さんが爲に全
世界に臨んとする試煉の時に之を免れしむべし 十一 われ迅速に來
らん爾の有ところの者を堅く保ちて爾の冕を人に奪るゝこと勿
れ 十二 勝をうる者をば我神の殿の内の柱となさん此より再び出る

ことなし我また我神の名と吾神の京城すなはち天より我神の所
より降る新しきエルサレムの名および我が新しき名を之に書さ
ん
十三 耳ある者は靈の諸教會に言ところを聽べし
十四 爾ラオデキヤの教會の使者に書贈るべしアーメンたる者忠信なる眞實の證者神の造化の始なる者かくの如く言と
十五 曰われ爾が冷かにも有ず熱も有ざることを爾の行爲に由て知り我なんぢが冷かなるか或は熱からん事を願ふ
十六 爾すでに温然して冷かにも有ず熱くも有ず是故に我なんぢを我が口より吐出さんとす
十七 なんぢ自ら我は富かつ豊になり乏き所なしと稱て實は悩るもの憐むべき者また貧く瞽ひ裸體なるを知ざるなり
十八 われ爾に勸なんぢ富をなさんために我より火に煆たる金を買また己が裸體の恥の露れざらん爲に白衣を買て纏へ又見ことを得ん爲に目藥を買て目にぬれ
十九 凡て我が愛する者は我これを責め之を懲す是故に爾勵て悔改めよ

二十 視よ我戸の外に立て叩もし我聲を聞て戸を開く者あらば我その人の所に就ん而して我はその人と偕に其人は我と偕に食せん 二一 勝をうる者には我さきに勝を得て我父と偕に其寶座に坐するが如く我と偕に我が寶座に坐することを許さん 二二 耳ある者は靈の諸教會に言ところを聽べし

第四章

一 此後われ見しに天に門開けありたり我が初に聞る所の我に語れる簇の如き聲また我に語て曰こゝに上れ我こののち起るべき事を爾に示さん 二 われ直に靈に感じ天に一の寶座設ありて其寶座の上に坐する者あるを見たり 三 その坐する者は貌は金剛石赤瑪瑙の如く且その寶座の四圍に綠の玉の如き虹あり 四 その寶座の四圍に又二十四の寶座あり二十四人の長老白衣をき首に金の冕を戴きて其寶座に坐するを見たり 五 その中央の寶座の中より閃電迅雷および許多の聲いづ又その寶座の前に燃れる七の

火燈あり是神の七の靈なり
六 寶座の前に水晶に似たる玻璃の海の如きものあり寶座の正面ところの四圍に四の活物あり前後こと〳〵く目あり
七 第一の活物は獅子の如く第二の活物は牛の如く第三の活物は面の貌人の如く第四の活物は飛鷲の如し
八 この四の活物おの〳〵六の翼あり其内外こと〳〵く目なり此もの夜る晝る息ずしていふ聖なる聖なる聖かな昔し在しいま在し後います主たる全能の神と
九 この活物寶座に坐する所の世々窮なく生る者に榮を歸し之を尊び之に感謝せし時
十 二十四人の長老寶座に坐する者の前に伏して世々窮なく生る者を拜し己の冕を其寶座の前に投出し曰けるは
十一 主よ爾こそ榮と尊貴と權威を受べき者なり爾は萬物を造り萬物は旨意に由て有ち且造きたり

第五章

我また寶座に坐する者七の印にて封印せる内外に文字ある卷を其右の手に持るを見たり
二 我また一人の强き天の使大な

る聲を發して誰か此卷を開き封印を解に堪る乎と宣傳るを見た
り 三 然るに天にも地にも地の下にも此卷を開き又これを見ること
を得る者なし 四 一人として此卷を開き又これを見るに堪る者なき
が故に我甚だしく哭り 五 彼の長老の一人われに曰けるハ哭なか
れユダの支派より出たる獅子ダビデの根すでに勝を得たれば此
卷を開き又その七の封印を解ことを得るなり 六 われ寶座および四
の活物のあひだ長老等の間に羔立るを見たり此羔さきに殺さ
れし事あるが如し之に七の角と七の目あり此目ハ全世界に遣ハ
し神の七の靈なり 七 その羔ゆきて寶座に坐する者の右の手よ
り卷を取り 八 卷を取るとき四の活物および二十四人の長老おのお
の琴を執また香を盛たる金の香爐を執て羔の前に俯伏したり此
香ハ聖徒等の祈禱なり 九 これ長老たち新しき歌を唱ひけるハ
爾ハ此卷を取ろの封印を解に堪る者なり蓋なんぢ曾て殺され其

血をもて諸族、諸音、諸民、諸國の中より我儕を贖ひて神に歸せしめ
十 かつ我儕の神の爲に我儕を王となし祭司と作給へる也かれら
地に王たるべし 十一 我また見しに寶座と活物および長老等の四圍
に衆の天の使の聲あるを聞り其數千々萬々 十二 かれら大聲に曰け
るは曩に殺れたりし羔は權威、富、智、慧、能力、尊敬、榮光、讚美を受べき
者なり 十三 我また天および地および地の下および海の上にある所
の凡て造れたるもの又その中に在ものの皆いへるを聞り曰く願く
は讚美、尊敬、榮光、權力、寶座に坐する者と羔とに歸して世々窮なか
らんことを 十四 是に於て四の活物アーメンと曰り二十四人の長老
伏て拜せり

第六章

一 羔その一の封印を開しとき我觀しに活物の一つ雷の如き
聲にて來れと曰を聞り 二 われ觀しに一匹の白馬を見たり之に乘
るもの弓を携ふ且冕を與られたり彼常に勝り又勝を得んとて出

行り○三また第二の封印を開し時ときに第二の活物の來きと曰を
聞り四また一匹の赤馬いで來れり之に乗るもの地の平和を奪ひ
且人々をして彼此に相殺しむる權を予られたり彼また巨なる刀
を授らる○五また第三の封印を開しとき第三の活物の來れと
曰を聞り我觀しに一匹の黒馬を見たり之に乗るもの手に權衡を
持り六我ら四の活物の中に聲あるを聞り曰く銀十五錢に小麥
五合銀十五錢に大麥一升五合なり油と葡萄酒を傷ふ可らず○七
また第四の封印を開しとき第四の活物の來れと曰を聞り八われ
觀しに一匹の灰色たる馬を見たり之に乗る者の名は死といふ陰
府その後に隨へり彼等刀劍、饑饉、死亡および地の猛獸をもて世の
人の四分の一を殺すの權を予られたり○九また第五の封印を開
しとき祭壇の下に嘗て神の道のため及その立し證の爲に殺され
たる者等の靈魂あるを見たり十かれら大聲に呼り曰けるは聖誠

の主よ何時まで地にすむ者等を審判せず且てれに我儕の血の報をなし給ざる乎
十一 爰に彼等各人に白衣を賜へて之に曰給けるは彼等の如く殺されんとする其同に勞ける兄弟等の數の盈るまで安んじて暫く待べし○
十二 また第六の封印を開し時われ觀しに大なる地震あり日は毛布の如く黒なり月は血の如くなれり
十三 天の星は無花果の樹の大風に搖て未だ熟せざる其果の落るが如く地に隕
十四 天は巻物を捲が如く去ゆき諸山諸島ミなその處を離れたり
十五 地の諸王また貴人富者將軍勇士すべての奴隷すべての自主なとゞく洞に匿れ山の巖の中に匿れ
十六 山と巖とに曰けるは願くは我儕の上に墜われらを掩ふて寶座に坐する者の面と羔の怒を避しめよ
十七 その羔の怒の大なる日すでに至れるなり誰か之に抵ることを得んや

第七章

此後われ四人の天使地の四隅に立て地の四方の風を拔と

め地の上にも海の上にも樹の上にも風を吹せざるを見たり 二 又そ
の他に一人の天使活神の印を持て東より登り來るを見たり此
使者ら此の地と海を傷ふことを許されたる四人の使者に向て大聲
に呼り 三 我儕の神の僕の額に我儕が印するまでは地をも海をも
樹をも傷ふ可らずと曰り 四 われ印せられたる者の數を聞しにイ
スラエルの諸の支派のうち印せられたる者合せて十四万四千あ
り 五 ユダの支派にて一萬二千ルベンの支派にて一萬二千ガドの
支派にて一萬二千 六 アセルの支派にて一萬二千ナフタリの支派
にて一萬二千マナセの支派にて一萬二千 七 シメオンの支派にて
一萬二千レビの支派にて一萬二千イサカルの支派にて一萬二千
八 ゼブルンの支派にて一萬二千ヨセフの支派にて一萬二千ベニ
ヤミンの支派にて一萬二千人あり○ 九 此後われ觀しに諸國諸族
諸民諸音の中より誰も數へ盡すこと能ざるほどの許多の人白衣

をき手に棕櫚の葉をもち寶位と羔の前に來りて立り 十 かれら大
聲に呼り曰るは救は寶座に坐せる我儕の神と羔より出るなり
十一 天使みな寶座および長老等と四の活物との四圍に立て寶座に
向ひ伏俯して神を拜し 十二 曰けるはアーメン願くは讃美、榮光、智慧
感謝、尊敬、權威、能力世々窮なく我儕の神に歸せよアーメン 十三 長老
の一人われに曰けるは此白衣を着たる者は誰か且何處より來り
し乎 十四 われ答けるは君よ爾これを知べし彼われに曰けるは彼等
は大なる艱難を經て來り曾て羔の血にて其衣を滌まきを白な
せるものなり 十五 是故に彼等は神の寶座の前に在つつ神の殿にて
晝夜神に事ふ寶座に坐する者は彼等の中に居給ふべし 十六 彼等は
重て飢ず重て渇ずまた日も熱氣も彼等を害はざる也 十七 そは寶座
の前にある羔これらを養ひ彼等を活る水の源に導き又神かれら
の涙を其目より拭ひ給ふ可きむ也

第八章 また第七の封印を開しとき天靜謐なりしこと凡そ半時 二 われ神の前に立る七人の天使をみる彼等七の鍂を予られたり 三 また一人の天使金の香鑪を持來て祭壇の側に立てれ多の香を予られたり此は寶座の前にある金の祭壇の上に之を獻て諸の聖徒の祈禱に添しめん爲なり 四 香の烟聖徒の祈禱に添て天使の手より神の前に升れり 五 この天使香鑪を執て之に祭壇の火を盛て地に傾けゝれば許多の霹靂と閃電および地震起れり○ 六 七の鍂を執る七人の天使鍂をふく備を爲り 七 第一の天の使鍂を吹ければ血の雜たる雹と火と地に雨降り地の三分の一焚亡また樹の三分の一焚亡すべての青草も焚亡たり○ 八 第二の天使鍂を吹ければ火に焚る大なる山の如きもの海に投入られ海の三分の一血に變たり 九 海の中にある造られたる活物の三分の一死舟三分の一破壞たり○ 十 第三の天使鍂を吹ければ一の大なる星明燈の如く

に燃て天より隕すなはち河の三分の一および水の源に隕たり
十一
その星の名は茵蔯といふ水の三分の一は茵蔯の如く苦く變り如此水の苦く變るに因て多の人死り
十二
第四の天使鍼を吹ければ日の三分の一月の三分の一星の三分の一みな撃れて其三分の一すべて暗なり晝三分の一光なく夜も亦光なし
十三
われ見しに一の鷲穹蒼の中央を飛大なる聲にて呼をきく曰く後また三人の天使鍼を吹んと爲により地に住者は禍なるかな禍なるかな禍なる哉

第九章

第五の天使鍼を吹ける時我天より地に隕たる一の星を見たり此星底なき坑の鑰を與られたり
二
彼底なき坑を啓ければ大なる爐の烟の如き烟坑より上り日と穹蒼とは此坑の烟の爲に暗なれり
三
多の蝗烟の中より地に出その蝗地の蠍の權の如き權を與らる
四
また地の草もろ〳〵の青緑および諸の樹を傷ふこと勿たゞ額に神の印なき人々を傷ふべしと命ぜられたり
五
且それに

人を殺ことを許さず惟五ヶ月の間かれらを苦むる事を許れたり
其痛苦は人蠍に刺れたる時の痛苦の如し　六　この時に人々死を求め
んと爲ども能はず死んことを願ども死は遁去べし　七　此蝗の狀は
戰のために備たる馬の如し頭には金の冕の如ものを戴き其面は
人の面の如し　八　此に女の髮の如き髮あり其齒は獅子の齒の如し
九　また鐵の胸當の如き胸當あり其翼の音は數多の馬の戰車を引
て戰場に馳るが如し　十　且これに蠍の尾の如き尾と蠆とあり此蝗
五ヶ月のあひだ人を傷ふ權を有り　十一　この蝗に王あり底なき坑の
使者なりヘブルの音にて其名をアバドンと云ギリシヤの音にて
アポリオンと云　十二　一の禍すぎ去てなほ二の禍至らんとす○　十三　第
六の天使喇叭を吹し時われ神の前なる金の祭壇の四角より出る
聲ありて　十四　その喇叭を持る第六の天使に語をきく曰その繫れて
大河ユフラテの邊にある四人の使者を釋せ　十五　乃ち四人の使者釋

れたり年月日時に至りて人の三分の一を殺さん為に之を備しもの也
十六 騎兵の數に万々あり我その數を聞り
十七 われ異象に此馬と之に乘る者を見しが其形状かくの如し彼等は火色紫色硫磺色の胸當を着馬の首は獅子の首の如く其口よりは火と烟と硫磺いづ
十八 此馬の口より出る火と煙と硫磺と三のものゝ為に人の三分の一殺れたり
十九 この馬の力量は口と尾にあり其尾は蛇の如にして首あり之を以て人を傷ふ也
二十 ての禍にて殺れざる餘の人々は尙その手なる所を悔改めず惡鬼を拜し見ること聞ること行ことを得ざる金銀銅石木の偶像を拜し
二十一 叉その兇殺魔術姦淫盜竊を悔改めず

第十章

我また一人の強き天使の雲を衣て天より降るを見たり虹その首にあり其面は日の如く其足は火の柱の如し
二 其手には展たる小き卷をとり其右の足を海の上にふみ左の足を地に履
三 獅

子の吼る如く大聲に呼れり呼れるとき七の雷ありて聲を出せり
四 七の雷聲を發しゝ時われ之を書記さんとせしに天より出る聲
ありて此七の雷の言ることは爾これを封じて書記す可らずと曰へ
るを聞り 五 我が見る所の海と地に跨り立る天の使右の手を擧て
天に向ひ 六 世々窮なく生る者即ち天および其中のもの地および
其中のもの海および其中の物を造たる者を指て誓ひ曰けるは此
のち時を延す可らず 七 第七の天使の聲を出すとき即ち箛を吹と
きに至りて神ろの僕なる預言者等に示し給ひし如く其奥義成就
すべし 八 我が聞し所の天より出し聲また我に曰けるは行て夫海
と地に跨り立る天使の手に持ところの展たる小き卷を取れ 九 我ろ
の天使の所に往て之に曰けるは請小き卷を我に予よ彼いひけるは
れ此卷を取て食盡せ爾の腹苦く爲べし其口に入るときは蜜の如
く甜らん 十 われ天使の手より小き卷を取て之を食しに口に在し

時は其甜こと蜜の如なりしが食盡しゝ時わが腹苦く爲たり 十一 か
れ我に曰けるは爾再び諸民諸國諸音諸王の事を預言すべし
第十一章 われ杖の如き葦を予られたり天使われに曰けるは起て
神の殿と香壇並に其處にて拜する者を度ゑ 二 殿の外の庭は遺し
て度る可らず蓋これを異邦人に予へ給ひたれば也かれら四十二
ヶ月のあひだ聖城を踩躪さん 三 我わが二人の證者に能を予ん彼
等麻の衣を着て千二百六十日の間預言すべし 四 彼等は地を宰ど
る主の前に立る二の橄欖の樹二の燈臺なり 五 もし彼等を害はん
とする者あれば火その口より出て其敵を滅ぼすなり若し彼等を害
はんとする者あれば其者は此れ如く殺さるべし 六 これら預言する
間天を閉て雨を降ざらしむる權を有り亦水を血に變らせ且そ
の心の任に幾回にても各樣の災殃を以て地を撃權を有り 七 彼等
が其證をなし畢んとき底なき坑より上る獸ありて之と戰をなし

勝て之を殺さん 八 ろの屍ハ大なる邑れ衢ふあり此邑を譬てソド
ムと名け亦エジプトと名く即ち主の十字架ふ懸らき給ひし所ふ
り 九 諸民諸族諸音諸國の者三日半の間ろきらの屍を見ろつ其屍
を墓に葬ることを許さず 十 地にすむ者等かきられ死しに因て喜
び樂み互ふ禮物を贈答せん蓋この二人の預言者地ふ住ものを苦
めたれむ也 十一 三日半ののち生の靈神より出て彼等の中ふ入ろき
ら起て其足を立しろむ之を見るもの大に懼たり 十二 われ天より大ふ
る聲ありて此ふ升れと彼等ふ言を聞り彼等雲ふ乘て天に升れり
其敵てきを見たり 十三 ろの時ふ大ゐる地震ありて邑の十分の一ハ
傾き此地震の爲ふ死し者七千八還きる者等ハ大に懼き榮を天の
神ふ歸せり 十四 第二の禍すぎ去り第三の禍速ろふ來らんとす○ 十五
第七の天使鎗を吹しとき天に大ゐる聲ありて曰ろの世の諸れ國
ハ我儕の主およぴ主のキリストの屬と爲りキリスト世々窮ろく

之を治め給はん 十六 神の前に在て位に坐し居たる二十四人の長老
俯伏して神を拜し 十七 曰けるは今在し昔し在す全能の主たる神よ
我儕感謝す爾すでに大なる權を執て政事を施し給ふに因 十八 諸の
國の民怒を懷けり爾の怒も亦至れり且死し者を審判して爾の僕
なる預言者及び聖徒ならびに大と小との別なく其名を懼るゝ者
に賞を予へ地を亡す者を亡し給ふ時既に至れり 十九 時に神の殿天
に闢け殿の中に神の約束の櫃みゆ又閃電と聲と迅雷および地震
と大なる雹と有き

第十二章

爰に大なる異象天に現る一人の婦あり日を着月を足
の下にふみ首に十二の星の冕を戴けり 二 彼すでに孕み居しが子
を產んとして甚く苦み泣叫べり 三 また一の異象天に現る一條
の大なる赤龍あり之に七の首と十の角あり其七の首に七の冕を
戴けり 四 其尾にて天の星三分の一を曳てれを地に墮せり此龍子

を産んとする婦の前にたち産を待て其子を食んとす
五 婦男子を生り其子鐵の杖をもて萬國の民を主理らんとす彼神と其寶座の下に擧られたり
六 婦のがれて野に往り神こゝにて彼を千二百六十日のあひだ食れしめん爲に備給へる一の所あり
七 斯て天に戰起れり ミカエル この使者を率て龍と戰ふ龍も亦この使者を率て之と戰ひしが
八 勝こと能ず且再び天に居事を得ず
九 是に於て此大なる龍すなはち惡魔と呼れ サタン と呼るゝ者全世界の人を惑す老蛇地に逐下さる其使者も亦ともに逐下されたり
十 天に大なる聲あるを聞り曰く我儕の神の救と能力と其國と神の キリスト の權威今すでに至れり蓋われらの神の前に晝夜われらの兄弟を訴ふる者既に逐下されたれば也
十一 我儕の兄弟は羔の血および己が證せし所の道に因て之に勝り彼等は死に至るまで其生命を惜ざりき
十二 是故に天と天に居る者は喜べ地と海は禍なる哉こは惡魔

おのが時の幾時も無をしり大なる怒を懷て爾曹の所に下れる也
○十三龍おのが既に地に逐下されしを見て彼れ男子を生る婦を窘
せり 十四この婦大なる鷲の二の翼を予られ野に飛て己が所に至り
其處にて蛇を避一年と二年と半年のあひだ養はれたり 十五蛇その
口より水を河の如く婦の後に吐て之を漂さんとせり 十六地婦を助
け口を啓て龍の口より吐たる水を呑盡せり 十七龍婦を怒りてその
餘の兒女すなはち神の誡を守りイエスの證を有つものと戰はん
とて往り

第十三章

われ海の砂の上に立て一匹の獸の海より出るを見たり
之に七の首と十の角あり其角の上に十の冕を戴き其首に僭妄の
名を書せり 二我が見し所の獸その形は豹の如く其足は熊の足の
如く其口は獅子の口の如し龍ねれれの能力と座位と大なる權威
を之に予たり 三我ての獸の一の首傷を受て幾ど死んとする狀な

るを見たり其死んとする狀なりし傷愈ければ全世の人これを奇
として從へり　四　龍それ權威を獸に予しに因て人々龍を拜し又こ
の獸を拜し曰けるは誰か此獸の如き者あらんや誰か之と交戰を
なし得るもの有らんや　五　この獸夸大なる言と讟す言をいふ口を予
られ又四十二ヶ月のあひだ働をなすべき權を予らる　六　かれ口を
啓て神を讟し其名と其幕屋および天にすむ者等を讟せり　七　かれ
聖徒等と戰ひ之に勝ことを許され又諸族諸民諸音諸國を宰どる
權威を予られたり　八　地に住る凡の人即ち世の始より殺され給ひ
し羔の生命の冊に其名を錄されざる者等は此獸を拜せん　九　耳あ
る者は之を聽べし　十　凡そ人を虜にする者は己また虜にせられ刀
にて人を殺す者は己また刀にて殺さるべし聖徒の忍耐と信仰玆
に在○　十一　我また一匹の獸の地より出るを見たり之に二の角あり
て羔の角の如し且その言ふことと龍の如し　十二　この獸先の獸の前に

て先の獸の凡の權威をとり地と其上に住る者をして先に死んとする狀なりし傷の愈たる獸を拜せしめたり 十三 また大なる奇徵をなし人々の前にて火を天より地に降し 十四 且その權を得て獸の前に行ふ所の奇徵を以て地にすむ者を欺き彼等に語りて彼の刀傷を受てなほ活る獸の像を作らしむ 十五 彼かの獸の像に生命を予へ之をして言ふことを得しめ又その像を拜せざる者を悉く之に殺しむるの權を予られたり 十六 それ衆人をして大小貧富自主奴隷の別なく或は右の手或は額に印誌を受しむ 十七 印誌すなはち獸の名あらざる者あるひは其名の數あらざる者は凡て貿易する事を得ざらしめたり 十八 此獸の數目の義を知ものは智慧あり才智ある者は此獸の數を算よ獸の數は人の數なり其數は六百六十六なり

第十四章

われ觀しに羔シオンの山に立り十四萬四千の人これと偕にあり皆その額に羔の名およびその父の名を書せり 二 われ天

より聲あるを聞り衆の水の聲の如く大なる雷の聲の如し我が聞
し此聲は琴を彈者の琴をひく琴の音なり 三 かれら新しき歌を寳
座の前および四の生物と長老等の前に歌ふ此歌は贖はれるゝこ
とを得て地より來る十四萬四千人の外は學得ることなし 四 彼等
は婦女と交りて其身を玷ざる潔者なり且羔の往ところ何處にて
も之に從ふ彼等は人の中より贖出されたる者にて神と羔に獻し
初の果なり 五 其口に謊言なし彼等は疵なき者也○ 六 我また一人の
天使の穹蒼の中央を飛を見たり彼地にすむ者すなはち諸國諸族
諸音諸民に宣傳へん爲に永遠なる所の福音を携へ 七 大なる聲に
て曰けるは神を畏れ榮を之に歸せよ蓋神の審判し給ふとき既に
至れるなり天地海及び水の源を造り給ひし者を拜せよ 八 また一
人の天使その後に從ひ往て曰けるは大なるバビロンは傾たり傾
たり彼その姦淫に因て干る怒の酒を萬國の民にも飲しめたり 九

第三の天使かれらの後に從ひ往て大聲に曰けるは若し獸と其像を拜し其印誌を額あるひは手に受る者あらば 十 必ず神の怒の酒を飮ん即ち神の怒の杯に物を雜ずして斟るもの也また聖天使たち及び羔の前にて火と硫黄を以て苦めらるべし 十一 かの苦めらるゝ烟上に騰て盡る時なし獸と其像を拜する者また其名の印誌を受る者は夜晝安からざる也 十二 神の誡とイエスを信ずる信仰を保つ聖徒の忍耐こゝに在り 十三 我天より聲ありて我に言ふを聞り曰なんぢ此言を書せ今より後主に在て死る死人は福なり靈も亦いふ然かれらは其勞苦を止て息ん其功はかれに隨はんと○ 十四 われ觀しに白雲あり其雲の上に人の子の如きもの首に金の冕を戴き手に利鎌を持て坐せり 十五 また一人の天使殿より出大なる聲にて雲の上に坐せる者に曰けるは刈時すでに至れり地の穀物すでに熟したり爾の鎌を入て刈 十六 雲の上に坐する者かの鎌を地に入ければ

地の穀物刈取をたり 十七 また一人の天使天にある殿より出ろきも亦利鎌を持り 十八 また一人の火を掌る權威を有る天使祭壇より出大なる聲にて利鎌を持る者に曰けるは地の葡萄すでに熟したり爾の利鎌を入て葡萄の球を刈歛めよ 十九 天使その鎌を地に入地の葡萄を刈歛めて神の怒の大なる醡に投入たり 二十 城の外にて此醡を踐しに血醡より出て馬の轡に達ほどに至り廣さるると七十五里に及べり

第十五章

我また大にして且奇なる異象の天に現れしを見たり 一 七人の天使末後の七の災殃を持り神の怒は此にて盡るなり 二 我また火の雜たる玻璃の海の如ものを見たり且獸と其像および其名の數に勝たるもの神の琴を執て此玻璃の海の上に立るを見たり 三 かれら神の僕モーセの歌と羔の歌を謳て曰けるは主全能の神なんぢの行爲の大なるかな妙なるかな萬民の王よ爾の道の義なる

かな誠なる哉 四 主よ誰か爾を畏ざらんや誰か爾の名を崇ざらんや唯なんぢ聖し萬國の民なんぢの前に來りて拜せん爾の義き行爲すでに顯れたり○ 五 此後われ觀しに天にて證の幕屋の殿闢たり 六 七の災殃を持る七の天使潔して光ある布をき胸に金の帶を束ねて此殿より出 七 四の活物の一ての七人の天使に世々窮なく在す神の怒を盛る金の金椀を予ふ 八 神の榮光と權力より出る烟殿に滿たり七の天使の持る七の災殃の畢まで殿に入ることを得る者なし

第十六章

我また殿より大なる聲いでゝ七の天使に語るを聞り曰く往て神の怒を盛る七の金椀を地に傾けよ 二 第一の使者ゆきてその金椀を地に傾けしかば獸の印誌ある人と其像を拜する人とに惡かつ苦痛の腫物生たり 三 第二の使者其金椀を海に傾けゝれば海は死し者の血の如くなりて海にある活物ことごとく死たり 四 第三

の使者その金椀を河および水の源に傾けゝれば其水みな變て血
と爲り　五われ水を掌る天使の云る言を聞り曰くいま在し昔し在
す聖主よ爾かくの如く審判をなし給ふに因て義なり　六なんぢ聖
徒と預言者の血を流しゝ彼等に血を予て飲しむ彼等は之を受べ
き者なり　七我また聲ありて祭壇より出るを聞り曰く然り主たる
全能の神よ爾の審判は正しくかつ義なり　八第四の使者その金椀を太
陽の上に傾けゝれば太陽火を以て人を烤の權を予られたり　九人
々大熱に烤れて此等の災殃を掌どり給ふ神の名を詬り且悔改め
ず神に榮を歸せざりき　十第五の使者その金椀を獸の座の上に傾
けゝれば其國暗なり人みな痛苦に因て其舌を齧たり　十一又その痛
苦と腫物との故に因て天の神を詬り己が行を悔改めざりき　十二第
六の使者その金椀を大河ユフラテに傾けゝれば其水涸盡たり是
東方の諸王の路を備ん爲なり　十三我また龍の口と獸の口および僞

の預言者の口より蛙に似る三の汚たる靈の出るを見たり
十四 此は惡魔の靈なり異なる跡を行ひて全地の諸王に就り彼等をして全能の神の大なる日の戰に集らしむ
十五 視よ我盜賊の如して來らん裸裎にて行き羞處を見るゝことを無らん爲に目を醒し衣を着をる者は福なり
十六 三の靈諸王たちをヘブルの音にてハルマゲドンとよぶ所に集たり
十七 第七の使者その金椀を空中に傾けゝれば大なる聲天の殿の中なる寶座より出て曰けるは既に成り
十八 此とき許多の聲迅雷閃電また大なる地震ありき人の地に出しより以來かくの如き大なる地震ありし事なし
十九 大なる邑三になり異邦人の諸の城傾たり神大なるバビロンを憶起して之に己の劇き怒の酒を盛たる杯を予へ給へり
二十 諸の島は遁去もろ〱の山は見なく爲り
二一 また大なる雹天より人々の上に降り雹ごとに重さ約ろ一タラントあり人々雹の災に因て神を訴れり蓋その災甚しく

大なれば也

第十七章

七の金椀を持る七人の天使の其一人きたりて我に語て
曰けるは來れ我なんぢに多の水の上に坐する大淫婦の刑罰を示
さん 二 地の王等これと淫を行ひ地に住る者その淫亂の酒に醉た
り 三 われ靈に感じ携へられて野にゆき緋色の獸に乘る婦を見た
り此獸あまねく體に僭妄の名あり又七の首と十の角あり 四 その
婦紫と緋の衣を纏ひ金と寶石と眞珠を以て身を飾り手に憎むべ
きもの及び己が奸淫の穢を盛る金の杯を持 五 その額に名を書せ
り云く奥義大なるバビロン地の淫婦と憎むべき者との母 六 我そ
の婦の聖徒の血に醉イエスの證を作し者等の血に醉たるを見た
り我この婦を見て大に駭き異めり 七 天使われに曰けるは爾な
にゆゑ駭くや我なんぢに此婦および之を乘せる七の首十の角ある
獸の奥義を語らん 八 爾が見し獸は昔には有しが今は無のち無底

坑より上りて沈淪に往ん世の始より生命の册に其名を録されざる地に住るものの昔にありて今あらず後また出る獸を見て駭ん
九 爰に智慧の心あるべし此七の首ハ婦の坐する七の山なり
十 七の王あり其五ハ既に傾て一ハ尚あり餘の一ハ未だ來らず來らバ暫く止らん
十一 昔に有て今あらざる獸ハ第八なり即ち七の王より出し者にて終に沈淪に往ん
十二 爾が見し十の角ハ十の王なり彼等ハ未だ國を得ざれども此獸と偕に一時のあひだ王の如き權威を執べし
十三 彼等ハみな同心にて己が能力と權威を彼の獸に予ふ
十四 かれら羔と戰ハん而して羔ハこれに勝なり蓋羔ハ諸の主の主王の王なり又これと偕にある者ハみな召れ選れたる忠信の者なるに因
十五 天使また我にいふ淫婦の坐する所の爾が見し水ハ庶民、群衆、諸國、諸音なり
十六 爾が見し十の角と獸ハ夫の淫婦を憾み之をして荒墟かつ裸程に爲しめ又その肉を食ひ火を以て之を焚べし
十七 蓋かれらに

神おのが旨に循ふの心を予へ彼等をして心を同うせしめ且神の言の悉く成まで其國を獸に予しめ給へば也
十八 爾が見し婦は地の諸王に王たる大なる城邑なり

第十八章

此後われ又一人の天使の大なる權威を有て天より降るを見るの榮地を照し輝けり
二 かれ大なる聲にて呼り曰けるは大なるバビロン傾れたり傾れたり今惡魔の住處また各樣の汚たる靈および穢たる憎べき鳥の巢と爲り
三 そは萬國の民らかれが奸淫に因て干る怒の酒をのみ地の諸王かれと淫を行ひ地の商賈はかれが甚しき奢華に由て富を致せば也○
四 我また天より聲あるを聞り曰わが民よ爾曹かれの罪に共に與り又彼の災に共に遇ことを免れんが爲その中を出べし
五 そは彼が罪は積りて天に至り神その不義を心に記給へり
六 彼が爾曹に爲し如く彼に爲その行を照し倍し倍して之に報い彼が斟予し杯に爾曹また倍して之に斟予へよ
七 彼が

自ら高ぶり自ら奢れる如く亦痛苦悲哀を彼に予へよ彼心の中に謂われは女王の位に坐す我は寡婦に非ず我かならず悲哀に遇じと
八 是故に諸の災殃一日の間に彼の身に來らん即ち死悲哀饑饉あり彼また火にて焚盡されん蓋これを鞫給ふ主たる神は能力ある者なれば也
九 彼と淫を行ひ彼と共に奢華くらしゝ地の諸王彼が焚るゝ烟を見て之が爲に哭き哀まん
十 その諸王かれが受る痛苦を畏れ遙に離れ立て曰ん哀き哉哀き哉大なる邑バビロン堅固なる邑爾が受る刑罰一時の間に至れりと
十一 地の商賈それが爲に哭哀めり蓋かれらの貨物を買人なければ也
十二 その貨物は金、銀、寶石、眞珠、細麻布、紫にて染し物、絹、緋に染し物、各樣の香木、象牙、各樣の器皿、價貴き木あるひは眞鍮あるひは鐵あるひは蠟石にて作れる各樣の器皿
十三 また肉桂、香料、香膏、沒藥、乳香、葡萄酒、油、麥粉、麥、牛、羊、馬車、奴隸および人の魂あり
十四 バビロン爾が心嗜る果穀の熟期すで

に過去すべての奢れる華美のもの既に亡ぶ復てきを見ざるべし
十五 此等の物を販ひバビロンの爲に富を致しゝ者等バビロンの受
る苦を畏れ遥に離れ立て哭泣み曰けるは 十六 哀き哉哀き哉細麻布
と紫にて染し物と緋に染し物とを纏ひ金、寶石、眞珠にて飾たる大
なる城邑よ此の如き大なる富一時の間に消滅んとは 十七十八 凡の舟長
海を航る人々及び舟子と海に由て生業を作ものバビロンの燃る
烟を見はるゝ離れ立て喊叫いひけるは何の邑か此大なる邑に
比ぶ可んや 十九 また塵を首の上に散布し哭泣つゝ叫び曰けるは哀
き哉哀き哉この大なる邑ろの奢侈に由て凡て海に舟を有る者の
富を得たる此邑一時の間に滅して 二十 天よ聖徒、使徒、預言者よ爾
曹これを喜ぶべし神なんぢらの爲に之に報をなし給へる也 二十一
人の強き天の使磨の如き巨なる石を取あげを海に投て曰けるは
大なる城バビロン此の如く烈しく打仆されて再び顯るゝ事なか

らん 二二 バビロンよ爾の中に琴をひき樂を奏し笛をふき鈸を鳴す聲重ねて聞えず各樣の工人重ねて見えず磨の音重ねて聞えず 二三 火燈の光かさねて輝ず新郎新婦の聲かさねて聞えざるべし蓋なんぢの中の商人は地の尊貴者なれば也また萬國の民なんぢの魔術に惑されたれば也 二四 預言者聖徒および凡て地に在て殺されたる者の血は此邑に見えたり

第十九章

此後われ許多の人の呼が如き大なる聲の天に在を聞り曰ハレルヤ救と榮と權力は我儕の神の有ち給ふ所なり 二 その審判は直かつ義なり蓋神かの淫亂に因て世界を汚したる大淫婦を鞫き己が僕等の血の報を求て之を罰し給へば也 三 かれら再ハレルヤと言り淫婦を焚火の烟のぼりて世々熄時なし 四 二十四人の長老および四の活物寶座に坐し給ふ所の神を伏拜てアーメン、ハレルヤと言り 五 聲寶座より出ていふ神の僕よ神を畏るゝ者よ大

と小と大との別なく皆われらの神を讚美すべし　六　我おほくの人の聲
の如く多の水の音の如く大なる雷の聲の如き聲を聞り曰ハレル
ヤ夫主たる全能の神は王なり　七　われら喜び樂みて神を崇めん蓋
羔の婚姻の期すでに至り其婦すでに自ら備をなし畢たればなり　八
婦は潔して光ある細布を衣ことを許さる此細布は聖徒の義なり
九　天使われに曰けるは羔の婚姻の筵に招きたる者は福なりと書
記せ又われに曰てれ神の眞の言なり　十　我その足下に俯伏て拜
せんと爲ければ彼我にいふ然すべからず愼めよ我も爾と同く僕
なり亦イエスの證を有つ爾の兄弟と同く僕なり爾たゞ神を拜せ
よイエスの證を立る靈と預言の靈と殊なる事なし〇　十一　我また天
の闢を觀しに一匹の白馬あり之に乘るものの忠信また誠實と稱ら
る彼は義を以て審判と戰爭と爲せり　十二　その目は火焔の如く其首
に多の冕を冠れり又錄せる名あり彼の外に之を識者なし　十三　かれ

血に染たる衣を纒へり彼の名は神の言と云ふ 十四 天にある諸軍皎く
輝ける細布をき白馬に乗て之に從へり 十五 彼の口より利劍いづ之
を以て列國の民を撃かつ鐵の杖を以て列國の民を牧らん彼また
全能の神の甚しき怒の酢を踐 十六 彼が衣と股に録せる名あり曰く
諸王の王諸主の主 十七 我また一人の天使の日の中に立るを見たり
彼空中に飛鳥に大なる聲にて呼曰けるは爾曹神の大なる筵に集
り來り 十八 諸王の肉將軍の肉勇士の肉馬と之に乗る者の肉および
自主奴隸大と小との別なく凡の人の肉を食へ 十九 我かの獸地の諸
王および其軍隊の既に集りて白馬に乗る者および其軍隊と戰は
んと爲を見たり 二十 獸と僞の預言者と共に擒にせらる此僞の預言
者は前に獸の前にて異なる跡を行ひ獸の印誌を受たる者および
其像を拜する者を惑しゝ者なり此二のもの生ながら硫磺にて燃
る火の池に投入られ 二十一 その餘の者は白馬に乗る者の口より出る

所の劍にて殺されたり諸の鳥ハ彼らの肉を食ひて飽り

第二十章

われ一人の天使底なき坑の鑰と大なる鏈を手に携へて
天より降るを見たり 二 かれ惡魔と稱へサタンと稱る龍すなはち
老蛇を執て之を千年のあひだ縛置んとす 三 之を底なき坑に投入
れ閉こめて其上に封をなし千年過るまで諸國の民を惑すこと莫
らしむ其後かならず暫時のあひだ釋放さるべし 四 我おほくの座
位を見しに其上に坐する者あり彼等審判の權を予らる又イエス
の證および神の道の爲に首斬れたる者の靈魂を見たり此ハ獸と
其像を拜せず其印誌を額あるひハ手に受ざりし者の靈魂なり皆
生てキリストと共に千年の間王と作り 五 其他の死人ハ千年終ま
で甦らざる也これ第一の復生なり 六 この第一の復生に與る者ハ
福なり是聖者なり此輩の上に第二の死ハ權を執こと能ず彼等ハ
神とキリストの祭司と作キリストと共に千年の間王たるべし○

七 千年終てサタン其囚より釋放さるべし 八 かれ出て地の四方の列邦ゴグとマゴグを惑し之を集て戰しめんとす彼等の數は海の沙の如し 九 かれら地に遍く滿て聖徒の陣營と愛せらるゝ城とを圍む此時に火天より降りて彼等を焚盡せり 十 彼等を惑しゝ惡魔火と硫磺の池に投入られたり即ち獸および僞の預言者の居るところ也てふれ夜も晝も患難痛苦ありて世々熄時なし○十一 われ白き大なる寶座と之に坐する者とを見る地と天と其前を遁て再び留るべき處を得ず 十二 我また死し者の大と小との別なく皆神の前に立を見たり其處に書ありて展く別に又一の書ありて展てれ生命の書なり死し者は皆書に錄せる所の事に由るの行に循ひて審判を受る也 十三 海るの中の死人を出し死と陰府と其中の死人を出せり彼等おのおの其行に循ひて審判を受たり 十四 死と陰府と火の池に投入られたり是第二の死なり 十五 凡て生命の書に錄されざる者

も亦火の池に投入られたり

第二十一章

われ新しき天と新しき地を見たり先の天と先の地は
既に過さり海も亦有ことなし 二 われ聖城なる新しきエルサレム
備整ひ神の所を出て天より降るを見その狀は新婦その新郎を迎へ
ん爲に修飾たるが如し 三 われ大なる聲の天より出るを聞り云く
神の幕屋人の間にあり神人と共に住み人神の民となり神また人と
共に在して其神と爲給ふなり 四 神これらの目の涙を悉く拭とり
復死あらず哀み哭き痛み有ことなし蓋前事すでに過去ばなり 五
寶座に坐する者これに曰けるは見よ我萬物を新にせん又我に曰
けるは爾これを書記せ蓋この言は信ず可して確實なれば也 六 そ
れ我に曰けるは既に成り我はアルパ也オメガなり始なり終なり
渇者には價なしに生命の水の源にて飲事を許さん 七 勝をうる者
は此等の物を得て其業と爲ん我かれは神となり彼はわが子と爲るべ

し
八 然ど臆する者信ぜざる者憎む可もの人を殺すもの姦婬を行
ふもの魔術をなす者偶像を拜する者および凡て誑を言ふものは火
と硫磺の燃る池にて其報を受べし是第二の死なり〇
九 末後の七
の災殃の盛る七の金椀を執る七人の天使の一人來りて我に語り
曰けるは來れ我なんぢに羔の妻なる新婦を見せん
十 己れ靈に感
じ天使に携へられて大なる高山に至り此にて我に大なる城聖
エルサレム神の榮を以て神の所を出て天より降るを示す
十一 其城
の光輝くこと至寶き玉の如く澄徹る金剛石の如し
十二 此に大なる
高き石垣ありて十二門あり其門に十二の天使をれり門の上に名
を書せりイスラエルの十二の支派の名なり
十三 東に三の門あり北
に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり
十四 城の石垣に十二
の基址あり其上に羔の十二使徒の名あり
十五 我に語る者城と門
と石垣とを測ん爲に金の竿を持たり
十六 城は四方にして長と闊

と同じ天使竿を以て城を測しに六百里あり長さ濶高さ共に相等
し 十七 又その石垣を測しに人の度に從へば百四十四キユビトあり
人の度は天使の度と同じ 十八 石垣は金剛石にて築き城は清潔なる
玻璃の如き純金にて造れり 十九 城の石垣の基址は各樣の玉にて飾
れり第一の基址は金剛石第二は青玉第三は赤玉第四は綠の玉 二十
第五は紅の瑪瑙第六は黃色の玉第七は薄き黃色なる玉第八は水
色の玉第九は紅の玉第十は翡翠第十一は深紅の玉第十二は紫の
玉なり 二一 十二の門は十二の眞珠なり一の眞珠にて一の門を造れ
り城の衢は澄徹る玻璃の如き純金なり 二二 われ城の中に殿あるを
見ず蓋主たる全能の神および羔その殿なれば也 二三 また城は日月
の照ことを需ず蓋神の榮光これを照し且羔城の燈なれば也 二四
萬の國の民その光に藉て行まん地の諸王おのれの榮と尊貴とを
以て此城に來らん 二五 その門は終日とぢず此に夜ある事なし 二六 萬

の民己の榮と尊貴とを以て此城に來らん
二七 凡て潔らざる者と憎べき行を爲もの或は謊をいふ者は必ず此に入ことを得ず唯羔の生命の書に錄されたる者のみ入るなり

第二十二章

天使生命の水の河を我に示せり其水澄徹りて水晶の如し神と羔の寶座より出
二 城の衢の中および河の左右に生命の樹あり十二種の果を結び一種を月ごとに結ぶ也その樹の葉は萬國の民を醫すべし
三 重て呪詛あることなし神と羔の寶座そこに在その僕これに事へん
四 僕ども神の面をみ神の名かれらの額に在べし
五 彼處には夜あることなく燈の光と日の光とを用ることなし蓋主なる神かれらを照し給へばなりかれら世々窮なく王たらん
六 天使また我に曰けるは此言は信ずべくして誠實なり預言者の靈魂の神なる主速やかに成んと爲ことを其衆僕に示すために其使者を遣せり
七 われ速かに至らん此書の預言の言を守る者は福な

り○ 八 我ヨハネ此等の事を見聞せり之を見聞せしとき我に此等
の事を示せる天使の足下に俯伏して拜せんと爲ければ 九 かれ我
にいふ然すべからず愼めよ我は爾と同く僕なり亦なんぢの兄弟
なる預言者及び此書の言を守る者と同く僕なり爾たゞ神を拜せ
よ 十 彼また我に曰けるは此書の預言の言を封ずること勿れ蓋時
近ければ也 十一 不義なる者は不義なる任にし汚穢者は穢き任にし義者
は義なる任にし聖者は聖き任にせよ 十二 われ速かに至らん必ず報
應あり各人の行ふ所に循ひて之に報べし 十三 我はアルパ也オメガ
なり首先なり末後なり始なり終なり 十四 その衣を洗ひし者は福な
り彼等は生命の樹の果を受ることを得また門より城に入ことを
得べし 十五 犬および魔術を爲もの姦淫を行ふもの人を殺すもの偶
像を拜する者また凡て謊言を好て虚妄を行ふ者は城の外に居な
り 十六 我イエスわが使者を遣して此事を爾曹諸教會に證す我はダ

ビデの根また其苗裔なり我は耀く曙の明星なり 十七 靈と新婦とい
ふ來れと之を聞者も來れといへ渴者は來るべし願ふ者は價なし
に生命の水を飮べし 十八 我この書の預言の言を聞者に證をなす若
この書の預言の言に加る者あれば神はこの書に錄す所の災を以て
之に加へん 十九 若この書の預言の言を削る者あれば神之をして此
書に錄す所の生命の樹の果と聖城とに與ることを莫らしむ 二十 此事
を證する者いひけるは我必ず速に至らんアーメン主イエス
よ來り給へ 二十一 願くは主イエスの恩寵すべての聖徒と共に在んこ
とを

新約全書約翰默示錄終

北美國
聖書會社